

発刊登録番号：11-1430000-000093-10

2017年発行

# 2016年度知的財産白書

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE (仮訳)

(仮訳)

韓国特許庁

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2016年知的財産白書(2017年5月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

[http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3072&catmenu=m04\\_02\\_03](http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3072&catmenu=m04_02_03)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 目次

<b>第1編 知的財産政策の概観</b> .....	38
<b>第1章 知的財産分野における国内外の動向</b> .....	39
第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向-----	39
1. 知的財産分野における国内動向.....	39
2. 対応策.....	42
第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向-----	43
1. 知的財産分野の国際動向.....	43
2. 対応策.....	47
<b>第2章 特許行政の戦略体系</b> .....	49
第1節 特許庁のビジョンと推進戦略-----	49
第2節 ビジョン達成に向けた実践課題-----	51
1. 信頼される審査・審判サービスの提供.....	51
2. 優秀な知的財産の創出・活用の促進.....	51
3. 知的財産の保護実効性の向上.....	52
4. 知的財産人材の養成及び国民向けサービスの改善 .....	53
<b>第2編 信頼される審査・審判サービス</b> .....	54
<b>第1章 高品質の審査・審判サービスの提供</b> .....	55

第1節 特許・実用新案分野	55
1. 概観	55
2. 特許・実用新案の速やかな権利化及び審査品質の向上への取り組み	56
3. 現場コミュニケーション型審査及び特許審査3.0の推進	66
4. 審査協力型の先行技術調査など審査インフラの改善	70
5. 特許審査における国際協力の強化	76
第2節 商標・デザイン分野	80
1. 概観	80
2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上	81
3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善	86
4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化	101
第3節 審判分野	109
1. 概観	109
2. 審判品質の向上	113
3. 口述審理の拡大実施及び充実化	119
第4節 審査評価制度の運営	124
1. 概観	124
2. 審査評価制度の運営	124
3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援	129
第5節 出願・登録方式審査分野	133
1. 迅速・正確な顧客志向の方式審査	133
第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化	135
1. 概観	135
2. 実務中心の専門教育課程	136
3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化	140

## 第2章 需要者中心の知的財産権制度の構築・運営 145



第1節 特許・実用新案分野	145
1. 概観	145
2. 不良特許防止に向けた特許法の改正	146
3. 特許・実用新案審査基準改正の推進	152
第2節 商標・デザイン分野	155
1. 公正な商標使用秩序を確立に向けた商標制度の改善	155
2. 出願人の利便性向上に向けたデザイン制度の改善	158
第3節 審判分野	162
1. 概観	162
2. 迅速・優先審判制度の運営	163
3. 企業負担の軽減に向けた特許無効制度改善の推進	165
4. 韓・中・日の審判分野交流協力基盤の強化	168
<b>第3編 優秀な知的財産の創出・活用促進</b>	<b>171</b>
<b>第1章 核心・標準特許の創出支援</b>	<b>172</b>
第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化	172
1. 概観	172
2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援	173
3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援	182
4. 政府R&D活用・管理段階における特許成果総合管理	186
第2節 IP-R&D連携戦略の高度化	192
1. 概観	192
2. IP-R&Dオーダーメイド型支援の拡大	194
3. IP-R&Dの裾野を広げるための民間拡散の強化	199
第3節 標準特許の創出支援	204

1. 概観	204
2. 政府R&Dにおける標準特許確保可能性の向上	205
3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援	210

## 第2章 知的財産基盤の創造企業の育成 . . . . . 212

第1節 中小企業の知的財産経営支援の強化	212
1. 概観	212
2. 中小企業IP成長段階別の支援体系	213
3. IP Start-up支援	216
4. IP Scale-up支援	220
5. IP Star支援	226
6. 知的財産経営診断	229
7. 知的財産経営認証	232
第2節 地域における知的財産インフラの構築	236
1. 概観	236
2. 地域知識財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築	236
3. 地域における知的財産権認識の向上	240
4. 軍将兵知的財産権創出支援	245
5. 海警安全技術開発基盤作りに向けた海警発明コンテスト	246

## 第3章 知的財産金融の活性化及び事業化の促進 . 249

第1節 中小企業の知的財産金融・取引の活性化	249
1. 概観	249
2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化	250
3. 特許開放及び活用の促進	254
4. 創造経済革新センター内の特許支援窓口の活性化	259
5. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援	261
6. 知的財産活用戦略の支援	266

7. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営	269
8. 国有特許の活用促進	271
第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進	277
1. 概観	277
2. 特許経営専門家の派遣	279
3. 発明インタビュー及び公共IP活用支援	281
4. 製品単位の特許ポートフォリオの構築	285
5. 知的財産活用ネットワークの運営	288

## 第4章 知的財産創出・活用の基盤作り . . . . . 292

第1節 知的財産政策の国家レベルでの推進	292
1. 推進背景	292
2. 推進内容及び成果	292
3. 今後の推進計画	293
第2節 知的財産権政策を強化するための基盤作り	294
1. 知的財産政策研究の強化	294
2. 知的財産研究基盤の構築	296
第3節 知的財産サービス産業の育成	303
1. 概観	303
2. 知的財産サービス市場の需要拡大	304
3. 知的財産サービス企業における採用連携教育の拡大	308
第4節 知的財産権創出・活用インフラの強化	314
1. 職務発明制度の定着促進	314
2. 知的財産権の貿易収支統計	320
3. 半導体設計財産の振興	324

## 第4編 知的財産の保護及びグローバルリーダーシ

## トップの強化 ..... 330

### 第1章 国内知的財産権保護基盤の強化 ..... 331

#### 第1節 概観 ----- 331

1. 推進背景及び概要 ..... 331
2. 推進内容及び成果 ..... 332
3. 評価及び発展方向 ..... 333

#### 第2節 国内知的財産権保護活動の強化 ----- 335

1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化 ..... 335
2. 政府レベルの知的財産保護活動 ..... 337
3. 模倣品通報褒賞金制度の運営 ..... 341
4. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化 ..... 343

#### 第3節 国内知的財産権保護環境の構築 ----- 346

1. 特許侵害及び損害額の立証緩和に向けた法令改正 ..... 346
2. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止 ..... 350
3. 企業営業秘密保護のための制度改善 ..... 352
4. 公正な商標使用体系の確立 ..... 355

### 第2章 海外知的財産権の紛争対応支援 ..... 358

#### 第1節 概観 ----- 358

1. 推進背景及び概要 ..... 358
2. 推進内容及び成果 ..... 359
3. 評価及び発展方向 ..... 359

#### 第2節 海外知的財産権の保護強化 ----- 361

1. K-ブランド保護及びIP-Deskを通じた知的財産権支援の強化 ..... 361

2. 企業の国際特許紛争対応能力の向上…………… 364
3. 知財権訴訟保険の活性化を通じた企業支援強化…………… 368

## 第3章 知的財産分野におけるグローバルリーダー

### シップの強化…………… 370

#### 第1節 概観…………… 370

1. 概要…………… 370
2. 国際動向及び対応策…………… 372

#### 第2節 強固な知的財産先進5カ国協力体制の構築…………… 381

1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制…………… 381
2. 商標先進5カ国特許庁(TM5)の協力体制…………… 385
3. デザイン先進5カ国特許庁(ID5)の協力体制…………… 388

#### 第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進…………… 392

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化…………… 392
2. 知的財産権の二国間協力対象国の多角化…………… 394
3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的対応…………… 397
4. 知的財産権分野の通商交渉対応…………… 409

#### 第4節 グローバル特許行政情報化の先導…………… 414

1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化…………… 414
2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散…………… 424
3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業…………… 428
4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会…………… 430

#### 第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大…………… 433

1. 推進背景…………… 433
2. 主な推進成果…………… 433
3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散…………… 436

## 第5編 知的財産人材養成及び国民向けサービスの

### 改善 ..... 438

### 第1章 生涯周期別に知的財産教育の環境構築 ... 439

#### 第1節 知的財産専門人材の養成 ----- 439

1. 概観 ..... 439
2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成 ..... 440
3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの取組 ..... 450
4. IP経営Level-upプログラムなどを通じた企業の知的財産専門人材の養成 463
5. 知的財産単位バンク制度 ..... 470
6. 弁理士法改正の推進 ..... 474

#### 第2節 創意的な発明人材の発掘・育成 ----- 478

1. 概観 ..... 478
2. 発明教育の基盤構築及び制度化 ..... 479
3. 学生レベル別・学校レベル別の発明教育の推進 ..... 482
4. 発明活動優秀学生及び教員の発掘・拡大 ..... 492
5. 知的財産スマート教育を活用した国民全体に対する知的財産常時学習の推進 ..... 497

#### 第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大 ----- 502

1. 社会的弱者のための無料弁理サービス ..... 502
2. 知識財産才能シェアリング事業の推進 ..... 504

#### 第4節 発明振興イベントの開催 ----- 508

1. 概観 ..... 508
2. 第51回「発明の日」の記念式を開催 ..... 509
3. 特許技術賞の授賞 ..... 511

4. 2016年度の大韓民国知的財産大典の開催	514
第5節 女性発明振興活動の展開	518
1. 概観	518
2. 女性発明家の底辺拡大及び知的財産の認識向上	519
3. 女性発明の事業化支援	522
<b>第2章 知的財産行政サービスの改善</b>	<b>525</b>
第1節 特許行政情報システムの開発・運営	525
1. 概観	525
2. 第3世代特許ネットシステムの開発・運営	526
3. 審査官用検索システム(KOMAPASS)の構築・運営	540
4. 情報保護体系の強化	543
第2節 ユーザー中心のサービスシステム体制の構築	546
1. 概観	546
2. ユーザー指向的な手数料体系の改編	547
3. 出願・登録分野における特許行政制度の改善	549
4. 顧客の意見を反映したサービス・制度の改善	552
5. 24時間電子ユーザーサービスの提供	556
第3節 特許情報DBの構築	571
1. 概観	571
2. 知的財産権データの拡充及び管理・活用	571
3. 韓国特許英文抄録の構築	583
4. 知的財産権公報の発刊	587
第4節 知的財産情報サービスのレベル向上	590
1. 概観	590
2. 顧客指向型の特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営	591
3. 特許文献翻訳サービスの拡大	595

4. 知的財産情報の統合検索支援	597
------------------	-----

## 第6編 知的財産分野における非正常の正常化、規

制改革及び政府3.0	601
------------	-----

### 第1章 規制改革

第1節 概観	602
--------	-----

1. 推進背景	602
2. 推進内容及び成果	602
3. 評価及び発展方向	607

第2節 日没規制の整備	608
-------------	-----

1. 推進背景	608
2. 推進内容及び成果	608
3. 評価及び発展方向	610

第3節 規制費用管理制度の導入及び運営	611
---------------------	-----

1. 推進背景	611
2. 推進内容及び成果	611
3. 評価及び発展方向	613

### 第2章 非正常の正常化

第1節 概観	614
--------	-----

1. 推進背景及び概要	614
2. 推進内容及び成果	615
3. 評価及び発展方向	620

第2節 政府R&D特許の個人所有、重複提出などの慣行を根絶	622
-------------------------------	-----



1. 推進背景及び概要	622
2. 推進内容及び成果	622
3. 評価及び発展方向	623
第3節 海外商標ブローカの被害予防及び対応	625
1. 推進背景及び概要	625
2. 主要内容及び成果	625
3. 評価及び発展方向	629

## 第3章 政府3.0 ..... 630

第1節 概観	630
1. 推進背景及び概要	630
2. 推進内容及び成果	631
3. 評価および発展方法	635
第2節 IP金融の活性化及び事業化の促進	637
1. 推進背景及び概要	637
2. 推進内容及び成果	638
3. 評価及び発展方向	642
第3節 オープンプラットフォーム方式の公共データの開放拡大	644
1. 推進背景及び概要	644
2. 推進内容及び成果	644
3. 評価及び発展方向	648
第4節 知的財産連携グローバルヒット商品の創出プロジェクトの取組	651
1. 推進背景及び概要	651
2. 推進内容及び成果	655
3. 評価及び発展方向	657

## 第7編 産業財産権の出願・登録及び審査・審判統

## 計状況 ..... 659

### 第1章 国内出願分野の状況 ..... 660

#### 第1節 産業財産権の出願全般 ----- 660

1. 産業財産権の出願動向 ..... 660
2. 外国人の出願状況 ..... 661
3. 法人及び個人の出願状況 ..... 663
4. 女性及び学生の出願状況 ..... 664
5. 代理人有無別の出願状況 ..... 665
6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況 ..... 666
7. 韓国の主要国(米国、日本、中国、ヨーロッパ)に対する特許出願状況 .. 667

#### 第2節 権利別・産業部門別の出願 ----- 668

1. 特許・実用新案登録の出願状況 ..... 668
2. デザイン登録の出願状況 ..... 674
3. 商標登録の出願状況 ..... 675

#### 第3節 公共機関及び大学の特許出願 ----- 677

1. 公共機関の特許出願状況 ..... 677
2. 大学の特許出願状況 ..... 678

#### 第4節 内・外国人の地域別・企業別の出願 ----- 680

1. 韓国人の出願 ..... 680
2. 外国人の出願 ..... 682

### 第2章 PCT及びマドリッド国際出願分野 ..... 686

#### 第1節 PCT国際出願 ----- 686

1. 全世界のPCT国際出願状況 ..... 686

2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し	688
3. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し	694
4. PCT国際出願の韓国内段階への移行状況	697
<b>第2節 マドリッド国際商標出願</b>	<b>700</b>
1. 世界の国際商標出願状況	700
2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況	702
3. 韓国を指定国の官庁にした出願状況	705
<b>第3節 ハーグ国際デザイン出願</b>	<b>708</b>
1. 世界の国際デザイン出願状況	708
2. 韓国を指定官庁にした出願状況	710
<b>第3章 登録分野</b>	<b>712</b>
<b>第1節 産業財産権全般について</b>	<b>712</b>
1. 産業財産権登録動向の概要	712
2. 2016年度の登録細部状況	712
<b>第2節 年次登録の状況</b>	<b>722</b>
<b>第3節 存続権利の状況</b>	<b>723</b>
<b>第4節 国際商標(マドリッド)の登録状況</b>	<b>725</b>
<b>第5節 国際デザイン(ハーグ)登録状況</b>	<b>726</b>
<b>第4章 審査分野</b>	<b>727</b>
<b>第1節 総括</b>	<b>727</b>
<b>第2節 特許及び実用新案の審査</b>	<b>729</b>
1. 特許出願の審査状況	729
2. 実用新案登録出願の審査状況	731
3. PCT国際調査及び予備審査状況	733

第3節 商標及びデザイン	735
1. 商標登録の出願審査状況	735
2. デザイン登録出願の審査状況	737
3. 異議審査の状況	739
<b>第5章 審判分野</b>	<b>740</b>
第1節 審判請求及び処理状況	740
1. 権利別の審判請求及び処理件数状況	740
2. 審判請求人別の審判請求状況	742
3. 韓国人・外国人間の当事者系の審判請求状況	743
4. 韓国企業・外国企業間での審判請求状況	744
5. 中小企業・大企業間での審判請求状況	745
6. 審判処理期間の状況	746
第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	747
第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	748
<b>付録</b>	<b>749</b>
1. 歴代庁長	750
2. 機構・定員・予算状況	752
3. 特許庁所管の法令状況	753
4. 2016年庁長のマスコミ広報活動	754
5. 2016年庁長の現場における疎通活動	756

## 表目次

<表Ⅰ-1-1>韓国における産業財産権出願の推移 .....	39
<表Ⅰ-1-2>主要国における産業財産権の出願推移 .....	40
<表Ⅰ-1-3>主要国PCT国際特許出願の推移 .....	40
<表Ⅱ-1-1>審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限 .....	59
<表Ⅱ-1-2>審査パート制の構成状況.....	60
<表Ⅱ-1-3>特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況 .....	71
<表Ⅱ-1-4>特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績 .....	71
<表Ⅱ-1-5>国際出願先行技術調査専門機関の指定状況 .....	72
<表Ⅱ-1-6>国際出願先行技術調査事業の推進実績 .....	73
<表Ⅱ-1-7>特許分類付与事業の年度別推進状況 .....	74
<表Ⅱ-1-8>審査官向け新技術教育事業の推進実績 .....	75
<表Ⅱ-1-9>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況 .....	77
<表Ⅱ-1-10>PCT国際調査の依頼状況.....	78
<表Ⅱ-1-11>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国 .....	78
<表Ⅱ-1-12>PPH施行の対象となっている特許庁の状況 .....	79
<表Ⅱ-1-13>主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況 .....	81
<表Ⅱ-1-14>商標・デザイン審査品質向上推進体系 .....	82
<表Ⅱ-1-15>2016年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況	84
<表Ⅱ-1-16>2016年商標・デザイン制度研究会 .....	85
<表Ⅱ-1-17>2016年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況 .....	85
<表Ⅱ-1-18>2016年度顧客満足度調査の結果 .....	86
<表Ⅱ-1-19>商標調査分析事業の推進実績 .....	90

<表Ⅱ-1-20> 国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績 .....	91
<表Ⅱ-1-21> 指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績 .....	92
<表Ⅱ-1-22> デザイン調査分析事業の推進実績 .....	92
<表Ⅱ-1-23> 公知デザイン審査資料の収集・整備状況 .....	93
<表Ⅱ-1-24> デザイン審査資料の保有状況 .....	97
<表Ⅱ-1-25> 商標・デザイン分野における審査実務関連教育の実施状況 ..	98
<表Ⅱ-1-26> 最近5年間審判請求件数の推移 .....	109
<表Ⅱ-1-27> 知財権侵害訴訟件数の推移.....	110
<表Ⅱ-1-28> 審判官の定員と審判処理期間 .....	112
<表Ⅱ-1-29> 2016年判例評釈公募の結果.....	116
<表Ⅱ-1-30> 2016年裁判所勤務者発表会の結果 .....	117
<表Ⅱ-1-31> 審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況 .....	119
<表Ⅱ-1-32> 口述審理の開催件数.....	121
<表Ⅱ-1-33> 2016年方式審査処理期間の遵守率 .....	133
<表Ⅱ-1-34> 教育訓練状況(2016年教育実績) .....	137
<表Ⅱ-1-35> 2016年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況 .....	144
<表Ⅱ-2-1> 不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正の 主要内容(2017.3.1.施行).....	148
<表Ⅱ-2-2> その他2015～2016年改正特許法の主な内容 .....	150
<表Ⅱ-2-3> 2016年迅速・優先・一般審判の審決件数 .....	165
<表Ⅲ-1-1> 国家特許戦略青写真構築事業の推進対象産業分野 .....	175
<表Ⅲ-1-2> 国家特許戦略青写真のDB構築状況 .....	175
<表Ⅲ-1-3> 政府R&D企画(候補)課題の活用結果 .....	176
<表Ⅲ-1-4> 国家R&D研究企画時の特許動向調査支援状況 .....	179

<表Ⅲ-1-5> 国家R&D課題選定時の先行特許調査支援状況 .....	181
<表Ⅲ-1-6> 国内登録特許の質的水準の比較 .....	182
<表Ⅲ-1-7> 政府R&D優秀特許創出支援事業 .....	183
<表Ⅲ-1-8> 契約年度別技術移転契約件数の状況 .....	187
<表Ⅲ-1-9> 2011～2015年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況 .....	189
<表Ⅲ-1-10> 政府R&D特許の登録年次別移転状況 .....	189
<表Ⅲ-1-11> 2016年知財権連携研究開発戦略支援事業の実績 .....	198
<表Ⅲ-1-12> 2017年教育課程の運営状況.....	202
<表Ⅲ-1-13> 国際標準化機関 (ISO、IEC、ITU) に登録された標準特許の状況 (2016. 12) .....	206
<表Ⅲ-1-14> 2016年R&D標準特許創出支援事業の推進成果 .....	208
<表Ⅲ-1-15> 2016年国際標準案特許戦略化事業の推進成果 .....	209
<表Ⅲ-1-16> 2016年標準特許後続管理事業の推進成果 .....	209
<表Ⅲ-1-17> 2016年多国 (政府) 間国際標準化活動時の特許戦略支援の推進成果.....	211
<表Ⅲ-2-1> 権利化支援事業の支援プロセス .....	219
<表Ⅲ-2-2> 2016年度権利化支援の単価.....	219
<表Ⅲ-2-3> 2016年度権利化支援件数.....	219
<表Ⅲ-2-4> オーダーメイド型特許マップの支援件数 .....	221
<表Ⅲ-2-5> オーダーメイド型特許マップ報告書の主要モジュール .....	222
<表Ⅲ-2-6> シミュレーション支援件数.....	225
<表Ⅲ-2-7> 支援対象選定の状況.....	227
<表Ⅲ-2-8> 2016年度IP Star支援実績.....	227
<表Ⅲ-2-9> IP Star支援成果.....	228

<表Ⅲ-2-10> IP経営診断の主要内容.....	231
<表Ⅲ-2-11> 知的財産経営認証の審査項目 .....	234
<表Ⅲ-2-12> 地域知識財産センターの設置運営状況 .....	239
<表Ⅲ-2-13> 2016年地域知的財産フォーラムの開催状況 .....	241
<表Ⅲ-2-14> 知的財産権教育の状況.....	244
<表Ⅲ-3-1> 最近5年間特許技術評価の支援実績 .....	252
<表Ⅲ-3-2> 最近4年間金融連携評価連携支援実績 .....	253
<表Ⅲ-3-3> 発明の評価機関指定状況.....	254
<表Ⅲ-3-4> 大企業に対する開放特許関連手数料の減免 .....	260
<表Ⅲ-3-5> 権利別の知的財産取引実績.....	263
<表Ⅲ-3-6> 類型別の知的財産取引実績.....	264
<表Ⅲ-3-7> 機関類型別の特許分析評価システムの年間契約実績 .....	265
<表Ⅲ-3-8> 機関類型別の特許分析評価システムの利用実績 .....	265
<表Ⅲ-3-9> 知的財産活用戦略支援実績の細部状況 .....	267
<表Ⅲ-3-10> 知的財産活用戦略支援事業の活用率 .....	268
<表Ⅲ-3-11> 年度別国有特許権の保有状況 .....	273
<表Ⅲ-3-12> 年度別国有特許権の実施状況 .....	274
<表Ⅲ-3-13> 年度別国有特許補償金の支給状況 .....	275
<表Ⅲ-3-14> 主要指標の国家間比較.....	279
<表Ⅲ-3-15> 2016年度発明インタビューの支援実績 .....	283
<表Ⅲ-3-16> 2016年公共IP活用支援成果の状況 .....	284
<表Ⅲ-3-17> 製品単位特許ポートフォリオ構築支援の推進成果 .....	287
<表Ⅲ-4-1> 政策研究の推進プロセス及び運営 .....	295



<表Ⅲ-4-2> 2016年知的財産政策研究テーマ .....	295
<表Ⅲ-4-3> 2016年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容	298
<表Ⅲ-4-4> 大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況 .....	299
<表Ⅲ-4-5> 2016年知的財産基礎研究の主要内容 .....	302
<表Ⅲ-4-6> 資格検定試験の施行状況.....	306
<表Ⅲ-4-7> 韓国における法人の特許出願の推移 .....	315
<表Ⅲ-4-8> 職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況 .....	317
<表Ⅲ-4-9> 国内企業の職務発明制度導入比率 .....	320
<表Ⅲ-4-10> 韓国銀行経済統計システム(ECOS)のツリー構造 .....	322
<表Ⅲ-4-11> 配置設計権の登録状況.....	327
<表Ⅲ-4-12> 第17回半導体設計大典の授賞作 .....	327
<表Ⅳ-1-1> 模倣品取締状況.....	336
<表Ⅳ-1-2> 主要品目別の取締り状況(2016) .....	336
<表Ⅳ-1-3> 類型別褒賞金の支給状況(2011~2016) .....	342
<表Ⅳ-1-4> 主要国の認定実施料率の比較.....	347
<表Ⅳ-1-5> 特許権侵害に対する刑事処罰の状況 .....	347
<表Ⅳ-1-6> 増額賠償導入賛否に対する企業対象アンケート調査の結果 .	348
<表Ⅳ-1-7> 中小企業の産業機密漏洩状況(2010~2012) .....	352
<表Ⅳ-1-8> 企業の営業秘密管理実態(特許庁、2014.1) .....	352
<表Ⅳ-2-1> 2016年IP-DESK支援状況.....	363
<表Ⅳ-2-2> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況 .....	366
<表Ⅳ-2-3> 国際知的財産権紛争予防コンサルティングの成功事例 .....	367
<表Ⅵ-3-1> TM5の主要協力事業.....	387

<表Ⅳ-3-2> ID5の主要協力事業.....	390
<表Ⅵ-3-3> FTA協定の主要内容.....	411
<表Ⅴ-1-1> 大学の知的財産講座志願状況.....	441
<表Ⅴ-1-2> 知的財産教育先導大学の運営結果 .....	443
<表Ⅴ-1-3> 知的財産専門学位課程の運営状況 .....	445
<表Ⅴ-1-4> 大学の知的財産に関する教授教育の状況 .....	448
<表Ⅴ-1-5> 大学の知的財産に関する教授教育プログラム .....	448
<表Ⅴ-1-6> 競合部門別の書面審査基準.....	451
<表Ⅴ-1-7> 競合部門別の最終審査基準.....	452
<表Ⅴ-1-8> 2016年の授賞内訳.....	453
<表Ⅴ-1-9> 2016年度の細部推進日程.....	454
<表Ⅴ-1-10> 部門別の参加及び受賞状況.....	456
<表Ⅴ-1-11> 最多受賞大学及び最多応募大学 .....	456
<表Ⅴ-1-12> D2Bデザイン・フェアの審査手続き .....	458
<表Ⅴ-1-13> 2016年度のD2Bデザイン・フェアの受賞者状況 .....	459
<表Ⅴ-1-14> 大会の主要進行日程及びプロセス .....	461
<表Ⅴ-1-15> 大学創意発明大会の出品状況 .....	462
<表Ⅴ-1-16> 2016年度の大学創意発明大会における優秀発明受賞作の状況	462
<表Ⅴ-1-17> IP経営Level-upプログラム.....	465
<表Ⅴ-1-18> 2016年度海外知的財産の実務人材養成課程の運営状況 .....	466
<表Ⅴ-1-19> 2016年度の中小企業関連機関と連携した知的財産科目状況	467
<表Ⅴ-1-20> 2016年度CIP0朝食会セミナーの開催状況 .....	469
<表Ⅴ-1-21> 知的財産単位バンク制度の知的財産一般科目 .....	472

<表V-1-22>知的財産単位バンク制度の法学科目 .....	472
<表V-1-23>知的財産単位バンク制度の理工学基礎科目 .....	472
<表V-1-24>知的財産単位バンク制度の研究開発・経営関連科目 .....	473
<表V-1-25>教育課程への反映状況.....	480
<表V-1-26>発明教員認証制度の運営要件 .....	482
<表V-1-27>年度別発明教育センターの設置状況 .....	483
<表V-1-28>発明教育センターの利用者状況 .....	484
<表V-1-29>発明英才教育の状況.....	486
<表V-1-30>発明英才教育プログラムの主要事例 .....	487
<表V-1-31>次世代英才起業家に対する教育院の教育内容 .....	488
<表V-1-32>2016年企業連携職務発明プログラムの参加状況 .....	491
<表V-1-33>優秀発明学生及び教員の発掘・拡大活動 .....	492
<表V-1-34>大韓民国学生発明展示会の出品件数 .....	494
<表V-1-35>大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数 ....	495
<表V-1-36>YIP(青少年発明家プログラム)状況 .....	495
<表V-1-37>知的財産スマート教育対象別の運営状況 .....	500
<表V-1-38>2016年度の審判・訴訟支援の実績(支援類型別) .....	503
<表V-1-39>2016年度の審判・訴訟支援の実績(支援対象別) .....	503
<表V-1-40>2016年度の相談及び書類作成支援の実績(支援類型別) ....	503
<表V-1-41>2016年度の相談及び書類作成支援実績(支援対象別) .....	504
<表V-1-42>2016年度の知的財産才能シェアリング分野別の状況 .....	506
<表V-1-43>特許技術賞の施行日程.....	511
<表V-1-44>OECD主要国における女性の経済活動参加率の比較 .....	519

<表V-2-1>特許ネットシステムの稼動時間 .....	535
<表V-2-2>電算装備の運用状況.....	536
<表V-2-3>年度別のユーザー支援の状況.....	538
<表V-2-4>2008年～2016年の検索システム高度化推進の経過 .....	541
<表V-2-5>過去5年間の特許満足度の推移 .....	555
<表V-2-6>過去5年間の電話親切度の推移 .....	555
<表V-2-7>2003年に完了した主要改善事項 .....	557
<表V-2-8>2004年に完了した主要改善事項 .....	558
<表V-2-9>2005年に24時間電子ユーザーサービスを拡大 .....	559
<表V-2-10>24時間電子ユーザーサービスの段階別の開通時期 .....	560
<表V-2-11>2006年に完了した主要改善事項 .....	560
<表V-2-12>2007年に完了した主要改善事項 .....	561
<表V-2-13>2008年に完了した主要改善事項 .....	563
<表V-2-14>2009年に完了した主要改善事項 .....	564
<表V-2-15>2010年に完了した主要改善事項 .....	565
<表V-2-16>2011年に完了した主要改善事項 .....	566
<表V-2-17>2012年に完了した主要改善事項 .....	567
<表V-2-18>2013年に完了した主要改善事項 .....	567
<表V-2-19>2014年完了した主要改善事項 .....	568
<表V-2-20>2015年完了した主要改善事項 .....	569
<表V-2-21>2016年に完了した主要改善事項 .....	570
<表V-2-22>特許及び実用新案検索DBの構築状況 .....	572
<表V-2-23>デザイン検索DBの構築状況.....	574

<表V-2-24> 商標検索DBの構築状況.....	575
<表V-2-25> 2016年度の教育及び広報状況 .....	582
<表V-2-26> 年度別データ品質の正確度.....	582
<表V-2-27> 2016年度のデータ管理業務処理の状況 .....	582
<表V-2-28> 韓国特許英文抄録DBの構築状況(2016年12月末基準) .....	585
<表V-2-29> 韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況 .....	585
<表V-2-30> 過去5年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2016年12月末基準) .....	586
<表V-2-31> 各国における韓国特許英文抄録の活用状況 .....	587
<表V-2-32> 2016年度の公報発刊件数.....	588
<表V-2-33> インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール 配信件数.....	588
<表V-2-34> KIPRISの状況.....	594
<表V-2-35> モバイル検索サービスの利用状況 .....	594
<表V-2-36> 翻訳サービスの提供状況.....	596
<表V-2-37> 翻訳辞典の構築状況.....	596
<表V-2-38> 海外特許文献の引用文献活用推移 .....	597
<表V-2-39> 知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携状況 .....	598
<表VI-2-1> 課題発掘チャンネルの多様化事例 .....	616
<表VI-2-2> 2016年度の特許庁における非正常化の正常化取組み事例 ...	617
<表VI-2-3> 協力・疎通型課題の取組要素及び事例 .....	618
<表VI-2-4> 非正常の正常化に係る国民の意見及び処置内容 .....	619
<表VI-2-5> 中国内商標ブローカ対応のプロセス .....	628
<表VI-3-1> 政府運営パラダイム変化の方向 .....	631

<表VI-3-2>過去4年間のIP金融実績.....	640
<表VI-3-3>発明の評価機関指定状況.....	640
<表VI-3-4>IPRIS <sup>Plus</sup> を利用した創業支援プログラム.....	646
<表VI-3-5>IP情報活用の環境造成のための民・官協力活動.....	646
<表VI-3-6>IPデータを活用したアイデア競合大会.....	647
<表VI-3-7>2016年のグローバル技術革新IP戦略開発事業の実績.....	657
<表VII-1-1>過去5年間の権利別出願状況.....	660
<表VII-1-2>国内・外国人別の出願状況.....	662
<表VII-1-3>法人、個人別の出願状況.....	663
<表VII-1-4>女性及び学生の出願状況.....	664
<表VII-1-5>代理人有無別の出願件数.....	665
<表VII-1-6>主要国の過去5年間の特許出願状況.....	666
<表VII-1-7>過去5年間の韓国の主要国への特許出願状況.....	667
<表VII-1-8>産業部門別特許、実用新案登録の出願状況.....	668
<表VII-1-9>デザイン部門別のデザイン登録出願状況.....	675
<表VII-1-10>NICE分類別商標登録の出願状況.....	676
<表VII-1-11>公共機関の特許出願状況.....	677
<表VII-1-12>公共機関の特許最多出願順位.....	677
<表VII-1-13>大学の特許出願状況.....	678
<表VII-1-14>大学の特許最多出願順位.....	678
<表VII-1-15>韓国人の地域別出願状況.....	680
<表VII-1-16>国内10位圏内の最多出願企業の出願状況.....	682
<表VII-1-17>外国(法)人の国籍別出願状況.....	683

<表Ⅶ-1-18>外国人の10位圏内最多出願企業別の出願状況	684
<表Ⅶ-2-1>韓国のPCT国際出願件数	689
<表Ⅶ-2-2>個人対法人のPCT国際出願状況	692
<表Ⅶ-2-3>媒体別のPCT国際出願状況	692
<表Ⅶ-2-4>言語別のPCT国際出願状況	693
<表Ⅶ-2-5>PCT国際調査使用写本の受付状況	695
<表Ⅶ-2-6>PCT国際予備審査の請求状況	696
<表Ⅶ-2-7>PCT国際調査機関の指定状況	697
<表Ⅶ-2-8>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数	698
<表Ⅶ-2-9>年度別の韓国における国際商標電子出願状況	703
<表Ⅶ-2-10>年度別の韓国を指定した国際デザイン登録出願状況(デザイン 件数基準)	710
<表Ⅶ-2-11>海外国別の韓国指定状況(デザイン件数基準)	711
<表Ⅶ-3-1>過去5年間の登録状況	712
<表Ⅶ-3-2>2016年度の産業部門別特許・実用新案設定登録状況	714
<表Ⅶ-3-3>2016年の物品群別デザイン登録状況	714
<表Ⅶ-3-4>2016年度の部門別商標登録状況	715
<表Ⅶ-3-5>2016年度の個人・法人別登録状況	716
<表Ⅶ-3-6>過去5年間の個人・法人別登録状況	717
<表Ⅶ-3-7>2016年度の代理人有無別登録状況	717
<表Ⅶ-3-8>過去5年間の韓国人・外国人登録状況	718
<表Ⅶ-3-9>2016年の市・道別登録状況	718
<表Ⅶ-3-10>2016年の外国人による国別登録状況	719
<表Ⅶ-3-11>2016年の韓国内多登録法人の状況	720

<表Ⅶ-3-12> 過去5年間の権利別年次登録状況 .....	722
<表Ⅶ-3-13> 2016年現在の存続権利状況.....	723
<表Ⅶ-3-14> 2016年の国別国際商標(マドリッド)登録状況 .....	725
<表Ⅶ-3-15> 2016年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況 .....	726
<表Ⅶ-4-1> 権利別の審査処理状況.....	727
<表Ⅶ-4-2> 特許の1次審査処理状況.....	729
<表Ⅶ-4-3> 特許審査の終結処理状況.....	730
<表Ⅶ-4-4> 実用新案の1次審査処理状況.....	731
<表Ⅶ-4-5> 実用新案の審査終結処理状況.....	732
<表Ⅶ-4-6> 旧実用新案(先登録制度)の審査状況 .....	732
<表Ⅶ-4-7> PCT国際調査及び予備審査状況 .....	733
<表Ⅶ-4-8> 商標登録出願の1次審査処理状況 .....	735
<表Ⅶ-4-9> 商標登録出願審査の終結処理状況 .....	736
<表Ⅶ-4-10> 国際商標登録出願の1次審査処理状況 .....	736
<表Ⅶ-4-11> 国際商標登録出願の審査終結処理状況 .....	737
<表Ⅶ-4-12> デザイン登録出願の1次審査処理状況 .....	738
<表Ⅶ-4-13> デザイン登録出願の審査終結処理状況 .....	738
<表Ⅶ-4-14> 異議申立件数、異議申立率及び異議認容率 .....	739
<表Ⅶ-5-1> 権利別の審判請求状況.....	740
<表Ⅶ-5-2> 権利別の審判処理及び前置登録状況 .....	741
<表Ⅶ-5-3> 審判請求別の審判請求状況.....	742
<表Ⅶ-5-4> 韓国人・外国人間での当事者系審判請求状況 .....	743
<表Ⅶ-5-5> 韓国企業・外国企業間での審判請求状況 .....	745



<表Ⅶ-5-6> 中小企業・大企業間での審判請求状況 .....	746
<表Ⅶ-5-7> 年度別の審判処理期間状況.....	746
<表Ⅶ-5-8> 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況 .....	747
<表Ⅶ-5-9> 最高裁判所への上告提起及び宣告状況 .....	748

## 目次

<図Ⅰ-1-1>GDP対比内国人の特許出願件数(2015) .....	41
<図Ⅰ-1-2>知的財産権使用料収支(2015).....	41
<図Ⅰ-1-3>企業の特許活用率及びIP専担人材(2015) .....	41
<図Ⅰ-1-4>大学・公共研の研究生産性及び技術移転人材(2014) .....	41
<図Ⅰ-1-5>知的財産権保護順位(2016).....	42
<図Ⅰ-1-6>輸入通関段階における模倣品摘発状況 .....	42
<図Ⅰ-2-1>2016年度業務推進方向.....	49
<図Ⅱ-1-2>特許品質諮問委員会の進行写真 .....	63
<図Ⅱ-1-2>当事者系口述審理が行われる審判廷 .....	121
<図Ⅱ-1-3>特許審判院の遠隔映像口述審理システム .....	122
<図Ⅱ-1-4>審査品質担当官の審査評価業務の流れ図 .....	126
<図Ⅱ-1-5>2016年知的財産教育分野における国際協力 .....	143
<図Ⅱ-2-1>迅速審判の標準プロセス.....	165
<図Ⅲ-1-1>国家研究開発の段階別特許情報活用支援状況(2016) .....	173
<図Ⅲ-1-2>国家特許戦略青写真の構築活用5段階推進プロセス .....	175
<図Ⅲ-1-3>国家未来戦略特許分析センター .....	177
<図Ⅲ-1-4>国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系 .....	179
<図Ⅲ-1-5>課題選定時における先行特許調査の推進体系 .....	180
<図Ⅲ-1-6>政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析 .....	181
<図Ⅲ-1-7>政府R&D優秀特許創出支援事業の支援プロセス .....	184
<図Ⅲ-1-8>2010～2015年政府R&D特許成果に対する主要分析結果 .....	187
<図Ⅲ-1-9>公共機関保有特許診断支援のプロセス .....	191

<図Ⅲ-1-10>先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化	192
<図Ⅲ-1-11>民間主導によるIP-R&D生態系構築モデル	193
<図Ⅲ-1-12>主要国の知的財産戦略の推進動向	194
<図Ⅲ-1-13>製品と技術に対するパラダイムの転換	195
<図Ⅲ-1-14>知財権中心の技術獲得戦略樹立プロセス	196
<図Ⅲ-1-15>知財権連携研究開発戦略支援のプロセス	197
<図Ⅲ-1-16>IP-R&D方法論拡散体系	202
<図Ⅲ-1-17>IP-R&D民間拡散の主要内容	203
<図Ⅲ-1-18>標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系	207
<図Ⅲ-2-1>政策の実効性向上に向けた支援体系の改編	214
<図Ⅲ-2-2>IP Star企業育成事業のプロセス	215
<図Ⅲ-2-3>IPスター企業育成事業の推進体系	215
<図Ⅲ-2-4>IPスター企業育成事業の満足度調査の結果	216
<図Ⅲ-2-5>シミュレーション例示1	224
<図Ⅲ-2-6>シミュレーション例示2	225
<図Ⅲ-2-7>簡易診断オンラインシステム	230
<図Ⅲ-2-8>知的財産経営認証オンラインシステム	233
<図Ⅲ-2-9>地域知識財産センターの状況	238
<図Ⅱ-2-10>海洋警備安全研究センターR&D研究検討課題	248
<図Ⅲ-3-1>最近IP金融関連MOUの推進状況	253
<図Ⅲ-3-2>知的財産取引情報システム(国家知的財産取引プラットフォーム)ホームページ	262
<図Ⅲ-3-3>IP製品革新マニュアルテキスト	269
<図Ⅲ-3-4>韓国主体別研究開発費の比重(2015)	277

<図Ⅲ-3-5>韓国主体別・学位別研究員の分布(2015) .....	278
<図Ⅲ-3-6>「特許経営専門家派遣事業」の優秀事例 .....	280
<図Ⅲ-3-7>特許経営専門家の派遣状況(2006～2016年基準) .....	281
<図Ⅲ-3-8>「発明インタビュー及び公共IP活用支援」事業の推進プロセス .....	283
<図Ⅲ-3-9>「発明インタビュー及び公共IP活用支援」優秀事例 .....	284
<図Ⅲ-3-10>公共機関保有特許の技術事業化発展モデル .....	285
<図Ⅲ-3-11>特許ポートフォリオ構築・移転モデル .....	286
<図Ⅲ-3-12>特許ポートフォリオ構築・移転及び事業化支援のプロセス	287
<図Ⅲ-3-13>知的財産活用ネットワーク(IPプラグ) .....	289
<図Ⅲ-3-14>知的財産活用ネットワーク(IP-PLUG)事業遂行のプロセス	290
<図Ⅲ-4-1>知的財産動向の収集・普及の流れ図 .....	298
<図Ⅲ-4-2>知的財産専門図書館.....	300
<図Ⅲ-4-3>知的財産政策情報サービスシステムの構成図 .....	301
<図Ⅲ-4-4>資格制度の機能.....	305
<図Ⅲ-4-5>日本特許情報フェア&コンファレンス .....	307
<図Ⅲ-4-6>中国特許情報コンファレンス.....	307
<図Ⅲ-4-7>第6回特許情報ユーザーコンファレンスの開催 .....	307
<図Ⅲ-4-8>IoT特許技術の動向及び戦略セミナーの開催 .....	307
<図Ⅲ-4-9>知的財産サービス採用連携教育のプロセス .....	309
<図Ⅲ-4-10>教育広報資料.....	309
<図Ⅲ-4-11>研修生選抜の優先順位.....	310
<図Ⅲ-4-12>「IP分析概要及びIP定量分析準備作業実習」テキスト ....	311
<図Ⅲ-4-13>教育授賞式及び修了式.....	311

<図Ⅲ-4-14>採用連携のプロセス.....	312
<図Ⅲ-4-15>採用連携教育の満足度.....	313
<図Ⅲ-4-16>職務発明補償制度のメカニズム .....	315
<図Ⅲ-4-17>職務発明補償優秀企業の認証プロセス .....	316
<図Ⅲ-4-18>職務発明補償優秀企業認証の案内広告 .....	316
<図Ⅲ-4-19>職務発明制度の説明会.....	317
<図Ⅲ-4-20>職務発明制度運営優秀事例の発表 .....	318
<図Ⅲ-4-21>職務発明制度運営優秀企業の授賞 .....	318
<図Ⅲ-4-22>職務発明制度のホームページ及び広報パンフレット .....	319
<図Ⅲ-4-23>工程別半導体IPの使用料及び世界半導体IP市場の成長率 ..	325
<図Ⅲ-4-24>半導体設計財産振興事業の推進体系 .....	325
<図Ⅳ-1-1>国家別知的財産権保護の順位.....	332
<図Ⅳ-1-2>模倣品取締りの写真.....	337
<図Ⅳ-1-3>模倣品流通防止協議会の発足式(2014. 5. 22) .....	338
<図Ⅳ-1-4>協議会の活動.....	340
<図Ⅳ-1-5>営業秘密原本証明制度.....	354
<図Ⅳ-1-6>営業秘密診断コンサルティング及び標準管理システム .....	355
<図Ⅳ-2-1>香港模倣品識別セミナー(2016. 4) .....	363
<図Ⅳ-3-1>特許長官－WIPO事務総長会談(2016年8月ソウル) .....	398
<図Ⅳ-3-2>2016年適正技術開発事業の成果 .....	435
<図Ⅳ-3-3>2016年ブランド開発事業の成果 .....	436
<図Ⅳ-3-4>Global IP-Sharing Korea(2016年8月、ソウル) .....	437
<図Ⅴ-1-1>大学(院)の知的財産教育履修体系 .....	442

<図V-1-2>2016年度の大賞(新概念の変換除湿機、左)及び金賞(レイン、 右)受賞作.....	459
<図V-1-3>KINPA Anualコンファレンス開催の様相 .....	469
<図V-1-4>弁理士資格要件の強化.....	475
<図V-1-5> KAIST・POSTECHの次世代英才起業家に対する教育院の教育体 系.....	489
<図V-1-6>知的財産才能シェアリングのCI .....	505
<図V-1-7>知的財産才能シェアリングの構造図 .....	506
<図V-1-8>特許庁の表彰.....	510
<図V-1-9>記念映像の上映.....	510
<図V-1-10>2016年今年の発明王表彰.....	510
<図V-1-11>メディアパフォーマンス.....	510
<図V-1-12>2016年上半期受賞作デモンストレーション .....	513
<図V-1-13>2016年上半期授賞式の授与.....	513
<図V-1-14>2016年下半期受賞作デモンストレーション .....	513
<図V-1-15>2016年下半期授賞式の授与.....	513
<図V-1-16>展示場全景.....	516
<図V-1-17>ハイテク展示館全景.....	516
<図V-1-18>授賞式の授与場面.....	516
<図V-1-19>商標デザイン権展展示全景.....	516
<図V-1-20>説明会場運営全景.....	516
<図V-1-21>ソウル展授賞式全景.....	516
<図V-1-22>大韓民国女性発明品博覧会.....	523
<図V-1-23>大韓民国世界女性発明フォーラム .....	523

<図V-2-1>戦略目標の体系図.....	526
<図V-2-2>特許情報システムインフラの構成図 .....	536
<図V-2-3>過去6年間の提案公募件数及び採択率の推移 .....	554
<図V-2-4>電子化処理工程フロー.....	577
<図V-2-5>年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況 .....	578
<図V-2-6>年度別の訪問型特許情報検索及び教育回数と教育人数 .....	578
<図V-2-7>韓国特許英文抄録の構成項目.....	584
<図V-2-8>モバイルKIPRISの画面.....	595
<図V-2-9>知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携拡大 .....	599
<図VI-2-1>政府3.0方式による非正常の正常化取組概要 .....	616
<図VI-2-2>非正常の正常化に係る国民親和型の広報事例 .....	620
<図VI-2-3>国内特許成果収集体系の改善前後の比較 .....	623
<図VI-2-4>商標ブローカー根絶に向けた取組の広報活動 .....	629
<図VI-3-1>KIPRIS <sup>Plus</sup> (plus.kipris.or.kr) の概要 .....	645
<図VI-3-2>KIPRIS <sup>Plus</sup> を通じた知的財産情報の活用実績 .....	648
<図VI-3-3>省庁協力のスタート業支援モデルのプロセス .....	649
<図VI-3-4>ブランド・デザイン・特許の結合体である 아이폰の事例	652
<図VI-3-5>従前のIP-R&Dとの違い.....	653
<図VI-3-6> iPhoneの融合IP開発プロセス及びIPポートフォリオ戦略の事例.....	654
<図VI-3-7>製品中心に融合されたIP総合戦略の支援 .....	655
<図VI-3-8>顧客ニーズオーダーメイド型のトータルアイデンティティ (TI)戦略支援の策定手続き.....	656
<図VI-3-9>ダブルダイヤモンド(Double Diamond)プロセス .....	657

<図VII-1-1>過去5年間の権利別出願推移.....	661
<図VII-1-2>代理人有無別出願推移.....	665
<図VII-1-3>2015年韓国人の地域別出願推移 .....	681
<図VII-2-1>全世界のPCT国際出願状況.....	687
<図VII-2-2>2016年の全世界PCT最多出願国の順位 .....	687
<図VII-2-3>2016年全世界PCT最多出願企業の順位 .....	688
<図VII-2-4>韓国のPCT国際出願状況.....	689
<図VII-2-5>2016年国際最多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況 .....	691
<図VII-2-6>海外出願人のPCT国際出願依頼状況 .....	696
<図VII-2-7>PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況 .....	698
<図VII-2-8>年度別の世界国際商標出願状況 .....	700
<図VII-2-9>2016年度世界マドリッド国際商標10位圏内最多出願国の状況	701
<図VII-2-10>年度別の世界国際商標登録状況 .....	701
<図VII-2-11>2016年度の世界10位圏内の指定国状況 .....	702
<図VII-2-12>年度別の韓国における国際商標出願状況 .....	703
<図VII-2-13>2016年度の韓国における出願人10位圏内の指定国状況 ....	704
<図VII-2-14>2016年度の韓国における10位圏内の国際商標最多出願企業状 況.....	705
<図VII-2-15>年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況	705
<図VII-2-16>2016年度の韓国を指定した10位圏内締約国の状況 .....	706
<図VII-2-17>2016年度の韓国を指定した10位圏内外国最多出願企業の状況	707
<図VII-2-18>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況 .....	708
<図VII-2-19>年度別の世界ハーグ国際出願デザイン件数の状況 .....	709
<図VII-2-20>2016年度の世界ハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(国際出願件	



数基準).....	709
<図Ⅶ-2-21>2016年度のハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(デザイン 件数基準).....	710
<図Ⅶ-3-1>過去5年間の設定登録状況.....	713
<図Ⅶ-5-1>権利別の審判請求状況.....	741
<図Ⅶ-5-2>年度別の審判処理状況.....	742

## 第1編 知的財産政策の概観

## 第1章 知的財産分野における国内外の動向

### 第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 キム・ヒョナ

#### 1. 知的財産分野における国内動向

2008年金融危機の後に低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下をもたらしているにもかかわらず、2010年度以降の国内特許、商標出願は一般的に増加傾向にある。

2016年特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願は計463,862件で2015年475,802件に比べて多少減少したが、特許の場合208,830件が出願され、世界4位の水準を維持している。

これは世界経済の不確実性による暗い経済展望にもかかわらず、企業が研究開発(R&D)など未来志向の投資を通じて新技術とブランドを先取りしようとする努力の結果であると分析できる。

<表 I-1-1> 韓国における産業財産権出願の推移

(件、()は前年同期比増加率%)

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
2010	170,101	(4.0)	13,661	(△20.3)	108,324	(4.7)	57,187	(△1.2)	349,273	(2.1)
2011	178,924	(5.2)	11,854	(△13.2)	123,814	(14.3)	56,524	(△1.2)	381,536	(3.1)
2012	188,915	(5.6)	12,424	(4.8)	132,517	(7.0)	63,135	(11.7)	406,650	(6.6)
2013	204,589	(8.3)	10,968	(△11.7)	159,217	(12.0)	66,940	(6.0)	441,714	(8.6)

2014	210,292	(2.8)	9,184	(△16.3)	160,663	(0.9)	64,413	(△3.8)	444,552	(0.6)
2015	213,694	(1.6)	8,711	(△5.2)	185,443	(15.4)	67,954	(5.5)	475,802	(7.0)
2016	208,830	(△2.3)	7,767	(△10.8)	181,606	(△2.1)	65,659	(△3.4)	463,862	(△2.5)

\*2012年までは受理基準、2013年からは受付基準である。

\*PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む

韓国特許庁が受け付けたPCT<sup>1</sup>国際出願も毎年持続的に増加し、2016年は15,560件で2015年の14,626件に比べて6.4%増加し、出願件数において米国、日本、中国、ドイツの次に多かった。これは海外で特許権の確保に向けた韓国企業、研究所、大学などの努力が続いていることを示している。

<表 I-1-2> 主要国における産業財産権の出願推移

(千件、前年比増加率%)

区分	2013	2014	2015	増加率
中国	4,226	4,438	5,675	27.9
米国	950	951	1,003	5.5
日本	484	487	501	2.9
韓国	442	445	474	6.5
ドイツ	150	159	161	1.3

\*出処：WIPO World IPIndicators, 2016.12

<表 I-1-3> 主要国PCT国際特許出願の推移

(件、前年比増加率%)

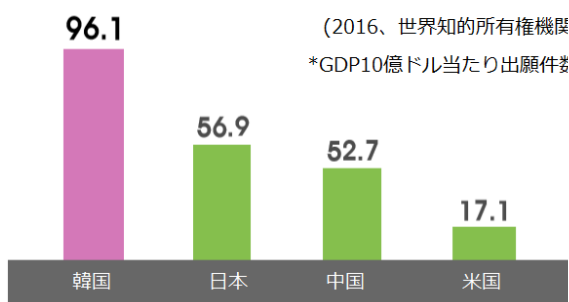
区分	2014	2015	2016	増加率
米国	61,492	57,385	56,595	(△1.4)
日本	42,459	44,235	45,239	(2.3)
ドイツ	25,539	29,846	43,168	(44.6)
中国	18,008	18,072	18,315	(1.3)
韓国	13,151	14,626	15,560	(6.4)

\*出処：WIPO PCT Yearly Review, 2017.3

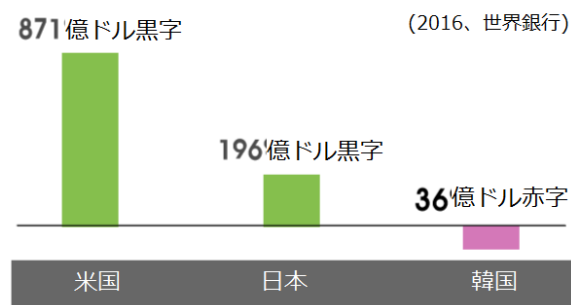
このように韓国知的財産の量的な指標は世界的なレベルであるものの、質的水準は主要競争国に比べると不十分である。2015年度GDP対比内国人の特許出願件数は世界1位で、R&D投資増加によって創出能力は大きく伸びたものの、このような量的成長にもかかわらず源泉技術と核心特許の不足によって知的財産権使用料の収支は2015年基準で36億ドル赤字を記録している。

<sup>1</sup> Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約

＜図 I-1-1＞GDP対比内国人の特許出願件数(2015)

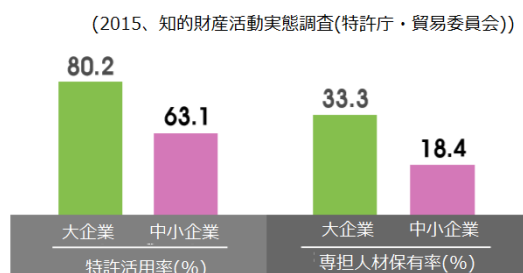


＜図 I-1-2＞知的財産権使用料収支(2015)

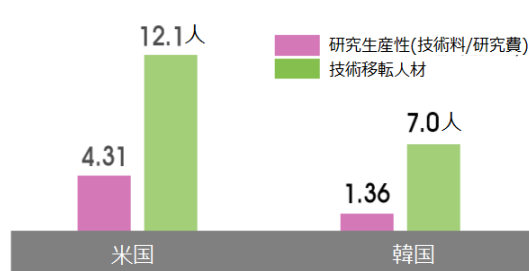


また大企業の未活用特許比率は19.8%であるが、一方中小企業は36.9%であるという調査結果(2015年、特許庁・貿易委員会)からも分かるように、中小企業の場合は知的財産を事業化するための資金と人材などが足りず、知的財産の活用が不十分な状況であり、大学・公共研究機関もまた論文中心の研究慣行と技術移転専担人材の不足などで知的財産を通じた収益創出が低迷している状況である。

＜図 I-1-3＞企業の特許活用率及びIP専担人材(2015)

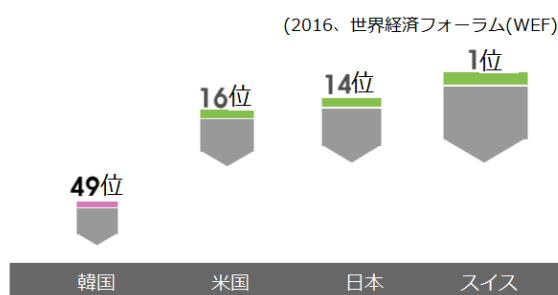


＜図 I-1-4＞大学・公共研の研究生産性及び技術移転人材(2014)

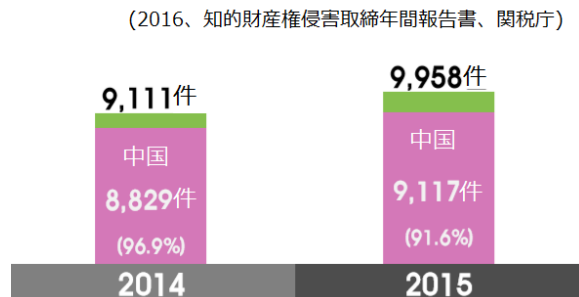


一方、海外で韓国企業に対する知的財産権紛争が増加しており、これによる輸出中絶、訴訟費用の増加は韓国企業の海外市場進出において障害となっている。韓国の知的財産権保護順位は2015年68位から2016年49位に大きく上昇したものの、主要国に比べると知的財産権保護環境は依然として脆弱な状況であり、中国など海外からの模倣品の国内流入もまた持続的に増加している。

＜図 I-1-5＞知的財産権保護順位(2016)



＜図 I-1-6＞輸入通関段階における模倣品摘発状況



## 2. 対応策

このような国内外の政策環境に積極的に対応するためには知的財産の創出・保護・活用体系の先進化に向けた政府の取り組みが急がれる。まず、企業の強い特許確保を支援するためには、高品質の審査・審判サービスの提供が優先であるので、審査・審判官の能力強化と審査支援事業の効率化のみならず不良特許の防止などのための制度的なバックアップも必要である。

核心・源泉技術の開発とそれに基づく知的財産権を確保するためには全研究開発過程において知的財産権情報を活用してR&D戦略が樹立できるよう政府の支援が求められる。また、確保された知的財産が経済的・産業的に高い付加価値を創り出させるためには知的財産金融支援のみならず、事業化と取引活性化に向けた対策も必要である。

また、国内における知的財産権保護の基盤を強化するために模倣品流通の取締を強化し、技術流出防止や営業秘密侵害に対する制裁も強化する必要がある。韓国輸出企業の知的財産権が海外で守られるよう、海外現地での支援体系を強化し、紛争対応コンサルティングとIP訴訟保険も活性化しなければならない。

このように個人と企業の知的財産が効率的に創出・保護・活用され、新たな成長エンジンを生み、最終的には経済的な付加価値と雇用につながるよう、政府は持続的に取り組んでいかなければならない。

## 第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 ク・キョンミン

### 1. 知的財産分野の国際動向

2016年の新しいキーワードは「第4次産業革命」であった。第4次産業革命は年頭ダボス世界経済フォーラムで主要議題として採択され、人工知能・ロボット技術・生命科学が主導する次世代産業革命と定義づけられている。3月には囲碁対決で人間に勝った人工知能が世間の注目を集めた。全世界において技術革新が速やかに行われつつあり、それに伴って現れる経済的・社会的構造の変化にいち早く対応することが次世代主導権の確保に必須と言える。

第4次産業革命時代においては知識と情報、技術が中心になるだけに、アイデアと知的財産の重要性が増していく。そこで韓国特許庁は核心技術の研究・開発に向けた特許という観点での支援のみならず、知的財産法・制度体系の整備及びアイデアの保護など知的財産の多方面での対応策を講じている。

韓国のみならず米国、日本、中国など主要国も知的財産を国家競争力を強化するための鍵の一つとして認識し、知的財産制度を改善するなど国家レベルで知的財産戦略を推進している。

米国は2010-2015知的財産戦略計画に続いて2014-2018知的財産戦略計画を発表・履行している。2014-2018知的財産戦略計画は既存の2010-2015知的財産戦略計画が満了する前に樹立されたもので、2011年に改正された米国特許法(AIA、AMERICA INVENTS ACT)の制定以後変わった周辺環境を反映し、これまで一途に推進してきた米国の特許改革への取り組みの成果を発展的に継承しようとしたことに意義がある。また、特許品質を強化することで世界最高レベルの特許システムを構築するための推進方策として樹立した「特許品質向上計画(Enhanced Patent Quality Initiative)」に基づき、出願人とのコミュニケーション拡大、審査官及び大衆向け教育、組織の簡素化、地域

事務所運営時間の拡大などの措置を取っている。

日本は「知的財産政策ビジョン(2013)」を通じて、日本企業が新興市場と新興産業において国際競争力の優位を占めるため、今後10年間推進すべき知的財産戦略を提示した。その主な内容として、産業競争力の強化に向けたグローバル知的財産システムの構築、中小・ベンチャー企業の知的財産経営強化の支援、デジタル・ネットワーク時代に対応した環境整備、コンテンツを中心とするソフトパワーの強化など4大戦略を打ち出した。また、ビジョンに対応する細部業務推進計画を提示するために毎年「知的財産推進計画」を発表しているが、2016年には第4次産業革命時代に備えた次世代知的財産制度の構築、知的財産人材の養成、知的財産権紛争解決制度の改善、国際協力の強化などが主要内容として含まれている。

中国国務院は2016年「第13次5カ年計画、2016～2020」を発表し、2020年まで世界レベルに符合する知財権強国の建設を国の目標として設定した。2016年3月には李克強首相が「知的財産権の保護と活用強化を通じた大中創業、民衆革新」を発表し、知財権侵害行為に対する厳しい取締を強調した。それに対する後続措置として中国国家知識産権局(SIPO)は「2016年国家知的財産権戦略深化実施・知財権強国建設の加速化推進計画」を通じて「知的財産分野の改革と厳しい知財権保護」を掲げた。また、商標当局である工商行政管理総局(SAIC)は「商標出願便利化改革推進に関する意見」を発表し、商標出願チャンネルの多様化、手続きの簡素化、商標審査の効率性向上などを目標として掲げ、各種改革を推進することにした。

ヨーロッパでは欧州統一特許(Unitary Patent)制度の導入議論が進んでいる。現行のヨーロッパ特許(European Patent)は出願・審査までのみヨーロッパ特許庁(EPO)で行われ、以後の登録及び司法手続きは個別国家で行われるのとは違って、欧州統一特許制度の下では制度に参加すると決めた26のEU加盟国に一括的に特許が登録され、司法手続きの効力もまた全域に適用されることになる。EUは制度導入を通じて特許手続効率性の確保、訴訟費用の節減などの効果を期待している。欧州統一特許制度導入の前提条件である欧州統一特許裁判所協定(Unified Patent Court Agreement)が2017年中に発効するものと期待される中、2016年6月イギリスのEU離脱決定によって今後欧州



統一特許制度の行方に注目が集まっている状況である。

知財権をめぐる貿易環境は過去よりさらに複雑になっている。WTO<sup>2</sup>/TRIPS<sup>3</sup>体制の発足直後、先進国は途上国に対してTRIPS協定の完全な履行を集中的に要求してきた。すなわち、知財権と関連する貿易圧力のフォーカスは途上国の制度と慣行の改善を通じて知財権の保護水準を高めることに当てられていた。しかし、新興国の技術及び産業発展が加速化したことで、先進国が掌握していた核心市場に新競争の雰囲気を感じられるようになった。かつて単なる模倣者または後発走者に過ぎなかった新興国が新たな競合者として浮上したのである。グローバル企業はこのような挑戦に対応するため、知財権を活用して後発走者の市場参入を封鎖する方法を用いているが、最近国際的な特許紛争、知財権侵害に基づく水際措置などが増えていることが代表的な事例と言える。また、特許を直接実施せずライセンスや訴訟をビジネスモデルとして採択している非実施特許企業(またはパテントトロール)の出現はこのようなグローバルな特許紛争の量産を招く要因となっている。同時に、先進国は知財権の二国間または多国間自由貿易協定を通じて途上国に対して既存のTRIPS協定の知財権保護水準を超える新しい水準の知財権保護を求めるようになったが、これを「TRIPSプラスアプローチ」と呼んでいる。

グローバル知的財産環境を自国に有利な方向に持っていかこうとする国家間の競争と努力はWIPO<sup>4</sup>とWTOなど多国間協議の舞台でも展開されている。自国の利益が投影された国際知財権規範を作るために各国が取り組んでいる中、先進国と途上国間、そして各地域グループ別利害関係の対立も益々激化している。先進国は簡単に知財権が取得出来るようにすることで知財権の裾野を広げつつ権利者の保護を強化しようとしているが、一方途上国の場合は開発アジェンダを通じて簡単に技術移転が出来るようにすると同時に、途上国が強みを持っている伝統知識と遺伝資源の保護を強化するために

---

<sup>2</sup> World Trade Organization(世界貿易機関)：既存の関税及び貿易に関する一般協定(GATT)を吸収・統合し、名実共に世界貿易秩序を立てUR協定の履行を監視する役割を果たす国際機関である。

<sup>3</sup> Trade Related Intellectual Properties：特許、デザイン、商標及び著作権など知的財産権に対する最初の多国間規範

<sup>4</sup> World Intellectual Property Office(世界知的所有権機関)：加盟国及びその他国際機関との協力を通じて全世界の知的財産を保護・促進する任務を遂行。

力を入れている。

一方、全世界の全体出願のうち約40%が複数国家に共通出願される重複出願であると推算されるため、主要国は審査滞積問題を国家間協力で解決するために動き始めている。2007年に初めて導入された特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway, PPH) 制度はこのような国家間審査協力 (Work Sharing) の努力が具体的な成果につながった代表例である。2016年現在韓国は米国、日本、中国を含む26カ国特許庁と特許審査ハイウェイを実施している。特許審査ハイウェイは韓国で特許登録を受けた後、同じ特許を外国で出願する場合、他の正規出願に比べて優先的に審査が受けられるようにすることで韓国企業が海外でより速やかに特許登録が受けられる道を切り開くものであり、一日でも早く権利の安定性を確保しようとする企業の立場からすると大変有用な制度と評価できる。

国家間審査協力の必要性はIP5<sup>5</sup>という知的財産G5体制の発足ももたらした。世界出願のうち韓国を含めて米国、日本、中国、ヨーロッパの5大国家(地域)が占める割合は80%を上回っている。すなわち、5カ国知財権協力の成果は実質的に世界知財権規範を左右する影響力を持っている。2007年米国のハワイで5カ国の特許庁長官が史上初の会合を開いて以来2016年日本の東京で開かれた第9回IP5特許庁長官会合に至るまで5カ国は合意された基盤課題を中心に審査協力と特許制度の調和に向けた協力を続けている。主な成果として、IP5審査官の間で審査進行情報が一目で確認できる審査履歴情報確認システムを2013年に開通し、2015年にはこれを一般に公開した。また、IP5国家間審査協力 (Work Sharing) 努力の一環として2014年からIP5-PPHを施行してIP5国家間では共通の書式と要件で特許審査ハイウェイ (PPH) 制度が利用できるようにしたことが挙げられる。2016年にはPCT国際段階で一つの出願を5庁が共同審査するPCT協力審査 (CS&E, collaborative search and examination) 第3次パイロット事業の施行に合意し、早ければ2017年下半年からスタートする計画である。IP5協力は審査協力を通じた審査負担の軽減という当初の目的を超え、知的財産権制度の調和と国際的な知的財産権システムの改善でその協力範囲が拡大しており、今後国際知的財産権シ

---

<sup>5</sup> Intellectual Property 5 (先進5カ国特許庁) : 知的財産分野のG5を意味し、韓国・米国・日本・中国・ヨーロッパの5庁を指す。

システムの発展に更に大きな意味を持つと見られる。

## 2. 対応策

このような知財権分野の国際動向に対応し、韓国を知的財産模範国家として位置づけるためには積極的な国際協力が必要である。何よりも韓国企業の海外進出を支援するための友好的な海外知的財産保護環境の構築に努力を傾ける必要がある。

まず、第4次産業革命時代に対応するため、主要国との協力努力を傾ける必要がある。技術革新を支援するため、各国における知財権制度の整備状況を適時に把握しなければならない。また、主要国間の審査協力が拡大しつつあるだけに、融合・複合型新技術分野の出願増加に備えた特許分類の改正や審査基準の改編などに対してもグローバル調和に向けた持続的な議論が求められる。

また、特許官の新規派遣及びIP-DESK設立地域を持続的に拡大し、現地税関など外国執行機関との協力チャンネルを固めることで、海外で紛争が発生した際には迅速な対応ができるようにする必要がある。また、主要国とは持続的な二国間会合の開催を通じて国家間の協力体制を整える一方、途上国と新興国との協力を拡大するために東南アジア、中東、南米、アフリカなど圏域別知的財産協議体と協力事業を発掘して韓国企業に友好的な海外知的財産権保護環境を整える必要がある。

また、主要国との知的財産制度の改善に向けた議論にも積極的に参加することで、韓国国民の利便性を高め、安定的な海外知財権獲得を支援するために取り組む必要がある。IP5・TM5・ID5<sup>6</sup>などを始めWIPO、WTO、APEC<sup>7</sup>など各種フォーラムを通じて進められている国際知財権規範の議論過程に積極的に参加することで、グローバル知的財産システムが韓国ユーザーに有利な方向に改善できるようにする必要がある。また、

---

<sup>6</sup> Trade Mark 5, Industrial Design 5 : 全世界商標・デザインの出願をリードする韓国、米国、中国、日本、ヨーロッパの商標・デザイン庁5つを指す。

<sup>7</sup> Asia-Pacific Economic Cooperation(アジア太平洋経済協力) : 加盟国間の経済的・社会的・文化的な異質性を克服し、域内の持続的な経済成長に寄与することで、最終的にはア・太地域経済共同体を追求。

情報化協力を通じて特許庁間、特許庁とユーザー間の情報交流基盤を拡大し、知財権に対するアクセシビリティを高め、特許庁の業務効率を高めなければならない。特に、世界で最も規模の大きい5つの特許庁が参加する知的財産G5協力議論において積極的に参加することで協力範囲の拡大及び体系化に貢献することで、国際知的財産議論における韓国のリーダーシップを強化する基盤として積極的に活用しなければならない。

最後に高まりつつある韓国に対する関心を基に、知的財産分野においても行政韓流の拡散に力を入れる必要がある。特許庁の優秀な審査人材を活用して外国の審査支援及び代行要請に積極的に対応し、特許情報システムの海外進出を通じて途上国の特許情報化事業の支援も強化していく必要がある。また、国際知的財産権開発協力事業の体系化のため、韓国特許庁の政策方向、対象国の知財権現状と開発意志など総合的な分析を通じて重点協力対象国を選定し、既存成果との連携及び開発協力事業のパッケージ化などを通じて予算の効率的な活用に持続的な努力を傾けなければならない。

## 第2章 特許行政の戦略体系

### 第1節 特許庁のビジョンと推進戦略

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 キム・ヒョナ

技術革新を伴う第4次産業革命時代の到来によって、国家間、企業間で特許を始めとする知的財産の確保競争が激しさを増している。そこで、米国、日本、ヨーロッパ、中国など主要国は知的財産の創出・活用・保護と人材養成に向けた政策を国家レベルで展開している。

特許庁はこのような国内外の環境変化と多様な政策顧客のニーズなどを反映し、「知的財産に基づく創造経済の実現」というビジョンを設定し、それを実現するための推進戦略を下記のように定めた。

<図 I -2-1> 2016年度業務推進方向

ビジョン	知的財産基盤の創造経済の実現	
目標	知的財産の創出・保護・活用体系の先進化	
	推進戦略	実践課題
1	信頼される審査・審判 サービスの提供	①現場コミュニケーション型審査を通じた品質向上 ②知的財産権の環境変化に応じた制度改善
2	優秀知的財産の 創出・活用の促進	①核心・標準特許の創出支援 ②知的財産基盤の創造企業の育成 ③知的財産金融の活性化及び事業化の促進
3	知的財産の保護及び 実効性の向上	①国内知的財産権保護基盤の強化 ②海外知的財産権紛争への対応支援 ③知的財産分野におけるグローバルリーダーシップの強化

4	知的財産人材養成及び 国民向けサービスの改善	①ライフサイクル別の知的財産教育環境の構築 ②知的財産行政サービスの改善
---	---------------------------	---

## 第2節 ビジョン達成に向けた実践課題

### 1. 信頼される審査・審判サービスの提供

企業は知的財産を利潤創出の有用な道具として認識し、市場確保、競合社牽制などに積極的に活用している。企業の特許戦略もまた既存の量重視から質重視へと変わり、強い特許を確保するための企業の努力は更に熾烈さを増している。そこで、審査・審判品質に対する関心がいつになく高まっている状況である。

特許庁は審査・審判サービスの品質を高めるため、公衆審査、予備審査、協議審査など現場とコミュニケーションを取る様々な審査サービスを提供し、PPH及び共同審査(CSP)施行拡大を通じて主要国間の審査協力を強化した。審査・審判人材の増員と非審査人材の審査部署再配置など人材効率化を通じて1人当たり処理件数の適正化を図るとともに、技術分野別の専門性を強化するために特許審判部の運営を専門審判部中心体制に改善した。

また、不良特許の防止など創造経済基盤の強化に向けた特許法の改正を推進し、企業負担を減らすために特許無効制度の改善を推進した。その他にも、公正な商標使用秩序を確立するために商標法及び下位法令を全部改正・施行し、新規性喪失例外主張の期間延長などを通じてデザイン出願関連の利便性を高めた。

### 2. 優秀な知的財産の創出・活用の促進

増えつつある韓国知的財産権使用料収支の赤字を改善するためには競争力のある知的財産権を創出すると同時に、創出された知的財産権を利用して経済的・産業的に高い付加価値を創り出せるようにすることが急がれる。

特許庁は政府が推進する研究開発の全過程において知的財産権情報を分析・提供することで重複投資を防止し、核心・標準特許の創出を誘導した。IP-R&D戦略支援をルート産業などIP競争力の向上が必要な多様な産業分野に拡大し、関係省庁とともにグ

ローバルヒット365プロジェクトも新規推進した。

また、有望な中小企業を選定してIPスター企業として育成し、IP経営戦略の拡散に向けた知的財産経営認証制度を導入した。知的財産中心の創業を支援するため、IP創造Zoneを全国に拡大し、全ての創造経済革新センター内に特許支援窓口を設置した。

一方、知的財産基盤の投資・融資連携、IP投資ファンド造成の拡大などを通じて中小企業の知的財産事業化資金の調達をバックアップし、大学・公共研の特許技術活用を促進するために公共技術移転ロードショー、製品単位ポートフォリオの構成、公共機関保有特許診断事業も推進した。

併せて、知的財産の事業化と取引活性化のために特許取引専門官を地域別に拡大配置し、技術取得費用の税額控除、開放特許付加税などに関連する税制改善を通じて知的財産活用基盤を強化した。

### 3. 知的財産の保護実効性の向上

韓国は主要国に比べて依然として知的財産権の保護環境が脆弱であり、国内外における知的財産権紛争による輸出中断、訴訟費用の増加は韓国企業の海外市場進出において大きな障害となっている。これを克服するためには国家レベルで知的財産保護を強化する必要がある。

特許庁は模倣品流通を根絶するため、企画捜査対象10大品目を集中的に取締り、オンライン模倣品常習取引サイト捜査チームを運営した。また、特別司法警察組織の拡大を推進するとともに、最新捜査装備の導入など捜査環境を改善した。同時に、知的財産権侵害及び損害額立証緩和に向けた特許法改正を推進し、技術流出防止と取引秩序確立のために関係省庁共同で政府レベルの中小企業技術保護総合対策を樹立した。営業秘密保護強化などのために営業秘密保護管理システムを無償で普及し、不正競争防止法の改正も推進した。



海外における知的財産権紛争に効果的に対応するためにIP-DESKを追加設置し、KOTRA本社に知財権専担部署を新設するとともに、放送局との協力を通じて先を見越した韓流知財権保護体系を構築した。また、知的財産権紛争予防コンサルティングと訴訟保険の支援を拡大し、中小企業の特許紛争に共同対応するための技術分野別特許プールも構築した。

一方、知的財産分野におけるグローバルリーダーシップを強化するため、IP5、TM5、ID5会議を通じて国際議論をリードし、新興国・途上国との知的財産協力も強化した。知的財産行政における韓流を広めるために特許行政サービスの輸出対象国とサービス分野を拡大した。

#### 4. 知的財産人材の養成及び国民向けサービスの改善

青少年と大学生向け知的財産教育インフラの不足と企業の知的財産実務教育に対するニーズの増大を受け、全国民が生涯周期別に知的財産教育が受けられるインフラの拡充や企業能力に合わせた知的財産実務教育の提供に対するニーズが高まりつつある。

特許庁は青少年に対する知的財産教育を強化するため、発明教育センターの追加設置及び現代化を推進し、中学校の自由学期制と連携した知的財産教育プログラムを開発して運営した。また、大学の知的財産教育基盤を拡充するため、知的財産教育をリードする大学と知的財産学単位銀行制を拡大するとともに、知的財産専門学位課程の運営支援を拡大した。

また、弁理士の専門性と公共性を強化するため、弁理士法及び下位法令の改正を通じて弁理士資格要件を強化し、ロースクール実務見習連携など予備弁理士の知的財産教育活性化のために努力した。

一方、国民向けサービスに対するユーザーからのニーズが多様化していることを受け、特許維持年金の減免拡大、ウェブ出願システムの改編、遠隔映像口述審理の活性化などを通じて顧客中心の知的財産行政サービスを強化した。

## 第2編 信頼される審査・審判サービス

## 第1章 高品質の審査・審判サービスの提供

### 第1節 特許・実用新案分野

#### 1. 概観

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 キム・ヨンピョ

短くなる製品の寿命、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利の確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2019年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど、主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援しており、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大など様々な方法を講じて推進している。そこで、韓国特許庁も世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、出願された知的財産権に対する処理期間と品質の面において競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進知的財産制度の運営、審査インフラの改善、グローバル知的財産協力の強化、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関として必要な能力を最高水準まで引上げるために努めている。

特許庁は特許出願世界第4位に相応しい審査処理期間を維持するため、審査官の増員、業務プロセスの改善、何時でも何処でも審査可能な特許行政情報システムの構築などを通じて2015年特許審査処理期間を10.0ヶ月(12月末基準)に短縮し、世界的な水準の速い審査処理期間を維持してきた。

また、特許庁は一律的な特許審査処理期間の短縮から脱し、ユーザーが希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供するために特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に改善している。顧客オーダーメイド型3トラック審査制度は出願人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」のうち審査時期が選択できる制度であり、出願人は優先審査を通じて迅速に特許権を獲得して独占

的な地位を先取りすることができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

また、知的財産が経済成長の核心エンジンとして浮上し、IP金融及びIPライセンスリングなど知的財産が企業において多様な利益創出の手段として活用されるようになったことで、高品質知的財産の創出に対するニーズが更に高まっている。そこで、特許庁は審査官専門性の向上、現場とコミュニケーションを取る多様な協力審査、先行技術調査品質管理体系の構築、審査評価の強化などを通じた高品質審査サービスの提供を通じて強い特許創出のために力を入れている。

このような努力の結果、外国からのPCT国際調査依頼が増加し、2008年284万ドルに過ぎなかったPCT国際調査手数料収入が2016年には1,480万ドルと5倍くらい増加し、アラブ首長国連邦の要請で特許審査官5人を派遣してアラブ首長国連邦の特許審査を代行するなど韓国特許庁の審査品質に対する国際的な評価もまた改善されつつある。

以上のように様々な審査サービス政策を施行した結果、韓国の特許審査処理期間は先進主要国水準に到達し、審査品質においても徐々に改善が行われている。しかし、不良特許によって発生し得る社会的・経済的な損失を事前に遮断することで一度登録を受けた特許は安心して使用でき、市場で経済的な価値が認められる特許権を創出することで企業の競争力が高められるよう、審査官一人当たり審査処理件数の適正化、審査官の能力強化などを通じて審査品質の面で世界最高水準の審査サービスを提供する必要がある。

## 2. 特許・実用新案の速やかな権利化及び審査品質の向上への取り組み

特許審査企画局	特許審査企画課	放送通信事務官	イム・テシク
	特許審査企画課	工業事務官	ミョン・テグン

### イ. 推進背景及び概要

最近IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2016年12,888件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の速やかな権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業が徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来 of 量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時になく高まっている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査政策のパラダイムを審査処理期間の短縮から世界最高水準の高品質特許審査サービスの提供へと転換しつつある。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するであろうグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

#### ロ. 推進内容及び成果

1) 優秀な審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた審査能力の強化

イ) 優秀な審査人材の拡充

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用し、特許庁の自助努力を通じて政策・支援部署の審査官を審査部署に再配置した。2016年には22人の特許・実用新案新規審査官を採用した。これを通じて審査請求日から1次審査までかかった特許審査処理期間10.6ヶ月(2016年年末基準)を達成した。

ロ) 審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、前任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審査事例研究高級課程、審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判例研究課程、審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するため、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録査定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2016年12月基準で首席審査官が196人で2

2%、責任審査官が134人で15%、先任審査官が203人で22.8%、審査官は6級審査官を含めて292人で32.8%を占めている。

<表Ⅱ-1-1> 審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長登録決定及び拒絶決定
		選択	審判訴訟制度課程、審判官課程のうち1つ	
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	意見提出通知、協議通知など
		選択	審判訴訟制度課程、PCT審査高級課程、審判官課程のうち1つ	
先任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、明細書及び請求範囲解釈課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知など
		選択	中堅審査官課程、PCT審査基礎課程のうち1つ	

#### ハ) 審査パート制

審査官の増加に伴って効果的に審査品質を管理するとともに類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、審査業務の処理速度を高めるため、技術分野別に6人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的な施

行となった。

審査パート長は責任審査官以上の書記官又は主席審査官以上の事務官として優秀な審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決裁を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

特許庁は人材の効率的な運営を通じた審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のために政策部署の課1つを廃止する代わりに2015年12月に資源再生審査チームを新設した。資源再生審査チームは廃棄物処理と資源リサイクル技術と関連する分野を専担して審査しており、汚染物分離パート、水質浄化パート、廃棄物処理パート、再生資源パートなど4つのパートで構成されている。これと関連して既存119個あった審査パートが2016年末基準で131個に増えた。

<表Ⅱ-1-2>審査パート制の構成状況

(2016年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
特許 審査 企画局 (5課、 23パー ト)	エネルギー(5)	融・複合エネルギー技術、エネルギー変換基盤技術、二次電池、光エネルギー、次世代電池
	自動車融合(4)	電池パッケージ、自動車動力伝達、自動車エンジン、自動車電子制御
	情報技術融合(5)	電子商取引、金融決済、デジタルコンテンツ、融合サービス、ソーシャルネットワークサービス
	計測分析(4)	医療計測、センサーネットワーク、光学機械、計測試験
	医療技術(5)	治療機器、診断技術、保健衛生、医療用品、医療システム
特許 審査1局	生活家電(4)	洗濯機、カメラ、エアコン、生活容器
	事務機器(4)	印刷機器、家具、照明機器、事務用品



(9課、 36パー ト)	住居生活(4)	衛生設備、システムサッシ、防犯システム、スポーツレジャー	
	国土環境(4)	国土基盤、土木構造、水資源環境、資源廃棄物	
	住居基盤(4)	住居環境、住居冷暖房、住居安全、住居構造	
	電力技術(4)	伝送線路、電動機、電力変換、電力送配電	
	精密化学(4)	触媒化学、ナノ素材、セラミックス、表面処理システム	
	農林水産食品(4)	食品保存、植物資源、食品製造、動物資源	
	電子部品(4)	電子機器、メモリ素子、電子回路、半導体素子	
特許 審査2局	加工システム(4)	複合加工、高分子加工、金属加工、データ入出力	
	精密部品(4)	移送保管部品、流体機械部品、回転積層部品、印刷回路基板	
	半導体(4)	エッチング工程、蒸着工程、露光工程、材料	
	自動車(4)	車両フレーム、車両シャーシー、車両部品、車両空調	
	高分子繊維(5)	スマート繊維、高分子合成、有機素材、高分子応用、高分子素材	
	(9課、 37パー ト)	コンピュータシステム(4)	コンピュータ制御、サーチ/データベース、コンピュータインターフェース、コンピュータ応用システム
	薬品化学(4)	天然物医学、融合医学、合成医学、製剤	
特許 審査3局 (8課、 35パー ト)	通信ネットワーク(4)	通信プロトコル、伝送システム、ネットワーク制御、スイッチングネットワーク	
	資源リサイクル(4)	水質浄化、汚染物分離、廃棄物処理、再生資源	
	応用素材(5)	スマート素材、3Dプリント、化学素材、部品通信素材、機能性素材	
	ロボット自動化(4)	工作機械、産業ロボット、制御機械、特殊加工	
	次世代輸送(5)	海洋プラント、物流移送、造船融合システム、陸上運送、航空宇宙システム	
バイオ(5)	バイオ応用、バイオ医薬品、バイオシステム、バイオ素材、バイオ基盤		

モバイル通信(4)	モバイル通信システム、モバイル通信端末、モバイル通信アンテナ、モバイル通信サービス
金属(4)	材料分析、金属材料、表面処理、金属メッキ
ディスプレイ機器(4)	画像駆動、LED素子、OLED、画像素子
マルチメディア放送(4)	映像圧縮、マルチメディア、放送システム、映像処理

2016年12月基準で審査課(チーム)別に4~5つの審査パートを運営しており、特・実審査局の内に計131の審査パート(特許審査企画局23、特許審査1局36、特許審査2局37、特許審査3局35)を運営している。このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

## 2) 審査品質管理の強化

### イ) 品質関連指標中心の総合的な審査品質管理

特許庁は品質中心に政策方向を転換するため、様々な品質関連指標を審査官、パート、審査課、審査局別に点検できるよう審査品質管理カードを2016年4月から特許ネットシステムで提供している。審査品質管理カードは大きく審査段階、再審査及び審判段階、評価及び決裁段階に区分して各段階毎に審査傾向を示す代表的な指標をリアルタイムで確認できるように構築された。

2016年にはこのようなシステム構築を基に四半期毎に品質関連指標の変動性を点検し、それを審査部署にフィードバックすることで審査品質を高めるために取り組んだ。審査品質は少数の指標で代弁できない定性的な性質を持っているため、多様な品質指標の変動推移分析を通じて審査の正確性及び一貫性が高められると期待している。

### ロ) 特許品質諮問委員会の運営

特許庁は国家的に特許品質が高められる基盤を構築するため、官・民がともに特許品質政策に対して議論する「特許品質諮問委員会」を2015年6月に設立した。特許品質諮問委員会は特許品質を高めるためには特許庁のみならず民間の役割も重要であるという認識から、企業、弁理士など民間の品質向上に対する優秀なアイデアを特許政策に反映できるチャンネルを確保するために構成された。

特許品質諮問委員会の内部委員は特許審査企画局長(委員長)、特許審査企画課長(幹事)、特許審査制度課長、審査品質担当官及び審査局主務課長で構成され、外部委員は産業界、学界、研究界の専門家と弁理士で構成される。

特許品質諮問委員会は2016年5月(ソウル)と12月(大田)にわたって2回開催され、①2016年品質政策状況及び2017年政策施行の方向、②現場とコミュニケーションを取る公衆審査の活性化方策、③企業の負担を減らすための特許無効制度の改善策、④審査評価制度の改善策などに対して議論された。

<図Ⅱ-1-2>特許品質諮問委員会の進行写真



### 3) 審査官の専門性の向上

#### イ) 開かれた特許技術フォーラムの実施

開かれた特許技術フォーラムは多出願企業の最新技術を審査官と共有するため、多出願企業の専門家を招いた技術セミナーであり、2015年3月に初めて実施された。開

開かれた特許技術フォーラムは融・複合技術進化の加速によって技術分野が多様化したことで相互関連のある技術分野に対する審査官の技術理解を深める必要があることから導入された。多出願企業の最新技術セミナーを通じて審査官の技術専門性を高めることで、出願技術内容の把握、先行技術の検索・比較判断などにおいて正確な審査を誘導するきっかけとなった。

また、標準・源泉・先導技術などの技術開発程度によって求められる進歩性レベルの差異において産業界が要求する進歩性判断基準の理解と定立が必要であった。このような点で、開かれた特許技術フォーラムを通じて官－民間で進歩性判断基準が共有できる場を設けることで、審査官の進歩性判断基準の調和に貢献した。

具体的には2016年5月に現代自動車の特許戦略及び自動運転車、燃料電池など4つの技術分野に対するセミナーを行い、11月にはクアルコムコアの特許戦略及びLTE通信標準技術などに対するセミナーを行った。

#### ロ) 先行技術検索コンテストの開催

特許審査は限られた検索時間内に適正先行技術を検索するため、効果的な検索戦略を樹立し、それに対する集中的な検索を行う必要がある。そのため、検索結果のみならず、検索キーワード、検索履歴など検索過程を総合的に評価及び発掘して実際検索における活用性を最大にするため、2016年12月に先行技術検索コンテストを開催した。

2016年先行技術検索コンテストは審査官、サーチャーの大会を分けて実施し、サーチャー大会は特実検索とPCT検索を分けて実施した。参加した審査官は47人、参加したサーチャーは46人であり、審査官及びサーチャーの多様な検索戦略を発見できる良い機会となった。

先行技術検索コンテストは審査官及びサーチャーが各自保有している審査、調査件のうち任意選定された件の検索戦略、検索履歴、構成比表の提出及び評価の方法で行われた。評価の正確性と公正性のため、評価委員は審査課長、審査パート長、審査評

価官などで構成され、①検索戦略の適正性、②検索の充実性、③検索結果の妥当性、④検索の効率性の項目別に評価表基準に沿って評価を行った。

評価の結果、審査官8人とサーチャー7人の先行技術検索履歴及び結果が優秀事例として選定され、優秀事例を共有して審査官、サーチャーの能力を強化するためのセミナーを実施した。

#### ハ. 評価及び発展方向

以上のように優秀な人的資源の効果的な管理、審査品質管理の強化、審査官の専門性向上などの様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスを提供する基盤を整えることができた。

今後審査官等級制は教育要件を現状に適したものにするなどを通じて審査能力を強化する方向に改善していく予定である。また、審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別の適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専担パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画であり、パート長の責任及び権限の強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。

今後未来市場をリードしていくと見られる第4次産業革命分野を中心に産業現場の訪問を通じて現場の技術資料及び専門家知識を審査に活用する公衆審査を活性化し、融・複合技術を中心に専門分野が異なる審査官間での協議審査を拡大するなど多様なコミュニケーションチャンネルを確保することで審査の正確性を高めていく計画である。

審査処理期間を維持しつつも審査品質が高められる最も根本的な解決方法は審査人材の増員を通じた1人当たり審査処理件数の適正化である。特許庁は1人当たり処理件数を先進国並みに適正化するため、行政自治部など関係省庁との協議を通じて持続的に審査人材の増員を推進していく計画である。

### 3. 現場コミュニケーション型審査及び特許審査3.0の推進

特許審査企画局 特許審査企画課 放送通信事務官 イム・デシク  
特許審査制度課 施設事務官 ヒョン・ジェヨン

#### イ. 推進背景及び概要

グローバル特許紛争が拡大し、IP金融、ライセンスなど知的財産の活用が増えるにつれ、特許品質に対する社会的な関心が高まりつつある。このような対内外的な環境において特許庁は特許品質の向上に向けた地道な自助努力を傾けているが、審査段階において限られた予算、人材など独自資源だけでは特許品質を高めるには限界が存在した。

そこで特許庁は2015年から産業現場の外部専門家が審査に参加する現場コミュニケーション型公衆審査を施行している。公衆審査は外部専門家を審査協議体として構成し、産業現場の非特許文献資料などの提供を受けて審査に活用する制度であり、専門家集団とのコミュニケーションを通じて審査品質を持続的に高めることにその趣旨がある。

また、2014年から拒絶理由だけを指摘していた既存のネガティブ審査から脱して国民とともに強い特許を創り出していくポジティブ審査へと審査パラダイムを転換した。2015年にはこれを更に発展させ、審査の全段階において国民と疎通・協力し、オーダーメイド型サービスを提供する特許審査3.0を本格的に施行した。

特許審査3.0は公式審査前に出願人と審査官がコミュニケーションを取り、審査の方向を共有し、拒絶理由を予防する予備審査、出願人が最終補正を行う前に予め提出した予備補正案に対して拒絶理由の解消状況を知らせる補正案レビュー、一つの製品（または国家R&D支援事業）関連の特許、デザイン、商標を出願人が希望する時点でまとめて審査する一括審査などがあり、今後既存の制度を持続的に改善するとともに新しい制度を設けていく計画である。



## ロ. 推進内容及び成果

### 1) 現場コミュニケーションの公衆審査

現場コミュニケーションの公衆審査は現場の技術資料及び専門家の知識を活用し、産業界の特性を審査に反映するなど、現場とのコミュニケーションを強化して審査品質の向上に貢献する制度である。

公衆審査のパイロット実施期間であった2015年には9つの生活密着型技術分野(LED照明、靴、保安など)を対象に実施し、2016年からはパイロット実施を補完して効果を最大にするために本格施行となった。非特許文献が多い技術分野を中心に多出願人、産学研専門家、代理人などが参加する審査協議体を構成し、オン・オフラインなど多様なコミュニケーションチャンネルを稼働することで、審査協議体構成員間で深みのあるコミュニケーションを行った。このような結果として外部専門家から提供された資料(233件)のうち非特許文献が79件(34%)で、非特許文献に対する活用率を高める上で大きく貢献した。今後第4次産業革命時代を迎えて関連産業核心技術に対する公衆審査を拡大していく予定である。

### 2) 予備審査

予備審査は審査着手前に出願人などと審査官が対面面談を通じて審査意見を交換することで正確な審査及び迅速な権利化を図るための制度である。予備審査面談を通じて出願人は拒絶理由を公式審査前に把握して対応でき、審査官は出願人と直接技術及び審査意見を交換することで正確な審査と迅速な特許権利化が可能である。

予備審査は試験実施期間であった2014年に個人・中小企業から大きな反響を呼び、良いスタートを切った。2015年にはその対象を先行技術調査専門機関に先行技術調査の依頼を理由とする優先審査出願から優先審査出願全体に拡大(但し、高難易度特許分類に該当する出願に限定)し、年間220件余りの申請件数(2016年基準)を記録した。早期権利化に実質的な効果があることが立証された予備審査は今後制度を更に精巧化して改善する計画である。

### 3) 補正案レビュー

補正案レビューは審査着手の後に審査官が予備補正案を予め検討し、出願人などと対面面談を通じて補正案の拒絶理由の解消状況と補正方向を議論して追加拒絶理由通知を減らすなど審査の効率性を高めた制度である。

2015年に初めて導入されたこの制度は持続的に申込件数が増加する傾向(2015年216件→2016年596件)にあり、国内外の出願人から既存の面談制度に比べて優れているという良い反応を得ている。また、審査品質及び行政効率性の向上という側面でも対内的に高い評価を得ている。

### 4) 一括審査

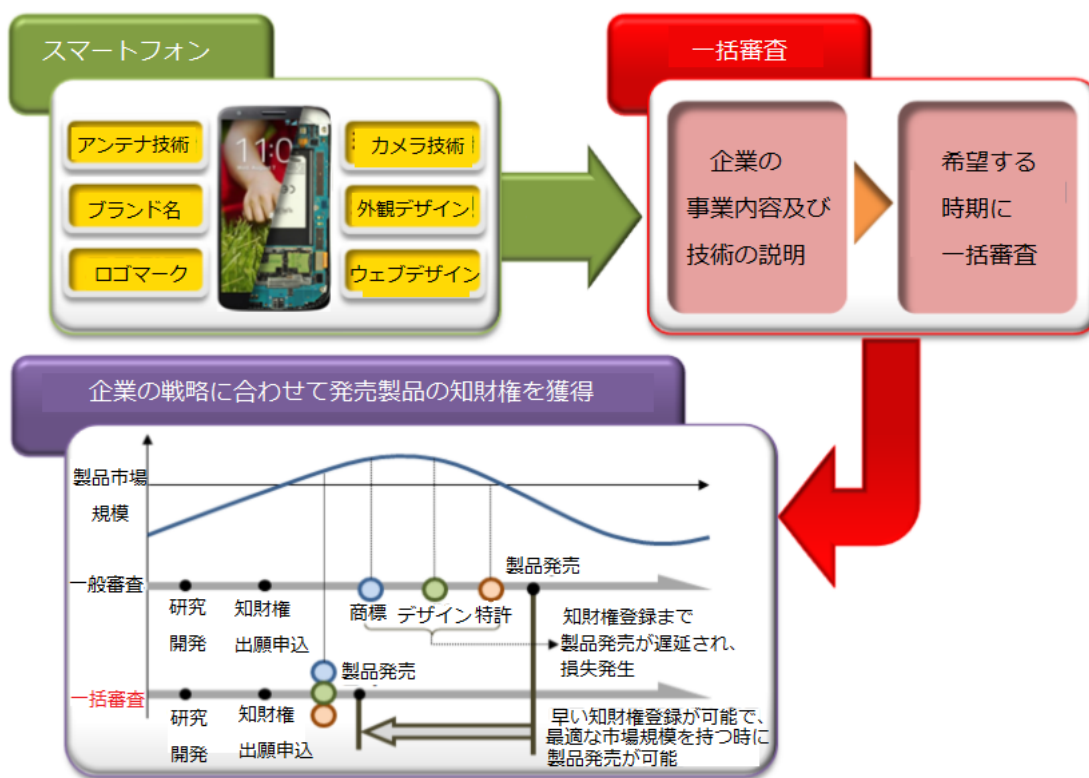
一括審査は一つの製品または一つの国家R&D支援事業に関連する複数の知的財産権出願を出願人が希望する時点に合わせて審査する出願戦略オーダーメイド型制度である。



一括審査の申込対象は一つの製品に関連する特許・実用新案・商標・デザイン出願であり、「実施または実施準備中の出願」、「輸出促進に直接関連する出願」、「ベンチャー企業や技術革新型中小企業の出願」、「一人創造企業技術開発事業の結果に関する出願」である。これを通じて企業は最適の市場規模を考慮した製品発売の時期などに合わせて一つの製品に対する複数の知的財産権を一括して確保できる。

また、2015年から国家R&D結果が適時に技術評価、技術移転及び事業化できるよう、同じ国家新技術開発支援事業の結果に関連する出願も一括審査申込対象として追加された。

一方、一括審査を行う前に担当審査官を対象に企業が申し込んだ出願の技術内容を事前に説明する「一括審査説明会」を開催し、出願人と審査官の技術内容に対する円滑なコミュニケーションを通じてより正確な審査を支援する。また、2015年から一括審査説明会の際に出願人の希望がある場合は予備審査を同時に進め、一括審査と予備審査の効果を同時に提供した。



## ハ．評価及び発展方向

以上のように現場コミュニケーション型公衆審査は外部専門家グループとのコミュニケーションを通じて審査官の検索限界を補完し、業界の現状を審査に反映するなど肯定的な効果を出している。今後IoT、人工知能、自動運転など第4次産業関連分野に対する産業現場専門家との審査協力を強化して審査品質を持続的に高めていく計画である。

特許審査3.0は審査の全段階において国民と直接コミュニケーションしながら協力するオーダーメイド型サービスを提供することで、最終的には高品質の特許創出に貢献することを目指す制度である。

2015年は特許審査3.0施行の初年度であり、各種報道資料の配布、特許制度統合説明会の開催などを通じて予備審査、補正案レビュー、一括審査などの広報に集中し、出願人、代理人など特許顧客からは高い満足度を得る同時に、高品質の審査サービスの基盤を構築することができた。

今後も出願人との疎通・協力を通じた強い特許の創出に貢献するため、公衆審査及び面談制度の品質を高め、産業現場及び特許業界の現場からの声により耳を傾けることで、現場と着実にコミュニケーションを取りながら特許審査3.0制度を精巧に改善していく計画である。

## 4. 審査協力型の先行技術調査など審査インフラの改善

特許審査企画局	特許審査企画課	工業事務官	キム・ヒョンジン
	特許審査企画課	工業事務官	チョ・キユン
	特許審査企画課	工業事務官	イ・ウンギュ
国際知識財産研修院	知識財産教育課	工業事務官	キム・ゾンフン

## イ. 特許先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ－1－3＞特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

\*2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請してきたため、専門機関から指定が取り消される。

2004年までは(財)韓国特許情報院が単独で本事業を行ってきたが、競争体制を導入して調査品質を高め、民間の知的財産(IP)サービス産業を活性化するため、(株)WIPS、(株)IPソリューションなどを先行技術調査専門機関として追加指定し、2005年から複数競争体制で事業を運営している。

特許・実用新案出願に対する先行技術調査事業は当該年度の審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2016年には約318億ウォンを投入して86,811件を依頼した。

＜表Ⅱ－1－4＞特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
審査処理件数	137,940	192,236	176,861	193,934	176,260	172,342	182,113
アウトソーシング件数	64,484	81,500	84,230	91,941	92,983	97,314	86,811
アウトソーシング比率(%)	46.7	42.4	47.6	47.4	52.8	56.5	47.7
執行額 (百万ウォン)	17,540	22,168	23,598	25,760	27,706	31,686	31,826

\*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

2016年には先行技術サーチャーが審査官と対面して先行技術と特許登録可否に関する検討意見まで報告する審査協力型先行技術調査を全体先行技術調査依頼物量の60%まで拡大することで審査品質の向上に貢献し、2014年2回実施していたサーチャーに対する教育を2015年5回、2016年6回実施することでサーチャーの業務専門性を強化した。

また、32席規模の「スマート特許審査センター」を構築し、審査官とサーチャーの面談のための別途の空間を設けることで審査協力型先行技術調査の効率性を高めるためのインフラを構築した。

特許庁は「先行技術調査専門機関の指定及び運営と先行技術調査事業の管理などに関する告示」(特許庁告示第2015-39号)を改正し、先行技術調査物量配分審議委員会の構成方法を推進から専門家プールを構成して抽選する方法に変更することで物量配分の公正性を強化した。

一方、急増している外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。現在国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-5> 国際出願先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信

2009	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2013	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)WIPS、(株)KTG

国際出願先行技術調査事業は当該年度国際調査件数の一定量を対象にアウトソーシングしており、2016年には約154億ウォンを投入して26,697件を依頼した。

<表Ⅱ-1-6> 国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
国際調査処理件数	20,975	23,166	29,919	34,432	30,223	28,049	28,176
アウトソーシング件数	5,200	6,870	16,063	22,890	22,528	26,503	26,697
アウトソーシング比率(%)	24.8	29.7	53.7	66.5	74.5	94.4	94.8
執行額(百万ウォン)	3,266	4,314	10,390	15,382	15,931	18,338	15,358

\*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷PCT国際調査処理件数)×100

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、2016年度の審査処理期間を10ヵ月台で維持することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担を緩和するためにアウトソーシングの物量を持続的に拡大していく予定であり、調査品質管理の強化及び評価体系の改善などを通じて審査官満足度と調査報告書の活用率を高めていく計画である。

#### ロ. 特許分類付与事業

特許庁は内部で特許分類付与業務を行ってきたが、2001年からは特許分類の一貫性及び品質を高めるため、外部の専門機関に特許分類付与業務を依頼している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づいて、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して特許分類業務を依頼することができ、2014年に「特許分類付与専門機関の指定及び運営と特許分類付与事業管理に関する告示」を制定して運用している。

これにより特許分類付与事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付

与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行した。2014年からは「(株)WIPS」、  
「(株)Creocian」、「(株)IPI」が追加され、2016年には「KTG」、「IPソリューション」、  
「TOTALIP」が追加され、複数競合体制で事業が運営されている。

特許庁は2015年度に審査の一貫性及び先行技術検索の効率性を高めるため先進特許  
分類(CPC、Cooperative Patent Classification)を全面導入した。それによって新しく  
出願される特許文献をCPCで分類し、先行技術文献の検索にCPCを使用するとともに、  
審査官業務を割り当てる際も既存の国際特許分類(IPC、International Patent Class  
ification)の代わりにCPCを使うようになった。

特許分類付与事業は当該年度の新規出願全体を対象にCPCで分類しており、2016年  
には新規出願224,730件及び過去文献821,441件に対してCPCで分類し、2019年まで過  
去IPCで分類された国内特許・実用新案文献をCPCで細分類する予定である。

また、特許庁は高くなった分類品質を基に2009年から米国特許文献再分類を代行す  
るために3回にわたって韓-米特許庁間のMOUを締結(第1次MOU(2009年～2010年)、第2  
次MOU(2011年～2012年)、第3次MOU(2013年～))し、これによる後続措置として米国特  
許文献の再分類事業を推進し、今後の特許行政輸出の基盤を整っている。

<表Ⅱ-1-7>特許分類付与事業の年度別推進状況

年度		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
新規 分類	件数	196,093	191,422	214,018	219,865	231,849	234,293	224,730
	金額 (百万ウォン)	1,937	1,886	2,183	2,225	2,345	2,957	2,776
再分類	件数	78,192	67,014	38,118	31,487	126,347	231,902	821,441
	金額 (百万ウォン)	576	494	289	238	1,110	2,066	7,105
執行額(百万ウォン)		2,513	2,380	2,472	2,463	3,455	5,023	9,881

#### ハ. 審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・融複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高

めることで最終的には審査品質の向上につなげるため、2006年4月から体系的な教育システムを導入し、審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定して行われた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーたちもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大にした。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。また、2011年から現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を拡大・実施している。2014年からは教育場所を国際知識財産研修院に移転させ、より体系的な教育管理を実施している。また、セミナーなどを通じて民間に教育を開放することで審査官と民間間の交流を拡大している。また、2015年からは融・複合技術教育、基礎理論教育を更に拡大し、技術分野間の相互理解及び技術能力の強化に取り組んでいる。

<表Ⅱ-1-8> 審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665

2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677
2011	・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施)	677
2012	・合計52の講座に1,063人の審査官が参加(データ通信など52の正規講座及び正規講座内に17講座の現場教育を実施)	677
2013	・合計59の講座に1,377人の審査官が参加(デジタル通信概要など59の正規講座及び正規講座内に23講座の現場教育を実施)	677
2014	・合計63の講座に1,567人の審査官が参加(二次電池の最新技術動向など63の正規講座及び正規講座内に30講座の現場教育を実施)	677
2015	・合計66の講座に1,573人の審査官が参加(次世代半導体メモリの最新技術など66の正規講座及び正規講座内に32講座の現場教育を実施)	608
2016	・合計66講座に1,573人の審査官が参加(IoT最新技術など67の正規講座及び正規講座内に40講座の現場教育を実施)	683

## 5. 特許審査における国際協力の強化

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 ハン・ジュウォン

### イ. PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連する先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場



合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2016年末基準で計22の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

<表Ⅱ-1-9>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

---

オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、2014)、ウクライナ(2013、2015)、シンガポール(2014、2015)、ビシェグラード(2015、2016)、トルコ(2016、2017)

---

\* ( )で前の数字は指定年度、後ろの数字は施行年度である。ビシェグラードは業務未開始。

\* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁であり、ビシェグラードはポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの連合特許庁である。

受理官庁は計115個であり、各受理官庁は業務を行っている22の国際機関のうち一つ以上の管轄国際機関を指定している。出願人はPCT出願を受け付けた受理官庁の管轄国際機関のうち該当PCT出願の国際調査・国際予備審査業務を行う国際機関を選択することができる。

2016年末基準で韓国を管轄国際機関として選定した受理官庁は米国、インドネシア、シンガポール、サウジアラビア、メキシコなど計15カ国である。

2016年の1年間韓国は27,904件の国際調査の依頼を受け、EPO、日本、中国特許庁に続いて4番目に多い国際調査を遂行し、依頼件のうち12,888件が外国出願人のPCT出願であった。これを通じて約1,661万ドルの外貨を獲得した。

一方、特許庁は国内出願人のPCT利用拡大と利便性向上のために内国人を対象とするPCT説明会を2016年7月にWIPO(世界知的所有権機関)と共同で開催したが、今後も毎年同イベントを開催してPCTに対する多様な情報を出願人に提供する計画である。

＜表Ⅱ－1－10＞PCT国際調査の依頼状況

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
内国	9,950	10,736	11,971	12,442	13,579	15,016
外国	15,716	16,373	17,560	17,718	14,889	12,888
計	25,666	27,109	29,531	30,160	28,468	27,904

＜表Ⅱ－1－11＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

---

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)

---

また、2016年6月に韓国特許庁はIP5(韓・米・日・中・EPO)とPCT国際調査の品質向上に向けた協力事業を施行すると決めるなど、良質のPCT国際調査サービスを持続的に提供するために取り組んでおり、PCTを通じた技術保護と出願人の利便性を高めるための改善活動も主導していく予定である。

#### ロ. 特許審査業務協力(WORK SHARING)

グローバル経済の到来とともに一つの発明を複数国に出願するケースが増えていることから、共通出願に対する国際審査業務における協力の必要性が高まっている。

特許審査業務協力は他の特許庁が先に先行技術を調査・審査した結果を活用するものであり、正式な制度として定着した特許審査ハイウェイ (PPH) の他にも特許共同審査 (CSP) など多様なパイロットプログラムが運営されている。

PPHは一つの特許庁が国内審査またはPCT国際調査を通じて特許可能と判断した出願に対し、他庁がその審査結果を活用して迅速に審査を行う制度である。特許庁は2016年末現在25カ国の特許庁とPPH、24カ国の特許庁とPCT-PPHを施行している。

<表Ⅱ-1-12> PPH施行の対象となっている特許庁の状況

区分	対象特許庁
PPH (25カ国 特許庁)	日本、米国、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、台湾、フィリピン、エストニア、コロンビア
PCT-PPH (24カ国 特許庁)	日本、米国、中国、オーストリア、ノルディック(北欧特許機構)、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、ハンガリー、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、シンガポール、ドイツ、フィリピン、エストニア、コロンビア

2015年からパイロット事業として新しく推進している審査業務協力プログラムであるCSPは特許審査着手の前に複数庁の審査官が各庁の先行技術文献情報を共有することで出願人が複数の国で速やかに強い特許が取得できるよう手助けする制度である。2015年9月から韓-米CSPを施行しており、2016年12月には中国と早期施行に合意した。その他にPCT協業審査(一つの特許出願に対して複数の国際調査機関がともに国際調査)などがある。

## 第2節 商標・デザイン分野

### 1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 シン・クッジェ

国家間及び企業間の技術格差が縮まっていることから、商品の機能と品質など本来の価値に加えて商標と美的価値も消費者にとっては重要な商品選択の基準となっている。商標とデザインの価値そのものを消費する傾向が強くなっている。そこで企業は自社の価値向上と競争力確保のためにブランド・デザインの経営に集中しており、商標とデザインの権利である商標権、デザイン権の重要性がそれだけ増している。

このように商標・デザインの価値が高まる一方の現実の中で主要国は自国企業の競争力を高めるため、迅速かつ正確な審査サービスを提供する政策を推進している。このような取り組みの結果、商標の場合、審査処理期間を米国は2005年6.3ヵ月から2016年3.1ヶ月に、日本は2005年6.6ヵ月から2016年4.3ヵ月に短縮した。デザインの場合、米国は2005年11.0ヵ月であったが、2016年12.7ヵ月へ多少遅くなり、日本は2005年7.0ヵ月から2016年6.2ヵ月に短縮した。このような世界的な流れに歩調を合わせて韓国特許庁も審査処理期間の短縮を重点的な処理施策として推進し、2011年10ヵ月から2015年5ヵ月以内に短縮した。その後2016年商標4.8ヵ月、デザイン4.7ヵ月を維持し、これまで商標とデザインの審査処理期間を5ヵ月以内と安定的に維持している。

審査処理期間の短縮とともに強い商標権及びデザイン権の創出を支援するために審査品質向上政策を推進した。実際の取引現状を反映し、市場からのニーズに応えられるように商標法とデザイン保護法を改正する一方、審査基準も出願人が権利を容易に獲得できるようタイムリーに改正・運営した。また、独自の品質管理システムの体系化、商品・物品分類体系の持続的な整備、審査官教育及び研究会活動を強化した。審査点検表の標準化及び通知書作成の自動化などスマート審査システムを構築して審査ミスを防止するとともに審査利便性を高めた。また、出願人の面談及び取引実態の把握など実際取引の現状を反映した現場コミュニケーション型審査活動を推進すること

で、審査の現場適合性を高める努力も併行した。

更に商標・デザイン分野に対するグローバルスタンダード形成議論に参加し、それを積極的に国内制度に反映できるよう国際協力の強化に取り組んだ。

## 2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ケウォン

### イ. 推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはライフサイクルが短いため迅速な審査処理を通じて権利化することが何より重要である。米国を始めとする主要国も迅速な審査処理のために力を入れている。

＜表Ⅱ－1－13＞主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況

(単位：ヶ月)

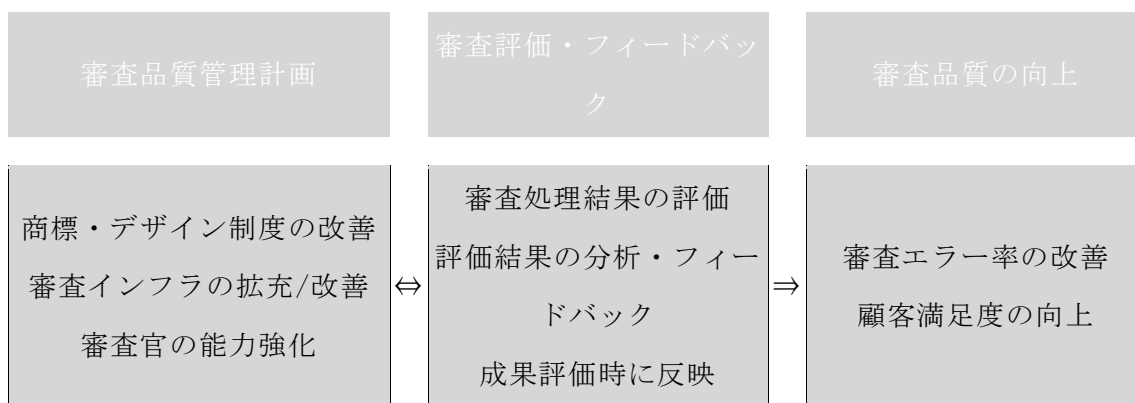
区分	韓国(2016)	米国(2016)	日本(2016)
商標	4.8	3.1	4.3
デザイン	4.7	12.7	6.2

そこで韓国特許庁は1人当たりの審査処理量を増やすなどの自助努力を通じて2016年度の商標審査処理期間は4.8ヶ月、デザイン審査処理期間は4.7ヶ月を達成し、審査処理期間が海外主要国と肩を並べる水準に達した。特に、デザインの場合は主要国の中で最も速い水準の審査を実現した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援の他に、優れた審査品質を維持するための取り組みも強化している。審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が調和を成した時にこそ可能になる。

特許庁は2013年度にこれらの3要素を盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を樹立して持続的に推進しているが、その後続措置として2016年度には過去5年間の商標審査統計分析を基に総合的な「審査品質管理指数」を設計してそれを成果評価に反映した。また、審査官が審査争点事例に対して議論する「審査争点・ノウハウ発表会」及びパート長中心の「審査品質点検会議」を運営するなど、多方面にわたって審査品質の向上に向けて取り組んだ。

<表Ⅱ-1-14> 商標・デザイン審査品質向上推進体系



ロ. 推進内容及び成果

1) 商標・デザイン制度の改善

特許庁は公正な商標使用秩序の確立という目標の下で現行商標制度の不備点を補完して26年ぶりに商標法を全部改正し、関連規定を2016年9月1日から全面施行した。今回の改正を通じて登録はしているものの使用していなかった商標に対しては誰でも取消審判の請求が可能になり、商標権消滅後1年間出願禁止規定も削除されるなど、国民の商標選択の機会が大きく拡大された。

また、消費者の好みによって市場状況の変化が速いデザインの特性上、より柔軟な制度を構築するためにデザイン保護法を一部改正した。出願人の権利確保に有利になるよう新規性喪失の例外範囲を6カ月から12カ月に拡大し、海外出願時に個別国に優先権証明書類を書面で提出する代わりに電子的に提出可能になるよう関連規定を設け

て便宜を図った。

## 2) 審査インフラの拡充及び改善

審査インフラの側面では迅速かつ正確な審査のために図形商標など商品及びデザイン物品分類事業、先行商標・デザイン調査分析事業、商標・デザイン審査システムの改善など審査支援事業を推進することで審査官の審査負担を減らし、審査品質向上のための基盤を整えた。

また、短期間での定員増加など審査人材を確保し難い状況の中で審査システムの高度化を通じて効率性を高め、このような努力の一環として審査点検表の標準化及び通知書作成の自動化、審査履歴管理、リアルタイム協議審査など多様な機能を導入した「スマート商標審査システム」を構築して2016年開通した。

## 3) 審査官の能力強化

審査品質において最も重要な要素の一つは審査処理業務を直接遂行する審査官の能力である。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、商標デザイン審査争点・ノウハウ発表会の開催、関連研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、専門性強化教育、審査参考資料の発刊、現場審査など様々な取り組みを図った。一方、審査官の品質管理活動と研究教育活動を客観的に数値化した「審査品質管理指数」を成果評価の資料として活用した。特に、2016年には過去5年間の優秀審査官審査統計を綿密に分析して取消差戻率、無効審判認容率、異議認容率など3つの項目を審査品質管理指数の管理項目として新たに追加し、これを通じてより多角的かつ正確な評価が可能となった。また、該当指標は局レベルで積極的に管理するなど評価のフィードバック機能を強化することで審査官の能力を高めると同時に独自品質管理の充実化を図った。

審査争点・ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点またはノウハウを発表させることで審査官間で審査情報を共有・拡散させるため、定例化したも

のである。また、パート長中心の審査事例研究会である商標・デザイン審査品質点検会議を開催することで新しい審査政策の方向を共有し、それに基づいて一貫性のある審査ができるように取り組んだ。

<表Ⅱ-1-15>2016年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況

日付	審査争点/ノウハウ発表のテーマ
2016年 上半期 (6.2)	3D CADファイル出願関連のデザイン審査争点及び解決方法
	模倣商標の判断方法に対する事例研究
	法人の使用標章を代表者名義で出願した場合などに関する研究
	文字結合商標の全体観察、要部観察の適用検討
	色を表す文字の識別力の研究
	図形商標の類似判断事例
2016年 下半期 (11.7)	周知形態による容易創作判断の検討
	顕著な地理的名称と業種名の結合商標に対する識別力検討
	条約による優先権主張出願の補正に関する審査事例の検討
	指定商品と無関係の立体的形状の識別力認定可否
	教育サービス業の類似性判断検討
	公益上特定人に独占させることが不適合と認められる場合
商標の類似判断事例－観念を中心に－	
図面相互間の不一致と工業上利用可能性に関する検討	





一方、学界及び弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催し、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標・デザイン制度研究会(デザインアカデミー)を計7回開催した。また、国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊して審査官が活用できるようにした。

<表Ⅱ-1-16>2016年商標・デザイン制度研究会

日付	発表テーマ
2016.3	画像デザインの改正審査指針の共有、ハーグ国際出願審査争点の発表及び討議
2016.3	商標法の全部改正案及びサービス表の審査要領
2016.4	最近3年間不登録要件と関連する審判決例の事例研究、デザイン協議審査の発表
2016.6	新しいデバイスプラットフォームの浮上とデザイン、特許の融合
2016.7	2016年度上半期協議審査の事例報告、レイアウトが含まれたデザインの判断
2016.8	商標法全部改正による下位法令、審査基準の変更事項
2016.10	デザイン権、特許権引用情報の活用事例(Gephiを利用したビックデータSNS分析)
2016.11	米国デザイン特許の審査実務

<表Ⅱ-1-17>2016年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	審査参考資料
2016.1	類似商品サービス業の審査基準
2016.1	画像デザインの審査指針
2016.3	デザイン審査基準の英文版
2016.5	デザイン保護ガイドブック

2016.8	デザイン物品類別物品目録の告示
2016.9	商標審査基準
2016.9	商標関連法令集
2016.9	商標法全部改正法律の新・旧条文の比較表
2016.9	商標法・施行令・施行規則の3段比較表

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁が独自に2016年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度を調査した結果、商標・デザイン審査分野の総合満足度は2015年と同水準であることが分かった。顧客満足度を高めるためには迅速な権利付与とともに審査制度の改善、インフラの拡充及び審査官能力の強化など審査品質の向上に向けた持続的な努力が必要と見られる。

<表Ⅱ-1-18> 2016年度顧客満足度調査の結果

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	法適用の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度	制度改善に向けた努力満足度
商標	71.22	74.19	81.76	75.54	81.89	77.97	71.56
デザイン	75.02	76.96	83.18	78.46	83.87	79.61	78.19

特許庁は2017年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そしてフィードバック体系を整えつつ、顧客の立場から公正な審査処理が行われるように努める計画である。また、審査処理期間を追加的に短縮し、国民が速やかに商標・デザイン権を確保することができるよう支援していく計画である。

### 3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善

#### イ. 調査分析など商標・デザイン審査支援事業の展開

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヨンサム  
デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・セギョン

## 1) 推進背景及び概要

### イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似したり、関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第51条第1項「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

### ロ) 国際商標登録出願の指定商品翻訳分類事業

国際商標登録出願制度の施行を受け、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業は国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳し、指定商品を分類して指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

### ハ) 商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標として出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

## ニ) デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は審査官の審査負担軽減、審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のため、先行デザインの検索及び分析業務を外部専門調査機関に依頼するものであり、2008年から導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第59条第1項、「特許庁長はデザイン登録出願を審査する際に必要と認められた場合、専門機関を指定して先行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

## ホ) デザイン物品分類事業

特許庁は審査官が先行デザインを効果的に検索できるようにするため、用途と機能によって固有の韓国物品分類基準を定立し、それによって出願デザインに対する物品分類コードを付与しており、2009年から外部専門機関に依頼している。2014年7月ハ

ーグ協定加盟によってロカルノ国際分類<sup>8</sup>のサブクラス情報を付与する作業も併行することで、審査官の先行デザイン検索に貢献している。

#### へ) 公知デザイン審査資料整備事業

公知デザイン審査資料整備事業は刊行物、インターネット公知デザイン及び海外デザイン公報などを収集及び整備することであり、国際的な審査流れに対応するとともに高品質の審査サービスを提供するために外部専門機関に事業を委託している。特に、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入をきっかけに従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージで構築し、2004年からはインターネット公知デザインを追加的に収集・整備している。

#### ト) 国際デザイン審査基盤構築事業

産業デザインの国際登録に関するハーグ協定加盟によって2014年7月から韓国特許庁を通じた国際出願及び大韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願制度が導入された。そこで指定官庁としての国際デザイン登録出願に対する審査を支援するため、外国語出願書の翻訳及び英文指定物品に対する分類コード付与などを外部専門機関に依頼することで審査効率性を高めている。

## 2) 推進内容及び成果

### イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業

---

<sup>8</sup> 正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs) であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2013年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など53カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などハーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2015年2月にはナラアイネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が事業を展開している。

＜表Ⅱ－1－19＞商標調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
アウトソーシング件数	36,018	39,771	50,010	62,896	74,213	85,082

毎年サーチャーを対象に商標法理論及び審査実務高級教育、調査品質向上策を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的実施する一方、2009年から調査報告書の活用による審査官審査実績点数の差引制度を導入して調査分析事業の効果向上を図り、2010年からは課業対象範囲を拡大して文字だけで構成された商標のみならず、文字商標の約5倍に達する図形要素が含まれた商標も商標調査分析事業の対象にして審査官の業務負担を減らすことで全体的な審査品質の向上を図った。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす改善策を講じるとともにシステムを構築するなどの準備過程を経て、2013年からは先行商標検索中心から脱して審査に必要な全ての資料を調査するよう事業を改編し、商標審査・審判の経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務を補助する専門サーチャー制度を導入した。また、経歴審査官とサーチャーを1：1でマッチングして調査分析件毎に確認・指導を行い、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務軽減率を従前15%から最高70%に上げるなど事業効率を画期的に高めた。更に、2014年10月にはこれまで改編された事業内容を制度化し、事業を体系的に運営・管理するために既存の告示を大幅見直して「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定した。同時に、品質による事業管理をより強化するため審査官の主観的・形式的な既存の品質点数算出方法を改善して審査官の件別品質点数(40%)、定性的能力評価(20%)及び審査品質課の評価点数(40%)を総合して算出した総合品質点数体系を構築した。

2015年6月には事業物量振り分け委員会の構成・運営のための告示を改正し、専門機関間の事業物量振り分けにおいて客観性・透明性を図るとともに、評価結果を専門機関事業物量とサーチャーの個人成果につなげるなど品質管理を一層強化している。

#### ロ) 国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の韓国語翻訳を始め、2009年度からは「株WIPS」を新たに参入させて複数競争体制で運営している。また、事業範囲を英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで、国際商標1次審査処理期間の短縮に貢献している。

<表Ⅱ-1-20> 国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
英文指定商品の翻訳 アウトソーシング件数	12,572	11,983	13,015	13,089	14,616	14,383
英文指定商品の分類 アウトソーシング件数	88,004	83,881	91,105	90,218	102,312	100,681

#### ハ) 指定商標分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類事業と図形商標分類事業は2009年からスタートした。分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務高級教育、セミナー、分類品質点検会議、特許庁の審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有すると同時に、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように多角的な努力を傾けてきた。

＜表Ⅱ－1－21＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
指定商品分類 アウトソーシング件数	375,986	583,815	472,611	261,162	534,351	356,553
図形商標分類 アウトソーシング件数	44,133	49,432	48,606	51,018	76,450	64,415

## ニ) デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月15日「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「(財)韓国特許情報院」と「(株)WIPS」をデザイン専門調査機関として指定し、2015年にはナラアイネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が調査分析事業を運営している。

一方、デザイン専門調査機関はデザイン保護法第59条の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)を専門調査機関として指定し、事業物量配分委員会で配分された事業物量を専門機関との契約を通じて事業を進めている。

＜表Ⅱ－1－22＞デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
アウトソーシング	6,445	7,334	6,514	10,228	19,980	23,868	28,519	30,061

同事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためデザイン保護法に関する教育と審査官・サーチャー間の懇談会開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じてサーチャーの業務能力を高めた。2014年10月には「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する



告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定し、専門機関別の事業物量振り分けのための総合品質点数体系を構築した。総合品質点数は審査官の件別品質点数(40%)、定性的な能力評価(20%)及び審査品質とのサンプリング検収(40%)を算出した点数であり、これによって専門機関間の事業物量の振り分けにおける客観性・透明性を図っている。

#### ホ) 公知デザイン審査資料整備事業

この事業は公知された最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにDBを構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一にインターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二に雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三に米国、ドイツ、日本、EUIPO、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度にはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供してもらうことになっているキャラクター関連のデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築した。年度別の事業実績は以下の表のとおりである。

<表Ⅱ-1-23> 公知デザイン審査資料の収集・整備状況

		～2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
外国 公 報	日本		29,331	28,147	25,830	23,572	25,357	30,311	24,120	30,217	27,052
	米国		27,574	22,013	22,241	21,608	22,361	28,089	19,883	25,083	31,040
	EUIPO		66,916	60,837	59,674	69,585	62,684	89,778	48,644	91,065	102,725
	WIPO		6,447	6,934	9,028	3,571	13,079	20,866	11,968	14,207	15,383
	ドイツ		24,743	19,968	24,228	22,836	30,788	52,585	45,489	33,289	43,670
	中国						41,747	23,748	45,385	37,049	51,187
	小計		155,011	137,899	141,001	141,172	196,016	245,377	195,489	230,910	271,057
実用新案		5,064	2,551	4,000	3,768	2,634	4,837	3,945	4,056	2,960	

画像デザイン		10,004	10,336	10,334	5,086	8,037	4,422	1,349	1,603	3,000
フォント		1,518	1,534	1,530	1,500	-	575	400	450	556
カタログ		170,527	185,852	166,853	23,665	20,569	24,626	37,708	24,190	34,519
キャラクターDB							6,549	6,221	5,597	5,354
公知証明DB							2,240	438	159	248
インターネット公知		147,532	146,000	170,780	180,247	156,160	52,213	81,817	54,835	43,015
合計	4,607,000	489,656	484,172	494,498	355,438	383,416	340,839	327,367	321,800	360,709

#### へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定への加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(Class)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応してロカルノ分類体系に転換し、ハーグ協定に加盟するためである。第二、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。一方、デザイン物品分類業務は審査官の審査負担を減らすとともに分類の一貫性及び正確性を確保するため、全体出願件数を外部デザイン専門機関に依頼している。

### 3) 評価及び発展方向

#### イ) 商標調査分析事業

出願は持続的に増加する一方、審査人材の増員には限界がある状況の中で、この事業は審査処理期間を安定的に管理するとともに、審査品質の向上を図る上でかなり貢

献しているものと評価される。

特に最近5年間商標出願が毎年平均6%が増加している状況の中でも1次審査処理期間を2012年8.9ヵ月から2016年4.8ヵ月へと画期的に短縮した。今後も審査処理期間を5.0ヵ月以内で管理し、審査品質を高めるため、2012年基準で全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を50%まで徐々に拡大していく計画である。また、調査品質を高めるためのサーチャー能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく計画である。

#### ロ)国際商標登録出願指定商品の翻訳分類事業

同事業は国際商標登録出願指定商品の正確かつ迅速な翻訳及び分類を通じて、国際出願制度の施行に向けた条約である「マドリッド議定書」に明示された18ヵ月の審査処理期間を遵守すると同時に、指定商品審査の審査品質を高めるために持続的な努力を傾けてきた。特に、高品質の審査のため、現在専門機関内の翻訳・分類人材に対する持続的な能力強化教育を実施しているが、今後もワークショップ、セミナー、外部委託教育など様々な努力を傾けて誤訳及び誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

#### ハ)指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速な分類を通じて円滑な審査業務を支援することである。そのため分類人材の能力を強化するための理論及び実務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、専門機関内に商品分類及び図形商標分類専門家を指定・育成し、特許庁分類担当審査官を中心に国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類

環境の変化に適切に対応していく予定である。

## ニ) デザイン調査分析事業

この事業はデザイン審査の一部業務である先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、専門性を備えた調査人材の確保と審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を克服するため、デザイン審査マニュアルを具体的に作成して専門機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関の保安管理にも万全を期している。

2016年審査処理期間は4.7ヵ月を達成し、2017年度以後は5.0ヵ月を維持しつつ、審査品質を高めるため、2016年基準全体出願件数に比べて43.4%水準であるアウトソーシング規模を今後50%まで徐々に拡大する計画である。特に専門調査の拡大を通じて審査処理期間の短縮と品質向上に大きく役立てるように運営する計画であり、調査分析品質を高めるためのサーチャー能力強化プログラムの改善と総合品質点数に基づいた事業物量振り分けなど品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

## ホ) デザイン物品分類事業

同事業の目的はデザイン審査官が使用する検索システム上で旧韓国分類及びロカルノ国際分類による分類を通じて効率的な検索が可能になるように支援することである。2016年度からは出願件全体を外部に依頼することで、分類の一貫性を高めると同時に、旧韓国分類とロカルノ分類の整合マッチングのための物品分類研究会などの活動を強化している。

## ヘ) 公知デザイン審査資料の整備事業

同事業の目的は実効性のある公知デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、速

やかに特許庁の審査官に提供することである。2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させるとともに、持続的な重複データ除去作業を通じて公知デザインDBの信頼性維持に取り組んでいる。デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

＜表Ⅱ－1－24＞デザイン審査資料の保有状況

(2017. 4. 5基準)

区分		数量	蓄積期間
国内	デザイン公報	1,431,208	1960～
	実用新案公報	481,147	1999～
海外	日本公報	1,397,137	1999～
	中国公報	199,727	2012～
	WIPO公報	194,779	1998～
	EUIPO公報	908,669	2003～
	米国公報	325,721	2002～
	ドイツ公報	344,161	2006～
	過去の外国公報	676,892	～1999
その他	カタログ、インターネット	4,518,602	1980～
	画像デザイン	172,564	2003～
	フォント	32,822	2004～
	平面デザイン	217,493	1960～
計		10,900,922	

#### ト)国際デザイン審査基盤構築事業

韓国はロカルノ協定に加盟するために2011年1月17日WIPOにロカルノ協定加盟書を寄託し、3ヶ月後の2011年4月17日付で協定が発効した。それを受け、デザイン物品分類区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノ－韓国分類対照表を発刊した。

2014年4月1日にはハーグ協定に加盟し、2014年7月1日からはデザイン国際出願制度を運営している。

2015年5月米国と日本がハーグ協定に加盟したことで、大韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願書に対する審査が本格化すると見られる。

ロ. 商標・デザイン審査官の審査能力強化及び商品審査の活性化

商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	ペク・インヒョン
	デザイン審査政策課	行政事務官	ユン・セギョン

1) 審査官向け関連法令教育の強化

2016年には産業発展及び実際取引状況の多様化・複雑化に対応するために商標・デザイン関連の研究会を運営し、商標・デザイン分野の制度のみならず知的財産と関連する多様かつ幅広い知識が共有できるように取り組んだ。商標分野では類似商品審査基準付則第1条第1項関連類似群コードの適用時点の検討、商標法全部改正による審査争点処理方法の検討などを、デザイン分野では新しいデバイスプラットフォームの浮上とデザイン・特許の融合、デザイン権、特許権引用情報の活用事例(デザイン及び技術経営分野)など様々なテーマと争点に対する発表と討論を通じて商標・デザインと関連する新しい知識の習得や政策の樹立に活用できるようにし、実務にも適用して審査品質の向上を図った。

また、商標・デザイン分野の転入審査官と新規採用人材に対する業務適用及び審査実務能力培養のために独自の転入審査官職務教育(OJT)を実施した。

<表Ⅱ-1-25> 商標・デザイン分野における審査実務関連教育の実施状況

区分	局独自	研修院	特許審判院
----	-----	-----	-------

対象別教育	新規転入審査官向けオーダーメイド型教育*	新規・中堅審査官課程 (2課程)	-
分野別教育		法令及び事例研究課程 (15課程)	-
職務高級教育	研究会の運営(4つ)	-	訴訟実務及び法令教育(2課程)

## 2) 各種審査情報・資料の提供

商標審査と直接的に関連のある法令や制度の変更事項だけでなく、商標・デザイン審査処理計画など政策関連資料も同時に提供することで、審査官が商標・デザイン全般に関する現状を把握して業務が行えるようになった。そして、審査品質点検会議資料、優秀通知書、協議審査事例、各種教育資料などを審査官に提供することで審査品質の向上を支援した。このような資料は主に審査官が簡単にアクセスできる審査システム内の審査情報共有掲示板を通じて提供された。

## 3) 審査品質の向上に向けたシステム性能の改善

2015年には商標出願の増加が予想をはるかに上回り、審査処理期間の短縮及び品質向上が懸念された。審査官の負担がほぼ限界に達するとともに短期間で所要人材の確保が難しい状況の中で、審査人材の確保以外の他の方法で審査システムの高度化を通じた審査処理の効率化が求められた。

そこで、2016年には審査点検表及び通知書の作成項目及び記載内容の標準化、自動エラー防止システムの構築、審査履歴管理システムの導入、リアルタイム協議審査システムなどを構築した。これを通じて商標審査の効率性、正確性及び専門性が確保される見込みである。

## 4) 個別商品間類似性判断の活性化

商標審査の際に審査官が類似群体系とは別に個別具体的に商品及びサービス業の類似判断ができるように関連審査基準を改正した。また、専門化・細分化しつつある取引現状などを類似群コード体系が正確に反映するには一定の限界があることから、2011年324個に過ぎなかった類似群コード体系を2015年末882個まで大幅細分化して取引現状に符合する商品・サービス業の類似判断を図った。しかし、類似群コードを細分化して審査官が個別具体的に商品またはサービス業間の類似判断を行っているにも関わらず、特許審判院などで比較される商品がお互い類似しないという事由で取消差戻される事例が依然として減っていない。

このような問題点を解消するため、出願人が比較対象の商品がお互い類似していないという趣旨で主張したり、審査官の職権で同じ類似群コードが割り当てられた商品であっても商品の属性、生産者部門、需要者部門など取引現状などを総合的に判断した時に類似しないと判断したり、逆にお互い異なる類似群コードを持つ商品間で類似する標章に同時に使用された場合一般需要者などが出処を誤認・混同する恐れがあると判断した場合、審査官は類似群コードに囚われることなく取引現状などを踏まえて類似性を判断するようにした。

但し、類似性判断の公正性及び客観性を確保するため類似群体系と異なる判断をする場合には事前に商標審査政策課の分類担当事務官と協議審査を行う事前協議審査制度を2013年9月に導入し、2014年には230件余り、2015年には327件の商品協議審査を実施し、類似群体系と異なる判断をした事例が協議件の55%に達している。2016年には協議審査手続きを簡素化し、長期的に審査官の商品審査能力を強化するため、審査パート長にも協議審査権限を与え、審査官が審査パート長と分類担当事務官の中から選択して協議審査できるようにした。

また、商品審査の一貫性を確保するため裁判所及び特許審判院の商品類似性判断事例を持続的に収集しており、商品取引市場に対する審査官の理解を深めさせるために取引業界の専門家である研究員などを招聘して3Dプリンター、自動運転車及び部品、アウトドア装備などの流通状況を紹介する商品学講座を開催した。



このような商品審査の活性化に向けた協議審査制度、類似性判断DB、商品学講座などは取引市場の現状に符合する商品類似判断を行うことで、商品審査の品質向上に貢献すると期待している。

#### 4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化

##### イ. 商標分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン  
デザイン審査政策課 行政事務官 キム・ゾンギョン

##### 1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は国内主義原則によって先行商標に対する審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくないためであった。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始め、このような流れに変化の風が吹き始めた。

##### 2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極(TM3)から始まった。商標3極の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の意見を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓

国のTM3加盟の必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4ヵ庁(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国のTM4正式加盟によりTM5が正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野の多国間協議体が本格的に登場した。

韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業と審査結果比較分析事業をリードし、2013年12月にはTM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議の開催に成功するなどTM5活動に積極的に参加している。2015年12月には米国特許庁が主催したTM5年次会議に参加して商標分野での協力をリードし、2016年には10月中国の昆山市で開催されたTM5年次会議に出席して韓国特許庁主導事業の結果報告及び今後の計画などを紹介して加盟国から大きな反響を得た。



2015年12月にはTM5ウェブサイトを全面改編してよりユーザーに優しいサイトにするとともに、2016年にはリアルタイムウェブサイトモニタリング、ポップアップを通じた最新情報の可視性拡大など追加サービスを構築した。また審査結果分析事業の場合、2015年合意された研究進行方向及び研究対象を基に最終報告書の発刊など目に見える成果をあげた。韓国特許庁の主導事業である審査結果比較分析事業及び商品名称記載方法に対するパイロット事業が公式終了すれば、TM5ウェブサイトからもその結果が見られるようになり、ユーザーたちの5カ国の審査結果に対する予測可能性がより高まると見られる。同事業は2017年にも引き続き進める予定であり、新しい分析対

象を選定する予定である。

同時に、商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパ及び中国の法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会合も開催した。専門家会合を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な実務者レベル・長官レベル会合の開催に合意したことで、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するための新たな転機を迎えた。

### 3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、2014年度韓国が主導する協力事業として公式に採択された「審査結果比較分析事業」を積極的に推進するとともに、新規事業を発掘することで韓国特許庁主導事業の範囲を拡大して韓国が特許と商標分野において名実ともに知的財産分野G5になったことを対内外に知らせる計画である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間協議を通じてTM5で議論されなかったテーマに対して議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。特に、中国での悪意的な商標先取り及び商標ブローカーによる被害問題などに積極的に対応するため、長官会合、専門家会合など定例化された二国間協力チャンネルを活用して中国内韓国企業の商標権創出及び保護環境の改善に向けた協力事業などに積極的に取り組んでいく方針である。

## ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

### 1) デザイン法条約 (Design Law Treaty、DLT)

#### イ) 推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会(The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」で世界各国の相異なるデザイン法制を統一するための議論の必要性が初めて提起された後、2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査と分析など基礎作業を完了し、2010年から加盟国間協議を経て条約案を取りまとめた。

この条約案は世界各国のデザイン保護法制に影響を与える可能性があるため、一部条項をめぐって各国家別に自国の利益を反映するための対立が発生し、現在も議論が続いている。

#### ロ) 推進内容及び成果

WIPO事務局は「産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を設けることで、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザイン手続きを導入すること」をデザイン条約の主な目的としている。既存の商標法条約(Trademark Law Treaty)、特許法条約(Patent Law Treaty)などと類似する形態である。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など30条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など15条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日の認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公開延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されているが、代理人の選任、期限の救済、権利の回復、実施権、氏名・住所変更などの条項は出願手続き上の便宜を図るために国内法の改正が求められる部分である。

条約案の合意過程において一部難航している部分は2014年第32回常設委員会でアフリカグループを中心とする途上国側が伝統知識を直・間接的に表現したデザインの場合はそれに対する出処、情報などを出願書に記載して事前使用の許諾を受ける必要が

あるという主張から始まった。これはデザイン出願書にアフリカの伝統文様が含まれている場合、その出処を明かす必要があるということである。このような主張に対しては国家間で立場の違いが大きいため合意には時間がかかっているものの、議論を通じて妥協案を作り出すと見られる。

#### ハ) 今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は先進国と途上国の間で異見があり、多少遅れている。

以前から先進国と途上国間の知財権に対する意見の違いは持続的に繰り返されてきた。今後もこのような現象は現われると見られるが、議論と妥協のための一連の努力は有意義な国際的な合意に達する上で必須的な過程と言える。この案件は現在まで合意に達しておらず、今後外交会議を通じて政治的な解決策を模索すると見られる。韓国は発展途上国及びアジアグループとは多少異なる立場を堅持しているが、如何なる形態の国際規範が韓国に有利であるかを深く考慮し、協議過程に参加している。この条約が国内に及ぼす影響を多角的に検討し、法制整備からシステム整備に至るまで必要な対策を多角的に議論している。

### 2) 韓・中・日及びID5の多国間協力体系

#### イ) 推進内容及び成果

韓国、中国及び日本は2010年から毎年「韓・中・日デザインフォーラム」を3国が順番に開催しているが、韓国は2014年開催に続いて2017年に開催する予定である。この行事は3国の特許庁担当者のみならず、一般人、企業人、デザイナー、知財権関連の専門家など100人余りが参加する公開フォーラムであり、3国のデザイン保護制度の主要改正内容や発展動向を共有し、3国の企業を代表する実務者が現場の声を伝える場として設けられる。

2015年は日本で開催され、3国のデザイン保護制度の改善事項及び出願登録など統計資料を共有するとともに、ロカルノ分類体系の運営策などを議論した。2016年には中国で開催され、「新技術デザイン」をテーマに最近新しく登場するデジタル基盤のデザインに対する法的保護策とデザイン保護制度の在り方に対して議論した。

2015年にはアジア圏のみならず、米国とヨーロッパが参加するデザイン分野先進5カ国協力体系(KIPO、USPTO、JPO、SIPO、EUIPO)である「ID5」が構成された。これまで既存TM5会議内で別途のデザインセッションを設置する形で運営されたが、デザイン関連の議論テーマが徐々に拡大し、独立した協議体の形態で分離・発足した。ID5創立会議ではID5の未来に関する共同ビジョンを盛り込んだ合意文を公表し、計13の共同協力課題を提案した。このうち2016年年次会議で12の協力課題を決め、国家別に課題を振り分けて着手した。2017年末まで一部課題に対する議論を終え、それを基に協議体が議論する政策発展方向を決めていく予定である。

#### ロ)今後の推進計画

韓国は韓・中・日デザインフォーラムを通じて3国の堅調な協力体系を構築し、各国企業及びデザイナーにデザイン保護制度の認識を拡大するため力を入れている。同時に、デザインフォーラムは3国間制度改善事項と発展方向などに関する正確な情報を迅速に取得できる窓口として活用され、相互政策開発及び制度発展に大きく貢献すると見られる。

また、ID5協力体系の中で韓国特許庁がリードする「デザイン登録要件カタログの開発」、「ID5ウェブサイトの構築・運営」及び日本と共同でリードする「デザイン分類政策及び実務研究」課題を誠実に遂行し、加盟国間協力体系を発展させていく計画である。

今後持続的な交流と共有を通じて韓・中・日・米・EUと友好的な関係を築いていく計画である。

### 3) 韓・日、韓・中専門家協力

#### イ) 推進内容及び成果

韓国特許庁は日本、中国と其々二国間専門家会議を開催している。日本のデザイン保護制度は韓国とかなり類似しているため、相互の制度を理解することが実務的にも役に立つ。中国はデザイン制度の出現や発展は遅れているが、韓国との貿易量や世界デザイン出願の比重から見ると、制度変化の推移を持続的に見極める必要がある。そこで、毎年韓・日、韓・中専門家会議を開催している。

韓・日デザイン専門家会議の場合、2014年にはID5体制の構築に対する議論と「韓・日仮想デザイン共同審査結果プロジェクト」を展開し、2015年にはロカルノ基盤の新規デザイン分類体系の開発及びハーグ協定加盟に関する経験を共有し、ハーグ審査実務に対して議論した。2016年には日本がハーグ協定に加盟して両国共通審査件を抽出し、審査結果を比較・分析した。

韓・中デザイン専門家会議では2015年韓国の部分デザイン及び画像デザイン制度、分類政策を紹介し、デザイン分類実務を共有した。2016年には中国の部分デザイン制度の導入など専利法改正状況及びハーグ協定加盟に向けた準備状況などに対する内容を共有した。

#### ロ) 今後の推進計画

韓国はデザイン分野の国際規範を形成するため、二国間及び多国間協力会議に積極的に参加し、米国とは非定期的には二国間専門家会議を設けてきた。特に、ハーグ協定を通じて韓・日両国を同時に指定国として指定した国際出願件に対して「韓・日デザイン審査結果の比較プロジェクト」を定例化し、二国間の審査実務を比較・学習することに止まらず、ハーグ国際デザイン出願制度の運営上現れる不備点を相互比較・検証して改善できるよう取り組んでいる。また、韓・日両国はロカルノ分類の導入による新分類体系を開発しているが、相互の試行錯誤経験とノウハウを共有するなど引き

続き協力していく計画である。

「韓・中デザイン専門家会合」を通じては出願人が両国のデザイン制度を活用する上で制度の違いによって発生する不便がないよう、制度改善事項を探し出す計画である。



### 第3節 審判分野

#### 1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 キム・キョンタク

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその効力範囲に関する紛争を解決するための特別行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が必要であるため、特許庁所属の特許審判院が担当している。

このような特許審判は審査官の処分不服に不服して請求する「決定系審判」(請求人だけが存在)と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で当事者間の対立構図を取る「当事者系審判」(請求人と被請求人が存在)に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、取消審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

審判請求件数は特許及び実用新案分野の場合、審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入による影響で2013年以後減少したが、2015年3月改正薬事法の施行によって本格的に請求され始まった医薬品許可一特許連携審判事件の増加で前年比23.4%増加したものの、2016年には医薬品審判事件が300件余りに安定化し、前年比24.2%減少した。商標及びデザイン分野の場合は2014年若干足踏み状態であったものの、2015年以後再び増加に転じた。

これは特許審判を通じて関連紛争の解決を図ろうとする需要が持続的に伸びていることを示す。

<表Ⅱ-1-26>最近5年間審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2012	2013	2014	2015	2016
審判請求 件数 (増加率)	特許	10,441	8,447	7,586	9,364	7,102
	実用新案	(3.0%)	(△19.1%)	(△10.2%)	(23.4%)	(△24.2%)
	商標	4,306	4,567	4,395	4,622	4,858
	デザイン	(0.3%)	(6.1%)	(△3.8%)	(5.2%)	(5.1%)
	合計	14,747	13,014	11,981	13,986	11,960
		(2.2%)	(△11.8%)	(△7.9%)	(16.7%)	(△14.5%)

また、サムスンとアップル間の特許紛争など韓国グローバル企業を相手にする国際特許紛争が話題となり、韓-EU及び韓-米FTAの発効によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の水際措置が強化され、医薬品許可-特許の連携制度が施行(2015.3)されたことで知財権の紛争は今後も持続的に増える見込まれる。

国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数もまた2014年に比べて2015年に減少はしたものの、2011年に比べると約1.9倍増加するなど、知的財産権をめぐる戦いは益々激しさを増している。

<表Ⅱ-1-27> 知財権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2011	2012	2013	2014	2015
侵害1審	418	1,371	1,681	966	785
侵害2審	47	56	100	91	103
最高裁判所	15	9	17	17	15

\* 出処：最高裁判所司法年鑑 (<http://www.scourt.go.kr>)

一方、IP5主要国は知財権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶不服審判の処理期間を2010年24カ月から2015年12カ月に1年くらい短縮し、米国、ヨーロッパ、中国もまた増加する特許紛争事件を処理するため持続的に審判官の増員を推進している。

一方、韓国は2016年1月から特許侵害訴訟の1審、2審の管轄集中制度が施行された。全国58の地方裁判所及び支院が管轄していた特許侵害訴訟1審は高等裁判所が所在する全国5つの地方裁判所(ソウル中央地方裁判所の重複管轄許容)へ、特許侵害訴訟2審は特許裁判所へと管轄集中された。

最近裁判所は特許無効審判の結果が確定する前であっても、侵害訴訟で無効かどうかを判断する傾向を有する。特許紛争中である特許の無効審判や権利範囲確認審判の処理が大きく遅延する場合、侵害訴訟裁判所が審判の結果を待たずに判決するようになったことで同一事案に対して裁判所と特許審判院が互いに異なる判断を下す可能性がある。

このような状況の中で特許審判処理の遅延は特許権の不安定な状態を長期間持続させ事業化を遅らせるだけでなく、研究開発の意欲も低下させ、企業の競争力はもちろん国家競争力まで低下させる結果を招くので、特許審判院が迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することが必ず必要である。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、当事者系(権利範囲確認審判、無効審判など相手とお互い争う事件)の審判処理期間を6ヵ月以内に提供するために様々な政策を樹立・施行した。特に、一般民事裁判所の仮処分事件の平均処理期間が3~5ヶ月以内であることを踏まえ、2015年11月から民事裁判所の仮処分事件または本案事件などに関係する審判事件に対しては司法部が審判結果を適時に活用できるよう3カ月内に審判を終結する迅速審判プロセスを新たに設計・施行した。制度施行以後465件が迅速審判決定され、そのうち322件が平均3カ月以内(86日)審判が終結した。

しかし、2016年度には2015年度に急増した当事者系審判を優先的に処理したため、決定系審判の処理が遅れ、全体的に審判事件の処理が遅れた。

特許審判院は2016年から審判政策の優先順位を期間短縮から品質向上に転換した。

そのため審判部組織を専門技術審判部中心に改編し、優秀審判官の長期在職を誘導するために取り組んでいる。その他にも審判制度の改善、電算インフラの拡充などを推進した。審判官1人当たり審決件数の場合、主要国に比べて多少高い水準であり、口述審理もまた拡大施行(2007年161件→2016年590件)したことで審判官の負担が益々増加していることを考慮すると、まず審判官の増員を持続的に推進し、1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要があると言える。

＜表Ⅱ－1－28＞審判官の定員と審判処理期間

区分		2012	2013	2014	2015	2016
審判官 (名)	特許・実用新案	65	65	66	71	71
	商標・デザイン	23	23	24	24	24
	合計	88	88	90	95	95
審判処理期間(ヶ月)		9.0	8.5	7.9	6.9	9.5

\*2015年：医薬品許可－特許連携審判事件の安定的な処理基盤を確保するため、特許・実用新案分野の審判官5人を増員

一方、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服しようとする場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果で特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許裁判所はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服しようとする者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。

2016年に審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2015年に比べて多少高くなり(2015年13.8%→2016年15.4%)、特許裁判所で審決が取り消される比率もまた2015年に比べて多少高くなった(2015年24.2%→2016年25.3%)。そして特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2016年には前年比5.1%p増加した42.3%を記録し、上告審で特許裁判所の判決を破棄した比率は2016年4.3%で前年比2.3%p減少し

たことが分かった。

## 2. 審判品質の向上

特許審判院	審判政策課	技術書記官	カン・トング
		書記官	キム・シンヨン
		施設事務官	パク・ヘリム

### イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵として浮上しつつあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ公正・正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院はこのような目標を達成するため、審判品質を高めるための審判制度の改善及び審判インフラの拡充などに大きな努力を傾けた。

### ロ. 推進内容及び成果

#### 1) 審判品質を高めるための審判部の運営

##### イ) 特許・実用新案分野における専門技術審判部中心の運営

2013年9月以後特許・実用新案分野の審判部は3つの専門技術審判部(機械、化学、電気)と4つの複合技術審判部で運営されたが、複合技術審判部の規模に比べて請求される複合技術審判物量が少なく、複合技術審判部が多量の専門技術審判事件を処理する現象が発生した。それによって、審判長は担当技術分野があまりにも広範囲になり、担当事件の技術把握に負担が加重する問題も発生した。

このような点を改善するため、2016年2月から4つの複合技術審判部のうち3つを専

門技術審判部に変更し、各専門技術審判部に専門分野審判長と審判官を配置して技術専門性を高める一方、複合技術審判部は複合技術分野の審判事件に集中できるようにした。

#### ロ) 優秀な審判人材の確保及び長期在職の誘導

審判官が長く在職することを奨励するため、審判官の専門職位制度を運営している。専門職位に指定されると最低4年以上審判業務を行う。2016年末現在審判官専門職位は21人であり、特許実用新案分野審判官の22%に該当する。また、審判官在職経歴を昇進人事評価に反映するなど優秀な審判官が長く在職できる雰囲気作りに取り組んでいる。

一方、優秀審判人材確保の一環として2017年上半期公募を通じて外部専門人材を開放型審判長と審判官として採用することを決めた。特許実用新案分野の審判長1人と審判官1人、そして商標・デザイン分野の審判官1人を採用する計画である。

#### 2) 審判官の養成及び教育課程の充実化

##### イ) 審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を進行した。特許審判院OJT課程は指導審判官との1:1マッチングを通じて教育対象の審判事件を選定した後、合議要旨書の作成及び審決文作成補助を中心に行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させる。本教育は年1回運営され、審査品質の向上に大きく貢献している。

##### ロ) 審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

特許審判院は審決文読会、自習学習セミナーなど学習方法に制限なく毎月1回以上

(半期8回)各審判部が自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営している。学習実行の後は審判情報共有掲示板に登載し、審判業務における参考資料として使えるようにし、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部選定などの基礎資料としても活用させることで活動を活性化した。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果及び最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を実施している。

### 3) 審判品質向上のための評価及びフィードバックシステムの運営

#### イ) 審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標・デザイン/機械/化学/電気通信の4つの分野で構成され、委員長は該当分野の首席審判長、評価委員は該当分野の2人、他分野2人の首席または先任審判官で構成されるが、該当分野の評価委員のうち1人は審査課長として指定して四半期ごとに開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が「確定」された事件のみを対象にしたが、2009年からは特許裁判所が審決取消を「宣告」した事件まで評価対象とすることで、取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされるようにした。また、審判院長が主宰する最終品質評価委員会を新設し、分野別に品質評価委員会が1次評価した事件を再検証することで審判品質評価の公正性及び客観性を高めた。

また、四半期毎に分野別の優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に推薦された審決文と審判官別に任意抽出された審決文候補の中から分野別の審判官評価団が優秀審決文選定委員会に上程する最終候補を選定する。優秀審決文選定委員会はこれらのうち商標・デザイン分野及び特許・実用新案分野の優秀審決文を其々選定し、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上に活用した。

## ロ) 優秀判例評釈の公募

特許審判院は裁判所の知的財産権関連の判例研究を通じて審判品質を高めることを目的として特許庁職員を対象に実施していた優秀判例評釈の公募を2012年からは外部の弁理士やロースクールまでその対象を拡大し、2013年には弁護士まで拡大し、2014年には応募資格要件そのものを廃止した。2016年には計13件の応募作の中から最優秀1件、優秀2件、奨励3件を受賞作として選定し、選定された優秀判例評釈は特許庁ホームページなどに掲載、発表会の開催、「優秀判例評釈集」の発刊を通じて庁内外の知識として共有している。

＜表Ⅱ－1－29＞2016年判例評釈公募の結果

等級	受賞者	所属	分野	評釈テーマ
最優秀 (1件)	チェ・スジョン	次世代輸送審査課	特許	請求項に記載された発明が発明の詳細な説明に裏付けられるかどうかと発明の詳細な説明の記載程度
優秀 (2件)	オム・イングオン	マルチメディア放送審査チーム	特許	裏付け要件を満たすための「発明の説明」の記載程度に対する判断手続きの提言
	イ・ヨンジェ	サンゴン法律事務所	商標	著しい地理的名称でできた商標が使用によって新しい観念を獲得したケースに関して
奨励 (3件)	イ・キョンリョル	資源再生審査チーム	特許	判例評釈同日出願発明の同一性判断基準に対して
	ナム・ヨンベ	忠南大ロースクール	特許	特許法第42条第4項第1号要件の判断基準及び特許法第42条第3項第1号との関係
	イ・フハン			
	イム・ジョンウォン			
ヨ・ファンヒ	高麗大学	商標	使用による識別力と新しい観念の区分及び大学標章の保護提案	

## ハ) 裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁は知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加させ



るため裁判所などに技術審理官及び裁判所調査官を派遣している。現在、特許裁判所に15人、最高裁判所に6人、ソウル中央地方裁判所に2人、大田地方検察庁4人を派遣している。特許審判院はこの裁判所勤務者が特許庁に復帰した後、裁判所で取り扱った事件の争点及び解決過程におけるノウハウを審査官・審判官と共有できるよう「裁判所勤務結果発表会」を開催しており、発表の後に評価委員の評価を通じて優秀発表者を選定・褒賞している。今後も裁判所勤務経験者の裁判所勤務ノウハウが体系的に伝授できるように各種教育、研究会、セミナーを行う際は彼らを積極的に参加させ、彼らの経験が発展的に共有・討議できるようにする方針である。

＜表Ⅱ－1－30＞2016年裁判所勤務者発表会の結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者
優秀	特許訴訟における証拠調査に関する考察	特許裁判所	クァク・ジュンヨン
優秀	性補助器具に対する特許法第32条(公序良俗規定)の適用	特許裁判所	パク・ジェフン
優秀	特許裁判所の進歩性審理方法の改善策とその適用事例に対する分析	特許裁判所	チョ・ヨンギル

#### 4) その他審判品質の向上活動

##### イ) 審判官等級制の施行

特許審判院は豊富な経験と知識を備えた優秀な審判官を優遇するため、2009年11月に審判官等級制を導入した。この制度は審判官を審判官、先任審判官、首席審判官など3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に与えるものである。先任審判官は審判経歴が2年以上でなければならず、昇級に必要な専門教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は先任審判官の中から審判処理実績及び品質の優れた者を任命する。審判官昇級審査委員会は一定の資格を備えた候補者の中から先任及び首席審判官の任命可否を審議・決定する。2016年には上・下半期にわたって計2回の審判官昇級審査委員会を開催し、その結果首席審判官8人、先任審判官16人を昇級対象者として選定・任命した。

#### ロ) 審決文読会の実施

特許審判院は審決文事例分析を通じて審判部間及び審判部内で争点及び判断に対する認識のギャップを解消することで審決文品質の全般的な向上を図るため、審決文読解を実施している。2016年には計8回にわたって審決文読解を実施し、特に特許審判院長が直接新規審判官を対象に主要判例研究及び正しい審決文の作成法を共有する時間を設けた。

#### ハ) 特許裁判所及び最高裁判所判例分析集の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析してこれまで多様な判例集を発刊してきた。

2016年には1年間判決宣告された後に確定された特許裁判所及び最高裁判所事件に対する原告・被告の主張、審決・判決の要旨及び訴訟遂行官の検討意見まで争点を中心にまとめた決定系審決取消訴訟整理集を発刊した。

また審査・審判に活用するため、毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊している。

#### ハ. 評価及び発展方向

特許審判院は審判品質の管理及び向上活動を強化する一方、審判の正確度を高めるためのインフラ拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築するのに大きく貢献したと評価される。

一方、2016年に審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2015年より多少高くな

り(2015年13.8%→2016年15.4%)、特許裁判所で審決が取り消される比率もまた2015年に比べて多少高くなった(2015年24.2%→2016年25.3%)。

提訴した比率の増加は2015年急増した存続期間延長登録無効審判の棄却審決に対する不服が増えたためである。但し、特許審判院の審判品質管理努力にもかかわらず、審決が取り消される比率が一部増加し、今後更なる改善努力が求められる。

＜表Ⅱ－1－31＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2012	2013	2014	2015	2016
審決取消率(%)	22.8	20.9	25.4	24.2	25.3
提訴率(%)	16.5	15.3	14.5	13.8	15.4

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて審判品質評価委員会の審判品質管理活動及び評価結果のフィードバックを強化し、審決文読会の運営を充実化することで審判ノウハウが適切に共有できるようにする予定である。また、審判事件と審判合意部間の技術分野における整合性をさらに高めていくなど審判品質の向上に向けてより実質的な対策を講じて積極的に取り組んでいく予定である。

同時に、審判官の能力を強化するため、新規審判官が必須として熟知すべきことを中心に業務マニュアルを発刊し、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例中心に敗訴原因分析及び討論を進めるなど審判官教育を強化する計画である。

そして、判例に対する健全な批判及び生産性のある代案の提示を通じた審査品質の向上を図るため、判例評釈公募展をさらに活性化していく計画である。また、重要な審判事件に対しては特許審判院長を審判長とする5人合議体の審理を拡大し、審判の正確性及び公正性を高めていく計画である。

### 3. 口述審理の拡大実施及び充実化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルゾン

## イ. 推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理とは審判の両当事者が審判廷に出席し、審判官合議体(審判長、主審、副審)の前で口述攻防をさせる審理方式であり、透明・公正な審判進行とともに早期に争点の整理が可能であるため、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

また、遠いところに居住する審判当事者の時間及び費用負担の増加による不便を解消するため2014年には「遠隔映像口述審理システム」を導入して大田審判廷とソウル審判廷間で遠隔でも口述審理を可能にした。

## ロ. 推進内容及び成果

### 1) 口述審理の基盤作り及び口述審理充実化の施行

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を6室(大田5、ソウル1)まで拡充して運営している。また、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。2006年特許審判プロセスに口述審理を本格導入して以来、口述審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったが、2016年590件に大幅増加した。また、2016年に5人合議体口述審理、同一権利に対する多数審判の併合事件などに対する口述審理のために多数の当事者を受け入れられる大審判廷を大田に追加開所した。

＜図Ⅱ－1－2＞当事者系口述審理が行われる審判廷



＜表Ⅱ－1－32＞口述審理の開催件数

(単位：件)

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016
口述審理件数	757	953	879	633	645	590
映像口述審理件数	0	0	0	105	189	248

## 2) 遠隔映像口述審理の活性化

特許審判院は首都圏に居住または勤務する絶対多数の審判当事者及び代理人が大田にある特許審判院を直接訪問することで発生する時間及び費用負担などの顧客の不便を解消するため、2013年「遠隔映像口述審理システム」の導入を検討した。2014年には3カ月間のシステム安定化期間を経て2014年4月から特許審判院(大田)と特許庁ソウル事務所(ソウル駅三洞)の映像審判廷を専用網でつなげて遠隔での口述審理が可能になった。遠隔映像口述審理制度は当事者及び代理人から反響を呼び、2014年105件から2016年には248件の口述審理が遠隔映像方法で実施された。また、2016年1月から遠隔映像システムを口述審理だけでなく技術説明会、審判官面談などにも活用し、首都圏以外の地域でも審判請求件数が増加する場合、他地域にも映像口述審理システムの導入を推進する予定である。

<図Ⅱ-1-3> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム



### 3) 口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

特許審判院のホームページにある口述審理公開傍聴予約システムを通じて審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。

### 4) 口述審理進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判当事者、代理人及び審判官のために口述審理進行手続き及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を制作した。また、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスがより簡単に理解できるようにした。

## ハ. 評価及び発展方向

特許裁判所は特許審判院で実施される口述審理が技術争点に対して議論された内容を正確に把握できるという点で肯定的な評価している。また、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、大いに役立っているという評価を得ている。そして、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高くなっているだけでなく、事実上第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

その結果、特許審判の公正性に対する顧客満足度が2008年65.5%から2016年80.30%へと徐々に増加しており、審判サービスに対する総合満足度もまた2008年71.79%から2016年76.25%へと増加するなど口述審理が顧客の信頼を高めると同時に審判品質の向上にも大きく貢献していることが分かった。

今後も特許審判院は遠隔映像口述審理システムを拡大して実施するなど顧客の不便を最小化する一方、口述審理の期日前に当事者に尋問する事項を明確に通知する争点審問書事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大に引き上げるなど各種制度の改善努力を持続的に傾けていく計画である。

## 第4節 審査評価制度の運営

### 1. 概観

審査品質担当官	技術書記官	チャン・ヒョングン
	工業事務官	ナ・ソンヒ

世界的に知的財産権の重要性が高まり、知的財産権の出願が急増する中、審査処理期間の短縮とともに審査品質の向上に対する必要性が益々増大している。そこで、特許庁は審査の品質を高めるため、審査品質を独自に測定する審査評価制度を運営している。

審査評価制度の運営を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査・国際予備審査業務が法令及び審査基準などに基づいて正しく行われているのかをモニタリングすることで審査ミスを防止し、審査過程において補完が必要な事項を探し出して改善することで顧客に高品質の審査サービスを提供できる環境作りに努めている。

審査評価制度を通じた品質管理活動の他にも審査品質指標に対する統計的な審査品質管理など審査品質管理の多角化を図る一方、審査官が審査評価過程に直接参加するオープン評価の試験的な実施、審査官を対象に評価結果をフィードバックする説明会及び懇談会の開催など審査官とのコミュニケーションを強化するための制度を構築することで実質的な審査品質の向上に貢献できる政策を推進している。

### 2. 審査評価制度の運営

審査品質担当官	技術書記官	チャン・ヒョングン
	工業事務官	ナ・ソンヒ

#### イ. 推進背景及び概要



審査評価制度の目的は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査、国際予備審査業務に対する独自の評価を通じて審査ミスを防止し、審査業務に関する制度的な補完事項を持続的に発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供することである。

1984年から始まった審査評価制度を更に発展させるため2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官室(現在の審査品質担当官室)を新設した。審査評価制度による審査評価を行うために審査品質担当官室に審査評価官が配置され、2016年12月末現在審査評価官は特許(PCTを含む)・実用新案分野13人及び商標・デザイン分野4人、計17人の審査官で構成されている。

## ロ. 推進内容及び成果

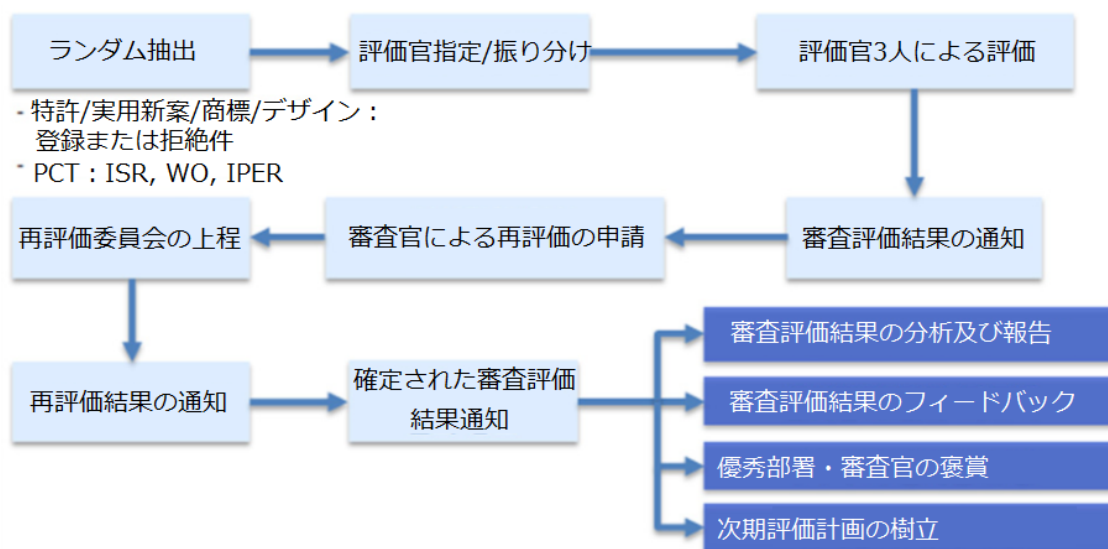
### 1) 審査評価

審査評価は審査品質担当官(現在審査品質担当官室の審査評価官は計17人)による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評価は審査評価規定及び審査評価指針に基づいて行われる。審査評価の公正性及び正確性を確保するため、全評価過程において審査官関連情報が分からない状態で評価が行われるブラインド評価システムで運営されている。

2016年度には2015年下半期と同様に登録・拒絶決定書の発送前に評価対象件を抽出して評価を行い、審査過程でエラーが見つければ、それを修正した後に登録・拒絶決定書を発送する審査終結前評価体制で運営した。

審査評価の結果は審査品質指数(TEQ)に換算されて審査部署の組織成果指標に反映され、優秀審査官・優秀部署の褒賞及び審査官昇級などの基準にも反映されることで、審査官の成果評価及び昇級要件に直・間接的に影響を与えている。

<図Ⅱ-1-4> 審査品質担当官の審査評価業務の流れ図



イ) 審査品質担当官による審査評価

審査官が登録及び拒絶決定書を作成してから出願人に発送する前の審査件を対象に電算システムを通じてランダムでサンプリングし、審査品質と直接的な関連性のある特許要件や商標登録要件など実体的な要件に対する判断とともに審査過程全般にわたって手続きの適正性を評価する。

2016年度評価は抽出衡平性のために特許・実用新案分野は半期に審査官別3件、商標・デザイン分野は半期に審査官別20件を其々サンプリングして審査評価を行った。PCT分野は当該半期に作成された国際調査報告書及び国際予備審査報告書を評価対象にしているが、国際特許出願審査チーム(PCT専担チーム)の審査官1人当たり2016年上半期には15件、2016年下半期には12件をサンプリングして、PCT国際調査及び国際予備審査報告書に対して特許要件などの実体的要件と報告書作成要件などの形式的要件に対する評価を行った。

2016年度上半期の評価は特許・実用新案分野は691人の審査官を対象に1,967件、商標・デザイン分野は144人の審査官を対象に2,736件、PCT分野は435件を評価した。また、2016年度下半期の評価は特許・実用新案分野は703人の審査官を対象に2,014件を評価し、商標・デザイン分野は137人の審査官を対象に2,615件を評価し、PCT分野は3

60件を評価した。

#### ロ)他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内の他審査課審査官が審査した件に対して評価を行う方式で、特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断とともに、審査手続きの適正性に対する評価を行う。

2016年度には2015年下半期と同様に審査が始まった着手処理件件に対して評価する着手評価方法で他審査課長による審査評価制度を運営した。毎月意見提出通知書が発送された件の中から一定比率をランダムサンプリングして、拒絶理由の適切性及び一括通知状況に対して重点的に評価を行った。

2016年上半期に特許・実用新案分野は691人の審査官を対象に1,201件を評価し、商標・デザイン分野は144人の審査官を対象に806件を評価した。2016年度下半期には特許・実用新案分野は703人の審査官を対象に1,291件を評価し、商標・デザイン分野は137人の審査官を対象に760件を評価した。

#### 2)審査評価の規定及び指針の整備

2016年度審査評価ではポジティブ審査評価運営のために審査評価指針上の特実・PC T分野の加点要件を緩和適用し、従前の優秀事例を「模範」から「模範」、「奨励」に二元化し、適切な先行技術を検索したり通知書を論理的かつ簡潔に作成した場合は其々に対しても優秀事例として選定できるよう審査評価指針を改正した。

また、従来は最終決定に影響がなく追加的に考慮する必要のない事項に対しても不適合として評価するようになっていたが、これを緩和して注意として指摘するよう、不適合・注意規定を整備した。一方、商標審査基準の改正事項が反映できるように審査評価指針を整備し、重複したり区分が明確でない商標・デザイン評価指針の「注意」及び「普通下」規定を整備した。特許・実用新案分野の場合、従来運営されていた観

点別評価等級の実効性を高めるために新規評価観点を設定し、等級区分基準の改善を推進した。

### 3)再評価制度運営方法の改善

審査評価の正確性及び一貫性を高めるため、審査品質担当官による審査評価結果に対して審査官から異見がある場合、再評価委員会を通じて再び審査評価を行う再評価制度を運営している。

従来は案件が発生した場合、審判院を通じて再評価委員を構成するなど再評価処理に追加的に時間がかかるため審査通知書の発生が遅れたが、審査終結前評価体制の下で再評価処理の迅速化及び行政費用の最小化のために、事前に再評価委員を構成する方法で再評価制度の運営方法を改善した。また、審判官及び審査局の政策・制度課長が参加する再評価総括委員会は再評価事項が制度改善、審査基準の変更などに関連する場合に開催されるよう運営している。

### 4)補充評価制度の運営及び統計的品質管理の運営

審査品質が落ちる懸念のある特定審査群に対しては審査品質担当官室が常時行っている定期評価の他に追加で審査評価対象件を抽出して評価を行うことで、審査品質が落ちる懸念に対する精密な審査品質診断を通じて審査品質管理を支援する補充評価制度を運営している。

また、審査評価と連携した品質管理支援のため、四半期毎に審査官個人別全数処理件に対する無効率、取消差戻率、登録率などを個人別・IPC別に比較・分析し、審査部署にフィードバックするなど審査品質管理領域を多角化している。

## ハ．評価及び発展方向

審査品質担当官による定期評価を通じて審査着手から最終決定に至るまでの審査の

全過程に対する審査品質を測定することで、審査品質管理のための基礎データを提供し、審査品質政策の方向を提示する上で重要な役割を果たしている。他審査課長による着手評価を通じて着手の充実性に対するモニタリングを行うことに加えて、審査品質担当官による定期評価を審査終結前評価体制に転換することで、審査評価過程で見つかったエラーを修正し、審査品質のリアルタイム測定機能が集中強化できた。

2016年度には審査終結前評価体制の定着と実質的な審査品質管理文化の定着に向けてポジティブ志向審査評価へとパラダイムを転換し、不適合実務を改善する方向へと規定を整備する一方、観点別評価等級の実効性を高めるために等級区分基準の改善を推進した。

今後ポジティブ志向審査評価基調を維持する一方、観点別評価等級の細部基準を持続的に改善して注意及び不適合だけでなく、望ましくない軽微な事項がある場合も審査官にフィードバックすることで実質的な品質管理が行われるよう、審査評価制度を改善していく計画である。また、出願人及び代理人など外部ユーザーの審査品質に対する要求事項を持続的に把握し、審査評価制度の改善事項を探し出すことで、審査評価制度が実質的な審査品質向上の手段として機能できるように審査評価制度を更に発展させていく計画である。

### 3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援

審査品質担当官	技術書記官	チャン・ヒョングン
	工業事務官	ナ・ソンヒ

#### イ. 推進背景及び概要

審査業務は特許庁の最も基本的かつ重要な業務であり、迅速かつ正確な審査業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず関連法令の解釈及び適用、審査基準の熟知程度、通知書の作成など審査実務に対する知識と能力が非常に重要である。

審査官の業務能力を培うためには、審査評価結果に対する分析を通じて審査基準の改善が求められる事項と審査官に対する教育が必要な事項を引き出してフィードバックする活動も重要である。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1) 審査局別の品質診断説明会及びその他教育課程への参加

審査品質の向上に実質的に役立つ審査評価事例に対する深層分析結果の共有を通じて審査評価結果に対する徹底した事後管理を持続的に実施することで、審査官の審査能力を高めると同時に審査パート長の品質管理活動を支援するという目的で、各審査局別に品質診断説明会を運営している。品質診断説明会を通じて審査評価制度を含め、審査品質管理制度全般に対する意見を取り集め、それを審査品質管理政策の樹立に積極的に反映している。

一方、国際知的財産研修院が提供する新規審査官課程、中堅審査官課程、審査事例課程、PCT課程など審査能力を高めるための職務教育課程において審査品質管理と関連する教育を実施している。また、外部調査機関の新規先行技術サーチャーター教育課程において特許・実用新案・PCT審査評価事例に対する教育を実施することで、外部先行技術サーチャーターの先行技術調査能力の強化にも努めている。

##### 2) 審査品質管理業務を支援するための審査品質関連統計指標の提供

審査課長及びパート長の審査品質管理業務を支援するため、特許・実用新案分野に対して登録率、無効審判認容率、取消差戻率、拒絶決定不服審判請求率、再審査請求率及び登録率などに対する統計指標を提供している。また、商標・デザイン分野の場合、着手公告(登録)決定率、登録決定率、無効審判認容率、拒絶決定不服審判請求率、取消差戻率、商標異議申出件数及び認容率、デザイン新規性・容易創作・拡大された先出願・先出願違反指摘率などに対する統計指標を提供している。2016年度には審査部署管理者の品質管理を支援するため、審査官別検索履歴記載率及び登録理由記載率

などに対する統計指標を追加提供するなど多様な審査品質関連の統計指標を提供することでサンプル抽出による審査評価制度の限界を克服し、審査件全数に対する統計的管理を可能にすることで審査課長及びパート長の実質的な審査品質管理業務を支援している。

### 3)内・外部顧客との持続的なコミュニケーション努力

内部共有サイト(KOASIS)に審査評価指針とともに半期別不適合事例及び優秀事例を法条文別・類型別に分類して周期的に掲載する一方、審査評価と関連する質疑・応答欄を常時運営することで、審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針、事例及び疑問などを確認して解決できるように支援している。

2016年度には審査官が審査評価過程(協議)に直接参加して意見が述べられるオープン評価を試験的に実施する一方、審査官が評価制度と関連して深みのある質問と提案ができるように各審査課の品質管理協議官と評価官が参加する懇談会を開催することで、審査品質管理に対する審査官の直接参加機会を拡大した。審査品質管理部署と審査部署間の活発なコミュニケーションを通じて審査部署・審査官の要求事項を審査品質管理政策に積極的に反映することで、相互共感できる品質中心の文化構築に取り組んでいる。

従来出願人・代理人懇談会及び審査品質関連の独自アンケートを通じて外部顧客の意見を聞いていたことに加え、2016年度には評価官が直接企業を訪問して特許庁の審査品質に関する特定テーマに対して討論することで、産業界現場からの要求を聞き集めて審査品質面での改善事項を発掘するために努めた。

### ハ. 評価及び発展方向

品質診断説明会及び教育プログラムの運営、審査品質関連統計指標の提供、知識を共有するための内部共有サイトの活用及びオープン評価の試験的な実施と懇談会の開催など様々な活動を通じて、審査評価結果の単純フィードバックを通じた自発的な改

善努力だけを期待するのではなく、体系的な品質管理手段を提供することで総合的な審査品質管理体系を構築している。

今後審査局の審査品質管理と審査品質担当官室の審査評価がwin-winできる審査品質点検体系を構築するため、オープン評価制度を常時化し、品質管理協議官との懇談会を活性化する努力を続けなければならない。グローバル水準の審査品質を確保するため、需要者が要求する審査品質を確保できるように品質目標を設定し、それを達成するため審査評価制度のみならず多様な品質管理活動を展開することで、最終的には審査品質の重要性を全体構成員が共有・実践する審査品質重視文化の定着に取り組む計画である。



## 第5節 出願・登録方式審査分野

### 1. 迅速・正確な顧客志向の方式審査

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	キム・ジョンフン
	登録課	行政事務官	チェ・ジョンフン
	国際出願課	行政事務官	ペ・ジャンチョル

出願方式審査の受付件数は全体出願件数の減少にもかかわらず、前年比約1.7%増加した。

これは顧客の便宜を考慮した手数料減免制度の変更及び審査対象の拡大・補完制度の導入などによるものであり、積極的なポジティブ方式審査の提供及び職権訂正などを通じて2016年受付書類の99.99%を期限(6日)内に処理した。

<表Ⅱ-1-33> 2016年方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
出願	1,244,830	1,244,821	99.99%
国際出願	99,042	99,041	99.99%
登録	769,536	769,510	99.99%
合計	2,113,408	2,113,372	99.99%

また、顧客のニーズに応じて出願人が優先審査を申し込んだ件に対しては全権利に拡大実施して方式審査段階から優先審査が受けられるようにし、既に提出された一部書類に対しても方式審査前までは差戻申込によって差戻せるようにすることで、方式審査にかかる時間を短縮した。

その他にも出願書式標準事例集と中小企業手数料減免案内ハンドブック、そしてエラー率減少のための事例中心の誤答ノートブロッシャーを発刊して出願人が各種書類

を作成する際に必須記載事項及び各種添付書類、手数料減免のための証明書類などを一目で確認できるようにすることで、顧客を配慮した様々な出願サービスを提供した。

国際出願分野では最新の国際出願情報を提供し、国際出願時の問題を解消するため、PCT国際出願ガイドとマドリッド及びハーグ国際出願制度の広報リーフレットなどを改訂・発刊し、PCT、マドリッド、ハーグ国際出願を統合した国際出願ニュースレターを定期的に発刊・配布した。また、上・下半期国際出願説明会及び企業に対するマドリッド国際出願コンサルティングも実施した。

登録分野では登録補正書提出時の利便性を高めると同時に、補正期間短縮のために登録申請の際に登録権利者と申請に必要な基本事項が同一である場合は複数件を一つの申請として機能するようにする一括補正制度を導入した。

また、知的財産(IP)金融活性化に向けて権利移転手続きを簡素化した。これは流質特約が含まれた特許権などの質権設定及び実行段階を簡単にしたものである。

一方、個人及び特許事務所の職員などを対象に方式審査の主要事例及び制度変更事項説明会を開催し、ポジティブ方式審査の強化を通じて理解しやすく通知書を提供した。また、登録申請人が簡単に登録手続きを済ませるように登録申請案内の冊子を製作・配布して顧客の便宜を図った。

## 第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

### 1. 概観

国際知識財産研修院 教育企画課 書記官 ユン・ネハン

国際知識財産研修院は1987年開院して以来、知的財産専門家を養成するための多様かつ革新的な取り組みと努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。世界最高の審査・審判サービスを提供するため、実務中心の専門教育を強化することで審査・審判の能力を強化し、主要事例と判例を中心に討論を通じた実務教育及び知的財産権関連法律教育などの課程を運営している。

まず、特許庁公務員を対象にした基本必須教育である新規審査官、中堅審査官、審判訴訟制度及び審判官課程では水準別・段階別に教育対象に合わせて運営している。特許と商標・デザイン審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など2016年度は計58課程2,258人に対して教育を実施した。また、技術各分野に対して新技術教育課程を運営して新しく登場する技術とトレンドに対して67課程1,775人を教育し、最高の審査・審判人材としての専門性と実務能力を強化している。

その他に国民を対象にした知的財産教育のため、最新のICT環境を基に人間中心のソーシャルラーニング、オーダーメイド型学習を支援する知的財産スマート教育を通じた知的財産の拡散に力を入れている。また、IP-R&D人材に対する教育を強化して特許情報検索、分析及び実習、IP-R&D方法論の理解と実習などの教育を推進して優秀知財権の創出を支援している。

特に、知的財産学単位銀行制を通じた知的財産専門人材の養成にも力を入れ、その結果4,738人が受講して2,780人が修了するなどの成果をあげた。全国の大学8校との業務協約を通じて大学との単位交流にも力を入れている。

また、国際知識財産研修院はWIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで途上国の知的財産専門人材育成を支援することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

2016年度にはWIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国オーダーメイド型課程などで13課程計170人の外国人教育を実施した。その他に毎年WIPOと共同でバングラデシュ、エジプト、コロンビアなど知財権専門家が参加する国際セミナーを開催し、韓・中・日研修機関長会合を開催するなどIP機関の社会的な役割と人的資源の開発と関連する戦略を共有することで、知財権の法・制度や教育に対する相互理解を通じて協力関係を深めている。

## 2. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 工業事務官 キム・ゾンフン

### イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標に掲げて世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。また、審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

### ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育と評

価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論中心の授業を行っている。

その他にも特許、商標、デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など様々な実務中心の教育課程に優秀な審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施している。一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施することで教育品質を高めるための努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法などに対する教授人材プールの拡充、法律教育におけるサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。そして、韓・米FTA締結による法改正事項、国際協定加盟に備えた制度改善など対内外的な環境変化に備えてグローバル知財権に対応できる中心リーダーを養成するために関連専門教育も拡大した。

同時に、国政課題・公職倫理教育などの定例化を通じて公職価値の基本素養を増進するとともに、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程を運営して職務に対する実務能力を高めている。審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の豊富な職員に対する専門課程を新設し、教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営しているが、これは審査・審判官の実務能力を高めることで高品質の審査・審判サービスを実現することを目的としている。

<表Ⅱ-1-34>教育訓練状況(2016年教育実績)

(単位：日、人)

課程名	教育日数	修了者数
エクセル課程(1.25～1.27)	3	28
新規公務員向け職務教育課程(2.15～2.19)	5	25

文書作成能力向上課程(2.22～2.24)	3	34
PCT審査(基礎)課程(2.25～2.26)	2	34
CPC分類審査教育課程(3.7)	1	11
商標法(争点と事例)課程(3.7～3.9)	3	39
特許法(争点と事例)課程(3.9～3.11)	3	70
デザイン保護法(争点と事例)課程(3.14～3.16)	3	60
明細書及び請求範囲の解釈課程(3.17～3.18)	2	32
民事訴訟法(争点と事例)課程(3.21～3.23)	3	32
審査事例研究基礎課程(3.28～3.30)	3	40
中堅審査官課程(3.31～4.8)	7	100
民法基礎課程(4.11～4.12)	2	37
国際商標課程(4.15)	1	15
不正競争防止及び営業秘密保護の理解(4.18～4.20)	3	29
方式担当者の能力向上課程(4.19～4.22)	4	15
STN検索課程(4.25～4.26)	2	25
先行技術検索課程(4.27～4.29)	3	13
新規審査官課程(5.2～5.31)	20	46
(特別)実務員基本教育課程(5.16～5.17, 5.23～5.24)	2	64
特許法(イシュー及び争点討論)課程(5.26～5.27)	2	58
(特別)主力産業分野の審査争点研究課程(6.1)	1	110
審決判例研究課程(6.2～6.3)	2	25
商標法(イシュー及び争点討論)課程(6.8～6.9)	2	22
(特別)秘書業務能力向上課程(6.2～6.3, 6.16～6.17)	2	45
審判訴訟制度課程(6.9～6.17)	7	55
デザイン保護法(イシュー及び争点討論)課程(6.20～6.21)	2	27
民事訴訟法(イシュー及び争点討論)課程(6.23～6.24)	2	16
(特別)PCT業務能力強化課程(6.27～6.28)	1	219
民法の理解課程(6.27～7.1)	5	22
外国の知財権制度課程(6.29～7.1)	3	32

(特別) ニース (NICE) 商品分類理解課程 (7. 7)	1	42
(特別) デザインロカルノ物品分類理解課程 (7. 8)	1	18
パワーポイント課程 (7. 13～7. 15)	3	35
知財権技術の事業化課程 (7. 18～7. 19)	2	27
知財権実務者課程 (7. 20～7. 22)	3	14
(特別) 下半期主力産業分野における審査争点研究課程 (8. 2)	1	104
デザイン保護法 (理論) 課程 (8. 1～8. 5)	5	55
新知的財産権課程 (8. 8～8. 9)	2	12
動画の制作と活用課程 (8. 31～9. 2)	3	22
審判官課程 (9. 1～9. 9)	7	41
特許法 (理論) 課程 (9. 19～9. 23)	5	83
PCT審査 (高級) 課程 (9. 26～9. 27)	2	9
新規審査官課程 (10. 4～10. 31)	20	39
著作権法の理解課程 (10. 10～10. 12)	3	43
(特別) TM5商標法及び商標審査実務課程 (10. 13～10. 14)	2	24
民事訴訟法 (理論) 課程 (10. 24～10. 28)	5	43
審査事例研究 (高級) 課程 (11. 2～11. 4)	3	48
商標法 (理論) 課程 (11. 7～11. 11)	5	64
審査指導課程 (11. 17～11. 18)	2	20
デジタルカメラとフォトショップの活用課程 (11. 21～11. 22)	2	27
知的財産権と民法 (11. 21～11. 23)	3	24
ソーシャルネットワーク課程 (12. 1～12. 2)	2	13
ハングル課程 (12. 5～12. 7)	3	22
正しい公文書の作成課程 (12. 8～12. 9)	2	13
広報企画能力向上課程 (12. 12～12. 13)	2	11
知財権専門教授の養成課程 (12. 12～12. 14)	3	9
CPC分類検索課程 (12. 15)	1	16
計	197	2, 258

## ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例と討論中心の実務教育、そして知財権関連法律教育を通じて法律専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた高級専門課程の新設、サイバー教育の大幅な拡大、新知財権専門教育の強化など審査・審判教育の専門性向上に向けた職務専門教育をさらに発掘し、効果的な教育課程運営を通じて高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

## 3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 国際教育課 行政事務官 パク・インピョ

### イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出して国家を豊かにする知識基盤経済社会において知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードする創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質ともに持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全分野にわたって知的財産専門家が必要であるという認識が社会からもコンセンサスを得ている。

そこで国際知識財産研修院は国内だけでなく海外の知的財産専門家を養成するため、多様な取り組みを持続的に推進し、知識基盤社会をリードする人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じて途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

WIPOとの協力プログラムとしては、開院以来毎年実施されている「WIPOアジア・太平洋地域セミナー」、「WIPO-KOREA Summer School on IP」を始め、多数の共同教



育課程があり、その他にも毎年2～3つのKOICAグローバル研修プログラム(CIAT)を誘致して運営し、独自の途上国向けオーダーメイド型知的財産教育を提供するなど国際教育分野における様々な取り組みに力を入れている。このような取り組みやこれまでの成果が国際社会から高く評価され、2006年世界初のWIPO公式知的財産権教育機関として指定を受け、これまでより緊密な協力関係を維持している。

また、「韓・中・日IP研修機関長会合」及び共同セミナーを開催して知財権教育発展に向けた協力を強化するとともに、中国知的財産権培训中心(CIPTC, China Intellectual Property Training Center)、日本工業所有権情報・研修館INPIT, National Center for Industrial Property Information and Training)とMOUを締結し、教育プログラムの開発、テキスト及び講師の相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

#### ロ. 推進内容及び成果

2016年に国際知識財産研修院は計13回のWIPO協力課程、KOICA協力課程、オーダーメイド型教育課程を運営し、170人の海外専門家を教育した。これで1987年研修院の開院以後現在まで計3,114人の外国人教育生を輩出した。

具体的にはWIPOと共同でバングラデシュ、エジプト、コロンビアなど世界各国の特許及び商標審査官を対象に特許法・商標法専門教育課程を運営し、各課程直後別途のOJT課程を追加で運営することで教育効果を最大に引き上げた。

また、世界各国の大学生が参加した「WIPO-Korea Summer School on IP」課程を通じてアジアを始めとする多様な地域の大学生及び初めて社会に出る人が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化と産業発展の様子を経験する機会を設けた。

その他にも1988年から毎年WIPOと共同で途上国の国家知的財産戦略樹立に関連する有用な情報を提供するためのセミナーを開催している。2016年10月25日から27日までブータン、インド、マレーシア、ラオスなどア・太地域12カ国の知的財産権政策担当

者及び関係者24人、WIPO関係者、国内参加者が参加した中で「能力に基づいた教育と特許審査制度の診断を通じた特許行政効率性の向上」をテーマとして、各国の知的財産戦略と優秀事例を共有し、深みのある討論の機会を設けた。

一方、国際知識財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力にも力を入れている。まず、韓・中・日研修機関間の協力を強化している。2016年11月22日第7回韓・中・日IP研修機関長会合をソウルで開催し、相互情報及び教育資料の共有、講師と受講生交換などの議題を議論し、今後学生IP教育協力方法を模索した。同時に、2016年11月23日に民間の知的財産能力強化を目的とする韓・中・日IP研修機関共同セミナーを開催した。「韓・中・日3国の特許データベースシステムの発展方向」をテーマにした今回のセミナーでは関係機関、企業、弁理士など100人余りが出席し、国際特許出願に対する民間の関心が高く、実際出願も多い状況の中で3国の特許データベースに対する理解を深める有意味な時間となった。そして5月と11月に韓・中・日IP研修機関長会合の後続措置に向けた韓・日、韓・中実務会議を其々日本、韓国で開催した。韓・日実務会議の際には別途の民間向けセミナーを実施するなど、協力関係を固めている。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は外国政府からオーダーメイド型教育課程の開設要請が増加していることである。国際知識財産研修院は2016年に中国湖北省審査協作センターとの協力関係によって審査官教育を実施し、サウジアラビア特許庁から要請を受けてサウジアラビア特許庁の特許審査官15人を対象に韓国知的財産権の現状及び国際動向、審査ガイドライン及び特許・商標検索及び実体審査などの教育を実施した。また、11月にはUAE経済部からの要請を受けて3人の講師をアブダビに派遣し、UAEの予備審査官に検索技法、特許性判断など審査官として備えるべき基本能力を教育した。この教育は2017年から実施するUAE新規審査官教育のパイロットプログラムとしての性格を持つ教育として今後UAEとの協力関係を続ける上で土台になる点で大きな意味がある。

＜図Ⅱ－1－5＞2016年知的財産教育分野における国際協力



ハ．評価及び発展方向

IP5特許庁体系構築の主役である韓国特許庁は国際的に知財権分野の先進国としてその能力が認められている。しかし、これはそれだけの国際的な責任や義務も果たさなければならないということを意味する。

国際知的財産研修院は今後も知的財産教育分野の国際協力を通じて形成された相互信頼関係を基に知的財産権先進国として国家のプレゼンスを高め、世界最高の知的財産人材養成機関になるための努力を傾けていく計画である。2017年からはWIPOと共同運営する課程及びオーダーメイド型教育課程を増設し、韓国の進んだ知的財産権分野に対する経験とノウハウを伝授し、途上国の知的財産権発展をサポートするために力を入れる予定である。また、低コスト高効率の教育のために講師派遣型教育課程を積極的に活用し、OJT教育・Action plan発表のような参加型教育を拡大するなど満足度の高い教育課程を運営するために様々な観点からアプローチする計画である。これを通じて形成された国際知的財産分野における親韓ネットワークは今後韓国の制度及びシステムなどの輸出や国内企業の海外進出に肯定的な影響をもたらすと見られる。また、韓・中・日IP研修機関間の協力を持続・拡大し、議論された協力事業を可視化するために力を入れる予定である。より踏み込んだ議論のために2017年からは既存の韓・中実務会議を機関長レベルに格上げして運営する計画である。同時に、他の外国

政府及び海外IP教育機関との協力関係を発掘・強化し、国際知的財産研修院が世界的に認められる知的財産人材養成機関として発展できるよう最善の努力を尽くしていく予定である。

＜表Ⅱ－1－35＞2016年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況

区分	教育課程	期間	参加国	訓練人数
WIPO協力課程	WIPO特許法・特許審査課程	03.23～04.01	12	19
	WIPO特許審査官課程(OJT課程)	04.04～04.08	1	2
	WIPO商標法・商標審査課程	05.10～05.17	10	20
	WIPO商標審査官課程(OJT課程)	06.09～06.11	1	2
	WIPO IP Summer School	07.11～07.22	13	24
	WIPOア・太地域セミナー	10.25～10.27	12	24
KOICA協力課程	KOICAアゼルバイジャン知的財産制度課程	06.09～06.22	1	15
	KOICA創意発明教育課程	04.14～05.04	7	14
	KOICA知的財産制度課程	09.22～10.13	9	15
オーダーメイド型教育課程	中国湖北省審査協力センター審査官課程	04.04～04.07	1	5
	サウジアラビア特許審査官課程	11.07～11.10	1	15
	UAE予備審査官講師派遣課程	11.20～11.24	1	8
	IP5審査官交差課程	12.06～12.09	3	7
合計	13課程			170人

## 第2章 需要者中心の知的財産権制度の構築・運営

### 第1節 特許・実用新案分野

#### 1. 概観

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 ユン・キウン

最近国際的な特許紛争の増加によって各国では国際舞台で自国特許の競争優位を確保して保護を強化するため、需要者中心の制度を構築・整備しようとする動きが活発になっている。そこで特許庁も不良特許を早期に除去して特許権の安定性を高め、一般国民の目線に合わせたサービスを提供するため、特許・実用新案法令を改正し、審査基準を整備するなど多角的な特許・実用新案制度の改善を推進している。

まず、不良特許を予防し、特許検証を強化するための特許取消申請制度及び職権再審査制度を導入し、迅速な権利確定のために特許審査請求期間を5年から3年に短縮する一方、正当な権利者の保護を強化するための特許権移転制度の導入と出願人の些細な記載不備による手続きの遅延・拒絶を防止するための審査官職権補正範囲の拡大などを骨子とする特許法及び実用新案法の改正を推進し、2016年2月29日に公布、2017年3月1日から施行する。

また、国民の目線に合わせて特許手数料制度を合理化するため、特許権を特許権者が自ら放棄した場合その翌年からの特許料を返還する制度を導入し、拒絶決定不服審判で請求人の帰責事由なく特許拒絶決定が取り消されたり、審判請求を取り下げた場合などに審判請求料を返還する制度を導入するため、特許法の改正を推進して2016年6月30日から施行している。

同時に、特許・実用新案審査基準は二回にわたる改正が行われ、周知の符合判断原則を合理的に整備した審査基準を2016年2月11日から施行する一方、投与用法・容量限定医薬用途発明の進歩性判断方法に対する審査基準も最高裁判所全員合議体判決を反映して国際的な基準と調和を成すよう改善し、2016年11月21日から施行した。

## 2. 不良特許防止に向けた特許法の改正

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 ク・ジャウク

### イ. 推進背景及び概要

特許は産業競争力の源となる優秀な技術を保護することで技術発展を促進し、産業発展に貢献するものである。特許を知的財産社会の貨幣と呼ぶ理由でもある。そのためには特許検証手続きを強化し、不良特許は早期に解消し、優秀な特許は十分保護されるよう、制度的装置を整える必要がある。

最近主要国は特許審判官を補充して1人当たり審査処理件数を減らす一方、不良特許を早期にチェックするための制度を導入するなど特許品質中心政策を展開するために最善を尽くしている。しかし、韓国は主要国に比べて審査官1人当たり審査処理件数が多く、2016年特許無効審判認容率は49.1%で日本18.1%(2015年)の2.7倍水準に達しており、特許品質に対する懸念が大きくなっている。

そこで不良特許を防止するための制度改善を目的に2014年から約2年間専門家委員会、公聴会など約24回の意見収集過程を経て特許法改正案をまとめ、2015年8月10日国会に提出した。特許法改正案は国会産業通商資源委員会の審議を経た後、2016年2月4日国会の本会議を通過し、2016年2月29日最終公布された。その後改正内容に対する広報と細部手続き規定の整備を通じて公布後、1年が経過した2017年3月1日から施行されている。

### ロ. 推進内容及び成果

まず、不良特許の発生を最小限に抑え、間違っって登録された特許を早期に整理できるよう、特許登録前後の特許品質監視を強化するための制度的な装置を設けた。これは特許庁審査官はもちろん該当分野の技術専門家を含めた特許利害関係者を「審査の

場」に引き込み、特許検証手続きに参加できるようにすることで、特許に対するクロスチェックを行うためのものである。このような戦略によって特許取消申請制度と審査官職権再審査制度が新たに導入された。

特許取消申請制度は特許登録後6カ月内に誰でも先行技術に基づいた取消理由を審判院に提供すれば、審判官が登録特許を再検討し、もし問題があることが確認されれば、特許登録が取り消される制度である。従来の無効審判制度では申請人が審判・訴訟に直接参加しなければならず負担が大きかったが、今後は取消理由を提出さえすれば以後の審判及び訴訟段階の全ての手続きは特許庁が専担する。これによって複雑で手間のかかる無効審判を提起せずとも不良特許を最小費用と最短期間で取り消し、安定した権利を選別提供することで市場での混乱と企業の負担を最小限に抑えられると期待できる。

また、特許登録前の検証手続きも強化した。特許決定後、特許登録前まで重大な瑕疵が発見された場合、審査官が職権で特許決定を取消し、審査が再開できる職権再審査制度がそれである。これは問題のある特許が登録されることを事前に防止するためのもので、これまでは特許決定以後から特許権が発生する前までの段階で特許に問題が生じても再び審査できず、問題のある特許がそのまま「不良特許」につながるケースが存在した。この制度が施行されれば、特許審査品質の信頼度が高まると同時に、出願人は特許登録前まで問題のある内容を正すことができ、特許無効可能性が減ると見られる。

迅速な権利確定のため審査請求期間も短縮した。過去には特許出願の後に特許審査を受けるためには出願日から5年以内に審査請求をしなければならなかった。しかし、その期間が長いため特許出願後の権利未確定期間が長くなり、企業に第3者の特許監視負担があった。出願と同時に審査請求可能な米国とその期間が2年であるヨーロッパ、3年である日本と中国に比べてもその期間が長く、審査請求期間を5年から3年に減らすことで企業の特許監視負担の軽減を図った。日本も2001年以前は審査請求期間を7年で維持したが、特許法の改正を通じて3年に減らした。

同時に、正当な権利者を保護するための特許権移転請求制度も導入した。正当な権利者が盗用された特許権を取り戻すため、直接特許権の移転を請求できるようになった。従来の特許法では真の権利者が特許権を取り戻すためには特許無効審判を通じて特許を無権利者の特許を無効にした後、再び別途の特許出願と特許審査を経るよう定めていたが、現行の特許法では正当な特許権利者が特許権移転請求という民事訴訟を通じて無権利特許権者が保有している特許権を自分に直ぐ変換するよう請求できる。同制度はドイツとフランス、イギリス、日本など主要国で正当な特許権利者を保護するため、既に施行されている制度である。同制度の導入によって力を入れて開発した技術やアイデアが盗まれたスタートアップ企業などが迅速かつ簡単に特許権を取り戻すことができると見られる。

審査官の職権補正範囲も拡大した。出願人の些細な記載不備によって特許手続きが遅延・拒絶されるケースを防止するためのものである。従来は拒絶理由ではなく、明らかに間違った記載に対してのみ審査官が職権で補正し、特許決定を下してきた。それによって明らかな間違いがあっても審査官が職権で補正できず、意見提出通知をしなければならなかったため、手続きが無駄に長くなる問題があった。特に、最後の補正段階において明らかに間違った内容があると、その間違いがミスによるものであっても該当補正は却下され、結局特許が拒絶されざるを得なかった。改正特許法では些細な誤脱字の他に拒絶理由事項であっても明らかに間違っただけの内容は審査官が職権で補正できるようにしている。

その他に訴訟手続きで必要な場合、当事者が特許取消決定または審決が確定するまで訴訟手続きの中止が申し込める制度も導入された。訴訟当事者が侵害訴訟などにおいて審判結果の活用を希望する場合、特許審決が確定するまで訴訟手続きの中止を裁判所に直接要請できるようになった。従来は当事者は訴訟手続きの中止を申し込まざるを得なく、裁判所だけが職権で訴訟手続きが中止できた。

＜表Ⅱ－2－1＞不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正の主要内容(2017.3.1.施行)



区分	改正内容
特許取消申請制度	誰でも特許登録公告後6ヵ月まで登録された特許権が新規性、進歩性、先出願などに反する場合、特許審判院に特許取消申請
審査官職権再審査制度	特許決定後も設定登録前まで重大な瑕疵発見の時、職権で特許決定を取り消して再び審査
審査請求期間の短縮	早急な権利確定のために審査請求期間を特許出願後5年から3年に短縮
特許権移転請求制度の導入	正当な権利者が無権利者特許権の移転を裁判所に直接請求できる制度を設ける
職権補正範囲の拡大	些細な誤脱字の他に拒絶理由事項や明らかに間違っていて記載された内容であっても審査官が職権で補正
訴訟当事者の手続き中止申請	無効・訂正審判確定時まで侵害訴訟手続き中止が申請可能
外国審査結果の提出命令制度	第1国出願を基礎とする条約優先権主張出願の特許審査の際、審査官が第1国の審査引用技術文献を提出するよう命ずる制度
国内優先権主張先出願書類閲覧の改善	国内優先権主張出願が出願公開されたり、設定登録されれば、基礎出願である先出願全体内容に対して書類閲覧を許容
法人解散時の特許権消滅規定の整備	法人の清算終結登記日まで特許権の移転登録がなければ、法人の特許権消滅
無効審判の訂正請求取下げ時期の調整	無効審判対象の早期確定のため、訂正請求取下げは訂正請求可能期間、その期間満了日より1ヵ月までの期間または補正可能期間にのみ取り下げられるように改善
手続き後の補完期間の延長	拒絶決定不服審判などに対する後の補完期間を現行の14日から2ヵ月に延長

一方、不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正の推進とは別に、創意的なアイデアの保護強化のため、公知例外主張可能時期及び分割出願可能時期の延長も2015年7月29日から施行した。公知例外主張可能時期の延長のため、従来の

「出願時」のみならず、明細書補正可能期間及び設定登録期間にも補完して追加で主張できるよう、公知例外主張補完制度を導入した。また、出願人が市場の技術トレンドに能動的に対応できるよう、特許決定以後も設定登録期間まで分割出願できるように分割出願可能時期も延長した。

同時に、国民の目線から見て不合理と感じる審査請求料の返還制度を合理的に改善するため、出願後1カ月以前のみならず、実際審査に着手する前まで出願が取下・放棄された場合にも審査請求料を払い戻す制度で、2015年5月18日から施行している。

また、特許権を自ら放棄した場合はその翌年からの特許料を返還する制度も2016年6月30日から施行した。実際権利行使が不可能な期間に対して手数料を納付することは妥当でないという問題提起によって特許料返還規定を合理化するための措置である。

また、2016年6月30日から審判請求料返還制度も同時に施行している。それによって拒絶決定不服審判において審査官の拒絶決定が不合理であるという理由で請求人の帰責事由なく特許拒絶決定が取り消された場合は審判請求料全額が返還され、審判請求人または参加申請人が自発的に審判請求または参加申請を取り下げたり、審判請求が決定却下された場合などには審判請求料の半額が返還されている。

<表Ⅱ-2-2> その他2015～2016年改正特許法の主な内容

区分	改正内容	施行日
公知例外主張期間延長	公知例外主張可能時期を従来の「出願時」の看做らず、明細書補正可能期間及び設定登録期間にも補完して追加できるように拡大	2015. 7. 29. 施行
分割出願可能期間延長	特許決定以後も設定登録期間まで分割出願ができるように分割出願可能期間を延長	2015. 7. 29. 施行
審査請求料返還制度	実際審査に着手する前まで出願が取下、放棄された場合、審査請求料を払い戻す	2015. 5. 18. 施行
特許料返還制度	特許権を放棄した場合、既に納付した特許料の中でその翌	2016. 6. 30.

	年からの特許料を払い戻す	施行
審判請求料返還制度	出願人の帰責事由なく特許拒絶決定が取り消された場合、 審判請求を取り下げたり決定却下された場合などに対して 審判請求料の全額または一部返還	2016. 6. 30. 施行

#### ハ. 評価及び発展方向

かつて特許法の改正は特許出願人の手続き上の利便性を高めるための制度改善に集中した側面がある。しかし、最近の特許法の改正は特許の実質的な価値と活用度を高めるための制度改善に集中している。

まず、2015年には創意的なアイデアの保護を強化するための公知例外主張補完制度及び分割出願可能時期の拡大と審査請求料返還制度などの改正特許法が施行された。

また、2014年から不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正を本格的に推進し、2016年2月29日に改正特許法が公布され、2017年3月1日から施行している。

このような特許法改正を通じて厳しい審査手続きで特許を受けることは難しいが、一度登録された特許は強く保護する、望ましい特許制度に一步近づいていると評価される。

韓国特許庁は目前に迫っている第4次産業革命時代に備えた制度改善を準備している。AI、ビッグデータなど第4次産業革命の核心技術を効果的に保護できるよう、予想される新しい特許イシューを持続的に発掘し、必要な特許制度の改善策を模索する計画である。

今後も特許庁は環境変化に歩調を合わせた特許制度の改善を通じて特許の実質的な価値を高め、技術発展に寄与できる制度改善に努める計画である。

### 3. 特許・実用新案審査基準改正の推進

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 キム・ジョンフン

#### イ. 推進背景

審査結果が国際的に相互交換・活用される審査業務の国際協力時代を迎え、世界的に認められる品質の高い審査を行うために、優秀な審査人材及び審査支援インフラの拡充に加え、具体的で明確な審査基準の構築が必須である。

このような状況下で韓国の審査基準をグローバル水準にアップグレードするため、2009年には特許要件部分の審査基準を改正し、2011年1月には明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加など特許審査全般にわたる審査基準を改正した。

また、2011年7月には改正した特許法・実用新案法を反映して明細書の背景技術の記載に関する審査基準を新設し、その他の優先審査及び審査手続きに関する審査基準を補完した。

一方、2011年12月2日に韓-米FTA履行に向けた改正特許法が公布されたことで、2012年3月に特許分野の韓-米FTA履行に向けた細部運営基準を設ける一方、微生物寄託、請求項の記載方法、分割出願可能期間などに対しても明確な基準を設けた。

2013年7月には改正された特許法・実用新案法を反映し、職権補正対象を拡大するとともに単純な補正欠落に対して同一拒絶理由を再通知することで出願人の手続き上の機会を十分保障できるように審査基準の改正が行われた。

2014年7月には審査指針としてのみ運営していた特許・実用新案審査基準に対する法的地位を明確にするため、例規として上向・制定し、技術分野別審査基準を特許・実用新案審査基準に統合させることで、局・課に分散していた技術分野別審査基準の

管理体系を一元化した。そして、ポジティブ審査基準を構築し、国民と疎通するポジティブ審査制度が円滑な施行を図った。

一方、2014年12月には外国語出願制度の導入及び出願日認定要件の緩和を骨子とする改正特許法の施行に合わせ、該当制度の細部運営基準を整えた。

2015年4月には製法限定物件発明(プロダクトバイプロセスクレーム)の記載不備と新規性及び進歩性の判断基準を最高裁判所全員合議体の判決に符合するよう改正し、補正後の新規性、進歩性関連の拒絶理由通知の種類(最初、最後)に対する明確な基準を設けた。

一方、2015年9月には改正特許法・実用新案法を反映して公知例外主張の補完及び分割出願可能時期の追加による細部審査基準を設け、特許庁及び所管専門機関職員の出願に対する審査手続き、審査前置審査時の原決定維持の条件、分割出願の客体的要件などに対しても明確な基準を設けた。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許を拒絶決定する時は出願人に意見提出の機会が実質的に与えられたのかどうかの観点から周知に符合するかを判断しなければならないが、従来は形式的な要件を機械的に適用して出願人に適切な意見提出の機会が与えられなかったにもかかわらず不合理に拒絶決定する事例が発見された。そこで2016年2月には不合理な周知の符合判断原則を削除するなど関連基準を整備し、周知に符合しない事例を追加することで、出願人に意見提出の機会が実質的に与えられるようにした。

一方、2016年11月には改正特許法・実用新案法を反映し、最高裁判所全員合議体の判決に変更された投与用法・容量限定医薬用途発明の進歩性判断基準を反映して投与用法・容量限定も構成要素として認めて進歩性を判断するようにしたが、このような判断基準は米国、ヨーロッパ及び日本の判断基準と同じである。

また、補正によって新規事項が追加されたのかに対する判断基準を類型別に具体化して具体的な事例を提示し、コンピューター関連発明の審査基準を特許・実用新案審査基準に統合することで、より具体的で明確な審査基準を整えた。

#### ハ．評価及びは発展方向

2016年2回にわたる特許・実用新案審査基準の改正で、投与用法・容量限定医薬用途発明の進歩性判断方法などが他国と調和を成し、周知の符合判断時に出願人に意見提出の機会が実質的に与えられたのかの観点から近づき、補正によって新規事項が追加されたのかどうかを具体化するなど審査課程において発生し得る様々な疑問に対して合理的な判断基準を備え、特許品質の向上に貢献した。

韓国の特許審査パラダイムが審査品質中心に変わったことで、企業など特許顧客の優秀な発明が強い特許として創出できる審査環境を整えつつあり、それに歩調を合わせて特許・実用新案審査基準も先進国レベルに引き上げ、知的財産制度の世界化に備えた。

今後も韓国の審査結果が外国でも認められるよう、特許・実用新案審査基準の一貫性を確保し、外部信頼度を高める一方、特許・実用新案の審査基準をグローバル水準に改善・補完する作業を持続的に展開していく予定である。

## 第2節 商標・デザイン分野

### 1. 公正な商標使用秩序を確立に向けた商標制度の改善

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ペク・インヒョン  
パク・ジェウオン

#### イ. 推進背景及び概要

商標法は1949年に制定されて以来、単発性の制度改正ニーズによる頻繁な部分改正によって枝条項が過剰に増え、特定位置に集中配置されたことで法律の複雑性が増し、論理的な一貫性の欠如によって国民の商標法に対する理解度が低下した。また、登録主義という制度を悪用して不使用保存商標を増加させ、正当な権原のない者が商標を先取りして不当な権利行使をするなど商標権乱用行為が増加したため、それを補完する必要性があった。

そこで法律体系の整合性を高め、登録主義原則の下で使用主義要素を補完し、商標制度の悪用を防止するとともに、不合理な慣行を除去して出願人の利便性を向上させ、不必要な規制を緩和することで、公正かつ合理的な制度を構築するために取り組んできた。その結果、商標法全部改正案が産業通商委員会と法制司法委員会を2015年中に通過し、2016年2月4日に国会本会議の議決を経て、商標法施行令、商標法施行規則など関連下位規定を整備した後、2016年9月1日に施行した。

#### ロ. 商標法全部改正の推進内容

##### 1) 商標の定義概念などの整備

概念上重複して拡張可能性のない説明を削除し、標章の類型を例示的に列挙することで商標権の保護範囲の拡大を図り、サービス標を商標に一元化した。これは商標の定義が簡潔でなく、商標として機能する全てが商標として登録できるにもかかわらず、

それを限定的・列挙的に定義したものと誤解する余地があり、商標とサービス標を区別して法体系が複雑であったため、それを解消するためである。

## 2) 商標不登録事由該当性の判断時点の変更

商法不登録事由に該当するかどうかを商標登録出願の時に判断すると、瑕疵があったり、既に消滅した事由などによって商標登録が受けられない不合理な結果を招き、出願人は関連事由が消滅したとしても再び出願しなければならないなど、時間と費用の不経済が発生する懸念がある。それを考慮して、悪意的な模倣商標に関する規定を除けば、商標登録可否決定の時に不登録事由の該当性が判断できるように変更した。

## 3) 不使用取消審判制度の合理的な補完

不使用保存商標の累積によって出願人の商標選択範囲が狭く、商標検索範囲増加の負担が発生し、取消審判請求時の利害関係有無に対する争いとそれに対する判断で審理が遅れるケースが度々発生した。そこで、不使用取消審判の請求人適格を「誰でも」に拡大し、不使用取消審決が確定すれば、「その審判請求日に遡及」して権利が消滅することに制度を改善した。

## 4) その他改正事項

その他にも出願人の錯誤などによる誤記載が明白である場合、審査官が職権で出願を補正できるようにし、商標権消滅後1年間出願禁止規定の削除、商品分類転換登録関連条項の削除、指定商品別権利範囲確認審判請求制度の改善、解り易い法令作り勧告案の反映など、出願人の便宜を図るとともに法律整合性を高めるための改正案を設けた。

## ハ. 商標審査基準の改正

商標法及び商標法施行令・施行規則の全部改正事項を反映し、その他不備点を補完



する商標審査基準の主要改正内容は以下のとおりである。

第一、商標法におけるサービス表の商標への統合を受けて「サービス表」用語を削除し、変更出願の中でサービス表登録出願及び商標サービス表登録出願規定を削除し、指定商品追加登録出願の権利別商品追加制限規定を削除した。

第二、先登録商標による拒絶決定判断時点が登録可否決定時に変更されたことで法第35条第1項で拒絶理由が通知されたが、審査過程で先出願が登録された場合は法第34条第1項第7号で拒絶理由を再通知した後、最終決定は法第34条第1項第7号で拒絶するよう審査処理手続きを変更した。

第三、条約当事国登録商標の類似商標不正登録防止規定が商標登録受けられない商標条文に移動したことで、契約関係や業務上取引関係などがある者の出願も対象に含まれる内容、情報提供や異議申出がなくても審査官が職権で規定の適用が可能であるという内容などを含む新規章を第5部商標登録が受けられない商標部分に新設した。

第四、国家名＋年度表示が商標に含まれた場合、指定商品が該当国家で有名で、その国家名によって消費者が商品に誘引される可能性が高く、その国家名が産地または販売地などとして認識される場合は品質誤認の懸念があるものと見るなど、国家名が含まれる商標の品質誤認の懸念がある関連規定を補完した。

第五、審査官の職権補正に対して出願人が意見書を提出して出願公告決定が取り消されたと看做される場合は取消事実を出願人と利害関係者に通知させ、異議申出の受付後出願公告決定が取り消された場合には異議申出を却下し、異議申出料を返還するようにした。

その他にも地理的表示関連の不登録事由条文の分割、優先審査申請対象の追加、差戻対象出願書類の追加、手続の補完対象の変更、自主補正範囲の拡大、不登録事由条文体系の変更による審査基準上の「章」体系の変更、商標権消滅後1年以内に他人商標出願登録禁止規定の削除、審査手続規定に登録公告に関する規定の新設、団体標章

などの修正定款の提出、農食品部に提出した地理的表示関連重複書類提出の省略など商標法及び商標法施行令・施行規則全部改正事項を商標審査基準に反映した。

## 二. 評価及び発展方向

商標法は知的財産権法制の一つであるが、創作性を保護する法ではなく、商標の混同による需要者及び営業者の不利益と市場競争を保護するための法制といえる。そこで今回の一部改正及び全部改正案では商標権が不公正競争行為の手段として使用されないように公正性の確保に重点を置き、特に25年ぶりの全部改正を通じて枝条文の解消など国民が理解しやすい法律に全面改編し、国際社会での先導的地位の確保を図った。

## 2. 出願人の利便性向上に向けたデザイン制度の改善

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 イム・テワン

### イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎え、グローバル一流企業は革新的なデザイン、創造的なブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

そこで特許庁はデザイン団体、企業、学界及び弁理業界など多様な分野における意見と批判を受け入れ、デザイン創作性要件の強化と複数デザイン登録出願の向上を大幅に改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入する内容を骨子とするデザイン保護法全部改正案を設け、2014年7月1日から施行している。

また、2016年度にはデザイン保護法のうち出願人の利便性を高める必要があると判断される一部事項を改正し、2017年度施行を目標に新規性喪失例外主張期間及び時期を拡大するとともに、優先権証明書類を書面で提出する代わりに電子的に確認できるよう制度を改善していく予定である。

## ロ. デザイン保護法の改正内容

### 1) デザイン権回復要件の緩和

従来は追加納付期間内に登録料を払わない、もしくは保全期間内に保全せず、実施中のデザイン権が消滅した場合、即ち消滅したデザイン権のうち実施中のデザインだけ実施中であることを証明する書類を添付して権利回復申請が可能であったが、法改正を通じて未実施デザインも権利回復ができるように要件を緩和し、申請料も3倍から2倍に引き下げた。

したがって、出願人が実施中であることを証明する書類を提出しなければならないという不便を取り除き、申請料の軽減によって経済的な負担も減った。

### 2) 登録料及び審判請求料など手数料返還対象の拡大

デザイン登録の後にデザイン権を放棄した場合、既に納付した登録料の中で放棄した翌年からの登録料該当分を返還、審判請求及び参加申請などを取下げまたは取り消す場合も納付した請求料の全部または一部を返還するようにした。

したがって、出願人は不要なデザイン権を放棄して登録料が返還され、審判請求及び参加申請などにおいても不要な場合は取下げなどを通じて請求料の返還が可能になり、経済的な面で恩恵を受けることができる。

### 3) 手続後の補完期間の延長

デザインに関する手続きを踏んだ者が責任を負えない事由で審判及び再審請求期間を守らなかった場合、その事由が消滅した日より14日以内に守れなかった手続きを後で補完できたが、法を改正することで2カ月以内に手続きを後で補完できるようにした。

したがって、出願人は自然災害など自分が責任を負えない事由などに関する証明書類の準備に十分な期間が確保できる。

#### ハ．デザイン審査基準の改正

2016年デザイン分野では審査の正確性を高めるため、登録要件の判断基準をより具体化し、多様な形態のデザインが保護できるように登録要件の緩和及びその他制度運営上の不備点を補完する必要があった。そこで国内の主要判例、審査官間の協議審査事例、現場コミュニケーションのための懇談会の建議事項などを反映してデザイン審査基準を一部改正した。今回改正されたデザイン審査基準はデザイン審査において創作性が認められる範囲を広げる一方、デザインの保護対象を拡大することを主要内容とする。

2016年に一部改正されたデザイン審査基準を詳しく見ると以下の通りである。

第一、周知の形態または周知のデザインによる容易創作で拒絶される場合、判断証拠の提示を強化した。これまで審査官は周知の形状・姿などまたは周知のデザインを容易創作判断の基礎資料とする場合は証拠を提示する必要がなかった。しかし、今後はありふれた創作手法や表現方法に対しては原則的に証拠を提示させ、当該分野でかつて全く存在しなかったデザインは容易創作デザインでないものと判断させた。

第二、関連デザインの新規性適用時点を明確にした。関連デザインの出願前に自分の先行公知デザインに対して公知時点と関係なく、法第35条第1項によって新規性適用例外(第33条第1項各号未適用)を可能にしたが、今後は基本デザイン出願後から基本デザイン以外の自分の先行公知デザインに対してのみ関連デザインの新規性適用例外を可能にした。

第三、部分デザインの機能的な一体性判断基準を緩和した。部分デザイン登録出願において物理的に分離された二つ以上の部分が表現された場合でも、全体としてデザ

イン創作性の一体性が認められる場合1デザインとして認めたが、全体でない部分として一つの機能を遂行する場合にも機能的な一体性を認めるようにした。

第四、物品性が認められる場合を追加した。物品は一定の形体を持ち、その外観が具体的に特定できなければならないため、セメント、砂糖などのような粉状物または粒状物の集合のように一定の形体がないものは物品として認められなかったが、整形化または固形化された粉状物、粒状物の集合はその集合単位としてその形体を整えた場合は物品として認めることにした。

第五、「帯」が結合された「ケーキ」を1デザインとして認めることにした。デザインの対象になる物品の形状・姿・色彩を表すために付加的な物品が結合されて生産され、一体化された状態で使われる場合は1デザインとして認めているが、「帯」という付加的な物品が「ケーキ」に結合されて生産され、一体化された状態で使われる場合にも1デザインとして判断するよう例示を補完した。

その他にも登録受けられないデザインで標準化された規格の具体的な概念及び例示を補完し、携帯が変化するデザインと形体が変化しないデザイン間の類似判断基準を新設した。

## 二．評価及び発展方向

今回のデザイン保護法の改正でデザイン権の回復申請手続きが簡単になり、回復申請料の引き下げ、デザイン権放棄の際に登録料の返還、審判請求料の返還などを通じて経済的な負担も減らすことができた。

また、デザイン審査基準の一部改正を通じて、創作性の認定範囲が実質的に拡大され、容易創作判断をより客観的かつ慎重に下すようになると期待される。また、デザインの保護対象を拡大することで多様なデザインが保護できるようになった。

### 第3節 審判分野

特許審判院 審判政策課 技術書記官 カン・ドング

#### 1. 概観

先端技術分野を中心に知的財産権の争いが増えつつある。知的財産権紛争は企業の迅速な意思決定と投資に大きな足かせとなるため、紛争の早急な解決は企業の競争力と直結する重要な問題である。特許審判院は審判品質を維持しつつ、審判処理期間を短縮するために努力している。そのため審判官の補充が必要であるが、経験と能力を備えた審判官を短い期間で確保することは難しい。特許審判院は限られた人的資源を効率的に運用するため、一般審判、優先審判、迅速審判の3トラック審判制度を運営している。事件類型を区分して緊急な処理が求められる事件を先に処理し、一般事件に対しては当事者に十分な攻撃と防御の機会を提供することで審決の正確性を高めている。

特許審判院は特許権の法的安定性の向上及び顧客を配慮した審判制度の構築に向け持続的に審判関連法・制度を改善している。2016年3月特許法改正(2017年3月施行)を通じて特許取消申請制度の導入、無効審判における訂正請求取下時期の調整、訴訟当事者の手続中止申請規定を設けた。

特許取消申請制度は不良特許を予防するため、誰でも特許権設定登録日より登録公告日後6カ月以内に新規性、進歩性などを理由に特許の取消を申し込む制度である。この制度は書面審理でのみ行い、取消理由を職権で通知するため、無効審判に比べて簡単かつ便利である。無効審判手続きにおける訂正請求取下は訂正請求可能期間、その期間満了日より1カ月までの期間または補正可能期間のみ取り下げられるよう改善することで無効審判対象を早期に確定し、不要な審理遅延を防ぐことができる。裁判所が訴訟手続きにおいて必要な場合、職権または当事者の申込によって特許に関する審決が確定されるまで訴訟手続を中止させることで、裁判所の判断と審判院の審決結果がぶつからないよう規定した。

特許審判院は審判当事者・代理人懇談会を随時開催して審判と関連する顧客からの苦情を聴取し、制度改善に積極的に反映している。審判請求人の帰責なく審査官の拒絶決定が取消審決された場合、審判請求料全額を請求人に返還する審判手数料返還制度を、商標・デザインは2016年4月、特許・実用新案は6月から施行している。また、審理終結が通知される前に審判請求を取り下げた場合と審判請求が決定却下された場合は納付した手数料の半分を返還するようにした。その結果、2016年末まで約1億ウォンの手数料が国民に返還され、制度の活性化によって審判手数料の返還額はますます増える見込みである。

当事者が送達場所を申告した場合はその場所に送達できるよう特許法施行令に規定されているが、特許法施行規則には請求人/被請求人別送達住所の変更だけ可能であるため、審判当事者が事件別送達場所の変更を希望しても送達場所が変更できなかった。このような不便を解消してほしいという審判顧客からの要請を受け、審判事件別に送達場所と送達領収者を申告できるよう、審判事務取扱規定を2016年9月に改正した。

今後も特許審判院は審判当事者・代理人とのコミュニケーションを活性化し、意見を積極的に反映して顧客を配慮した審判制度を構築・運営する計画である。

## 2. 迅速・優先審判制度の運営

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、審判手続きを3トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)で管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係累中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件などを対象にし、優先審判は優先審査した出願に対する拒絶決定不服審判、補正却下決定に対する審判、審決取消訴訟で取り消された審判などを対象とする。

審判事件と関係する特許紛争を取り扱う裁判所・検察・貿易委員会などで審判結果を適時活用できるよう、2015年11月に迅速審判適用対象の拡大と審判処理期間の短縮を骨子とする迅速審判標準プロセスを新たに設計した。標準プロセスによれば、審判請求日より10日以内に迅速審判決定を通知し、答弁書提出期間満了日から1カ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日から2週内に審決することを目標として定め、書類提出が遅れるなど別途の事情が発生しない限り、迅速審判決定後3カ月内に迅速に終結できる。

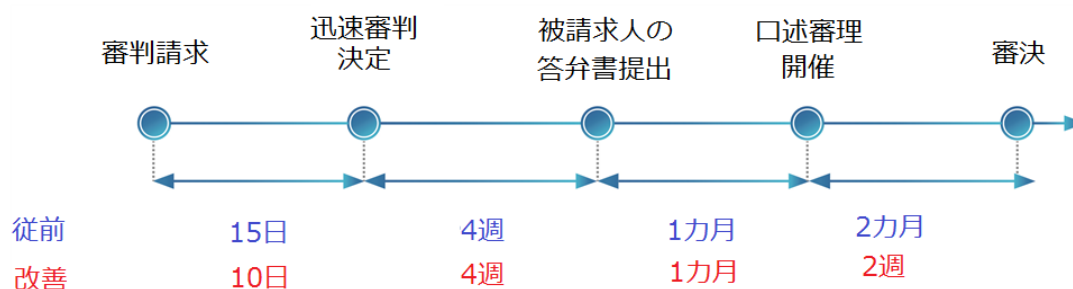
また、中小企業が紛争長期化によって負担しなければならない時間的・経済的費用を最小化するため、「中小企業創業支援法」または「1人創造企業育成に関する法律」による支援を受けた創業初期の中小企業または1人創造企業が当事者である審判と、大企業と争う中小企業の当事者系審判を迅速審判の対象として追加した。

その結果迅速審判の審理対象は2016年計414件で2015年219件に比べて約2倍増え、平均審判処理期間が86日で一般審判に比べて約6カ月早く終わっている。裁判所に訴訟中、もしくは検察・警察に立件された事件が90%以上、個人または中小企業の請求比率が77%であり、社会的弱者である個人・中小企業に大きく役立っていることが分かる。

一方、優先審判の対象は既に拒絶決定不服審判があった出願に対して取消審決後再び請求された拒絶決定不服審判、発明(考案)の名称のみ訂正する訂正審判、薬事法による再審査期間の満了日があまり残っていない審判などを優先審判の対象として追加し、従来権利範囲確認審判という理由だけで優先審判処理していたものを侵害紛争の事前または予防段階で活用するため、警告状などで疎明した審判にその対象を変更することで迅速な処理が求められる審判に審判資源を集中させた。



＜図Ⅱ－2－1＞迅速審判の標準プロセス



＜表Ⅱ－2－3＞2016年迅速・優先・一般審判の審決件数

2016年審決	特許・実用新案	商標・デザイン	合計
迅速審判	250	136	386
優先審判	851	285	1,136
合計	1,101	421	1,522

注) 商標・デザインは多類商標・複数デザイン基準

### 3. 企業負担の軽減に向けた特許無効制度改善の推進

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 カン・ウォンギル

#### イ. 推進背景及び概要

企業の経済活動において特許、商標など無形の知的財産権が占める比重と重要性が日増しに増えていることから、知的財産権関連紛争も急速に増えつつある。そこで知的財産権紛争が発生した時にそれを如何に合理的かつ効率的に解決できる制度を持っているかは国家経済的にも非常に重要である。特に、特許無効紛争当事者の大半が資金や専門人材の足りない中小企業や個人である韓国の状況を踏まえると、迅速の紛争解決制度の必要性はより大きいと言える(2015年特許無効紛争において中小企業または個人が当事者である比率は88.5%に達している)。

しかし、今の韓国の特許無効制度は構造的な特徴によって特許紛争が長期化する余

地があり、企業の負担が増える恐れがあると指摘されてきた。現在は特許無効審判が終わった後も特許裁判所段階で新しい証拠の提出が自由であるため、紛争が審判段階でまとまらず訴訟につながって長期化する傾向がある。

特許審判院に全ての証拠が提出されず、特許審判院の判断が裁判所でひっくり返されやすく、したがって予測可能性も低くなり、不服訴訟提起率が高い状況である(2015年不服訴訟提起率が無効審決に対しては31.8%であることに比べて、有効審決に対しては60.7%である)。さらに新しく提出された証拠に対して特許裁判所の1回の判断だけで無効になる場合、最高裁判所への上告率も高くなり、紛争解決がより遅れる問題もあった(2005年から2015年まで特許審判院の有効判断が特許裁判所で無効にひっくり返される場合の最高裁判所上告率は61%であり、他の場合の上告率が40%台であることに比べて高い)。

また、裁判所段階で新しい無効証拠提出が許されたことで、防御権という観点から特許権者が特許の内容を変える訂正審判も認められているが、それによって無効事件が最後局面に入っても訂正審判で争いの対象を変えればそれまでの無効判断が無効化され、手続きが繰り返されるため、紛争が長期化して企業の負担も増えている。

一方、米国、日本、中国など主要国の場合、全ての無効証拠の提出と特許の訂正が審判段階で行われるようになっており、裁判所は審判院の技術的判断を反映して判決することで紛争を速やかに解決し、費用を減らして企業の負担を軽くしている。

したがって韓国も特許無効紛争による企業の負担を減らすためには国際的な流れに歩調を合わせた特許無効制度を運営する必要がある。そこで、特許庁は2015年下半期から特許無効制度に対する政策的・法理的な検討とともに制度改善に向けた対外的な議論を本格的に推進した。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許紛争を迅速かつ効率的に解決するための政策的・法理的な検討を通じて、特許

庁は全ての無効証拠を審判段階から提出させるが、裁判所段階で新しい証拠提出は審判段階で提出できなかった正当な理由がある場合などのように例外的な場合のみ認め、裁判所段階における訂正審判請求も制限する方向に制度改善の方向を設定した。そして、特許制度統合説明会などを通じてこのような特許無効制度改善の必要性と制度改善方向を積極的に説明するなど対外的に議論を広げた。

また、2016年5月には「2016知的財産国際コンファレンス」を開催し、韓・米・日の知的財産関連主要人物300人余りが出席した中、各国の特許無効審判・訴訟制度の動向と運営事例を共有し、合理的な制度改善策を模索する場を設けた。米国と日本はともに無効証拠の提出時期を審判段階に制限し、裁判所は特許審判院の技術的判断を尊重する国である。米国は2012年にこのような無効審判(IPR)制度を導入して訴訟費用と期間を短縮し、日本は1976年最高裁判所判決以後このような制度をこれまで安定的に維持している。

一方、特許無効制度の改善に対する議論が広がり、国会産業通商資源委員会も強い関心を示し、2016年8月には「特許無効審判・訴訟制度、中小企業のための道は何なのか」というテーマで国会公聴会(ホン・ウィラク議員主催)が開催された。その公聴会では制度改善を推進する特許庁側とそれに反対する裁判所側の立場が激しく対立した。裁判所側は無効証拠の提出時期を審判段階に制限すると訴訟中に新しい証拠を後になって発見した場合審判を再び提起しなければならないためにむしろ紛争が長期化する恐れがある点と、裁判所段階での証拠提出機会を遮断するのは憲法による法官によって裁判を受ける権利を侵害するという理由で制度改善に反対した。一方、特許庁を始めとする制度改善に賛成する側は特許訴訟は、一般訴訟と違って高度の技術専門性が必要な領域であるため、審判から全ての技術検討と攻防を経るほうが争点の迅速な整理と予測可能性を高め、最終的には迅速な紛争解決に有利であるという立場である。また、制度改善後も裁判所は特許審判院を経た全ての証拠に対する事実判断をするので裁判請求権侵害の問題がなく、全ての証拠に対して審判を経るようにしている米国、日本、中国などでも違憲問題はないという立場である。

このように特許無効制度の改善に対する議論は賛否両論があり、今も進行中である。

特許庁は制度改善に対する議論が本格的にスタートしただけに、韓国が合理的な特許無効制度が備えられるよう持続的に取り組んでいく予定である。そのための綿密な公論化過程と司法部との緊密な協議もまた持続的に推進していくべき課題である。

#### ハ．評価及び発展方向

「2016年知的財産10大ニュース」に「特許無効審判・訴訟制度の改善議論」が選定されるなど「2016年は特許無効制度の改善が社会的に大きな話題となった年であった。主要国の特許紛争制度動向を調べ、利害関係者が多様な意見を提示し、合理的で効率的な特許無効制度に対して深く考えてみる議論が本格的に展開されるようになった。

このような議論は特許紛争時の企業負担を減らすため、さらに特許制度の先進化と特許ハブ国家への跳躍に向けて持続的に続けていくべき課題である。また、望ましい制度を模索するにあたって、如何なる制度が紛争をより早く正確に解決できるのか、そして特許審判院と裁判所の効率的な運営に役立てるのかなどを総合的に考慮しなければならない。韓国企業と特許制度が世界市場に融合していくためには既存制度とこれを構成する認識そのものを変える努力も必要であろう。

今後企業負担を減らすための特許無効制度改善に対するコンセンサスが形成され韓国も国際的な流れに適した合理的で効率的な特許無効制度が整られることを期待している。

#### 4. 韓・中・日の審判分野交流協力基盤の強化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユン・チョンヒョン

#### イ．推進背景及び概要

北東アジア地域がグローバル経済の中心として浮上し、知的財産権分野における韓・中・日3国の役割と協力の必要性が大きくなっている。また、全世界において知

的財産権紛争が増えていることから、知的財産権紛争の予防と効率的な解決策を探すための努力と国家間協力の必要性も同時に増加している。

そこで特許審判院は中国・日本など韓国企業の進出が活発で、知的財産権紛争の増加が予想される国家を中心に審判分野の協力を持続的に発展させることで、現地における韓国企業の知的財産権紛争を予防し、迅速・正確な紛争解決を通じて保護できる環境作りに取り組んでいる。

中国、日本などとの審判分野の国際協力は審査分野より相対的に後れて始まったが、韓・中・日3国が参加した審判専門家会合、審判官交流、審判制度比較研究など多様な協力プログラムを基に審判品質の向上に向けて3国間協力を持続的に拡大している。

#### ロ．推進内容及び成果

審判分野の協力は2010年韓・日特許庁長官会合の合意によって、2010年から毎年韓・日審判専門家会議を開催することでスタートした。韓・日両国は審判専門家会議を通じて両国の審判制度に対する情報交換を通じて相互理解を深め、両国審判制度の違いと長・短所を分析することで自国の審判制度を改善・発展させるために取り組んでいる。

特許審判院は日本との二国間協力の推進に引き続き、2012年韓・中・日特許長官会合で3国が参加する審判専門家会体の新設を提案し、2013年8月日本で第1回会議を開催して以来、毎年日本、韓国、中国が順次に会議を開催している。特に、2016年には韓国で知財権ユーザーグループを対象に3国の審判制度に対する理解増進に向けた「韓・中・日知財権審判制度コンファレンス」が開かれるなど、3国間の審判分野協力も持続的に拡大している。

一方、2013年日本で開かれた第4回韓・日審判専門家会議では、両国の審査官が相手国の審判院を訪問して口述審理を傍聴し、関連案件について討論する審判官交流会議の実施に合意した。それを受け、同年11月には日本の審判官が韓国特許庁審判院を、

2014年11月には韓国特許庁の審判官が日本審判院を訪問し、韓・日両国口述審理の参観、審判制度の比較・討議などを行った。また、韓・日審判官交流会議は2015年に韓国で初めて韓・中・日審判官交流会議を開催されたことで、3国間の効率的な審判官交流協力のため、2016年2月第3回韓・日審判官交流を最後に韓・中・日審判官交流会議に統合された。

中国との審判分野協力は2012年韓・中特許/商標長官会合合意によって2013年3月北京で韓・中特許審判院長会合を開催してハイレベル会合の定例化、審判官の交流、審判情報の交換などを骨子とするMOUを締結し、それを基に2015年4月韓・中審判分野業務計画(Work Plan)に合意した。そして、2016年9月韓国で開催された韓・中特許審判院ハイレベル会合では両国間PPH(特許審査ハイウエー)審査事件の優先審理処理、審理基準・規定などに対する韓・中審判制度の比較研究に合意するなど中国との二国間協力も積極的に推進している。

#### ハ. 評価及び発展方向

日本とは2010年韓・日審判専門家会議を始めに審判官交流などを通じて両国審判院間の定期的な協力体系が構築され、中国とも韓・中特許審判院間の審判分野協力に向けたMOU締結及び業務計画の合意でハイレベル協議体を中心に実質的な協力が可能になった。

特許審判院は今後も韓・中・日審判専門家会合及び審判官交流会議などに積極的に参加し、ユーザーグループ向けの審判制度共同セミナーを開催するなど多様な新規事業を発掘することで韓・中・日3国間協力を持続的に強化していく計画である。また、米国、EU及びその他アジア主要国とも二国間及び多国間協力を持続的に推進していく計画である。

## 第3編 優秀な知的財産の創出・活用促進

## 第1章 核心・標準特許の創出支援

### 第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化

#### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 ペク・ジェホン

最近第4次産業革命が本格的に到来したことで製造業とインターネットの融合、グローバル的な競争が展開され、主要国とグローバル企業は革新を具現した知的財産を競争優位として活用している。技術革命を伴う第4次産業革命において特許情報の活用は国家研究開発事業の効率性を高め、優秀特許を先取りするなど様々な波及効果をもたらすため、持続的に研究開発と特許情報活用の相互補完体系を構築しなければならない。これを基に源泉・核心特許を確保し、技術移転・事業化などにつなげて高付加価値を創出する時、韓国は新しい産業を引っ張っていく競争力を備えられるであろう。

このような状況であるにもかかわらず、韓国は先進国に比べると国家研究開発事業の質的な技術革新成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなげる知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

国家研究開発の予算規模は毎年持続的に増加し、2016年には国家研究開発に投資する予算規模が約19兆ウォンを超えるなど量的には大きく成長した。しかし、政府研究開発特許成果の質的水準を表す優秀特許比率\* (16.0%)は民間部門(17.2%)と類似する水準であるが、外国人(38.3%)の1/2水準にも及ばず、政府R&D米国特許成果の優秀特許比率(10.8%)も全体米国登録特許の優秀特許比率(23.3%)に大きく及ばないなど量的成長に似合う質的成長は達成できていない。

\*PQI (Patent Quality index、OECD提示) 上位3等級(23%)以内特許の比率

このように国家研究開発事業の低い質的水準と効率性を高め、第4次産業革命時代



の新成長エンジンを確保するためには、政府R&D全周期において特許情報を持続的に支援するとともに活用戦略を高度化することが求められる。

国家研究開発事業は課題発掘、企画、遂行、成果管理の段階に分かれ、特許庁は特許情報を活用してその過程で核心優秀特許の創出、重複研究開発の防止など政府R&D効率化及び質的水準を高めるために取り組んでいる

課題発掘段階では国家戦略事業を選定し、核心技術を創り出すための「国家特許戦略青写真の構築・活用」、研究企画段階では特許が先占されていない方向に研究開発を誘導する「政府R&D特許技術動向調査」、課題遂行段階では知的財産観点から研究開発戦略を樹立する「政府R&D優秀特許創出支援」、課題完了後は「政府R&D特許成果管理」事業などを行い、政府R&D政策の樹立及び事業評価を支援している。

<図Ⅲ-1-1> 国家研究開発の段階別特許情報活用支援状況(2016)

R&D 段階	課題発掘	研究企画/ 課題選定	課題遂行	課題完了及び 事後管理段階
特許 技術 調査 分析 事業 内容	国家特許戦略青写真の構築・活用	<研究企画時> 特許動向調査	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許戦略支援)	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許設計支援)
		<課題選定時> 先行特許調査		政府R&D特許成果管理 (特許成果の調査・分析 保有特許診断支援)

## 2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援

### イ. 国家特許戦略青写真の構築・活用

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 ペク・ジェホン

## 1) 推進背景及び概要

第4次産業革命に備えた国家技術競争力を高めるため、未来有望技術を発掘して集中的に投資することが求められており、先進国は既に未来主導権を確保するために政府レベルで中長期計画を立てて国家戦略事業を選定し、革新技術の導出に力を入れている。

このように第4次産業革命時代に対応するため、知的財産権観点から優秀特許の創出が可能な有望技術を発掘し、技術先取り戦略を樹立する必要がある。政府のR&D投資拡大政策の結果、特許の量的規模は世界水準に達しているものの、質的水準は相対的に不十分な水準である。源泉・核心特許の不足で知的財産貿易収支は持続的な赤字傾向にある。

現在政府R&D事業の研究開発課題を発掘する際に殆ど専門家の主観的評価(peer review)に依存することで、優秀知的財産の獲得可能性が考慮されない非定量的課題発掘の慣行は政府R&D投資の効率性を大きく阻害している。R&D機関の特許情報分析経験及びインフラ不足によって課題発掘段階で特許情報を活用しようとしても取り入れることが容易ではない。そこで課題発掘のための特許情報分析における知的財産専門機関である特許庁の役割が期待されている。

そこで特許庁は全世界の特許情報データを分析して未来有望技術を発掘する「国家特許戦略の青写真構築事業」を企画し、2012年から推進している。

## 2) 推進内容及び成果

2012年バイオ、モバイル通信、ロボットの3大産業分野を始めに、2013年産業融合、素材、エネルギー、環境、2014年新再生エネルギー、LED/光、農林水産食品、部品、海上航空輸送及び2015年陸上交通、情報通信メディア、半導体、ディスプレイ、電力/原子力、製造基盤分野に対して産業別未来有望技術とその特許先取り戦略を樹立し、

企業体及び政府省庁に提示した。

<表Ⅲ-1-1> 国家特許戦略青写真構築事業の推進対象産業分野

年度	産業分野	
2012年	3分野	①バイオ産業、②モバイル通信、③ロボット
2013年	4分野	④素材産業、⑤産業融合、⑥エネルギー資源、⑦環境/気象
2014年	5分野	⑧LED/光、⑨再生エネルギー、⑩農林水産食品、⑪部品、⑫海上/航空輸送
2015年	6分野	⑬情報通信メディア、⑭陸上輸送、⑮半導体、⑯ディスプレイ、⑰電力/原子力、⑱製造基盤

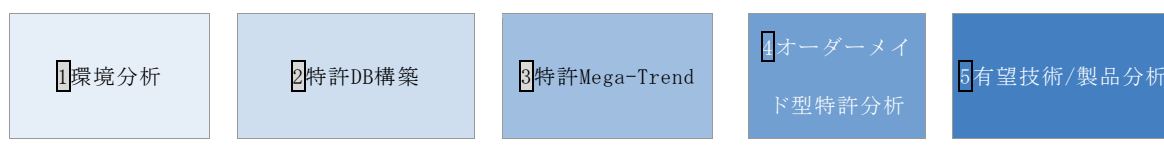
2016年からは2012～2015年まで構築した18大産業分野に対する技術体系と特許を最新の特許データにDB化し、18大全産業分野に対するメガトレンド分析を推進している。

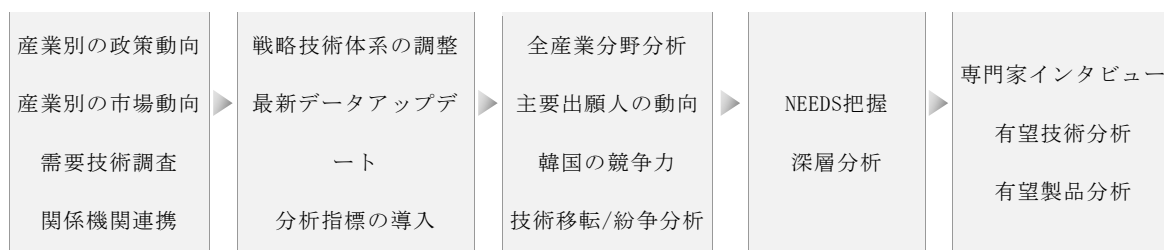
<表Ⅲ-1-2> 国家特許戦略青写真のDB構築状況

区分	IP戦略技術体系				有功DATA
	大分類	中分類	小分類	核心技术	
2012～2015年の構築状況	101	355	1,276	4,160	2,587,659
2016年の構築状況	106	368	1,297	3,943	3,332,534
増減	5	13	21	-217	744,875

全産業分野に対するメガトレンドを基に最近イシュー技術を含めて需要者からのニーズによる技術分野別オーダーメイド型分析を提供し、深層分析を通じて未来有望技術/製品を発掘している。

<図Ⅲ-1-2> 国家特許戦略青写真の構築活用5段階推進プロセス





このような客観的な特許データ分析を通じて未来部、産業部など省庁及び専担機関に提示した特許観点の有望技術が各省庁のR&D企画(候補)課題として反映・活用された。

<表Ⅲ-1-3> 政府R&D企画(候補)課題の活用結果

年度	産業分野	有望R&D課題	企画(候補)課題の活用	備考
2012	バイオなど3つの産業分野	92	24	産業部、福祉部、未来部など
2013	素材など4つの産業分野	133	51	産業部、福祉部、未来部、環境部など
2014	LED/光など5つの産業分野	173	119	産業部、未来部、防事庁、海水部など
2015	ICTなど6つの産業分野	155	85	産業部、未来部、国土部など
2016	18大全産業分野	410	236	産業部、未来部、国土部などR&D省庁
	小計	963	515	-

### 3) 評価及び発展方向

2015年事業結果最終報告書を大学・公共研究所及び民間企業に配布し、活用度を調査(2016.12)した結果、93.2%が有効活用されたことが分かった。

また、技術金融と連携して政策金融の支援に向けた新成長共同モデルを支援し、中小企業の技術信用評価の根拠資料として活用できるように分析結果を提供した。

18大全産業分野の技術体系及び約330万件の特許DBを体系的に活用するために2016

年に国家未来特許分析センターを開所し、政府及び民間の研究開発戦略を支援するように特許データ基盤のメガトレンド及び需要者オーダーメイド型分析支援を拡大する計画である。

<図Ⅲ-1-3> 国家未来戦略特許分析センター



ロ. 政府R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 チョン・ユジン

1) 推進背景及び概要

特許庁は国家研究開発事業の結果として生み出された新技術を研究開発の企画段階から知財権の獲得につなげ、市場でより高い経済性が確保できるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化に向けた特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として2005年から特許技術動向調査事業を試験的に実施した後、各省庁の国家研究開発事業の企画及び課題選定過程において特許動向調査及び先行特許調査を支援した。

特許動向調査は未来創造科学部、産業資源部など研究開発遂行省庁が中長期、大型研究開発事業を展開する際に研究企画段階で開発中の技術と関連する特許動向及び特許確保可能性を分析・提供することで特許が先取られていない方向に研究開発を誘導することを目的としている。そして、先行特許調査は課題選定過程において課題内容と関連して同一・類似する特許の存在有無を調査・提供して重複投資を防止することを目的としている。

現在政府R&D課題企画の際、特許同呼応調査と課題選定の際に先行特許調査は大統領令である「国家研究開発事業の管理などに関する規定」第4条第2項、第7条第3項第11号及び第16条第5項にその内容が規定されている。

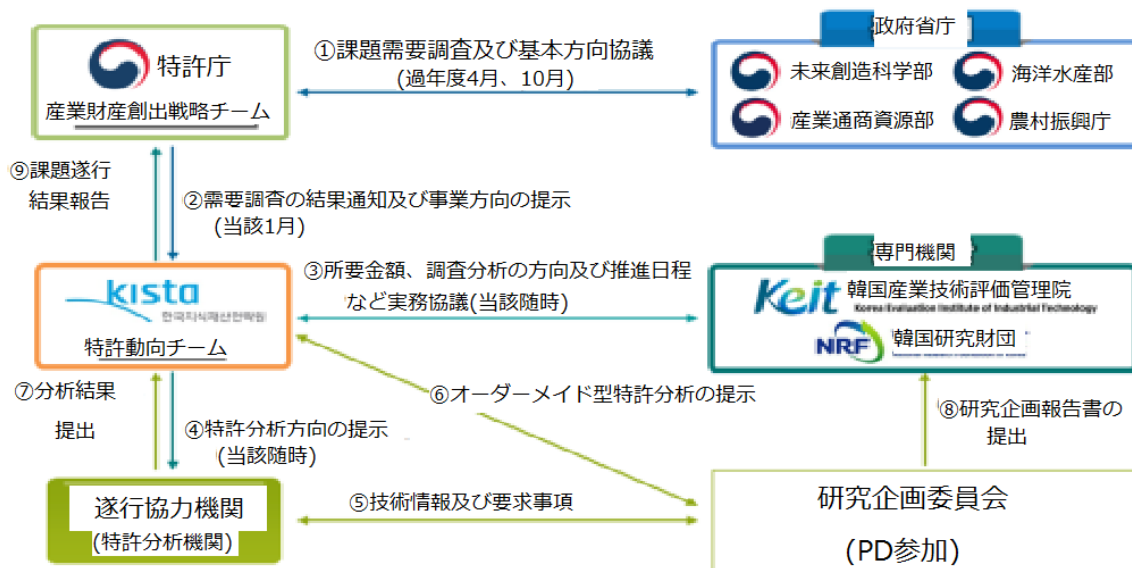
## 2) 推進内容及び成果

### イ) 国家研究開発事業の研究企画時の特許動向調査

特許庁は国家研究開発省庁との協議の下で特許動向調査を支援する事業及び課題を確定した後、特許動向調査の結果物を該当機関に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2014年723課題、2015年751課題、2016年16省庁741課題に対して研究企画段階の特許動向調査を実施した。

<図Ⅲ-1-4> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



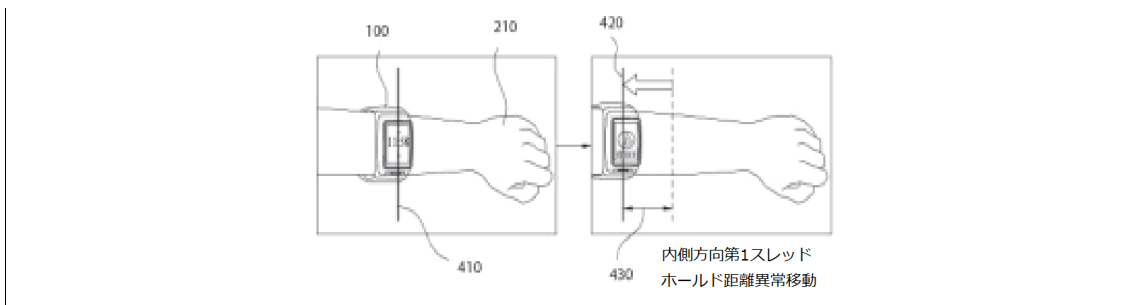
2016年度国家研究開発事業の課題企画担当者を対象に実施したアンケート調査の結果、特許動向調査報告書を研究企画の際に活用して企画方向を変更した修正率が60.5%であることが分かった。

<表Ⅲ-1-4> 国家R&D研究企画時の特許動向調査支援状況

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
R&D省庁(個)	11	13	16	16	16	16	16	16
特許動向調査(件)	413	558	694	735	703	723	751	741

<代表活用事例>

- ・(事業名) 2016年未来創造科学部情報通信・放送研究開発事業
- ・(研究課題名) ウェアラブルデバイス
- ・(特許動向調査の結果) ウェアラブルデバイス入力装置を音声認識で提案した技術の先行重複特許が多数存在する。
- ・(活用内容) 差別化したジェスチャー認識を追加で取り入れる(音声と手の動き、生体認識システム)方向に企画を変更、重複研究を防止。

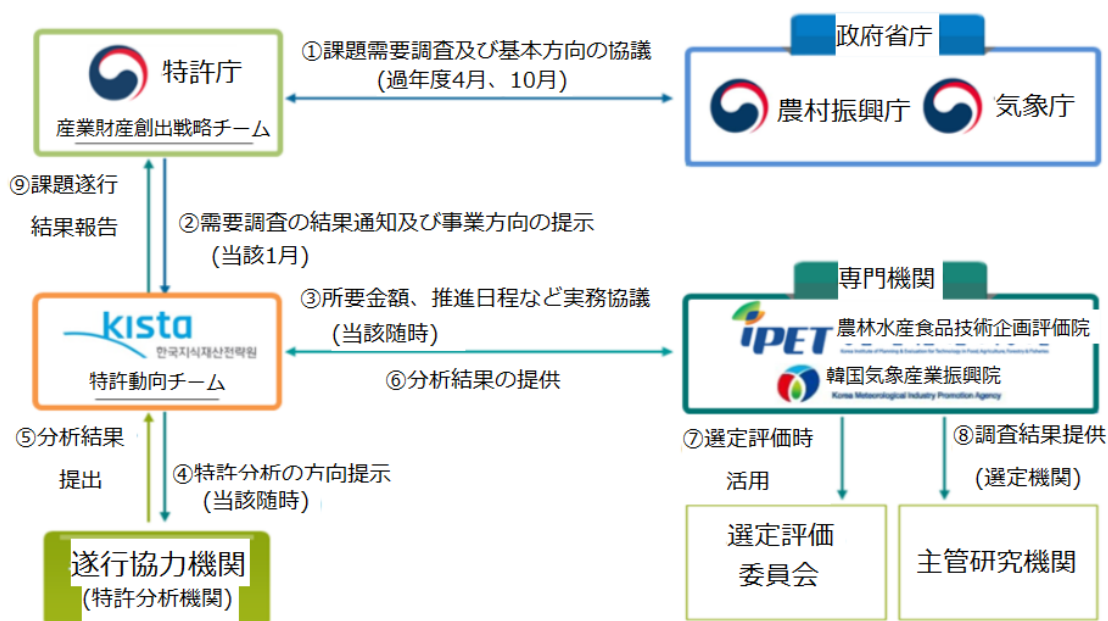


ロ) 国家研究開発事業の課題選定時の先行特許調査

先行特許調査は短期、小型研究開発事業においてボトムアップ(Bottom-up)方式で研究する課題を選定する際、該当分野の先行特許などを事前に調査することで研究開発の結果が重複することを未然に防ぐために推進された。特許庁は各省庁に「先行特許結果報告書」を提供し、各省庁は研究課題の選定評価にこれを反映して支援課題を選定することで、先行技術を考慮した研究開発を通じて効率性の向上を図っている。

2014年には2,491課題、2015年には2,078課題、2016年には2,372課題に対して課題選定/段階評価時の先行特許調査を支援した。

<図Ⅲ-1-5> 課題選定時における先行特許調査の推進体系





2016年度に国家研究開発事業の課題選定評価担当者を対象に実施したアンケート調査の結果、先行特許調査報告書を評価に活用した引用率が90.1%であることが分かった。

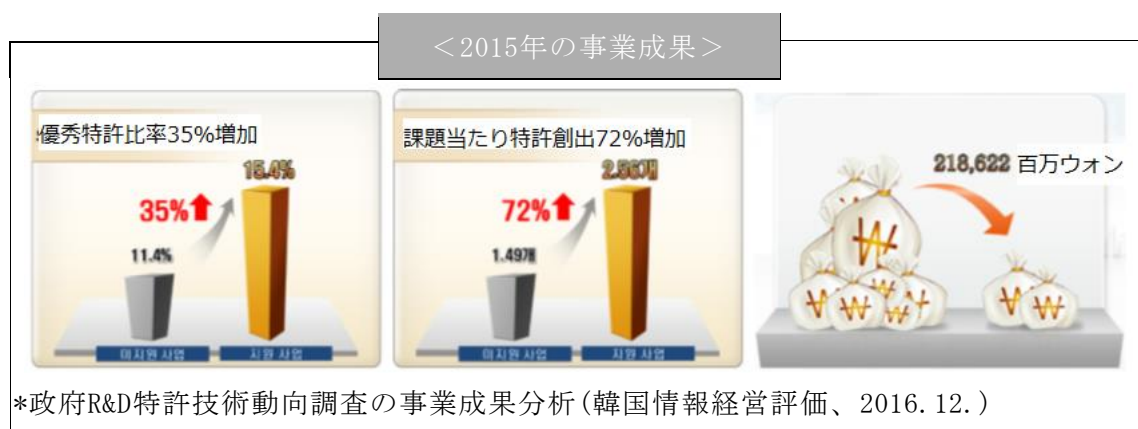
＜表Ⅲ－1－5＞国家R&D課題選定時の先行特許調査支援状況

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
R&D省庁(個)	11	13	16	16	16	16	16	16
先行特許調査(件)	3,599	2,777	3,730	2,914	3,182	2,491	2,078	2,372

### 3) 評価及び発展方向

韓国情報経営評価が特許技術動向調査2015年の事業成果を分析した結果、2,186億ウォンの国家研究開発予算節減効果が発生し、事業支援を受けた国家研究開発事業は支援を受けていない国家研究開発事業に比べて1課題当たり特許創出が72%増加し、その中でも優秀特許の比率も35%増加したことが分かった。

＜図Ⅲ－1－6＞政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析



現在「国家研究開発事業の管理などに関する規定」によれば特許動向調査は応用及び開発研究段階及び基礎研究段階の国家研究開発事業を新規に企画する場合は義務付けられている。しかし、出捐研主要事業課題選定の基準に先行特許の検討が反映されておらず、特許庁先行特許調査を活用した事例が多くないのが現状である。2017年に

は公共機関及び地方自治体が進める研究開発課題など非義務化領域とともに研究者を直接支援するなど国家研究開発全般に支援を拡大する計画である。

### 3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

#### 1) 推進背景及び概要

政府R&D予算は2009年12.3兆ウォンから2016年19.1兆ウォンの予算が投入されるなど、政府R&Dの成果を高めるために毎年投資が拡大されつつある。

\* 政府R&D予算の拡大(兆ウォン)：(2011)14.9→(2012)16.0→(2013)16.9→(2014)17.8→(2015)18.5→(2016)19.1(未来創造科学部)

このような持続的な投資拡大によって政府R&Dを行う韓国の大学・公共研の特許生産性(R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数)は大きく伸び、海外研究機関に比べると非常に高い。

\* 特許生産性(件/10億ウォン)：韓国1.49(2015年)、米国0.25、日本の大学0.32(以上2014年)

しかし2011～2015年間政府R&Dを通じて登録された国内特許の質的分析の結果、政府R&D特許の質的水準を示す優秀特許の比率(PQI基準16.0%、SMART基準12.4%)は外国人特許の優秀特許比率(PQI基準38.3%、SMART基準42.0%)に比べて不十分であることが分かった。

<表Ⅲ-1-6> 国内登録特許の質的水準の比較

区分	PQI <sup>9</sup> 優秀特許比率	SMART <sup>10</sup> 優秀特許比率
----	-------------------------	----------------------------

<sup>9</sup> PQI：OECDで使われる特許品質指標で、技術的・経済的価値を総合的に測定

<sup>10</sup> SMART：韓国発明振興会のオンライン特許評価分析システムを通じて算出された指標

政府R&D	全体	16.0	12.4
	海外ファミリー特許がある場合	27.3	28.5
民間R&D	全体	17.2	12.1
	海外ファミリー特許がある場合	30.6	37.3
外国人		38.3	42.0
国内全体平均		22.4	19.5

そこで、特許庁は大学・公共研究機関で行われている政府R&D課題を対象に活用度が高く、お金になる強い特許が確保できるよう知的財産権観点からの研究開発戦略と研究結果に対する特許設計を支援する「政府R&D優秀特許創出支援事業」を遂行している。

## 2) 推進内容及び成果

「政府R&D優秀特許創出支援事業」は「政府R&D特許戦略支援事業」と「政府R&D特許設計支援事業」で構成されている。

2012年からスタートした「政府R&D特許戦略支援事業」は大学・公共研究機関で行われる政府R&D課題を対象に既存特許を深層分析し、優秀特許が確保できる研究開発方向を示し、立ちはだかる障壁特許に対応するための戦略と特許ポートフォリオの構築戦略などを提供する事業であり、2016年度には78課題を支援した。

そして、研究開発の結果を特許紛争に強くて活用度も高い高付加価値特許として完成するため、2016年から新たにスタートした「政府R&D特許設計支援事業」は主に研究開発完了時点にある政府R&D課題を対象に最適な国内・外特許明細書の作成を支援する事業で、2016年には56課題を支援した。

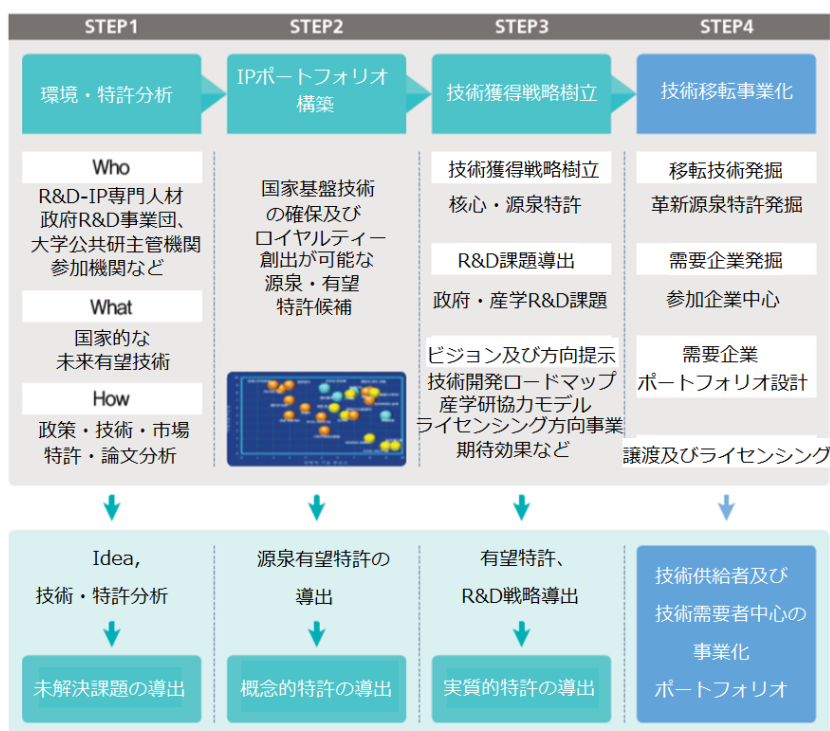
### <表Ⅲ-1-7> 政府R&D優秀特許創出支援事業

区分		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
支援課題		59	68	78	80	134
支援対象 機関	大学	16	5	16	13	44
	公共研	35	50	47	50	82
	その他	8	13	15	17	8

\*政府R&D優秀特許創出支援事業の場合、政府R&D特許戦略支援事業(2012～2016)と政府R&D特許設計支援事業(2016)で構成

具体的な成果を見ると「政府R&D特許戦略支援事業」を通じて優秀特許が確保可能な研究開発方向に関する提案304件を支援し、特許ポートフォリオ構築戦略を536件支援し、障壁特許対応戦略を1,239件支援した。「政府R&D特許設計支援事業」では315件の技術に対する技術性・市場性・特許性を評価して等級の低い技術を除外することで最適な権利範囲を設計し、276件の特許を創出した。

<図Ⅲ-1-7> 政府R&D優秀特許創出支援事業の支援プロセス



< 政府R&D特許戦略支援事業 >



＜政府R&D特許設計支援事業＞

### 3) 評価及び発展方向

2016年「政府R&D優秀特許創出支援事業」は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高めると同時に、技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献し、大学・公共研究機関の研究者から高い満足度を獲得した。2012～2015年間「政府R&D優秀特許創出支援事業」を通じて創出された特許の成果を追跡調査した結果、政府R&D平均に比べてSMART優秀特許比率は33%高く(11%対比14.6%)、1課題当たり技術移転も2.1倍(9.2%対比19.0%)活発で、技術移転契約当たり技術料収入も2.6倍(54百万ウォン対比143百万ウォン)高く、事業を通じて創出された特許の質的水準と産業界での活用価値が高いことが分かった。

今後「政府R&D優秀特許創出支援事業」は異なる分野を融合する核心となる技術に対する特許の重要性が増していることから、第4次産業革命分野に該当する課題に対して優先順位をつけて支援する予定である。

また、企業ニーズとは無関係の大学・公共R&D課題から創出される特許の場合、技術移転・事業化が活用され難い点を克服するため、選定段階から中小企業のニーズがある課題を優先的に発掘し、「政府R&D優秀特許創出支援事業」を通じて課題企画、研究遂行、技術移転・事業化までのR&D全過程を支援する計画である。

#### 4. 政府R&D活用・管理段階における特許成果総合管理

##### イ. 政府R&D特許成果の調査・分析

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 ペク・ジェホン

###### 1) 推進背景及び概要

政府研究開発(以下R&D)の予算は2003年6兆5,154億ウォンから2016年19兆942億ウォンに大きく増加している。このように政府R&D予算規模の増大によって、R&D投資効率性に対する政府の関心もまた高まっている。そこで韓国政府は益々大型化・融複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理体系の構築に向けて1998年から国家科学技術審議会(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるため、国家研究開発事業で発生した特許成果の量的・質的水準及び活用状況を分析し、それと関連して示唆する点などを導出してその結果を毎年国家科学技術審議会に報告するなどR&D省庁及び機関などに普及している。

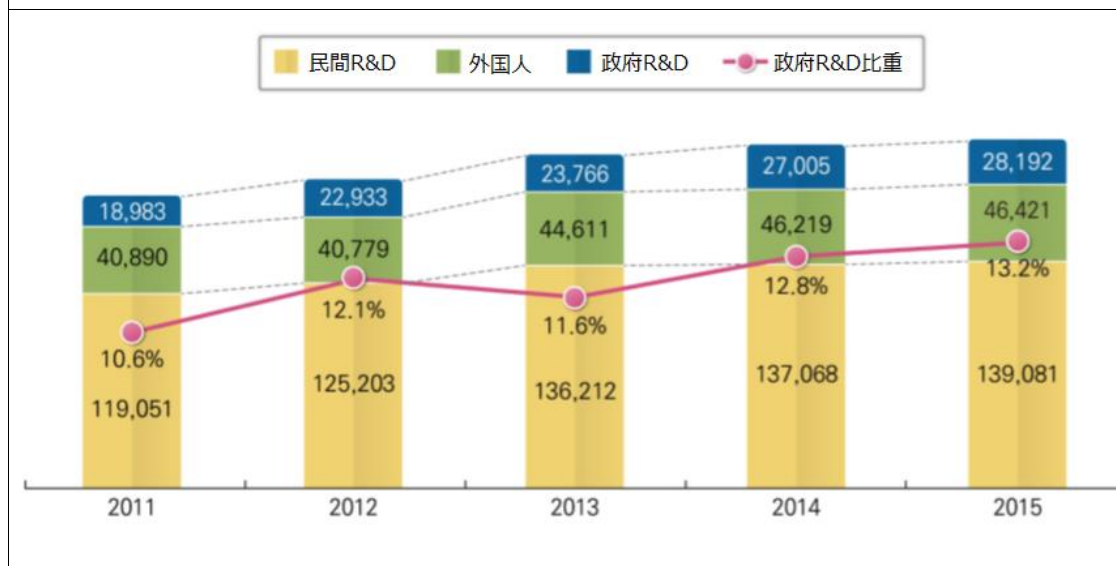
###### 2) 推進内容及び成果

政府R&D政策樹立及び事業評価を支援するとともにR&D事業の効率性を高めるため、2015年度政府R&D特許成果を省庁別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度から分析し、2011～2015年に国内及び外国に登録された政府R&D特許に対してPQI(Patent Quality Index、特許品質指数、OECD基準)を活用した特許品質測定及び専門家分析を通じて質的水準を分析した。

<図Ⅲ-1-8> 2010～2015年政府R&D特許成果に対する主要分析結果

・(量的成果) 政府R&Dから生み出された国内出願は2011年18,983件から2015年28,192件へと年平均10.4%増加、特許生産性は海外研究機関より高い水準

<内国人の特許出願状況及び政府R&Dの比重>



\*特許生産性：R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数

・(質的成果) 国内全体の政府R&D特許の質的水準(16.0%)は民間R&D(17.2%)と類似する水準である。

区分	政府R&D	民間R&D	外国人	平均(%)
PQI	16.0	17.2	38.3	22.4
SMART	12.4	12.1	42.0	19.5

大学・公共研が政府R&Dを通じて創出した特許を如何に活用しているかについて、特許成果活用実態を調査・分析した結果、政府R&D特許成果の活用実績は持続的に改善していることが分かった。政府R&D特許が含まれた技術移転契約件数は最近5年間年平均20.4%ずつ持続的に増加し、2015年には3,083件の技術移転契約が締結された。契約1件当たり技術料(入金額基準)は政府R&D特許が含まれた契約は30.3百万ウォンで、全体技術移転契約22.3百万ウォンに比べて高かった。

<表Ⅲ-1-8> 契約年度別技術移転契約件数の状況

(単位：件、%、百万ウォン)

契約年度	2011	2012	2013	2014	2015	合計	比重	年平均	1契約当

区分							*	増加率	たり入金 額
総技術移転契約件	3,734	4,327	5,021	6,453	8,067	27,602	100.0	21.2	22.3
特許を含む契約件	2,013	2,209	2,367	2,971	4,088	13,648	49.4	19.4	27.0
政府R&D特許を含む契約件	1,468	1,603	1,709	2,201	3,083	10,064	36.5	20.4	30.3

\*総技術移転契約件対比の比重

### 3) 評価及び発展方向

特許に対する国内登録特許情報と状態情報、質的分析情報及び特許成果活用情報などを機関が簡単に利用できるよう、リアルタイム照会・検索などが可能なR&D省庁及び専門機関オーダーメイド型管理サービスを構築した。また、研究者成果提出負担の緩和、成果報告漏れ防止などのために政府R&D特許成果の提供範囲を現行の国内登録特許から海外特許などに拡大していく予定である。

政府R&D特許成果調査・分析時点において特許庁が確認した特許成果は成果提出を省略させる制度的な基盤(2016年)を整え、2017年から政府R&D特許成果分析の活用性を高めるために成果分析の結果を年2回公開する予定である。これは特許成果の調査・収集(2月)、検証(3月～5月)及び寄与率調整(7月)プロセスを経て最終確定された特許成果を基に毎年12月に発刊する方法から寄与率が確定されていない時点で暫定統計(5月)を発表する方法に変えたもので、R&D政策及び事業企画に活用できるように提供する計画である。

#### ロ. 公共機関保有特許の診断支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 チョン・ユジン

#### 1) 推進背景及び概要



政府は国家レベルの技術革新能力を強化するために持続的にR&D規模を拡大している。政府R&D事業で創出された特許成果のうち2/3以上が大学・公共研が創出した特許で、韓国R&Dにおいて大学・公共研は非常に重要な役割を果たしている。

＜表Ⅲ－1－9＞2011～2015年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況

(単位：件、%)

区分 \ 年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	合計	比重(%)
大学	7,869	9,213	9,034	11,415	12,982	50,513	38.6
公共研	6,285	7,468	7,749	7,705	7,717	36,924	28.2
企業	6,381	8,188	8,728	10,122	10,086	43,505	33.2

しかし、大学・公共研の政府R&D特許成果のうち企業に移転される特許の76.7%が登録されてから3年未満の特許であり、登録されて3年以上になれば産業界において活用性が落ちていることが分かった。

＜表Ⅲ－1－10＞政府R&D特許の登録年次別移転状況

(単位：件、%)

区分	登録前	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次 以上
特許移転件数	12,944	3,656	2,256	1,963	1,250	794	727	495	343	183
比重	52.6	14.9	9.2	8.0	5.1	3.2	3.0	2.0	1.4	0.7

※大学及び公共研で2006～2015年に企業に技術移転された政府R&D特許のみを対象とする。

このような現象が長期化する場合、機関は特許維持料に対する経済的負担を抱えることになり、特許活用に向けた戦略的な努力もなく権利を放棄してしまう。

そこで、特許庁は公共機関が保有している未活用特許を分析・診断することで、特許を管理・活用するための戦略をコンサルティングし、これを通じて政府R&D特許成果の活用性向上に向けた取り組みとして公共機関保有特許診断支援事業を2016年試験的に推進した。

## 2) 推進内容及び成果

特許庁は2016年4つの公共研究所及び6つの大学を選定して保有中である特許の質的優秀性と活用可能性を診断し、それによる機関レベルの総合的な特許管理・活用戦略を試験的に支援した。

本事業は該当機関のニーズ、環境及び特許動向分析を実施する第1段階と機関の個別特許及び核心技術を診断して特許管理・活用戦略を樹立する第2段階で構成される。

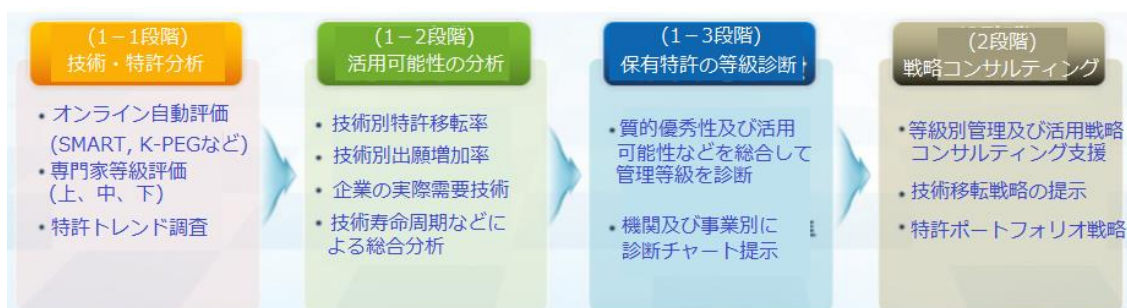
第1段階では該当機関が保有する特許の出願・登録状況及び法的状態、技術移転有無などを含む特許管理状況を把握し、機関の特性を考慮した機関固有の技術体系を構築し、技術別・主要発明者別の特許動向を分析する。

第2段階では特許診断を通じて等級を付与し、核心技術分野を導出した後、深層的なトレンド分析を実施し、保有特許管理・活用戦略を提示する。

これを通じて2016年には機関が保有する3年以上の未活用登録特許5,899件を対象に44の核心技術分野を導出し、深層分析を実施して特許の管理・活用戦略を樹立した。

各機関では樹立された戦略を機関保有特許の全般的な水準診断に優先活用し、特許ポートフォリオの補強構築、技術移転戦略の樹立などに活用できる。

<図Ⅲ-1-9> 公共機関保有特許診断支援のプロセス



### 3) 評価及び発展方向

特許庁は2017年公共機関保有特許診断支援事業を本格施行し、需要者中心に事業を改編することで事業の支援タイプ及び内容を多角化する計画である。

また、支援対象に適した分析規模及び支援内容を規定し、支援モジュールを細分化して提示することで、該当機関の状況に適したタイプが選択できるようにマニュアル化する計画である。

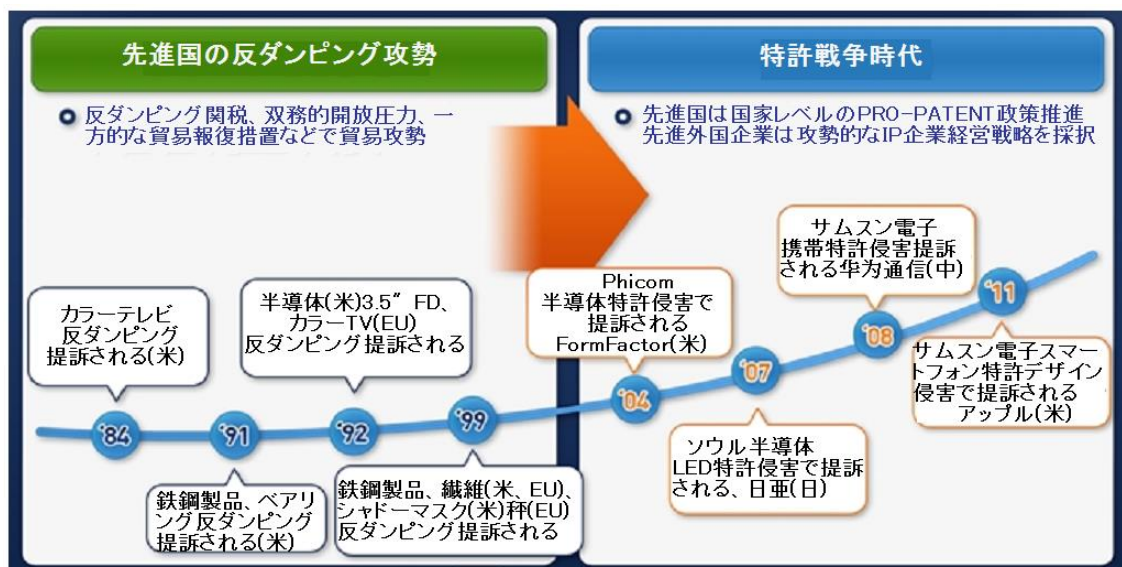
## 第2節 IP-R&D連携戦略の高度化

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・キソク

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産を付加価値創出の原動力となる知的財産の時代である。特許など知的財産権分野が益々重要になるにつれ、今の産業界では熾烈な特許紛争と訴訟が繰広げられている。

<図Ⅲ-1-10> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化



サムスンとアップル、KolonとDuPontの訴訟でもわかるように、知的財産を武器に市場を先取りした企業は競合社を攻撃して収益を上げるなど攻撃的な知的財産戦略を展開している。また、パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社 (NPEs) の特許攻勢も強まるなど今日特許は企業経営の鍵として浮上した。

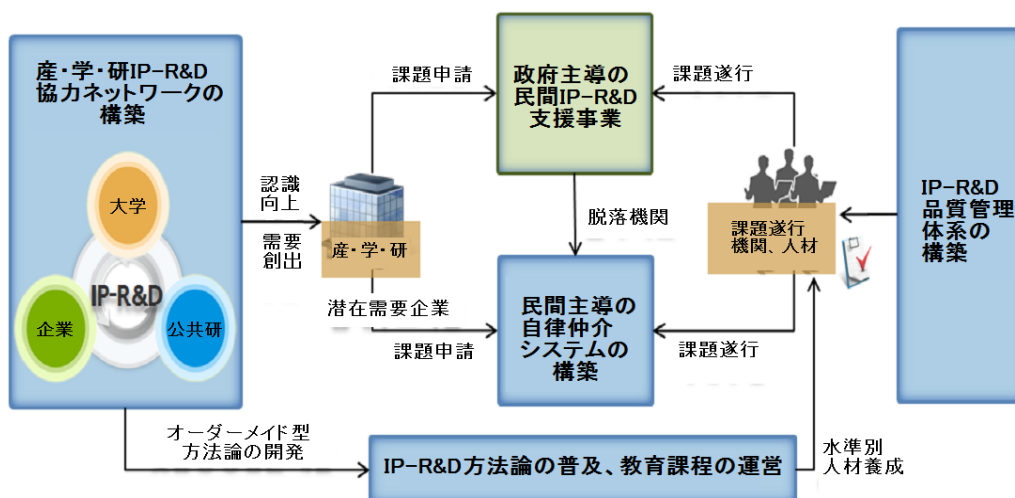
今やこのような特許紛争は大企業に限った話ではない。特許管理専門会社 (NPEs) から提訴された国内の中小・中堅企業の状況を見ると、2008年には5件に過ぎなかったのが2013年には44件に増え、わずか5年で5倍水準にまで急増している。これは特許紛争対象の普遍化及び知財権中心のR&Dが如何に重要であるのかを示す統計と言える。

そこで特許庁は韓国の中小・中堅企業の知的財産競争力を強化するため、2008年から民間IP-R&D戦略支援事業を推進してきた。産業界のR&D現場でオーダーメイド型知財権コンサルティングを通じて新規IPの創出、R&D方向の提示、IPインフラの構築などを支援している。

今年で9年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計1,200社余りの中小・中堅企業を支援し、参加企業から特許経営戦略とR&D戦略の樹立に役立っているという評価を得ている。また、単純に個別企業への支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝えるためにCEO-CTO懇談会、R&D現場訪問、優秀事例共有会、方法論コンテストなどを開催している。特に、2012年には専門担当機関である「IP-R&D拡散支援本部」を設立するなどIP-R&D大衆化に向けた多角的な努力を傾けた。2014年にはIP-R&D大衆化の中心的な役割を担当する民間主導の自律協議体である「知的財産創造企業協議会」が発足して本格稼働に入った。

このように構成されたインフラを基に2016年には知財権と連携した研究開発戦略支援、グローバル技術革新IP戦略開発、消滅特許の公共利用拡散支援など企業のR&D現場にオーダーメイド型・密着型IP-R&D支援を積極的に推進した。

<図III-1-11>民間主導によるIP-R&D生態系構築モデル



## 2. IP-R&amp;Dオーダーメイド型支援の拡大

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・キソク

## イ. 推進背景

最近米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が何れも特許侵害関連事件であった事実はこれを裏付けている。

&lt;図Ⅲ-1-12&gt; 主要国の知的財産戦略の推進動向



今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資成長にもかかわらず

ず質的生産性は低かった。

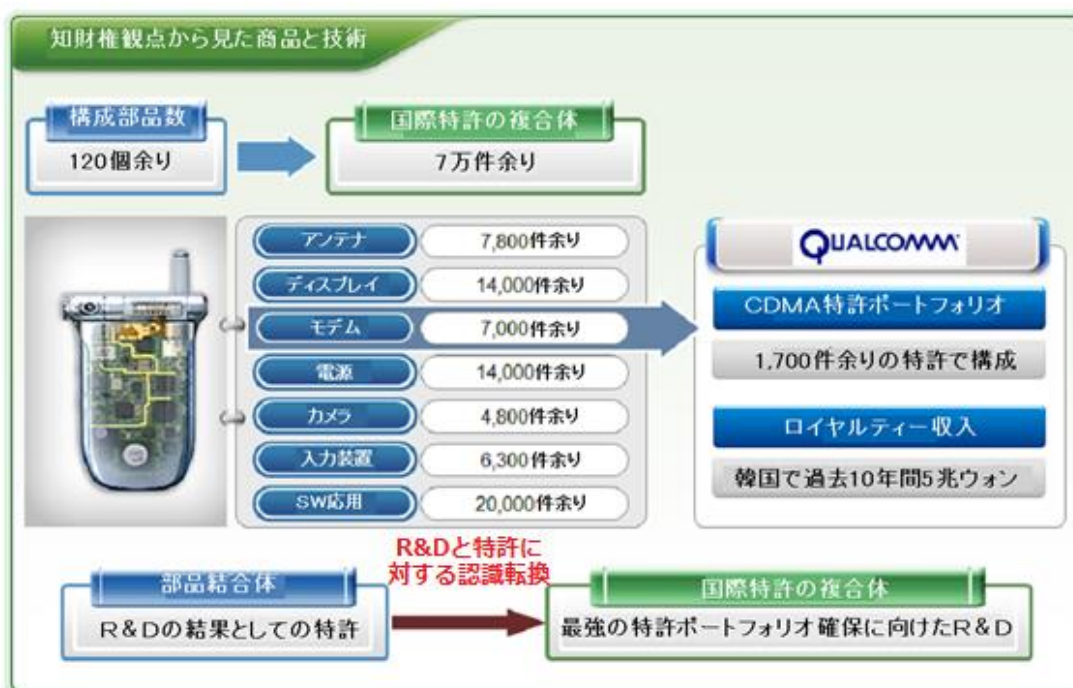
そこで特許庁は2016年度にR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、韓国中小企業が未来有望技術分野の知財権を先取りできるよう「知財権連携研究開発戦略支援」、「消滅特許の公共利用拡散支援事業」を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく技術を予測し、それと連携した強い知財権ポートフォリオとそれを獲得する戦略を提供するものである。

これは製品を「部品の結合体」と見ていた見方に「特許複合体」という観点を追加的に取り入れ、「お金になる強い特許」の獲得及び先取りすることを研究開発の主要目的として定めることである。

<図Ⅲ-1-13>製品と技術に対するパラダイムの転換





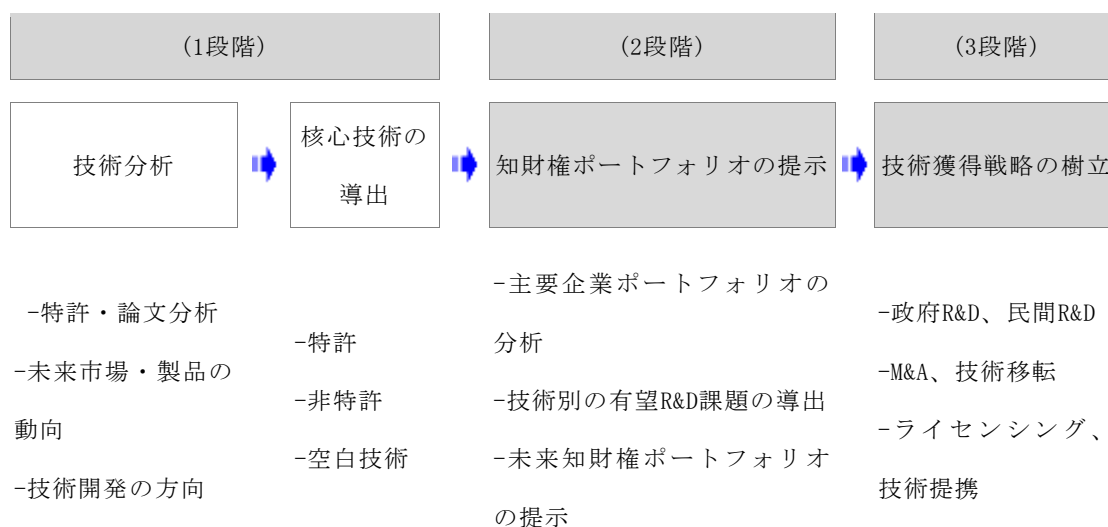
知財権獲得戦略の樹立プロセスは以下のとおりである。

(1段階) 未来市場のニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階) 国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階) 最後に「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、独自R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供することである。

<図Ⅲ-1-14> 知財権中心の技術獲得戦略樹立プロセス



特に、2016年からはかつて対日貿易収支の赤字改善に向けた素材・部品分野中心の支援からIP競争力の向上が必要な多様な産業分野を支援するため、産業協速力の脆弱なルート産業、成長潜在力の大きい製薬産業など全産業分野への支援拡大を推進した。

後方産業(素材部品)、前・後方連携産業(ルート産業)及び製品中心の前方産業(製薬、伝統知識、フランチャイズ、Uターン企業、消費財、ICT)など全産業分野を対象



に計155個の課題を支援し、省庁及び関係機関との連携・協業を通じて疎外産業及び疎外地域の優秀中小企業まで発掘・支援した。

供給者観点の戦略提供中心の事業運営から企業ニーズ、成果などを考慮した需要者中心の支援体系へと改編を推進し、支援タイプを単純化(技術先導型、技術跳躍型)し、成果向上に向けた継続課題の導入、2段階品質管理体系の構築、特許成果中心の成果測定、優秀成果の管理・支援強化及び企業内在化支援体系など様々な改善策を講じた。

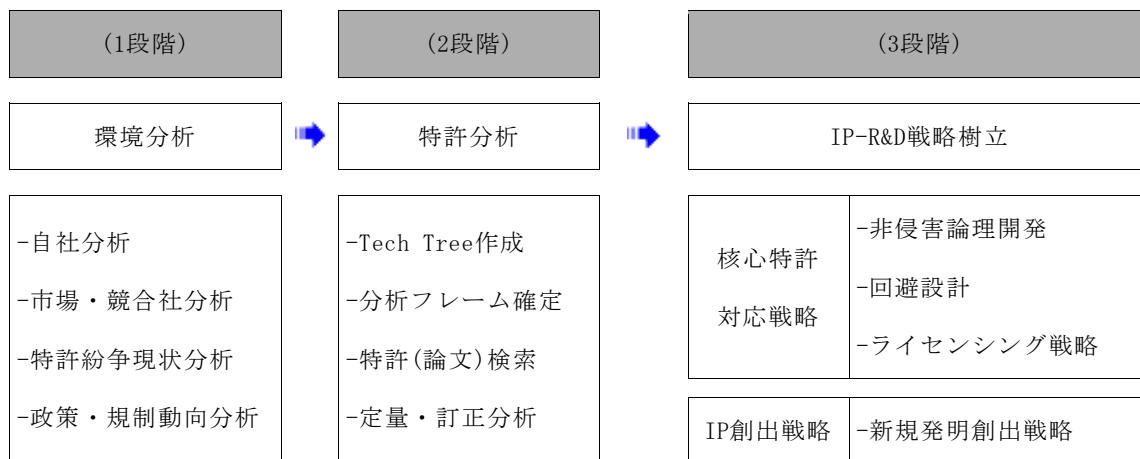
IP-R&D戦略は環境分析、特許分析、IP-R&D戦略樹立の全3段階で構成されている。

まず、環境分析の段階では企業ニーズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を設定し、市場及び主要競合社の分析とともに特許紛争の現状、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

次の特許分析段階では、企業保有技術に対する関連特許及び論文の定量・訂正分析を実施し、それに基づいて主要核心特許を導き出す。

最後に導き出された核心特許に対応するための非侵害論理の開発及び回避設計の実施、新規IPの創出及び有望R&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許DBなどの特許インフラの構築を支援する。

<図Ⅲ-1-15> 知財権連携研究開発戦略支援のプロセス



	-主要特許の導出 -核心特許選定		-既出願特許補強戦略
		R&D方向提示	-有望R&D課題の導出 -事業化方向の設定
		特許インフラの構築	-IP-R&D方法論の教育 -特許分析DBの構築

また、2015年と同様に2016年にも韓国中小企業が消滅した源泉物質特許及びプラットフォーム技術特許を特許紛争の心配なく実現するための消滅特許公共利用拡散支援を推進し、海外に進出するグローバル先進企業の消滅した特許に対するDB構築及び戦略的な分析を通じて新しい市場を開拓し、その技術を商用化することで技術をより発展させる機会を提供している。

特許庁は2016年に計155社の中小企業にオーダーメイド型知的財産権ポートフォリオの構築を支援し、その結果として計2,287件のIP-R&D戦略を導出し、企業のR&D現場に提供した。

<表Ⅲ-1-11>2016年知財権連携研究開発戦略支援事業の実績

(単位：件)

区分	IP獲得戦略 (買入、補強、新規)	核心特許無力化戦略	R&D方向の提示 (事業化、生産性、R&D課題)	ライセンス戦略	特許インフラ構築戦略	合計
140社*	766	774	532	40	175	2,287
平均	5.5	5.5	3.8	0.3	1.3	16.3

\*2016年155課題のうちIP融複合課題(15社)は除外

ハ. 評価及び発展方向

IP-R&D戦略支援を受けた研究開発課題は支援を受けていない課題に比べて特許出願

件数は18.8倍、優秀特許比率は1.7倍、三極特許比率(米国、ヨーロッパ、日本の特許庁に同時出願された特許数)は3.4倍高いなど、事業支援による成果が非常に高いことが分かった。

代表的な成果事例の一つである(株)ポイントエンジニアリングはアルミニウム両極酸化膜技術を基に新市場への進出を模索している中で2013年から「IP-R&D戦略支援事業」に参加した。IP-R&Dを通じて不良率を画期的に下げられる新技術を開発し、それが適用できる新市場分野を発掘して紫外線LED金属基板分野に進出した後、実際製品生産にまでつながり、年間20億ウォンの新規売上をあげている。また、それに満足せず再びIP-R&D事業に参加して小型・低電力ガスセンサーの開発に成功し、スマホ装着ガスセンサー市場にまで進出して約100億ウォンの売上を期待するなど驚くほどの成果をあげた。

これまでの成果を基に2017年度には知財権連携研究開発戦略支援事業に前年比課題数30個、予算19%が増加した185課題、129.5億ウォンを投じて、第4次産業革命の核心分野に対する支援を拡大し、中小企業の新成長エンジンを発掘する予定である。

同時に、産業部、未来部、中企庁などR&D省庁と連携して優秀企業の発掘、事業化などの段階まで協業を推進し、IP-R&D戦略支援の効果を最大に引き上げる計画である。

グローバル特許戦争時代に韓国経済の根幹である中小企業が生き残るためには、政府レベルの支援が切実であり、特許庁は今後もIP-R&D戦略支援を通じて多くの中小企業が優秀な研究開発成果をあげられるよう取り組んでいく。

### 3. IP-R&Dの裾野を広げるための民間拡散の強化

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 チョン・ユジン

#### イ. 推進内容及び成果

特許庁は中小・中堅企業の技術問題を解決するために企業のIP-R&D能力を強化し、インフラ構築のための様々なオーダーメイド型参加チャンネルを構築している。

IP-R&D事業に参加した企業及び産・学・研の関連団体が集まって相互疎通及び協力する民間中心の自律的な協議体である「知的財産創造企業協議会」を運営しながらIP-R&D大衆化に向けた研究と人材養成及び雇用創出のために取り組んでいる。

これまで特許庁は2009年～2016年まで1,714件の課題を通じて企業と大学・公共研などに「IP-R&D戦略樹立支援」コンサルティングを提供し、そこから導き出した方法を基に研究会及び優秀事例共有会の開催、IP-R&D活用書を発刊した。

そして、民間の自律的なIP-R&D生態系作りのためにIP-R&D自律仲介システムを運営し、IP-R&Dサービスを受けようとする参加機関と協力機関間を自律的につなげ、関連情報を提供している。

民間にIP-R&Dの裾野を拡大するため、2016年には需要者の関心分野を研究するIP-R&D勉強会運営などを支援し、多年間のIP-R&D事業遂行ノウハウと特許戦略方法論マニュアルを取り入れ、中小企業のための「知的財産観点の解法ガイド」を発刊した。

2016年4月には第2回知的財産創造企業協議会総会を開催し、特許長官、協議会議長など425人の関係者が参加した中、第2期会長及び運営委員推戴式と著名人の講演及び事例発表を行った。

2016年6月からは韓国女性科学技術人支援センター(WISET)と連携して未就業、キャリア断絶、非正規職または理工系専門女性を対象にIP-R&D分野雇用ワンストッププログラムを支援し、6月及び7月には就業支援教育を運営して48人が修了し、11月には修了生の現場実習を運営した。

2016年9月にはグローバルヒット365プロジェクト専門家フォーラムを開催し、産業財産政策局長など129人が参加した中で特許・デザイン・ブランド融合開発戦略の民

間拡散及びグローバルヒット365プロジェクト推進の成功のための講演及び事例発表、パネル討論などを実施した。

2016年12月にはIP-R&D方法論コンテスト及びIP-R&D優秀機関授賞式を開催し、コンテスト40チーム、優秀機関19個が参加し、産業部長官賞(5個)、特許長官賞(6個)、知的財産戦略院長賞(15個)を計26チームに授与するなどIP-R&Dの裾野を広げるためのインフラ作りに力を入れている。

IP-R&D戦略支援事業参加企業の便宜を図るため、手続き及び書類の簡素化など手続きを改善することで事業遂行の効率を高め、公信力のある機関との協力を通じて支援企業に対する信頼性のある情報を確保した。また、再参加企業を対象に従来支援していた課題の連続性及び保安維持の必要性などを踏まえて企業－協力機関コンソーシアム課題を推進した。

より多い企業がIP-R&D事業に参加できるよう、IP-R&D事業参加制限基準を調整することで、助けが必要な企業に支援ができるよう運営している。企業の規模・支援の類型に関係なく最近4年間5回以上事業に参加した企業は制限するが、企業の生き残りにつながる特殊な事項が発生した場合は例外規定を設けた。

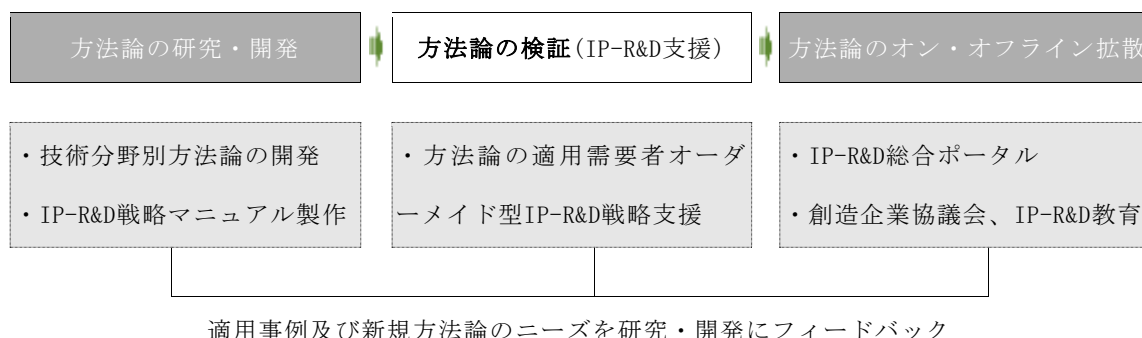
#### ロ. 評価及び発展方策

IP-R&D戦略の拡散を最大化するためにはIP-R&D方法論を研究・開発し、それをオンラインとオフラインに広げ、持続的に高度化する努力が必要である。

そこで、2014年発足した知的財産創造企業協議会加盟社のIP-R&D水準向上及び加盟社ニーズの多様化によってIP-R&D拡散方法をより多様化する予定である。

また、民間主導のIP-R&D拡散協議体の運営を強化するため、IP-R&D 이슈ーに対する研究テーマを導出し、研究テーマ別小グループ集まりを通じて研究テーマ別の自律的な勉強会運営を支援する計画である。

＜図Ⅲ－1－16＞IP-R&amp;D方法論拡散体系



教育・勉強会活動などを通じて開発した方法論を共有し、効用性に関して討論するために事例中心のIP-R&D共有の場を設け、各地域における強みのある産業関連の協会・学界などと連携して産業別の特性を考慮した多様なIP-R&D方法論を伝播する予定である。

IP-R&D戦略支援事業は今年9年目を迎え、認識拡散が一定水準に達しているため、各機関に即時適用できる細分化された教育プログラムが求められる。2017年にも教育対象のIP-R&D水準、教育受講目標などを考慮して課程を運営する予定である。

また、女性家族部傘下の新しく働くセンターと連携して未(再)就業希望女性科学技術者と理工系女子大学(院)生を対象にIP-R&D専門教育を実施して優秀人材の選別及び関連業界就業を推進する計画である。

＜表Ⅲ－1－12＞2017年教育課程の運営状況

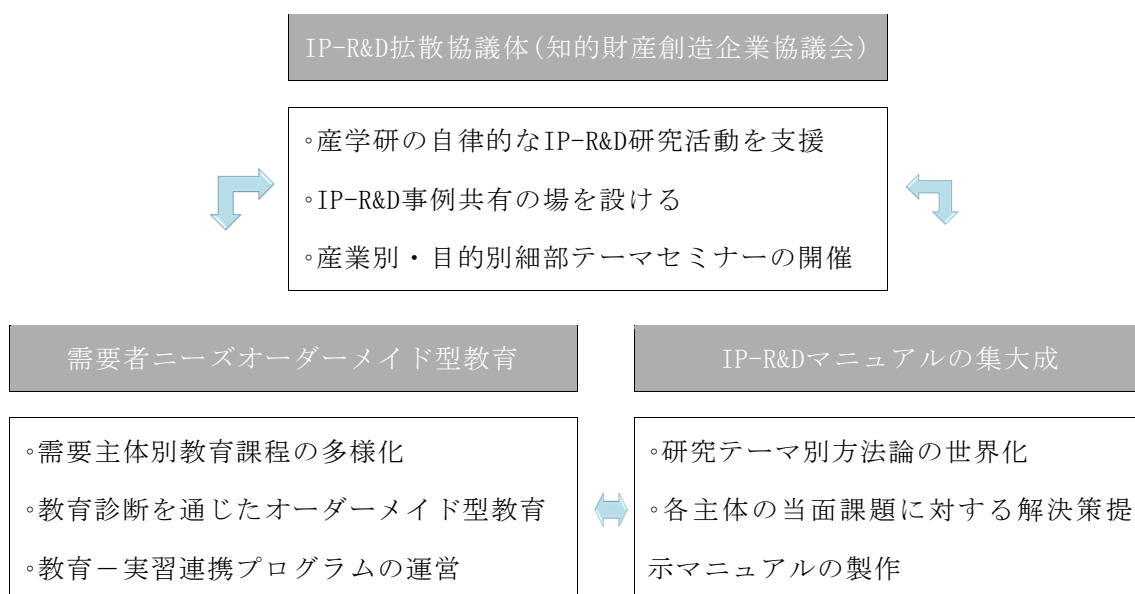
教育名	目標	内容
IP-R&D戦略支援事業 参加機関教育	事業成果向上	IP-R&D戦略支援事業の成果を高めるための実務 第4次産業革命及び中国関連教育
協議会加盟社特講	専門知識及びIP専門イ シューの把握	国内外専門家を招聘

IP-R&D専門人材養成 課程	IP業界就職	理工系大学(院)生など女性科学技術者IP-R&D専門人材養成課程
開放型IP-R&D自律的 勉強会	民間主導のIP-R&D拡散	相互疎通及び協力を通じて需要者関心分野を研究し、方法論を共有

IP-R&Dの裾野を広げるためにはマニュアルが必要である。現在普及している各種IP-R&Dマニュアルが供給者観点から製作されているため、研究開発及び特許担当者など実務需要者観点からアプローチする必要がある。数年間蓄積されたIP-R&D事業遂行ノウハウを既存製作された特許戦略方法論マニュアルと調和させることで、実際事例を基にした現場活用型特許戦略実務マニュアルを製作及び普及する計画である。

IP-R&D連携戦略の効果的な民間拡散のため、過去10年間(2008～2016)中小・中堅企業と大学・公共(研)の支援事例を対象に類型別集大成し、R&D段階を考慮して中小・中堅企業は成長戦略(新事業、新製品など)、大学・公共(研)はコンサルティング結果(R&D方向、IP創出など)で類型化した特許戦略事例集を発刊する予定である。

<図Ⅲ-1-17> IP-R&D民間拡散の主要内容



### 第3節 標準特許の創出支援

#### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

技術融複合基盤の第4次産業革命時代には複数装置間の信号及び情報の交換が重要であるために国際標準の影響力が拡大され、それによって新しい市場を先取りするために標準特許の重要性が増している。特許庁は韓国産・学・研における標準特許に対する認識を高めるとともに標準特許の創出能力を強化するため、2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2016年にはR&D全周期にわたるR&D－特許－標準の三角連携構築、中小・中堅企業の標準特許確保能力の強化、標準特許基盤の構築を重点的に推進した。

2016年事業を通じて標準特許確保が有望なR&D課題を発掘するための標準特許戦略マップを構築し、人工知能及びビックデータ分野の有望技術を導出し、標準確保を目標としている政府課題の企画過程で標準特許動向調査を実施した。研究遂行段階の標準特許創出可能性を高めるために計30課題に96件の戦略を提供し、70件の有望特許が反映された55件の標準案(寄稿文)が国際標準化機構に提案できるようにした。

また、国際標準化対応の主管省庁である未来部(国立電波研究院)、産業部(国家技術標準院)との協力の下で、IoT分野及び知能型交通システム分野の国際標準化が韓国産業界の利益になる方向で行われるよう関連特許を深層分析し、外国特許技術が反映された海外寄稿文に対応するための戦略と国内特許技術の国際標準化に向けた特許戦略を提供した。

中小・中堅企業の標準特許確保能力を強化するため、関係省庁が合同で「未来成長エンジン標準化推進戦略」(2016.7、国家科学技術審議会)を通じて「標準特許強小企業育成体系」を構築し、強小企業候補6社に対して25件のオーダーメイド型戦略を支



援して本格的な標準化段階への進入に向けた基盤を構築した。

最新標準特許の情報を提供するため、標準化機関の標準特許DB5,000件を新規構築して2017年累計37,000件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門誌であるSE P Insideを4回発刊した。また、標準特許専門弁理士養成教育と標準特許創出方法論の拡散教育などを展開することで標準特許の創出基盤を強化した。

2017年には優秀技術を中小・中堅企業が短時間で標準特許創出能力を確保して強小企業へと跳躍するよう、標準特許強小企業候補企業に対してはR&D方向性、標準化戦略、標準特許戦略を一括支援する「ステップアップ(Step-Up)プログラム」を提供する予定である。

## 2. 政府R&Dにおける標準特許確保可能性の向上

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

### イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でも常に同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及びユーザーの利便性向上に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるに連れ、その重要性も増している。<sup>11</sup>

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合し、その中で標準特許という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤルティー収益を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

---

<sup>11</sup> 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定でWTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

韓国の状況(2015年基準)を見るとGDP対比研究開発投資比重は4.23%で世界1位水準である。しかし、技術競争力の基準である技術貿易収支比率は前年と同じ水準(0.63)で、慢性的な技術貿易収支赤字の状況からは脱していない。技術導入額と技術輸出額は其々164.9億ドルと104.8億ドルで60.1億ドルの技術貿易収支の赤字が発生しており、輸出が増加すればするほど核心源泉・標準特許の不足によるロイヤリティー支払いで赤字が更に増える技術貿易不均衡が続いている。

国際標準化機関に登録された韓国の標準特許は2016年12月調査の結果、全体の5.7%で、標準特許政策支援以後約2倍の成長を記録しているが、保有率の側面ではまだ不十分である。また、標準特許は長い標準化期間にR&D、特許、標準などの能力が戦略的な協力によって創出されるものであるだけに、一部の大企業などを除いた大半の中小・中堅企業が確保することは難しい状況である。

＜表Ⅲ－1－13＞国際標準化機関(ISO、IEC、ITU)に登録された標準特許の状況(2016.12)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	4,177	26.2%	6	ドイツ	865	5.4%
2	フィンランド	3,347	21.0%	7	オランダ	777	4.9%
3	日本	2,523	15.8%	8	スウェーデン	382	2.4%
4	フランス	1,645	10.3%	9	カナダ	271	1.7%
5	大韓民国	909	5.7%	10	イギリス	231	1.4%

\* 出所：韓国知的財産戦略院標準特許センター

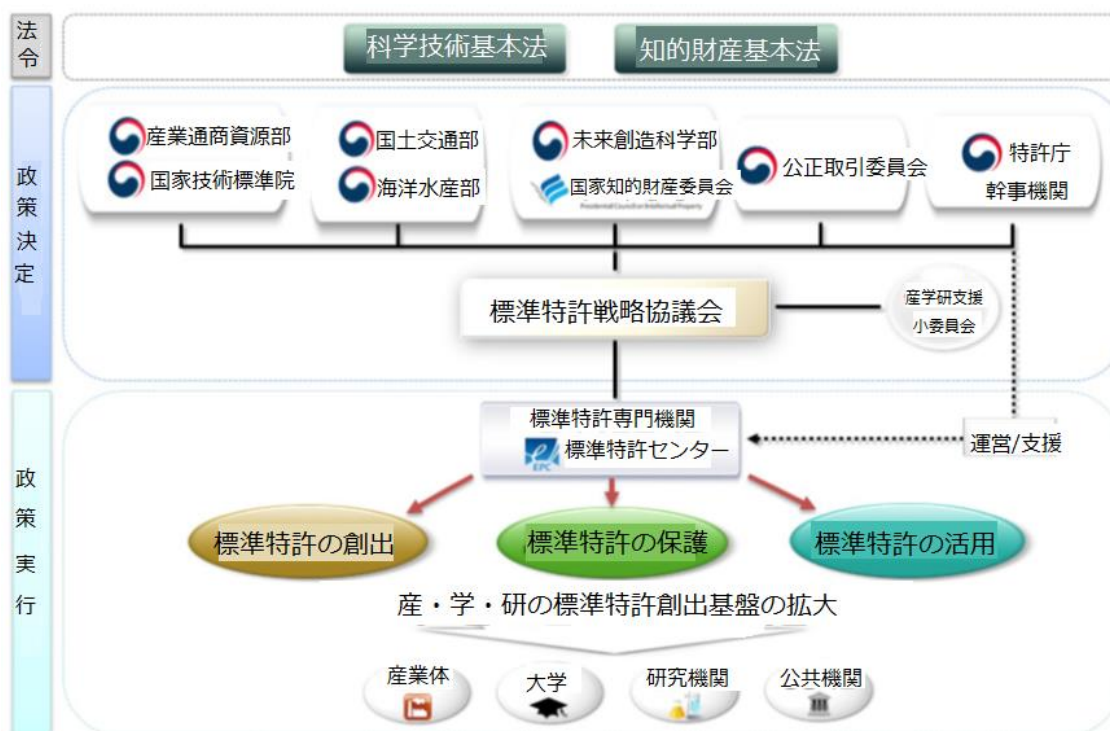
特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を打ち出し、それによる専門組織を編成し、国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。2013年には標準特許世界4強入りに向けた中長期(2013～2017)政策として「標準特許の戦略的確報方策」を講じ、国家知識財産委員会を通じて11省庁合同で確定した。

ロ. 推進内容及び成果

標準特許創出支援事業は技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出される高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&D課題企画の時から国際標準案の開発、標準化活動に至る全段階にわたって標準特許の創出を支援する事業である。

従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が互いに連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終的な国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが度々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて優秀なR&D成果が標準特許につながるように支援する事業である。

<図Ⅲ－1－18>標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系



まず、韓国の標準特許能力強化と政府R&D資源の効率的な投資という観点から、R&D課題の発掘段階から標準特許確保の可能性を考慮したR&D課題を発掘するため、標準特許戦略マップの構築を推進した。2016年には人工知能及びビックデータ技術に対し

て計9つの標準特許有望技術を導出し、有望技術のうち韓国の標準特許確保が急がれる5つのR&D課題を最終導出してそのうち2つの課題が2017年ICT R&D事業(未来創造科学部)の新規課題として反映された。また、政府R&D成果を高めるため、標準特許に関連している国家研究開発の企画及び評価の際に国際標準を考慮した標準特許動向調査を実施するよう改正された国家研究開発管理規定(2014.8)に基づき、2016年には未来部の地上波UHD放送標準方式決定に向けた2つの課題を推進した。2015年に引き続きR&Dと国際標準化を併行して推進しているR&D課題遂行機関と連携してR&D環境と国際標準環境をより綿密に分析する一方、特許とR&D、標準の連携戦略を支援するもののR&D標準環境による細部戦略をより多様化して事業成果の向上を図った。2016年には嗅覚バイオ情報基盤の感性増強インタラクティブコンテンツ技術開発など15つの政府R&D課題を支援して計52件の戦略を導出し、60件の国内外特許が出願された。そのうち35件の特許が反映された29件の標準案(寄稿文)がISO/IEC JTC1<sup>12</sup>など国際標準化機関に提出された。

<表Ⅲ-1-14> 2016年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略 戦略 提示	②特許		③標準 標準案(寄稿文)提 案
				国内特許 出願	国外特許 出願	
感性増強インタラクティブコンテンツ技術開発など15課題	ETRI など 6つ	ISO0/IEC JTC1 な ど9つ	52件	55件	5件	29件

そして、R&Dが一定部分終了して国際標準案の開発及び国際標準への反映に向けた標準化活動を目的とする国家標準化機関の標準開発課題と連携して既存の技術中心から特許中心の戦略的な標準案を開発することで、標準特許が創出できるよう支援した。2016年にはOptical Wireless Communicationsの標準化開発など計15の課題を支援して標準、特許分析などを通じて39件の戦略を導出し、41件の国内外特許が出願された。そのうち35件の特許が反映された26件の標準案(寄稿文)がIEEE<sup>13</sup>など国際標準化機関

<sup>12</sup> JTC1(JOINT TECHNICAL COMMITTEE 1) : ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

<sup>13</sup> IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers) : 国際電気電子技術者協会  
会で、主に北米標準開発専門機関

に提出された。

＜表Ⅲ－1－15＞2016年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略 戦略 提示	②特許		③標準 標準案(寄稿文)提 案
				国内特許 出願	国外特許 出願	
OWC(Optical Wireless Communications)標準化開発など計15件の課題	国民大学など7つ	IEEEなど6機関	39件	29件	12件	26件

また、標準特許創出支援事業による特許成果の活用性を高めるため、支援終了後の標準化の進行状況及び特許対応 이슈によって標準特許の地位が維持できるよう特許管理戦略を支援した。これを通じて計504件の事業特許成果及び85件の追加出願特許に対して標準整合性を確保するための権利範囲補正戦略42件、標準特許の活用を拡大するための海外出願戦略3件など計45件の標準特許化戦略を提供した。

＜表Ⅲ－1－16＞2016年標準特許後続管理事業の推進成果

後続管理の対象		標準特許化戦略支援(45件)	
特許成果	追加出願件	権利範囲の補正	海外出願戦略
504件	85件	42件	3件

#### ハ. 評価及び発展方向

2009～2010年に推進された事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準特許の戦略的な創出基盤を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。一方、2011～2013年に推進された標準特許創出支援事業はR&D現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることでその基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

2014年からは政府R&Dの全周期にわたる支援を通じて標準特許創出成果の最大化を

図る体系の構築を進めている。2015年には標準特許有望課題を発掘するための標準特許戦略マップ及び課題企画過程において標準特許の可能性を検討するための標準特許動向調査を本格的に施行した。2016年には国際標準化及び標準特許支援を通じて蓄積したノウハウを結集し、政府R&D標準特許の弱者である中小・中堅企業の標準特許競争力を強化するため、未来部、産業部などの関係省庁と共同で「標準特許強小企業育成方法」を設けた。2017年からは標準特許確保能力を短期間で内在化できるように支援する「ステップアップ(Step-Up)プログラム」を運営して優秀技術を備えた韓国中小・中堅企業を標準特許強小企業として効果的に育成する計画である。

これを通じて政府R&Dの全周期にわたる支援を通じて政府R&Dの標準特許成果を高め、相対的に弱者である韓国の中小・中堅企業の標準特許競争力を強化することで、韓国が標準特許世界4強に仲間入りできるよう基盤をより強化していく予定である。

### 3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

#### イ. 推進背景及び概要

これまでは国際標準化活動の際に知財権に対する検討が不十分な状態で標準が採択されたために相当規模の特許料が発生している状況である。特に、韓国の主要輸出品目である電気電子及び情報通信技術分野の製品が技術貿易収支赤字の約75.5%を占めており、主要標準技術分野別に形成された特許プールによる特許料の負担も増加している。

そこで標準制定の段階別に特許を検討することで国益を考慮した国際標準が制定されるようオーダーメイド型特許戦略を支援する「多国(政府)間国際標準化活動時の特許戦略支援」を行っている。

#### ロ. 推進内容及び成果

2016年には知能型交通システム分野(産業部、ISO TC204)とIoT分野(未来部、ITU-T SG20)の国内対応研究班を試験的に支援したが、計56件の主要特許分析を行って国際標準化に積極的に対応し、国際標準制定の際に国内特許技術が反映されるよう誘導した。

<表Ⅲ-1-17> 2016年多国(政府)間国際標準化活動時の特許戦略支援の推進成果

技術分野	主要特許 分析提供	応用特許 提供	戦略樹立	戦略類型
知能型交通システム分野 (産業部、ISO TC204)	11 件	412 件	4 件	国内技術の国際標準案への反映
IoT 分野 (未来部、ITU-TSG20)	45 件	427 件	4 件	新規標準寄稿文誘導 技術の実施例関連特許確保
戦略活用成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(国際標準化対応)国際標準化時の分析結果を参照して韓国企業のロイヤリティ負担が予想される海外寄稿に戦略的に対応する。</li> <li>・(国内技術の国際標準反映)国内技術が考慮されていない海外寄稿に国内技術反映を誘導または新規寄稿主体選定後、直接寄稿を推進。</li> </ul>			

#### ハ. 評価及び発展方向

2016年多国(政府)間国際標準化活動時の特許戦略支援を通じて海外で主導する標準に国益が反映できるよう対応し、特に利害当事者が直接参加して能動的に対応できるよう誘導した。

今後他の標準化研究班まで特許戦略支援範囲を拡大し、より多様な標準化技術に対して国際標準化過程で予想される被害を事前に対応及び最小化するよう引き続き支援する予定である。

## 第2章 知的財産基盤の創造企業の育成

### 第1節 中小企業の知的財産経営支援の強化

#### 1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ

韓国がもう一度跳躍するためには創造文化が欠かせない。従来のように単なる労働力の投入や大量生産、または後を追うだけの戦略ではこれ以上の経済成長は期待できない状況であり、これからは斬新なアイデアを通じた新しい製品・サービスを地道に創り出して未来を先導することだけが持続的な経済成長の鍵になると見られる。このような観点から知的財産権は斬新なアイデアを保護する強力な手段であり、創造経済の核心と言える。

最近景気低迷及び企業間の競争激化によって韓国経済のバックボーンといえる中小企業の生き残りはますます厳しくなっている。大企業に頼り過ぎたあまり販路が途絶えてしまうケースが発生し、競合社の牽制によって経営活動が難しくなるケースが頻繁に発生する。このような状況の中で中小企業の長期的な成長を担保するためには、新しい製品を通じて新しい市場を開拓することが非常に重要である。新しい製品を持続的に見つけて販売先を多様化し、企業の価値を高めることが厳しい状況を打開していく鍵になると見られる。

また、製品寿命の周期が短くなり、新製品に適用される知的財産権の数も増えているため、知的財産権なく企業を運営することは至難の業である。大企業の場合は独自の戦略を樹立して事前に知的財産権紛争に備えられるが、中小企業の場合は事前の備えなく製品を販売したために知的財産権が足枷になってしまうケースが頻繁に発生する。特に、輸出に大きく依存する韓国経済の特性上、中小企業の海外知的財産競争力は極めて重要であるが、まだ海外知的財産権分野における韓国中小企業の能力は高くない。



特許庁は中小企業の知的財産経営支援を強化し、知的財産に基づいた創造企業を育成するための様々な取り組みを実施した。中小企業を知的財産能力段階別に区分して各段階に適した支援施策を講じ、このような段階的な支援を通じて有望中小企業が知的財産スター企業として成長できるよう誘導した。また、中小企業が自社の知的財産経営状況を把握し、独自の戦略を樹立することで能力を高めるよう、知的財産経営コンサルティングを支援した。

## 2. 中小企業IP成長段階別の支援体系

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ

### イ. 推進背景

中小企業はその数が多く業種も多様で知的財産を創出・活用する能力も多様である。したがって、一律的な支援方式では効率的な事業運営が困難である。また、創業初期の企業にも知的財産権は重要な要素であるが、一律的な支援方法では知的財産導入期の企業が支援対象として選定され難いため、知的財産経営初期企業を育成し難い面もあった。

2013年度まで特許庁は特許総合支援事業、ブランド・デザイン価値向上事業、IPスター企業育成事業を個別的に運営し、需要者である中小企業の立場よりは供給者である特許庁を中心に事業を展開してきた。具体的に中小企業のIP成長段階よりは特許、ブランド、デザインのようなIP権利別に事業を運営したため、その結果効率的な中小企業オーダーメイド型支援が難しい部分があった。

最近創業初期から中小企業が体系的に成長できるよう、オーダーメイド型支援体系の必要性が台頭し、特許庁も中小企業の知的財産経営支援を強化するため、2014年度にIP成長段階別の支援体系を構築した。2015年度には2014年度に導入された段階別企業育成支援体系を定着させるため、新規支援施策を設けて支援方法を改善するなど企

業オーダーメイド型支援政策を強化した。

＜図Ⅲ－２－１＞政策の実効性向上に向けた支援体系の改編



#### ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2016年度に中小企業のIP成長段階別支援のため、IP Start-up→IP Scale-up→IP Starにつながる段階別IPスター企業育成事業を実施した。

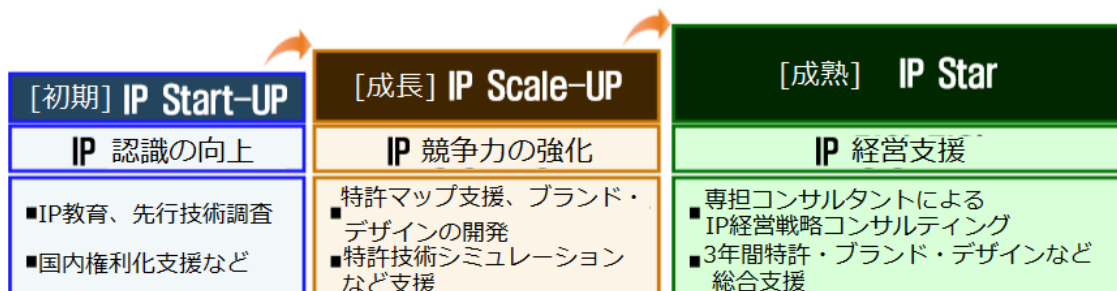
IP Start-up段階はIP入門段階であり、IPに無関心であった中小企業がIPに関心を持てるように先行技術調査や国内権利化、IPインキュベーションのような知的財産関連の基礎的内容を支援した。IP Scale-up段階はIP競争力を強化する段階であり、IP経験のある中小企業にオーダーメイド型特許マップ、特許技術シミュレーション製作などを支援し、知的財産競争力を備えるよう働きかけた。最後の段階であるIP Star段階では中小企業がIP経営を続けられるように特許・ブランド・デザイン関連の総合支援と地域知識財産センターに常駐する専門コンサルタントを通じてIP経営戦略コンサルティングを支援した。

最近3年間知的財産出願3件未満の企業をIP Start-up段階企業に、最近3年間知的財産権出願が3件以上または3年間知的財産権登録が1件以上の企業をIP Scale-up企業に其々区分し、IP Star段階企業は別途の評価を通じて有望中小企業を選定した。

2016年度には企業ニーズに即刻対応できるように支援金額及び時期、支援内容を柔軟に運営できるIPインキュベーション及び選択型IPなどを運営し、非英語圏ブランド及び特許&デザイン融合開発などのような中・大型支援施策をIP Scale-up及びIP Star段階に配置することで成長可能性の高い企業に対する支援を強化した。また、IP

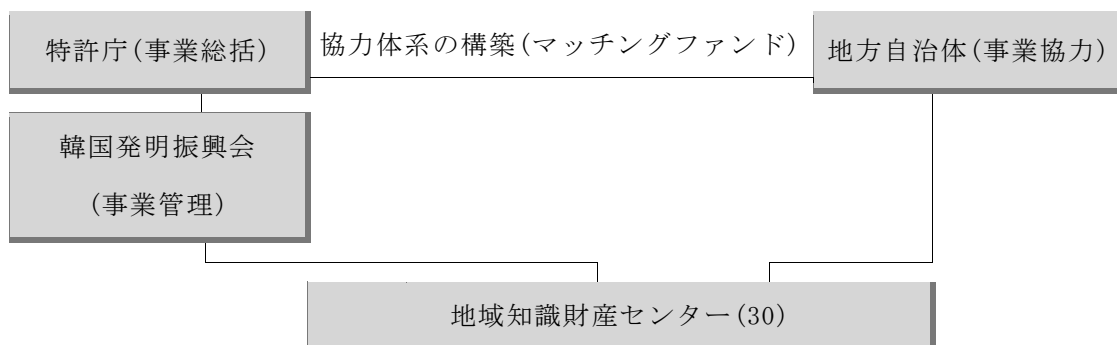
に対して関心のない多数のIP初期企業を発掘してIPに対する認識を高めるため、地域知識財産センターの知的財産専門コンサルタントが中小企業を直接訪問して積極的にIP Start-up支援事業を広報した。その結果、2016年度にIP-Start-up段階企業に6,755件、IP Scale-up段階企業に5,597件などを支援し、段階的な中小企業支援体系の構築を通じてこれまで疎外されていたIP初期企業に対する支援も強化した。

<図Ⅲ-2-2> IP Star企業育成事業のプロセス



IP Star企業育成事業は地方自治体と共に事業を遂行し、地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果と責任を担保している。地方自治体と共に事業を遂行することで、相対的に疎外されていた非首都圏地域に対する支援が強化でき、事業を行う地域知識財産センターが全国各地に分布しており、特定の地域に支援事業が偏ることなく全国各地でバランスよく事業支援が行われた。また、地方自治体とともに事業を行うことで知的財産分野に関心が少なかった地方自治体が知的財産分野により関心を注げるよう働きかけた。

<図Ⅲ-2-3> IPスター企業育成事業の推進体系

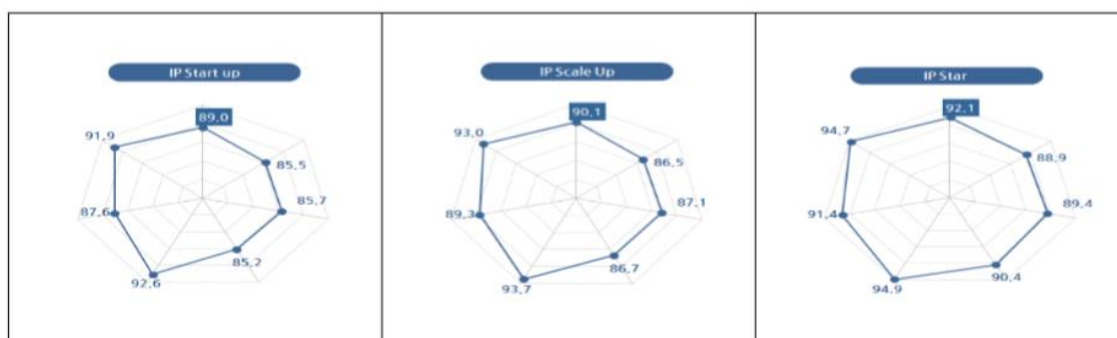


## ハ. 評価及び発展方向

IP成長段階別支援体系によって中小企業はIP成長段階に適した支援を受けることができた。また、IPスター企業育成事業は各地域知識財産センターに常駐するコンサルタントの密着型コンサルティングを併行しており、事業の質的水準も高い。その結果、2016年度IP Start-up支援満足度は89点、IP Scale-up支援満足度は90.1点、IP Star満足度は92.1点であり、高いことが分かった。

今後各段階別の支援施策を充実化・多様化し、IP初期中小企業がIPスター企業として成長できるよう事業を運営する必要がある。

＜図Ⅲ-2-4＞IPスター企業育成事業の満足度調査の結果



### 3. IP Start-up支援

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ

#### イ. 先行技術調査支援

##### 1) 推進背景及び概要

創意的なアイデアを実現する前に必ず実施しなければならない活動は先行技術調査である。アイデアの保有者は自分のアイデアが奇抜で斬新なアイデアと考えられるが、既に他の人が先にそのアイデアを先占した可能性もある。

特許文献には多くのアイデアが残っているため、知的財産分野において最も基本的な活動は先行技術調査である。しかし、多くの中小企業がそれを見過ごしている。特許庁は企業の重複研究開発を防止するため、先行技術調査支援を導入・実施した。

## 2) 主要内容及び成果

先行技術調査支援は中小企業の新製品・新技術の開発の際に先行技術存在有無を通知し、類似する技術情報を調査・分析して提供する事業である。これを通じて技術の重複研究及び重複投資が防止できる。

中小企業が特定技術に対する先行技術調査を依頼すると、先行技術調査の専門家が該当技術に対する先行技術調査報告書を作成して中小企業に伝える。

2016年度には企業1社当たり3件以内に支援し、総支援件数は1,805件であった。1,805件のうち約9%に該当する163件は地域R&D事業の重複投資防止のための先行技術調査として活用された。

## 3) 評価及び発展方向

先行技術調査支援は少ない努力で中小企業に大きなメリットが与えられる支援である。先行技術調査・支援を受けた企業は「先行技術調査支援を通じて知った回避設計方法を実務者と研究してより競争力のある特許が出願できた」と評価した。

地域知識財産センターに常駐する専門コンサルタントの能力が先行技術調査が実施できるくらい高いため、今後は地域知識財産センターの専門コンサルタントを活用して先行技術調査支援を拡大する必要がある。また、特許分野のみならず商標・デザイン分野まで調査を拡大し、中小企業がより競争力のある知的財産権が保有できるように支援しなければならない。

## ロ．国内外権利化支援

### 1) 推進背景及び概要

優秀な技術を開発したり、創意的なアイデアがあるにも関わらず資金力の足りない中小企業は優秀な技術や創意的なアイデアの権利化に困難を感じている。実際に優秀な技術を開発したにも関わらず知的財産権を確保しない状態のまま事業を進めた結果、市場の大部分を他企業に奪われるケースも稀ではない。

国内外権利化支援事業は資金難によって知的財産権の出願に困難を感じている中小企業の出願をサポートすることで、中小企業における知的財産権の創出を図るために導入されたものである。また、中小企業の知的財産権に対する関心を呼び起こし、知的財産権の必要性を認識させる目的もある。

### 2) 主要内容及び成果

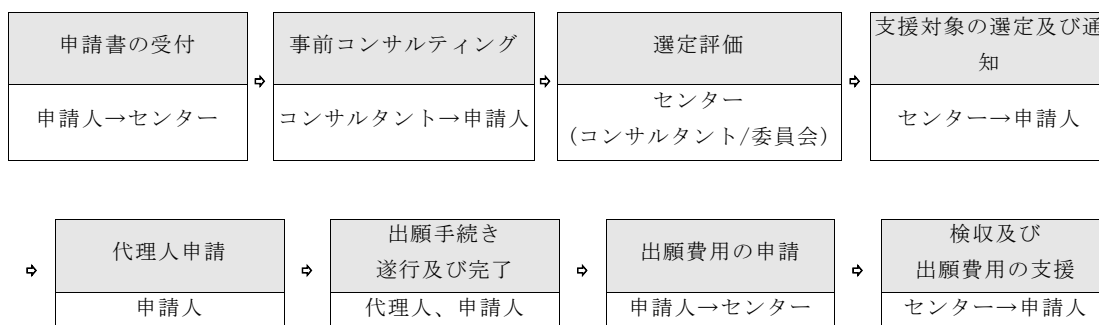
国内外権利化支援事業では特許、実用新案、デザイン、商標の出願を支援する。具体的に国内外権利化支援事業では地域知識財産センターに常駐する専門コンサルタントによるコンサルティングとともに特許、実用新案、デザイン、商標の出願にかかる費用の一部を支援している。

同事業は特許庁と地方自治体が事業を総括し、韓国発明振興会が事業主管及び管理監督を実施し、地域知識財産センターが事業を行う推進体系となっている。特許庁と自治体がマッチングファンドを構成し、50：50の比率で予算を支援するため、全国各地域の全ての中小企業が恩恵を受けることができ、首都圏に比べて相対的に知的財産能力の足りない地域所在の中小企業も国内外権利化支援事業の恩恵を受けることができた。

同事業は地域知識財産センターが事前コンサルティングを受けた件のうち優秀と判断された件に限定して支援しており、判断基準は登録可能性、活用可能性、事業性、

波及効果である。支援プロセスは下記の図のとおりである。

＜表Ⅲ－2－1＞権利化支援事業の支援プロセス



2016年度には創業を控えている予備創業者まで支援対象を拡大し、創業初期から知的財産経営を行うように働きかけた。また、2016年度には特許及び実用新案の国内権利化支援単価を市場水準を考慮して上方修正し、支援単価は以下の表のとおりである。

＜表Ⅲ－2－2＞2016年度権利化支援の単価

	国内	海外
特許	130万ウォン以内	700万ウォン以内
PCT	90万ウォン以内	(PCT：300万ウォン以内)
商標	25万ウォン以内	250万ウォン以内
デザイン	35万ウォン以内	280万ウォン以内

知財権網を構築するため、国内権利化支援の場合は企業1社当たり6件以内、海外権利化支援の場合は企業1社当たり3件以内で支援し、地域知識財産センターを通じた2016年度の支援件数は以下の表のとおりである。

＜表Ⅲ－2－3＞2016年度権利化支援件数

	国内	海外
特許・実用新案	1,159	1,226
商標	468	101

デザイン	254	71
計	1,881	1,398

特に2016年度には地域単位の支援と全国単位の支援を併行した。即ち、地域知識財産センターを通じた海外権利化支援の他に韓国発明振興会を通じた海外権利化支援も実施し、韓国発明振興会を通じては計94件の海外産業財産権出願を支援した。94件支援のうち創造経済革新センターでコンサルティングを通じて発掘されて支援を受けた件は計50件であった。

### 3) 評価及び発展方向

2016年度韓国発明振興会が実施した海外権利化支援は創造経済革新センターの企業推薦形態で運営された。2016年度に実施したアンケート調査によれば、「知的財産権の確保を通じて国内外関連製品群を先占できるきっかけを設けた」、「特許権の確保という基礎を通じて他の企業と競争できた」、「海外知的財産権の確保を通じて心配なく製品を輸出することができた」、「コンサルティングと資金支援まで同時に行われるため、中小企業には大きく役立つ」などの評価を得た。

今後は事前コンサルティングのみならず、地域知識財産センターのコンサルタントが持続的に関心を持って支援件に対する事後管理も強化する方針である。これを通じて支援事業の効率性が増大し、知的財産権の活用も大きく増加するものと予想される。

また、2016年度に全国各地に創造経済革新センターが構築され、創造経済革新センターで企業との相談が活発に行われることを考慮し、今後は創造経済革新センターと連携して支援対象を選定する方法を導入する必要がある。

## 4. IP Scale-up支援

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ



## イ. オーダーメイド型特許マップ支援

### 1) 推進背景及び概要

特許情報に対する分析能力の弱い中小企業は特許情報を分析・活用して企業R&D方向の設定、競合社の技術開発動向分析、特許リスクの回避などに向けた戦略を樹立することに脆弱である。このような中小企業をサポートするため、特許庁は2006年度からオーダーメイド型特許マップ支援事業を運営している。オーダーメイド型特許マップを通じて中小企業に特許技術に対するオーダーメイド型調査分析を支援することで、企業の実効的な研究開発方向の提示及び特許活用戦略の樹立を支援している。

### 2) 主要内容及び成果

2006年49件のオーダーメイド型特許マップ作成を始めに、2010年には95件、2016年には86件のオーダーメイド型特許マップを作成・支援した。これを通じてIP基盤の弱い中小企業に分析対象技術に対する特許及び競合社の技術開発動向の把握、特許リスク回避戦略の樹立、企業のR&D方向の設定など戦略の樹立を支援した。

＜表Ⅲ－2－4＞オーダーメイド型特許マップの支援件数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
支援件数	99	96	148	153	219	86

オーダーメイド型特許マップ支援事業の支援単価は一般の場合1件当たり1,200万ウォン以内、高級の場合1件当たり2,500万ウォン以内であり、中小企業1社当たり1件だけ支援が受けられるよう事業を運営した。

中小企業は特許マップをR&D方向の設定及び空白技術の発掘の時に活用可能であり、事業遂行社は地図(MAP)を見るように技術の流れを一目で把握できるように中小企業

が要請した技術と関連して公開された特許情報を詳細に調査・分析して提供する。

同事業は特許庁と地方自治体が事業を総括し、韓国発明振興会が事業主管及び管理監督を実施し、地域知識財産センターが事業を行う推進体系となっている。特許庁と自治体がマッチングファンドを構成して50：50の比率で予算を支援するため、全国各地にある中小企業が全て恩恵を受けることができ、首都圏に比べて相対的に知的財産能力の足りない地域所在の中小企業も同事業の恩恵を受けることができた。

オーダーメイド型特許マップには中小企業が要請した技術に関する特許技術の動向を調査・分析する必須モジュールと中小企業が必要な細部活用戦略を樹立して提示する選択モジュールがある。必須モジュールと細部モジュールの具体的な内容は以下の表のとおりである。

<表Ⅲ-2-5>オーダーメイド型特許マップ報告書の主要モジュール

モジュール区分	主要課業の内訳	備考
必須モジュール	(1) 分析背景及び目的 (2) 保有技術の概要及びイシュー (3) 特許分析の範囲及び分析基準 (4) 特許技術動向(統計観点の技術動向)	必須反映事項
選択モジュール	(5) 企業 R&D 戦略樹立支援 (6) 問題技術の解決戦略 (7) 支援企業が保有している知的財産権の活用戦略樹立の支援 (8) 競合社の技術開発動向分析 (9) 特許リスク予防戦略の樹立 (10) グローバル技術事業化戦略樹立支援 (11) 戦略的な技術取引支援(技術供給者モジュール) (12) 戦略的な技術取引支援(技術需要者モジュール)  ※ 選択モジュールの場合、支援企業のニーズなどによって新規モジュールを開発・適用したり、既存モジュールの構成を変更して遂行可能	最低1つ以上 遂行(選択遂行)
必須モジュール	(13) 総合検討意見 (14) 添付資料(主要特許の要旨リスト)	必須反映事項

### 3) 評価及び発展方向

中小企業が高付加価値を創出し、グローバル競争力を備えるためには持続的な研究開発が必ず必要であり、特許マップは研究開発を行う中小企業にR&D方向を設定する上で必ず必要な事業である。

2014年度にオーダーメイド型特許マップの支援を受けた企業の研究開発費と特許出願件数を調査した結果、支援前に比べて支援後の平均研究開発費と特許出願件数が其々5.3%、42.6%増加した。これはオーダーメイド型特許マップ支援が研究開発及び特許出願につながっていることを示している。

また、オーダーメイド型特許マップは競合社の技術開発動向を調査できる有用な手段である。オーダーメイド型特許マップ支援を受けたある企業関係者は「グローバル企業と競争する上で関連技術の動向を把握する活動は非常に重要であり、オーダーメイド型特許マップ支援が大変役に立った」と評価した。

但し、特許マップ支援事業は年に1回事業を実施しているため、中小企業の即刻的なニーズに応えられない弱点がある。中小企業は随時研究開発の必要性を感じており、また多様な形態の特許技術動向調査を求めている。中小企業のニーズに即時応えるためには支援時期及び支援規模の多様化が必要である。また、企業ごとに研究開発の規模が様々であり、それに対する考慮も必要である。

## ロ. 特許技術シミュレーション製作支援

### 1) 推進背景及び概要

登録された特許技術は文書でのみ確認できるためにその技術分野に対してあまり知識のない人には説明し難い面がある。また、登録された特許技術を短時間で他人に紹介するためには特許証または図面だけでは限界がある。

特許庁は中小企業が保有している優秀な特許技術を第三者が簡単に見て理解できるように特許技術シミュレーション製作事業を導入・運営している。特許技術シミュレ

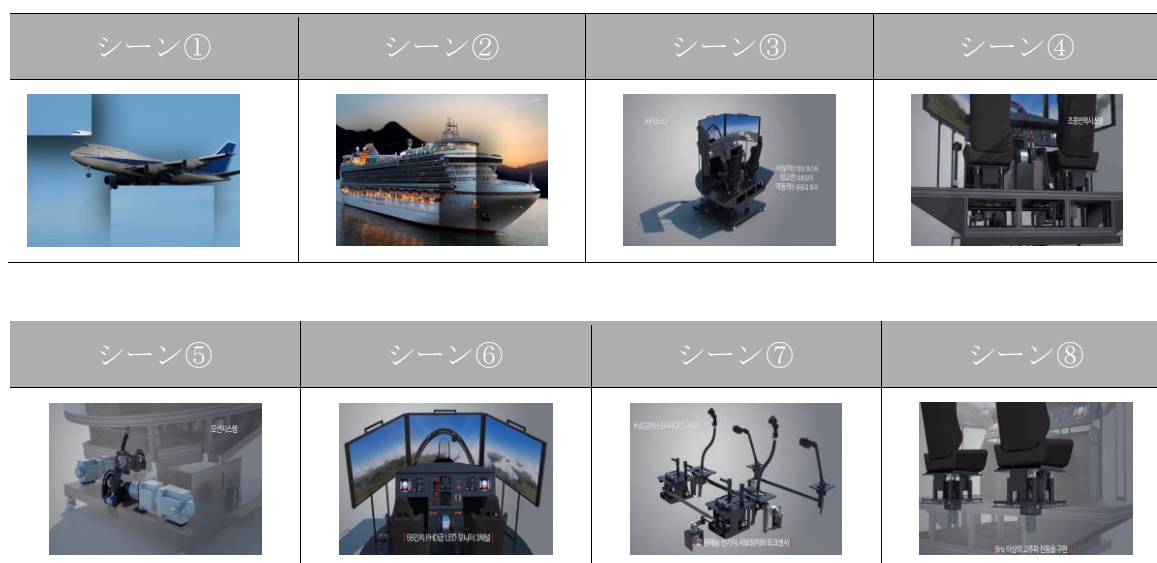
ーション制作支援事業は難しい特許技術内容を一般人がより簡単に理解できるようにすることで中小企業の技術移転の活性化及び事業化を促進することを目的として導入された。

## 2) 主要内容及び成果

特許技術シミュレーション制作支援事業は登録された特許技術内容をグラフィック、ナレーションなどを通じて3次元シミュレーション映像で制作して提供する事業である。中小企業の要請によって韓国語または英文で制作可能であり、1件当たり500万ウォン以内で支援する。

事業を行う企業は中小企業を訪問し、シミュレーションの活用目的及び企業のニーズを把握するとともに特許技術の内容を分析する。その後シミュレーション映像に入る内容やナレーションなどストーリーボードを作成し、写真及び映像の撮影を開始する。背景効果音を入れることで特許技術全般に関する事項が効果的に伝えられるようにし、最終的にマーケティング効果も考慮してダイナミックなイメージで特許技術を映像化して制作する。

<図Ⅲ-2-5>シミュレーション例示1



&lt;図Ⅲ-2-6&gt;シミュレーション例示2



特許技術シミュレーション製作支援事業は中小企業から大きな反響があったため、2010年度108件を支援して以来持続的に予算が増え、2016年度には計122件を支援した。

&lt;表Ⅲ-2-6&gt;シミュレーション支援件数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
支援件数	126	151	231	250	252	122

### 3) 評価及び発展方向

特許技術シミュレーションは中小企業のマーケティングに積極的に活用されている。具体的にはバイヤー商談、展示会・博覧会への参加、広報ブースの運営、ホームページの運営などに活用されており、中小企業のマーケティングに対する支援ニーズをある程度満足させている。

マーケティングの結果がそのまま中小企業の売上につながるため、特許技術シミュレーション支援事業に対する中小企業の満足度は非常に高く、2016年度に90点を獲得した。特許技術シミュレーション製作支援を受けたある企業の関係者は「海外市場を開拓する時、様々な国際展示会で企業を対象に自社製品の紹介に苦勞していたが、特

「特許技術シミュレーション制作支援を通じていつでもどこでも映像で製品が紹介できる」と評価した。

2014年度に特許技術シミュレーション制作支援を受けた企業の平均売上高は前年比6.1%増加する成果を上げた。但し、1年に1回支援を行っているため、中小企業のニーズに直ぐに応え難いため、支援時期を多様化して回数を増やす予定であり、中小企業のニーズが高く満足度も高いだけに今後事業規模を拡大する予定である。

## 5. IP Star支援

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ

### イ. 推進背景及び概要

知的財産を活用する経営戦略が企業の競争力を左右しており、特許など知的財産権を先取りした企業の紛争提起も増加傾向にある。大企業は知的財産専担組織を整え、自社の特性に適した知的財産経営モデルを独自樹立して運営するなど知的財産基盤時代に着実に対応している。また、一部の中小・中堅企業の場合、積極的に知的財産権を確保して戦略的に確保した知的財産権を活用するなど知的財産経営を通じて持続的に成長している。

このように知的財産が企業の長期的な成長のための必須要件であるにも関わらず、大部分の中小企業は知的財産の重要性に対する認識が依然として不十分であるのが現状である。そこで特許庁は地域中小企業における知的財産の創出及び活用を強化するためにIPスター企業育成事業を導入・施行した。

### ロ. 主要内容及び成果

IPスター企業育成事業は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して国内外での権利化、オーダーメイド型特許マップ、特許技術シミュレーション、選択型IPなど

を集中支援し、地域知識財産センターのコンサルタントを通じてIP経営戦略コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の代表的な企業として成長できるよう支援する事業である。

特許庁はIPスター企業育成事業を2010年度に導入して地域有望中小企業を支援しており、2016年まで計1,166社(累積)の地域有望中小企業を選定・支援した。

<表Ⅲ-2-7>支援対象選定の状況

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
選定(社)	108	203	157	151	227	220	100

特許庁は地方自治体と協力して地域有望中小企業を選定し、支援対象として選定されるためにはIP-Spectrum評価、現場実査、対面審査という流れの厳しい審査過程を経なければならない。支援対象として選定された企業は年間最大5千～7千万ウォン以内で3年間知的財産権と関連する総合支援を受けることになる。特にIP経営戦略コンサルティングは地域知識財産センターのコンサルタントが2社以上の中小企業を専担し、約8カ月にわたってコンサルティングを実施する。IP経営戦略コンサルティングのための基本モジュールにはIP資産構築戦略、IP事業化戦略、IPリスク管理戦略、ブランド経営戦略、デザイン経営戦略の計5つがある。地域知識財産センターのコンサルタントは基本モジュールを基に企業のコンサルティング要求事項を反映し、自由にコンサルティングを実施する。

2016年度の支援実績は以下のとおりである。

<表Ⅲ-2-8>2016年度IP Star支援実績

支援事業	支援件数
国内権利化	1,289
海外権利化	881
特許技術シミュレーション	142

オーダーメイド型特許マップ	125
非英語圏ブランド開発	37
デザイン&特許融合支援	64
選択型 IP 支援	168
IP 経営戦略コンサルティング	139

#### ハ. 評価及び発展方向

IPスター企業育成事業を通じて支援対象として選定された地域有望中小企業は一般中小企業より高い成長率を記録している。2016年成果度調査の結果によれば一般中小企業に比べてIPスター支援を受けた中小企業は売上高増加率、営業利益率、雇用人数増加率、知的財産権出願率などで高い成果を示した。また、IP Star支援に対する投資収益性は約3.67倍、投入支援金1億ウォン当たり雇用創出効果は約6人と推定された。

<表Ⅲ-2-9> IP Star支援成果

	支援以前2年平均	支援以後2年平均	備考
売上高増加率	7.1%	19.0%	中小企業(製造業) 平均4.89%
保有知的財産関連の売上比重	28.4%	55.0%	-
営業利益率	5.27%	6.21%	中小企業(製造業) 平均4.39%
企業1社当たり雇用人 数増減平均	3.4人 (7.08%)	5.3人 (9.79%)	中小企業(製造業) ほとんどない
知的財産権(特許・実 用)の出願件数	7.3件	13.3件	中小企業(製造業) 平均0.3件

今後IPスター企業育成事業を通じて韓国型強小企業を持続的に育成するための関連



予算を拡大し、中小企業のIP関連要求を即時解決できるよう時宜を得た支援事業を導入する必要がある。

またIP経営戦略コンサルティングを通じた中小企業知的財産経営基盤構築支援は中小企業が優秀知的財産権を確保し、独自の知的財産権能力を強化することに貢献している。今後は企業からのニーズに基づいたコンサルティング方向設定と事後管理の好循環体系の構築を通じて知的財産経営の成功モデルを創出し、有望中小企業にオーダーメイド型コンサルティングを集中支援することで、IPスター企業として育成していく計画である。

## 6. 知的財産経営診断

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ

### イ. 推進背景及び概要

世界は伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別化された特許技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤社会に突入した。

そこで米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を樹立し、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の経済発展を目指して知的財産の創出・活用・保護政策を積極的に推進している。したがって、輸出を根幹としている韓国も企業が知的財産を経営に導入できるよう積極的に支援する必要がある。

最近知的財産が企業の全体価値において占める比重が増え、また企業競争力に貢献する程度が大きくなるなど、企業の価値比重が固定資産及び金融資産からブランド、デザイン、ノウハウなどの知的財産へと速いスピードで移動している。知的財産が企業経営に及ぼす影響が大きくなるにつれ、企業にとって知的財産基盤の経営土台が構築できる知的財産経営の重要性も増大している。

知的財産経営とはR&D活動などを通じて獲得した成果を排他的権利を通じて資産化し、それを活用することで経済的な付加価値を創出するための戦略的な活動を意味する。知的財産経営の最終目的は企業経営の主な意思決定に知的財産を戦略的に活用することで企業の本質的な価値を高めることである。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で非常に消極的な対応をしている。

そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力を強化するとともに、韓国経済の成長潜在力を拡大するため、IP経営診断コンサルティングを2014年度に試験的に導入し、2015年度に本格的に実施した。

ロ．主要内容及び成果

2016年度に知的財産経営診断は簡易診断とIP経営診断に分けて運営された。

簡易診断は中小企業がオンライン上で知的財産経営に対する自己診断サービスが受けられるようにシステムを構築・運営した。知的財産経営インフラ・活動・管理・実績・成果の知的財産経営分野5つに対して中小企業がチェックリスト方式で点検を行うため、点検の結果が直ぐ出るという長点がある。中小企業の利便性を図るため、ウェブサイトとモバイルアプリケーションを通じて運営され、2016年度に計1,186社に対して簡易診断サービスを提供した。

<図Ⅲ-2-7>簡易診断オンラインシステム



IP経営診断は知的財産専門か2人が中小企業を直接訪問し、知的財産経営状況を診断した後、補完が必要な分野に対して発展方向を提示する方法で運営された。簡易診断と同様、知的財産経営のインフラ・活動・管理・実績・成果の知的財産経営分野5つに対して集中点検を行い、必要な場合は診断を受けた企業の懸案の解決に向けたコンサルティングも併行実施した。

2016年度に上半期と下半期に分けて計30社の企業に対してIP経営診断を行った結果、優秀段階は3社、発展段階3社、初期段階19社であることが分かった。コンサルティングの主な内容は特許管理システムの設計、系列社特許管理方法の提示、紛争予防システム開発に向けた企画及び設計、職務発明制度の改善及び新規導入方法の提示、特許侵害及び回避方法の分析、研究開発及び知財権出願方向の樹立、知財権の維持・管理費用削減プロセスなどであった。

＜表Ⅲ－2－10＞ IP経営診断の主要内容

診断項目	主要内容
インフラ分野	専担組織及び専担人材、知的財産経営予算、知的財産管理システム、外部専門家の活用程度、業務マニュアルなどの診断
活動分野	知的財産経営戦略の樹立、競合社の知財権動向の把握、知財権侵害モニタリング、回避設計の有無、特許マップ作成などの診断
管理分野	知財権評価・管理体系、職務発明制度の運営、営業秘密管理、知的財産教育、侵害モニタリング、紛争リスク管理などの診断
実績分野	国内外の知財権出願状況、国内外の知財権登録状況、知財権品質、外部知財権の導入実績、営業秘密保有状況などの診断
成果分野	知財権活用率、知財権適用製品の売上比重、実施料収入、技術取引収入、紛争勝訴率、企業競争力の向上程度などの診断

#### ハ．評価及び発展方向

簡易診断の場合、中小企業に知的財産経営方法を提示する効果はあるが、診断結果

の累積管理など中小企業の持続的な参加を促す方法を探る必要がある。

IP経営診断の場合、診断中心の支援方法から脱してコンサルティングを強化する必要がある。そのためには地域知識財産センターなど他機関及び事業との連携基盤を構築する必要がある。

## 7. 知的財産経営認証

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ

### イ. 推進背景及び概要

第3次産業革命(ITと産業の結合)までの工場自動化は予め入力されたプログラムに従って生産施設が手動で動くものを意味していたが、第4次産業革命における生産設備は製品と状況によって能動的に作業方法を決め、企業の経営方法にも変化が予想される。しがたって知的財産の創出—保護—活動の知的財産ライフサイクルを活用した企業の知的財産管理も変化が必要と判断される。

かつて知的財産は発明を保護する消極的な法的権利が強調されていたが、最近IP金融などで知的財産価値創出要素の重要性が大きくなっている。同時に、知的財産は企業経営において価値創出を超えて多様な方法で管理・活用されている。もはや知的財産は企業の発生、変更、消滅の全領域において影響を及ぼしていると言える。

特許庁の中小企業に対する知的財産政策は限られた規模の予算・人材で多数企業の知的財産能力を高めるには限界があり、中小企業を対象にした既存の支援事業の他に中小企業現場に知的財産経営を広く伝播するための誘引策が必要である。

そこで、特許庁は知的財産経営を中小企業の普遍的な経営方法として広め、知的財産経営企業の信頼性を高めるため、2015年にパイロット事業を始め、2016年に知的財産経営認証事業をスタートした。

## ロ. 主要内容及び成果

知的財産経営認証事業を推進するため、知的財産基本法第32条、発明振興法第24条の2、発明振興法施行令第9条の4～8、知的財産経営認証運営要領を制定し、2016年4月28日に施行した。同時に認証審査及び認証書発行など管理業務を行うために発明振興会を業務運営機関として指定した。

迅速な認証審査のため上・下半期2回にわたって評価委員を募集し、計84人で構成された審査委員プールを構成し、体系的な審査及び認証のために自己診断、書類審査、現場評価、認証可否の決定を認証ホームページ([www.ipcert.or.kr](http://www.ipcert.or.kr))上で行い、申込企業及び認証状況を管理するためにオンラインシステムを構築した。

### <図Ⅲ-2-8> 知的財産経営認証オンラインシステム



脱落企業の知的財産経営環境を改善するための知的財産経営コンサルティングを推進し、3社に対して再申請及び認証企業として誘引し、認証企業の知的財産活用に必要な現業実務及び知的財産業務の職群別役割など社内知的財産管理のための知財権教育及び制度改善懇談会を開催し、知的財産教育の定例化、常時コンサルティング及び活性化方法などの意見を取り集めた。

2016年80社が申し込んで53社が知的財産経営認証企業となり、認証率は66.3%を記録した。認証記号53社の平均点は77.9点、脱落企業27社の平均点数は53.6点であった。

申込対象は中小企業基本法第2条に基づいた中小企業であり、常時申込可能である。申込料は2016年認証初期であったため活性化のために11万ウォンと決めた。

認証審査項目は国内外産業財産権保有件数など10項目、100点満点で70点以上の場合認証企業となる。

＜表Ⅲ－2－11＞知的財産経営認証の審査項目

審査項目	配点
知的財産担当組織及び人材	10点
職務発明制度の導入及び運営	5点
役職員1人当たり国内外産業財産権の出願比率	12点
国内外産業財産権の保有件数	23点
知的財産権教育	5点
研究開発人材及び金額	12点
知的財産権の動向把握及び活用	18点
知的財産権適用製品の売上比重	5点
知的財産権の実施権など活用	5点
知的財産権紛争の事前点検	5点

2016年認証企業は特許庁の特許・実用・デザイン権年次料20%追加減免、一部支援事業参加時の加点付与、中小企業庁所管の中小企業政策資金融資事業のうち開発技術事業化資金対象企業、韓国放送広告振興公社のテレビ・ラジオ放送広告費の70%割引の認証施策が施行された。

#### ハ．評価及び発展方向

認証制度施行初期の認証が規制であるという認識の下で広報不足がつながり、認証

制度の定着及び認証制度の定着、認知度向上に向けた広報強化が必要である。

認証企業及び脱落企業に対する持続的な知的財産経営活動を支援するための方法が必要であり、特に脱落企業向けの知的財産経営導入への誘引策が必要である。

認証審査の品質を維持するため、審査委員の教育及び中小企業の知的財産経営関連懸案問題、改善事項を導出し、認証審査に反映する必要がある。

認証企業に対して経済的・制度的に役立つ認証施策を拡大し、中小企業の知的財産経営導入への誘引策を講じる必要がある。

## 第2節 地域における知的財産インフラの構築

### 1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ソン・イング

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知識財産センター」を設置・運営している。地域知識財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた「地方特許資料閲覧所」にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知識財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

### 2. 地域知識財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ソン・イング  
 地域産業財産課 工業事務官 ソン・サンヨン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は全国に30の地域知識財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて知的財産権の総合相談、知的財産権の総合コンサルティング、出前知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

一方、2014年からは江原、光州、大邱、釜山の地域知識財産センターに、2015年には仁川、全北の地域知識財産センターに、2016年には済州、忠南地域知識財産センター「IP創造Zone」を設置し、予備創業者のアイデアに対する権利化・事業化を支援するプログラムを進めている。



## ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知識財産センターを地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとして機能させ、地域の発明ムードを作り出すと同時に知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の発展と国家競争力の向上を図ることを目標に掲げている。

地域知識財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティング及び総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会及び教育課程を運営することで、顧客の近い場所で地域の知的財産権に対するニーズに応えることで顧客価値経営を実現している。

2006年本格的な自治体マッチング事業を始め、地域住民及び中小企業に対する知財教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2016年には特許事業化相談及びコンサルティング9,138件、ブランド2,566件、デザイン1,893件を実施し、地域における発明ムード作りのために発明振興イベントを27回開催した。

また、時間と人材、予算が不足している中小企業を対象に308回の出前知財権教育を実施するなど知的財産権総合支援体系の構築を通じたワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進して地域の経済活性化に貢献している。また、自治体との有機的な協力事業を推進して地域の特性に適した戦略的支援を強化している。

一方、「IP創造Zone」の段階別教育プログラムである創作教室 - 特許研究室 - 創業インキュベーターを通じてアイデア発想から特許出願、事業化連携支援を行っている。2014年に257人を教育し、27件のアイデアに対する特許出願を支援しており、2015年には790人の教育を行い、204件の特許出願を支援した。また2016年には1,016人の教育を実施し、187件のアイデアに対する特許出願を支援した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は地域知識財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤の中小企業支援拠点として育成する計画であり、そのために地域環境に適したオーダーメイド型知的財産政策の樹立を支援し、産・官・学界の参加を呼びかけられる地域機関との共同事業及び協力体系をさらに強化していく計画である。

また、IP創造Zoneを通じて発掘されたアイデアに対する創業及び事業化支援、創造経済革新センター予備創業者に対するIP教育及び権利化支援など創造経済革新センターとの業務協力を強化する予定である。2017年には安東、蔚山の知識財産センター内の新規IP創造Zoneを開所する計画である。一方、地域知識財産センターを地域のIP拠点機関として発展させるため、専門コンサルタント中心のIPコンサルティングも強化していく計画である。

<図Ⅲ-2-9> 地域知識財産センターの状況



＜表Ⅲ－2－12＞地域知識財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	ソウル知識財産センター	ソウル産業振興院	02)2222-3860	2009. 2	ソウル市麻浦区ワールドカップ北路400ソウル産業振興院1F
2	京畿知識財産センター	京畿テクノパーク	031)500-3043	2003. 10	京畿道安山市常緑区海岸路705
3	京畿北部知識財産センター	京畿北部商工会議所	031)853-7431	2010. 2	京畿道議政府市楸洞路140
4	仁川知識財産センター	仁川商工会議所	032)810-2882	2001. 7	仁川広域市南東区ウンボン路60番ギル46
5	江原知識財産センター	江原道産業経済振興院	033)749-3327	2001. 7	江原道原州市好楮路47
6	忠南知識財産センター	忠南北部商工会議所	041)558-5706	2001. 7	忠南天安市西北区広場路215
7	全南知識財産センター	木浦商工会議所	061)242-8587	2005. 7	全南務安郡三郷邑五龍3ギル2
8	光州知識財産センター	韓国発明振興会光州支部	062)954-3841	2001. 7	光州光山区河南産団8番路177
9	全北知識財産センター	韓国発明振興会全北支部	063)252-9301	2014. 3	全北全州市徳津区盤龍路109、ベンチャー支援棟1F(105号)
10	済州知識財産センター	済州商工会議所	064)755-2554	2001. 7	済州市チョンサ路1ギル18-4
11	大田知識財産センター	大田テクノパーク	042)930-4455	2003. 10	大田市儒城区テクノ9路35、大田知能ロボット産業化センター206～208号
12	忠北知識財産センター	清州商工会議所	043)229-2732	2001. 7	忠北清州市上党区北党路106
13	釜山知識財産センター	釜山テクノパーク	051)974-9061	2003. 3	釜山市江西区科学産団1路60番ギル 32 釜山TP科学技術振興交流センター5F
14	蔚山知識財産センター	蔚山商工会議所	052)228-3087	2001. 7	蔚山市南区トジッ路97
15	大邱知識財産センター	大邱商工会議所	053)242-8079	2001. 7	大邱市東区東大邱路457
16	慶北知識財産センター	浦港商工会議所	054)274-5533	2001. 7	慶北浦港市南区ボスコ大路333
17	慶南知識財産センター	昌原商工会議所	055)210-3085	2001. 7	慶南昌原市義昌区中央大路166
18	水原知識財産センター	水原商工会議所	031)244-8321	2001. 7	京畿道水原市長安区水城路311
19	富川知識財産センター	富川産業振興財団	070)7094-5483	2005. 7	京畿道富川市遠美区平川路655富川TP401棟1503号
20	春川知識財産センター	韓国発明振興会江原支部	033)264-6580	2001. 7	江原道春川市江原大学キル1、江原大学ボドゥム館403号
21	太白知識財産センター	太白商工会議所	033)552-4779	2005. 11	江原道太白市黄池路188-1
22	江陵知識財産センター	江陵商工会議所	033)643-4413	2003. 10	江原道江陵市総合運動場ギル88
23	瑞山知識財産センター	瑞山商工会議所	041)663-0041	2005. 11	忠南瑞山市邑内3路28
24	忠州知識財産センター	忠州商工会議所	043)843-7005	2005. 7	忠北忠州市ウトム路31
25	釜山南部知識財産センター	韓国発明振興会釜山支部	051)645-9683	2001. 7	釜山市鎮区伽倻大路607セマウル会館6F

26	安東知識財産センター	安東商工会議所	054)859-3093	2005. 11	慶北安東市祝祭場ビル240
27	亀尾知識財産センター	亀尾商工会議所	054)454-6613	2001. 7	慶北亀尾市松亭大路120
28	晋州知識財産センター	晋州商工会議所	055)762-9411	2001. 12	慶南晋州市東晋路255
29	順天知識財産センター	順天商工会議所	061)741-5411	2001. 7	全南順川市長明路6
30	群山知識財産センター	韓国発明振興会全北支部 群山事務所	063)471-1284	2011. 3	全北群山市セ万金北路437セ万 金総合コンベンションセンタ ー2F
31	蔚山テクノパーク知識 財産センター(自立型 センター)	蔚山テクノパーク	052)219-8505	2014. 5	蔚山市中区ゾンガ路15(茶雲 洞)テクノパーク本部棟

\* 蔚山テクノパーク知識財産センター：人件費、事業費の国費支援なく運営機関が自律的に運営する「自立型知識財産センター」を試験的に運営している。

### 3. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ソン・イング  
行政主事 パク・ダヒョン

#### イ. 地域知的財産フォーラムの開催

##### 1) 推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催することで、自治体及び知的財産関係機関の知財権認識を高める努力を持続的に展開している。特に、2016年には慶南、江原、済州、慶北、蔚山、全南、仁川、世宗など計8つの広域市・道とともに地域知的財産フォーラムを開催し、自治体の首長、市・道議会の議長、国会議員など地方における政策リーダー及び学会・経済界の専門家とともに地域が直面している懸案を知的財産の観点から分析し、解決法などを議論する場を設けた。

##### 2) 推進内容及び成果

地域知的財産フォーラムを通じて自治体が主導する知的財産条例制定の必要性を強

調し、標準条例案も作成・普及した結果、仁川広域市が初めて「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008. 8. 4)し、その後も全国の全ての広域自治体で知的財産条例を制定し、地域社会の知的財産に対する認識向上に大きく貢献している。

特に、2016年に開催されたフォーラムでは自治体の首長、国会議員、市議会議員、中小企業CEOなど地域の政策リーダーが参加し、知的財産に基づいた地域経済の発展戦略に関する議論を交わした。このフォーラムを行うため、特許庁は地域の知的財産状況に関する統計を分析・共有し、それに基づいて地域戦略産業と連携した知的財産戦略方向を共に議論して考える機会を提供した結果、地域現場から好評を得た。

<表Ⅲ-2-13>2016年地域知的財産フォーラムの開催状況

地域	開催時期	フォーラムテーマ	関連イベント
慶南	6. 22	地域IP産業の保護法	IP経営者代表団懇談会及びIP IU CONVENTION授賞式
江原	9. 8	江原地域のIP R&D発展方向	江原科学技術大祝典
済州	11. 4	済州知的財産産業化の現状及び主要事例	済州IP経営者懇談会及びIPフェスティバル
慶北	11. 11	国際的な技術移転及び技術事業化戦略とビジョン提示	知的財産才能寄付成果報告会
全南	11. 17	地域中小企業の知的財産経営基盤の構築及び活性化	知的財産博覧会
蔚山	11. 17	デザインで蔚山産業の体質を変えよう	技術市場参加技術展示会及びキャップストーンデザイン展示会など
仁川	11. 24	中国IP環境変化による韓国企業の輸出戦略	第8回中小企業知的財産経営者大会など
世宗	11. 29	世宗市知的財産状況の診断及び知的財産活性化の基盤作り	中小企業ブランド経営特講

### 3) 評価及び発展方向

知的財産フォーラムを通じて地域において知的財産の重要性を共有し、中央と地方間の知的財産政策協力を成功した。今後特許庁は知的財産フォーラムを含む地域別知的財産フェスティバルを拡大開催し、政府の知的財産に対するビジョンと戦略を共有し、実行を体系化すると同時に、地域住民一人一人が知的財産を理解・活用できるように取り組む計画である。

#### ロ. 地域知的財産政策協議会の開催

##### 1) 推進背景及び概要

特許庁は2013年4月、17の広域自治体とともに地域知的財産政策の発掘及び知的財産に優しい政策を地方政府に広げる方策を模索するため「地域知的財産政策協議会」を新設した。政策協議会を通じて特許庁は国家の知的財産政策方向を共有し、中央・地方政府間、自治体間の政策協議を通じて政策シナジー効果を高めた。また、地域間の知的財産格差問題の解決、地域知的財産の活性化を取り計らった。そこで特許庁は2013年4月11日に第1回協議会を開催し、以後毎年2回の定例政策協議会を開催している。

##### 2) 推進内容及び成果

2013年4月11日第1回政策協議会を始めに、2013年12月20日に第2回協議会を大田で開催し、2014年4月3日済州で第3回協議会、2014年12月12日大田で第4回協議会、2015年6月30日第5回協議会、2015年12月16日に第6回協議会を開催した。

2016年政策協議会は3月(政府大田庁舎)と9月(済州)で開催した。2016年3月30日に開催した第7回地域知的財産政策協議会は特許庁次長の主宰の下で17の広域自治体の課長及び担当者が出席した。この協議会で特許庁は自治体合同評価知的財産関連指標

の改善及び広域中心運営による包括的な政策樹立に対する案件を持ち出した。それを受け、広域自治体は合同評価指標を改善する際に地域別経済的条件を反映した評価基準の必要性和優秀事例に対する例示などに関して話した。また、知的財産センター運営機関との再公募及び独立化などが議論され、各自治体に知的財産取引専門官の配置の必要性が提起された。

2016年9月1日開催された第8回地域知的財産政策協議会は17の広域自治体担当者を中心に行われた。この日特許庁は翌年度事業の改編方向及び予算状況日程などを案内し、自治体合同評価指標の確定内容を説明し、知財権訴訟保険加入支援の拡大協力を要請した。出席した広域自治体担当者は今後センター運営方法に対する多様な意見を提示し、地域別状況など様々な変数を考慮した評価の必要性和定量指標が含まれた追加的な改善意見を提示し、特許庁と広域自治体が地域の知的財産発展方法に対して相互意見を交わす有意義な場として評価された。

### 3) 評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年初めて設立された「地域知的財産政策協議会」はこれまで計8回開催された。これは知的財産の創出・保護・活用体系の先進化政策を地方自治体と共に議論し、地域知識財産センターを中心とする協力案及び地域知的財産ガバナンス構築の第一歩と言える。

今後も特許庁は知的財産の創出・保護・活用体系の先進化し、地域間知的財産不均衡の解消、地域知的財産の活性化を通じた知的財産行政サービスの提供を目指して自治体及び関係機関との知的財産政策協議会を定例開催する計画である。

## ハ. オーダーメイド型教育を通じた知的財産裾野の拡大

### 1) 推進背景及び概要

特許庁は中小企業の役職員、自治体公務員、予備創業者、学生など地域内の多様な

層を対象に知的財産の重要性を認識させるため、地域知識財産センターを通じた知的財産教育事業を2004年から運営している。

## 2) 推進内容及び成果

2016年の1年間で自治体公務員を対象に計65回(1,994人)の「公務員教育」を実施し、一般人を対象に知的財産権制度の基礎、特許情報検索、電子出願及び知的財産権に対する認識教育を中心とする「一般教育」を計344回(12,235人参加)実施し、知的財産権の基礎から創出、権利化まで専門家を養成するための「集中教育」を計230回(4,861人)実施した。

また、事前に教育希望企業との相談を通じて企業役職員の知的財産水準を把握し、中小企業を対象に知的財産能力によるオーダーメイド型教育(出前知財権教育)を計308回実施した。このように地域センターは地域内の多様な階層の人々が知的財産を理解して活用できるよう、知的財産に友好的な社会環境作りと知的財産の活用に対する裾野を広げてきた。

<表Ⅲ-2-14> 知的財産権教育の状況

区分	2013		2014		2015		2016	
出前知的財産権教育	4,676人	/286回	4,445人	/231回	3,206人	/405回	3,715人	/308回
知的財産権一般教育	13,413人	/346回	12,154人	/286回	8,766人	/265回	12,235人	/344回
知的財産権集中教育	8,173人	/284回	4,382人	/226回	4,378人	/217回	4,861人	/230回
自治体公務員の知的財産権教育	2,961人	/64回	1,791人	/77回	2,482人	/64回	1,994人	/65回

## 3) 評価及び発展方向

地域住民全体が創意的なアイデアを出して知的財産として実現し、さらには知的財



産に基づいた創業を通じて成果を出す創造経済を実現させるためには、知的財産に対する理解が前提されなければならない。そこで特許庁は地域現場の最前線で需要階層別のオーダーメイド型教育を持続的に実施してきた。今後も教育機会の拡大と水準別プログラムの開発、専門教育の運営など多様な階層の積極的な参加を誘導するために持続的に努力する計画である。

#### 4. 軍将兵知的財産権創出支援

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソン・サンヨン  
工業主事補 イ・ミファ

##### イ. 推進背景及び概要

国防だけでなく社会で求められる人的資源を養成する役割を遂行している軍の重要性に比べ、知識基盤社会の核心であり知識基盤社会に備えるための知的財産権に対する認識は不十分である。

そこで特許庁は軍内の知的財産権創出に寄与し、未来産業人材の知的財産権に対する認識を向上させ、知的財産マインドを備えた創造的人材の養成に寄与するため、「軍将兵の知的財産認識向上事業」を2006年陸軍1部隊において試験的に実施した後、2011年から全軍を対象に拡大して施行している。

##### ロ. 推進内容及び成果

特許庁では軍将兵の知的財産創出能力を高めるため、年度の初めに軍部隊の知的財産教育需要調査を実施し、上半期に各部隊に専門講師を派遣して知的財産権基礎及び特許出願などの理論教育と、コンテスト準備のためのアイデア発想技法、創出課程などの実習教育を支援する。これを基に下半期には発明体験機会を提供及び軍用品の活用改善のためのアイデアを発掘して軍務員及び幹部を含む大韓民国全軍を対象とする発明コンテストを開催する。

大会に提出されたアイデアは書類審査、先行技術審査、対面審査などの幾つかの段階の審査過程を経て優秀アイデアが選定され、選定されたアイデアは展示会を通じて対内外に広報することで、展示会を訪ねる一般人に軍の発明活動に対する認識を高めるとともに受賞者のプライドも高めている。

2016年には軍将兵発明コンテストを通じて130部隊、1,779件のアイデアを受け付け、専門家の審査を経て軍用品及び一般用品を含め、最終的には陸軍22件、空軍6件、海軍6件など計34件が受賞し、「2016大韓民国知的財産大展」を通じて受賞作の展示が行われた。

本コンテストは2014年から軍用品部門の他に一般用品部門を新設して、2015年からは展示するための発明品製作と関係のない通信・ソフトウェア・化学分野など無形のアイデアも提案できるようにすることで、軍将兵の目線で多様な関心事に対するアイデア提案の機会を拡大した。また、2016年からは共同発明を許容し、部隊内協力を通じたチーム単位アイデア提案を誘導した。これを通じて大会に受け付けられたアイデアの件数は2013年731件から2014年847件、2015年1,630件、2016年1,779件へと持続的に増加した。

#### ハ. 評価及び発展方向

今後2017年からは軍幹部部門と一般兵士部門に区分して軍用品に対する将兵の実務改善アイデアを発掘・授賞する予定である。優秀アイデアを現場に実際に適用することで軍の戦闘力の向上に寄与できるようにし、事業化及び技術移転のための創造経済タウンの連携支援など関係機関との協力を通じて発明コンテストに提案されたアイデアの活用を促進する予定である。

### 5. 海警安全技術開発基盤作りに向けた海警発明大会

## イ. 推進背景及び概要

セウォル号事故など海洋災難の大型化・複合化による安全事故に効果的に対応するため、装備・技術開発及び運用方法の模索に対する社会的な要求が高まった。そこで、現場の意見・需要が反映されたアイデアの提案、評価、高度化、管理及び補償システムの体系化・定例化を通じて装備の標準化・規格化で世界市場を先取りする必要がある時点に来ている。

そこで、特許庁は海洋安全装備の持続的な研究及び知的財産権基盤の新技术・新製品開発ムードの拡散及び海洋産業体への技術移転を通じた産業化で海洋産業発展の土台を構築するために「海警発明大会」を2016年に初めて施行した。

## ロ. 推進内容及び成果

特許庁は創意的なアイデアの持続的な発掘基盤作りに向けて専門人材養成水準の知財権教育・研修課程を開設し、効果的な運営を通じて海洋警察全体の知的財産権認識拡散を図るため、アイデア受付前に発明相談及び事前先行技術調査を支援し、支援者が事前に特許関連コンサルティングを受けるよう支援する。以後海洋分野の自由テーマで製品化・産業化可能なアイデア発掘のために海洋警備安全本部所属公務員を対象にする発明大会を開催する。

大会に提出されたアイデアは書面審査、先行技術調査、対面審査など複数段階の審査過程を経て優秀アイデアを選定し、選定されたアイデアはコンサルティング及びオーダーメイド型教育を通じてアイデアの高度化及び権利化支援を受け、模型品を製作した後、展示会を通じて対内外に広報することで展示会を訪れる一般人に海警の発明活動に対する認識を高めると同時に受賞者のプライドも高める。

2016年には全国地方本部及び海警機関を17回訪問教育し、計1,320人が受講した。

このような知的財産権事前教育を通じて海洋安全分野公務員職務発明に対する認識及びアイデア水準を高めた。また、教育院に知的財産専門課程(海洋特化知的財産専門人材養成課程)を新設し、計2回運営、30人が修了した。

本海警発明大会を通じて計225件のアイデアを受付け、専門家の審査を経て優秀アイデア20件を発掘し、高度化及び権利化支援で優秀技術として育成した。20件のうち現場適用性及び研究価値の高い4大課題に対しては海警R&D課題と連携して現在研究中である。また、韓国発明振興会知的財産仲介所を通じて海警研究センターが研究開発した国有特許2件は民間企業への技術移転を通じて海洋安全技術事業化成果をあげた。本大会の受賞作は「2016年大韓民国知的財産大展」を通じて展示された。

<図Ⅱ-2-10> 海洋警備安全研究センターR&D研究検討課題

鑑定主機関LOクローテスター機製作活用	遭難位置確保装置	閃光爆音弾利用マルチ撒布機	携帯用酸素切断機
			

#### ハ. 評価及び発展方向

今後海洋安全に対して公務員の実務改善アイデアを発掘し、現場に実際適用することで海洋安全技術に寄与し、一般部門を新設して国民の優秀アイデアを発掘できるよう公募対象を拡大する予定である。支援範囲を拡大し、段階別審査基準調整を通じた評価及び委員運営の効率性を高め、優秀アイデアに対するオーダーメイド型コンサルティング支援及び実務者メンタリングまたは支援する予定である。海洋安全優秀アイデアは事業化及び技術移転のための創造経済タウン連携支援など関係機関との協力を通じて発明大会に提案されたアイデアの活用を促進する予定である。

## 第3章 知的財産金融の活性化及び事業化の促進

### 第1節 中小企業の知的財産金融・取引の活性化

#### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 技術書記官 カン・ユンソク

韓国は2010年米国、日本、カナダに続いて特許登録100万件を突破し、2015年基準で国内及び国際出願実績が其々4位と5位を記録して知的財産の創出においてはIP5(特許先進5カ国)に相応しい成長を成し遂げ、標準特許保有順位でも世界5位を占めて知的財産の質的な面でも着実に成長している。対内的には2011年知識財産基本法を制定するとともに国家知識財産委員会を大統領直属に設置することで、政府レベルの知的財産政策推進体系も構築した。このように韓国経済は最近急速に知識基盤経済へ突入しつつある。

また、最近多様な形態の特許管理専門会社が出現して活動領域を広げていることで、知的財産が実現された製品を生産・販売して価値を実現する活用形態から知的財産からキャッシュフローを創り出す直接的な収益化戦略へとビジネスモデルが変わるなど、知的財産市場の構造的な変化をもたらしている。<sup>14</sup>

このような状況の中で政府は第1国政目標として「雇用中心の創造経済」を掲げた。雇用創出の鍵であるグローバル競争力を備えた中小企業を通じて創造経済を実現するという計画である。そのためには活用価値の高い高品質の知的財産を創出し、創出された知的財産を保護しつつ積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産好循環システムの構築が必要である。

これまでは政府調達、課題など各種政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出

---

<sup>14</sup> チェ・チョル、IP金融を見つめる転換期的な観点、IP Insight Vol2(3)、4ページ、2013.9

を誘引してきたが、これからは「創出された知的財産を如何に活用するのか？如何なる戦略で事業化を通じて価値を生み出していくのか？」という側面から、創出された知的財産が企業成長のエンジンとして作用するように支援することで雇用創出及び創造経済の実現に寄与させる政策を講じるため力を入れている。

最近「知的財産活動実態調査」の結果によれば、中小企業にとって事業化における最も大きな問題は専門人材及び資金不足であることがわかった。物的担保は不足しているものの優秀な知的財産権など技術を保有している中小企業が知的財産権だけで資金が調達できる機会を拡大するため、2012年知的財産を担保に資金確保の手段として活用できるように「動産・債権などの担保に関する法律」が施行された。2013年には既存の保証、投資用評価支援とともに担保貸出のための評価費用支援を本格的に施行した。特許庁は自ら事業化能力を高められるように企業の知的財産戦略樹立を支援するとともに、創出された優秀な知的財産が眠ることなく事業化につながるように技術取引市場を活性化し、国有特許の活用方策構築及び職務発明に対する認識向上など多様な活用政策を樹立するなど、創造経済の中心的な役割を担当する知的財産中心の中小企業を育成するため持続的に支援する予定である。

## 2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ヘスク

### イ. 推進背景及び概要

知的財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与するもので、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化における必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術が全て事業化及び資金確保などに活用されているわけではなく、これは特許庁が2016年知的財産活動実態調査を行った結果、国内全体企業の特許事業化率が75.3%であることから確認することができる。

創出された特許の事業化率を高めるためには、特許が企業経営戦略の核心要素として働くように活用分野を多様化できる政策的な支援が必要である。そのためにはまず特許技術価値評価に対する信頼性と公正性が担保されなければならない。

特許庁はこのような評価基盤を構築するため、発明の評価機関を指定・運営しており、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。

また、評価結果を現物出資、技術取引、技術認証及び事業妥当性分析などに活用できるよう「事業化連携特許技術評価支援」及び金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金が確保できるように「金融連携特許技術評価支援」事業を実施している。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許技術評価費用の支援は発明振興法第30条に基づいて施行されており、事業化連携特許技術評価支援事業の場合は技術評価にかかる評価費用の70%以内で申請者1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申込及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申込日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であり、個人、中小企業基本法第2条による中小企業は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、職務発明補償制度の実施企業、国家功労者または障害者、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業などに対しては加点を付与している。

最近5年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

＜表Ⅲ－3－1＞最近5年間特許技術評価の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2012	2013	2014	2015	2016
予算	1,634	1,586	1,600	1,600	1,600
支援件数	68	64	71	97	84

特許技術を評価する時は権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして特許権の金銭的な価値まで算定できるため、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、特許技術現物出資のための適正移転取引価額の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、その他長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産または構造調整による資産評価、紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて創業初期企業など資金の確保が必要な中小企業を対象に保有特許に対する価値評価を通じて保証が行われるように保証連携特許技術評価費用を支援しており、2013年信用保証基金まで協約機関を拡大した。

2013年特許庁が評価費用を支援して価値評価金額以内で知的財産(IP)だけを担保にして貸し出しを行うIP担保貸し出しを国内で初めて産業銀行を通じて実施して以来、2014年企業銀行、2015年国民銀行にIP担保貸出を拡大した。2017年にはIP価値評価を通じて発行された保証書を基に貸出を施行する場合、追加的に金利を優遇する新規金融商品及び金融機関を拡大する計画である。その他にも投資対象企業が持っている特許に対して投資機関のニーズに応えたオーダーメイド型評価報告書の作成を支援し、特許基盤投資活性化を誘導している。



< 図Ⅲ-3-1 > 最近IP金融関連MOUの推進状況



特許庁 - ウリ銀行MOU(2014. 5)



特許庁-新韓銀行MOU(2014. 6)



特許庁-国民銀行MOU(2014. 9)

このような努力の結果、本格的にIP金融が施行された2013年以後最近4年間特許技術評価支援を通じて計7,461億ウォン規模の資金を中小企業に支援し、これは投入予算114億ウォンに比べて約65倍の効果としてあらわれた。

最近4年間の詳細な金融連携実績は以下のとおりである。

< 表Ⅲ-3-2 > 最近4年間金融連携評価連携支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2013	2014	2015	2016	合計
予算	1,664	2,932	3,570	3,270	11,436
連携金額	75,907	165,820	200,904	303,459	746,090

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁は13機関を評価機関として指定・運営しているが、各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するとともに評価機関の能力を高めるため、定期的に発明の評価機関運営協議会を開催している。

＜表Ⅲ－3－3＞発明の評価機関指定状況

指定機関
韓国化学融合試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会、農業技術実用化財団、特許法人タレ、(株)WIPS、特許法人タナ

#### ハ．評価及び発展方向

中小企業の知的財産が無駄になることなく技術取引、現物出資、技術認証など評価を通じて事業化できるよう支援し、IP金融を通じて事業化資金が確保できるようにすることで知的財産を通じて中小企業が成長できる基盤を構築した。

今後も発明の評価機関に民間中心に拡大するとともに、公正な評価品質競争体制を構築し、金融機関のIP価値評価能力強化を支援することで、IP金融活性化に向けた基盤構築に取り組む計画である。

また、中小企業がIP事業化における最も大きな問題として挙げている資金不足問題を解決するため、保証、担保貸出などIP金融を持続的に拡大する一方、優秀なIPを保有している企業に対する投資活性化に向けた投資用評価支援も拡大・実施する予定である。

### 3. 特許開放及び活用の促進

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 パク・ヒョンス

#### イ．推進背景

「特許開放」とは元来独占・排他的な特許権が設定されている特許技術を特許権者が第三者(または不特定多数)に有償または無償で移転(譲渡またはライセンス)する意

思を表したことを意味する。

2013年World Patent Information研究<sup>15</sup>によれば企業の特許開放は利潤創出(profit making)、費用削減(cost cutting)、革新刺激(innovation catalyzing)、技術提供(technology providing)などの目的で行われる。

企業は一世代前の特許や非核心特許を大学、研究所、非営利機関などに寄付して費用を減らすとともに税金減免を受け、革新を促す。または食糧、医療、環境と関連する特許を人道主義的な目的、社会貢献(CSR)レベルで開放したりもする。

同時に導入初期技術の場合、関連市場の拡大、プラットフォーム化、技術標準化など技術・経営戦略レベルで特許を開放したりもする。騒音低減技術で有名なDolby社は1970年騒音低減特許に対してレコード会社には無償開放したが、カセットプレイヤー会社には有償ライセンスする戦略で莫大な利益をあげた。

最近市場拡大に向けた特許開放事例としてはテスラ社の電気自動車特許開放(2014年6月)とトヨタの水素自動車特許開放(2015年2月)があげられる。技術のプラットフォーム化に向けた特許開放事例としてはパナソニックのIoT特許開放(2015. 3)があげられる。

また、大企業は中小企業とともに成長するために特許を開放するケースもあるが、日本では富士通と日産自動車は2004年から保有特許を中小企業にライセンスする活動を展開しており、2006年基準で20社あまりの大企業が計250件余りの特許を開放している。富士通は27件の技術を開放、年5~10件をライセンスしており、27社の中小企業から35製品の事業化に成功した。2013年にはその功績が認められ、経済産業省から特許活動優秀企業賞を受賞した。日産自動車は8件の技術を開放、計17件をライセンスし、11製品の事業化に成功した。

---

<sup>15</sup> 「Why do firms give away their patents for free?(World Patent Information(2013)、Ziefier N、et.al.)」

国内でも2010年以後一部の大企業が中小企業とともに成長するという意味で特許を開放してきた。POSCO、KT、現代自動車、サムスン電子、LG電子、LGディスプレイ、LS産電などが独自に、または韓国産業技術振興院の技術シェアイベントを通じて小規模・散発的に一部特許を開放して中小企業に移転してきた。

2015年からはグループレベルでの大規模特許開放が広がり、LG、サムスン、SK、KT、現代自動車、現代重工業、大宇造船海洋、POSCO、Doosanなどが計11万件余りの特許を開放(無償：約4万件余り)した。

そこで大企業の特許開放を拡大し、開放された特許が積極的に活用されるよう、政策的な支援が求められるようになった。

## ロ. 主要内容

### 1) 大企業の特許開放拡大

韓国特許庁は特許開放を活性化するため、大企業など特許権者が中小企業に特許を無償移転する場合はインセンティブを提供した。

まず特許を中小企業に無償移転した特許権者には特許手数料を納付する時に現金のように使える「知的財産ポイント」を支給する制度を施行した(2015.11)。特許権者が特許を無償ライセンス(3年以上)する場合、ライセンス期間中に特許権者が納付した登録料の50%をポイントとして払い戻し、無償譲渡する場合は30万ウォン相当のポイントが支給される。

また、韓国特許庁は同伴成長委員会との協力の下で大企業特許の中小企業への移転・事業化の際は同伴成長評価で優遇することを決めた。2015年9月同伴成長委員会の2016年度大企業同伴成長指数を改編する際に、関連加点項目(知的財産及び技術シェア)の配点を上方修正(0.5点→1.0点)した。

## 2) 中小企業への移転・活用の活性化

大企業がいくら多くの特許を開放したとしても中小企業がそれを使わなければ何の意味もない。しかし、開放特許の中小企業へのスムーズな移転には幾つか障害要素が見つかり、韓国特許庁はその解消に取り組んだ。

第一、無償譲渡特許に対する税制問題である。中小企業は無償であっても特許の実施権(ライセンス)より特許をIP金融などに活用できる権利譲渡を好む。しかし、税法上特許権者が特許を有償譲渡する時は実際取引価格基準で付加価値税(以下「付加税」、10%、譲受者が負担)が課せられるが、一方無償譲渡の時は該当特許の時価基準で付加税が課せられる。問題は特許の時価算定が難しく、譲受者が多数の特許を譲り受ける場合は付加税の負担が大きくなることである。したがって、付加税問題は特許無償譲渡に足かせとなり、企業は税制改善を求めた。そこで韓国特許庁は会計法人の諮問を受け、企画財政部、国税庁などと協議を推進し、2016年2月国税庁の有権解釈を通じて大企業など特許権者が特許を中小企業などに無償譲渡する場合、登録後2年が過ぎた特許に対しては付加税を100%非課税することを決めた。特許権は付加価値税法上減価償却資産に該当するが、特許庁に設定登録された時点から事業上使われたと看做し、6カ月毎に付加税が25%ずつ減免される。

第二、11万件余りに達する開放特許情報が各創造経済革新センター及び企業ホームページに分散提供されていたため、中小企業など特許需要者のアクセシビリティ及び検索効率が落ちる問題が発生した。そこで韓国特許庁は開放特許情報を需要者及び仲介者がより簡単に検索できるよう、2015年10月から知的財産取引情報システム(IP-Market)で統合して提供している。

第三、オンラインでのの特許情報提供だけでは特許供給者・需要者間の適正価格に対する認識のギャップや情報の非対称問題を解消して移転を活性化するには限界がある。そこで特許移転を支援するため、創造経済革新センターに特許支援窓口を設置し、特許取引専門官を配置した。同時に、創造経済革新センター別に特化産業関連の特許供給者・需要者、公共・民間技術取引機関、金融機関などが参加する特許取引説明会

を開催するなど支援インフラと構築した。また、特許移転後に地域知識財産センター事業及び他省庁事業と連携支援するなど移転された特許が中小企業の新製品開発と雇用創出につながるよう積極的に支援した。

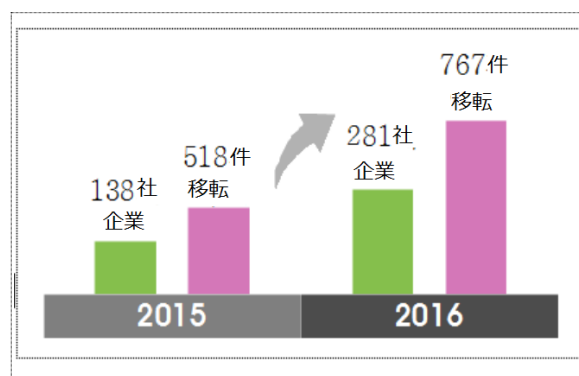
### 3) その他の活動

2015年11月創造経済博覧会でLG、サムスン、SKから特許移転を受けて製品開発及び事業化に成功した中小・ベンチャー企業4社の事例を広報・展示し、2015年12月開放特許に対する企業経営陣の認識向上に向けて日本日産自動車の特許開放事例を共有する知的財産最高責任者(CIPO)セミナーを開催した。

#### ハ. 成果及び期待効果

2016年末まで中小・ベンチャー企業419社に1,285件の開放特許が移転され、一部企業からは新製品の開発及び事業化の成功事例も誕生した。

< 開放特許の移転実績 >



(株)セイルハイテックはLG電子の粘着剤製造特許の移転を受け、2次電子の電極棒に巻いて外部衝撃からの振動を最小限に抑える「膨張(スウェリング)テープ」を開発した。(株)The Boanはサムスン電子の無線ネットワーク・スマートフォンセンサー及び保安関連特許の移転を受け、既存保安システムの改善に適用した。モバイルアプリケーションを開発するスタートアップであるアンドロメダはSKテレコムの手話音の間に広告を入れるリングバックトーン特許の移転を受け、スマートフォンで通話待機時間に発信

者が広告を聞けば通信費が割引されるアプリケーションの開発に適用した。ナムヤン工業(株)は現代自動車の電子式ブレーキシステム、電動操向装置、衝撃緩和技術関連特許45件の移転を受け、自動運転車の部品開発に適用している。

## 二. 今後の計画

韓国特許庁はOpen innovationが本格化する第4次産業革命時代を迎え、特許開放が広がり、中小企業にスムーズに移転されて事業化につながるよう、持続的に支援する計画である。

### 4. 創造経済革新センター内の特許支援窓口の活性化

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソン・サンヨン

#### イ. 推進背景及び概要

2014年9月大邱を始めに2015年7月ソウルまで政府・自治体・大企業などが相互協力し、地域特性及び支援企業の事業によって地域特化産業を支援できるよう、全国17の創造経済革新センターを構築した。

この中で忠北創造経済革新センターに2015年2月特許支援窓口を設置して以来特許庁は知的財産の創出・保護・支援に向けて全革新センターに特許支援窓口の設置を拡大した。

#### ロ. 推進内容及び成果

2016年には2015年度に除外されていた蔚山を含む全国17の創造経済革新センターに特許支援窓口を設置し、多様な支援業務を行った。

特許支援窓口には地域知識財産センターのコンサルタント、地域弁理士、特許取引専

門官など特許専門家を派遣して特許専門相談を実施した。特に、忠北、大邱、釜山革新センターには弁理士が常駐し、先行技術調査などの専門業務を行ったが、17カ所の特許支援窓口における特許相談結果を見ると、1年間計2,151件の相談を完了し、計191件の先行技術調査を支援したことが分かった。

また、相談以後他支援事業と関連して全国15カ所の特許支援窓口で国内外における権利化、インキュベーション事業など262件の事業連携を推進し、3カ所の特許支援窓口で106件の技術移転連携を推進した。

大企業はベンチャー・中小企業が大企業が保有する特許を活用できるように特許支援窓口を通じて特許を開放したが(LG5.2万件、サムスン3.8万件など)、特許庁は特許支援窓口を通じた大企業開放特許の拡散に向けて11月から無償開放特許に対する特許料減免も実施した。

<表Ⅲ-3-4> 大企業に対する開放特許関連手数料の減免

無償開放の形態	知的財産ポイントの付与金額	備考
中小・中堅企業に無償で特許などの実施権設定	毎年納付する特許料・登録料の50%	
中小・中堅企業に特許など無償移転	(特許)30万ポイント/件(1回) (実用・デザイン)5万ポイント/件(1回)	1年分の特許料・登録料相当額

\*知的財産ポイント 1=1 ウォン

#### ハ. 評価及び発展方向

2017年には全国17地域内の特許支援窓口を持続的に運営する予定である。また、該当地域の知的財産センターと連携してセンター内のコンサルタント及び弁理士による専門相談とともに、特許出願など知財権の権利化及びIP総合支援も行う計画であり、IP創造ゾーンが設置された地域(江原、大邱、釜山、仁川、光州、全北、忠南、済州)は必要な場合に限ってIP教育または3Dプリンター駆動及び事業化なども支援する計画である。また、2017年に蔚山及び安東にIP創造ゾーンを開所する予定である。



慶北特許支援窓口が地域内のIPハブになれるよう、特許庁は大企業、自治体などと緊密な協力関係を維持していく計画であり、各種支援事業も強化してIP活用ネットワーク(IPLUG)を活用した革新センター内の技術紹介、企業懇談会なども推進していく計画である。

## 5. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 施設主事 イ・ヒョンウ

### イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産にシフトしつつあり、企業の価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。それによって国家の持続可能な成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権を確保してビジネスに活用することで収益を生み出すことが重要である。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっているのに対して、技術の融・複合化による技術開発の所要時間や費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化しつつある。このような環境の中で競争優位を確保するためには外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術はライセンスングして活用する開放型技術革新が求められている。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、知的財産取引情報システムを構築し、特許取引専門官を運営するなどオン・オフライン連携を通じた特許技術取引を支援することで、第4次産業革命時代における知的財産活用体系の先進化を通じた国家知的財産競争力強化をリードしている。

### ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社

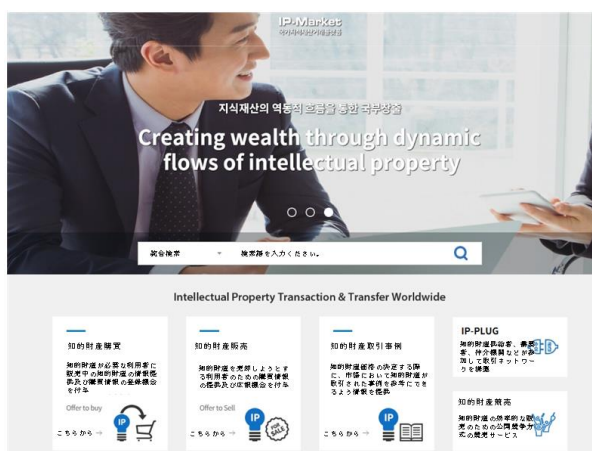
会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

特許庁は2000年4月に情報技術を活用して取引情報の交換及び提供を通じて技術取引が活性化できるように知的財産取引情報システム (<http://www.ipmarket.or.kr>) をオープンした。

2009年からは技術取引と関連する情報のアクセシビリティを強化するため、個別的に運営していた技術取引情報サイトを連携し、2015年には地域別革新センターに分散提供されていた開放特許を統合提供し、2016年には需要者・供給者観点のシステムに全面改編・高度化した。現在18万件余りの移転希望技術DBを含めて計37万件余りの技術情報DBを構築している。

知的財産取引情報システム (IP-Market) は知的財産取引を希望する個人及び中小企業が活用できる知的財産の需要・供給情報、市場動向などのサービスを提供している。特に、技術取引の主な障害要因である適正技術料の算定をより合理的に算出できるように関心技術と類似する技術の過去取引類型、技術料などが検索・照会できる知的財産取引事例機能を構築し、特許技術の潜在需要者を把握することで需要・供給を効率的にマッチングできるよう類似特許情報を提供している。

<図Ⅲ-3-2> 知的財産取引情報システム (国家知的財産取引プラットフォーム) ホームページ



21世紀知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は技術の融合・複合化とともに消費者のニーズレベルを高め、技術のサイクルが急速に短くなっている。このような技術サイクルの短縮によって不要な技術を売却したり、新しい技術を導入する企業も徐々に増加している。これは企業が独自開発に対する費用・時間のリスクを減らし、技術移転及びライセンスを通じて速やかに技術を確保する、いわゆるオープンイノベーションを技術の技術経営戦略として採択していることを示唆する。

技術取引の特性上、両当事者は取引を希望しても技術価値(取引価格)に対する不一致及び手続きの専門性など実際取引に成功するまではあらゆる障害要因が存在する。また、国内企業は技術導入より独自開発の比重が高いため技術取引市場が狭く、特許技術の発掘、交渉、契約に至る全過程に対する情報と専門人材が不足しているため、技術取引のための自生的な生態系が造られていない状態である。

そこで、特許庁は特許取引専門官をソウル、光州、大邱、大田など全国主要地域に拡大配置し、人材・情報の不足によって問題を抱えている個人、中小企業の知的財産取引が適材適所で行われるように支援することで、優秀特許技術が無駄になることなく事業化され、付加価値が創出できるよう支援している。

特許取引専門官は個人、中小企業を対象に需要発掘及び面談、適正供給技術のマッチング、仲介交渉及び契約書の作成など技術取引全般に関する技術仲介サービスを提供しているが、取引成功以後もIP金融、R&BDなど技術事業化に向けた支援事業とのフォローアップまで行っている。

これまでオン・オフライン知的財産取引支援事業を通じて成功した取引状況を見ると、2006年以後現在(2016年12月基準)まで計2,002件に達している。

<表Ⅲ-3-5> 権利別の知的財産取引実績

(単位：件)

取引実績	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	計
特許	19	40	55	92	112	119	132	171	185	275	416	1,616
実用新案	14	6	10	7	8	11	22	4	8	6	6	102
デザイン	1	-	7	1	12	17	18	26	51	27	9	169
商標	-	-	-	-	8	13	13	18	11	1	3	67
その他*	-	-	-	-	-	3	11	12	16	6	-	48
計	34	46	72	100	140	163	196	231	271	315	434	2,002

\*ソフトウェア、半導体設計、ノウハウなど

&lt;表Ⅲ-3-6&gt; 類型別の知的財産取引実績

(単位：件)

取引実績	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	計
権利譲渡	32	26	43	62	89	82	101	120	114	188	285	1,142
実施許諾	2	20	29	38	51	81	95	111	157	127	149	860
計	34	46	72	100	140	163	196	231	271	315	434	2,002

技術取引は特許権など無形資産を移転対象としているため、技術取引当事者間で情報力にかなりの差が存在する。合理的な技術仲介交渉を進めるためには、該当技術の優秀性を客観的に立証できる効果的な支援基盤作りが求められ、2009年に「特許分析評価システム(SMART3)」を開発してこれに対する解決策を講じた。

特許分析評価システム(SMART3)は客観的かつ定量的な特許情報を活用して大量の特許を低費用、リアルタイムで評価し、技術購入者に供給技術に対する客観的な分析資料(技術性、権利性、活用性)を提供している。

2010年4月から国内に登録された特許を評価するサービスを開始して以来、2011年には特許ポートフォリオ分析機能を追加し、2013年には米国登録特許に対する分析及

び評価サービスを始めた。2015年にはSMART3評価情報を金融機関と連携(API)するサービスを開始、2016年にはヨーロッパ特許評価サービスを追加するなどサービス範囲を拡大して利用者の情報活用段階を持続的に改善し、それによってSMART3サービス開始以後2016年12月現在まで累積501機関が計53万6千件余りに達する評価サービスを受けるなど特許の質的評価活用は持続的に拡大されつつある。

<表Ⅲ-3-7> 機関類型別の特許分析評価システムの年間契約実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	合計
2010	7	5	11	10	33
2011	12	4	16	11	43
2012	8	8	24	11	51
2013	10	3	30	18	61
2014	25	4	29	12	70
2015	41	5	46	27	119
2016	44	5	51	24	124
合計	147	34	207	113	501

<表Ⅲ-3-8> 機関類型別の特許分析評価システムの利用実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	個人	合計
2010	6,046	3,364	3,444	13,864	455	27,173
2011	9,727	5,558	6,982	11,336	139	33,742
2012	6,046	5,464	7,084	13,276	258	32,128
2013	11,073	4,721	10,611	18,984	354	45,743
2014	40,170	4,858	13,453	53,260	978	112,719
2015	26,926	4,261	22,241	61,462	1,514	116,404

2016	77,320	802	20,565	67,308	1,759	167,754
合計	177,308	29,028	84,380	239,490	5,457	535,663

#### ハ. 評価及び発展方向

国内知的財産取引市場は知的財産に対する認識不足、特許の品質、小さな市場規模など本質的な問題によって活性化されていないのが現状である。このような環境にもかかわらず特許庁のオン・オフラインを通じた特許技術取引支援の実績が持続的に増加している。これは長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効率的な支援政策展開することで市場が拡大する可能性があることを示している。

今後特許庁は知的財産取引情報システムと特許取引専門官の連携を強化して有機的な支援体系を構築するとともに、他の技術取引機関及び事業との連携、需要技術の発掘拡大を通じて適材適所に必要技術が供給されるように支援する予定である。また、IP需要者と供給者が信頼を基に技術を取引するとともにIP企業に対する投資及び事業化をつなげる知的財産活用ネットワークを確立することで民間主導のIP取引市場構築を促し、優秀事例の発掘及び関連情報の提供に向けたコンファレンスの開催で特許技術取引に対する認識を持続的に高めていく予定である。

### 6. 知的財産活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事 パク・ゾンイル

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は現在世界4位の特許出願国であるにも関わらず、慢性的な技術貿易収支赤字から脱していない状況である。これは特許の量的成長は成し遂げたものの、活用を通じた付加価値の創出能力は不足しているからである。特許庁は創意と革新の産物である知的財産を効率的に活用することで企業の付加価値を高め、それを再び投資に回

す知的財産好循環体系を構築するよう支援している。

#### ロ. 推進内容及び成果

知的財産活用戦略支援はIP製品の革新及びIP事業化戦略の樹立のための深層コンサルティングを提供するもので、支援プロセスは事業公告→企業選定(書類及びPT審査)→事業遂行会社の選定(制限競争入札)及び契約締結→企業負担金の納付→戦略樹立及び実行方案の提示→事後管理という流れで支援される。

最近3年間の知的財産活用戦略支援の状況は以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-9> 知的財産活用戦略支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	2014	2015	2016
予算	2,352	2,352	2,940
支援件数	40	43	53

細部類型別に見ると、IP製品革新戦略コンサルティングはIP適用製品の問題点を解決・革新できるようにTRIZ(創意的問題解決理論)、特許、デザインの専門家を選択的に活用することで短期的に付加価値を創り出せるように支援する事業である。既存のIPコンサルティングが回避設計及び権利侵害予防の観点で行われたのに比べて、同コンサルティングでは異種分野の特許を活用して製品の問題を解決するとともに、消費者、市場、トレンド及びIP分析などを通じて最適化されたデザインを導き出せるように支援している。

IP事業化戦略コンサルティングは企業のビジネス戦略と連携したIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を中小企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築を手助けする事業である。中小企業のうちIPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、競合社から自社の事業領域を保護または競合社を排除しようとする企業、

特許費用を節減もしくはIPから収益を作り出そうとしている企業、企業の保有能力と外部資源の融合を通じて新事業を発掘したりマーケティングチャンネルを構築しようとする企業、保有IP資産を基に金融連携支援を希望する企業などに有用な事業であり、企業のニーズに応じてオーダーメイド型コンサルティングを行っている。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、支援を受けている企業を対象に成果活用度調査を実施している。調査の結果、主な活用分野は研究開発(R&D)戦略の樹立、新規事業の発掘及び企画または事業性の検討、主力事業を保護するためのIP資産の構築及び強化、新規IP創出、効果的なIP管理などで、毎年80%以上の高い活用率を記録しており、知的財産活用戦略の樹立に大きく貢献していることが分かった。

<表Ⅲ-3-10> 知的財産活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

区分	2014	2015	2016	平均
活用率	86.07	87.50	90.67	88.08

#### ハ. 評価及び発展方向

新しい知識の80%は特許文献を通じて公開され、公開された知識のうち70%以上は他の文献としては全く公開されない。技術または製品の革新を考えているのであれば、知識の宝庫である特許情報を積極的に活用する必要がある、これは特許が革新の結果である同時に革新の源泉であるためである。

このような意味で特許庁が実施している知的財産活用戦略事業は中小企業独自の能力では解決できない技術的な難題をTRIZと他の分野の特許を活用することで低費用、短期間で解決できるように支援する事業であり、中小企業に積極的に拡大する必要がある。

2017年にはこれまで課題を進める中で蓄積してきたノウハウを集約して「IP製品革新マニュアル」を普及・拡散するため、オンラインコンテンツを開発し、IP融合製品



の開発支援に向けた「IPメディチ遂行マニュアル」も開発し、中小企業の多様なニーズに応じて支援を拡大していく計画である。

＜図Ⅲ－3－3＞IP製品革新マニュアルテキスト



## 7. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソン・シギョン

### イ. 推進背景及び推進方法

優れた技術と創意的なアイデアを備えたベンチャー企業は国家の産業地形を変えるくらいの潜在力を持っているが、失敗のリスクも高く、資金調達が難しい。政府は民間ベンチャーキャピタル市場における誘い水の役割を果たすため、2005年「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づいて韓国ファンド・オブ・ファンズを作った。

ファンド・オブ・ファンズとは、企業に直接投資せず、個別ファンドに出資するファンドであり、民間ベンチャーキャピタル市場が形成されていないか、その規模が小さい状況で政府が一定規模の基礎資金を投資市場に提供する政策手段である。

ファンド・オブ・ファンズは毎年予算配分によってその都度投資予算が決められる方法から脱し、一つのファンドが投資後回収した財源を再び他のファンドに出資して投資に活用する再循環(リボルビング)方法で30年間運営される。このようなやり方で長期間安定的なベンチャー投資の財源確保が可能になる。

また、投資の専門性を高めるため投資財源の供給は政府が担当するが、個別ファンドの設立及び管理監督は韓国ベンチャー投資(株)、投資意思決定など個別ファンドの運営は民間専門投資会社であるベンチャーキャピタルが担当している。

ファンド・オブ・ファンズが各アカウントの特性に適したファンド作り計画を公告し、個別ファンドを運用するベンチャーキャピタルを選定すると、選定されたベンチャーキャピタルはファンド・オブ・ファンズ出資金の他に民間出資金を募集して子ファンドを結成し、個別企業に投資する。

特許庁も優秀特許技術を保有する中小・ベンチャー企業の資金調達を支援し、特許技術の事業化及び知的財産基盤の創業・投資を促進するため、2006年ファンド・オブ・ファンズに特許アカウントを開設した。2007年、2009年、2015年にも追加出資し、現在は総出資金1,600億ウォンを運営中である。

#### ロ. 推進内容及び成果

ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントは出資金1,600億ウォンを基に2016年まで計1兆453億ウォン規模の子ファンド40個を結成し、511社に7,989億ウォンを投資した。

特許アカウント投資資金は優秀な特許技術を事業化するベンチャー企業がデスバレー(Death Valley)を克服して強小・中堅企業として成長する基盤となっている。また、アイデアと特許の買入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社と知的財産関連サービス企業に投じられ、国内特許ビジネスの活性化にも貢献している。

特許アカウントは2016年からIP価値評価連携投資を強化することで、経営実績及び信用等級はまだ不足しているものの技術及びアイデアが優秀な企業に対する投資を強化している。

#### ハ. 評価及び発展方向

特許アカウントは2006年開設以来10年余りの間特許技術に基づいた投資を行う多様な子ファンド作りを展開してきた。特許アカウント子ファンドはネットショッピングのように一時流行りの容易い投資対象ではなく、優秀特許技術を備えた技術革新型ベンチャー中心の投資を通じて国家産業構造の革新に寄与してきた。

特許アカウントは今後も第4次産業革命グローバル市場を先占できる初期ベンチャー企業を積極的に発掘・育成する計画である。創業初期企業への投資に適するようIP価値評価を改善し、インセンティブ体系を整備することで特許アカウントファンドが創業初期企業に対して積極的に投資するよう働きかける予定である。

また、ベンチャーキャピタル業界全般のIP基盤投資の専門性向上に向けてIP価値評価基盤ベンチャー投資の拡散、ベンチャー投資ファンドマネージャーのIP能力向上、弁理士などIP専門人材のベンチャーキャピタル業界への進出なども支援する予定である。

このような取り組みを通じて特許に強いベンチャー・中小企業が多数登場すれば、特許の創出、保護、活用につながる知的財産生態系及びベンチャー投資、成長、回収、再投資につながるベンチャー投資好循環生態系が同時に造られると期待される。

#### 8. 国有特許の活用促進

産業財産政策局 産業財産活用課 行政主事補 ミン・キョンナム

## イ. 推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員が職務過程で発明したものを国家が所有権を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利を指す。「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972. 12. 14制定・公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項及び第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務に関して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は国有となった特許権などに対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(自治体所属公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が権利承継して処分・管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、国有特許として登録された場合は発明者である公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許出願中である権利の通常・専用実施及び売却を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、年間処分収入金が1,000万ウォンを超過する国有特許権または特許出願中である権利の発明機関には機関褒賞金を支給する。

## ロ. 推進内容及び成果

### 1) 国有特許権の登録状況

2016年基準で国有特許権(実用新案、デザインを含む)は計5,651件が登録され、前年比約14%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が4,832件(85.5%)で最も多く、実用新案権が174件(3.1%)、デザイン権が502件(8.9%)、海外登録国有特許権が143件(2.5%)を占めている。

2016年に新規登録された国有特許権は691件で、2015年727件に比べて約5%減少した。

<表Ⅲ-3-11> 年度別国有特許権の保有状況

(単位：件、%)

区分	新規及び回復登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用 新案	デザイ ン	海外 特許	計		特許	実用 新案	デザイ ン	海外 特許	計
2012	432	21	41	15	509	57(特21、実36)	2,491	240	237	82	3,050
2013	581	26	41	21	669	59(特12、実47)	3,060	219	278	103	3,660
2014	676	34	51	8	769	74(特28、実43、 デ3)	3,708	210	326	111	4,355
2015	601	16	85	25	727	106(特51、実31、 デ17、海7)	4,258	195	394	129	4,976
2016	633	12	125	19	789	114(特59、実33、 デ17、海5)	4,832	174	502	143	5,651

## 2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または特許出願中の権利を売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権に対して有償または無償で実施契約を締結した件数は、2014年653件、2015年847件であり、2016年には前年比約78%増加した1,057件の実施契約を締結し、国有特許技術を移転した。また、2013年10月から実施料を事前納付する方法から契約期間満了後に精算して納付する「事後精算制」に改善することで中小企業の実施料負担を緩和した。

国有特許権の活用を促進するため2011年12月から国有特許権の処分・管理業務の一部(通常実施権の許諾、国有特許権の広報など)を委託し、技術取引専門機関である農業技術実用化財団を通じて農業分野の国有特許権の処分が行われており、技術移転成果を分析して2014年8月から畜産分野も委託した。さらには2015年7月から業務委託機関を拡大し、技術取引専門機関である韓国林業振興院(山林分野)、韓国発明振興会(水産などその他分野)と国有特許権の処分・管理業務に対する委託契約を締結した。

＜表Ⅲ－3－12＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

年度	区分	実施許諾(件)			実施料収入
		登録	出願中	計	
2012		388	290	678	1,383,090
2013		391	279	670	1,150,075
2014		454	199	653	277,069
2015		646	201	847	629,769
2016		742	315	1,057	700,363

### 3) 国家公務員職務発明補償金の拡大支給

公務員の職務発明を奨励するとともに国有特許の活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来の処分補償金は登録された特許権や特許出願中の権利を有償で処分した場合、その処分収入金を基準に10%～30%を処分補償金として支給していたが、2005年からは一括して処分収入金の50%を職務発明者に補償金として支給している。

2016年に処分補償金として267件に対して2億4千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金として679件に対して3億2千万ウォン余りを支給するなど、これまで計8,944件

に対して72億ウォンを公務員職務発明補償金として支給した。

<表Ⅲ-3-13> 年度別国有特許補償金の支給状況

(単位：千ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
2012	215(特200、実1、テ14)	102,388	300	346,558	32	53,000
2013	582(特511、実26、テ45)	272,216	460	674,729	32	97,010
2014	649(特585、実26、テ38)	306,445	670	763,620	26	65,191
2015	762(特677、実34、テ51)	358,144	99	239,502	11	14,871
2016	679(特602、実16、テ61)	317,815	267	241,563	19	53,421

#### ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の創出・活用を促進するため、2010年から発明機関の職務発明担当者、中央省庁及び自治体公務員などを対象に国有特許制度に関する教育を実施している。国有特許実施希望者に国有特許権に対する技術性及び事業性などの情報を簡単に提供するため、2007年から国有特許権に対する選別評価を実施して知的財産取引情報システム([www.ipmarket.or.kr](http://www.ipmarket.or.kr))及び特許庁ホームページに評価結果を載せた。また、未活用国有特許の活用を促進するため、2010年には国有特許として登録されてから3年以上長期未活用状態の国有特許権の無償実施期間を1年から3年に延長した。

2013年10月から国有特許権を活用する民間企業の初期事業費負担を減らすため、国有特許を先に使用し、契約が満了した後に実施実績によって実施料を納付する事後精算制を導入した。委託された国有特許権の技術移転実績など効果分析を通じて、2014年8月農業技術実用化財団に農業分野の委託に引き続き畜産分野に対する国有特許の処分・管理業務を委託し、2015年7月から韓国林業振興院(山林分野)、韓国発明振興会(水産などその他分野)を業務受託機関として指定した。

2016年には国有特許専用実施権の処分手続きを整備し、公開競争入札を通じて国有特許1件に対して専用実施権を設定した。また、国有特許技術移転説明会などを通じて優秀技術事業化事例を広報し、技術移転相談を進めた。今後も国有特許活用促進に向けた広報及び技術移転支援を拡大していく予定である。



## 第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進

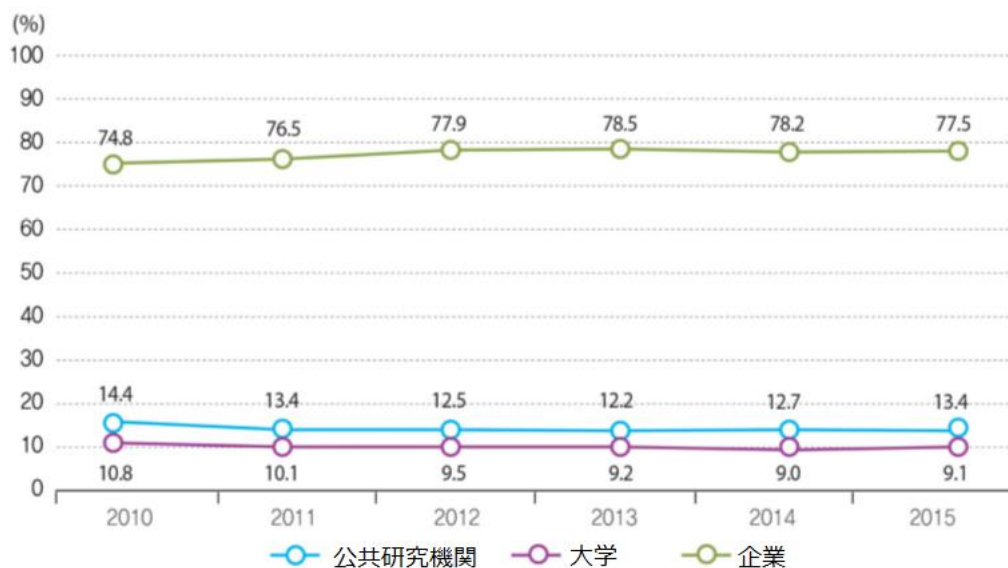
### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

知識基盤経済に変わったことによって世界各国は技術主導権を確保して国家競争力を維持するため、科学技術に莫大な資源を投じている。韓国も国家研究開発費の投資を持続的に拡大し、2015年度韓国の総研究開発投資規模は世界6位(65.9兆ウォン)に成長した。

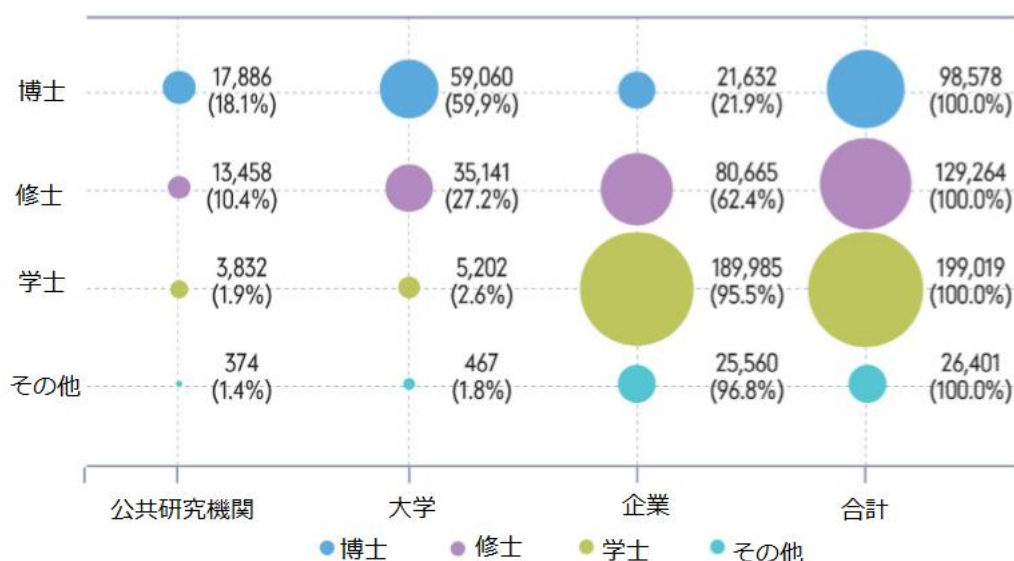
一方、韓国の大学・公共研究機関は国家総R&D投資の22.5%(14.8兆ウォン)を占め、博士級研究人材の78.1%(7.7万ウォン)を保有しているため、技術革新の主体としてのその潜在能力は極めて大きいと言える。

<図Ⅲ-3-4>韓国主体別研究開発費の比重(2015)



\* 出処：2015年度研究開発活動調査報告書(未来創造科学部・KISTEP)

＜図Ⅲ－3－5＞韓国主体別・学位別研究員の分布(2015)



\* 出处：2015年度研究開発活動調査報告書(未来創造科学部・KISTEP)

大学・公共研究機関の技術革新が国家経済発展につながるためには、優秀な研究成果を強い知的財産権として権利化し、産業界に移転・事業化させる必要がある。それを通じて発生した収益を再び研究開発に再投資する好循環体系の構築が必要である。

しかし、国内の大学・公共研究機関はその潜在能力に比べて研究成果を知的財産として創出・保護・活用する能力とインフラが不十分であるのが現状である。

特許庁はこのような市場からのニーズに応えるため、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理体系の整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。また、2013年からは有望な特許技術が死蔵されることを防止し、未活用特許技術の活用を促進するために「発明インタビュー及び公共IP活用事業」を推進した。2016年には企業に必要な特許を多数の大学・公共研から探し出してポートフォリオを構築して企業に移転する「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」を推進した。最後に、IP取引活性化のためにIP需要者－供給者－仲介者－投資者間情報交流の場である知的財産活用ネットワーク(IP-PLUG)を運営して優秀特許の創出及び活用基盤作りに力を入れている。

## 2. 特許経営専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

## イ. 推進背景及び概要

韓国の大学・公共研究機関の技術移転率は17.6%で、米国の44.7%に比べて1/3にも及ばない水準であり、R&D生産性(年間研究費支出対比年間技術料収入の比率)もまた1.36%で米国の4.31%に比べて1/3水準である。

＜表Ⅲ－3－14＞主要指標の国家間比較

	韓国	米国	カナダ	EU	日本
技術移転・事業化専担及び支援人材(人)*	7.0	12.1	9.3	8.3	17.9
特許出願件数(年間)(A)	24,811	14,333	945	6,621	6,517
技術移転契約件数(年間)(B)	4,358	6,406	427	5,030	2,298
年間技術料収入(百万ドル)(C)	123.6	2,718.4	56.3	572.1	-
年間研究費支出(百万ドル)(D)	9,080.3	63,050.0	5,626.8	51,214.3	
年間技術移転率(%) (B/A)	17.6	44.7	45.2	76.0	35.3
研究生産性(%) (C/D)	1.36	4.31	1.00	1.12	-

\* 出処：2014年(公共研究機関)技術移転・事業化調査分析資料集(産業通商資源部、KIAT)

国内大学・公共研究機関の技術移転・事業化専担及び支援人材は7.0人で米国の12.1人に比べて大きく不足していることが分かる。技術移転の成果が不十分である主な理由は知的財産専門人材の不足とそれによる知的財産経営インフラの脆弱と推測できる。

そこで大学及び公共研究機関に知的財産分野に専門性を備えた特許経営専門家を派遣して知的財産経営インフラの構築と能力強化を支援している。

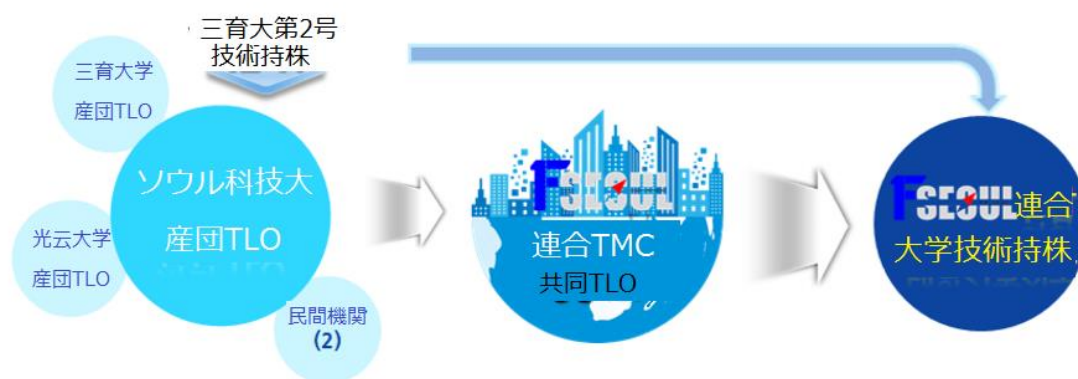
ロ. 推進内容及び成果

企業などで知識財産経営の経験が豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣し、関連規定の整備、知的財産権経営プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の樹立など多様な活動を通じて大学・公共研究機関の状況に適した特許経営体系を構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通して知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

2016年特許経営専門家の派遣を通じて相談及び諮問806件、セミナー及び説明会685件を実施し、技術移転685件、技術移転収入料21,016百万ウォンの成果を達成した。

<図Ⅲ-3-6> 「特許経営専門家派遣事業」の優秀事例

- ・ (機関名) ソウル科学技術大学
- ・ (成果) 大学間協力ネットワークを通じた技術持株会社の設立
- ・ (成果内容) 技術事業化能力を強化し、TLO(技術移転専担組織)及び技術持株会社など連携協力を推進する「2016年大学 TLO 及び大学技術持株会社支援事業」を進行。首都圏唯一の拠点型 F-Seoul 連合 TMC(Technology Management Center) の共同ブランド化を通じて韓国型技術持株会社の新しいモデルを提示



ハ. 評価及び発展方向

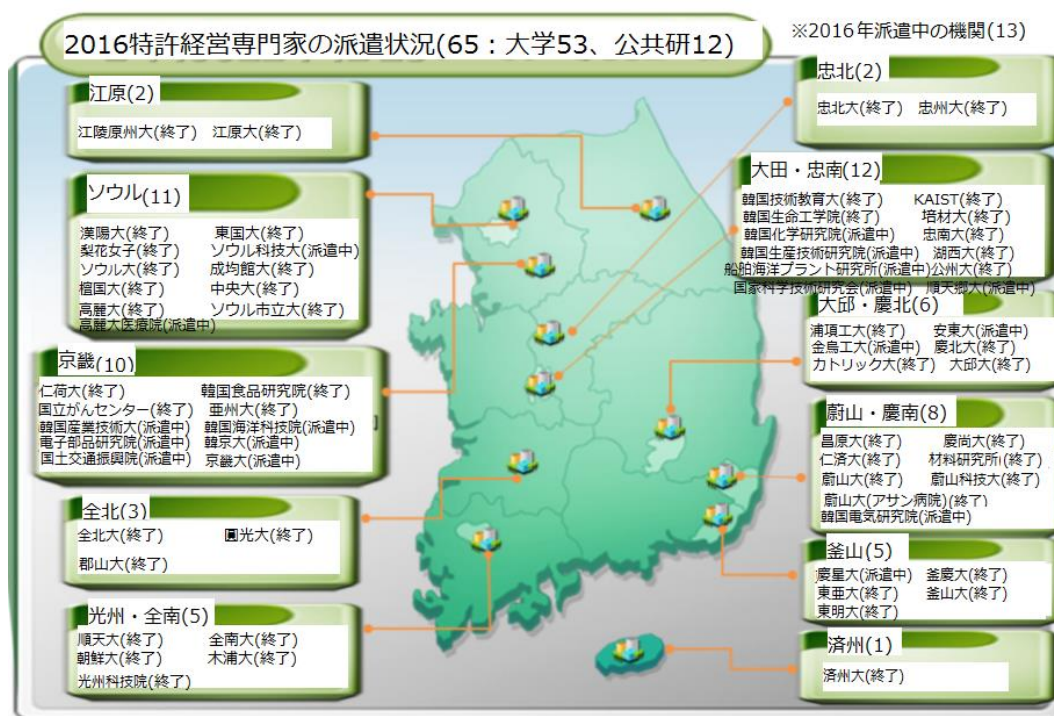
2006年から実施中である特許経営専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、2010年からは大学のみならず知的財産経営能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。特許経営専門家は地域の産・学・研人材プールを構築し、自治体、特許

情報・事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連情報交流に積極的に邁進することで、大学・公共研究機関の技術移転及び事業化に多くの成果を上げている。

世界的に特許競争が過熱し、その様子も複雑になりつつある。また、大学・公共研究機関の知的財産能力が高くなるにつれ、特許経営専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に拡大している。

今後は優れた知的財産能力を備えた機関と能力が足りない機関に対して機関別オーダーメイド型支援を推進するとともに、派遣専門家の能力も強化していく計画である。

<図Ⅲ-3-7> 特許経営専門家の派遣状況(2006～2016年基準)



### 3. 発明インタビュー及び公共IP活用支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

## イ. 推進背景及び概要

2016年知的財産活動実態調査によれば、大学・公共研究機関の特許活用率は34.6% (2015、知的財産活動実態調査報告書)程度で約65.4%が活用されていない状況である。その主な原因は特許を産業界活用目的ではなく研究実績などの業績評価のために出願する傾向、特許を質的に管理する体系の未定立、需要企業の発掘と技術マーケティングなど技術移転・事業化する上での能力不足などを挙げることができる。

韓・米科学者特許管理実態調査(2007、特許庁)によれば、特許出願の理由が米国の科学者の場合は研究実績12.0%、防御戦略34.8%、収益創出33.7%、その他19.5%で、主に収益創出が中心となっていることが分かる。一方、韓国の大学・公共研究機関の科学者は研究実績40.4%、防御戦略28.6%、収益創出21.8%、その他9.2%で、主に研究実績が中心となっていることが分かる。

また、発明届出件対比特許出願比率は韓国が92.0%で米国61.1%、EU47.8%(2014年公共機関技術移転事業化調査分析資料集、2015)に比べて非常に高く、事業化が有望な技術の選別なく大半の発明を特許出願していることが分かった。

そこで、大学・公共研究機関研究者の発明に対する特許出願前の相談・審議・評価を通じて発明を補強し、事業化が有望な技術を中心に国内外の権利化と技術移転・事業化を推進できるように「発明インタビュー制」の運営を支援し、活用されていない優秀な特許技術の産業界における活用を促進するため「公共IP活用支援」を推進している。

## ロ. 推進内容及び成果

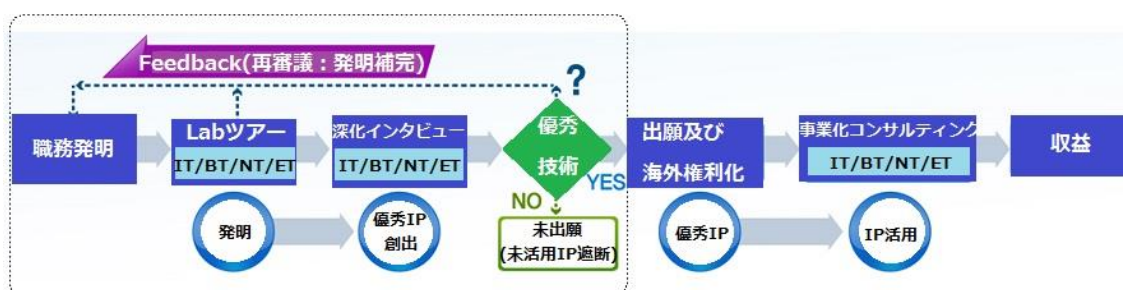
「発明インタビュー制」の運営を通じて出願前の発明段階の技術に対して外部専門家(IP専門家、技術専門家、市場専門家)が参加する発明相談・評価・補強を実施し、優秀発明の早期発掘を支援した。また、「公共IP活用支援」を通じて大学・公共研究機関が保有している優秀特許技術を発掘し、特許分析、事業化戦略の樹立、特許補強、



特許価値評価、需要技術の発掘及び技術マーケティングを支援した。

「発明インタビュー制」は30の大学・公共研究機関を支援し、計3,941件の発明届出件に対して審議を行い、3,506件に対して発明等級を決定した。発明等級審議の結果、1,137件(32.5%)の優秀技術(S、A級)を発掘した。また、特許性または事業性のない259件の発明に対して未承継を決定し、補強の必要な176件の発明に対して特許出願保留を決定した。

<図III-3-8> 「発明インタビュー及び公共IP活用支援」事業の推進プロセス



<表III-3-15> 2016年度発明インタビューの支援実績

区分	発明等級審議						未承継及び保留
	全体	S級	A級	B級	C級	D級	
30機関	3,506件	184件	953件	1,708件	456件	205件	435件
	100.0%	5.3%	27.2%	48.7%	13.0%	5.8%	

また、「公共IP活用支援」を通じて産学協力団及び技術移転専担部署が設置されている30の大学・公共研究機関が保有するIT・BT・NT・ETなど技術分野の有望特許の中から技術の動向及び完成度、商用化可能性、市場参入容易性及び産業への波及効果などが優れている有望特許技術30個を事業化戦略支援課題として選定し、特許戦略(補強、防御、ポートフォリオ)の提示、技術価値評価及び技術紹介書(SMK)の作成、技術マーケティング支援などを通じて優秀な未活用特許が産業界に移転されるように支援した。その結果、2016年には計30の課題を支援し、55件の技術移転の成果をあげた。

＜表Ⅲ－3－16＞2016年公共IP活用支援成果の状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	支援課題件数	技術料(百万ウォン、VAT除外)
IT	15	1,082
BT	19	5,567
NT/ET	21	3,656
計	55	10,305

＜図Ⅲ－3－9＞「発明インタビュー及び公共IP活用支援」優秀事例

- ・ (機関名) 忠南大学
- ・ (技術名) 白血病治療用薬学組成物
- ・ (成果内容) 前払い技術料 1 億ウォン及び経常技術料 14 億ウォン、計 15 億ウォンの技術料規模で(株)KT&G 生命科学と特許譲渡契約締結(2016. 10. 11.)
- ・ (産学協力団の役割) 発明インタビュー過程で明細書作成に対するコンサルティング支援及び事業化方向性コンサルティングを通じて事業化戦略を提示、技術移転交渉過程で技術料範囲(前払い、マイルストーン及び再実施料の提案)交渉を通じて技術移転成果を創出

#### ハ. 評価及び発展方向

「発明インタビュー制」を通じて研究者の知財権に関する認識向上、不良発明の未承継または補強、発明の等級別差別化された特許管理戦略の樹立を支援し、特許管理体系の品質を高めた。

また、発掘された有望技術に対しては特許事業化戦略を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。

今後未活用特許を画期的に減らすために需要基盤型発明インタビュー制度を試験的に運営する予定である。需要基盤型発明インタビューは企業のニーズを先に把握し、



需要のある発明に限って特許を出願する方法である。現在米国と日本の先導機関が需要基盤型発明インタビューを施行することで不要な発明を減らし、企業のニーズを反映した強い特許の創出・活用に貢献している。

#### 4. 製品単位の特許ポートフォリオの構築

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

##### イ. 推進背景及び概要

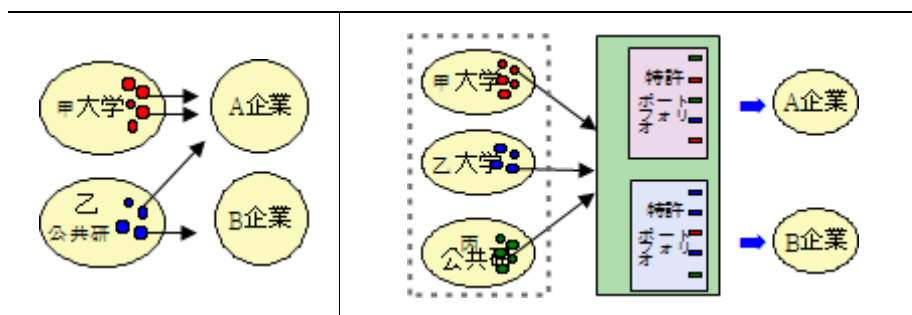
最近技術の融合・複合が活発になるにつれ、特定製品が部品を生産するためには単一特許では具現が不可能である。産・学・研間の技術移転や共同研究、合弁投資の利便性を高めるためにポートフォリオ単位の交渉が必要である。例えば、ライセンスング契約において複数の知的財産を個別的に交渉するよりポートフォリオ単位の交渉が可能であれば企業の業務量が減り、利便性も高くなる。

したがって、産業界の技術需要を基に大学・公共研が保有している特許をパッケージングして産業界に速やかに移転させ、公共IP活用を促進してほしいという要求が高まっている。

日本の場合「知的財産推進計画2008」を通じて米国のグローバル企業と競争するためにはポートフォリオ構築を通じて技術移転が欠かせないことを認識し、2009年から多数の機関が共同で特許ポートフォリオ構築事業を推進した。2013年33課題に対して特許ポートフォリオの作成及びライセンスなどの事業化を支援している。

##### <図Ⅲ-3-10> 公共機関保有特許の技術事業化発展モデル

既存モデル (As-Is)	発展モデル (To-Be)
---------------	---------------



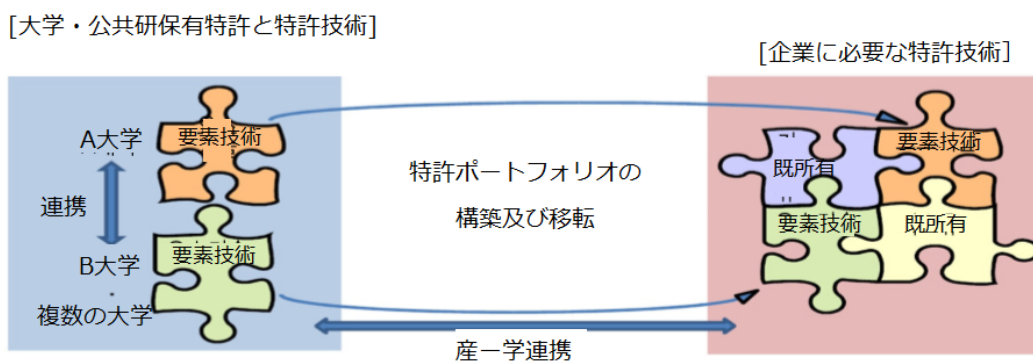
韓国の場合2011年第51回国家科学技術委員会運営委員会で特許ポートフォリオ事業の推進を議決し、2013年特許庁「創造経済実現戦略」にも同事業が反映された。2016年産業部所管、第6回技術移転・事業化促進体系においても公共R&Dの市場性強化のためにポートフォリオ型技術移転モデルを拡大することにした。

ロ. 推進内容及び成果

2011年から特許庁は多数の大学・公共研究機関が個別的に保有している類似分野の特許技術を産業界で簡単に活用できるようにするため、特定技術テーマ別にパッケージングした特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を推進した。

2016年には市場からのニーズに応じて特定技術テーマ別にパッケージングした特許ポートフォリオを構築し、技術移転・事業化する「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」に転換した。

<図III-3-11>特許ポートフォリオ構築・移転モデル



同事業は大学・公共研究機関のコンソーシアム構成、核心技術導出・製品分析、共同ポートフォリオ構築、技術移転マーケティングなどを支援するものであり、2016年には20の共同ポートフォリオ課題を支援し、計40件(前払い技術料126.3億ウォン規模)の技術移転契約成果をあげた。

＜表Ⅲ－3－17＞製品単位特許ポートフォリオ構築支援の推進成果

(単位：百万ウォン)

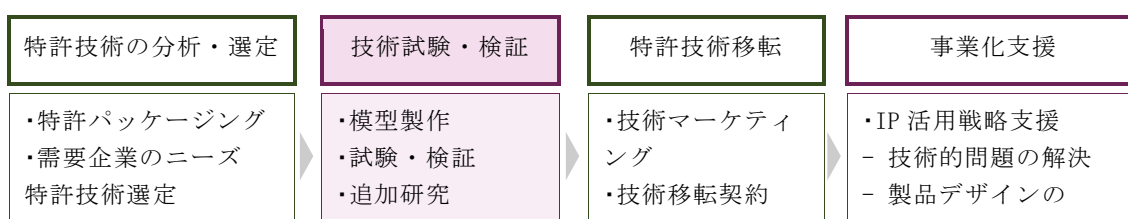
区分	支援課題	事業予算	技術移転件数	前払い技術料
2016年	20	1,500	40	12,627

#### ハ. 評価及び発展方向

この事業のメリットは企業からのニーズを基にした製品基盤のポートフォリオ構築で企業に優しい方法論であること、製品単位IPパッケージングを通じてターゲット別マーケティング能力が高まること、活用能力が脆弱な機関の場合リード機関TL0の保有特許との結合を通じて技術移転の機会が拡大されるという点で大学・公共研の未活用特許技術と企業の技術が加わって眠っている特許の活用が促進できる効果的な方法論として評価されている。

また、特許活用率が低い原因を公共技術の成熟度が低い(企業アンケート調査の結果、技術成熟度は9段階のうち平均4.2段階)ため、今後は需要者が公共技術を信頼できるように特許技術の有効性検証及び事業化支援プロセスを追加的に支援する予定である。

＜図Ⅲ－3－12＞特許ポートフォリオ構築・移転及び事業化支援のプロセス



			開発・改善
--	--	--	-------

## 5. 知的財産活用ネットワークの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

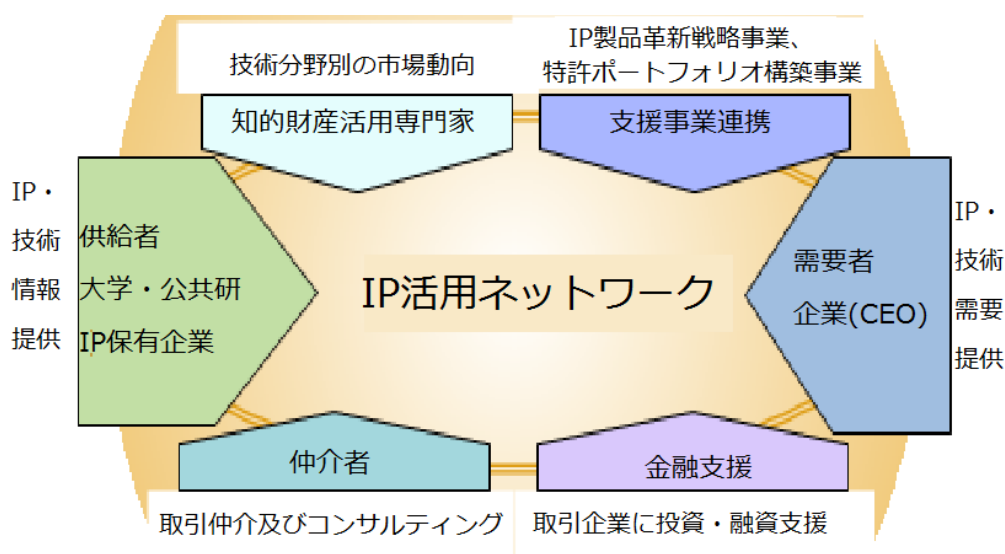
### イ. 推進背景及び概要

最近研究開発(R&D)環境は急変しつつある。技術が複雑になるにつれ、R&D費用とリスクが高く、製品寿命が短くなり、新市場における主導権競争が熾烈さを増している。新しい技術を外部から効率的に確保できるのかが競争力確保の鍵として新色されている。

韓国のIP取引市場は供給者中心のIP取引政策、IP供給者－需要者間情報の非対称性(不均衡)、民間技術取引会社の未成熟などの理由で活性化されていない状況である。

そこで特許庁は技術需要者である企業が必要とする特許技術をスムーズに供給を受けさせるため、2015年9月からIP活用ネットワーク(IP-PLUG)事業を推進している。IP-PLUGはIP需要者である企業、IP供給者である大学・公共研及び企業、IP投資者であるVC(Venture Capital)及び銀行、IP仲介者である韓国知的財産戦略院と韓国発明振興会のIP活用専門家、民間IP取引機関などが一堂に会して企業が難航している技術を聴取し、情報を共有するとともに必要な情報を適切につなげる人的ネットワークである。

＜図Ⅲ－3－13＞知的財産活用ネットワーク (IPプラグ)



ロ．推進内容及び成果

2015年9月医療機器、電子部品分野ネットワークの構築を始めに、2016年3月IoT、ロボット、自動化機械、海洋バイオ、建設・交通新技術など4つの技術分野ネットワークを追加構築し、計6つの技術分野別ネットワークに拡大・運営している。

2016年には特許技術需要を常時発掘するため、技術保証基金、韓国電子情報通信産業振興会、韓国医療機器産業協会、韓国産業技術振興協会、韓国バイオ医薬品協会、韓国機械産業振興会などと需要発掘協議体を構成した。また、技術事業化業務協力に向けて中小企業中央会、京畿・全北・江原産業団地公団などとIP-PLUG事業専担機関である韓国知的財産戦略院がMOUを締結した。

特許庁はIP-PLUGを通じて産業部、未来部など中央省庁及び地方自治体と協力し、需要企業の発掘、技術移転、後続研究開発(R&D)などを支援している。また、地域産業団地工業団地、テクノパーク、創造経済革新センター、ベンチャー企業協会などと共同でIP-PLUGイベントを全国で28回開催し、これを通じて企業85社に155件の特許技術が中小企業に移転され、このうち5社は計17億ウォンの民間投資・融資を受けた。

IP-PLUGの拡張モデルとして未来部、産業部、中企庁、国土部など技術事業化関連

政府省庁が協力し、「公共技術移転ロードショー」を2回(6月、11月)開催した。特許庁、産業部、未来部、国土部が大学・公共研の優秀特許技術を発掘し、中小企業庁が必要企業を探索・発掘した後、共同で特許技術移転説明会を開催し、優秀IPを移転受けた企業には投資説明会に出席させて投資者から事業化資金調達の機会を提供した。

2回のロードショーを通じて優秀技術1,035件を発掘し、127件の技術移転相談を進行した。産業部所管、第6回技術移転事業化促進計画に政府省庁間技術事業化協力体系の構築が反映され、ロードショーを含めて技術事業化に向けた政府省庁間の協力がより強化された。

<図Ⅲ-3-14> 知的財産活用ネットワーク(IP-PLUG)事業遂行のプロセス



## ハ. 評価及び発展方向

2016年には技術分野を前年度2分野から6分野に拡大し、地域産業団地工業団地、テクノパーク、ベンチャー技術協会など多様な関係機関と協力体系を構築し、新規需要企業の発掘及び技術交流イベントを大幅拡大した。

今後IP-PLUGを通じて把握した技術分野別需要企業の規模、関連技術の市場動向、事業性を考慮して有望技術別ネットワークを8個に拡大する予定である。

IP-PLUGに参加する企業が増えるとともに提供サービスに対する要求が増加し、今後民間主導のIP取引市場の造成及びIP需要企業に対する体系的なサービス提供のために民間IP取引会社の参加を強化する予定である。

民間IP取引会社は技術分野別チーム長の管理の下で技術需要調査書の配布、難航している技術の具体化、供給技術の探索・マッチング、需要者-供給者技術交流及び交渉、技術移転契約支援など技術事業化の全領域を担当する。

また、特許技術移転以後の事業化支援に向けて産業部、国土部など関係省庁の商用化研究開発(R&D)事業との連携を強化し、有望中小企業がスムーズに資金調達できるようIP金融を連携する計画である。

## 第4章 知的財産創出・活用の基盤作り

### 第1節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ハ・ユジン

#### 1. 推進背景

21世紀以後知識基盤経済への急激な転換に伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に積極的に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に力を集中させ、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要がある、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要である。

#### 2. 推進内容及び成果

特許庁は創造経済生態系の観点から知的財産の役割と機能を改めて定立する5カ年総合計画として「知的財産基盤の創造経済実現戦略」を樹立(2013.6)し、知的財産政策が政府レベルで行われるよう核心政策を具体化・議題化した。2014年計15件の知的財産政策を講じたことに続いて、2015年には特許権の法的安定性を高めるための「特許審査・審判制度の改善策」、ベンチャー・中小企業の特許活用を促進するための「特許の開放及び活用促進策」、中小企業の知財権紛争対応力を高めるための「知財権訴訟保険発展3ヵ年計画」、消費者保護及び知財権紛争予防のための「特許標示改善策」などの政策を樹立した。また、2016年には「中小企業・技術保護総合対策」、「特許信頼性向上に向けた無効審判・訴訟制度の改善策」、「発明者と使用者の共存に向けた職務発明制度の改善策」などの案件を国家知識財産委員会、経済長官会議、



国家科学技術審議会など多省庁会議体に上程・議論した。

### 3. 今後の推進計画

2017年にも第4次産業革命に対応するための知的財産政策を講じ、IP金融活性化、I  
P-R&D支援の拡大及び充実化、知的財産基盤の強小企業の育成、知的財産専門人材の  
養成などを持続的に推進し、特許庁の主要政策 이슈が政府レベルの観点から議論  
され、政策化できるよう、現場の声を積極的に聞き入れて 이슈化する計画である。

また、知的財産政策を樹立する過程で他省庁・自治体・企業などと多様な協力を推  
進して政策効果を最大化するため持続的に取り組んでいく予定である。

## 第2節 知的財産権政策を強化するための基盤作り

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 チュ・ビョンウク

### 1. 知的財産政策研究の強化

#### イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

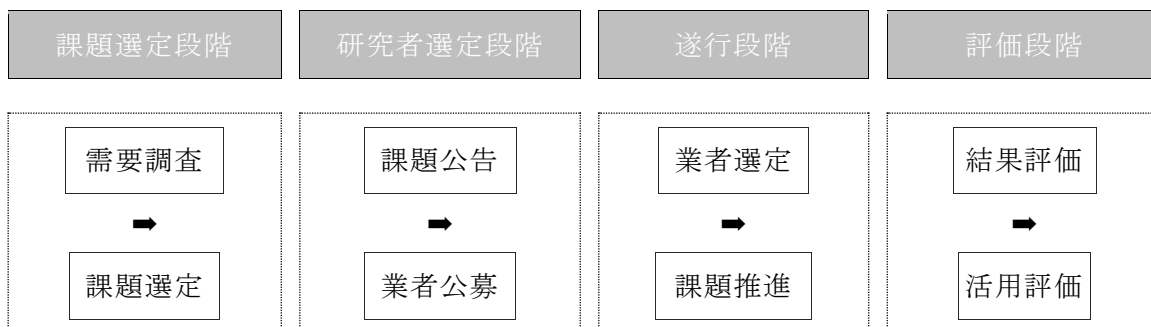
特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善方策導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

#### ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会が選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

＜表Ⅲ－４－１＞政策研究の推進プロセス及び運営



\* 特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第759号)運営

2016年度に行った研究課題は以下のとおりである。研究結果報告書は特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))または政策研究委託管理システム([www.prism.go.kr](http://www.prism.go.kr))で誰でも閲覧できる。

＜表Ⅲ－４－２＞2016年知的財産政策研究テーマ

No	課題名
1	特許信頼性向上に向けた審判訴訟制度の改善策研究
2	知的財産控除制度の導入方策研究
3	APEC加盟国のためのIPビジネスマニュアルの開発
4	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律制度改善策の研究
5	知的財産情報サービス産業の育成未来戦略
6	TM5官庁の商品記載要領及び商品審査基準の研究分析
7	商品権者などの商標使用実態調査・分析及び公正な商標使用のガイドライン構築方策
8	ロカルノ基盤の新規デザイン分類体系の開発
9	特許審判の公正性と独立性強化に向けた組織及び制度研究
10	創造経済活性化及び現場コミュニケーション強化のための特許庁組織の発展方策
11	発明テーマパーク造成に向けた妥当性の検討研究
12	韓国型特許バウチャー制度の導入方策
13	公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定一部改正案の研究
14	知的財産権紛争リスク評価指標(フレーム)の開発研究
15	知的財産権関連主要国(IP5)の登録制度比較研究
16	特許無効審判・訴訟制度改善のための企業認識調査
17	IP-NCS(国家職務能力標準)に基づいた知的財産一般人教育の改編及び設計
18	主要国特許法上の間接侵害解釈基準の比較・分析を通じた間接侵害制度の改善策研究

19	人工知能(AI)分野における産業財産権 이슈の発掘及び研究
20	弁理士の公共性強化に向けた制度改善策
21	先行技術調査品質評価の個人性向補正のための新品質評価モデルの開発
22	弁理士実務見習「科学技術の理解」分野の教育課程設計方策

#### ハ. 評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2015年知財権研究事業を通じて行われた課題の政策活用率は94.6% (2016年課題の活用率は評価予定)で、2013年(90.7%)、2014年(93.0%)に引き続き活用率が右肩上がりの傾向にある。今後も重複研究を防止するための重複性の事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理を強化して、研究課題報告書の品質を改善して活用率を高めていく計画である。

## 2. 知的財産研究基盤の構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 チュ・ビョンウク

#### イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会において創造経済を実現するためには知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

#### ロ. 推進内容及び成果

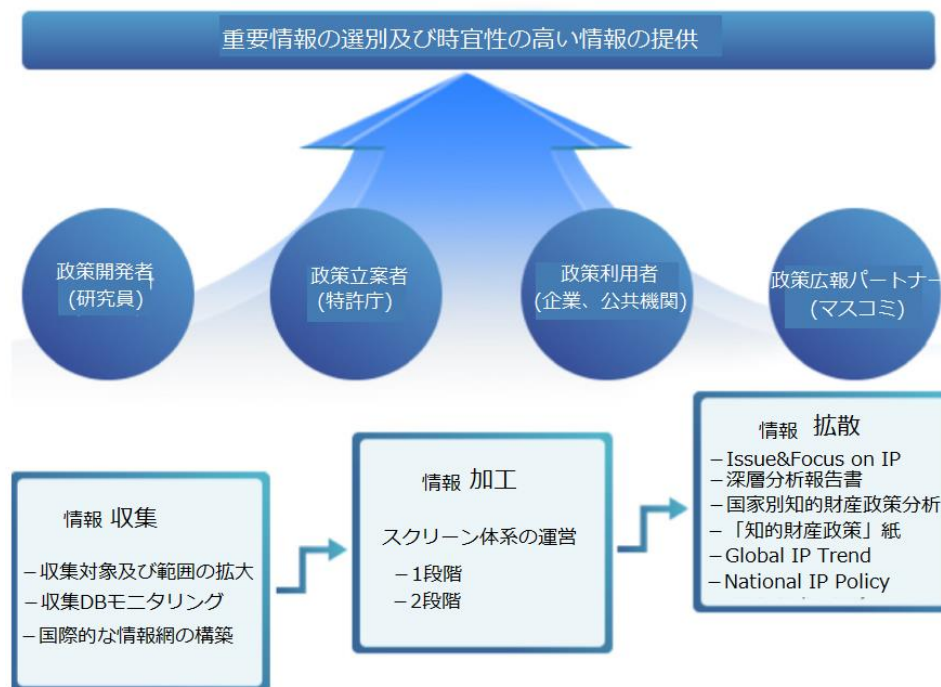
##### 1) 知的財産動向の収集・普及

2016年は米国、ヨーロッパ、日本、中国など主要知的財産強国の他にもロシア、オーストラリア、シンガポール、カナダ、インドなど多様な地域と経済水準国家に対する知的財産動向情報を収集し、主要内容を提供した。その他にも世界知的所有権機関(WIPO)を始め、経済協力開発機構(OECD)、世界貿易機関(WTO)など多様な国際機関の知的財産を収集・提供し、国内外の知的財産情報提供データベースを定期的にモニタリングした。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」の2種のウェブ発刊物と「国家別年間知的財産政策の分析」、「知的財産政策」、「National IP Policy」、「Global IP Trend」など4種の発刊物を通じて収集された知的財産動向を普及した

収集された知的財産関連情報のうち政策的に示唆する点が多いものは別途整理して「Issue & Focus on IP」で毎週提供した。また、「深層分析報告書」は世界動向及び学術情報などの知的財産関連情報を独自分析したものであり、政策立案担当者に外国の関連政策と企業の知的財産動向に対する深層分析資料を提供(26回)した。年末には「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」を国別に整理して「国家別年間知的財産政策分析」を発刊して提供した。

「知的財産政策」は年4回(3月、6月、9月、12月)四半期毎に発刊しているが、主な知的財産政策 이슈や懸案課題に対する座談会を開催し、主要 이슈及びトレンドを分析して提供した。世界知的財産の主要報告書及び政策資料の原文翻訳本である「National IP Policy」(26回)をウェブで提供し、年2回取りまとめて発刊した。また、「Global IP Trend2015」は2016年選定された国内外の知的財産主要 이슈に対する専門家の見解を盛り込んで未来展望を提供した。

＜図Ⅲ－4－1＞知的財産動向の収集・普及の流れ図



2) 知的財産に関する国内外ネットワークの構築

世界主要国の特許争訟制度の動向と運営事例を共有することで合理的な特許審判・訴訟の調和と協力を図るため、「特許審判・訴訟の調査と協力」というテーマで「2016知的財産国際コンファレンス」を開催した。また、知的財産分野研究者の能力強化及びIP融合分野に対する民間研究活性化を通じて知的財産政策研究の多様性が確保できるように「研究交流会」事業も運営した。

公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムなどが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミ関係者が参加した「開かれた研究」を実現し、知的財産関連の研究者、専門家のネットワーク構築及び情報共有を活性化することで専門性を強化した意見収集の場として活用した。

＜表Ⅲ－4－3＞2016年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

行事名
-----

---

 2016知的財産国際コンファレンス
 

---

 2016知的財産政策フォーラム(知的財産10大 이슈、企業における職務発明補償)
 

---

 2016知的財産専門家フォーラム(公正な市場取引秩序の確立と知的財産権の行使)
 

---

### 3) 知識財産研究の基盤作り

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「大学(院)生知的財産優秀論文コンテスト」を開催した。

＜表Ⅲ-4-4＞大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況

区分		2014年	2015年	2016年
申込チーム数	大学生	103 チーム	109 チーム	125 チーム
	大学院生	64 チーム	51 チーム	38 チーム
合計		167 チーム	160 チーム	163 チーム
受付チーム数	大学生	19 チーム	14 チーム	11 チーム
	大学院生	20 チーム	14 チーム	15 チーム
合計		39 チーム	28 チーム	26 チーム

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌で、現在韓国研究財団に登載誌として登録されている。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、単行本約9,677冊、研究報告書4,081冊、フォーラムセミナー資料546冊、定期刊行物6,253冊など計20,557冊に達する膨大な資料を提供している。また、国内IP関係機関との図書館利用協定締結を通じてIP専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。そして、図書館訪問でのみ利用可能であった学術DBを自宅やオフィスなど外部からもアクセスできるように遠隔アクセスシステムを導入するなど持続的に利用者の利便性

を高めている。

< 図Ⅲ-4-2 > 知的財産専門図書館



< 知的財産専門図書館の内部 >



< 知的財産専門図書館の書架 >

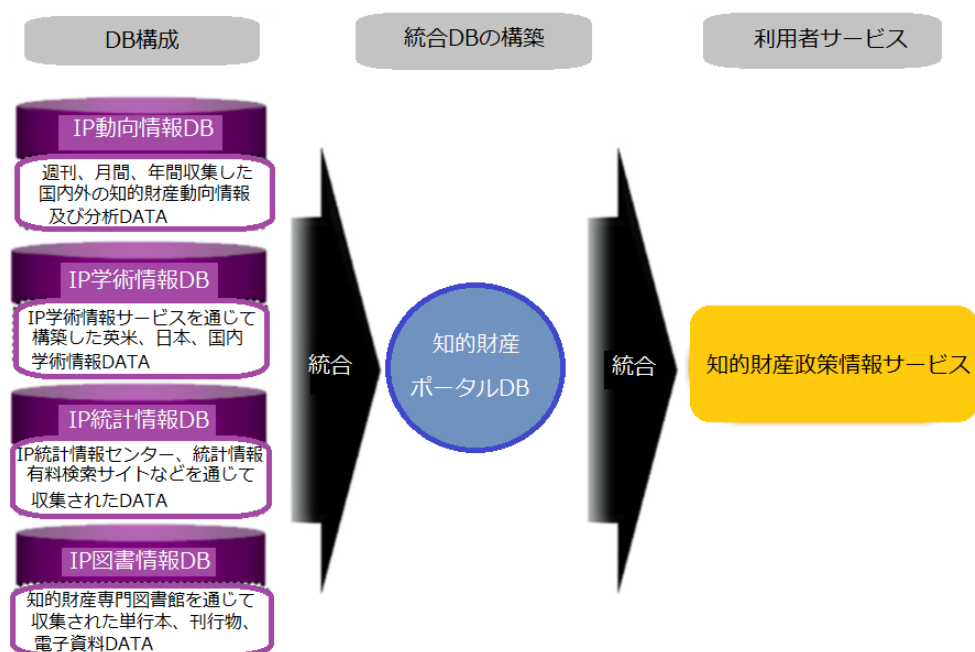
#### 4) 知的財産政策情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2016年12月基準で大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関などを含めて会員数は11,749人に達しており、ウェブアクセシビリティ及びモバイルウェブ(m.kiip.re.kr)、毎週配信されるニュースレターなどを通じてユーザー利便性を高めている。

また、IP学術情報マップを構築して論文、動向、人材など多様な分野の知的財産研究DBを構築することで、知的財産分野の戦略的な学術振興に向けた総合的ネットワークの構築を図った。ユーザーはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の計51,743件の学術情報を検索・閲覧することができる。



＜図Ⅲ－4－3＞知的財産政策情報サービスシステムの構成図



### 5) 知的財産基礎研究の支援

創造経済時代において知的財産分野の基礎研究を行うことで経済・経営、法制度及び政策関連の基礎資料と方法論を提供するなど国家知的財産政策及び企業の知的財産権戦略の樹立を支援している。

特に、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための調査・分析、未来核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究などを通じて知的財産の未来予測研究など他の知的財産関連研究の基礎資料と方法論を提供する中長期・中大型基礎研究の遂行を支援している。

知的財産の基礎研究を通じて蓄積された研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。

＜表Ⅲ－4－5＞2016年知的財産基礎研究の主要内容

基礎研究テーマ	課題の概要
未来戦略研究	知的財産基盤の経済戦略の樹立・推進の根拠となる基礎研究を先立って行い、知的財産国家戦略の樹立に寄与する一方、多様な統計資料の連携分析を通じて知的財産未来展望を研究
法・制度研究	知的財産法制度、判例、政策はもちろん、最近知的財産争点と主要判例分析など国内・外の知的財産法律情報を体系的に分析・提供
対外協力研究	国際通商、国際協力及び国際調和などと関連する多様な国際関係イシューに対応するため、国際動向を視野に入れた知的財産政策及び対応戦略の樹立研究
調査・分析研究	知的財産権紛争支援及び予防政策を効果的に設計するため、国内外における知的財産権紛争状況の推移に対する研究
革新・経済研究	知的財産制度と技術革新の関係を産業レベルで分析、知的財産権の国民・産業経済牽引効果に対するマクロ的観点の理論・実証研究

#### ハ．評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて提供される知的財産関連の懸案イシューに対する情報サービスは、主要国政策の核心内容に対する深層分析を通じて韓国政府に政策的な示唆点を提案すると同時に、DB構築を通じて国民向け情報サービスを提供することで、情報アクセシビリティを高めている。また、国内外知的財産専門家間の交流・協力を支援し、法・経済・経営・科学技術など各学問分野との深みのあるテーマを選定して融合研究を行うことで、多様な研究が可能になるように研究範囲を拡大している。特に、国家と企業の知的財産戦略、知財権関連の国内外紛争に対する効率的な対応策の樹立を支援することで、韓国の国家知的財産競争力の向上に貢献するために取り組んでいる。

### 第3節 知的財産サービス産業の育成

#### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ナムギョ

知的財産サービス産業とは知的財産の創出・保護・活用を支援して新しい財貨やサービスを創り出す産業であり、調査・分析、取引、評価、コンサルティング、翻訳、システム構築など伝統的な事業領域から管理・経営・金融など高付加価値分野へその領域が広がりつつある。

知的財産サービス産業は知的財産強国の実現に向けた国家知的財産政策の核心産業であり、企業経営では知的財産の重要性が増している(知的財産権紛争の増加、企業価値における知的財産比重の増加、グローバル企業のデザイン経営強化など)ことから今後成長可能性の高い産業である。また、知的財産サービス産業の育成は国家知的財産基本計画の20大戦略目標の中の一つであり、知的財産を基に技術間の融合が求められる第4次産業革命時代を迎えてその重要性は更に増している。

知的財産サービス産業は研究開発段階から活用(事業化)段階に至るまで知的財産を創出・保護・活用する過程で発生する中間需要を支援するため、全産業にわたって影響を及ぼしている。このような産業的な特性によって付加価値と雇用の誘発効果が高い。IPサービス業の付加価値率は70.1%(全産業平均:37.8%、不動産及び事業サービス:67.9%)、付加価値誘発係数は0.916(全産業平均:0.726、不動産及び事業サービス:0.918)で他産業より高い付加価値を持つ。また、IPサービス最終需要10億ウォンが発生すると21,096人の雇用誘発効果があると推定される。(IPサービス業の経済的な効果に関する研究、2012、特許庁・韓国知的財産研究院)

このような知的財産活動を支援して収益を創出するサービス産業が海外では国家政策を通じて支えられている。2012年6月中国は計47の知的財産権サービス機関に対する集中育成計画を発表し、日本やドイツは知的財産情報検索、翻訳、管理、コンサル

ディングなどに対する能力検定制度を運営し、知的財産サービス人材を養成している。韓国は特許出願世界4位(2015年)、GDP対比内国人特許出願世界1位(2016年)、国際知的財産指数10位(2016年、GIPC)であることを考えると、今後知的財産サービス業の成長可能性が非常に高い。しかし、国内IPサービス産業は初期段階であり、需要者の認識不足、供給者の能力及び産業全般の基盤不足などでまだ市場が活性化されていない状況である。したがって国家知的財産の競争力を確保するため、初期知的財産サービス市場の形成及びIPサービス業全般の能力強化に向けた政策支援が求められている。

## 2. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ナムギョ

### イ. 推進背景及び概要

最近特許出願及び紛争などの増加によって海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2013年基準で国内知的財産サービス産業の市場規模は約6,359億ウォン、雇用規模も約16,500人に過ぎないものと推定されている。このような市場規模は国内サービス業全体の売上高(1,428兆ウォン)の0.04%に過ぎない水準で知的財産サービス市場がまだ初期段階であり、関連企業もまた零細な状況である。

このように市場が成熟しておらず、まだ基盤が整えられていない状況の中でIPサービス企業は生き残るために苦戦している。特に、海外市場の場合個別企業の能力だけでは市場進入に限界があるため、政策を通じた体系的な支援が求められている。

これを通じて知的財産サービス市場が高度化し、高品質のサービスが提供されれば、企業、大学、研究機関など国家全体の知的財産競争力が高まると期待され、雇用創出及び経済発展にも寄与すると見られる。

### ロ. 推進内容及び成果

## 1) 知的財産サービス産業の支援根拠作り

特許庁は2014年1月に発明振興法を改正して知的財産サービス支援政策の推進根拠を作ると同時に育成分野を具体化した。

既存法律(知的財産基本法)に知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれていたが、その主体が具体的に特定されておらず実質的な政策につながらない限界があった。そこで、発明振興法に特許庁が知的財産サービス業育成施策を樹立して関連業務を行うようにすることで、知的財産の主務省庁として支援政策が推進できる根拠を作った。また、既存法律上知的財産サービス業は調査・分析過程において作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスだけを指していたが、改正法律ではそれに加えて教育・相談・広報・金融・保険などの業務を含めることで支援分野を拡大した。

## 2) 知的財産サービスの資格検定制度の施行

特許庁は知的財産サービス分野における優秀・高級人材の識別体系を構築し、高級人材を持続的に養成するための基盤を構築するため、専門資格制度を2013年から施行している。

<図Ⅲ-4-4> 資格制度の機能



知的財産検定試験の導入に関する研究委託の結果と知的財産問題銀行を基に知的財

産教材を開発して特許事務所及び専門会社など知的財産サービス従事者たちに教育を実施するとともに、資格制度専門家会議を通じて細部検定運営・管理方策を樹立し、IP情報サーチャー、IP情報分析士及びIP翻訳士資格検定試験を施行している。

＜表Ⅲ－４－６＞資格検定試験の施行状況

2016年実施資格検定		受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率(%)	備考
IP情報サーチャー (IPS)	GL	291	206	70.7	定時2回、随時15回
	PRO	39	35	89.7	定時1回
IP情報分析士(IPA)		32	18	56.2	定時2回
IP翻訳士 (IPT、韓→英)	2級	21	11	52.3	定時1回
	3級	64	37	70.0	定時1回、随時1回

### 3) 知的財産サービス産業の海外進出及び国内販路開拓支援

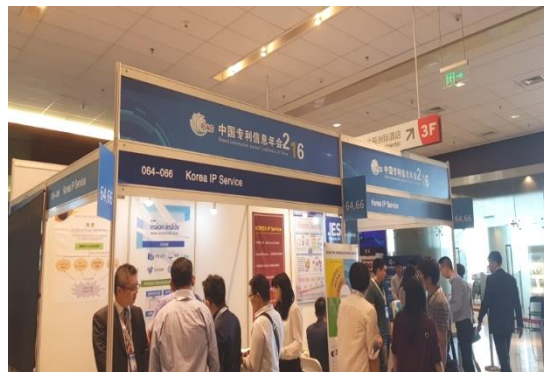
特許庁は零細な国内知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外有名展示会と国内主要セミナーに知的財産サービス企業が参加できるように支援している。

海外進出は個別企業の努力だけでは限界があるため、企業、関係省庁、関係機関で構成された協議体を構成して総合的な支援を実施するとともに、韓国知的財産サービス協会を通じて中国特許情報コンファレンス(PIAC)、日本特許情報フェア&コンファレンス(PIFC)など海外主要国展示会への参加を支援し、国内企業の広報、海外動向把握、ネットワーク形成などの機会を提供した。

<図Ⅲ-4-5> 日本特許情報フェア&  
コンファレンス

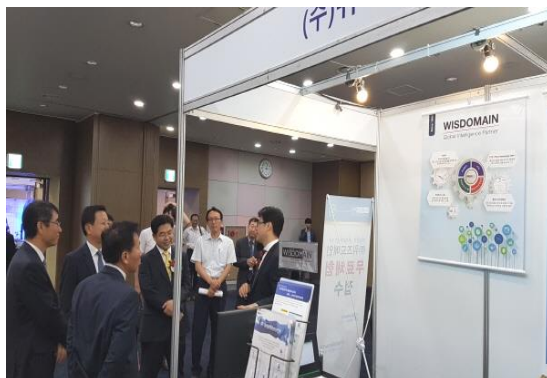


<図Ⅲ-4-6> 中国特許情報コンファ  
レンス



また、国内市場活性化のために企業・機関内の知的財産R&D関係者など特許情報ユーザーを対象に特許・商標DB及びソリューション関連コンファレンス、IoT産業セミナーなどを開催して企業の参加を支援した。

<図Ⅲ-4-7> 第6回特許情報ユーザーコンファレンスの開催



<図Ⅲ-4-8> IoT特許技術の動向及び戦略セミナーの開催



## ハ. 評価及び発展方向

特許庁は零細な知的財産サービス産業を育成するため、具体的な法的根拠を設けると同時に、知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を施行することで知的財産サービス人材の能力向上を支援した。また、海外進出及び国内販路開拓の支援を通じて知的財産サービスに対する認識向上と需要活性化に寄与した。

しかし、国内の知的財産サービス産業はまだ初期市場段階であるために自発的な需要が足りず、政府の積極的な支援が必要な状況である。したがって特許庁は知的財産サービス業の競争力を強化するため、税制支援の根拠作り、サービス企業投資ファンドの造成などより具体的で強化された支援政策を講じて推進する計画である。

## 3. 知的財産サービス企業における採用連携教育の拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ナムギョ

### イ. 推進背景及び概要

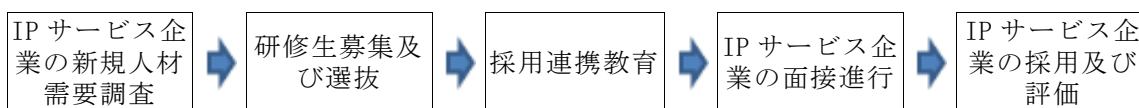
知的財産サービスは高度の専門知識と能力を備えた専門人材の確保が欠かせないが、初期段階である国内の知的財産サービス市場では知的財産サービス能力と専門技術知識を備えた専門人材の確保が難しく、知的財産サービス企業への就職を支援するための教育インフラが不十分な状況である。専門人材の不足及び人材養成体系の不在は知的財産サービス業界にとって大きなネックとなっており、国内知的財産サービス関連企業を対象にした調査では全体の49.3%（2014年知的財産サービス産業の現状研究、特許庁）が知的財産専門人材が不足していると認識していることが分かった。そこで特許庁は知的財産サービス市場における専門人材の不足及び人材養成体系の不在という問題を解決するため、2011年から（2011年17人、2012年56人、2013年100人、2014年125人、2015年202人、2016年251人）採用連携教育支援を推進している。

### ロ. 推進内容及び成果



特許庁は未就業大学生、R&D退職人材などを研修生として選抜して知的財産サービス市場が求めている実務中心の教育を実施し、以後教育修了生が知的財産サービス企業に就業または創業するよう誘導することで、知的財産サービスの発展に寄与する専門人材を養成・支援している。採用連携教育課程は知的財産サービス業で必要な全般的な内容を提供するIPサービスアカデミー、翻訳人材養成に特化したIP翻訳アカデミーに分けて実施する。

<図Ⅲ-4-9> 知的財産サービス採用連携教育のプロセス



1) 教育広報及び研修生の選抜

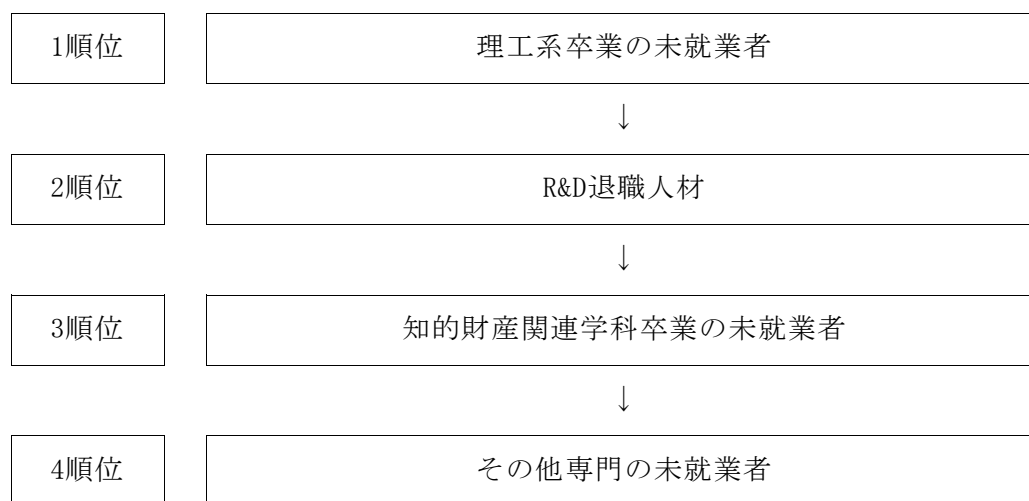
教育広報及び優秀研修生の選抜のために全国の主要大学及び韓国知的財産戦略院、韓国特許情報院などの関係機関ネットワークを活用し、採用情報サイト及び就職関連コミュニティなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報した。また、R&D退職人材を選抜するため、ハイキャリアの科学技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

<図Ⅲ-4-10> 教育広報資料



研修生募集の結果、IPサービスアカデミー289人、IP翻訳アカデミー46人で計335人が教育参加を支援し、1.3：1の競争率を記録した。このうち知的財産専門人材養成という教育の趣旨を活かすため、知的財産サービス市場で好まれる理工系卒業生及びR&D退職人材などを優先して研修生を選抜した結果、IPサービスアカデミー207人、IP翻訳アカデミー44人で計251人の研修生を選抜した。

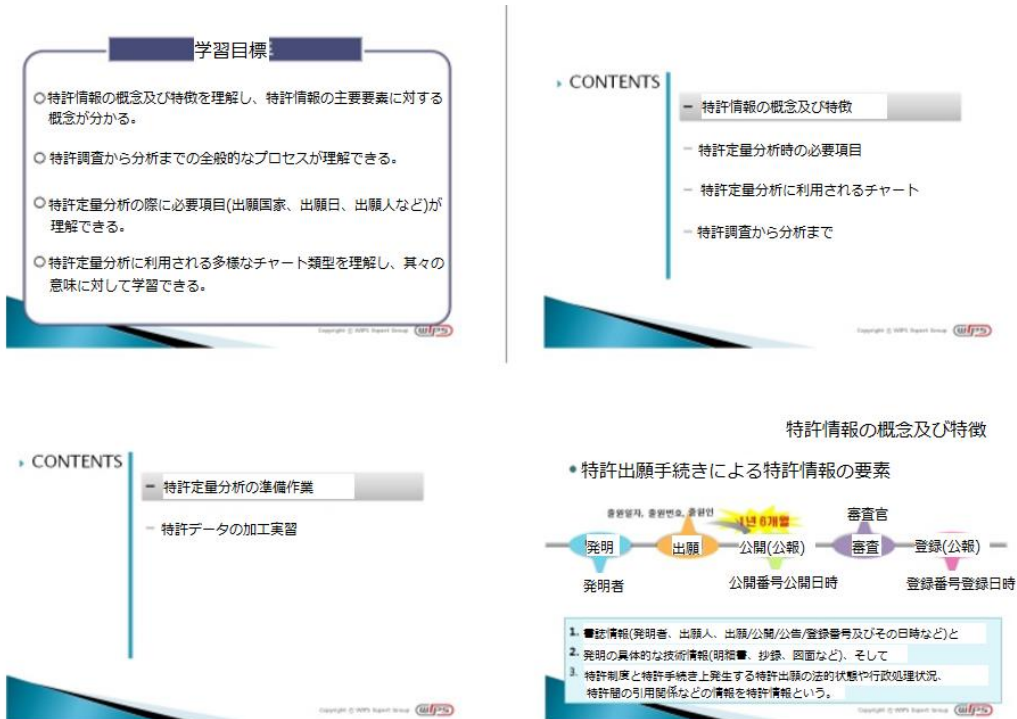
＜図Ⅲ－4－11＞研修生選抜の優先順位



## 2) 知的財産教育の実施

採用連携教育課程はIPサービスアカデミーとIP翻訳アカデミーに分けて実施された。各教育課程はIPサービスに対する専門的な内容を提供すると同時に、採用支援教育ということを踏まえて研修生が就業後に必要な職場及びビジネスマナー、プレゼンテーションスキルなどの内容を盛り込んで就職に実質的に寄与した。

<図Ⅲ-4-12> 「IP分析概要及びIP定量分析準備作業実習」テキスト



IPサービスアカデミーは1回当たり4週(120時間)ずつ、4回にわたって教育を行い、IP翻訳アカデミーは1回当たり6週(162時間)ずつ、2回の教育を行った。全体教育修了生は251人で、選抜された研修生全員が修了した。修了者のうち男性(126人)と女性(125人)の比率は同水準であった。

<図Ⅲ-4-13> 教育授賞式及び修了式



### 3) 知的財産サービス企業採用との連携

採用連携教育の趣旨を活かすため、教育開始前から採用を希望する企業を把握した後、教育が始まると企業に研修生リストを提供した。書類審査を経て採用意思のある企業は教育1週目から面接を始め、教育終了後まで引き続き採用プロセスを進めた。

＜図Ⅲ－4－14＞採用連携のプロセス



このような採用連携教育の結果、計123人(77.8%、大学専門課程を除く)が採用される成果をあげた。これをプロセス別に見ると、IPサービスアカデミーを通じて1次28人(84.8%)、2次23人(82.1%)、3次20人(80.0%)、4次20人(71.4%)など91人が採用され、IP翻訳アカデミーを通じて1次20人(71.4%)、2次12人(75%)など32人(72.7%)が採用された。

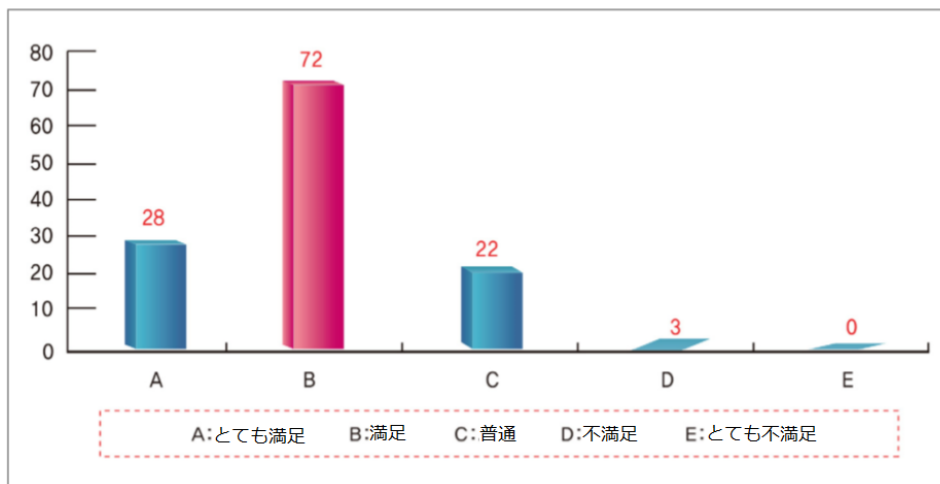
採用された修了生をより詳しく分析すると、男性(56人)修了生よりは女性(75人)修了生がより高い採用率を記録し、20代が42%、30代以上が58%を占めていることが分かった。

#### ハ. 評価及び発展方向

知的財産サービス採用連携教育に対するアンケート調査を行った結果、教育に80%が満足していることがわかった。特に、知的財産サービス業の多様な職務に対する理解と知的財産サービス業界という就職の方向を決める上で大いに役立ったという意見が多く、教育効果が非常に高いことを確認することができた。

＜図Ⅲ－4－15＞採用連携教育の満足度

(単位：人)



教育運営に対するアンケート調査の結果、個人/チームプロジェクト実習など実習教育に対するニーズが高く、持続的に実習中心の教育運営を可能にし、特許一般及び翻訳分野の他に専門人材養成が難しいが企業採用需要のある分野(商標/デザイン、IP管理など)の課程を追加開発して運営する予定である。

知的財産サービス業採用連携教育は教育満足度(80%)のみならず、採用連携率(就業率77.8%、大学専門課程を除く)も高く、事業成果が大きいことがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス人材の新規採用の需要を調査して採用連携教育を拡大し、知的財産サービス企業への採用連携とともに中小・ベンチャー企業に対する採用連携を同時に進めて専門人材の知的財産サービス市場への流入を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力強化に貢献すると期待される。

## 第4節 知的財産権創出・活用インフラの強化

### 1. 職務発明制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

#### イ. 推進背景及び概要

職務発明とは従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」とする)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」とする)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条第2号)。すなわち、職務発明は発明振興法上の概念で、一般的に従業員が業務遂行過程で創り出した発明といえる。また、発明振興法上、発明とは特許法、実用新案法またはデザイン保護法によって保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第2条第1号)、職務発明には特許法上保護される発明のみならず、実用新案法またはデザイン保護法上保護対象になる考案及び創作が含まれる。

韓国で職務発明に対する権利は発明者である従業員などに帰属(発明者主義)することになっており、従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継したり、専用実施権を設定するためには、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第15条)。したがって、職務発明補償制度は従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継(設定)する代わりに、それに対する正当な補償をする制度といえる。但し、職務発明の場合、従業員が職務発明を創出できる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど使用者などの寄与があつてこそ可能であるため、従業員などと使用者など間の合理的な利益調整が必須であるという点で一般的な権利移転による反対給付の提供とは区別される。

職務発明が重要である理由は、今日ほとんどの核心・源泉技術が企業・研究機関及び大学など法人主導の下で開発され、法人で開発される発明の大半は職務発明である

というところにある。

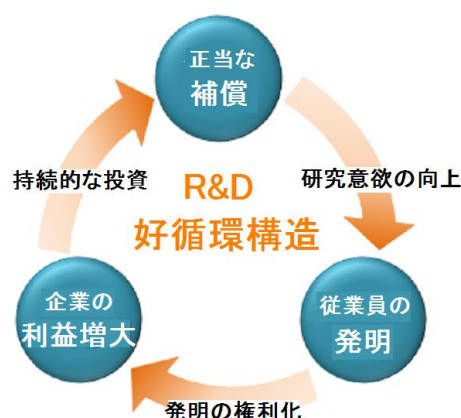
＜表Ⅲ－４－７＞韓国における法人の特許出願の推移

(単位：件、%)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
個人出願(A)	33,267	35,424	36,940	38,433	39,041	41,972	41,057
法人出願(B)	136,834	143,500	151,975	166,156	171,252	171,722	167,773
計(C)	170,101	178,924	188,915	204,589	210,292	213,694	208,830
法人出願比重(B/C)	80.4%	80.20%	80.45%	81.2%	81.4%	80.4%	80.3%

職務発明制度を通じて使用者などは職務発明を迅速かつ簡単に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員などは職務発明に対する正当な補償を受け取ることで、創造的な発明に邁進できるため、従業員などと使用者などが共にウィン－ウィン(Win-Win)できる。

＜図Ⅲ－４－16＞職務発明補償制度のメカニズム



そこで特許庁では国内企業が職務発明補償制度を手軽に導入して運営できるようにするため、職務発明補償優秀企業認証の施行、中小・中堅企業に対する職務発明制度無料コンサルティング、職務発明補償制度運営の優秀事例公募、職務発明制度の改善に向けたフォーラム及び恩恵を受けている企業懇談会の開催など多様な支援を展開し

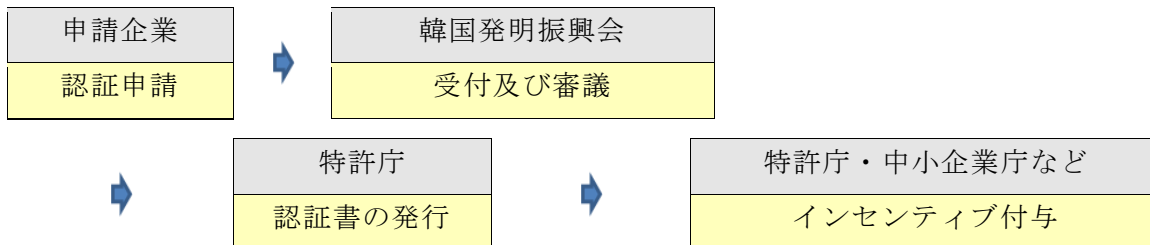


ている。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は職務発明補償制度が韓国の産業発展及び知的財産に対する正当な補償文化の礎になるという認識の下で、発明振興法令の改正を通じて職務発明補償優秀企業を選定・支援できるようにし、2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施して計477社を優秀企業として認証した。

<図Ⅲ-4-17>職務発明補償優秀企業の認証プロセス



2013年4月から職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業は特許、実用新案及びデザイン出願に対する優先審査資格付与と4～6年目の登録料に対して20%追加減免を受けると同時に、特許庁、中小企業庁及び未来創造科学部の支援事業に参加する際に加点がもらえる。

<図Ⅲ-4-18>職務発明補償優秀企業認証の案内広告

**2016年第1次職務発明補償優秀企業認証制度の申請案内**

**審査基準**  
 評価基準：職務発明補償規定(30点)、補償実績(40点)、運用の合理性(30点)  
 認証基準：審議委員会を構成、審議結果の評価点数が70点以上である場合に認証通過と見なす

**インセンティブ**  
 ・特許・実用新案・デザイン優先審査対象の資格付与  
 ・政府支援事業対象者選定時に加算点付与  
 ・特許庁：民間IP-R&D連携戦略支援事業、特許技術の戦略的専業化支援事業など  
 ・中小企業庁：中小企業技術革新開発事業、中小企業連携自治体開発事業、中小企業商用化技術開発事業など  
 ・未来創造科学部：S/I工学技術現場適用支援事業  
 ・特許・実用新案・デザインの4～6年分の登録料減免(2年額)(2016.2.まで)

**申請受付**  
 受付期間：2016年3月2日(水) 09:00～2016年4月1日(金) 18:00まで  
 申請方法：オンライン受付  
[www.kipa.org](http://www.kipa.org) | 特許庁 | 中小企業庁 | 未来創造科学部

**お問い合わせ先**：知的財産振興課(TEL:3459-2844,2848/E-mail:2845@kipa.org)

**目的**：職務発明補償制度の導入促進  
 職務発明に対する企業の自発的な補償文化の定着及び専攻競争の平準

**概要**：職務発明補償の優秀企業認証制度とは？  
 職務発明補償を積極的に実施する中小・中堅企業を「職務発明補償優秀企業」として認証し、認証を受けた企業に対し政府支援事業に参加する際に、インセンティブを提供する制度

**申請資格**：補償規定を遵守し、直近2年以内に職務発明補償事業のある中小・中堅企業・中小企業基本法第2条による中小企業・中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法第2条による中堅企業

**認証手続き**：認証申請 → 受付及び審議 → 認証結果発表 → インセンティブ付与

事業発明制度ホームページ: <http://employeeinvention.net>

主催：特許庁、韓国発明振興会



＜表Ⅲ－4－8＞職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況

- ▶ 政府支援事業に参加する際に加点を付与  
 (特許庁) 民間 IP-R&D 戦略支援事業、特許技術の戦略的な事業化支援事業  
 (中小企業庁) 中小企業技術革新開発事業、融・複合技術開発事業、商用化技術開発事業、創業成長技術開発事業  
 (未来創造科学部) SW 工学技術現場適用支援事業
- ▶ 特許・実用新案及びデザイン出願に対する優先審査対象
- ▶ 特許・実用新案及びデザインの4～6年目登録料20%追加減免

一方、専門人材や専門組織がなく職務補償制度の導入や運営に困難を感じている中小・中堅企業を支援するため、弁理士など職務発明専門家が直接企業を訪問して企業の職務発明と関連する現状を診断して企業に適した職務発明補償規定を整備したり、職務発明補償制度の運営と関連する問題点の解決を支援するため、職務発明制度コンサルティングを行った。さらに、職務発明補償制度に対する国内企業の理解を深めるため、企業の従業員や役員を対象に職務発明補償制度に対する説明会を開催した。

＜図Ⅲ－4－19＞職務発明制度の説明会



2016年下半期には「職務発明制度運営の優秀事例」を公募し、(株)Medexel、(株)Dongah Elecommなど9社を優秀企業として選定・授賞し、職務発明制度運営の優秀事例集を発刊することで国内中小企業がベンチマークできるようにした。

<図Ⅲ-4-20>職務発明制度運営優秀事例の発表



<図Ⅲ-4-21>職務発明制度運営優秀企業の授賞



また、「職務発明制度の制度改善フォーラム」を開催して職務発明補償制度と関連する法令の改正事項と国内・外の重要懸案に対する情報を共有し、制度の改善方向を模索する機会を設けた。

職務発明制度のホームページ([www.ip-job.org](http://www.ip-job.org))を通じて職務発明制度及び関連情報を紹介し、優秀企業認証・職務発明制度無料コンサルティング・優秀事例公募などを案内して希望する企業が申し込めるようにした。同時に職務発明補償規定の標準モデルと制度導入企業に対する各種インセンティブを紹介した案内マニュアルを製作し、国内IP活動企業の約2万5千社余りに配布した。

＜図Ⅲ－4－22＞職務発明制度のホームページ及び広報パンフレット



ハ. 評価及び今後の計画

2016年度知的財産活動実態調査(2016年12月発行)の結果によれば、職務発明補償規定を保有・活用している国内企業の職務発明補償制度導入率は60.2%で、2015年の55.6%に比べて増加した。特に大企業や中堅企業の場合、其々91.7%と86.1%と非常に高い比率を示したが、これは最近特許紛争または職務発明関連の紛争が 이슈となり、職務発明補償制度の重要性が浮き彫りになったことで、大企業あるいは中堅企業が保有しているIP専門担当組織と人材を活用して職務発明補償規定を制定もしくは改正して迅速に対応した結果と判断される。

＜表Ⅲ－4－9＞国内企業の職務発明制度導入比率

年度	2012	2013	2014	2015	2016
企業全体	43.8	46.2	51.5	55.6	60.2
大企業	72.9	74.5	84.4	77.7	91.7
中堅企業	-	87.5	75.0	71.6	86.1
中小企業	32.9	35.0	41.1	46.2	48.8

\*\* 出処：知的財産活動実態調査(韓国知識財産研究院)

しかし、中小企業の職務発明補償制度導入率は48.8%と低迷しており、中小企業の職務発明制度導入を促進するためにはより積極的な支援政策が求められる。そこで、特許庁は職務発明に関するインフラが一定水準備えられている多出願企業などは職務発明補償優秀企業の認証が受けられるように「職務発明補償優秀企業認証」を広めていく予定である。一方、職務発明インフラが脆弱な中小企業にはCEO及び役員向け説明会の実施、職務発明補償規定標準モデルの製作・配布、企業オーダーメイド型補償規定作りの支援、職務発明制度コンサルティングなど企業オーダーメイド型制度の導入支援及び現場中心の問題解消支援を強化する計画である。

さらに、職務発明に対する正当な補償ムードの拡散を向けて職務発明制度の制度改善フォーラムを開催し、職務発明制度運営の優秀事例を発掘・授賞し、職務発明制度のホームページと関係機関のニュースレター、そして各種マスコミ媒体を活用して多様な広報活動を展開する予定である。特に、未来創造科学部、産業通商資源部、中小企業庁及び関係機関との協力体系を構築することで、職務発明補償制度に対する認識向上と制度導入を効果的に支援していく計画である。

## 2. 知的財産権の貿易収支統計

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 チュ・ビョンウク

### イ. 推進背景及び概要

知的財産権貿易とは知的財産権の提供者と受領者間の国際取引に対する契約と条件によって金銭的な補償が伴う取引を指し、既存の知的財産関連貿易統計は国際通貨基金(IMF)の基準による「知的財産権使用料収支」と経済協力開発機構(OECD)の基準による「技術貿易統計」がある。

既存統計は国際基準に囚われているため、知的財産権の輸出入状況を正確かつ具体的に把握するには限界があるという問題点が持続的に提起された。このような状況の中で特許庁は韓国の知的財産権国際取引状況を総合的・体系的に分析できる貿易統計を算出するため、韓国銀行と2014年5月にMOUを締結し、11か月間の相互業務協議を経て2015年「知的財産権貿易収支」を新規開発及び公表した。

2015年5月から韓国銀行の経済統計システム(ECOS)を通じて提供される「知的財産権貿易収支」統計は知的財産権に特化した貿易収支統計であり、既存の知的財産権関連の貿易収支統計より構成項目や編製方法などでより客観的・包括的である。何より特許権、デザイン、著作権など全類型に対する使用料と売買取引が含まれているため、既存統計より包括的な取引内容が分かる。

また、「知的財産権貿易収支」統計は韓国銀行の外国為替取引実績資料を基に算出した全数統計であり、大規模のアンケート調査を進めることなく定例的なDBの構築が可能である。

このように「知的財産権貿易収支」統計は韓国の知的財産権対外取引状況及び貿易収支動向を正確に把握できる統計であり、今後知的財産貿易収支の改善に向けた政策と事業の具体的な内容を整備する上で基礎資料として広く活用されると期待している。

## ロ. 主要内容

### 1) 「知的財産貿易収支」統計の発表

「知的財産権貿易収支」統計は貿易収支赤字の改善に向けた具体的な政策樹立と執行が可能になるよう、知的財産権の対外貿易現状を知的財産権の種類別、機関形態別、産業別、貿易国家別に区分して編製した。

特許庁と韓国銀行は「知的財産権貿易収支」統計を知的財産権の種類別、取引者特性別、産業別、貿易国家別に交差(cross tab)分析を行うなど多面的な分析を通じて韓国知的財産権貿易構造の特徴及び赤字原因を具体的に把握した(2015年4月)。

「知的財産権貿易収支」統計を通じて見た韓国知的財産権貿易の問題点に対して国民のコンセンサスを得て、それを改善するための政策的な合意を導き出すため、特許庁は経済関連長官会合(2015年5月7日)を通じて「知的財産権貿易収支統計の開発結果」を報告し、韓国銀行との共同ブリーフィング(2015年5月12日)を通じて韓国知的財産権貿易の重要性を喚起した。

## 2) ECOS を通じた「知的財産権貿易収支」統計の提供

「知的財産権貿易収支」統計は2015年4月国際収支統計の統計作成変更承認(統計法第18条)を経て国際収支統計の附属統計として新規登録され、韓国銀行の経済統計システム(ECOS)に収録された。

ECOS のツリー構造を見ると、知的財産権貿易収支統計は8.1「国際収支」の下位項目のうち8.1.3「サービス貿易細分類統計」の下に8.1.4項目として配置し、知的財産権の種類別、機関形態別、産業別、国家別分類統計を基本統計項目に分けて四半期毎に提供している。

<表Ⅲ-4-10> 韓国銀行経済統計システム(ECOS)のツリー構造

韓国銀行経済統計システムのツリー構造	備考
8.1 国際収支	
8.1.1 国際収支	

8.1.2 季節変動調整経常収支	
8.1.3 サービス貿易細分類統計	
8.1.4.1 知的財産権貿易収支(類型別)	
8.1.4.2 知的財産権貿易収支(機関別)	
8.1.4.3 知的財産権貿易収支(産業別)	
8.1.4.4 知的財産権貿易収支(国家別)	
8.1.5 輸出決済通貨	
8.1.6 輸入決済通貨	

### 3) 「知的財産権貿易収支」統計の国際的な拡散

2015年新規開発・公表された「知的財産権貿易収支」統計の主要結果は2015年11月 OECD IP 統計コンファレンス(IPSDM)で「Development of Korea's Intellectual Property Rights Trade Balance Statistics」というテーマで共有された。韓国の「知的財産権貿易収支」統計は OECD IP 統計コンファレンスのポスター発表を通じて、様々な国家と統計結果に対する深みのある議論はもちろん、各国の統計作成体系及び範囲に対する議論など統計発展方策に対する多様な意見を共有した。

#### ハ. 2016年の推進事項

特許庁は「知的財産権貿易収支」統計の作成に必要な為替取引情報の提供を受ける上で根拠を作るため、発明振興法の改正を推進している。為替取引法で制限している為替取引情報の閲覧・アクセス権限を例外的に特許庁に与えることで「知的財産権貿易収支」の活用可能性を高めるためである。2016年末現在国会産業通商資源委員会では改正案が係留中であり、2017年初めの頃改正案が確定する見通しである。

為替取引情報は特許庁の特許情報とともに特許収支の具体的な内訳に対する深層分析、知的財産権貿易収支赤字対応策の構築などのための基礎資料として活用されると見られる。

## ニ. 評価及び発展方向

知的財産権が世界経済で占める比重が益々増えている中で、「知的財産権貿易収支」統計は知的財産権に特化した貿易収支統計であり、韓国の知的財産権国際取引状況を正確かつ詳細に把握できる基盤を構築したことに意義がある。さらに、産業別、国家別、機関形態別、類型別に知的財産権貿易収支に対する体系的な情報の提供が可能であるため、知的財産権貿易収支赤字の原因を具体的に把握することはもちろん、知的財産権貿易収支の改善に向けた戦略の樹立に役立てるものと見られる。

構築された統計が韓国だけでなく国際的にも広く活用されるには、統計信頼性の向上とともに国際的な活用可能性を念頭に置いた統計発展方策に対する持続的な考慮と国際的な合意が必要である。

## 3. 半導体設計財産の振興

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政主事 パク・ジンウン

### イ. 推進背景及び概要

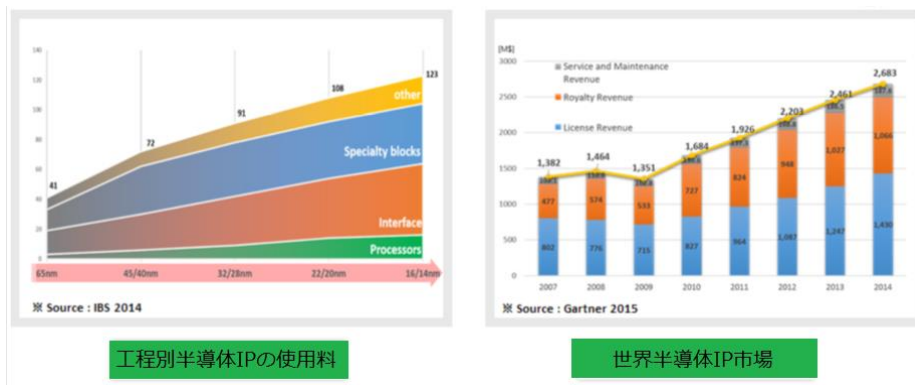
半導体設計財産とは回路の動作と機能が検証され、半導体集積回路の設計時に独立した機能を持って繰り返し利用が可能な機能ブロック(回路)と定義できる。半導体設計及び生産業界では半導体設計財産を一般的に半導体IP、さらに略してIPと呼ぶケースが多い。

半導体設計財産は複雑・多様な機能を持つシステム半導体を設計するためには必ず必要な要素となっている。半導体チップの集積度、使用工程(Tech)が上昇するほど半導体設計財産の使用料は増加しており、そこで半導体設計財産市場は右肩上がり成長を維持している。



<図Ⅲ-4-23> 工程別半導体IPの使用料及び世界半導体IP市場の成長率

[単位：SM]



しかし、韓国の半導体設計財産の創出及び活用基盤はまだ微々たる水準である。国内全体半導体IPの市場規模は約3千億ウォンに至るものと推定されるが、国内に供給される半導体IP市場の比重は全体の20%にも及ばない約200億ウォン水準に止まっている。また、国内で専門的に半導体IPを供給するプロバイダーは5つ内外で、半導体IPに対する基盤が非常に不足している状況である。国内企業が半導体設計財産の創出・活用に消極的な理由は製品の販路が不確実で、複数の製造工程に対する信頼性検証に多額の費用がかかるためであると調査された。

そこで、特許庁は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づいて半導体設計財産の創出・活用の活性化を支援するため、半導体設計財産振興事業を推進している。

<図Ⅲ-4-24> 半導体設計財産振興事業の推進体系



ロ. 推進内容及び成果

1) 半導体設計財産振興事業

半導体設計財産振興事業は国産半導体IPの発掘及び取引支援を通じて半導体IPの流通活性化を図る事業であり、優秀半導体IPの発掘及び信頼性検証支援、流通総合情報系の強化及び取引活性化などの多様な支援を展開している。

2016年には計130件の国産半導体IPを発掘してDB化し(累計706件)、信頼性の高い半導体IP DBとユーザー中心の取引システムの構築及び広報活動などを通じて2016年に計206件の半導体IPが仲介される成果をあげた。

また、国内半導体IP企業の海外マーケティングを支援するため、毎年中国進出支援プログラムを推進している。流通支援センターは支援プログラムを通じて国内IP企業の広報、相談ブースの設置、IP-SoC Korean Societyを通じた現地韓国人との交流活動を支援しており、支援プログラムを通じて2016年に53件の輸出相談などの成果をあげた。

\* SMIC Tech Symposium : 中国最大のファウンドリー企業であるSMICが毎年主催する技術シンポジウムに国内優秀IP Providerの参加を支援し、海外顧客社を対象にしたマーケティング支援

\* 中国半導体協会総会 (ICCAD) : 中国半導体産業協会 (CSIA) 主管で年1回開催される総会行

事に国内企業の参加を支援し、中国市場でのマーケティングを支援

## 2) 半導体設計財産の産業基盤作り事業

半導体設計財産の基盤作り事業は半導体設計財産の発掘・保護・人材養成など国内半導体IP産業のインフラを構築するためのものであり、配置設計権の登録業務及び半導体設計財産教育事業などを推進している。

＜表Ⅲ-4-11＞配置設計権の登録状況

区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	計	
内 国	大企業	319	-	-	-	11	9	-	-	1	-	-	340	
	中小企業	107	1	15	7	14	33	23	22	44	4	-	1	271
	研究所	324	89	13	16	14	18	15	37	13	8	2	2	551
	大学	48	17	8	11	13	28	39	52	112	55	57	51	491
	個人	58	-	5	7	-	8	2	13	3	-	2	1	99
	小計	856	107	41	41	52	96	79	124	173	67	61	55	1,752
外国(企業)	792	32	16	13	5	2	5	5	2	-	-	-	872	
計	1648	139	57	54	57	98	84	129	175	67	61	55	2,624	

\*影の領域は存続期間(10年)が満了し、権利が消滅した登録分である。

また、国内優秀半導体設計財産を発掘するとともに創作者の士気を高めるために第17回大韓民国半導体設計コンテストを開催し、計12作品の優秀半導体設計作品を選定して授賞した。

＜表Ⅲ-4-12＞第17回半導体設計大典の授賞作

### 1) 自由テーマ公募展

等級	所属	設計作品名
大賞	韓国電子通信研究院	ISO 26262-complaint 1.0Ghzクアッドコア自動車 プロセッサ

金賞	高麗大学	An Oscillator collapse-Based Comparator with Application in a 74.1dB SNDR, 20KS/s 15b SAR ADC
銀賞	西江大学	現場診療のためのスマホ基盤超小型超音波システム
銀賞	韓国科学技術院	プラスチック棒リンクのための低電力高速トランシーバーIC設計
銅賞	浦項工科大学	A Phase-Locked Direct Digital Synthesiser only by Hardware Description Language(HDL)
銅賞	世宗大学	MMPLST : a mobile sound-tracing hardware for realistic immersive virtual reality
銅賞	西江大学	A10 MHz Bandwidth 73.3 dB SNDR Delta-Sigma ADC Using Source-Follower Based Intergators
特別賞	忠南大学	Capacitive Readout IC(Integrated Circuit) with Dual Range Automatic Parasitic Calibration Loop
特別賞	(株)RONTECH	99.96%電流効率の速い過剰応答を持つマルチモードDigital Low Dropout Regular (D-LDO)

## 2) アルゴリズム設計公募展

等級	所属	設計作品名
金賞	韓国航空大学	ドローン衝突回避のための移動物体検出器
銀賞	漢陽大学	サイクル単位の精密HMCシミュレーター
銅賞	世宗大学	Deep-Learning加速のためのfloating point MAC operation 設計

最後に、半導体設計財産取引に必要な文書作成法と優秀事例などを含む半導体IPビジネスガイドブックを活用した教育を行い、オンラインコンテンツとして製作して配布するなど半導体設計財産基盤作りの拡大に向けて努力を傾けた。

## ハ．評価及び発展方向

特許庁は半導体設計財産振興事業を通じて半導体設計財産の創出・活用を支援することで、国内半導体設計財産の活性化に貢献した。半導体設計財産流通支援を持続的に強化し、毎年KIPEX(半導体設計財産流通センター)を通じた半導体設計財産の取引及び流通実績を高め、関連業界の士気を高めるために半導体設計大典を開催するなど半導体設計財産基盤作りに取り組んだ。

このような成果を基に2017年には国内優秀半導体IPを持続的に発掘し、KIPEX(半導体設計財産流通センター)を通じて半導体IP流通を支援することで仲介及び取引を活性化する計画である。また、KIPEXウェブサイトの改編を通じて半導体設計財産流通インフラを補完し、半導体IP市場・政策分析機能を強化することで半導体設計財産活用基盤を強化する計画である。

## 第4編 知的財産の保護及びグローバルリーダーシップの強化

## 第1章 国内知的財産権保護基盤の強化

### 第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 書記官 パク・ヤンギル

#### 1. 推進背景及び概要

製品とサービス競争力の主要要素となった知的財産権は高付加価値を創り出すことができる重要な資源として認識されている。しかし、このような知的財産権は情報通信と科学技術の発達によってより速くより簡単に世界各地に伝わり、簡単に盗用・侵害されるようになった。

韓国も例外ではなく、一例として模倣品のケースを見ると、国内模倣品市場規模は流通価格基準で約5兆2千億ウォン（国外流入2兆3千億ウォン、国内生産2兆9千億ウォン）に達している（2014年、現代経済研究院）。このように模倣品の不法流通が拡散すると正規品市場の被害が深刻になり、国家イメージにもマイナス影響を与える。

実際各国の知的財産権保護水準を示すスイス国際経営開発院（IMD）の国家別知的財産権保護順位を見ると、韓国は2016年調査対象国61カ国のうち米国（3位）、ドイツ（8位）、日本（22位）より低い38位であり、統計庁が調査したオンラインショップにおける模倣品取引額も2011年29兆ウォン、2012年34兆ウォン、2013年38兆ウォン台を記録し、持続的に増加していることも軌を同じくしている。

天然資源に乏しい代わりに優秀人材が豊富な韓国は生まれながら無体財産である知的財産に頼って製品とサービス競争力を確保し、国家競争力も確保しなければならない運命である。このような状況の中で、国内知的財産権の保護を強化することは国家レベルの重大な政策イシューである。

＜図IV-1-1＞国家別知的財産権保護の順位

(IMD(スイス国際経営開発院)、2016)

国家	米国 	ドイツ 	日本 	中国 	韓国 
保護順位	3位	8位	22位	50位	38位

## 2. 推進内容及び成果

2016年度には総理室、産業部、法務部などとともに「全省庁中小企業技術保護T/F」を推進し、国家知的財産委員会に営業秘密保護強化など改善案を盛り込んだ「中小企業技術保護総合対策」を上程・議決(2016.4)した。それを基本的な土台として様々な制度改善を推進した。

まず、中小企業の営業秘密保護を強化するため、営業秘密侵害類型の拡大、悪意的な侵害に対する懲罰的な損害賠償制度の導入、罰金上限額10倍拡大などを含む不正競争防止法の一部改正案を立法予告(2016.8)し、2017年3月国家産業通商資源委員会に上程した。

また、韓国知的財産保護院を法定機関化し、商標権特別司法警察の支援、産業財産権紛争調停委員会事務局の運営、損害賠償額の算定など公共行政性格の業務を推進する根拠を作る発明振興法一部改正案を2017年1月国会に提出した。

一方、特許訴訟において侵害被疑者が営業秘密という理由で証拠を提出しない場合、特許権利者が侵害状況と損害額を立証する上で問題があることを考慮し、被侵害者の証拠提出を義務付け、提出対象を書類から資料に拡大するなどの特許法一部改正案が2015年2月に発議、2016年3月に最終通過、2016年6月30日から施行された。



時間と費用の面で訴訟より効率的な「産業財産権紛争調停委員会」の活動を強化し、紛争調停申込件数は2014年3件、2015年17件、2016年47件と大幅拡大されるなど、徐々に活性化しつつある。

健全な取引秩序を確立するため、韓国知的財産保護院に知財権虚偽表示通報センターを設置(2015.12)した後、2016年12月まで1年間余りに計2,795件の通報を受け、2,068件に対して是正を完了し、関係団体との協力を通じて虚偽表示防止に向けたガイドラインの配布及び広報活動を展開した。

知的財産保護認識を大衆に広めるため、国内知的財産権保護執行コンファレンスを開催(2016.6)し、消費者向け教育、公募展、様々な媒体を通じた広報などを推進した。

特許庁模倣品特別司法警察隊は安全・健康関連の模倣品及び大規模製造・流通事犯の取締に集中した結果、模倣品の主要事犯に対する拘束が最近5年平均5.4人であることに比べ、2016年には13人に大幅増加した。オンライン上で氾濫する侵害物の流通監視及び取締を強化し、オープンマーケットにおける販売中止及び個人ショップ閉鎖件が2014年5,802件、2015年6,091件、2016年6,256件と着実に増加している。このように国内知的財産権の侵害行為に対する取締執行強化及び認識向上活動を通じて対外国家信任度の向上及び健全な商取引秩序の確立に寄与し、それによって米国貿易代表部知的財産権監視対象国から2009年以来8年連続で除外され、模倣品に対する消費者認識度も2012年66.6点から2016年77.5点に改善された。

### 3. 評価及び発展方向

2016年には法制度の改善、支援事業の拡大、執行力の強化など知的財産保護に関する内容を網羅した中小企業技術保護総合対策を樹立・推進し、知的財産保護政策の土台を整えた。また、特許法損害賠償制度の改善に向けた改正案が国会を通過(2016.3)し、施行に至った。そして、大規模の企画捜査に取り込み、3,200億ウォン台のかばん、財布模倣品を流通・販売してきたグループ23人を一網打尽するなど国内で模倣品流通の根絶に一助となった。2017年度にはこのような政策を更に発展させていく予定

である。

特に、知的財産権を強く、柔軟に保護することで第4次産業革命という時代変革に対応する。アイデアを盗み取る行為など不正競争行為規律対象を拡大し、過料賦課体系の導入、トレードドレス保護要件の緩和など知的財産を幅広く、迅速に保護できるような制度を整備する。また、保護の実効性を高めるよう損害賠償制度をより強化し、検・警など関係省庁間の協力を通じて模倣品取締の効率を高めるなど、より精巧かつ強力な政策企画と執行で知的財産権保護の国家的基礎を構築していく予定である。

## 第2節 国内知的財産権保護活動の強化

### 1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 チョン・ヒョンゴン

#### イ. 推進背景

韓国は特許、商標、デザインなど産業財産権出願における世界4位として知的財産権創出の面では米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としての地位を固めている。このような国際プレゼンスの強化によって知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより強調されている。

2016年スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力評価資料によれば、韓国の知的財産権保護水準は全体61カ国のうち38位となっている。韓国の知的財産権保護水準がこのように低く評価された原因は国内に模倣品の流通が根絶されておらず、著作物に対する海賊行為が依然として続いているためである。国内に模倣品が氾濫すれば健全な商取引秩序が崩れ、国家ブランドの失墜による輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など国家経済全般にわたって深刻な副作用を招かざるを得ない。

特許庁は模倣品流通を根絶するとともに知的財産権保護の基盤を強化するため、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これによって特許庁は模倣品関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保した。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品の犯罪を効率的に取り締るため、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、ソウル、釜山、大邱など3つの地域事務所に取り締る人材を配置し、模倣品犯罪に対する刑事立件を強化している。2013年9月には既存産業財産保護

課内に所属されていた特別司法警察隊を拡大し、模倣品取締り専門担当部署である産業財産調査課を新設した。一方、近年急増しているオンラインを通じた模倣品流通に対する強力な取り締りのため、オンライン捜査専門フォーレンシック (Forensics) 装備を備えた「オンライン捜査班」をさらに強化した。

特許庁は2016年の1年間模倣品に対する強力な取締り活動を展開し、351人を刑事立件し、模倣品約58万点余りを押収するなど所期の成果を上げた。特に、2016年3月には海外有名ブランド商標を盗用したかばん、財布、時計、サングラスなどを中国から搬入し、3,200億ウォン台の模倣品を販売・流通したグループ23人を検挙する成果をあげるなど特許庁の特別司法警察は商標権専門担当捜査機関としての位置を固めている。これは商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模零細販売業者よりは模倣品製造業者及び大規模流通業者に対する取締りに注力した結果と分析できる。

＜表IV-1-1＞模倣品取締り状況

区分		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	合計
刑事 立件	人数(人)	45	139	302	376	430	378	351	2,021
	押収(点)	28,629	28,589	131,599	822,370	1,114,192	1,197,662	584,094	3,907,135

\*特別司法警察権の導入(2010.9)以後の実績

2016年度に押収した物品を見ると、伝統的に海外有名ブランド商標を模倣したかばん類、衣類などが主となっているが、国民の安全及び健康に係る洗剤類、電子部品類、自動車部品類、列車エンジン部品なども持続的に模倣・流通されており、これを正規品の時価で換算すると745億ウォンに達している。但し、最近ではオープンマーケットとSNSなどを利用してオンラインで多品種・少量の模倣品を流通しているため、押収量は2015年に比べて減っているが、これはオンラインでの取締りが決して簡単ではないことを裏付けている。

＜表IV-1-2＞主要品目別の取締り状況(2016)

(単位：点)

品目	かばん類	洗剤類	衣類	自動車部品類	アクセサリ類	その他類	合計
수량	273, 691	97, 486	13, 076	8, 525	3, 154	188, 162	584, 094

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は商標権特別司法警察権を確保することで他の捜査機関に頼らず、独自に模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察はオン・オフラインを問わず猛威を振るっている模倣品を根絶するため、オンライン取引模倣品を常時モニタリングし、常習・慢性的な製造・流通業者及び模倣品流通頻発地域に対する集中取締りだけでなく、自動車部品など国民の生命と健康を脅かす模倣品の製造・流通業者などに対する企画捜査を拡大・強化して実施する予定である。特に、オンライン捜査チームの運営を活性化し、オンライン模倣品流通事犯に対する追跡捜査で刑事処罰を強化する計画である。

<図IV-1-2> 模倣品取締りの写真



2. 政府レベルの知的財産保護活動

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 コ・ジンア  
 産業財産調査課 行政事務官 チョン・ヒョンゴン

イ. 推進背景

最近国内オンライン市場の規模が拡大し、SNS、モバイルなどオンラインを通じた物品の取引が爆発的に増加していることから模倣品の流通・販売もまた急増している。特に、モバイルを通じたSNSは個人間コミュニケーション手段が多様化しているため模倣品取引のような不法行為はより隠密化・知能化しており、その対策が急がれる状況である。

そこで特許庁は官・民協力体系の構築などを通じた模倣品流通根絶に向けて2014年5月に模倣品の多い商標権保有企業と模倣品流通が頻繁に行われるオンライン運営企業、そして特許庁、警察庁、関税庁など捜査機関で構成された「模倣品流通防止協議会」を公式に発足した。協議会は国内外商標権保有企業26社、オープンマーケット・ポータル会社などオンライン運営企業12社、特許庁・警察庁・関税庁など関係機関6機関、計44の会員で構成されている。

同時に、特許庁は創造経済の核心テーマとして「知的財産権保護の重要性」が台頭しているものの依然として国民の保護認識と実践は不十分であると判断し、知的財産権保護の重要性に対する国民認識向上及び社会雰囲気作りに向けた多角的な政府政策活動を展開した。

そのため、2015年5月国家知識財産委員会、文化体育部、特許庁、関税庁などが主管し、Naver、SK Planet、e-bay Koreaなど民間が参加する官・民知的財産保護の日記念式など国民向け知的財産保護活動を推進した。

<図IV-1-3> 模倣品流通防止協議会の発足式(2014. 5. 22)

発足式の場面



ロ. 推進内容及び成果

1) 模倣品流通防止協議会の活動

これまで模倣品流通防止協議会はも模倣品取締り機関と常習販売地域に対する合同取締り、全体ワークショップ、分科会議などを通じて模倣品流通根絶方策を模索してきた。

2015年5月と11月に推進された釜山・大邱地域の模倣品合同取締りでは特許庁、警察庁など取締り機関と協議会の主要会員社が参加し、協議会の会員社は模倣品鑑定などを現場で迅速に行い、合同取締りが円滑に行われるようサポートした。また、協議会は今後の運営方法と模倣品流通の根絶に向けた対策などを議論するため、随時分科会議を運営し、2015年10月には全体会員社が参加するワークショップを開催してオンライン模倣品流通根絶に向けた取締り強化方策、常習模倣品取引サイトの制裁方法などを議論した。

2016年3月、6月、7月にはオンライン事業者、商標権者全体会議及び分科会議で協議会の広報及び協議会会員社を対象とする知財権巡回教育、知的財産権制度の理解を深めるための関連法教育などの年内実施を議論した。また、2016年10月にはオンライン事業者と商標権者など大半の会員社が参加するワークショップを開催することで模倣品の流通根絶に向けた相互協力を深め、商標法と不正競争防止法に対する専門性強化教育及び不正競争防止法に対する専門性強化教育及び国内外商標権紛争事例などに対する実務教育を通じて企業の商標権保護及び侵害対応力の向上を図った。

2) 政府レベルでの知的財産保護活動

特許庁は今年4月 国家知識財産委員会、文化体育部、関税庁、民間企業などとともに政府レベルの知的財産保護活動を以下のように推進した。第一、知的財産の創出・保護、シェア・拡散に向けた官・民協力を拡大し、第二、知的財産に対する社会的な認識向上及び教育とともに不法著作物と模倣品などの根絶に向けた保護活動を推進し、第三、知的財産保護の公益広告及びクリーンキャンペーンなど国民レベルの知的財産保護活動を展開した。

また、模倣品流通根絶のために個別的な捜査取締りの限界を克服し、関係機関間の協力に基づいた総合的な捜査を通じた取締り執行力を強化するため、国家知識財産委員会は政府レベルでの模倣品流通根絶年間実行計画を樹立した。同時に、検察庁は同種の前歴のある模倣品業者に対しては原則として懲役刑を求刑して常習侵害者の再犯を防止し、警察庁は各地域別の模倣品頻発流通地域に対して定期合同取締り及び大規模な製造・流通事犯が海外に逃走した場合はインターポールを通じた国際捜査協力を進めた。

そして、関税庁・食薬処は官民協力体系を通じてオンライン上の不法模倣品販売の根絶を強化し、特許庁は国民健康と安全に係る品目及び大規模・常習模倣品製造・流通事犯事件に捜査を集中するなど企画捜査を強化した。

< 図IV-1-4 > 協議会の活動

協議会懇談会 (2016. 3)	協議会ワークショップ (2016. 10)	協議会広報 (2016. 12)
		

ハ. 評価及び発展方向



オンラインなどの模倣品流通根絶は特許庁のような取締り機関の活動だけでは限界があるため、民間との協力が欠かせない。模倣品流通防止協議会はこのような民間の自発的な模倣品流通根絶に向けた取組みを誘導するだけでなく、模倣品取締機関と協力して模倣品の根絶に取り組む官・民協力体系である。今後、協議会を通じた多様な活動を展開して知的財産保護分野の代表的な協力モデルとして発展させていく予定である。

### 3. 模倣品通報褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 チョン・ヒョンゴン

#### イ. 推進背景

米貿易代表部(USTR)は1989年から毎年各国の知的財産権保護内容を評価し、「スペシャル301条報告書」を作成・発表することで、自国の貿易圧力手段として活用している。

韓国はこれまで監視対象国(Watch List)に分類されてきたが、2009年から昨年まで8年連続で監視対象国目録から除外された。このような成果は国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けた政府レベルでの持続的な努力の結果である。

模倣品の流通を根絶するためには捜査機関の強力な取締りが求められるが、模倣品の不法性に対する国民の認識転換と官民協力が伴わないと限界を露呈せざるを得ない。そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に対する通報の活性化を図るため、「模倣品通報褒賞金制度」を運営している。

#### ロ. 推進内容及び成果

通報対象は模倣品製造業者や流通・販売業者であり、国民なら誰でも通報できる。

また、通報の信頼性を確保するために実名で通報することを原則としている。

2016年の支給状況を見ると、82件の通報内容に対して計103百万ウォンの通報褒賞金を支給した。通報内容を類型別で見ると、卸・小売り流通通報57件(72.2百万ウォン)、オンライン販売通報23件(22.3百万ウォン)、倉庫保管通報2件(8百万ウォン)で、製造工場通報はなかった。このうちオンライン販売に対する褒賞金支給は2015年に比べて件数は228.6%、金額は237.9%増加するなど最近オンラインで模倣品の流通が急増していることを反映していると分析される。

<表IV-1-3> 類型別褒賞金の支給状況(2011~2016)

(単位:件、百万ウォン)

区分	細部類型	2011		2012		2013		2014		2015		2016	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売 流通	109	103.5	123	106	55	38.5	40	38	48	61.6	57	72.7
	オンライン販売	5	2.5	4	2	2	1	5	3.8	7	6.6	23	22.3
	倉庫	39	39.5	6	8	18	17.5	14	24.7	9	24.5	2	8.0
	小計	153	145.5	133	116	75	57	59	66.5	64	92.7	82	103
製造業者	製造工場	66	70.1	30	36.5	26	27	19	36.5	8	10.3	0	0
合計		219	215.6	163	152.5	101	84	78	103	72	103	82	103

通報褒賞金制度の実施初年度の2006年には計107件、3億2,310万ウォンの褒賞金を支給するなど昨年まで過去11年間計20億ウォンの褒賞金を支給した。この褒賞金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は計3兆2,792億ウォンに達している。

#### ハ. 評価及び発展方向

模倣品通報褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。

模倣品通報褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・流通業者に対す

る不法行為の抑制効果が大きいため、この制度は模倣品の流通根絶のために必ず必要な制度であり、今後も引き続き維持・発展させていかなければならない政策である。

#### 4. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 コ・ジンア

##### イ. 推進背景

グローバル化が進む経済市場において模倣品の流通は企業の知的財産創出努力を阻害し、健全な商取引秩序を乱すだけでなく、知的財産権保護に関する韓国ブランドイメージを毀損して国家経済にマイナス影響を与えている。そこで、特許庁(特別司法警察)、警察庁は不法模倣品の流通を取締っているが、オンライン、海外輸入・ダイレクト購入など流通経路が多様化しているため、取締だけでは効果的な対応が困難である。

さらに、技術奪取のように知的財産権侵害行為の方法が多様化し、侵害規模も大きくなっているが、それに対する国民の問題認識及び根絶認識は極めて低い水準である。したがって、特許庁は根本的に知財権侵害行為を根絶し、知的財産を尊重する社会雰囲気形成するため、知的財産保護認識向上事業及び多様な広報活動を展開した。

##### ロ. 推進内容及び成果

###### 1) 全国巡回キャンペーンなどの認識向上活動

特許庁は市民参加中心の知的財産権尊重文化を形成するため、2012年から模倣品流通根絶のための巡回キャンペーンを開催した。キャンペーンは青少年・大学生・保護者・サラリーマンなどを対象に「ニセモノOUT、ホンモノOK」というスローガンを活用し、ソウル及び全国15の市・道の模倣品頻発地域で行われた。模倣品消費根絶に自発的に参加できるよう知的財産権保護理論教育、スローガンの作成、模倣品の比較展

示など様々な体験活動で構成した。

また、各市道教育庁、関係機関及び自治体との協力を通じて出前消費者体験教育を拡大運営し、消費者の知的財産保護認識の強化を図った。そして、教師用の副教材、学生用ワークブックなど教育コンテンツを持続的に開発・普及し、知財権担当教師及び自治体公務員を対象に職務研修を行った。

同時に、消費者が直接参加することで知財権保護の重要性を認識し、尊重文化作りをリードするため知的財産権保護公募展を開催しており、2015年度には大学生広報支援団を選抜して自発的な広報を強化した。

## 2) メディアを活用した知的財産権保護の広報強化

特許庁はTV、ラジオ、映画館スクリーン及び公共交通の媒体広告(KTX、地下鉄、バスなど)を活用し、模倣品の不法性と弊害を知らせる知財権保護広報を展開した。特に、2013～2014年度には有名俳優パク・シンヘ氏を広報大使として任命し、知的財産保護に対する社会的な関心を呼び起こした。また、オンラインコミュニティ(ブログ、SNSなど)を運営して知財権保護情報を共有し、正規品消費文化を定着するために様々なイベントを開催することで、双方向コミュニケーションを通じた消費者主導の知財権尊重ムード形成に力を入れた。

また、2016年度から知財権保護広報の内容を模倣品流通根絶に限らず、技術奪取など多様な知的財産権侵害行為まで視野を広げ、技術奪取の不当性とそれによる問題点を盛り込んだコンテンツを拠点産業団地などに発信した。

## ハ. 評価及び発展方向

官・民合同の全国巡回キャンペーンは不法著作物と模倣品を追放する上で実質的な国民の参加を呼びかけ、知的財産権保護に対する政府の政策意志を対内外的に知らせる機会となった。また、現場体験学習、学習用コンテンツの開発・普及など今後消費

主体となる青少年と一般市民に対する保護教育とその他認識向上活動は市民の遵法意識及び知的財産保護認識強化のきっかけを設けた。生活と密接な関係にあるメディアを活用した知財権保護広報活動を通じて模倣品流通根絶に対する社会的なコンセンサスを獲得した。

最終的にこのようなあらゆる政策活動は知的財産の創出・活用を通じた企業の競争力確保を可能にし、更に知的財産保護に関する国家イメージ向上に肯定的な影響を及ぼす。

今後も知的財産尊重文化の拡散に向けて、特許庁は青少年・大学生・主婦・会社員など年齢別消費者を対象にオーダーメイド型の教育・広報を推進し、放送・オンライン・モバイルなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。また、模倣品根絶に止まらず知的財産権保護内容を持続的に拡大し、多様な知財権侵害行為根絶に向けた認識向上事業を展開する予定である。

### 第3節 国内知的財産権保護環境の構築

#### 1. 特許侵害及び損害額の立証緩和に向けた法令改正

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

##### イ. 推進背景及び概要

韓国は特許侵害に対する損害賠償額が先進国に比べて非常に少なく、侵害立証も困難であるため、特許侵害を助長する懸念があるという指摘が多い。実際韓国の特許侵害訴訟において認められた損害賠償額は約 5,900 万ウォン(2009 年～2013 年)で、GDP を考慮しても米国の 49 億ウォン(2007 年～2012 年)の 1/6 水準に過ぎず、損害賠償額の算定が難しいため、弁論全体の趣旨などを考慮して裁判所が職権で算定する事例も全体判決の約 60%(2009 年～2013 年判決分析)に達している。このような環境下では企業が技術開発を通じて合理的な利潤活動を追及することは期待できない。そこで特許庁は損害賠償額の適正化及び特許権者の立証負担緩和を目的に特許法改正案を設けるため、2013 年下半年から多角的な検討を推進した。

##### ロ. 推進内容及び成果

具体的には学界、法曹界、産業界など知財権専門家などで構成された「知財権損害賠償制度改善委員会」を運営し、具体的な改正事項を発掘・検討した。18 人の委員で構成された本委員会は 2014 年 2 月から 5 月まで計 7 回にわたって開催され、毎回特許法改正のための争点を外国の立法例や制度などの比較分析と実務経験などを基に検討する作業を進め、議論の結果を基に改正草案を講じた。

一方、これと並行して最近 5 年間特許侵害訴訟と関連する民・刑事判決を分析する作業を通じて特許侵害訴訟で認定される損害賠償額の水準及び認容率、適用法条、紛争形態、起訴率など多様な実証的な論拠を設けた。分析結果を見ると、上述したように損害賠償額の認定水準が先進国より非常に少ないという問題点のみならず、実施料

賠償における認定実施料率も米国や日本より極めて少なく、正当な賠償が行われているとは言えないことが確認できた。

＜表Ⅳ－1－4＞主要国の認定実施料率の比較

国家	逸失利益	実施料	職権	その他	認定実施料率
韓国	53.3%	13.4%	28.3%	5%	3%
日本	52.7%	35.2%	0%	12%	4.2%
米国	35%	81%	-		13.1%

出処：韓南大学産学協力団、「損害賠償制度の改善に向けた特許侵害訴訟判決の動向分析」

また、特許権侵害に対する刑事処罰の規定も起訴率が約 5.1%に止まるなど非常に低く、特許権侵害に対する事前抑制的な機能が正常に作動しているとは言えない。

＜表Ⅳ－1－5＞特許権侵害に対する刑事処罰の状況

区分	特許法違反*	知的財産権法違反**	一般刑事犯罪
起訴率	5.1% (2006～2012)	14.7% (2006～2012)	40.6% (2012)
有罪率	46.3%	-	91.2% (2010)、 80.6% (2011)

出処：チョン・ジンウク、「特許侵害刑事訴訟判決動向報告」

\*特許法違反：特許侵害罪のみならず秘密漏洩罪、偽証罪、虚偽表示の罪、詐偽行為の罪などを含む

\*\*知的財産権法違反：特許法(実用新案法を含む)、商標法、デザイン保護法、不正競争防止法及び著作権法違反を意味する。

特許権の悪意的な侵害を防止するための増額賠償は実際発生した損害として認定された金額を超過する範囲内で賠償責任の拡大を図るものであるため、制度の関連当事者として企業の意見を聞くことが必須と評価され、企業を対象にしたアンケート調査を推進した(2014年7～9月)。アンケート調査の結果によれば、回答企業の約67%は増額賠償導入に賛成し、反対した企業は6%に過ぎなかった。特に、制度を認知してい

る企業の中でも賛成する企業が反対する企業より多かったという点で、韓国企業は特許権侵害に対する強力な事前抑制策が必要であると認識していることが分かった。

<表Ⅳ-1-6>増額賠償導入賛否に対する企業対象アンケート調査の結果

	区分	賛成	反対	関係ない	知らない
中堅・ 大企業 (32)	制度認知 (12)	9 (75%)	3 (25%)	-	-
	制度不認知 (20)	12 (86%)	2 (14%)	3	3
中小ベンチ ャー企業 (123)	制度認知 (8)	7 (88%)	1 (12%)	-	-
	制度不認知 (115)	76 (96%)	3 (4%)	11	25

出処：特許庁、「増額賠償導入可否に対する企業向けアンケート調査」、2014.9

同時に、特許権侵害訴訟担当経験の多い前職裁判官などを含め、関連専門家などを個別面談する方式で損害賠償制度の改善方向に対する意見も収集した。実務経験の豊富な専門家たちは口を揃えて裁判上証拠提出が正しく先行されてこそ損害賠償額も適正化できると指摘した。一方、増額賠償に対しては意見が分かれて必要性は認めるものの韓国の司法環境において実際導入は容易ではないという見解もあった。

以上のような推進結果に対する綿密な検討を経て2014年11月損害賠償制度の改善に向けた特許法改正案を設け、2014年12月には国家知識財産委員会で「特許侵害損害賠償制度改善方策」を案件として上程し、特許法の改正方向に対する国民のコンセンサスを得た。

2015年2月には特許庁の議論結果を盛り込んだ特許法改正案が国会の「大韓民国特許(IP)ハブ国家推進委員会」を通じて議員発議された。発議された主な内容は①故意侵害の際は損害額の3倍まで増額可能な懲罰的な損害賠償制度の導入、②適正実施



料賠償のための「通常」削除、③被告実施行為様態提示義務の導入、④証拠対象を書類から資料に拡大、⑤証拠提出命令の目的に侵害の立証を追加、⑥提出拒否事由を判断するための裁判官のインーカメラ制度の導入、⑦侵害の立証または損害額算定に必ず必要な場合は営業秘密であっても提出を義務付ける、⑧営業秘密に対する提出命令時は閲覧者制限措置、⑨裁判官の文書提出命令に応じない場合、相手の要証事実を真実として認定、⑩当事者の計算鑑定人に対する説明を義務付ける、などである。

2015年2月に発議された案に対して法務部は③被告実施行為様態の提示義務の導入は立証責任を特許権者が負う状況で過剰な制度ということで制度導入に反対し、これは発議案から削除された。

2015年7月に国会産業通商資源委員会で法案審査が行われたが、①懲罰的な損害賠償、②適正実施料賠償のための「通常」削除、③被告実施行為様態提示義務の導入の3要素は激論の中で諸刃の剣として作用する恐れがあるということで削除され、残りの証拠手続きに関する④～⑩番は通過した。

以後通過された④～⑩が盛り込まれた案は国会法制司法委員会に回付された。法司委専門委員の1次検討では提出命令の対象を書類から資料に拡大することは現在民事訴訟法でも「文書」に対してのみ提出命令が行われることを踏まえると検討が必要であり、裁判官の証拠提出命令に応じなかった場合相手の要証事実を直ちに真実と認めることは民事訴訟法で証拠の記載に対してのみ真実と認めていることを考えると悪用される余地があるとし、慎重な検討が必要であるという立場を示した。

そこで、特許庁は法司委専門委員室を通じて裁判所行政処と協議を進め、デジタル記録媒体の発達状況を考慮すると、提出命令の対象を書類のみとすることは望ましくなく、資料に拡大することが妥当であるという検討結果をもらった。そして、裁判官の証拠提出命令に応じない場合相手の要証事実を真実として認める部分に対しては裁判所行政処から「記載に対して具体的に主張することが困難であり、他の証拠で立証することを期待することも難しい場合」という要件を追加することで修正案を作成した。

このような修正案を基に法制司法委員会第 2 小委審査を無事通過し、2016 年 3 月に特許法改正案が国会を通過して 2016 年 6 月に施行された。

#### ハ. 評価及び発展方向

以上の特許法施行によって、特許権侵害に対する正当な賠償体系が確立され、特許制度の実効性が高まると同時に、健全な知的財産生態系作りに大きく貢献するものと期待している。

### 2. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 カン・ヒョンジ

#### イ. 推進背景及び概要

最近オンラインショップでのみならず新聞及びチラシなどの広告でも特許を受けていないのに特許を受けた製品として広告するなど、知財権の虚偽表示行為が頻繁に発生している。2015年6月特許庁が実施した特許虚偽表示実態調査の結果によれば、国内主要オンラインショップで特許を活用した広告の中で正しく表示した場合は56.9%、明らかに虚偽表示の場合は6.0%、特許番号を不明確に表示したり特許番号がない場合は37.1%(虚偽表示に該当する可能性が高い)であることが分かった。知財権虚偽表示は消費者に間違った情報を提供し、製品の品質に対する誤認と混同を引き起こし、不良製品の購買による金銭的な被害を与える可能性が高い。

特許庁は知的財産権専担省庁としてこのような問題を解決するため、2015年7月に開催された国家知的財産委員会の案件として「健全な取引秩序を確立するための知的財産権表示改善策」を上程・議決した後、特許法施行規則を改正し、知財権虚偽表示通報センターを運営するなど、知財権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化の定着のために様々な政策を推進している。

## ロ．推進内容及び成果

知財権関連法令に従って正しい知財権表示方法に対する具体的なガイドラインを国民に提供するため、「知的財産権表示ガイドライン」を制定・配布した。知財権虚偽表示による消費者の被害発生を防ぎ、正しい知財権表示文化を定着させるために法制を改善するなど多様な政策を推進する一方、知財権虚偽表示に対する行政的な対応を強化するため、「知的財産権虚偽表示通報センター」を2015年12月に開所した。

通報センターは知財権虚偽表示行為を通報したり、関連相談サービスが受けられる専任サービス窓口として一般国民は誰でも利用可能で、代表電話(☎1670-1279)、オンライン([www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr))及びメール([1279@kipra.or.kr](mailto:1279@kipra.or.kr))を通じて通報もしくは相談サービスを受けることができる。

## ハ．評価及び発展方向

2016年に特許庁は虚偽表示通報センターを本格的に運営をスタートした。2016年計2,625件の通報が受け付けられ、2,068件の虚偽表示に対する是正が完了した。また、整形外科、皮膚科など病院を対象に特許虚偽表示広告集中調査及び啓道活動を推進し、国民健康と密接な分野で知財権虚偽表示が氾濫しないよう多様な政策を施行した。

さらに、知財権虚偽表示根絶のための専門家懇談会を四半期毎に開催し、オンライン事業者、知財権関係機関、民間企業などとのネットワークを構築し、様々な広報チャンネルを通じてオン・オフライン広報を展開した。

今後特許庁は知的財産権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化を定着させるため、多様な広報チャンネルを通じて多角的な国民向けキャンペーンと教育を実施する予定である。特にオンライン事業者、関係機関などとの協力体系を強化し、正しい知財権表示方法が効果的に広がるように取り組む計画である。

### 3. 企業営業秘密保護のための制度改善

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

#### イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定 (NAFTA) によって営業秘密保護が国際協定で初めて明文化されてから、WTO体制の発足などで技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場し、韓国も営業秘密保護制度を導入することになった。

営業秘密保護制度は営業秘密を産業財産権と同じ権利の形態として保護するよりは、他人の努力と成果に便乗して不当な利益を取得しようとする行為を禁止する不正競争防止の法理に従ったものであり、健全な競争秩序を確立するためのものである。

<表IV-1-7> 中小企業の産業機密漏洩状況 (2010~2012)

標本集団数(社)	流出比率(%)	平均流出回数(件)	1件当たり被害金額(億ウォン)
1,518	10.2	1.5	16.9

\*資料：中小企業庁、2014

近年営業秘密漏洩事件の増加による企業の被害が増大しているが、企業、特に中小企業の営業秘密保護に対する認識及び管理能力が不十分であると調査され、これに対する対策が求められる。

<表IV-1-8> 企業の営業秘密管理実態 (特許庁、2014.1)

- \* 営業秘密保護制度に対して知っていると答えた企業はわずか 21%。
- \* 企業の過半数以上 (57.3%) が自社が営業秘密漏洩に脆弱であり、危険にさらされていると回答。

そこで特許庁は営業秘密保護制度を改善し、営業秘密保護に関する広報・教育・相談及び企業の営業秘密管理体系の構築を支援することで、営業秘密保護の基盤作りに

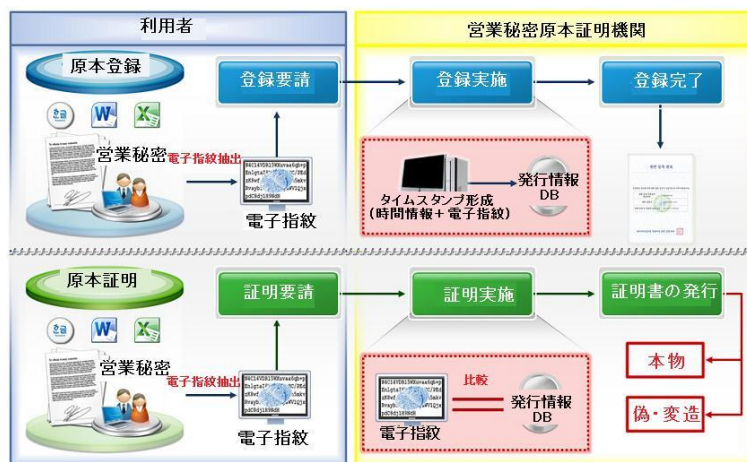
取り組んでいる。

#### ロ．推進内容及び成果

特許庁は営業秘密保護制度を改善するため、2013年7月「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して営業秘密原本証明制度の法的根拠を設け、営業秘密侵害に対する罰則規定を改善した。また、2015年1月には原本証明機関を通じて原本登録された情報に対して原本証明書を発行してもらう場合は該当情報の保有事実に対する推定効力を導入するなど既存制度の不備点を補完した。また、中小企業など経済的な弱者の営業秘密保護の実効性を高めるため、営業秘密の認定要件のうち秘密管理性を緩和するなど韓国企業の営業秘密保護を強化するための制度的措置を更に強化している。さらに、2016年1月から国務調整室(幹事)、法務部、産業部、特許庁など8省庁が参加した省庁中小企業技術保護T/Fで主導的に営業秘密保護政策を披歴した。その結果、営業秘密認定要件を緩和し、営業秘密侵害行為に対する懲罰的損害賠償の導入及び罰金上限額の上向など民・刑事的な救済策を拡大する不正競争防止法一部改正法律案を国会に提出(2017年1月)した。

営業秘密原本証明制度は電子文書から抽出した固有の識別値と公認認証機関の時間情報をプラスしてタイムスタンプを生成した後、これを原本証明機関に登録することで該当電子文書の原本存在及び保有時点を立証することができる制度である。企業は営業秘密侵害訴訟で営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するために本制度を利用している。同制度が法的根拠及び登録による推定効を備えることによって信頼性と効率性が増大し、今後企業の利用が更に活性化すると期待している。

＜図IV-1-5＞営業秘密原本証明制度



改正前の法律は刑事処罰の保護対象となる営業秘密の保有主体を「企業」に限定したため、企業でない個人や非営利機関は営業秘密の侵害を受けても刑事的な保護を受けることができなかったが、法改正を通じて営業秘密保有主体を企業から営業秘密保有者に拡大することで誰でも営業秘密を保有していれば刑事的な保護が受けられるようにした。これによって最近技術契約などで収益活動を推進している大学など非営利機関の営業秘密保護が一層強化できると見られる。

また、営業秘密認定要件のうち秘密管理性を「相当な努力」から米国、日本など先進国水準に合わせて「合理的な努力」に変更した。これによって相対的な営業秘密保護システムの不備で営業秘密性が認められなかった中小企業など経済的弱者の営業秘密保護にも大いに役立てると見られる。

一方、特許庁は法律改正を通じた制度改善のみならず、韓国企業の営業秘密を保護するための総合的なサービスを提供するため、2012年6月から営業秘密保護センターを運営(<http://www.tradesecret.or.kr>)している。

2016年には相談、出前教育、地方所在企業の密集地域を対象にした地域説明会を実施し、中小企業に対して原本証明費用の70%を支援するなど、多様な支援政策を推進した。

また、企業を対象にした営業秘密診断コンサルティングを通じて企業の営業秘密管理実態の診断を行い、診断結果に適した管理方法を提示するとともに、営業秘密管理システムを備えていない企業が最小の費用と人材で営業秘密管理ができるように営業秘密保護管理システムの普及を拡大するなど、企業の営業秘密管理体系の構築を直接的に支援している。

＜図IV-1-6＞営業秘密診断コンサルティング及び標準管理システム



#### ハ．評価及び発展方向

特許庁は2017年にも営業秘密保護の基盤を構築するための活動を強化していく予定である。特に、営業秘密保護管理システムの機能を改善することで海外進出企業が現地でもシステムが使用できるように支援し、営業秘密保護教育に関するオンラインコンテンツを構築する。また、創業企業など企業類型によって営業秘密教育を差別化して提供するなど営業秘密保護に向けた活動を多角的に展開していく計画である。

#### 4. 公正な商標使用体系の確立

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ミンジュン

#### イ．推進背景及び概要

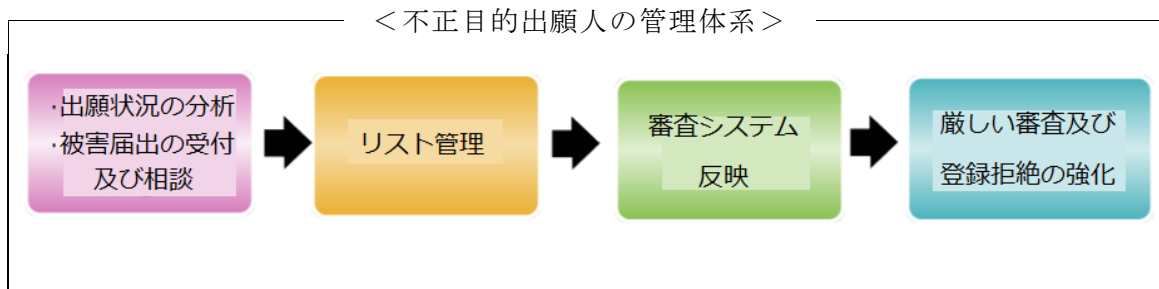
「商標ブローカー」とは自分の商品に使用する目的で商標を出願するのではなく、

登録受けた商標権を根拠に他人に商標使用料または商標移転による示談金を要求するなど不正な目的で商標を出願する人を指す。2012年から2014年までこのような商標ブローカーによって小商工人など善良な商標使用者の被害が急増した。

ロ. 推進背景及び成果

1) 商標ブローカーの商標権登録を防止するための職権調査の強化及び実態把握

特許庁は出願履歴、苦情、マスコミなどを通じて持続的に商標ブローカーに対する実態を把握し、商標ブローカーリストをアップデートして彼らの商標登録出願に対して特別に管理することで、不正な目的の商標ブローカー出願商標が登録されることを徹底的に防止している。また、商標ブローカーの商標登録出願でなくても全ての出願商標に対して審査官に職権で商標使用実態を調査させ、既に使用中の他人の商標を先占して不当な利益を得るなど、不正な目的で出願しないよう厳しく審査している。また商標基準を改正して2015年1月から有名芸能人・番組名の先占目的出願などに対する拒絶決定を強化した。



\* 最近3年出願件数：(2014)6,293→(2015)348→(2016)247

\* 最近3年拒絶件数：(2014)140→(2015)76→(2016)24

また、商標基準を改正して使用しない商品に対する商標登録の取消審判を誰でも請求できるよう請求人の範囲を拡大(2016.9)した。

2) 商標ブローカー被害届出サイトの開設及び運営



商標ブローカーの商標登録を防止するために法制を改善するなど多様な政策を推進する一方、商標ブローカーが既に登録受けた商標で善意の商標使用者に被害を与えることを防止するため、2014年1月被害通報サイトを開設(<http://www.kipo.go.kr>)して被害届出を受けており、電話相談も実施している。商標ブローカーが登録受けた商標であっても「出願前から商標を使用してきた場合、登録商標とは関係なく引き続き使用する権利がある先使用权に対する案内及び警告状または告訴状の受付による対応方法など」を案内することで、商標ブローカー被害防止に実質的に寄与している。また、公益弁理士相談センターとの連携を通じて被害防止のための無効審判制度など商標制度を案内している。

#### ハ. 評価及び発展方向

2016年商標ブローカーによる新規出願は計247件で、2014年計6,293件に比べて96.1%(6,046件)減少した。また、登録件数もまた2014年計140件から2016年計24件に大きく減少し、間違った慣行の正常化として最も成功した事例として評価されている。

今後も商標ブローカーの行為に対する警戒心を呼び起こし、善意の商標使用者が不測の被害を被らないようにするため、出願及び紛争事例を分析するなど商標ブローカーを常時モニタリングして商標ブローカー情報を維持・管理するだけでなく、被害防止のために様々な広報活動を持続的に展開して商標ブローカーを根本的に遮断する努力を続けていく計画である。

## 第2章 海外知的財産権の紛争対応支援

### 第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 事務官 クァク・スホン

#### 1. 推進背景及び概要

知的財産権紛争の基本的な傾向は市場において可視的な存在感が現れる市場シェアを持つ製品とサービスに対して侵害問題が台頭していることである。このような脈絡から、韓国企業の技術水準の向上や製品とサービスの競争力向上によって対外輸出も増え、2009年154件であった国際特許紛争件数が2013年342件と大幅増加した。以後韓国輸出企業の知的財産権に対する認識がある程度強化され、政府の知的財産権紛争予防及び対応支援策などを通じて韓国企業の国際特許紛争件数は2015年259件、2016年155件と減少傾向にあるが、依然として新しい技術分野を中心に知的財産権紛争が持続的に発生している（韓国知的財産保護院調査）。

海外知的財産権紛争の激化は韓国企業の成長に足枷となっているが、外国企業の特許攻勢による売上減少、対外イメージの損傷、過剰な訴訟費用負担などで韓国企業の海外市場進出において問題となっている。輸出過程において先進国からは特許保証の要求、展示会物品の押収などの被害が多く、途上国からは模倣品の流通などによる被害が多く発生している。特に、中国、ASEAN地域との貿易増加及び韓流ブームなどで韓国企業製品の人気は急上昇し、韓国企業のブランド被害も持続的に増加している。特に、海外現地で模倣品の流通による問題だけでなく、現地人による韓国ブランドの無断先占は韓国企業の海外進出に足枷となっており、海外進出を準備している企業及び政府に示唆を与えている。

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外でより積極的に市場を開拓して製品とサービスを輸出し、国家経済に寄与できるようにするためには、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した場合は紛争対応を支援する

ことを政策的に拡大する必要がある。

## 2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような海外知的財産紛争に対する支援を拡大するため、「K-ブランド保護総合対策(国家知識財産委員会、2014. 2)」、「知財権訴訟保険発展3ヵ年計画(国家知識財産委員会、2015. 12)」、「中小企業技術保護総合対策(国家知識財産委員会、2016. 4)」のように韓国輸出中小・中堅企業の知的財産権保護及び紛争予防を通じた国際競争力強化に向けて政府レベルの総合対策を講じて発表した。

また、2016年知的財産権紛争コンサルティング支援487社、訴訟保険支援220社など中小・中堅企業に対して知的財産紛争予防・対応支援を強化した。そして、特許管理専門会社(NPEs)の訴訟に備えるよう、知的財産権紛争の動向、判例情報などを調査して専門サイト([www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr))で紛争情報を提供している。

海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国など6カ国の12ヶ所に設置されている海外知識財産センター(IP-DESK)を通じて効果的に対応できるようにし、知的財産権紛争頻発地域を中心に40の在外公館及び21のKOTRA現地貿易館に知的財産担当者を指定して現地での対応を支援した。

そして、海外知識財産センターが設置されていない地域で知的財産権紛争が発生したり、韓国企業の進出が活発な国で韓国企業の知的財産権保護及び紛争に対する初期対応のために国内外専門家プールを構築した。

また、第3国で生産された韓国ブランド模倣品の世界的な拡散及び流通を防止するため、特許庁と関税庁間の政策協議会を運営(2016年2月、7月)し、中国など外国税関と知的財産権保護に向けた各種協力事業を推進し、韓国企業が現地税関に知的財産権を登録することで税関段階で模倣品が取り締まれるように支援した。

## 3. 評価及び発展方向

大企業に比べて海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が不十分な中小企業を対象に紛争コンサルティング、訴訟保険支援、紛争情報を提供する政策的な努力を通じて、実際海外輸出の前後段階で発生した様々な紛争状況にうまく対処して良い成果をあげた事例が多く登場した。

国内市場に止まらず、海外市場の開拓を通じて生き残りと反映を図らなければならない韓国企業の経済的な環境を踏まえ、今後も持続的に海外知的財産紛争予防及び対応支援を拡大していく予定である。特に、量的には紛争コンサルティング・訴訟保険の支援企業数をさらに増やし、質的には特許紛争情報を産業別に細分して提供するなど、様々な方法の実効的な政策を企画・遂行していく予定である。

しかし、何より重要なことは海外進出を控えている企業はまず進出しようとする国において知的財産権を確保することが紛争予防の最善策であることである。特に、最近韓流ブームが起きているアジア国家を中心に商標権をめぐる紛争が持続的に増加していることを考慮し、韓国企業が商標権を先に確保してから進出するよう、企業及び業種別産業団体と協力して多様な政策的な支援を強化していく計画である。

## 第2節 海外知的財産権の保護強化

### 1. K-ブランド保護及びIP-Deskを通じた知的財産権支援の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 クァク・スホン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知識財産センター(IP-DESK)事業を運営している。2008年知識經濟部と特許庁の共同運営を始めに、2009年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど7つの地域でIP-DESKを運営した。2012年LA、2013年ニューヨーク、2014年フランクフルト、2015年東京、2016年西安にIP-DESKを追加開所し、現在6カ国、12カ所でIP-DESKを運営している。

また、中国・ASEAN地域において侵害被害の多い韓国ブランドの紛争予防及び紛争対応体系の構築に向けた「K-ブランド保護総合対策」を外交部、関税庁など関係省庁と合同で打ち出し、国家知識財産委員会を通じて議決・発表し、韓国輸出企業の知的財産保護及び競争力向上に向けた支援政策を強化している。

#### ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権紛争を予防するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保することが何より重要であり、紛争に適切に対応するためには侵害内容を正確に調査・把握し、現地の法律と手続きによる適切な戦略を立てることが重要である。

しかし、韓国の中小企業は「輸出が先で商標確保は後」という企業慣行によって海外における権利確保を通じた紛争予防努力も不十分であるだけでなく、知的財産権専門人材や管理戦略の不在によって知的財産権紛争対応能力も足りない状況である。

そこで特許庁はIP-DESKを通じて知的財産権無料相談とともに、現地商標出願費用など権利確保支援はもちろん、海外模倣品侵害調査及び取締費用の支援、現地取締公務員に対する模倣品識別セミナーとともに国内招請研修事業も展開するなど多様な形態の支援事業を行っている。模倣品識別セミナーは2016年中国、香港、タイ、ベトナムで計14回にわたって現地の取締公務員計1,000人余りを対象に行われた。特に、香港では韓国有名商品を対象に初めて説明会を開催した。

そして、海外進出韓国企業の商標目録集を製作して知的財産権侵害物品取締公務員に配布した。これをきっかけに中国地方政府が韓国企業のために自発的に取締をおこなって模倣品を押収した成果は意味が大きい。

また、オフラインだけでなくアリババ、タオバオなど中国内オープンマーケットを通じた模倣品の流通に対応するため、韓国企業製品に対するモニタリングを強化した結果、2016年には企業20社の模倣品をモニタリングして約19,000件余りの販売サイトを削除措置した。

同時に、産業団体、貿易協会など輸出関係機関との連携を通じて海外進出企業向け知的財産権説明会を開催したり、関税庁とともに政策協議会を構成して海外税関取締公務員向けの模倣品識別セミナーなどを開催し、模倣品の水際措置を強化した。

そして、最近中国西部地域への韓国企業の進出が活発になり、西部地域における知財権紛争も増加しているが、IP-DESKは中国東部地域に偏っているため、西部地域に対する支援は不十分であった。

そこで特許庁は2016年中国西部地域経済中心地である「西安」にIP-Deskを新設したことで、中国東部地域のみならず西部地域においても知財権保護サービスを提供している。

その他にも権利確保に向けた商標出願支援件数の拡大、現地模倣品に対応するため

の侵害調査支援費用の上方修正、海外現地の取締執行力を強化するための公務員招請研修の拡大、海外税関を始めとして現地知的財産権関係機関との国際協力などを強化した。

また、IP-DESK設置有無に関係なく海外紛争対応支援の効率化のためにIP-DESK未設置地域に対する支援事業の遂行主体をKOTRAに一元化し、全世界的な海外知財権保護支援体系を構築した。

<図IV-2-1>香港模倣品識別セミナー(2016.4)



<表IV-2-1>2016年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2016年	中国						タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	西安	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京
知的財産権相談	6,841	417	862	682	700	519	55	371	468	1,195	577	475	520
出願	1,634	245	151	158	179	20	70	151	147	53	51	108	50
侵害調査	15	0	2	2	0	1	0	0	1	4	0	5	0
説明会	55	3	3	2	13	1	3	0	1	10	10	6	3
協力チャンネル	190	18	4	7	30	25	21	39	5	7	22	3	9
情報提供	514	25	14	14	26	47	30	75	15	178	54	26	10

ハ. 評価及び発展方向

K-ブランド保護に向けた取り組みとして政府省庁、関係機関との協業、権利確保の重要性を知らせるための認識向上活動などを通じて企業の「先輸出―後出願」の慣行が改善されつつある。その結果、昨年IP-Deskを通じた海外商標出願申請件数は大きく増加した。

また、知財権紛争がIP-Desk設置国家のみならず、全世界的に発生している現状を反映し、海外各地域にインフラを構築しているKOTRA本社に海外知財権保護事業団を新設(2016年2月)し、全世界KOTRA貿易館を通じて現地で発生している知財権紛争に対するサービスを提供している。

さらに、特許庁では深みのある相談及び支援を行うため、IP-DESKに弁護士、弁理士など専門人材の採用を拡大する予定である。

今後も特許庁は韓国企業の海外知的財産保護を強化するため、政府省庁及びKOTRA、韓国知識財産保護院など関係機関との協力の下で輸出競争力を高めるための各種支援施策を持続的に推進していく計画である。

## 2. 企業の国際特許紛争対応能力の向上

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ムン・ウンジョン

### イ. 推進背景及び概要

韓国企業の世界市場進出拡大によって外国企業からの特許攻勢が激化している。紛争の対象になる企業も大企業のみならず中堅・中小企業まで拡大しており、半導体・デジタル分野は売上高10億ウォン以下の小企業も紛争の対象となっている。海外競合社からの過剰なロイヤルティー及びライセンスの要求によって韓国企業の価格競争力が低下している。一方、莫大な特許訴訟費用(平均約300万ドル)は韓国企業の輸出にとって足枷となっている。



国内MP3輸出中堅企業A社が外国企業の特許侵害警告状を受け取った後、それに対して効果的に対応できず米国輸出を諦めざるを得なかった事例からもわかるように、海外で発生する知的財産権紛争の事前予防及び解決のためには競合社の特許分析など十分な事前準備が如何に重要であるかが分かる。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2016年特許庁が実施した知的財産活動実態調査の結果報告書によれば、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約22%に過ぎないなど紛争対応インフラが不十分であり、紛争対応の際も時間と費用の過剰に発生するなど困難を感じていることが分かった。

そこで特許庁は韓国企業の知的財産権紛争の対応能力を強化するため、紛争情報及びコンサルティングの提供など紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を実施している。

#### ロ．推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に円滑に対応できるように知的財産権紛争情報インフラを構築し、特許管理専門会社((NPEs : NON-PRACTICING ENTITY)の活動動向を随時把握するとともに、関連データを体系的に整理して国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニュースレター及び各種分析報告書を発刊した。また、海外進出(予定)企業を対象に専門コンサルティングなど紛争対応に必要な資源を提供した。

##### 1) 国際知的財産権紛争関連情報の提供

米国、中国など主要国から発生した紛争速報、知財権ニュース及び研究報告書を構築・提供した。

国内企業の特許管理専門会社(NPE)に対する対応力を強化するため、NPEの主要係争特許及び保有企業を深層分析して紛争対応戦略報告書を構築・提供し、IP Insight報

告書を通じて最近海外知財権の判例及び保護政策などを分析して実務でそのまま活用できる実用的な法律情報を提供した。また、国内知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI)の高度化及びモバイルホームページの構築を通じてユーザー利便性とアクセシビリティを強化した。

---

<参考> 特許管理専門会社(NPE)とは?

NPEは様々な定義があるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは①特許権を企業に行使してロイヤリティーを受ける攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することで将来特許紛争を遮断する防御型NPEに分類できる。最近 이슈 になっているパテント・トロール(Patent Troll)は攻撃型NPEの一部に該当する。

---

また、輸出企業の現地における知財権保護強化のため、国別の知財権制度の動向及び戦略的紛争対応策を考慮して海外知財権保護ガイドブックを改訂・発刊した。

<表IV-2-2>海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況

(計29種：地域別27種、特性別2種)

アジア(13種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア、イラン
ヨーロッパ(7種)	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU、フランス
アメリカ(5種)	米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1種)	オーストラリア
アフリカ(1種)	南アフリカ共和国
特性別(2種)	輸出企業チェックポイント、EU圏の保護実務ハンドブック

## 2) 国際知財権紛争予防コンサルティング

2016年には知的財産権紛争発生への恐れがある、もしくは紛争が発生した中堅・中小企業487社を選定し、紛争予防・対応コンサルティング費用の一部(中小企業70%、中

堅企業50%)を支援した。コンサルティング支援事業に選定された企業はコンサルティングを通じて自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認したり、他社の権利主張にどのように対応していくのかに対する戦略を樹立することができた。

＜表Ⅳ-2-3＞国際知的財産権紛争予防コンサルティングの成功事例

- ・ (紛争事実) 携帯用血統測定機を製造する国内中小企業A社はドイツ輸出を進める中、日本競合社B社から特許侵害の警告状をもらう。
- ・ (支援内容) コンサルティングを通じてドイツ連邦特許裁判所に日本B社特許に対する無効訴訟を提起。それに対する対応として日本B社がドイツマンハイム(Mannheim)民事裁判所に特許侵害訴訟を提起したが、B社特許無効可能性を積極的に抗弁し、ドイツ侵害訴訟裁判所は訴訟中断を決定。特許裁判所は特許が無効であるという予備意見を決定する(2016.2)。
- ・ (成果) ドイツ侵害裁判所が訴訟中断を決定した後、提訴されたドイツ販売先の注文が急増し、A社の売上は2015年に比べて2016年は30億ウォン以上増加する。

ハ. 評価及び発展方向

2014年にはIP-NAVI内の知的財産権判例情報検索システムの機能を改善し、DBを再整備することでユーザーの検索利便性を高めた。2017年からは需要者を配慮した紛争情報の高度化のために深層情報を提供し、中国知財権紛争情報を拡大する予定である。

一方、2009年から2015年まで支援した知財権紛争予防コンサルティング支援企業を追跡調査した結果、1社当たり平均2.2億ウォンの経済効果が発生し、総効果は1,151億ウォンに達し、投入支援予算(155億ウォン、回答企業523社基準)に比べて約7.4倍に達するものと分析された。(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の経済的効果分析、2016年12月、韓国生産性本部)

今後も韓国企業が自ら外国企業との知的財産権紛争を円満に解決できるよう、知的財産権紛争関連の情報を量的・質的に引き続き拡充するとともに、企業が情報を有効活用できるよう積極的に支援する計画である。そこで今後は海外知的財産権保護ガイ

ドブックを随時改訂することで常に最新のコンテンツを提供するとともに、企業が「国際知的財産権紛争情報ポータル」が保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

また、国際知的財産権紛争予防コンサルティングは企業の海外進出段階及び知財権紛争状況によるオーダーメイド型コンサルティングを支援し、韓流ドラマ・芸能などコンテンツの知財権保護戦略を提供するコンサルティングも試験的に運営する予定である。

その他にも支援事業説明会及び知財権保護セミナーの開催を支援し、知的財産権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上に集中する予定である。

### 3. 知財権訴訟保険の活性化を通じた企業支援強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ムン・ウンジョン

#### イ. 推進背景及び概要

国際特許紛争の全世界的な拡散、発展途上国における模倣品流通の急増などによって、特許庁は海外進出企業の紛争危険の予防及び紛争費用の緩和のために訴訟保険支援事業を2010年から運営している。

中小・中堅企業が知財権訴訟保険に加入する際に加入保険料の一部を支援しており、支援比率は総保険料の最大70%（中小企業基準、中堅企業は50%）である。2014年には少額保険とNPE防御保険、2015年には中国進出企業のための団体保険、2016年には亜細亜・オセアニアと北米・ヨーロッパに進出する企業のための其々の団体保険、商標・デザイン権保障専用の特化保険を発売するなど様々な保険商品を運営している。

#### ロ. 推進内容及び成果

海外進出を準備している韓国企業が知的財産権紛争に適切に対応するためには紛争対応のための安全装置が必ず必要である。知財権訴訟保険に加入した企業は輸出過程で直面し得る知財権紛争に事前に備えることができ、紛争発生時にも紛争費用の補填が可能である。

知財権訴訟保険支援事業に参加する保険社も拡大され、2016年遂行保険社はDONGBU火災、KB損害保険、現代海上、NH農協損害保険、MG損害保険、The-K損害保険など計6社である。

支援企業の数も増え、2015年149社、2016年220社を支援した。訴訟保険加入支援を通じて2016年支援企業の78.9%が訴訟保険加入が企業経営の安定化に、87.2%が技術事業化に寄与していると答えた。(知財権訴訟保険支援事業の満足度調査、2016年12月、公共政策成果評価研究院)

#### ハ. 評価及び発展方向

知財権訴訟保険の活性化を図るため、企業の加入需要の拡大、多様な保険商品、支援インフラの構築などが必要である。今後特許庁は保険社の積極的な保険商品の開発及び買収などのための評価体制を導入し、需要者ニーズの高い保険内容、保険料、保障範囲などの発掘及び改善を推進する予定である。また、加入企業を拡大するため、自治体との共同支援、輸出企業支援事業との連携など効率的な保険拡散体系の構築を推進し、さらには知財権訴訟保険支援に対する認知度を高めるための広報活動にも力を入れる計画である。

## 第3章 知的財産分野におけるグローバルリーダーシップの強化

### 第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 ク・ジョンミン

#### 1. 概要

韓国企業の活動舞台が全世界に拡大したことで、知的財産分野における国際協力の重要性も増大しつつある。そこで特許庁は韓国国民に実質的に役立てる国際協力の推進を目指して先進5カ国特許庁(IP5)協力を通じたグローバルリーダーシップの強化、二国間・多国間協力を通じた友好的な海外知的財産保護環境作り、知的財産行政韓流の拡散、知的財産行政サービスの国際競争力の強化など多様な事業を展開している。

2016年日本東京で開催された第9回IP5長官会合では共同宣言文を通じてAI、IoTなど最近注目されている新技術が知財権システムに及ぼす影響に注目し、特許庁レベルの対応における協力を模索した。

また、PCT国際段階で一つの出願を5庁が共同で審査するPCT協力審査(CS&E, collaborative search and examination)第3回試験事業の施行に合意し、早ければ2017年下半期からスタートする計画である。

そして、2016年は二国間協力を通じて韓国企業に友好的な海外知的財産保護環境を作るために力を入れた。中国、日本、ヨーロッパなど主要国と二国間会議を開催して持続的な協力関係を確認した。一方、韓国企業の進出が増加している新興・途上国との協力も拡大し、ASEAN、中東、アフリカ、中南米国家と友好的な協力関係の構築に向けた二国間会議を持続的に開催し、韓国の特許行政経験を伝授するなど行政韓流の拡散にも力を入れた。

国際機関を中心とする多国間議論を通じて遺伝資源の保護、地理的表示の保護、デ

ザイン法条約の採択など知財権グローバルイシューに対しても主導的に対応した。WIPOとWTOを主な舞台として知財権制度の強化を図る先進国と開発アジェンダ(Development Agenda)の履行及び知財権制度の弱体化を図る途上国の立場の差が依然として存在する中、地理的表示の国際的な保護イシューをめぐって旧大陸と新大陸という先進国間の新たな対立構図が表面化した。韓国特許庁はこのような複雑微妙な国際知財権力学関係の中で韓国と利害関係を共にする国家との協力関係を強化し、必要な場合は共同対応することで韓国の国益を最大限反映するために戦略的かつ主導的な対応活動を展開した。

一方、自国の知的財産権が海外で安定的に保護されることを希望する各国の取り組みも強化されているが、貿易交渉において知的財産権分野を核心議題として持つていくことが代表的な事例である。それを反映して大半のFTAにおいて知的財産権分野は一つの独立したチャプターとして構成されるのが一般的である。2014年中国、ベトナムなどとのFTA妥結の際に、知財権分野の別途交渉を通じて未登録商標の保護など韓国企業を保護する方法を設け、現在進められている韓・中・日及びRCEPなどのFTA交渉においても別途の知的財産権チャプターを通じて議論をリードしている。特に、2016年には韓-中米FTAが妥結し、韓-イスラエルFTA交渉がスタートするなど知財権分野の貿易交渉が持続的に拡大している。

韓国の高まったプレゼンスを基に特許行政サービスの輸出を拡大している。2011年モンゴルにODA(政府開発援助)形態で韓国型特許情報システムの構築を初めて完了して以来、2013年アゼルバイジャン、そして2015年にアフリカ広域知財権機関(ARIPO)に特許情報システムの構築を完了した。また、2014年2月にはアラブ首長国連邦(UAE)と知財権協力MOUを締結して6月から特許審査代行サービスを開始し、これを基に2016年にはUAE政府がシステム構築費用を全額負担する輸出形態のシステム構築事業の契約を締結した。

知的財産シェア事業も持続的に拡大している。途上国向けの適正技術及びブランド開発を持続的に支援しており、国際知的財産教育を通じて途上国の知財権能力を強化し、知財権格差(IP-Divide)の解消にも寄与した。

## 2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は、知的財産が国家競争力強化の核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルでの努力を傾けている。

### イ. 米国

米国特許庁が改正特許法(AIA; America Invents Act)の施行5周年を迎えて発表した履行成果によれば、知的財産集約産業の米国GDP占有率が増加し、知的財産が雇用創出に直・間接的に寄与するなど、革新と雇用創出の好循環が加速化した。具体的に4つの地域事務所を設置したことで地域知的財産活性化に一助になり、当事者系無効審判など特許無効審判を導入することで特許訴訟より特許有・無効を迅速かつ低廉に争うことができた。また、米国特許庁に手数料策定権限を付与することで米国特許庁が2015年から施行している「特許品質向上対策(EPQI; Enhanced Patent Quality Initiative)」のエンジンとなったと評価した。

特許品質向上対策は世界最高水準の特許システムを構築することを目標に掲げ、理解しやすく、便利な特許制度の構築、特許品質及び制度に対する国民からの信頼強化、公正かつ専門的なサービスの提供などを推進することを目指している。2016年にも出願人対象の定期懇談会の開催、特許オンブズマン制度の施行など持続的な力を傾けている。

米国特許庁は2010-2015知的財産戦略計画(以下「2010-2015戦略」)に引き続き、2014-2018知的財産戦略計画(以下、「2014-2018戦略」)を履行している。今回の「2014-2018戦略」は米国特許庁が特許及び商標の品質向上と審査機関の短縮、国際社会での知的財産保護及び執行強化を目標に推進中であった「2010-2015戦略」が満了する前に樹立されたもので、米国改正特許法(AIA:America Invents Act)制定以後変わった周辺環境を反映し、これまで一貫して推進してきた米国の特許改革努力の成果を発展的に継承しようとしたことに意義がある。



一方、米国特許庁は特許審査の効率性を高めるため、日本特許庁(JP0)及び韓国特許庁(KIPO)と其々「特許共同審査パイロットプログラム(Collaborative Search Pilot Program、CSP)」を2015年から実施している。また、審査滞積を解消するための特許審査ハイウェー(PPH)はブラジル特許庁(2016年1月施行開始)を含む22カ国と施行しており、FY2014年に約6,800件、2015年約8,900件であったPPH申込件数が2016年上半期まで8,100件以上記録し、活用度が着実に高まっている。

米国は知的財産権分野においてグローバルリーダーシップを確保するための多様な活動も続けている。2015年1月1日からCPCを全面導入してCPC拡散をリードした。2015年3月産業デザイン国際登録に関するハーグシステムに加入してから、2016年米国はドイツ、スイス、韓国に続いてハーグシステムを通じた世界国際デザイン出願4位を記録した。また、国内外の知的財産認識を高めるため、米国特許庁傘下の国際知的財産研修院(Global Intellectual Property Academy)を通じて知的財産権関連の政府省庁、学界、中小企業知的財産権担当者など自国民訳2,100人に対する教育訓練を実施しただけでなく、114カ国の4,975人に達する外国人訓練課程を運営した。知的財産に対する国際的な認識向上を通じて持続可能なグローバル知的財産システムを広げようとする米国の努力が垣間見える。

一方、2016年5月「営業秘密保護法案(Defend Trade Secrets Act of 2016)」がオバマ前米大統領の署名を通じて法律として確定された。この法を通じて営業秘密侵害に対して従来は地方裁判所に訴訟提起が可能であったものを、連邦裁判所に直接提訴できるようになった。また、営業秘密侵害に対する法的救済手段を拡大するなど企業営業秘密を保護しようとする国の意志が垣間見える。

FY2016年末基準で特許審査官は8,351人で前年比810人が減少し、特許審査期間は審査着手平均16カ月6日、審査終結平均25カ月9日を達成し、前年比審査期間を短縮した。商標の場合、審査官は前年比114人増加した570人であり、審査着手平均3カ月3日、終結平均9カ月24日を達成して前年と同水準を維持した。

## ロ. 日本

日本の知的財産戦略本部は2013年に「知的財産政策ビジョン」を樹立し、「知的財産基本法」に基づいて毎年「知的財産推進計画」を公表している。知的財産政策ビジョンは①産業競争力の強化のためのグローバル知的財産システムの構築、②中小・ベンチャー企業の知的財産マネジメント強化支援、③デジタル・ネットワーク時代に備えた環境整備、④コンテンツを中心とするソフトパワーの強化を4大戦略として提示している。特に2016年5月には「知的財産推進計画2016」を公表し、ビジョンに対応する細部業務推進計画を提示した。主要内容として第4次産業革命時代に備えて次世代知的財産システムの構築、知的財産人材の育成、知的財産紛争処理システムの改善、グローバル協力事業の強化などが盛り込まれた。特に、推進計画が発表された知的財産戦略本部会議には安倍総理が出席し、キーノートスピーチを通じて第4次産業革命時代にビッグデータ、AI、IoTなど技術革新が招くであろう経済・社会構造の変化に対して知的財産権側面からの対応検討を注文した。その他にも日本特許庁と内閣府知財戦略本部など知的財産所管政府当局は新産業構造下での融合・複合型特許出願に対する対応、AIを通じて創作された技術の保護、特許行政事務効率性の向上に向けたAI導入など様々な関連テーマに対して政策発表と議論を活発に展開している。

審査品質を高めるための努力の一環として2015年4月、「審査品質管理の充実化方策」報告書を公表し、審査品質管理に関する評価項目及び評価基準を整え、それによって評価を実施している。また、特許審査品質維持及び向上のために品質管理マニュアル、デザイン審査品質管理マニュアル、商標審査品質管理マニュアルを公表し、PDCA(Plan, Do, Check, Act)サイクルによって審査品質管理業務を行わせた。2016年6月に発刊された日本特許庁の審査品質ユーザー満足度調査の結果によれば、特許の場合最初調査をし始めた2012年に比べて満足比率が上昇し、不満足比率が減少している。

日本特許庁は海外進出中小企業の知財権保護を支援するために海外訴訟補助金支援、「中小企業海外知的財産訴訟リスク対策マニュアル」発刊など支援政策を施行している。特に、2015～2016年には環太平洋経済連携協定(TPP)合意が具体化したことで海外知財権紛争リスク軽減対策として訴訟保険の導入が検討され、7月から海外知財訴

訟保険事業が施行された。これは民間損害保険会社の商品加入が難しい中小企業が海外で提訴される場合に備えた制度であり、その他にも日本特許庁は模倣品対策支援、模倣商標無効・取消紛争支援、防御型侵害対策など海外知財権侵害対策支援事業を推進している。また、中小企業庁との協業を通じて全国の「知財総合支援窓口」と「よろず支援拠点(中小企業・小規模事業者対象の経営相談所)」間の連携件数を2015年700件から2019年1,500件に増やすことを目標としている。

一方、日本企業のグローバル活動を支援するための努力も続けている。日本企業の海外知的財産権活動を促すために2016年にベトナムと特許審査ハイウェイ(PPH)を開始したことで、2016年末現在35カ国とPPHを実施している。また、米国と2015年8月から施行している特許共同審査(CSP; Collaborative Search Program)に対する申込要件を緩和し、公開される前の出願に対しても申込が可能になった。東南アジアに進出する日本企業の特許取得を容易にするため、2016年7月と11月に其々カンボジア、ラオスと特許登録促進に向けた協力を開始した。これで日本で審査を経て登録された特許出願は同国家で実質的に無審査で登録可能である。

日本は新興国との知的財産権分野における協力強化にも努力を傾けている。特許審査期間が長く、審査環境が整えられていないアジア新興国に日本式特許審査を普及することで日本企業の進出活動を支援することを目標に、2015年ミャンマー科学技術部に日本特許庁の職員を長期派遣した。2016年度にはタイ新規審査官を対象に審査実務教育を実施した。アセアン10カ国特許庁との協力もこのような戦略の一環として、2012年以後毎年履行計画を樹立して協力事業を施行している。2016年7月にはアセアン国家の特許審査指針の制定・改正、国際条約加盟及び履行支援、審査官教育などを骨子とする履行計画に署名した。

#### ハ. 中国

2016年中国国務院は「第13次5カ年計画(「十三五」、2016~2020)」を発表した。同計画を通じて2020年まで世界水準に似合う知財権強国建設を国家目標として設定したが、これはこれまで推進してきた知財権発展戦略の成功経験と成果に対する自信が

反映された結果と評価される。

ここ10年間余りに中国政府は国家レベルの知財権戦略を持続的に樹立・推進してきた。11・5規画(2006～2010)では大企業中心の量的知財権分野の成長を推進し、その際「国家知的財産権戦略要綱(2008)」を発表して国家知的財産政策の基本方向を提示した。12・5規画(2011～2015)では知財権の量的膨張成長戦略による知財権の品質低下、関連紛争の増加など問題に対する反省として知的財産分野の質的成長と保護及び活用を強調した。2016年3月には李克強首相が「政府業務報告」を通じて知的財産権保護と活用強化を通じた「大中創業、民衆革新」を発表し、知財権侵害行為に対する厳しい取締を強調した。

その後続措置として国家知的財産権局では「2016年国家知的財産権戦略を更に実施し、知的財産権強国建設を加速化する推進計画」を発表して「知的財産分野の改革と厳しい知的財産権保護」を宣言し、工商行政管理総局では「商標出願便利化改革推進に関する意見」を発表して商標出願チャンネルの多様化、手続きの簡易化、商標審査効率向上などを目標に掲げて各種改革作業を推進した。

このような中国の持続的な知的財産発展戦略の推進は目に見える成果として現われ始めている。2016年「累積商標出願件数、累積商標登録件数、有効商標登録件数」が其々1千万件を突破し、国内(香港、マカオ、台湾を含む)発明特許保有量は米国、日本に続いて世界3位を記録、100万件を超える国家となった。

出願部門の成果はより目立つ。2016年商標出願は369.1万件で前年比28.4%が増加し、その結果15年連続で世界商標出願1位を占めた。マドリッドシステムによる国際商標出願は3,014件で世界5位を記録した。

専利出願もまた346万件で前年比23.8%が増加したが、そのうち特許が133万件、実用新案147万件、デザイン65万件出願され、其々前年比21.5%、30.9%、28.4%増加した。特許は6年連続世界出願1位を記録した。

知財権保護もまた強化された。最高人民法院によれば、北京・上海・広州知的財産権法院は懲罰的賠償制度の適用を模索して知的財産権保護の高費用・低補償問題の解決に取り組んだ。南京市、蘇州市、武漢市、成都市の中級人民法院は知的財産権審判庭を設立し、知的財産権事件を集中管轄させた。同時に、全国6つの高級法院、95の中級法院、104の基層法院判決の一貫性を強化するため、2015年から施行してきた「三合一」業務を引き続き推進し、法院の民事・刑事・行政訴訟の審判能力を高めた。その結果、2016年各級法院は1審知的財産権事件約147,000件を終結する成果をあげた。

行政執行を通じた権利侵害及び模倣品取締の執行水準も強化された。全国知識産権局の専利侵害行政執行処理件数は計48,916件で、同期比36.5%増加した。そのうち専利紛争事件は初めて2万件を突破した20,859件(侵害紛争20,351件)を記録して前年同期比42.8%増加し、専利模倣事件は28,057件で同期比32.1%増加した。2016年侵害紛争事件と模倣事件の比率は1:1.35で、前年度の1:1.45に比べて事件処理難易度の高い紛争事件の比重が増加したものの、事件の終結率は97.5%で前年比4.3%増加し、事件処理能力はより高まったと見られる。

グローバル交流協力もまた持続的に拡大・強化された。BRICSと知的財産権協力体制を樹立し、ヨーロッパ特許庁と特許分類に関する協力MOUを更新した。イギリス知的財産庁と特許審査ハイウェイパイロットプログラムの延長に合意した。その他にウズベキスタン、シンガポールなど周辺国だけでなく、ペルー、デンマーク、イスラエルなど世界各国との交流を持続的に拡大した。WIPOとは共同で中国信託基金を設立し、発展途上国を支援した。2015年9月WIPOと締結した「SIPO-WIPO自発的寄付に関するMOU」に基づいた今回の支援事業はWIPOに信託基金を供与する国家が11カ国に過ぎないことを考慮すると、世界知的財産分野において中国の位置が徐々に高まっていることを示している。

## 二. ヨーロッパ

2015年度に続いてヨーロッパでは単一特許パッケージ(Unitary Patent Package)の議論が進んでいる。単一特許言語体制(英語、フランス語、ドイツ語)に対する反対意

志を表明したイタリアとスペインのうちイタリアが2016年11月統合特許裁判所協定(Unified Patent Court Agreement)の批准に関する法案を発効し、現在必須批准国の他にイタリア、オーストリア、ベルギーなど計12カ国が批准した状況である。統合特許裁判所は単一特許制度の導入における前提条件として、統合特許裁判所協定の必須批准国であるフランス、ドイツ、イギリスを含めて13カ国のEU加盟国が批准することを要件としているが、現在フランスのみ批准を完了した状態である。ドイツとイギリスもまた2017年のうち批准すると知られており、ヨーロッパ統合特許裁判所準備委員会は2017年12月に単一特許制度の施行を予想している。

一方、2016年度6月イギリスのEU脱退決定によってイギリスの単一特許制度への合流はまだ不透明な状況である。イギリス政府は2016年11月に統合特許裁判所条約を批准すると決めたが、EPOによる現行のヨーロッパ特許(European Patent)はEUとは独立的なヨーロッパ特許条約(EPC ; European Patent Convention)に基づいているが、単一特許制度はEUを基にしているため、イギリスがEUから脱退しても単一特許制度に残留できるのかに対する議論も行われた。

ヨーロッパの統合商標とデザイン出願に対する審査と登録を担当する欧州連合知的財産庁(EUIPO)は2016年から改正施行されたEU商標指針(directive)と商標規定(regulation)によってOHIMからEUIPOに名称を変更した。新しいEU商標法は28の加盟国間商標法と手続きを調和させることを目標としており、各加盟国は後で商標指針内容を法制化しなければならない。

EUは模倣品及び盗用に対する監視を強化するため、EU知的財産庁内に「ヨーロッパ知財権侵害監視機関」を設置し、知的財産権執行業務を行っている。特に、強力な知財権保護を通じて経済成長と雇用創出を達成するという目的で、美容産業・スポーツ用品・玩具・ゲームなど産業及び商品分野別に模倣品の経済被害状況報告書を発刊することで知財権の役割に対する大衆の認識改善に注力している。

#### ホ. 対応策

主要国は自国の知的財産権競争力強化のために多様な政策を樹立・推進している。これに対応するため、まず各国の知的財産権獲得手続の変更及び保護強化のために整備している知的財産権関連法制度の改正状況に対する動向把握が必要である。変更される法制度を十分熟知せずに発生し得る不利益を予防し、変更された知的財産権保護関連制度と規定を十分活用するためには、現地情報に対する的確なアプローチが求められる。

さらに、激化している知的財産権紛争の流れを十分見極める必要がある。全世界的に景気低迷傾向が長期化することで、先進国を中心に技術保護主義が更に強まる見通しである。それによって海外進出あるいはグローバル市場における位置が高まっている韓国企業は大中小企業を問わず海外競合社とパテントトロールの標的になる可能性が常に存在する。したがって政府レベルでは中長期的な観点から健全な知財生態系作りに向けた政策を展開し、企業の知的財産権関連競争力を高めていかなければならない。また、増えつつある中国での知的財産権紛争にも備えなければならない。最近中国内の知財権紛争件数が増加し、中国知財権専門裁判所が設置され、知財権に対する認識も向上している。一部韓国企業も中国現地企業との知的財産権紛争に巻き込まれていることを踏まえると、韓国企業の精巧な中国進出戦略が求められている。

韓国企業の海外進出が増えている東南アジア、中東、南米、東ヨーロッパのような途上国及び新興国との知的財産権協力も一層強化していく必要がある。韓国企業の海外進出が多角化しているため、知的財産権協力においても先進国中心の協力から脱し、協力対象国及び協力分野を多様化する必要がある。韓国企業が知的財産権侵害を恐れず、現地において思う存分活動できるよう新興国及び途上国の知的財産権機関との協力強化が一層要求されている。

さらに国際的な知的財産権規範に関する議論に積極的に参加し、効率的な知財権システムと制度の構築において寄与すべきである。韓国企業が多く活用しているPCT制度や特許審査ハイウェイ制度を韓国企業の実状に適するように改善し、共同審査のように庁間審査協力プログラムを拡大することで海外特許活動がより便利かつ迅速になるように支援しなければならない。また、特許法条約(PLT)、商標法に関するシンガ

ポール条約のような国際的な知的財産権制度の統一化議論にも積極的に参加し、韓国企業に有利な方向に国際的な知的財産権規範が形成されるように取り組んでいかなければならない。



## 第2節 強固な知的財産先進5カ国協力体制の構築

### 1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 イ・ジンヨン

#### イ. 推進背景及び概要

知的基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策によって世界全体の知的財産出願が着実に増加している。特に、韓・米・日・中・ヨーロッパなど先進5カ国特許庁の出願が世界全体出願の約80%を占めているだけでなく、2カ庁以上に対する重複出願比重が高くなるにつれ、IP5間の協力の必要性もまた高くなりつつある。

このような審査協力の必要性に共感した5カ国の長官は、2007年5月米国ハワイで初めて集まって5カ国庁の協力について議論をスタートし、翌年の2008年5月に開催された次長レベルの実務会合においては韓国がIP5間の協力の必要性について力説した。以後2008年10月27日～28日韓国済州で開催されたIP5長官会合において、IP5業務協力のビジョンとこのビジョンを実現するためのIP5の10大基盤課題樹立に合意し、2010年4月中国桂林にて開催されたIP5長官会合において10大基盤課題の短期所要資源が確定され、各庁の基盤課題の推進を総括、調整するプログラム管理グループ(PROGRAMME MANAGEMENT GROUP)の責任と任務が確定され、10大基盤課題の推進が本格的に加速化した。

2011年6月東京にて開催された長官会合では、既存の業務協力に加えて特許調和及びPCTを基盤とする業務協力強化の必要性について認識を共にした。以後2012年6月コルシカで5カ国の産業界代表と5カ国の特許庁長官が一堂に会した会合が初めて開催されたが、これは特許制度利用者の意見が反映できる制度的装置を設けた点で高く評価されている。

2013年6月サンフランシスコにて開催された長官会合では、これまで合意に至らな

かったいくつかの重要イシューに対する合意がなされ、IP5が生産してお互いに交換した特許情報を第三者に無償又は最小限の費用で普及するための「IP5特許情報政策」と各国の特許審査情報をリアルタイムで見られる「グローバルドシエ (GLOBAL DOSSIER) システムの推進基本方向」に合意し、特許分類のための新たな責務を承認することによってFI(日本特許庁の内部分類)とCPC(米国とヨーロッパ特許庁が新たに作った内部分類)の漸進的調和を通じてIPC(国際特許分類)を改正しただけでなく、同年10月にジュネーブで開かれた5カ国長官会合を通じて2014年1月からIP5 PPHを試験的に施行することに合意することで、5カ国の出願人がより簡単に特許制度が利用できる新しい基盤が整えられた。

#### ロ. 近年先進5カ国特許庁長官会合の主な成果

2014年には韓国でIP5次官会合(4月、大田)とIP5長・次官会合(6月、釜山)が開催されたが、情報化、審査協力、特許調和など多様な分野において多数の合意事項が導出された。

主な成果を見ると、これまでIP5特許庁審査官同士でのみ共有していた特許審査の進捗状況情報をインターネットを通じて一般にも公開することに合意した点である。具体的に審査進捗情報は OPD(ONE PORTAL DOSSIER)というサイトを通じてIP5特許庁の審査進捗情報を一目で見ることができるようにし、遅くとも2016年までIP5すべての特許庁において各自のサイトを構築することにした。

また、特許審査協力分野においてはIP5の審査業務協力の実効性を高めるため、各庁の審査結果を適切な時期に相互共有する適時性戦略(TIMELINESS POLICY)に合意し、「特許調和専門家パネル(PHEP; PATENT HARMONIZATION EXPERTS PANEL)」という別途の協議体を構成して議論を行っている特許制度及び実務調和分野においては過去数年間の議論の末にIP5国で優先して推進すべきテーマ3つを最終確定し、テーマ別に主導庁を指定したが、韓国は米国特許庁と共に「先行技術の提出」を、中国とヨーロッパ特許庁は「発明の単一性」、日本特許庁は「明細書の記載要件」を担当することになった。

また、釜山で開催された長官会合は2012年からスタートした産業界(使用者)との疎通を通じた意見収集の努力が実質的な成果を収める重要な決定がなされた会合であり、IP5協力の長期的な方向性を定め、使用者の要求を反映した特許制度の発展という推進方法を確定した点で、IP5協力の新たな段階への第一歩になったと評価できる。

2015年中国蘇州で開催された第8回IP5長官会合ではIP5が重点的に推進すべき業務分野を選定するなど今後IP5協力の青写真を盛り込んだ「IP5共同宣言文(Joint statement)」を採択したことで特許制度ユーザーと大衆に改善されたサービスの提供に向けたIP5の心構えと今後の協力方法を発表した。

また、産業界から意見を取り集め、システム構築過程で優先的に設けるべき5つの主要機能に対する推進方向(vision)に合意するなど、これまで議論段階に止まっていた世界特許審査情報システム(Global Dossier)<sup>16</sup>の構築に向けた基本骨子を整えた。

IP5の制度と実務を比較して作成した事実確認報告書(Fact-Finding Report)と関連用語比較表を承認したことも第8回IP5長官会合の主要成果と言える。これを通じてIP5間の制度調和に向けた第一段階を無事遂行したと言える。

2016年日本東京で開催された長官会合では共同宣言文を通じてAI、IoTなど最近注目されている新技術が知財権システムに及ぼす営業に注目し、特許庁レベルでの対応において協力を模索した。

また、PCT国際段階で一つの出願を5庁が共同で審査するPCT協力審査(CS&E, collaborative search and examination)第3次パイロット事業の施行に合意し、早ければ2017年下半期からスタートする計画である。また、特許制度のユーザーである産業界とのコミュニケーションを強化することで協力事業を活発に進捗させるため2016年10月にIP5産業界協議グループ(Industry Consultation Group)を新設し、第1回ICG会議

---

<sup>16</sup> IP5の特許審査進行状況を一括照会し、自分の出願が管理でき、直接出願も可能なオンラインシステム。

が2017年1月 ミュンヘンで開催された。

#### ハ. 今後の推進計画

2008年濟州会合でIP5業務協力のビジョンとその実現に向けた10大基盤課題が樹立され、IP5協力の実体的な議論がスタートして以来、過去9年間IP5協力は実務グループ別に試行錯誤を重ねる過程である程度安定期に入った。特許分類実務グループ(WG1)はCHC(COMMON HYBRID CLASSIFICATION)<sup>17</sup>を経て、2013年6月GCI(GLOBAL CLASSIFICATION INITIATIVE)<sup>18</sup>に合意することでその協力の枠組みを整え、検索戦略と審査結果の共有、共通出願の書式、機械翻訳等の議論からスタートした情報化実務グループ(WG2)はOPDを含むGLOBAL DOSSIERの構築と特許情報の活用(普及)に集中しており、特許審査政策実務グループ(WG3)は審査官の訓練政策、審査関連統計等からスタートして現在は特許審査はハイウェイ(PPH)と適時性戦略をはじめとする業務協力(WORK-SHARING)、特許協力条約(PCT)分野の協力、品質管理だけでなく別途の特許調和専門家パネル(PHEP)会議を共に開催しながら特許制度調和議論まで含めている。

IP5協力がスタートした2007年に比べて今は5庁の審査着手期間が多く短縮された点で、IP5発足初期の主要目的である「審査滞積解消」はある程度達成されたと見られる。また、分類(CPC)、情報化(OPD)、審査協力(PPH)など各実務グループの主要成果はIP5特許庁を超えて全世界にそのメリットを広げている。現在IP5間で議論中であるPCT協力審査もまた安定的に定着すれば、国家間審査協力の新たな転機を迎えると期待される。IP5発足以後追加された制度調和(2012年～)、品質(2014年～)などのテーマもまた長期的にIP5議論で占める比重が高くなると見られる。10年目を迎えたIP5協力は中長期的な観点で協力課題の効率的な履行方法を考え、特に2019年韓国のIP5会議開催を足掛かりに5庁間協力の質的な面で跳躍が行われるよう体系的な対応が求められる。

<sup>17</sup> IP5各庁が内部的に使用していた特許分類体系を統一してIP5共同の特許分類を作るために推進したプロジェクトであり、庁間の異見の食い違いを解決できず、2013年6月プロジェクトを正式に終了した。

<sup>18</sup> 日本が使用しているFI特許分類と残りの4庁が使用するCPC特許分類間でお互い一致した分野または新技術分野に対する国際特許分類(IPC)改正を推進する協力プロジェクト(2013年6月MANDATE承認)。

## 2. 商標先進5カ国特許庁(TM5)の協力体制

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン

### イ. 商標先進5カ国特許庁協力推進の経過

#### 1) 推進背景

中国は近年10年余りの間、連続して商標・デザイン出願において他の国を圧倒する出願量を記録しており、伝統的な多出願国である米国、日本、ヨーロッパ、韓国のみならず最近ではインド、ブラジルなどの商標、デザイン出願もまた急増している。

各国の商標、デザイン出願の増加とともに注目すべきことは、一つの商標が複数の国に出願される多国出願が増加傾向にあるという点である。複数国において商品とサービスを販売している企業の立場からすると、一つの商標で複数国において登録を受けて使用する商標管理が必須の時代となっている。このような状況下において、韓国企業が主要出願国において商標・デザインの権利を簡単に確保できるように支援するため、商標、デザイン分野における国際協力の強化が求められるようになった。

#### 2) 商標IP5体制の形成

商標・デザイン分野における国際協力の強化に対して高まるニーズに応じ、韓国特許庁は2009年4月、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制への加入に対する議論を始めた。2009年12月には商標3庁会合に公式的な参加意思を表明し、TM3は2010年商標3庁会合に韓国のオブザーバーとしての参加を決定した。さらに2011年5月に開催されたTM3中間会合では、韓国特許庁の商標3庁会合の正式会員としての参加が決まり、2011年12月には第1回商標先進4庁会合を通じて商標先進4庁体制が本格的に発足した。この会合では新しい会合運営規則の制定、4庁間協力事業の検討及びユーザーグループとの会議など有意義な成果を導出し、これを通じて韓国は商標・デザイ

ン分野においてグローバル協力体制を強固なものにする契機を設けた。2012年にはオプザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が確定され、4庁間の協力体は先進5庁間の協力体制であるTM5に拡大された。

韓国特許庁は2011に正式会員として加入して以来商標・デザイン分野の協力事業に積極的に参加し、TM5協力の進展に貢献した。その結果、2012年10月に開催された初のTM5定例会合では韓国特許庁が2013年TM5の議長国に選任され、2013年の中間会合と定例会合を開催した。

#### ロ. 商標先進5庁会議の主な成果

##### 1) 2013年TM5年次会議の成果

韓国特許庁は2013年TM5の議長国として12月5日～6日の2日間にわたる年次会議の開催に成功した。同会議で韓国特許庁はTM5の長期発展方向を提示するとともに、新規協力事業として「審査結果の比較分析事業」を提案し、公式事業として採択された。「審査結果の比較分析事業」はTM5間で同一商標に対する審査結果を比較・分析することで各国の商標法と審査基準、審査慣行等に対する差異を理解し、それを基に統一化を模索する一方、出願人に比較・分析資料を提供して海外出願時の審査結果予測などに役立てようとしたものである。

また、2013年の年次会議では国内外のユーザーグループ代表約70人余りが参加し、各国の制度について踏み込んだ質疑応答が行われ、TM5協力事業に対するユーザー側の意見を聞くことができた。

##### 2) 2014年の中間会議及び年次会議の成果

2014年中間会議及び年次会議では、其々日本と米国が提案した「マドリッド国際出願に対する情報提供事業」と「非典型商標分類基準の作成事業」が新規事業として採択されてTM5協力の範囲が広がる契機となった。また、図形商標検索システムの構築

事業と悪意的な商標出願に対応する事業に対する最終報告書を採択し、これまで取組んできた協力事業の可視的成果を導き出した。

また、2014年の年次会議ではTM5会議からデザイン関連議題を分離させ、デザイン分野の別途5カ国協力体を設立することに対して合意し、デザイン出願の増加及び国際協力需要増大により効果的かつ緊密に対応できる土台を構築した。

### 3) 2015年中間会議及び年次会議の成果

2015年TM5中間会議及び年次会議ではTM5ウェブサイトのUser-friendly化方法を紹介し、TM5会員国はこれまでTM5ウェブサイトを開発・管理してきた韓国特許庁の努力に感謝を表した。また、6月末までTM5会員国に提示する改編案に対して高い関心を示し(審査結果比較分析事業関連)、現在までの進行事項である研究対象選定のためのリスト(最終審査結果を含む)の送付及び研究項目に対する合意事項を説明した。

<表VI-3-1> TM5の主要協力事業

事業名		事業内容及び現状
韓国特許庁 (KIPO)	TM5 ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>TM5 公式ウェブサイトの構築・運営</li> <li>ウェブサイトの初期画面、管理システムなどを user-friendly に改編中</li> </ul>
	審査結果比較事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査事例の比較・分析結果情報を提供</li> <li>比較・分析に必要な国家別事例を抽出中</li> </ul>
米国 特許商標庁 (USPTO)	共通認定商品目録	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員国が認める商品名称目録の構築</li> <li>毎月 30 個の各国商品名称の相互交換及び認定を検討中</li> </ul>
	共通状態指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標出願の法的な処理状態を表示指標として構築</li> <li>具体的な出願状態表示の可否を内部で議論中</li> </ul>
	非典型商標の Indexing	<ul style="list-style-type: none"> <li>非典型商標の各国共通基準の構築</li> <li>各国の実務現状を把握中</li> </ul>
ヨーロッパ 商標庁 (OHIM)	TM-class & Taxonomy	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家別認定商品名称を検索システムの構築・運営</li> <li>Nice 分類体系を階層化</li> <li>Traffic light system 及び Taxonomy 構造関連の意見収集中</li> </ul>
	TM-view	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標出願・登録情報の検索システムを構築・ぬん営</li> <li>各国の参加を通じて事業終了</li> </ul>
	共通統計指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通統計指標の構築及び活用</li> <li>指標産出方法に対する各国の意見を収集(例：審査官の定義)</li> </ul>

日本特許庁 (JPO)	悪意的な商標 対応セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>•悪意的な商標出願に関するセミナーを開催</li> <li>↳ 最終報告書の発刊(国家別法・制度の update を持続的に推進)</li> </ul>
	イメージ検索 システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>•各国の図形商標検索システムの構築、情報共有</li> <li>↳ 最終報告書の発刊(2016年、関連会議の開催予定)</li> </ul>
	マドリッド 出願情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>•マドリッド出願手続きユーザーとの共有</li> <li>↳ 各国の出願手続きに関する情報収集中</li> </ul>

## ハ. 今後の推進計画

2013年TM5議長国として選出されたことや、TM5年次会議の開催国としての役割を担うことになったことは、韓国企業の国際的な商標・デザイン出願における便宜を図るという政策目標に基づき、TM5協力体系を積極的に利用するための戦略によるものである。

韓国特許庁は2013年TM5議長国としての役割を充分果たし、年次会議の開催に成功したことで、商標先進5カ国協議体であるTM5における韓国特許庁の位置を堅固なものにした。また、2014年にTM5ウェブサイトオープンし、「審査結果比較分析事業」を効果的に推進することで、協力事業にも積極的に参加した。このような基盤を基に今後韓国企業の国際的な商標・デザイン出願における隘路事項をTM5加盟国と協力して解消していく計画である。現在進められているTM5協力事業が計画とおりに進められて実を結び、新規協力事業を発掘して推進できるように加盟国との緊密な協力関係を維持していく。各国の指定商品・サービス業の目録が異なることによって発生する商品・サービス業の名称不明確による拒絶決定を減らす共通認定事業目録事業、多国の商標を一括検索できるTM-View、商品名称の国別認定可否を一括検索できるTM-class等の事業は既にある程度結果を出している。特に、韓国特許庁が主導しているTM5ウェブサイトを通じて加盟国及び各国のユーザーとの情報共有及びコミュニケーションを活性化し、審査結果比較分析事業の最終報告書の発刊を通じて各国の制度に対する理解を深め、長期的には制度の調和に対する検討基盤を構築していく計画である。

## 3. デザイン先進5カ国特許庁(ID5)の協力体制

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ゾンギョン



## イ. デザイン先進5庁会議の創立背景

韓国特許庁は2009年4月、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制加盟に対する議論を始め、2011年5月に開かれたTM3中間会議で韓国特許庁の正式会員参加が決まり、TM4に拡大された。2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が決まり、4カ国特許庁間協力体は先進5カ国特許庁間の協力体系のTM5に拡大された。

これまで先進5庁はTM5協力体制を通じて商標だけでなくデザイン制度に関する議論も活発に展開した。各国の相異なるデザイン制度と審査システムに対する理解を増進する中で、韓国特許庁は2012年年次会議で3D CADファイルデザイン出願システムを紹介するなど積極的に参加してきた。各加盟国は国家間デザイン図面提出要件が相異していることから発生する出願人の不便を減らすために共同の取り組みが必要と認識し、2013年ヨーロッパ知的財産権庁(EUIPO)の主導でデザイン図面提出要件の比較事業を展開した。

2014年TM5年次会議ではデザインの重要性が大きくなるにつれ、デザイン関連の議題を分離して独立的に議論する場が必要であるという認識を共にした。そこで、2015年12月に開催されたTM5年次会議では産業デザイン分野を独立的に議論する新規協議体であるID5を設立した。

## ロ. デザイン先進5庁会議の主要成果

尖鋭なグローバル経済体制において産業デザインは企業の成敗を分ける重要変数として認識されている。同時に、産業デザインを制度的に保護できるデザイン権は国内でのみならず、諸国の利害関係が衝突する重要争点として浮上している。そこで、ユーザーに優しく全世界で相互互換可能な産業デザイン保護制度の定立が急がれる状況である。

2015年米国で開催されたID5創立会議では加盟国の相互理解と協力を通じた共同の未来ビジョンを提示するという目的で共同合意文を発表した。この合意文には産業デザイン保護政策とデザイン権審査手続きの一貫性を高めるための努力が盛り込まれている。

このような努力の一環として2015年創立会議では各国共同の協力課題を提案し、2016年ID5年次会議で提案された13のプロジェクトのうち12の課題を採択した。このプロジェクトは審査実務と統計情報保有、デザイン保護のための各国の手続きの比較、審査政策及び審査の一貫性向上、新しい分野のデザイン保護など5つの範疇に分けられ、このうち5つのプロジェクトは2017年度に完了予定である。

韓国特許庁は国家別デザイン登録要件の比較研究事業とID5ウェブサイト開発事業を主導的に遂行し、デザイン分類政策及び実務研究事業を日本と共同遂行することに合意した。既に2014年に韓国特許庁はTM5公式ウェブサイトを開通・運営しており、このようなノウハウを基にID5ウェブサイトを構築している。ID5公式ウェブサイトは主要加盟国である5カ国だけでなく、国際デザイン出願に対する情報の集積及び情報交流の場として積極的に活用されるであろう。

<表IV-3-2> ID5の主要協力事業

協力事業(主導型)	主要内容
国家別デザイン関連統計情報の収集(JPO)	・国家別デザイン関連の共通統計指標の開発及び交換
ID5ウェブサイトの開発及び運営(KIPO)	・ID5公式ウェブサイトの構築・運営 (2017)ウェブサイトの設計及び構築予定
デザイン登録要件カタログの開発(KIPO)	・各国の法律に基づいてデザイン登録が受けられる要件の収集及び分析
経済要素と政策がデザイン出願に及ぼす影響研究(EUIPO)	・経済要素及び政府政策がデザイン出願に及ぼす影響に関する相関関係研究
国家別の電子的優先権書類の交換推進現状研究(USPTO/SIPO)	・優先権主張書類の電子的交換システムの活用に関する研究
デザイン分類政策及び実務研究(JPO/KIPO)	・国家別デザイン分類システムの運営状況研究
物品名称の標準化方法研究(EUIPO)	・国家別デザイン物品名称に対する比較研究
デザイン図面要件カタログのアップデート(EUIPO)	・各国のデザイン図面提出要件を比較・整理

国家別の優先権主張の実務研究 (SIPO)	・条約による優先権主張実務に対する各国の手続的、実体的な要件の比較・整理
国家別新規性議題主張実務研究 (USPTO)	・国家別の新規性喪失例外を主張に対する手続的、実体的な要件の比較・整理
国家別の部分デザイン表示方法研究 (USPTO)	・国家別部分デザインの表示方法及び権利範囲の解釈に関する研究
国家別新技術関連のデザイン保護に関する研究 (USPTO)	・新しいデザインの保護に対する国家別制度改善事項の研究

## ハ．今後の推進計画

ID5は全世界デザイン出願の90%を占めている主要5カ国で構成された協議体である。したがって、この協議会で議論される数多い議題は実質的に世界のデザイン権制度に重要な役割を果たしている。韓国特許庁はID5の中で唯一審査と一部審査の2-Track審査を運営する国であり、ID5で議論されるデザインの国際規範構築のためにより合理的な意見を開陳できる位置に立っている。また、韓国特許庁はID5のうち審査主義国家としては初めてハーグ協定に加盟し、実体的・手続的要件の国際規範形成における調和に向けた制度整備の経験があり、他加盟国に比べて画像デザイン審査制度や3Dファイルの直接出願など実験的な制度を多数リードしてきた経験も蓄積している。ID5加盟国は全て国家間デザイン制度の違いから起因する問題点を認識しており、今後相互制度運営における調和の必要性に対して共感しているだけに、韓国特許庁の経験を基に国際社会に寄与する方向を探し、ID5協力課題を充実に履行するとともにID5加盟国間の友好的な交流を通じてデザインの国際規範形成に主導的な役割を果たしていく計画である。

### 第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

#### 1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 ク・ジョンミン

##### イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の主要構成員として仲間入りし、韓国の企業、研究院等が海外主要国に出願する国際出願が持続的に増加している。それによって韓国の出願人が特許権、商標権などを海外市場において正当な保護を受け、事業を遂行するためには、海外での韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで韓国特許庁は米国、日本、中国など韓国企業の進出が活発な主要国と二国間の協力関係を持続的に発展させることで、韓国企業が現地において出願及び登録手続きを迅速かつ正確に進めると同時に知的財産権の紛争から正当な保護が受けられる環境を作るために取り組んでいる。

特に、特許審査分野では特許審査滞積による経済損失が世界全体において重要問題として浮上していることから、特許庁間の業務協力(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。それによって先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査協力を通じてより早く、より高品質の特許審査サービスを提供するための方策を模索することに至った。

主要国との二国間協力は相手国の特許庁長官と長官会合を開催し、二国間の知的財産権に係わる主要懸案及び協力事業の推進に合意し、これを基に両特許庁の該当実務部署で後続処置を取る手続きを行う。長官会合とともに両庁局長レベル以上のハイレベル実務会合と課長レベル以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

##### ロ. 推進内容及び成果

2016年の1年間、韓国特許庁は中国、日本、ヨーロッパなどの特許・商標所管機関と20回の長官会合を開催し、知的財産権専門家派遣、特許分類協力、特許情報交換、知的財産権教育協力などの合意に達し、特に韓国知的財産行政人材及びサービスの海外進出を加速化することで知的財産分野における行政韓流の拡大を成した。

特に2016年には韓国企業の進出が活発な中国と特許及び商標分野協力を強化した。中国工商行政総局(SAIC)と商標分野のハイレベル会合と長官会合を其々4月、6月に開催し、商標ブローカーの韓国商標無断先占問題に対する中国商標当局側の注意を喚起し、ブローカー予防に向けた協力体系の樹立に合意した。中国特許庁(SIPO)とはこれまで20回を超える定期的な二国間会議を基に協力を続けてきた。2016年度には今後特許共同審査、特許分類協力、審判制度の比較研究などを議論した。日本とは商標、デザイン、情報化、教育、審判など各分野別専門家会議を通じて二国間知財権協力関係を強化し、長官会合を通じて韓・日審査官交流事業の拡大、両特許庁のデザイン分類関連の情報交換、商標交換対象の拡大、審判官交流プログラムの持続的な開催などに合意した。ヨーロッパ特許庁(EPO)とは両機関協力事業の体系的な推進に向けた2016～2017年二国間協力ワークプランを承認し、特許分類協力、データ交換、審査協力など既存協力事業を充実に推進するために取り組んだ。ヨーロッパ知的財産庁(EUIPO)には韓国特許庁商標専門家を継続派遣し、商標とデザイン分野に対する相互協力の強化に合意した。

特許審査ハイウェイ(PPH)についてはIP5 PPH及びグローバルPPH(22カ国特許庁が参加)など多国間PPHに参加し、2016年26カ庁とPPHを施行しており、PCT-PPHの場合も25の特許庁と施行している。制度利用においても従来二国間協約に基づいたPPHとは異なり、一つの申請書を通じて複数の国家へPPHを申請することができ、利用者の利便性が大幅に高まった。

このように主要国とPPHを施行することによって、韓国企業が海外において特許登録をより早く簡単に受けられる道も拡大された。海外で特許登録が受けられる新しい「ハイウェイ」が開通されているのである。特許庁の観点から見ると、PPHは外国で

登録を受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単かつ正確に活用できるようになったことで、審査の品質を高め、審査期間を短縮する効果があげられる。PPH対象国の拡大とともに、PPHが企業が海外で迅速に特許を登録できる効果的な手段であるという認識が広がり、このような観点からPPHは現在まで導入、もしくは導入を検討しているグローバル審査協力プログラムの中で最も成功した制度と知られている。

#### ハ．評価及び発展方向

韓国企業の活動舞台が世界全体に広がっていることで、知的財産分野においても国際協力の重要性が増大している。そこで韓国特許庁は韓国国民に実質的に役立つ国際協力の推進を目標として韓国企業の海外における知的財産権獲得及び保護のための多角的な協力事業を展開している。主要拠点国との二国間会合を通じて知的財産権協力基盤を持続的に拡大し、PPH及びPCT-PPH対象国の拡大を通じて韓国企業が海外においてより迅速かつ効率的に知的財産権を取得できるように支援した。今後も特許審査協力などの二国間協力は引き続き拡大される見通しである。

## 2. 知的財産権の二国間協力対象国の多角化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 ク・ジョンミン

#### イ．推進背景及び概要

成長エンジンとして知的財産に対する認識が広がり、韓国企業が知的財産権を獲得する国も多角化している。そこで韓国特許庁は韓国企業の進出・交流が拡大している主要途上国及び次世代有望経済圏国家を中心に、知的財産行政韓流を伝播し、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を傾けていく計画である。

#### ロ．推進内容及び成果

2016年の1年間、韓国特許庁は米国、日本、中国、ヨーロッパなど主要パートナー

との二国間協力を持続的に推進するとともに、アジア、中東、中南米、アフリカ地域へと知的財産権協力の外延拡大に向けて取り組んだ。

距離的にも近く、韓国企業の投資と進出が活発に行われるアジア地域国家との協力も活発に行われた。韓国の4大貿易国であり、FTA発効以降交流協力が増加しているベトナムとは定期的な長官会合を開催し、知的財産権全般にわたる協力基盤を構築している。特に2016年には商標保護、中小企業IP支援政策などに対する協力計画に署名した。

中東地域では最近韓国の特許行政サービスに対する関心が高まっているが、韓国特許庁はそれをきっかけにして知的財産行政韓流の拡散に力を入れている。2016年2月にはトルコのPCT国際機関承認を支援するためのコンサルティングに合意し、トルコ特許庁審査官教育を施行した。また、アラブ首長国連邦(UAE)には2014年6月韓国審査官5人を派遣し、特許審査代行サービスを提供していたことに加えて、2016年10月にはUAE独自の特許審査組織を設立するためのコンサルティング推進に合意した。特許審査協力を通じて蓄積された信頼を基に知財権政策全般に韓国特許庁の影響力を拡大できると期待される。2016年11月にはイラン法務部とのハイレベル会合を通じてイランに知財権教育センター設立を支援することを決め、2017年から支援事業を施行する予定である。イランに対する経済制裁が解除された後、韓国企業の進出が本格化した時点で、現地公務員の知財権能力を強化し、韓国に対する友好的な雰囲気を作ることで、進出企業が知財権を取得して保護するための環境を構築することでその意味が大きいと言える。

中南米・アフリカ地域の特許庁とは、知的財産権分野の交流・協力の基盤を構築するとともに、韓国特許庁の立場を強化した一年であった。2016年4月に開催された長官会合を通じて韓国特許庁がメキシコにPCT国際調査サービスを提供し、メキシコで韓国語で国際特許出願が可能となった。アフリカの場合、2015年度アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)に韓国型特許行政自動化システムを構築して現地進出企業の知的財産権取得及び管理のための環境作りに寄与したことに続いて、2016年9月にはフランス語圏地域のアフリカ知的財産機関(OAPI)との包括的知財権協力MOUを通じて今後の

協力基盤を構築した。

一方、2016年はスウェーデン、ヴィシエグラードグループ(ハンガリー、チェコ、ポーランド、スロバキア)、ロシアなど既存の協力関係がなかったり、もしくは微々たる水準であったヨーロッパ諸国との関係を構築するための努力を傾けた1年であった。2015年度にスウェーデンユーザーを対象に韓・中・日文献に対する検索サービスを有料提供することに合意した結果、2016年9月から実際サービスが開始された。10月には両国特許庁間IP公報データ交換に合意し、スウェーデンデータを入手することで、審査品質を高めると同時に大衆の特許情報ニーズにも応えることができた。ヴィシエグラードグループとは5国間長官会合を開催し、MOUを締結して今後審査官交流など協力事業を発掘することに合意した。特に、ポーランドとは特許審査ハイウェイ(PPH)を2017年1月から施行することに合意し、韓国企業がより迅速かつ効率的に知的財産権を獲得できるように支援した。

#### ハ. 評価及び発展方向

2016年にはこれまで着実に協力基盤構築のために努めてきた新興国との協力事業を高度化するとともに、新しい議題を発掘したと評価できる。特に、韓国の先進特許行政サービスを輸出することで有形資源を中心に行われた従来の中東国家との協力を高級知識サービスの輸出に様変わりさせ、類似協力モデルを拡大する重要な契機をつくった。このような韓国特許庁の努力は他の途上国を対象にする知的財産行政の韓流拡散と雇用外交強化に大きく貢献したと言える。

また、2016年は中南米、アフリカ、東ヨーロッパなど従来協力が少なかった国との交流が活発になり、実質的な協力が強化された1年であったといえる。今年構築された友好的協力関係を基に該当地域内のその他知的財産権主要国との協力範囲がさらに拡大できるものと見られる。

新興国及び途上国との知的財産権協力は該当国の知的財産権制度の発展に寄与することで、責任ある先進国としての韓国のイメージを高めるだけでなく、知的財産権保



護の重要性も同時に認識させることで、韓国企業の海外知的財産権保護の基盤構築に大きく貢献したといえる。

### 3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的対応

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 事務官 ファン・サンドン

イ. WIPO(World Intellectual Property Organization、世界知的所有権機構)

#### 1) 第56回WIPO総会

2016年10月3日から11日までスイスジュネーブにて開催された第56回WIPO総会でチェ・ドンギョ韓国特許庁長官は代表演説を通じてAI、ビッグデータの発展など第4次産業革命時代における知財権制度発展に対する議論方向を提示し、IPシステムの持続的な発展に向けた開発格差解消の必要性及び韓国活動を紹介する一方、IPサービス強化のためのWIPO地域事務所の重要性を強調するなど、WIPO懸案に対する基本的な立場を表明し、韓国の商標法に関するシンガポール条約への加盟(2016年4月)及び商標法全部改正(2016年9月施行)、特許取消申請制度の導入、審査請求期間の短縮など特許法の改正(2017年3月施行)事項を始め、韓国知的財産分野における最新政策動向なども紹介した。

第56回総会では2016-2017年度にアフリカ2カ国(ナイジェリア、アルジェリア)にWIPO地域事務所を新設することに合意し、その他新設4カ国は2017年総会の際に決めることに合意した。また、デザイン法条約の場合、伝統知識など出処公開イシューに対する合意決裂によって2018年デザイン法条約外交会議の開催を次期総会で再議論することにした。

一方、韓国特許庁はFrancis Gurry WIPO事務総長の訪韓(2016年8月)を契機に、特許庁長官-WIPO事務総長会談を通じて特許庁-WIPO間の協力、WIPO地域事務所の誘致など主要懸案を議論することで両機関間の協力を強化するきっかけを設けた。

<図IV-3-1>特許長官－WIPO事務総長会談(2016年8月ソウル)



2) 特許法常設委員会 (SCP)

WIPOは特許法の世界統一化に向けて1998年から特許法常設委員会 (SCP : Standing Committee on the Law of Patents)を通じて特許出願人の利便性向上、費用節減を図るため、2000年に特許手続きを統一する特許法条約 (PLT) を妥結した後、実体的な特許要件の統一に向けて特許実体法条約 (SPLT) に関する議論を進めているが、先進国と途上国間の対立はもちろん、先進国間の意見対立によってなかなか合意点を見出せていない状況である。

2005年6月に開催された第11回SCPにおいて特許実体法条約 (SPLT) の対象範囲の設定に関する合意に達することができず議論が中断された。2008年6月に3年ぶりに再開された第12回会議においては特許システムに関する今後の検討課題として技術移転等、18のイシューを選定して今後議論を行うことにしたが、「規範統一化」は議論の対象からは事実上除外された。

以後第13回会議 (2009年3月)～第23回会議 (2015年11月) では各議題に対する先進国と途上国間の著しい立場の違いによって主要争点大部分に対して最終合意に達していない状況である。

2016年6月に開催された第24回会議と2016年12月に開催された第25回SCP会議でも国際特許システム報告書 (各国制度の現状)、特許権の例外及び制限、特許の品質 (異議申出制度を含む)、特許と公衆保健、依頼人と特許助言者間コミュニケーションに関する秘密保持 (依頼人－代理人特権)、技術移転基準、モデル特許法 (1979WIPO Model

Law)改正など6つの議題に対する議論が続いたが、先進国と途上国間の異見によって議論は進展がない状況である。

### 3) 商標法常設委員会(SCT)

各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化に向けた商標法条約をWIPOの主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のために商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT: Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications)を設置し、関連事項について持続的に議論している。1998年7月ジュネーブで第1回会議が開催されて以来、2016年4月及び10月に其々第35回及び第36回SCTが開催され、主要成果としては2002年以降8回のSCTを通じて商標法条約を改正したことで2006年に商標法に関するシンガポール条約を採択したことがあげられる。

一方、2005年からは特許出願及び登録手続の国際的調和を迫及する特許法条約(PLT)と商標法条約(TLT)に相応するデザイン出願及び登録手続を国際的に調和させるためのデザイン法条約(DLT: Industrial Design Law and Practice Treaty)に対する議論が提起され、最近まで続いている。

第27回会議(2012年9月)でEU国家を中心にデザイン法条約の採択に向けた外交会議の開催が本格的に取り上げられたが、途上国の技術支援問題を中心にアフリカグループとEUグループ間で意見の食い違いが続くだけでなく、第32回SCT会議(2014年11月)ではアフリカグループがデザイン法条約文案で遺伝資源、伝統知識、表現物関連新規条項の追加を提案したため外交会議の開催はさらに不透明になった。

2016年4月及び10月に其々開催された第35回、第36回SCT会議でもデザイン法条約案と関連して、WIPO総会の勧告事項の履行に向けた加盟国間の努力にもかかわらず、既存立場の基本的な変化は見られず、国家名称保護及び地理的表示保護などに関連して国家間基本立場と同一であるため、議論の進展は見られない状況である。

#### 4) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に対する政府間委員会 (IGC)

WIPOは遺伝資源及び伝統知識の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会 (IGC; Intergovernmental Committee on IP and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore)」を構成した。

2013年及び2014年IGCは外交会議開催の可否及び遺伝資源などの効果的な保護方法について議論を続けた。途上国を主軸とする資源提供国は過去12年間十分な議論がなされたことを理由にしてIGC活動を終了して外交会議を開催することを主張する立場である一方、韓国及び先進国を主軸とする資源利用国は依然として両グループ間の立場の差が大きいため外交会議の開催は時期尚早という立場である。一方、遺伝資源などの効果的な保護策と関連し、資源提供国は遺伝資源の安定的な利用及び適切な代価支払いなどのために出所の公開などを特許許容要件として新設することを主張したが、資源利用国は当事者間の契約を通じて遺伝資源の保護が可能であるため、出願人の負担と法的に不確実性が加重する特許要件の新設に反対している。

2014年には遺伝資源及び伝統知識保護に係わる統合文案を議論するため、第26回(2014年2月)、第27回(2014年3月)、第28回(2014年7月)IGC会議が開催され、遺伝資源・伝統知識保護関連の利益共有、特許出願時の出所公開義務などを骨子とする遺伝資源・伝統知識の保護関連協定文(案)の主要イシューに対して議論された。しかし、2014年WIPO総会(2014年9月)で外交会議開催の可否及び2015年会議日程に対する加盟国の合意を導き出すことに失敗したため、2015年IGC会議の開催は不発に終わった。以後2015年WIPO総会(2015年10月)でIGC mandateの更新及び会議日程に合意したことで、2016～2017年計6回にわたるIGC会議の開催を決めた。

その結果、2016年に第29回(2016年2月)、第30回(2016年5月)、第31回(2016年9月)、第32回(2016年11月)IGC会議が開催されたが、依然として先進国と主軸とする資源利用国と途上国を主軸とする資源提供国間の立場の違いは大きい状況である。

## 5) 開発アジェンダ

WIPOは開発分野活動を拡大するため、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)を設立した。WIPO加盟国は開発アジェンダの議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。2007年9月総会でWIPO公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連6つのクラスター(A～F)<sup>19</sup>、45の勧告を採択した。具体的な履行方法を議論するため、2008年から発足した開発委員会(CDIP: Committee on Development and Intellectual Property)は2016年まで31のプロジェクトを採択し、そのうち26課題が完了し、課題5つは推進中である。

2013年に開催された第11回、第12回会議では主要争点分野の「開発アジェンダ履行義務を持つ関連機構の範囲」、「技術的支援に対する外部検討方法」及び「開発アジェンダ勧告事項の履行と関連した検討範囲の決定」などCDIP業務推進の基本哲学に対して先進国と途上国間の見解の違いが狭められず会議が終わった。但し、技術支援の外部検討において、アフリカグループと開発アジェンダグループ(DAG)の共同要求事項のうち技術支援マニュアル、WIPOウェブサイト改編及び技術支援DBアップデートの部分に対しては合意がなされ履行となる進展があった。一方、韓国は途上国ビジネス創出に向けたIPとデザイン管理事業を第11回CDIP会議(2013年5月)で提案し、第12回CDIP会議(2013年11月)で多数の加盟国から関心と支持を受け、WIPOの正式事業として最終的に採択される成果を収めた。

2014年5月及び11月に其々開催された第13回、第14回CDIP会議では、韓国が提案して第5回会議で採択された適正技術情報活用能力の強化事業に対する2段階事業が追加承認され、開発アジェンダ履行に対する外部検討基準は数回の非公式会議を経て先進国と途上国間の意見を調整することで最終承認された。

---

<sup>19</sup> Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性および共同政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識接近)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

2015年2月には国際技術移転に対する専門家フォーラムが開催され、WIPO技術支援に対する外部検討履行状況とCDIP調整メカニズム関連イシューは第15回(2015年4月)、第16回(2015年11月)CDIP会議で引き続き議論が行われた。スペイン、メキシコなどが修正提案書を提出し、数回の非公式会議を経て議論を展開したが、先進国と途上国間の立場の違いが解消されないまま、次期会議で議論を続けることにした。

2016年第17回(2016年5月)、第18回(2016年11月)CDIP会議では開発アジェンダ履行に向けた3件の新規プロジェクト(経済発展のための公共領域の情報活用、最貧国・途上国内の事業教育機関を通じた職業訓練と知財権教育協力と開発、視聴覚分野の発展に向けたプロジェクト2段階)を承認し、2015年に議論した「WIPO技術支援関連の外部検討」に対しては修正提出されたスペイン提案書を採択し、今後6回の期間中に提案書を具体的に議論する予定である。

#### ロ. APEC知的財産専門家会議(IPEG)

1996年に発足したAPEC知的財産専門家会議(IPEG; Intellectual Property Rights Experts Group)はAPEC 貿易投資委員会(CTI; Committee On Trade And Investment)傘下の非拘束的会議体であり、知的財産関連の協力構想(Initiative)の採択及び事業遂行を通じて域内加盟国の知的財産権発展と相互協力を追及している。

2005年APEC内の知的財産権分野における最も重要な議論事項は韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択可否であった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内で知的財産権侵害物品の取引防止のための執行体制を構築するためのものであり、2005年6月の通商長官会議(MRT)で最終承認・採択された。

同構想は知的財産権保護に関する範囲が広範囲であり、レベルの高い執行体制の樹立を取り扱っているため、加盟国からの支持獲得に難航すると予想されたが、韓国特許庁は中国及びASEAN市場などにおける韓国知的財産権保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加することで同構想に韓国の立場も適切に反映できるように

した。

2007年には同構想を根拠に開発された5つのモデルガイドラインを提出し、韓国の知的財産権保護活動及び関連法、制度のような状況を加盟国に紹介し、2007年9月シドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に盛り込まれた「模倣品及び違法コピー品を販売する有名市場」の用語使用を巡る先進国及び途上国の尖鋭な対立の中で、韓国は仲裁的役割を果たした。

これまでAPECにおいて知的財産権の効率的な管理と執行のための概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起したとすれば、2008年には実質的な事業遂行国としての地位を確保するため、APEC域内の各国に対して知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を提案して採択され、それによって同事業を2009年に遂行した。「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の結果、多数の加盟国が満足し、これに対応するため2010年9月後続事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成高級課程」を提案し、事業承認を獲得した。これとは別途に新しいIPの創出及びこれを通じて最貧国及び途上国を支援できる事業を推進するため、21のAPEC加盟国及び国際機構、NGOなどを招き、2010年6月ソウルで「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品をブランド化に向けた直接的な支援要請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業」をAPECから後続事業として承認を受け、ブランド事業の連続性を確保した。

2012年第34回(2012年2月)及び第35回(2012年6月)APEC IPEG会議で韓国は2011年4月に採択された「APEC1村1ブランド事業」の円滑な推進状況及び最終的に中国竹繊維製品(「ANJIAN」)及びチリの果物カクテル(「MAQUIRE」)に対するブランド開発の結果及びブランディングガイドラインを加盟国に配布することで、加盟国内地域の小商人の低評価された商品に対するブランディング戦略を提供し、実質的に恩恵が受けられる事業として加盟国内で好評を得た。一方、2010年9月承認された「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成高級課程」事業の段階別推進計画によって、加盟国の知的財産権専門家を対象にオン・オフライン教育(2011年)及びe-ラーニングコンテン

ツを開発・普及(2012年)することで事業を無事完了した。タイで同プログラムを自国語に翻訳・活用した事例から見ても分かるように、韓国はIP情報化教育を通じたAPEC加盟国の能力開発に中枢的な役割を果たしたと評価される。IPEGは基本的にAPEC域内の知的財産権発展のための協力関係を追及するが、敏感なイシューに対しては国益によって立場が対立している。2012年第34回会議で米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年第35回会議で日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連国際条約の加盟拡大」協力構想などが利害関係国の反対によって採択されなかったのが実例である。

従って、非拘束的協議体であるAPEC会議の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘・提案することで持続的な協力を強化する必要があると判断される。そこで韓国は第36回会議(2013年1月)で先進-途上国間の開発格差を減らし、APECレベルの適正技術開発事業モデルの発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェア議題」を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国となって最終的に採択された。主要内容としては、加盟国間の適正技術政策及び経験共有のためのアンケート調査、ケーススタディーを通じた適正技術開発モデルの実現、特許情報を活用した適正技術開発の方法・活用戦略ガイドラインの作成及び国際的拡散のためのコンファレンス開催を目標にした。ケーススタディーは特許庁独自の予算で加盟国需要調査を行い、フィリピンで生息するイランイラン木(Ylang-Ylang Tree)のオイル抽出機とパプアニューギニアの自転車を活用したウォータポンプを開発することにした。また、同計画によって韓国特許庁は2013年9月に「IP知識シェア：適正技術コンファレンス」を提案してAPEC基金約9万ドルを確保し、2014年7月に同コンファレンスの開催に成功した。

2014年にAPECは「未来指向的なアジア太平洋地域の同伴者関係構築」をその基調と定めて加盟国の協力を求めた。そこで韓国特許庁は2014年2月第38回IPEG会議で2014年APEC基調と関連し、加盟国間の実質的な協力を導き出せる議題として「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案し、本協力構想は万章一致で承認された。本協力構想は知的財産権を通じて中小企業の革新を支援することで、



APEC域内貿易及び投資の活性化に寄与することを目的としており、アンケート調査などを通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有(2014～2015年)し、APEC基金を活用した研究委託を実施して関連政策に対するマニュアルを製作(2015～2016年)し、APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供(2017年)することを骨子としている。

2015年に韓国は同協力構想履行の一環として「中小企業の革新に向けたIPビジネスマニュアル」開発事業を提案し、APEC基金10万ドルの承認を受けて2016年事業を進めた。「IPビジネスマニュアル」は各国の中小企業対象のIP創出・活用促進支援政策を深層調査し、優秀事例を発掘してIP支援政策総合ガイドブックを製作する事業であり、先行技術調査、特許経営専門家の派遣などIP創出関連6つの事業、優秀発明試作品の製作、特許技術評価支援などIP活用関連12の事業で構成されている。其々異なる環境に直面しているAPEC加盟国が自国に適した政策を選択できるように難易度の低い政策から難易度の高い政策まで段階別に整理し、加盟国の政策担当者がマニュアルを見て該当事業を即時実行できるよう中小企業、政府及び関連機関の役割を具体的に提供した。「IPビジネスマニュアル」は世界的に高い水準である韓国のIP政策を中心に米国、日本などIP先進国の優秀知的財産政策を調査・分析した内容を盛り込んでおり、特に特許庁が数年間行ってきた知財権創出・活用政策の経験と成功事例が網羅されている。したがって、韓国は本事業を通じて域内加盟国中小企業の革新に寄与できるだけでなく、韓国の優秀なIP政策を途上国に輸出する効果まであげられると期待している。

このように韓国特許庁はAPEC知的財産権専門家会議(IPEG)において加盟国間の持続的な協力を導き出せる議題を提案し、会議を主導することで知的財産権先導グループとしての役割を果たすことに最善を尽くしており、韓国のプレゼンスを高めるために絶え間なく努力する予定である。

#### ハ. その他国際機関及び多国間交渉

##### 1) WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)創設以来、貿易の円滑化に向けた後続交渉が持続的に行われてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足された世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、WTO発足以来初の多国間貿易交渉である。「開発」という名前をついた理由は、過去行われた交渉とは違って途上国の開発に重点を置くべきという途上国の主張を反映したためである。交渉開始当時の計画は2005年以前に交渉を一括妥結方式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立等によって未だに交渉が続いている。

2007年から加速化したDDA交渉は農業、非農業(NAMA)及び規範議長が其々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正しながら少しずつ進展を見せてきたが、途上国の農産物輸入急増時の緊急関税を賦課するメカニズムを含む幾つかの争点に対する異見が解消できず、合意には至らなかった。2009年には3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催され、定期理事会の間に特別会議を通じて立場の違いを調整するための交渉が行われた。2009年12月ジュネーブで開催された第7回WTO閣僚会合では、2010年DDA交渉妥結に向けて第一四半期のうちにDDA交渉状況を点検することに合意したが、交渉にこれといった進展はなかった。2010年下半期に2011年中のDDA交渉妥結を再び目標として定め、TRIPSで議論中であるGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年に開始することを決め、その準備作業に入った。

2012年に開催されたWTO TRIPS理事会では、途上国はCBD名古屋議定書の主要内容である遺伝資源を活用して発生した利益に対する共有体系の確立をTRIPSに反映すべきであると主張しているが、一方EUはそれに反対している。また、米国はACTA以降知的財産権執行イシューに対する議論を続けていくために、新たに「模倣品に対する供給ネットワーク遮断を通じた知的財産権保護」に対する提案書を提出したが、途上国は同議題に対して強く反発し、提案書内容に対しても批判的な立場を示し、インドネシア、南アジア共和国を含む途上国は模倣品の取引防止に関する協定(ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement)が先進国業界の利益だけを反映した協定であり、現時点では締結国のみを拘束する交渉であるが、今後の執行分野においてTRIPSを代替する新しい規準となり、先進・途上国間の地域貿易協定(RTA: Regional Trade Agreement)

nt)交渉時は先進国が途上国に同基準を強要する事態を招くことを恐れ、知的財産権執行に対する議題が持続的に議論される見通しであるため、韓国は米国、日本など同案件に対して意見を共にする国家間での持続的な協議が必要と見られる。

2013年以後開催されたWTO TRIPS理事会では米国とスイスを除くほとんどの国の反対で非違反・状況提訴のTRIPS適用が2年間猶予となり、生命工学等の 이슈に関しては途上国と先進国の立場の違いが狭まれている状況である。先進国グループは生命工学に関する議論をWIPO IGCにおいてのみ議論したいと主張しているが、途上国の反対でこれさえできなくなるなど、両グループ間で先鋭な意見対立が続いている。一方、2014年理事会で途上国は近年国際的に公衆保健を脅かしている伝染病に対する協力のために医薬品強制実施要件を緩和することを主張したが、先進国は医薬品関連の強制実施権の正当性は認めつつ、同事案が単純に知的財産に限った問題ではなく、経済規模、貿易、関税等の経済全般に関するものであるため、より慎重なアプローチが必要と主張した。2015年理事会で猶予期間が終了する非違反/状況提訴のTRIPS適用に対する議論が行われたが、米国とスイスを除くほとんどの国家が同制度のTRIPS適用が不適切であると主張するなど合意には至らず、第10回WTO閣僚会議で同制度の適用を次の閣僚会議まで再三猶予し、TRIPS理事会で持続的に議論することに合意した。

2016年に開催されたWTO TRIPS理事会でも生命工学イシュー(動物・植物発明関連TRIPS規定(27.3(b))改正検討、CBD反映及び遺伝資源の出处公開義務化、伝統知識保護)、非違反・状況提訴規定のTRIPS適用、一般品目に対する23条水準の保護などの議題に対して議論されたが、先進国と途上国間で意見の違いは依然として解決できないままである。

## 2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源へのアクセス及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(CBD:Convention On Biological Diversity)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用によって発生する利益に対する公平な共有を目的とする。CBDの採択によって国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的な権利を認めることになっ

た。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず被害を受けたことを主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な共有」を協約目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国に事前通報承認(PIC: Prior Informed Consent)を求めなければならず、利用方法及び正当な利益の共有条件等に対して相互合意条件(MAT: Mutually Agreed Terms)に従うことを規定した。

2010年3月第9回ABS作業班会議(2010年3月)において既存文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が目に見えるようになった。第9回ABS作業班再開会議(2010年7月)においてはカリ草案を基に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月地域間交渉グループ会議を経て2010年10月30日第10回生物多様性条約当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択され、現在各国は国内履行に向けた法制度の整備作業に取り組んでいる。

2012年7月に開催された名古屋議定書の政府間委員会ではグローバル多国間利益共有システム、ABS-CHM、義務遵守委員会の設立など主要イシューに対して、本会議と同時に行われた各主要イシュー別の分科会議(Contact Group Meeting)を活用し、会議時間を効果的に活用した結果、各イシュー別の議論が進展を見せた。

2012年10月に開催された第11回生物多様性条約当事国総会では名古屋議定書の2回にわたる政府間委員会の議論結果に対する再確認及び今後の日程に対して議論され、これまで議論されたABS情報共有体系、能力培養、認識向上、履行遵守、世界多国間の利益共有体系、財政体系、資源動員に係わる議題に関する議論が続いた。グローバル多国間利益共有体系の設立及び運営方式については、具体的な方法は同システムの必要性に対する国家間の合意導出後に議論が可能であるため、今回会議で韓国は資源利用国の立場を反映して先進国の意見(GMBSM不必要)を支持することが望ましいという開陳し、ABS情報共有体系(Clearing-House Mechanism)のうちABS Clearing-Houseの役割は国内の遺伝資源状況など情報体系を形成して国家間のネットワークを総括

するCBD上のシステムであり、onlineポータル機能を担い、情報登録及び検索を許容するという内容の議論が続いた。

2014年2月には第3回名古屋議定書政府間委員会会議(ICNP-3)が平昌で開催され、第1回名古屋議定書当事国会議の運営規程、議題準備、GMBSM、ABS Clearing-Houseなど主要未解決争点に対して議論が行われ、2014年10月平昌で第12回生物多様性条約当事国総会が開催された。一方、50カ国が批准してから90日後になる日に名古屋議定書が発効するという規定に基づき、2014年10月12日に名古屋議定書を正式発効され、2016年末基準でEU、中国、ドイツ、インドを含む86カ国が批准を終えた。韓国は環境部主管の下で名古屋議定書履行TFチームを構成して履行準備に取り掛かったが、最も重要なイシューである連絡機関(Focal Point)、責任機関(Competent National Authority)、点検機関(Check Point)など主要機関の指定、遺伝資源アクセス要求の際にPIC(事前通知承認書)を発行する責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関指定と関連して関係省庁間で議論が行われてきた。

その結果、遺伝資源のアクセス・利用及び利益共有に関する法律(案)が2016年2月国会を通過し、名古屋議定書批准同意案が2017年3月国会を通過したことで、遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律は国連事務局に批准書寄託後90日目に効力が発生するため、海外の遺伝資源を利用しようとする者はそれに対する徹底した準備が必要である。

#### 4. 知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 工業事務官 ホ・ウォンソク

##### イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)は特定国家間で排他的な貿易特惠を付与する協定であり、FTAに代表される地域主義(regionalism)はグローバリゼーションとともに今日国際経済を特徴づける明確な潮流となっている。

1995年WTO体制の発足を前後して、多国間貿易交渉などを通じて全般的な関税水準が低くなり、他の分野に協力領域を広げようとする傾向が強まり、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がっている。このような傾向によって最近のFTAは商品の関税撤廃の他にもサービス及び投資自由化まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野の通商環境の変化によって、韓国特許庁はFTA交渉を通して知的財産権分野の通商摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外でより保護される環境づくりに取り組んでいる。

#### ロ. 推進内容及び成果

韓国は第1回目のFTA交渉対象国であるチリ(2004. 4. 1. 発効)をスタートに、シンガポール(2006. 3. 2. 発効)、EFTA<sup>20</sup>(2006. 9. 1. 発効)、ASEAN<sup>21</sup>(2007. 6. 1. 発効)、米国(2012. 3. 15発効)及びEU(2011. 7. 1. 発効)、ペルー(2011. 8. 1. 発効)、トルコ(2013. 5. 1. 発効)とのFTAを発効した。インドとの包括的な経済連携協定(CEPA)<sup>22</sup>は、2010. 1. 1. 付けで発効された。また、オーストラリア(2014. 12. 12. 発効)、カナダ(2015. 1. 1. 発効)、中国(2015. 12. 20.)、ベトナム(2015. 12. 20.)、ニュージーランド(2015. 12. 20.)とのFTAも発効され、2013年2月に署名した韓-コロンビアFTAも発効(2016. 7. 15.)された。

2016年には韓-中米FTAが実質的に妥結(2016. 11. 16.)された。これで韓国は中米とFTAを締結した初のアジア国家となり、成長可能性の高い中米市場を先取りできる機会を得た。特に知財権チャプターの場合、未登録有名商標保護、特許優先審査提供、公知例外期間12カ月、未登録製品形状保護などTRIPS以上保護水準の規範を設け、FTA

---

<sup>20</sup> European Free Trade Association(ヨーロッパ自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

<sup>21</sup> Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合): インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムで構成

<sup>22</sup> Comprehensive Economic Partnership Agreement: 商品交易、サービス交易、投資、経済協力等の経済関係全般を含む内容を強調するために採択された用語であり、実質的に自由貿易協定(FTA)のような性格である。

履行及び協力などを議論するための知財権委員会を構成するなど中米地域の知財権水準が強化できるきっかけを設けた。

韓国は4つのFTAを進行中(韓・中・日、RCEP<sup>23</sup>、イスラエル、エクアドル)である。韓・中・日FTAは2012年11月交渉開始を宣言して以来現在に至るまで12回にわたる交渉が行われた。RCEPは2012年11月交渉開始を宣言して以来、計17回の公式交渉が開催された。韓 - エクアドルとのFTAは2015年8月交渉を開始して以来計3回の公式交渉が行われ、韓 - イスラエルFTAは2016年5月交渉開始以来3回の公式交渉が行われた。各FTAにおいて相手国の知財権保護水準を強化するために注力している。

一方、既に締結したFTAの活用度を高めるための取り組みも続けている。FTA知財権委員会の会議を通じてFTA履行を点検するための協議を続けている。2016年には韓 - EU FTA貿易委員会にも対応した。また、海外進出企業及び一般国民のFTA知財権分野に対する理解を深めるため、2016年11月国民向け説明会を開催し、FTA認識向上及び効率的な知財権戦略の樹立を支援した。

そしてTPP、RCEPなど巨大拠点市場中心のFTA拡大及び途上国・新興国へのパラダイムシフトなど国際通商環境の変化に適切に対応し、知財権分野FTAの効果を最大に引き上げるため、「知財権分野FTA重点戦略」を樹立した(2016年4月)。今後本戦略を基に交渉に戦略的に対応することで、知財権保護水準の強化、行政手続きの改善など韓国企業のニーズを最大に反映できる基盤を構築した。

<表VI-3-3>FTA協定の主要内容

区分	主要内容
韓・チリFTA (2004. 4. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (チ→韓) 韓国の人参、キムチ、寶城緑茶を地理的表示として保護</li> <li>・ (韓→チ) Pisco(葡、蒸), Pajareto(葡、蒸), Vino Asoleado(葡)の3つの地理的表示に対し独占権付与</li> </ul>

<sup>23</sup> RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership:域内包括経済同伴者協定): アセアン10ヶ国、韓・中・日、オーストラリア、インド等アジア/太平洋16ヶ国が参加する経済交流協定

韓・シンガポールFTA (2006. 3. 2. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定</li> <li>・韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早い審査処理</li> </ul>
韓-EFTA FTA (2006. 9. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守</li> <li>・GIの保護、未公開情報(undisclosed information)に保護</li> </ul>
韓-ASEAN FTA (2007. 6. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財権保護強化</li> <li>・知財権分野の情報交換及び協力強化</li> </ul>
韓-米 FTA (2007. 6. 30. 署名、 2012. 3. 15. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入</li> <li>・特許公知例外適用期間を12ヵ月に延長</li> <li>・音、におい商標認定及び証明標章制度の導入</li> <li>・商標侵害に対する法廷損害賠償制度の導入</li> <li>・知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化</li> </ul>
韓-インド FTA (2010. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCT ISA/IPEA指定、特許手続き簡素化などの分野で協力</li> <li>・両国特許庁間、別途協力のMOU締結推進</li> </ul>
韓-EU FTA (2011. 7. 1. 暫定発効、 2015. 12. 13. 全体発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 (使用が確立された先行商標は継続保障)</li> <li>・(韓→EU) チーズ、ワインなど162個 (EU→韓) 寶城緑茶など64個</li> <li>・医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持</li> </ul>
韓-ペルー FTA (2011. 8. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIは付属書*交換方式で保護 * (韓→ペ) Pisco Peruなど4個、(ペ→韓) 寶城緑茶など82個</li> <li>・遺伝資源/伝統知識はCBD Textの宣言的内容などで妥結</li> </ul>
韓-トルコ FTA (2013. 5. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 * (韓→ト) Hereke, Bunyan(カーペット)、(ペ→韓) 高麗</li> <li>・有名商標の保護に関するパリー条約及びTRIPS義務遵守</li> </ul>
韓-コロンビア FTA (2013. 2. 11. 署名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音、におい商標など非視覚的商標の保護</li> <li>・有名商標の保護強化</li> </ul>
韓-オーストラリア FTA (2014. 12. 12. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未登録有名商標の保護</li> <li>・公知例外適用期間を12ヵ月に延長など</li> </ul>
韓-カナダ FTA (2015. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(カ→韓) 高麗紅参、白参、水参、利川米を地理的表示で保護</li> <li>・(韓→カ) カナダウィスキー、カナダライ麦ウィスキーを地理的表示</li> </ul>



	で保護
韓-ニュージーランドFTA (2015. 12. 20. 発効)	・未登録有名商標保護、団体標章保護(特許条項は含まれない)
韓-ベトナムFTA (2015. 12. 20発効)	・有名商標の保護強化 ・特許公知例外要件の緩和及び優先審査制度導入への取組みを明示
韓-中FTA (2015. 12. 20. 発効)	・有名商標保護(中国内の消費者に広く知られている韓国企業の商標は中国商標庁に登録有無とは関係なく有名商標として保護) ・実用新案権紛争時に裁判所に根拠資料(評価報告書)の提出規定 ・知材検チャプターの履行・協力などを議論するための知材権委員会の構成
韓 - 中米FTA (2016. 11. 16. 実質妥結)	・未登録有名商標の保護、特許優先審査の提供、公知例外期間12カ月、未登録製品形状保護などTRIPS以上保護水準の確保 ・知財権チャプターの履行・協力などを議論するための知財権委員会の構成

#### ハ. 評価及び発展方向

政府のFTA多角化政策によって今後主要国とのFTA交渉はさらに活発になると見られる。特に、近年FTAが二国間貿易自由化を超え、RCEP、TPP<sup>24</sup>などMega-FTAが発足・進行され、中・南米など新興巨大市場とのFTA推進によって地域経済統合議論が一層加速化する見通しである。また、韓・中FTAとは別に、韓・中・日FTAとRCEP交渉などが推進されており、近いうちに名実ともに東北アジアの経済時代を迎えることになる見通しである。

韓国は今後も戦略的にFTAに対応し、韓国が既に施行している制度の効果を最大に引き上げ、海外における韓国企業の知財権の保護を強化するために引き続き努めていく予定である。

<sup>24</sup> TPP(Trans-Pacific Partnership;環太平洋戦略的経済連携協定):米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペル、チレ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、日本等の12ヶ国が参加しているアジア・太平洋地域の関税撤廃と経済統合を目標とする多国間自由貿易協定

## 第4節 グローバル特許行政情報化の先導

### 1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 イ・ジュミ

#### イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機関(WIPO)の統計によれば、2014年(1月～11月)韓国は特許協力条約(PCT)による国際特許出願件数が11,582件であり、2013年に続いて世界5位の多出願国となった。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小文献」に指定され、国際調査機関(14の特許庁)がPCT国際出願を審査する場合、韓国の特許文献を必ず事前に検討することとなった。2009年からは韓国語がPCT国際公開言語として発効されたことで、韓国語でもPCT出願書を作成して提出することができるようになった。一方、韓国は米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間の審査情報及び優先権書類を交換することで、審査結果の相互活用と行政効率を高めることができた。

特に、韓国特許庁は2015年3月に韓国国民が他国の審査進行情報を容易に照会できるよう、審査官にだけ提供していた審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)を国民に対し拡大開放し、グローバル特許情報に対する敷居を下げた。

一方、知的財産情報化分野の国際的な流れをみると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を軽減するため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活発になっている。先進国は既存の3極(米・日・ヨーロッパ)体制から変わった5極(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)体制の下で、庁間の業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力の注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN: Association of Southeast Asian Nations)を通じて知的財産権協力を強化するとともに、ITインフラ拡

充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁はこのように急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁等の主要特許庁との情報化協力体系を持続的に強化している。

韓国特許庁は1999年世界で初めてインターネット基盤の特許出願システムを開通し、2005年からは年中24時間運営の電子出願サービスを開始した。また、2012年はクラウド技術を基に第3世代特許ネットシステムを開発するなど、特許行政情報化分野において世界最高の技術を備えている。さらに先進む情報通信(IT)技術を基にアジア、アフリカ地域の主要開発途上国を対象に特許ネットシステム基盤の情報化システムの構築を支援するなど、特許行政システムの途上国進出分野においても先進国として浮上している。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1) 主要国特許庁との情報化協力の強化

##### イ) IP5特許庁との情報化協力

全世界特許出願の急増による審査滞積がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が増大された。このような中で韓国特許庁はIP5体制の発足を国際社会に提案し、2008年10月済州にて「IP5特許庁長官会合」を開催し、その後の実務会合を通じて審査協力に向けた10大基盤課題の推進に合意した。10大基盤課題のうち6の課題が情報化に係わる課題であり、特許庁間の審査協力において情報化に関する支援が極めて重要な役割を占めていることを物語っている。

韓国特許庁は機械翻訳課題を主導する庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー検収事業を無事完了し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機械翻訳の品質改善事業を遂行した。

2012年の下半期には、ヨーロッパ及び米国審査官が参加してアジア3つの特許庁の機械翻訳品質評価を遂行した結果、2008年の機械翻訳基盤課題の推進時に立てた目標である「先行技術調査に使用可能な品質」をアジア3つの特許庁が共に達成したことを確認した。

他国の主導課題である共通検索文献、優先権書類の電子的交換及び審査結果の共有システムなどに対しても積極的に意見を延べることで、国際情報化の議論において韓国特許庁の立場を強固にしている。

また、2013年に特許グローバル化及び大衆化の時代に適した新たな課題として「グローバル特許審査情報システム(Global Dossier : GD)」の構築議論を始めた。GDは世界の特許庁審査官、出願人、代理人が各国特許庁の特許審査情報を見ることができ、特許庁間審査業務協力のために関連情報を相互共有するシステムである。2013年1月オランダのハーグでIP5特許庁とユーザーが参加する第1回Task Force会議が開催され、2015年1月には中国蘇州で第2回Task Force会議を通じてユーザーからの要求事項と必要な機能について意見を取り集めた。

また、韓国特許庁は2014年6月釜山で「IP5 特許庁長官会合」を開催し、米国、ヨーロッパ、日本、中国と共に審査情報統合紹介システム(OPD : ONE PORTAL DOSSIER)を国民に対して公開することについて今後の日程などを具体的に発表した。審査情報統合紹介システム(OPD)は審査官が一つの画面からIP5特許庁の審査進行情報を一目で見ることができるシステムであり、2013年8月に開発を完了して国内の審査官が使用しており、インターネット環境における保安処置、ユーザー利便性を考慮した機能などを追加し、2015年3月は別途のウェブサイトを構築して一般国民誰でも該当システムが利用できるようにした。また、2015年12月にOPD審査官サービスのWIPO-CASEシステム連携を通じてIP5庁のみならず、イギリス、カナダ、オーストラリアなどにサービス範囲を拡大した。

また、特許情報の自由な利用を骨子とする「IP5特許情報の普及政策(IP5 PI Polic

y)」と関連して、具体的な実現方策に対する合意に至った。先進5庁の特許公報、英文抄録、書旨事項をテキスト形態で各国の国民に配布することで、韓国の国民が活用度の高い先進海外特許庁の特許文献により簡単にアクセスできると期待される。

2016年にはGD構築に向けた5大優先課題<sup>25</sup>の推進方向が定まり、改善された範囲文書 (scope documents) が2016年6月IP5長官会合で承認された。韓国特許庁の主導課題である出願人名称の標準化を推進するため、韓国に出願された外国出願人のうち同一人物と見られる4,911件の出願人名称を整備し、IP5間出願人名称マッピングテーブル181万件を生成した。

一方、2013年8月開通した審査官用OPDシステムの機能を改善するため、優先権情報を活用して多数のファミリー出願のうち最も類似する出願件を表示する機能を具現した。また、審査官が主に参照する文書を強調表示し、日韓機械翻訳の品質を改善することでユーザー満足度を高めた。

#### ロ) 韓-日特許庁の情報化協力

韓・日特許庁は2015年7月に東京で開催された第18回韓・日情報化専門家会議で両庁の情報化状況及び今後の計画を共有した。両庁はデータ交換MOUの締結(2014年10月)による後続措置議論で米国、ヨーロッパ及び中国公報の日文抄録の提供及び非特許文献リストの交換に合意し、OPD文書の機械翻訳品質向上に向けてXMLフォーマット交換の推進に向けた協力を合意した。また、韓国特許庁が提案した「OPD文書コードの細分化」と日本特許庁が提案した「審査関連文書の別途コード付与」に対する相互支持を確認し、GD Task Force課題の迅速な推進に向けて協力することに合意した。

2016年7月大田で開催された第19回韓・日情報化専門家会議ではこれまで未入手であった日本特許公報データの提供に合意し、KR(受理官庁)－JP(国際調査機関)間調査

---

<sup>25</sup> 5大課題：出願人名称の標準化、通知サービス、XML基盤文書、法的状態情報、庁間文書交換

用写本をeSearchCopy<sup>26</sup>で交換することに合意した。その後続措置として2016年9月未入手された日本特許公報データが提供され、2017年1月からPCT調査用写本のeSearchCopyでの交換をスタートした。

韓国特許庁は今後も日本との緊密な情報化協力を通じて既存のIP5情報化の課題はもちろん、新たに浮上したGD議論過程において積極的な意見を開陳する予定である。また、合理的な情報化協力モデルなどを提示することで、IT分野の最強国としての主導的な役割を強化していく予定である。

#### ハ) 韓・中特許庁の情報化協力

韓・中特許庁は2002年11月に両庁の情報化状況及び今後の計画の共有を通じて、両庁の情報化協力を強化して能力を高めるため、毎年1回情報化専門家会議を開催することにした。2014年9月に韓国で開催された韓・中情報化専門家会議では、これまで特許庁内部使用用途として交換中であるデータ目録を点検し、データ交換目録の拡大及び国民に対する普及などに対する今後の推進方向を議論した。また、IP5で活発に議論が行われている「IP5特許情報普及政策(IP5 PI Policy)」の適用対象を法的状態情報等に拡大するための両庁の立場を共有した。

また、両庁間の交差出願件数が日々増加しており、二国間基盤の優先権書類交換システム(TDA-PDX)の構築が必要であるという立場を確認し、これによって優先権書類の電子的交換のためのMOU(了解覚書)を締結した。それを受けて2014年1月から優先権書類の交換システム(TDA-PDX)を構築し、優先権書類を電子的に交換し始めた。

2015年8月中国北京で開催された韓・中特許庁間の情報化専門家会議で両庁はこれまでデータ交換中に発生した問題に対する意見交換を通じて解決策を講じ、データ交換MOU改正案を設けて同年11月に両庁間長官会合で締結した。また、両庁は同会合で国際標準ST. 96(特実商デ統合XML標準)、ST. 26(XML基盤の塩基序列目録表記標準)の制定・改正による各庁の現状と計画及び情報化システムの発展方向に対する情報を共有

<sup>26</sup> 国際調査のための出願書写本の電子的伝送

し、ITシステム改善に向けて持続的に協力することに合意した。

2016年7月大田で開催された韓・中特許庁間情報化専門家会議では未入手であった中国特許公報の提供に合意し、両庁の電子出願プロセスの改善及び品質向上方策に合意した。それによる後続措置として、2016年9月中国側からWord/PDFファイルをXML(eXtensible Markup Language：拡張性生成言語)ファイルに変換することに対する情報を入手し、韓国特許庁の電子出願における有用な機能及びマニュアルを中国側に提供した。

## 二) 韓－中－日特許庁の情報化協力

韓・中・日の3国特許庁は2015年8月北京で開催された第13回韓・中・日情報化専門家会議で各国の情報化推進状況及び今後の計画を共有し、IP5体制の下で3国間共同発展に向けて持続的に協力することに合意した。

一方、2016年10月東京で開催された第14回韓・中・日情報化専門家会議ではこれまでこの会議が達成した成果に対して肯定的に評価し、地域的に隣接している3国間持続的な協力の必要性に対して認識を共にした。しかし、この会議を通じて議論されている議題がほとんどIP5の協力議題と重複しているため、新しい議題を探す必要があるということに3国の意見が一致した。そこで、3国はこの会議を一時的に中止するが、会議を廃止するかどうかは次期韓・中・日実務者会議及び長官会合で報告することに合意した。

## ホ) 韓－ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は2005年6月に両庁間で包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結した後、了解覚書の充実な履行のために毎年協力計画(Work Plan)を樹立して体系的に情報化協力を推進している。

両庁は情報化 이슈が韓・EPO間の協力を強化して共同発展のための核心課題で

あることを認識したことで、協力計画の多くの部分を情報化協力プロジェクトで構成した。実際両庁は情報化協力プロジェクトの一環として、優秀なIT専門家を派遣し、機械翻訳、データ処理プロセスなど情報化システム全般にわたるベンチマーク機会を設けることに合意し、そこで韓国特許庁はIT専門家2人を2012年11月にハーグ所在のEPOに派遣した。2014年12月には韓-EPO実務会議においてデータ交換範囲の拡大及び同年下半期にEPO側の専門家派遣などに対して議論し、その結果2015年3月にEPO側の専門家が韓国特許庁を訪問し、韓国特許庁の検索システム及び検索ツールに対する理解を深め、更には両庁のIT状況と今後の発展方向などに関する技術協力方法を模索する機会を設けた。

また、韓国特許庁に先出願してEPOに後出願する場合、韓国特許庁での先行技術調査の結果を電子的にEPOに伝送させることで、2013年3月からは韓国国民がEPC Rule 41(ヨーロッパ特許条約141条)に基づいて出願人が先行技術検索結果を提供しなければならない義務事項が免除となった。

韓国特許庁は2016年10月締結した韓・スウェーデンデータ交換MOUを根拠にEPOにスウェーデン特許公報(書誌情報、イメージを含む)の提供を要請した。また、両庁は2016年10月ハーグで開催された実務会議でデータモデル標準化のために各庁のモデル構造を交換するなど協力を持続することに合意し、データの電子的交換過程において発生している伝送エラー問題を解決するために実務会議を続けることに合意した。韓国特許庁はEPOに2017年IT専門家相互訪問を提案し、両庁は2015年に進められたIT専門家訪問関連合同報告書を基に新しい協力分野を決めた後、関連協力を推進ことに合意した。

今後韓国特許庁はヨーロッパ特許庁との情報化専門家会議を定例的に開催し、韓国特許庁の出願人の利便性はもちろん情報化能力が高められる新しい議題と共同協力事項を提案し、戦略的なパートナーシップを構築する計画である。また、EPOと持続的にIT技術を共有し、最新技術を導入することで韓国特許庁の技術力を強化していく予定である。



## へ) 韓-米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月に包括的な協力を行うための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUの後続処置として2008年10月に開催された情報化実務会議において、両庁の審査官業務の効率性を高め、両庁の審査官間協力を強化するため、PCT文書の双方向交換、仮想協業システムなど多様な協力事業の推進に合意した。

2009年には両庁間SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)プロジェクトを試験的に遂行し、オンラインを通じて両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互共有するシステムを構築した。これを通じて両国は審査品質を高め、業務効率性を高めることで審査滞積の解消に大きく寄与できると見られる。また、出願人は韓国特許庁の高品質審査サービスを通じて、韓国だけでなく米国でも安定的かつ強力な特許権獲得が可能になると期待している。

2016年には両庁間局長レベル会議及び実務会議を毎年開催することに合意し、両庁間デザイン優先権証明書類の電子的交換に合意するなど協力分野を拡大した。それによって特許だけでなくデザイン分野においても両国出願人に大きく役立てると期待している。また、両庁はITシステム改善に向けた情報交換及び技術協力を持続的に推進することに合意し、韓国特許庁のIT分野におけるリーダーとしての役割を引き続き強化できると期待している。

## 2) 国際機関との情報化協力事業の拡大

2016年度には韓 - WIPO情報化協力計画に合意したことでWIPOのePCT出願方法<sup>27</sup>とeSearchCopyプロジェクトの導入に着手した。韓国特許庁は国内PCT出願人の便宜及び韓国特許庁の役割を総合的に考慮してePCT出願サービスの導入を段階的に推進しており、ePCTの導入に成功すれば、既存PCT-SAFEに代わって国際出願を利用する国内出願人の利便性を高めると予想している。eSearchCopyプロジェクトの場合、国際調査に必要

<sup>27</sup> 別途のS/Wダウンロードなく、ウェブ上で国際出願書式を作成

なPCT文書を各受理官庁、国際調査、予備審査機関に電子的に伝送することが可能となり、行政効率性が大きく高まると期待している。2017年1月からはKR(受理官庁)－AT、AU、JP(国際調査機関)間の調査用写本をeSearchCopyで交換することに合意したことで、PCT調査用写本をeSearchCopyで伝送し始めた。

### 3) 国家間の特許情報交換・活用システムの構築及び運営

韓国の半導体、電子、モバイル通信分野の技術が1990年代末から国際的な認定とともに世界市場において優位を占めるようになり、関連する韓国特許情報に関する需要も急激に増大し、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関が必須的に参照すべきPCT最小文献として指定された。そこで韓国特許庁は韓国特許情報に対する海外特許庁審査官のアクセシビリティと理解を深めるため、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス(K-PION:Korean Patent Information Online Network)を開始し、以後サービス情報の範囲と品質改善に向けた取り組みを持続的に推進している。

このような努力の一環として、2006年11月に審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年11月には英文キーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA:Korean Patent Abstract)の検索サービスを追加した。また、2008年12月からは韓国特許公報を英文のキーワードで検索できるようにして韓国特許情報の活用手段を多様化し、2009年にはデザイン及び商標に対する検索機能と韓国語PCT文献の検索機能を追加した。2010年にはユーザーの利便性向上のためにヘルプデスク機能を追加し、2011年～2014年には翻訳の品質改善のために1万件の翻訳メモリーと23万件の単語辞典を構築した。

2013年12月基準で米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁を含めて全世界42の海外特許庁がK-PIONサービスを利用しており、これを通じて韓国特許情報に対する海外拡散に寄与している。

これとは別に韓国特許庁は2009年12月に国内企業の海外進出を支援するため、国民向け検索サービスであるKIPRISに海外登録商標の検索機能を追加し、国内外のユーザ

一にサービスを提供している。2012年12月には既存の米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標約830万件に加えてヨーロッパ商標DB約95万件を追加搭載した。

また、韓国特許庁はIP5(米・日・ヨーロッパ)特許庁とTDAを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2007年4月から審査情報を相互交換しており、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を、2008年11月からは審査情報を相互交換しており、米国が依頼するPCT国際調査の件数が急増したことで2008年11月からはPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を相互交換しており、中国とは2014年1月から優先権書類を相互交換している。また、TDA基盤サービスの安定性向上のために国家及びサービス別の分散システムを構築し、TDAの既存ネットワーク装備(Virtual Private Network)をアップグレードして保安機能を強化した。

韓・米間のTDAを通じた審査情報及び優先権書類の相互交換が可能になったことで、2009年9月から韓－米間審査業務負担を減らすための審査業務協力プログラムである韓－米SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)のパイロットプログラムを施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対して第1庁が先に審査着手し、第2庁は第1庁の審査結果の活用が可能になるまで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトであり、韓国特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムで審査報告書を提供している

そして、韓国特許庁は2009年6月にWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access Service)を構築し、IP5の他にイギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。また、2013年にはシステムにセキュリティ強化機能を追加してDAS2.0にシステムを高度化した。

#### ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて韓国特許情報を海外に普及するなど、国内特許権を保護するために努力を続けている。また、IP5基盤課題のうち機械翻訳課題の主導庁として韓-英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文獻に対する海外審査官のアクセシビリティを高めるためにも努力している。

さらに、審査効率性を高める努力も続けている。そのために審査情報統合照会システム(OPD)の開通以来、既存の米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査進行情報とともに従来はアクセス不可能であった中国特許庁の審査進行情報まで一目で見ることができるようになった。このように多様な努力によって国際特許権紛争の原因を最小化でき、審査処理期間の短縮にも大きく貢献すると期待している。

韓国特許庁は今後も二国間及び多国間で多様かつ充実した情報化協力事業を推進する計画である。また、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼の確保に力を入れ、特許行政情報化分野における世界標準の定立に主導的な位置を確保し、さらに世界特許行政情報化の発展に寄与できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進して行く予定である。

## 2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 ヤン・ギソン

### イ. 推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率的に処理し、出願人の利便性を高めるため、特許情報化システムの高度化を重要な政策目標に設定して取り組んでいる。特に、3極特許庁と呼ばれる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国特許行政の情報化だけでなく、「グローバル特許システム」を開発して途上国を含む全世界の特許庁に普及する計画を推進するなど、特許行政情報化分野における主導権確保のために熾烈な争いを展開している。

韓国は2010年OECD開発援助委員会(DAC: Development Assistance Committee)への加入をきっかけに持続的にODAを拡大することで、国際社会において経済規模に適した役割を遂行している。2015年のODA支援規模は前年比3.2%増加した19.5億ドルを記録し、国際社会に約束した援助規模の拡大を充実に履行している。特に、短期間で先進国仲間入りを果たした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP: Knowledge Sharing Program)などの韓国型ODAモデルを定立している。特許分野においてもODAを活用した韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に展開している。これを通じて知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的主導権を確保し、発展途上国との戦略的パートナーシップを形成することで国際社会において国益優先の協力関係形成に向けた前哨基地を構築するとともに、韓国IT企業の海外市場への進出を支援することにその意義がある。

#### ロ. 推進内容及び成果

最近韓国特許庁が開発・運営している特許情報化システムである特許ネットが3極特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマークの対象となっているだけでなく、APEC域内途上国の特許庁に対する情報化協力事業の担当者及びWIPO PCT国際出願システムの開発及び普及事業のパートナーとして選定されるなど、韓国特許庁の特許情報化システムが世界から注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネット基盤の電子出願システムを実現した韓国特許庁の特許情報化のレベルを高く評価し、2002年度途上国特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁に特別基金を提供することを決めた。提供を受けたAPEC特別基金で、タイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインド特許庁に対する情報化コンサルティングを順調に遂行し、APEC域内加盟国から高い評価を得るとともに、特許情報分野におけるリーダーとして浮上した。

特許ネット海外進出は主要拠点国を中心に2006年から本格的に行われた。2006年2月タイの商務部はタイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加

を要請し、これを受けて韓国特許庁は韓国通信、LG-CNSなどとコンソーシアムを構成して2006年下半期に予備事業提案書を提出し、両庁間でモデル事業に対しても合意したが、クーデター勃発によって同事業の推進は保留となった。2006年12月末にタイ政局が安定を戻したことで協議を再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイ IP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結するとともに、韓国特許庁がWIPOと共同で開発したグローバル知的財産権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョンの開発事業に着手することで、韓国特許庁はIP Center構築事業参加に向けた国際競争において比較優位を占めた。

また、2003年8月に韓・インドネシア特許庁間の包括的な協力のために締結した了解覚書(MOU)を基に、2007年上半期にインドネシア特許庁の情報化事業のための事業妥当性調査事業を遂行し、計33百万ドル規模の特許情報化事業を共同で推進することに合意した。2007年9月に両国の特許庁はインドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書(MOU)を締結した。2008年にインドネシア政府は事業の妥当性調査の結果を基にインドネシア特許情報システム構築事業を借款事業形態の国策事業として公式的に選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府の借款である経済開発協力基金(EDCF:Economic Development Cooperation Fund)事業で確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業支援のための技術協力了解覚書(MOU)を締結し、両国政府は2010年8月に33百万ドル規模の借款契約に署名した。

2008年に事業妥当性調査から始まったモンゴル特許情報化事業は、2010年4月に335万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)公的開発援助(ODA)事業として確定され、主事業者であるLG-CNSがシステムの開発に参加し、2011年12月にモンゴル特許情報化システム(IPOMnet)を開通することに至った。モンゴル特許情報化事業を推進するため、韓国特許庁は2011年6月に韓・モンゴル技術協力MOUを締結し、管理者・実務者の国内招聘研修などを通じて能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。

2009年知的財産権教育分野における協力を開始したアゼルバイジャン特許情報化事業は、2010年事前妥当性に関する調査を終え、2011年2月に420万ドル規模のKOICA ODA事業として確定された。2011年8月にメイン事業者として選定されたシリウスソフト

が2013年5月に特許情報システムの構築を完了し、韓国特許庁は事業モニターリング、評価、技術諮問及び能力培養プログラムの提供などを通じてアゼルバイジャン特許情報化事業を支援した。

2014年にはカンボジア特許庁に対して事前妥当性調査を実施し、その結果を基にシステムを開発するための両国間協力MOUを締結した。

2015年10月にはモザンビーク及びパラグアイに対する実務者招請研修を実施し、2015年7～12月には特許行政情報化の改善及び高度化のためにミャンマー向けコンサルティングを行った。

また、韓国の先進特許行政情報化の海外進出を中東、アフリカ地域に多角化するための取り組みを続けている。

まず、2010年11月に樹立した「特許ネットアフリカ進出基本推進戦略」において、アフリカ英語圏18カ国の政府間知的財産権協力機構であるアフリカ地域知的財産機関(ARIPO)を特許ネット進出拠点として活用することにし、2010年12月にARIPOと知的財産権分野の包括的協力MOUを締結した。ARIPO本部が所在するジンバブウェ・ハラレにて開催された韓・ARIPO・WIPO情報化実務会議で、韓国特許庁は3国間技術協力MOU締結を提案し、同年9月のWIPO総会(ジュネーブ)においてMOU署名式を行った。2012年10月にARIPO特許情報化事業が2013年～2015年の3年間580万ドル規模のKOICA ODA支援事業として確定され、2013年10月7日にハラレにおける着手報告会の開催を始めに、特許情報システム改善事業を展開した。同時に、特許ネットシステム構築事業を効率的に推進するため、2014年7月にIT専門家を現地に派遣し、ARIPOの要請によって派遣期間を1年延長して2016年6月まで支援できるようにした。

また、知的財産を国家核心事業として推進している中東の拠点国家アラブ首長国連邦(UAE)とシステム構築協力MOUを2014年9月に締結した。続いて2016年2月には450万ドル規模の費用をアラブ首長国連邦(UAE)政府が負担する条件で、UAE特許行政全過程に対するオンライン特許行政情報システム構築輸出契約を締結した。また、2016年5

月に開催された韓-UAE経済共同委員会ではUAE政府が費用を負担する韓国特許庁情報化専門家の派遣契約が締結され、2016年6月にはUAEオンライン特許出願及び決裁などが可能な国民向けサービスを優先開通し、2017年2月にUAE特許行政情報システムを最終開通した。

#### ハ. 評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定されるなど、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPOなど国際機関と海外特許庁から好評を得た。また、2016年にUAE政府とのシステム輸出契約締結は韓国特許行政情報システムの優秀性が世界的に認められるきっかけとなり、これを機に韓国型特許行政情報システムの海外進出がこれまでの無償援助方式から脱し、相手国政府が費用を負担する有償輸出方式に改善された点で意味がある。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び援助国としての国家プレゼンスを高めるため、韓国型特許行政情報システム構築モデルを多様化し、専門性を基に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。また、情報化標準議論において主導的な役割を果たすと同時に、主要特許庁との協力を固めることで知的財産権分野の先導特許庁として位置づけられるよう取り組んでいく予定である。

### 3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 工業主事補 コン・ヨングァン

#### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は特許先進5カ国(米国、日本、ヨーロッパ、中国、韓国)の一員として、知的財産権の格差問題を解消することが最終的には韓国の品格を高め、海外知的財産権保護環境にも寄与できるものと認識し、国内外の知的財産権専門人材のグローバル競争力の強化に向けた知的財産権コンテンツの開発及び普及を目標に、2006年から国際機関との協力を通じて知的財産権の英文教育コンテンツを作成・普及するようにな



った。

まず、初心者向けに「世界知的所有権機関国際教育院(WWA:WIPO World Academy)」のオンライン教育課程を活用して大学教育課程を開設し、世界知的所有権機関の中小企業局の内部資料である「IP for Business」を活用して中級者向けのIPパノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリアなどとAPEC基金を活用して専門家用のIP Xpediteを開発した。

#### ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2006年から2010年までWIPO中小企業局と協力して知的財産権と国際取引などビジネスの観点からの活用戦略に関する知的財産権英文コンテンツ「IPパノラマ(Panorama)」を開発した。2009年6月には、WIPOとIPパノラマを国連共用語として開発することに合意したことで、2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連共用語バージョンを全て完成した。また、韓国特許庁は途上国を支援するため、IPパノラマ開発に関する協定を締結し、タイ語、ハンガリー語、ベトナム語、スワヒリ語、ポルトガル語、スロバキア語、エストニア語、ポーランド語、インド語、ブルガリア語、ペルシア語、セルビア語、クロアチア語、アルバニア語、ラオス語、ミャンマー語、カンボジア語など17の言語でIPパノラマを開発し、韓国版を含めて世界24の言語で普及している。地道な普及努力の結果、2012年にはIPパノラマ初の海外民間企業(インド Reliance Industries社)とのライセンス契約(8千ドル)を締結する成果を収めた。

2015年にはIPパノラマ教育内容を基に実際事例を中心に再構成したモバイル知的財産教育コンテンツである「IPパノラマモバイル」を開発し、知的財産教育ポータルIPディスカバリー(<http://ipdiscovery.net>)を通じて普及している。

韓国特許庁はまたAPEC特別基金を確保して2006年から特許情報の検索・分析及び活用など特許情報に係わる実証的内容に関する知的財産権コンテンツ「IP Xpedite」を開発した。2009年にはAPEC基金14万1千ドルを誘致し、ア・太平洋地域21の加盟国

を対象とするオン・オフライン知的財産権情報活用教育課程の運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を、2010年にはAPEC基金14万7千ドルを誘致して「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の高級課程」を順調に推進した。これによって2011年10月にはAPEC加盟国を対象に教育参加者別のオーダーメイド型教育課程を提供して国内特許情報システムの優秀性を広報し、APEC加盟国向け最大規模のオン・オフライン・ブレンデッド教育課程を提供するとともに、2012年には「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の高級課程」の主要講義を基に、主要国の特許進歩性判断に係わる判例中心のオンラインコンテンツを開発・普及した。

以上のように韓国特許庁のグローバル知的財産権コンテンツに対する国際社会の反応は非常に熱い。しかし、既存ウェブまたはCD形態のコンテンツ普及が物理的・財政的な限界に直面しており、最近のモバイル情報通信環境に適した教育コンテンツの普及が切実な状況である。また、デジタル環境に慣れている幼・少年を対象とするオーダーメイド型知的財産権コンテンツの不在によって開発が急がれる。そこで2014年には小学生向け発明学習用モバイルゲームである「発明探偵陳」を、2015年には中学生向け学習用モバイルゲームである「インベンション・シティ」を、2016年には発明高級学習用ゲームである「ドクターポールの研究所(Dr. Paul's Laboratory)」を開発してゲームと学習を融合した。

2017年にはこれまで開発してきた年齢別、対象別オーダーメイド型知的財産教育コンテンツの活用をさらに広め、国際知的財産教育市場においてリーダーシップを発揮していく予定である。

#### 4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算主事 パク・ジンピョ

##### イ. 推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の核心要素として浮上したことで、特許情報を戦略的かつ体系的に活用するため、政府レベルの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回イベントを2005年11月にCOEXにて開催した。

#### ロ．推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から毎年特許情報博覧会(PATINEX: Patent Information Expo)を開催している。イベントは大きく特許情報分野の主要イシューに対する国内外有識者による基調演説と講演、特許庁・特許情報会社・企業の特許情報普及政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示する展示ブースの運営、特許情報商品・サービスに対する専門的なコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。

PATINEX2016は2016年9月1日から二日間、ソウルインペリアルパレスホテルで開催され、「ビジネス成功の中心にある特許情報(IP Knowledge at the Core of Business Success)」というテーマで3つのセッション、12のワークショップ及び企業20社の展示会で構成・開催された。

#### ハ．評価及び発展方向

PATINEX2016はクアルコム副社長であるJason Kenagyの基調演説をスタートとして、各セッション別テーマに対する国内外講演者の講演を通じて特許情報を活用している多様な分野の企業・機関のノウハウを共有することで参加者の関心と参加を呼びかけ、パネルディスカッションと質疑応答セッションを通じて講演者－参加者間交流の機会を設けることでイベント満足度を高めるきっかけとなった。また、WIPS、ウィズドメイン、マークプロ、LexisNexisなど国内外特許情報サービス提供会社の展示イベントを通じて、参加者が特許情報の活用に関する国内外市場の動向が把握できるようにした。

これを基に翌年度のイベントは国内外著名スピーカーの早期渉外とバランスの取れたセッション構成、参加者と展示会社間のコミュニケーション機会の拡大を通じてコンファレンスの充実化と展示イベントの活性化により集中する計画である。

## 第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

### 1. 推進背景

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 シン・ジョンオク

2015年9月国連開発首脳会議では2030持続可能開発議題(2030 Agenda for Sustainable Development)を公式採択し、17つの持続可能開発目標(SDGs)を提示した。既存のミレニアム開発目標(MDGs)が社会開発中心であったとすれば、持続可能開発目標では社会開発、経済開発、環境保全など開発の分野を多様化した。このような国際環境の中で韓国は援助の効果を高め、統合推進体系の構築を図った。特許庁はこのような基調に符合すると同時に、知的財産5大先進国という国際社会における位置と期待に適合した知的財産分野の政府開発援助事業を推進した。途上国に適正技術を開発して提供する一方、途上国の優秀な商品に対してブランド獲得を支援する事業を通じて先-後進国間開発格差問題の解消を図り、韓国知的財産権の外交力強化に寄与した。

適正技術(Appropriate Technology)とは「高額投資の必要がなくエネルギー使用が少ない、誰でも簡単に習って使え、現地の原材料を使用し、小規模の人が集まって生産可能な技術」である。一言でいえば、先進国では活用価値が高くないが、途上国では効用が大きい技術のことである。飲料水の不足、コレラ、疫痢のような水系感染症で苦しんでいるアフリカ住民のため、一度に75リットルの水を汲んで簡単に転がして運搬できるように円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染された浄水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

### 2. 主な推進成果

韓国特許庁は2010年からグッド・ネイバーズ、ハビタットなどのNGO及びWIPO、APECなど国際機関と協力し、途上国に適正技術を開発普及してきた。また、韓国特許庁は途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備によ

り適正な価額がもらえない問題を解決するため、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。2010年にはアフリカのチャドに乾燥マンゴー技術に対してブランドの獲得を支援し、2011年にはAPECと共同で中国の竹製品とチリの果物カクテル製品に対してブランドを開発した。2012年にはカンボジアの赤米と熱帯果物「リュウガン」に対するブランドを開発して提供した。2013年にはボリビアの代表輸出穀物であるQUINUAに対するブランドを開発して支援し、フィリピンTARLAC州の地域認証ブランドを開発して提供した。また、2014年にはミャンマーのマンゴ関連ブランド及びガーナの養蜂関連ブランドを開発したが、現地企業の代表たちは韓国特許庁が開発した地域認証ブランドが事業拡大及び現地の所得増大に大きく寄与するものと期待感を示した。

また、2015年にはインドネシアのFlores Bajawa地域の特産品であるコーヒーブランドを開発した。バジャワコーヒーはインドネシア内の地理的表示認証(GI)を獲得したが、GI表示が差別性なく使われているため、それを改善させた。ブランドロゴデザインのためにフロレスバジャワ地域の意味を活用して花、山、風、自然の美しさを形状化し、スペシャルコーヒーの高級感を強調した。

韓国特許庁は商品性を強化した適正技術開発支援で受援国経済を活性化する目標を定め、適正技術の開発及び普及拡散、ブランド開発を支援した。適正技術開発事業はまずWIPO韓国信託基金事業である適正技術コンテストを通じて発掘された需要技術を基に適正技術を選定し、特許技術及び情報を調査し、それを現地化するための試作品を開発・普及するプロセスで行われた。特に、2015年にはモンゴルを対象に適正技術事業とブランド開発をパッケージで支援することで、事業効果を高めるために努力した。支援を受ける機関であるNooson Zangliaa協同組合はウール製品生産の効率性と品質を高めるための技術を希望し、2014年KIP0-WIPO適正技術コンテストにこのような技術需要を提出した。それを受け、一つの装置で天然染料の抽出と染色が同時に可能な装置を開発し、共同組合の販売店(Tsagaan Alt Shop)で使用するブランドロゴと売上拡大に向けた経営戦略を提供した。

また、ミャンマーのピンロン科学技術高等学校(G. T. H. S Pinlon)を対象に下水処理

技術を開発した。ピンロン高校は学校の地台が低く、排水処理が不十分な状況であり、雨季が来るたびに困難な状況であった。そこで国内の中小企業が保有している特許技術を基に現地で調達しやすい材料を活用し、排水処置を製作・設置した。

韓国特許庁は適正技術と関連するDBを構築し、それに関する情報を提供しており、2016年にはオイル抽出技術関連45件、下水オイル分離技術関連53件の適正技術特許情報を補強した。

韓国特許庁は国際知的財産シェアリング事業と関連して適正技術コンテスト参加者または各国の特許庁から需要要請書を受付け、専門家会議を経て事業需要発掘及び選定作業を行っている。2016年シェアリング事業の支援対象としてベトナムの適正技術コンテストに参加した技術が選定された。そこでベトナムブンタウ地域で下水オイル分離装置を開発して計27台の装置を普及し、該当地域の環境改善及び技術能力向上に寄与した。ブンタウ地域で多様な形態のオーダーメイド型下水オイル分離装置を考慮して様々な大きな政策し、国内公開特許及び実用新案情報を活用して低廉な装置を開発・普及することで環境に優しい下水処理が可能となった。

また、2016年にはインドネシア特許庁から要請された適正技術とそれを連携したブランド事業が支援対象として選定された。アチェ地域の主要生産品であるパチョリオイルのための抽出機を開発し、既存オイル抽出機の品質向上及び発酵装置の開発を通じてオイルの品質向上及び生産単価節減に寄与した。それによって、ハーブオイル抽出機、発酵機及び関連ブランド(地理的表示、製品ブランド、協会CI)などを開発して製品の付加価値を高めることで、現地住民の所得増大に寄与している。

#### <図IV-3-2>2016年適正技術開発事業の成果



ベトナムブンタウ地域の地価埋立型下水オイル分離装置



インドネシアアチェ地域のパチョリオイル抽出機



インドネシアパチョリオイル研究センターの開所式(2016年12月、インドネシア)

<図IV-3-3>2016年ブランド開発事業の成果



インドネシアアチェ地域ブランド

### 3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 シン・ジョンオク

韓国特許庁は世界知的所有権機関(WIPO)と共同でKIPO-WIPO仲裁調停制度(ADR)セミナーを2016年3月11日韓国知識財産センターで開催した。Ignacio de Castro WIPO仲裁・調停センター副局長及びパク・ウナWIPOシンガポール仲裁・調停センター事務所長、仲裁調停に関心のある専門家など約140人余りが参加し、WIPO仲裁調停センターと各国特許庁間のADR協力事項及び知的財産管理と国際紛争解決方法に対して議論した。

韓国特許庁は2016年8月24日にWIPOと共同でWIPO韓国信託基金を活用した途上国支援及び国際協力状況を国内外に広報するための「Global IP-Sharing Korea」をソウルCOEXで開催した。Francis Gurry WIPO事務総長、オ・ジェセ国会議員、イ・ジュンソク発明振興会副会長など駐韓公館及び関係機関関係者など約150人余りが参加し、韓国特許庁のシェアリング事業に関心を寄せた。今回の行事で特許庁はWIPOとともに推進した韓国信託基金を紹介し、途上国知的財産能力強化と専門人材養成に向けた事業内容を説明した。

韓国特許庁は2004年WIPOと「韓-WIPO信託基金設置に向けた機関間約定」を締結して以来、WIPO韓国信託基金出捐を通じて途上国及び最貧国の知的財産分野の能力強化及び認識向上のための支援事業を提供している。主な成果として2011年から毎年特許情報を活用した適正技術コンテストがあげられる。2016年にはモンゴル、ドミニカ共



和国、タイなどで途上国の日常生活における問題の解決及び特許情報を活用した適正技術開発方法論の拡散のための適正技術コンテストを開催したが、国営TVを始めとして多数のマスコミが取材したため、開催国の国民が適正技術コンテストに対して高い関心を示した。

<図IV-3-4>Global IP-Sharing Korea(2016年8月、ソウル)



また、韓国特許庁は幼児用知財権教育アニメーション及び青少年発明教育用ゲームなどを製作・普及するなど需要者である子供及び青少年に慣れ親しんだキャラクターを利用して面白く知財権を理解できる教育教材を開発してきた。

その他に韓国信託基金の支援で途上国審査官を対象にする特許法商標法及び審査実務などの教育を通じて知的財産格差問題を解消し、先進国と途上国間の知的財産権分野における架け橋の役割を果たした。

このように韓国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に展開することで、途上国国民が知的財産を創出・活用する能力を高めて生活の質を改善するとともに経済発展が達成できるよう支援し、今後も知的財産5大強国という位置に適した知的財産分野の開発援助先導国家としてのイメージを構築していく計画である。

## 第5編 知的財産人材養成及び国民向けサービスの改善

## 第1章 生涯周期別に知的財産教育の環境構築

### 第1節 知的財産専門人材の養成

#### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ジョン・ヒキョン

2016年に開催された世界経済フォーラム(WEFダボスフォーラム)において、経済問題ではなく、科学技術に関する「第四次産業革命」について討論されたことは意外であった。また、それ以上に「柔軟な知的財産制度」というテーマを大きく取り上げたことは、もっと以外であった。しかし、よく考えてみると、経済専門家らが第四次産業革命が技術分野だけの問題ではなく、技術に取り入れるソフトウェア・コンテンツ・アイデア、すなわち、知的財産権が問題であると考えているということが伺える。ならば、将来は知的財産を理解して支えることができる創意的な人材養成が、何よりも国家競争力の基盤になるといえるため、このための準備が必要であるはずだ。

特許庁はこれまで知識基盤の経済革新の主体である起業家精神と創意的で融合的なマインドを備えた人材養成が国家競争力の中核要素として重要であると見なし、政府省庁の合同による協力体系を構築し、知的財産専門人材養成に向けて中長期的な総合計画(第2次国家知的財産人材養成総合計画(2013~2017))を策定し取組んでいる。

特許庁は大学において知的財産教育を十数年間行ってきたが、これまで創意的な知的財産人材養成に向けて理工系の学生に対し、知的財産を基盤とする研究ができる教育を実施し、さらに、医学、薬学学部、デザイン学部、商経学部など学部全体において知的財産講座を開設して支援を行っている。また、第四次産業革命の話が出てくる前から、複合的な問題を解決するために知的財産を基盤とする複数学部間における融合教育を実施しており、大学で知的財産の専担教授を任用するなど、大学の自律的な知的財産に関する教育基盤を構築できるように大学を支援し、体系かつ標準化された知的財産教育に向け、知的財産教育課程を開発して全国の大学に普及するとともに

に、大学教授を対象に知的財産に関する基礎から上級までの多様な教育課程の運営を通じ、認識の向上及び専門性の強化に努めている。

また、企業と大学が協力して創意的なアイデアを発掘し、問題を解決する開放型革新 (OPEN INNOVATION) 形態の新産学協力プログラム (キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、D2Bデザインフェア) を通じ、参加企業は多様なアイデアで問題の解決や優秀な知的財産の人材を確保でき、学生は知的財産を基盤にアイデアの発掘及び商品化による事業化又は技術移転などで就業・創業の競争力を高めることができる。

そして、現在熾烈に行われているグローバル特許係争に対する効果的な対応と、企業における知的財産経営基盤の構築や競争力の向上に向け、多様な実務事例を中心に、一部の大学を指定して知的財産専門修士学位の課程運営を支援している。また、地域の中小企業と地域大学を連携した実務型の知的財産教育や企業の実務者及びCEO向けに知的財産教育を持続的に実施している。

## 2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ジョン・ヒキョン

### イ. 大学(院)の知的財産講座

#### 1) 推進背景及び概要

コア特許、収入源となる特許の創出は研究者の創意的な能力だけでなく、特許についての事前調査を行って特許戦略を策定することにより成敗がわかる。日増しに増加する韓国企業に対する海外先進企業と特許パテントロールによる特許係争も、特許についての事前調査と適切な特許戦略の策定を行うことで最小化することができる。よって、該当技術分野の専門知識と特許活用能力を備えた研究者と特許専従人材の養成が必要である。

これを受け、2006年から本格的に工学及び自然科学部の大学(院)生向けに特許教育に取り組んでいる。2009年には大学における教育を体系的に取り組めるよう「知的財産の理解」という教材を開発して普及した。2010年には将来有望な知的財産権創出分野である医薬、経営、デザイン学部にまで知的財産教育を拡大し、2012年から現在まで大学の自律的な知的財産の教育基盤構築のため、知的財産教育先導大学を選定して支援を行い、2013年には知的財産教育の標準化に向け、標準教育課程及びこれと関連した標準教材を開発するなどの事業基盤を構築した。2014年から現在までは、過去に開発された知的財産の教材を最新の傾向を反映させて持続的にアップグレードするとともに、多様な学部の専門講師プールを確保して、大学において知的財産教育に対し容易に接することができるようにするなど、知的財産教育の先導大学を通じて、大学が自律的に知的財産講座を開設・運営できるよう支援している。

## 2) 推進内容及び成果

大学(院)の知的財産教育の活性化に向けて理工学部及び医薬、デザイン学部の大学(院)だけでなく、経営学部大学に至るまで知的財産科目を正規課程として開設し、知的財産に関する学生達の関心を高め、特許などの知的財産制度全般についての講義と特許検索及び明細書作成などの実習も実施した。

<表V-1-1>大学の知的財産講座志願状況

区分	大学及び大学院					
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
大学数(校)	60	57	57	64	56	33
講座数(講座)	207	183	183	188	182	70
講座履修学生数(名)	9,762	8,345	8,067	8,569	7,308	3,260

このような知的財産講座は理工学部だけでなく、医薬、デザイン、社会学部などで多様に行われており、工学教育認証プログラムと連携させて知的財産教育を持続的に

実施するなど、大学における知的財産権の教育についての関心度が高いものであることが分かる。

また、体系的で効果的な知的財産教育のために、レベル別(知的財産の理解、特許の理解(1、2))、先行別(知的財産、経営、デザインと知的財産、医薬、生命工学と知的財産、スマートフォンアプリと知的財産、建築と知的財産)の知的財産に関する教材を開発して普及した。そして、大学1年から大学院に至るまで、体系的で標準化された知的財産教育に向けて分野別、段階別の教育履修体系を反映した知的財産標準教育のモジュールと標準教材を開発して全国125の工科大学に普及し、大学における知的財産教育の拡大に取り組んだ。

ただ残念なことは、全体の大学生の中で知的財産講座を受講した学生達が1.2%しかならず、依然として知的財産の教育が大学内において拡大されていない状況である。このような現実下で、知的財産講座の運営支援に関する予算も継続して縮小され、過去に比べ2016年度に支援された講座数は70講座にすぎず、前年比61%の減少となり、受講生の数も3,260名で、前年比55%の減少となった。

今後、これまで大学へ知的財産専門講師を派遣する方式で運営されていた知的財産講座の支援運営を、大学が予算の支援を受けず自ら知的財産の教育が持続できる、自律的な基盤構築を備えるよう、多様な方式の支援事業を模索している。

<図V-1-1>大学(院)の知的財産教育履修体系



2012年から大学の知的財産に関する能力を強化しつつ、大学自ら体系的な知的財産教育の実施ができるよう、知的財産専門教授を採用して運営するようにした。これにより、江原大学、仁荷大学、全南大学(1次)、釜慶大学、ソウル大学(2次)、公州大学、金烏工科大学、東国大学(3次)、慶熙大学、国民大学、牧園大学、安東大学(4次)、群山大学、大眞大学、東亜大学(5次)、ソウル科学技術大学、延世大学、嶺南大学、済州大学(6次)など19の大学に対し知的財産教育の先導大学として指定した。2016年度には1～5次大学の計15の大学において1,023の知的財産講座が開設されて28,936名が受講するなど、知的財産教育の先導大学を運営する前に比べ講座数が9倍、受講生数が6倍も増加した。

また、校内の教授などの教職員向けに独自に教育を行い、知的財産についての認識を高め、地域大学及び企業と連携して特別講演及び産学連携プログラムを通じて地域への知的財産の拡大に多くの活動を行った。また、体系的な教育のために大学の現状に合わせた教材を開発して活用しており、仁荷大学、慶熙大学、国民大学などでは、独自で知的財産教育の活性化と体系的な教育のために知的財産教育センター、知識創業教育センター、IP R&Dセンターなどを開設して活発に運営している。そして、創意的な融合型の人材養成のために、他分野の学部との融合講座も開設して問題解決を通じて特許などの創出が可能な教育も行い、2016年度には265件の出願(特許・実用新案・デザイン)、132件の試作品の製作、3件の技術移転など所期の成果を収めた。

何よりも知的財産教育の先導大学による大きな成果は、大学にて知的財産専門家を専門教授として採用し、活発な知的財産教育を行ったという点であるといえる。

<表V-1-2>知的財産教育先導大学の運営結果

次教	大学	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年	
		講座数 (個)	受講生 (名)	講座数 (個)	受講生 (名)	講座数 (個)	受講生 (名)	講座数 (個)	受講生 (名)	講座数 (個)	受講生 (名)
1次 (2012)	江原大	26	1,084	29	1,042	38	1,434	33	1,042	42	1,206
	仁荷大	31	1,407	54	2,130	58	2,544	62	3,166	62	2,228
	全南大	26	950	27	1,167	31	1,288	33	1,253	37	1,278
2次 (2013)	壇国大	21	1,010	54	2,362	61	2,806	-	-	-	-
	釜慶大	7	232	21	508	24	753	30	790	31	941
	ソウル大	7	231	15	429	15	526	14	525	14	559

3次 (2014)	公州大	16	691	21	698	79	2,348	89	2,259	76	1,971
	金鳥工科大	3	105	6	263	36	1,101	64	1,757	74	1,707
	東国大	3	268	3	165	76	3,202	88	3,349	87	3,132
4次 (2014)	慶熙大	7	234	6	254	12	501	26	883	32	1,441
	国民大	3	392	-	-	4	139	85	2,157	82	2,162
	牧園大	-	-	-	-	1	57	56	1,743	69	1,946
	安東大	-	-	1	38	6	219	31	1,104	32	1,117
5次 (2015)	群山大	14	364	10	221	65	1,494	63	1,292	186	3,870
	大真大	18	1,049	16	1,179	8	876	20	874	44	1,419
	東亜大	63	1,240	60	1,232	95	2,253	50	1,994	155	3,959
合計	計	245	9,257	323	11,688	609	21,541	744	24,188	1,023	2,8936

\* 壇国大学の場合は、2015年から知的財産専門学位課程に転換

### 3) 評価及び発展方向

大学(院)の知的財産講座は2006年から本格的に実施されて以来、量質ともに着実に成長しており、先導大学の講座を含め大学(院)全体の知的財産講座は、2006年の48講座であったものが2016年には1,093講座に2.3倍も増加した。

また、他学部間の融合教育を運営して265件の出願(特許・実用新案・デザイン)、132件の試作品製作、3件の技術移転など、2015年に比べ出願件数は38%の増加、試作品は131%の増加となる成果を収め、第四次産業革命時代に適合した人材を養成する教育方向へと進展している。

今後、教養授業又は理論中心の教育から工学認証プログラム、専攻科目との連携や知的財産を基盤とする工学、経営、医学、デザイン系列など、他学部間の融合を通じて知的財産教育を持続的に取組み、創意的な融合型の人材養成と先導大学を一層拡大して支援を行い、大学の知的財産教育基盤の構築と競争力の強化に積極的に取り組む計画である。

#### ロ. 知的財産専門学位課程の運営

##### 1) 推進背景及び概要



近年、韓国内外の知的財産係争が激化となるにつれ、このような係争に効果的に対応し、知的財産権基盤の戦略的R&D・技術投資戦略を策定できる知的財産専門人材の必要性について強調されている。知的財産専門人材は工学的な知識だけでなく、知的財産に関する法学的な能力と経営戦略に関する深い理解が必要とされる。人材養成のためには、大学院レベルの学問間の融合教育を実施しなければならず、これまでの工科大学、法科大学、経営大学においては、このような融合教育の実施が難しかった。

そこで、特許庁は知的財産専門人材養成のために特化された大学院修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。「2009年にはKAISTと弘益大学が運営大学に選定され、2010年に初めて新入生を募集し本格的に知的財産専門人材養成を始めた。

その結果、現在までKAIST、弘益大学、高麗大学、壇国大学など計4大学において特許庁の支援により大学院課程において知的財産学位課程を運営している。

## 2) 推進内容及び成果

KAISTと弘益大学は支援終了後にも継続して知的財産専門学位課程を運営し、現在276名の学生が卒業、309名の学生が終了した。高麗大学は2014年に選定され、2015年～2016年の間に39名の新入生を選抜して修士学位の知的財産専門学位課程の教育を運営した。また、知的財産関連の研究活動のために韓国内外の企業及び大学とも活発な交流を行っている。壇国大学は2015年に選定され、2016年に学位課程の準備のための教育課程を開発するとともに、学生募集のための広報活動などを行った結果、27名の学生を募集し、米国有数な大学などとdual degree課程を実施している。

<表V-1-3> 知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年限	単位	登録人員
KAIST	工学修士 経営学修士 (知的財産権法 専門)	週末	2年 (6学期)	33単位	2011年 45名 2012年 58名 2013年 48名 2014年 45名 2015年 48名

					2016年 48名
弘益大	知的財産学修士	週内 (平日 夜間 /週末昼間)	2年 (4学期)	24単位	2011年 44名 2012年 45名 2013年 26名 2014年 30名 2015年 12名 2016年 19名
高麗大	知的財産学修士	週内 (平日 夜間 /週末昼間)	2年 (4学期)	34単位	2015年 22名 2016年 19名
壇国大	知的財産学修士	週内 (平日 夜間 /週末昼間)	2年 (4学期)	30単位 (論文) 36単位 (研究報告書)	2016年 27名

### 3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程は、韓国内において初めて知的財産分野における専門家養成のために工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この課程を終了した専門人材は、特許戦略の策定、特許係争に対する戦略対応、知的財産の創出及び活用などにおいて、企業と国家の知的財産競争力の強化に重要な役割を果たすものと期待される。今後、大学別に特性化された課程を強化するとともに、社会において必要とされる教育を実施するなど、さらに活発な活動を繰り広げる計画である。

#### ハ. 知的財産における教授向けの教育プログラム(T3)の運営

##### 1) 推進背景及び概要

大学で知的財産についての知識と、これを活用できる能力は、教授のほうがもっと必要とされる。特に、理工学部の教授は知的財産に対する理解を基に教育を実施しなければならない知的財産教育者であって、科学技術研究の最前線に立つ研究開発者でなければならないからである。

大学において開設される知的財産講座は、大半において特許庁の支援により弁理士などの特許関連専門家が講義を行っている。これは、多くの理工学部大学において専

門分野と融合した知的財産教育について実施できる教授がいないか、又は不足しているからである。そして、教授が研究開発を行う場合、知的財産を基盤とした研究戦略を策定して取組まないと、収入源となる強い特許権を創出する成果などが極大化できないため、研究教授は知的財産に対する基本的な素養と能力を備えるべきである。

従って、教授の知的財産に関する能力向上のために、理工学部教授向けの知的財産教育プログラム(T3 : TEACHING THE TEACHERS)を構築して施行している。

## 2) 推進内容及び成果

大学教授が教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用させるために段階別・分野別の教育プログラムを構築して実際に講義に適用できるよう、事例中心の教育を実施した。

教育に参加できない教授には、便宜を図って大学へ直接出向いて講義をするプログラムと、中間試験の期間中や夏と冬休みを利用した短期集中教育プログラムを運営した。また、知的財産教育に関する認識向上と知的財産に関する 이슈を伝えるため、韓国知的財産教育研究会などの計5つの専門学会と協力して定期的な学術大会において知的財産セッションを開設し、イシューとなる分野の特許動向や研究戦略を発表して知的財産に関する講義を実施した。

2008年に初めてスタートした教育課程には、知的財産の必要性を認識した教授の参加が増加し、2016年まで累計2,630名が教育を受けるなど、大学内の知的財産に関する教育の拡大に寄与した。教育全般に対する満足度も90点で、高い満足度を示した。

但し、2016年度からは関連の予算が削減され、知的財産に関する教授教育という別途のプログラムの代わりに、知的財産教育の先導大学を通じ大学内における独自の教授教育を運営するようし、2016年度は1,413名が教育を受け、首都圏・南部圏の先導大学の連合教授教育を通じ、さらに細分化されたテーマで139名が教育を受けるなど、先導大学内の教授教育が活性化した。

今後も知的財産教育の先導大学などを活用し、大学教授に対する知的財産教育を持続的に行うことによって、教授が自律的に大学の知的財産に関する教育の拡大を図り、自分の研究成果を創出できるよう支援していく計画である。

＜表V-1-4＞大学の知的財産に関する教授教育の状況

区分	主な内容	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年		2016年	
		大学	人員	大学	人員	大学	人員	大学	人員	大学	人員	大学	人員
訪問型教育	知的財産権基本	4	51	4	79	4	108	2	45	8	67	-	-
短期集中教育 (課程別2泊3日)	知的財産権基本、 特許情報調査分析、 海外特許制度など	66	228	71	285	64	268	88	303	84	350	61	179
国外上級教育	先進国特許制度など	9	10	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		79	289	73	374	64	376	88	348	90	417	61	179

＜表V-1-5＞大学の知的財産に関する教授教育プログラム

先導大学の独自教授教育	短期集中教育
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中部以南先導大学連合「短期集中教育」               <ul style="list-style-type: none"> <li>- (目的) 教授の能力強化に向けて知的財産教育の実施</li> <li>- (主催大学) 群山大、安東大、全南大の3大学</li> <li>- (主管機関) 韓国知識財産教育研究会</li> <li>- (参加人数) 大学教授及び研究陣、企業担当者など57名参加</li> </ul> </li> <li>・ 首都圏先導大学連合「知的財産教授セミナー」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教授の知的財産能力向上及び特許活用能力の強化</li> <li>・ 課程名               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 春T3(知的財産権基本課程、特許明細書作成課程)</li> <li>- 夏T3(特許情報検索課程、知的財産マスター課程)</li> <li>- 秋T3(特許請求範囲解釈と回避戦略課程、海外特許出願戦略課程)</li> <li>- 冬T3(特許技術価値評価及び技術移転課程、特許ポートフォリオ構築戦略課程)</li> </ul> </li> </ul>

- (目的) 首都圏大学中心の知的財産教育ネットワークを形成し、研究成果を強い特許で保護できるよう教育を支援
- (主催大学) 慶熙大、国民大、東国大、大真大、ソウル大、仁荷大など6大学
- (参加人数) 首都圏大学教授及び研究陣など82名参加

### 3) 評価及び発展方向

教授向けの知的財産教育プログラムに参加した教授は、本人の研究及び発明に知的財産教育を適用するだけでなく、本人が教える学生に対しても熱情を持って知的財産教育を行い、教授教育を受けた教授が知的財産教育の研究学会を設立して運営している程、教授らの熱意が高い。しかし、依然として先進国に比べ知的財産教育に関する認識が普遍化されておらず、大学(院)において知的財産教育を専門的に行う教授の人数がかなり不足している。知的財産教育プログラムを終了した教授は全体で2,630名(2008年～2016年の累積人数)であり、全国の教授が71,853名(2016年の4年生専任教員基準)であるのに比べ3.6%に過ぎず、知的財産創出の中核人材である大学の教授向け教育を強化する必要がある。

より多くの教授が教育に参加できるようにするためには、知的財産に対する認識を広範囲に拡大する方策を講じる必要があり、特許庁主導の教育プログラムの運営だけでなく、先導大学などを通じて大学自ら教育を実施することが望ましい。

現在のプログラムをレベル別、プログラム別にプログラムを体系化、多様化にして教授が容易に参加できるようにするとともに、知的財産教育研究学会などの多様な知的財産関連の学会との協力を拡大して知的財産に関する認識向上を図るとともに、知的財産に係る教授同士のネットワーク構築を行い、知的財産教育についての情報と教

案の共有、研究活動の活性化などを図ればより一層効果的なものとなると見込まれる。

### 3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの取組

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ジョン・ヒキョン

#### イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

##### 1) 推進背景及び概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、特許教育に関する大学の関心を高めることができ、大学の実用的な特許教育を拡大するとともに、企業が必要とする特許に強いエンジニアを養成し、大学の斬新なアイデアを産業界に供給することを目的に実施された。企業は問題の出題及び審査、賞金を負担し、大学(院)生は指導教授とともに企業が出題した問題について将来の獲得戦略を提示し、特許庁は大会の運営を支援する。このようにキャンパス特許戦略ユニバーシアードは企業、大学、政府の実質的な産、学、官の協力事例である。そして、企業が大学のアイデアを選択して企業経営に適用することは、企業内部に限られたR&Dから果敢に脱皮することであり、外部の技術やアイデアを積極的に活用することによって、企業内部の革新に繋がる開放型革新(OOPEN INNOVATION)の事例ともいえる。

##### イ) 競合部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードの競合部門は、特許戦略の策定部門、専攻技術の調査部門の2部門である。特許戦略の策定部門は、細部的な技術主題に対し韓国内外の特許の分析を行い、研究開発の戦略及び特許獲得の方向を策定するものである。先行技術の調査部門は、産業別に仮想の出願書又は発明要約書について関連のある先行技術を調査した後、特許可能性の判断や出願書の作成と補正を行うものである。

##### ロ) 参加資格

韓国内の大学(院)生を対象に、特許戦略の策定部門は3名以内のチーム又は個人で参加することができ、必ず指導教授1名がいなければならない、先行技術の調査部門は個人の参加である。

#### ハ) 審査手続き

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で進行され、書類審査は、申請資格の有無、推薦書(参加確認書)確認などの基礎審査であり、書面審査は、企業が提出した答案を審査基準に従い受賞者数の3倍数程度で選抜する。発表審査は、書類審査で選抜された者を対象に自分らが作成した論文発表を通じて最終順位を決める。最終審査においては企業が推薦した最優秀学生を対象に特許庁長官賞以上の上位の賞を選定する。

#### ニ) 審査基準

審査基準は、競合部門別に書類審査の基準と最終審査の基準を定めて評価を行う。先行技術調査部門の書面審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成、補正を中心に細部評価指標を定めた。特許戦略策定部門は先行特許調査及び分析、特許戦略策定を評価項目として評価指標を定めた。

<表V-1-6> 競合部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行 技術 調査 部門	先行技術検索	先行技術調査の達成度	効果的な検索方法の使用有無、先行技術調査結果の達成度など
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との不適合性
	請求範囲の作成・補正	請求範囲の作成・補正の適正性	最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用など

		特許要件に関する意見の妥当性	新規性及び進歩性などに関する説得力のある意見開陳を行ったか否か
特許 戦略 策定 部門	先行特許調査 及び分析など	技術開発及び産業動向などの分析	技術、市場、産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量、定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査などの細部モジュール別、国家別、出願人別の分類など、核心特許の導出など
		コア特許の導出、選別、分析など	主要特許の検索レベル、選別、分析の適正性など
	特許戦略策定 など	将来の技術開発の方向、戦略などの提示	将来の技術開発のための基本方向、戦略提示の適正性など
		技術獲得戦略策定の具体性・適正性など	コア特許確保のための特許戦略の提示など、回避技術設計方案などの独自開発、外部導入戦略などの判断

＜表V-1-7＞競合部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行 技術 調査 部門	学生 答案	先行技術の検索など	先行技術の調査達成度レベル 検索先行技術の適正性など
		請求範囲の作成・補正など	請求範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など
	企業 成果	問題解決の寄与度	問題出題の目的・意図符合性など 該当産業分野などに対する波及効果の程度など
		発展の可能性など	今後の研究課題採択の可能性、実務適用の計画など
特許	先行特許	技術開発及び	技術・市場・産業動向分析の適正性など



戦略 策定 部門	調査及び 分析など	産業動向などの分析	
		先行特許調査 (定量・定性・分析)など	主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人別分類など コア・基盤特許の導出など
		基盤特許の導出、選別、 分析など	重要特許の検索程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略 策定など	将来の技術開発方向・戦略 などの提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略 提示の適正性など
		技術獲得の戦略策定の 具体性・適正性など	基盤特許確保のための特許戦略の提示など 回避(空白)技術の設計方策など 独自開発、外部導入戦略などの判断 短期、中・長期開発の可否判断など
特許分析と戦略策定(回避設計)との間の論理的連係性など			

## ホ)2016年の授賞内訳

2016年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略策定部門では特許庁長官賞以上の上位の賞に学生6チームと指導教授6名が選定され、後援機関の優秀賞は16チーム、後援機関の奨励賞は31チームが選定され、全体で53チームが選定された。先行調査部門では特許庁長官賞以上の上位賞に4名、後援機関優秀賞27名、後援機関奨励賞52名で全体で83名が選定された。団体賞には最多受賞大学賞と最多応募大学の仁荷大学が受賞した。授賞式には大学総長、企業CEOなどの社会的に著名な有職者200名余りを含め計420名が参加した。

&lt;表V-1-8&gt;2016年の授賞内訳

区分	特許戦略策定		先行技術調査
	学生	指導教授	

産業通商資源部長官賞		1チーム (1000万ウォン)	1名 (500万ウォン)	1名 (300万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞		1チーム (1000万ウォン)	1名 (500万ウォン)	-
特許庁長賞		4チーム (各1000万ウォン)	4名 (各500万ウォン)	3名 (各 200万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞	1問題当たり1チーム (600万ウォン)	-	1問題当たり1名 (100万ウォン)
	奨励賞	1問題当たり2チーム (200万ウォン)	-	1問題当たり2名 (50万ウォン)
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)		1大学(1000万ウォン)		
最多応募大学賞 (韓国工科大学長 協議会長賞)		1大学(1000万ウォン)		

## へ)2016年度の主要日程

2016年度のキャンパス特許戦略ユニバーシアードは、2016年4月18日に大会公告をスタートに申込書の受付、論文提出、審査の順で行われた。

&lt;表V-1-9&gt;2016年度の細部推進日程

区分	詳細内容	2016年度の日程
公告・受付	大会公告	2016. 4. 18
	参加申込書の受付	2016. 4. 18～5. 25
先行技術 調査部門	問題公告	2016. 4. 18
	答案提出	2016. 5. 31
	基礎・書面・発表・最終審査など	2016. 6. 1～7. 28
特許戦略 策定部門	論文提出	2016. 8. 24
	基礎・書面・発表・最終審査など	2016. 8. 29～10. 27
授賞式		2016. 11. 24

## 2) 推進内容及び成果

イ)電機電子、造船機械金属、化学生命など3分野に38機関が参加

特許戦略ユニバーシアードの参加機関は、2010年はサムスン電子、LG電子、現代KIA自動車など43機関、2011年は韓国電力公社、DOOSANインフラコアなど46機関、2012年は(株)KT、サムスントータル、日進製鋼、サムスンSDIなど47機関、2013年はサムスンディスプレイ、現代ROTEM、FEELUX の41機関、2014年はLGディスプレイ、韓国電子通信研究院などの45機関、2015年はLGディスプレイ、POSCOなど41機関、2016年はDOOSANインフラコア、ロッテケミカル、緑十字など38機関が参加した。受賞者に対する2016年の就職優遇企業は現代自動車など15社が参加した。

※2016年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(38社)

サムスン電子株式会社、現代自動車、ロッテケミカル(株)、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、ソウル半導体、DOOSANインフラコア、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、DAESUN造船、ソンドン造船海洋、韓国電力公社、現代製鉄株式会社、SKハイニックス、LGシリトロン、株式会社緑十字、(株)KT、サムスンディスプレイ、サムスン電気、KITURAMI、ILJINダイヤモンド(株)、韓国科学技術研究院(KIST)、韓国機械研究院(KIMM)、韓国電子通信研究院(ETRI)、韓国標準科学研究院(KRISS)、韓国原子力研究院(KAEIR)、ジュウソンエンジニアリング(株)、高麗亜鉛(株)、DOOSAN重工業、HUROM、韓国鉱物資源公社、株式会社SOOSANINT

※受賞者就職優遇企業(15社)

現代自動車、LG化学、LGディスプレイ、ソウル半導体、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船海洋、ソンドン造船海洋、LGシリトロン、KITURAMI、ILJINダイヤモンド(株)、ジュウソンエンジニアリング(株)、HUROM

ロ)参加状況

大学の積極的な参加により、2012年は101の大学から3,423チーム、2013年は106の大学から3,844チーム、2014年は109の大学から3,757チーム、2016年は147大学から3,415チームが参加した。この中で107大学の1,776チームが論文を提出し、30大学の136

チームが受賞者として選定された。

＜表V-1-10＞部門別の参加及び受賞状況

区 分	特許戦略策定		先行技術調査		合計	
	大学	チーム(名)	大学	名	大学	チーム(名)
参加申込	61	535(1,014)	132	2,880	147	3,415(3,894)
論文提出	44	208(491)	96	1,568	107	1,776(2,059)
発表審査	32	98(242)	29	177	42	248(372)
受賞者	23	53(129)	17	83	30	136(212)

#### ハ) 大学別の受賞者状況

2016年度のキャンパス特許戦略ユニバーシアードにおいて受賞者を出した大学は30大学(136チーム、212名)である。最多受賞大学及び最多応募大学賞は仁荷大学が占めた。

＜表V-1-11＞最多受賞大学及び最多応募大学

最多受賞大学	最多応募大学
仁荷大学	仁荷大学

#### ※ 最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の受賞チーム数×1.0) + (特許戦略策定部門受賞チーム数×3.0)  
 \*(上位賞受賞チーム数×1.5) + (優秀賞受賞チーム数×1.0) + (奨励賞受賞チーム数×0.5)  
 \*上位賞: 産業通商資源部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

#### ※ 最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0) + (特許戦略策定部門の論文提出チーム数×3.0)  
 \*書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に未反映

### 3) 評価及び発展方向

2016年度のキャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生は、大会について肯定的な評価をした。後援企業は「コア特許の選定及び多様な特許対応戦略に対するアイデアを持つ受賞者らを自社へ採用したいほどかなり優秀であった」、「技術に対する理解度も高く、論理的な受賞者らの答えは優秀であり、可能性と創意性がある」と評価した。また、主催・主管機関は、後援企業の参加を誘導して次世代の知的財産リーダのプログラムを運営し、受賞者らが大会参加後もお互いに知的財産に関する情報を交流するとともに、知的財産教育を持続的に受けられるよう努めてきた。

参加した学生たちは大会を通じて特許の重要性を悟ることができ、特許戦略の策定において将来の技術発展の方向を予測する経験ができたと評価し、就職を希望する学生達も大会で習った知識が、企業の研究開発と特許経営にどのように役に立つかについて面接官に説明することができたことから肯定的な評価を受けたと述べ、大会に参加した全員は、キャンパス特許戦略ユニバーシアードに対し肯定的な評価をした。

#### ロ. D2Bデザイン・フェア

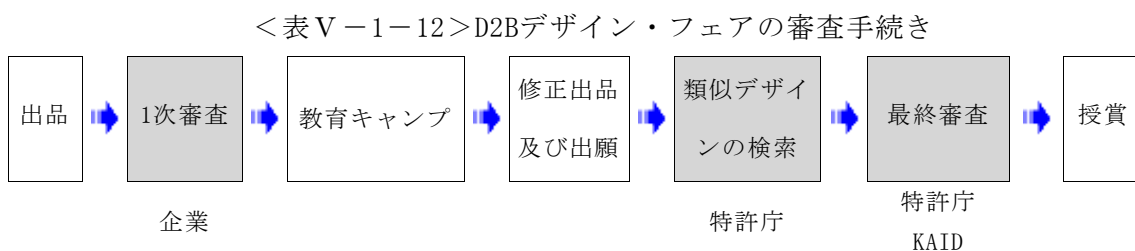
##### 1) 推進背景及び概要

D2Bデザイン・フェアは、デザイン権に関する認識向上を通じた国家産業競争力の強化を目的に、2006年に開催した大学生デザイン公募展(Design & Right)からスタートした。2008年にはその対象と方法を画期的に変え、デザイン権公募展(Design Right Fair)に名称を変更し、韓国貿易協会との共同開催で輸出企業のデザインを支援している。2008年から出品資格を大学生から一般人に拡大し、2010年には外国人及び外国企業も出品できるようにして外国企業の参加も可能となり作品の多様性を高めた。2011年からは大会の名称を「D2Bデザイン・フェア」に変え参加者向けにIP教育を拡大し、現場における参加企業に対する教育とインターンシップを拡大するなど、より

多くの支援を強化した。

数多くあるその他のデザイン公募展は各企業の広報と安価な費用で優秀なデザインとアイデアを得ることに目的を置いているため、出品者はすべての知的財産権を主宰側に譲り渡し所定の賞金だけ受け取ることが現状であった。しかし、D2Bデザイン・フェア出品作のデザイン権などは、知的財産権の創作者であるデザイナーが所有でき、デザイン権を媒介に企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション(OPEN INNOVATION)であることが最も大きな特徴である。

この公募展は新しいデザインが必要な物品について企業側で提示し、デザイナーはこの物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の1次審査を通過したデザイナーらはD2Bサマースクールに参加でき、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは、本人のデザインについての問題点を修正して2次出品するとともに、自らデザイン登録の出願も行う。2次審査後、特許庁の類似デザインの検索が終われば、韓国産業デザイナー協会(KAID)所属のデザイン教授で構成される審査委員団が最終受賞作を選定するが、この過程において企業の意見を最大限に反映する。企業が受賞作を商品化する場合は、受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品売り上げに伴うロイヤリティーを受けることになる。



## 2) 推進内容及び成果

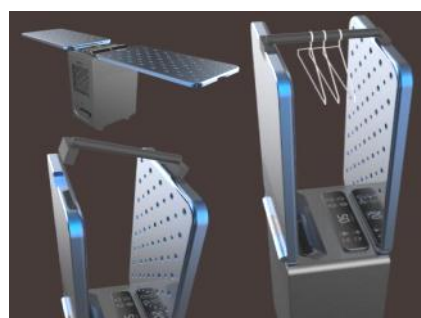
2016年度の「D2Bデザインフェア」では25企業が公募物品を提示し、77大学で5,385件が出品され、デザイン108件を出願した。また、その中の8件についてはライセンス

の締結又は締結する予定である。

<表V-1-13>2016年度のD2Bデザイン・フェアの受賞者状況

区分		出品者	作品名
大賞	産業通商資源部庁官賞	ヤン・ヨンハ	新概念の変換除湿機
金賞	特許庁長賞	キム・ダウン、イ・ヨンド	レイン
		パク・ギョソク、イム・ソンハ	Rainbow
	韓国貿易協会長賞	シン・ジェヒ	文化財教育用ペーパーアート照明キット
銀賞	韓国デザイナー協会長賞	ホ・ギョ	花輪カード
		ジョン・ウヨン	ROMANTIC ANIMALS
		イ・ギイム	Glass カップセット
	韓国発明振興会賞	チョ・ソンウ、ソン・ユナ	Standing Folding Cart
		イ・ジュンウ	Ring vacuum
		イ・サンヒョク、イ・ヒョンボク	カッタ
韓国産業デザイン振興院長賞	イ・フィビン	引いて使用するテークアウト用ハンバーガー包装パッケージ	
	ン・ソクキ、イ・ジウオン	ビデオグリップ型スマートフォン補助バッテリー	
	ジョン・ウヨン	JUST PUSH DRILL	

<図V-1-2>2016年度の大賞(新概念の変換除湿機、左)及び金賞(レイン、右)受賞作



### 3) 評価及び発展方向

出品作が5,385件で前年度(4,809件)に続き順調な成長を見せ、1件のライセンス締

結、7件の締結予定、5件の事業化進行などの成果を記録して実質的な成果を収めた。しかし、出品作が首都圏に集中されていることから、今後は地方大学などに対する多様な広報も必要とされ、さらに、企業のデザイン品目も製品のデザインに止まるなど、今後視覚デザインとマルチメディアのような分野に拡大する必要がある。

また、大学と企業を積極的に参加させる広報戦略を多角化にして多様な企業を選定し、事業化が容易で効果の高いローテク (Low-tech) 分野へと拡大すべきであり、さらに、授業と連携させるために期間を調整して大学において実質的な知的財産権の出願教育機会を提供するとともに、出品作の多様化を追求すべきだと評価された。この他に1次合格者に対する教育と出題企業とのメンタリングにより知的財産権の管理及び活用能力の強化と、事後の受賞作品に対するライセンス管理を徹底させて、名品公募展として跳躍できるようにする計画である。

## ハ. 大学創意発明大会の開催

### 1) 推進背景及び概要

知財戦争に勝つためには、特定分野における工学的知識と創造力、知的財産に関する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生達が工学的知識を基盤に技術課題について創意的な解決策を講じる過程と、知的財産と関係した研究計画の策定及び発明の事業化などR&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材としての能力を高めることに役立つはずである。

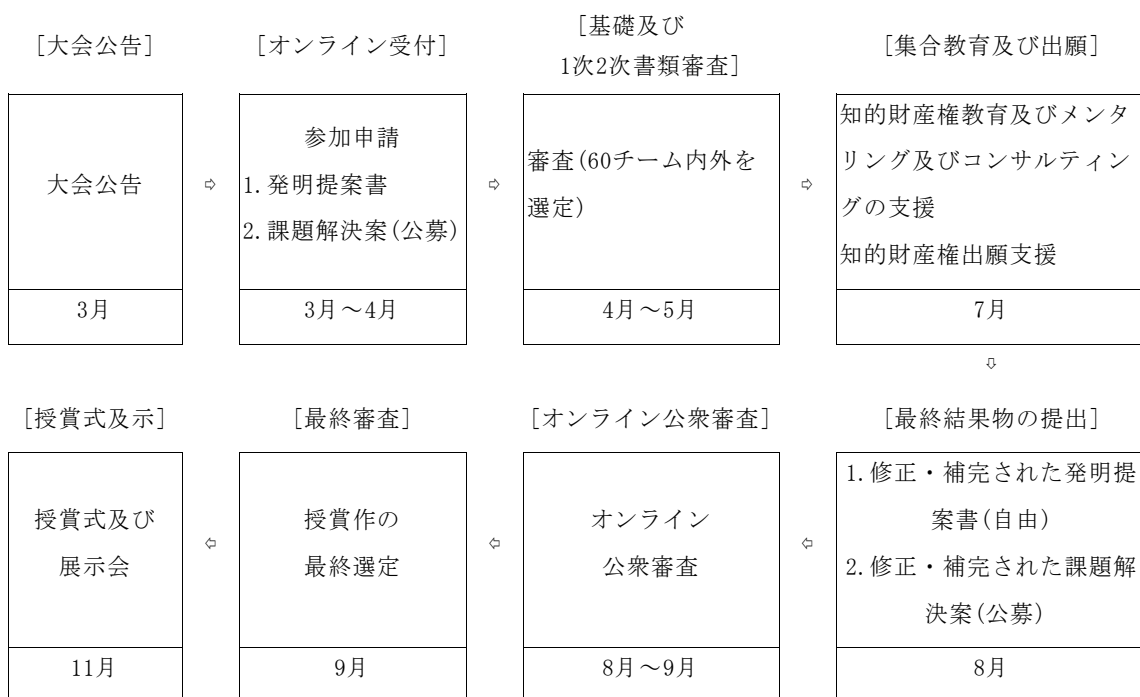
このような認識の下で知的財産に強い創意的な発明人材を養成し、大学発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のため、2002年から行ってきた学部の学生及び発明サークル中心の「全国大学発明大会」と、2009年に開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を発展させて統合した「大学創意発明大会」を2010年から運営している。

2013年の大会ではこれまで「発明研究部門」、「発明特許部門」、「発明公募部門」



の3部門により開催された大会を自由部門と公募部門に統合して開催した。大会開催の成功のために特許庁と韓国科学技術団体総連合会とが共催で開催し、教育部を始め大韓機械学会など6の工学専門学会や韓国ベンチャー企業協会の後援とLG産電(株)の協賛により参加基盤を拡大した。

<表V-1-14>大会の主要進行日程及びプロセス



特に、書類審査を通過した作品については2泊3日のIPサマー(IP-Summer)キャンプを運営し、知的財産専門家が大学(院)生に対し先行技術調査及び特許明細書の作成教育などを行い、参加者のアイデアが知的財産権として出願できるよう積極的に支援する。また、優秀作品については特許費用、試作品の製作、事業化などの支援を行う。

2) 推進内容及び成果

2016年度の大会では計134大学から4,636件が出品され、申請件数を基準に前年度の実績と比べると8%の増加となった。その中から44件を選定して授賞したが、大統領賞は「双方から使用できるホイールチェア」を出品した清州大学の(チーム長)ジョ・ソンウク、キム・ムンキョン、キム・カンフの学生チームが、最優秀発明サークル賞

はソウル科学技術大学の発明サークルである「発明開発研究会」が受賞した。

＜表V-1-15＞大学創意発明大会の出品状況

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
申請件数	3,030	3,442	3,961	4,284	4,636
参加大学	115	94	124	127	134

＜表V-1-16＞2016年度の大学創意発明大会における優秀発明受賞作の状況

賞格	授賞主体	大学名	氏名(学年)	発明の名称
大統領賞	大統領	清州大学	ジョ・ソンウク キム・ムンキョン キム・カンフ	双方から使用できるホイールチェア
国務総理賞	国務総理	忠南大学	アン・ソンヒョン イ・テヒョン チェ・ジェホ	Digital Fillet Gage
最優秀賞	未来創造科学部長官	韓国航空大学	イ・ドンギユ ジョ・ソンコン ファン・クックハ	ハンドポンプを利用したホッピング方式の内視鏡ロボット
		金鳥工科大学	ジャン・ンヨン パク・ヒョンジュン	リサイクルが不可能な注射器
	産業通商資源部長官	ソウル科学技術大学	コ・ヨンジュン	超広角パノラマ映像獲得システム
		カトリック大学 韓国科学技術院	キム・ジョンフユ イ・スホ	大腸内視鏡の視野改善装置
	特許庁長官賞	仁荷大学	キム・ヒョップ イ・ドンミョン チェ・ユンジ	曲率に合わせて調節される果物ピーラー

		清州大学	キム・ヨンジュン	ベビーブランコとして使用可能なベビー歩行器
--	--	------	----------	-----------------------

### 3) 評価及び発展方向

2016年度の大学創意発明大会を通じて大会の安定と充実化を図り、大学発明活動の底辺を拡大した。参加者達は大会において発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワークなどの経験を積み、R&D及び知的財産創出・活用能力を向上することができ、また、大学発明サークル活動の支援を行うことにより大学生たちの自発的な発明活動へと導き、発明ノウハウと知識を共有することができた。

今後も大会受賞者のために持続的な能力開発と事後管理を強化していく必要がある。出品された発明の事業化、技術移転、創業、後続開発及び受賞者のためのネットワークの構築などを通じて大学生の持続的な発明活動の支援を行い、延いては、受賞した学生をR&Dの中核人材、創意的なリーダーとして養成する努力を続けなければならない。

## 4. IP経営Level-upプログラムなどを通じた企業の知的財産専門人材の養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・フンコン

### イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来により知的財産が付加価値創出の主要な基盤となり、企業の競争力を左右する中核要素として注目されている。

最近、知的財産を巡る企業間の係争が急増することにより、知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の策定が求められ、このような業務がますます高度化・専門化となっている。これに伴い、知的財産に関する専門知識を有し、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の養成が求められている。

しかし、現状は一部の大企業を除いた大半の韓国内企業は、知的財産の人材基盤が劣悪であり、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。2016年の知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門担当の組織を保有している企業の割合が8.2%に過ぎないものと調査され、専門担当の人材を保有している企業の割合も約22.0%で、レベルが低いことが分かった<sup>28</sup>。特に、資金と人材が不足する中小企業の場合は、知的財産の係争に無防備で露出されており、知的財産専門担当者の基盤構築が切実な状況である。

従って、特許庁では、中小企業の知的財産専門担当者を体系的に養成し、知的財産に関する能力を高められるよう、中小企業の知的財産専門人材養成及びインフラ構築のための政策を策定して取組んでいる。

#### ロ．推進内容及び成果

##### 1) 中小企業IP経営 Level-upプログラムの運営

2009年から本格的に運営された企業の知的財産に関する職務教育課程は、中小企業の人材レベルに合う多様な教育課程を提供するなど、持続的な業務改善の過程を通じて企業の知的財産能力の強化及び専門性の向上に寄与した。また、知的財産の基盤が脆弱な中小企業人材に対する支援を強化するため、中小企業人材に対する教育費を80%支援した。

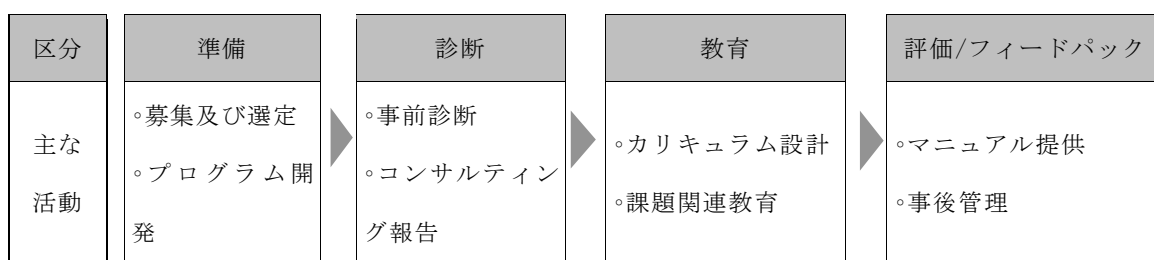
しかし、このような韓国内の職務教育課程は主題別の理論教育であることから教育効果が低く、首都圏での短期集中教育として行われているので、アクセシビリティが悪い地方の中小企業人材の参加が少ない。中小企業経営層の立場から見ると、人材不足、教育に対する信頼不足及び情報不足などの理由により、実務人材に対する知的財産教育に消極的な状況であった。

---

<sup>28</sup> 2016年度の知的財産活動実態調査、2016年11月特許庁

このような問題点を解決するため、2014年から韓国内の職務教育課程を「IP経営Level-upプログラム」に全面改編した。既存の主題中心(SUBJECT-BASED)の理論教育ではなく、問題中心(PROBLEM-BASED)の実務教育を通じ教育に対する企業の満足度を高め、現業において即活用できる教育へと方向を変えた。

<表V-1-17> IP経営Level-upプログラム



IP経営Level-upプログラムは、企画・R&D・製品生産などの企業経営全般において、特許を戦略的に活用し、企業において特許経営ができるよう知的財産管理能力を強化する教育である。研究開発部署と特許部署の有機的な連携を通じて企業の強い特許創出を誘導するため、教育対象として企業のR&D研究人材及び特許担当者などを含める。支援企業は知的財産権の保有状況、知的財産専従組織及び人員、R&D研究人材規模など、企業の知的財産活動及びインフラなどを総合的に評価して選定した。

企業家、弁理士などで構成される専門家グループを企業とマッチングさせ、5ヵ月間企業の現場に8回程度派遣した。まず、企業の知的財産状況及び経営実態、能力レベル、R&D政策方向などについて設問(面談)及びテストなどで診断を行い、支援企業の教育ニーズに合うカリキュラムを構成した。実際の教育時には、支援企業の事例を活用することによって教育効果を最大化にし、現業に役立つよう運営した。今年41社を支援した。2017年には、今年より4社が拡大した45社の中小・中堅企業を対象に、知的財産創出・管理、知的財産係争の予防などの2段階プログラムで構成し、企業のレベルと領域に合わせて体系的に教育課程を運営する計画である。

## 2) 海外知的財産の実務人材養成課程の運営

海外における最多出願及び特許係争が予想される中小企業の人材のグローバル知的財産係争対応能力の強化に向け、韓国内で海外主要国の知的財産制度及び訴訟手続きなどを教育する「海外知的財産紛争及び交渉課程」を開設し運営した。

2016年度には出願、係争及び訴訟などを経験した弁理士及び弁護士などを韓国内専門家講師として招聘し、知的財産に関する海外先進国の特許・商標などの出願戦略、特許侵害事例や係争解決のための交渉戦略などについて教育を行った。また、米国特許出願戦略、係争及び訴訟手続きの教育7回、中国知的財産動向7回、国際特許ライセンス契約と交渉2回、ヨーロッパ特許動向及び出願戦略1回を開設して計17回の教育を実施し、中小企業人材の海外知的財産の実務能力を牽引した。本課程においても中小企業の費用負担を減らし、参加率を高めるために中小企業人材に限り教育費の80%を支援した。

<表V-1-18>2016年度海外知的財産の実務人材養成課程の運営状況

区分	課程名	教育日	全体教育者数 (中小、中堅企業人材)
1	中国知的財産動向と出願戦略	3.9	29
2	成功する米国特許出願戦略	3.22～23	14
3	中国知的財産紛争動向と対応方策	4.5	20
4	米国特許訴訟の段階別ガイド	4.20	16
5	米国特許侵害類型と事例分析	5.3	13
6	中国知的財産動向及び出願戦略	5.17	29
7	ヨーロッパ知的財産動向及び出願戦略	6.1	21
8	中国知的財産紛争動向と対応戦略	6.15	25
9	国際ライセンス契約及び交渉	6.28～29	31
10	米国特許侵害類型と事例分析	7.13	100
11	中国知的財産動向及び出願戦略	8.23	26
12	国際ライセンス契約及び交渉	9.6～7	22
13	米国特許訴訟の段階別ガイド	9.27	14
14	成功する米国特許出願戦略	10.11～12	6
15	中国知的財産紛争動向と対応戦略	10.26	18
16	米国特許出願実務及びOA対応方案	11.9	24

17	中国知的財産動向及び出願戦略	11.23	14
----	----------------	-------	----

同課程は、韓国内の専門家を講師として招き、海外の特許出願及び訴訟制度などの実務を中心にレベルの高い教育を実施した。受講生達の海外知的財産制度に関する理解に役立たせ、増加する企業の国内外の知的財産係争に備えた知的財産管理人材の知的財産能力を高める機会となった。

### 3) 中小企業関連機関と連携した知的財産教育課程の運営

中小企業関連機関である中小企業中央会、技術革新型中小企業(INNOBIZ)協会などと中小企業人材に対する知的財産教育を実施した。中小、ベンチャー企業CEO及び役員を対象に「中小企業のIP経営のための戦略的な模索及び職務発明制度の導入」、「ナノ技術中心に中小企業を対象とする知的財産権の創出・活用及び権利侵害対応能力の向上」などの事例を中心に現実感のある講義を行い、知的財産に対する関心と興味を誘発して知的財産中心の企業経営に対する重要性を悟らせる機会となった。2017年には、中小企業中央会の業種別の共同組合、産業委員会、そして、韓国製薬協会、ベンチャー企業協会などの多様な中小企業の関連機関と連携して中小企業の人材が知的財産競争力を備えることができるよう、より有益な教育を提供する計画である。

<表V-1-19>2016年度の中小企業関連機関と連携した知的財産科目状況

区分	連携機関	教育内容	教育日	教育者数 (名)
1	中小企業中央会	中小企業のIP経営に向けた戦略的模索及び職務発明制度の導入	8.23	7
2	技術革新型中小企業(INNOBIZ)協会	中小企業研究陣向けのIP教育を通じて研究開発能力の強化	9.26	22
3	中小企業中央会	海外進出企業向けの知的財産権の創出・活用及び権利侵害対応能力の向上	10.06	47
4	技術革新型中小企業(INNOBIZ)協会	中小企業人事担当者向けの知的財産人材養成の重要性についての認識向上	10.20	74
5	韓国ナノ技術院	ナノ技術中心の中小企業向けの知的財産創出・活用及	11.22	20

		び権利侵害対応能力の向上		
6	技術革新型中小企業 (INN OBIZ) 協会	中小企業人事担当者向けの知的財産人材養成の重要性についての認識向上	11.29	14

#### 4) 企業間における知的財産ノウハウの共有などのためのKINPAの運営と支援

現在、企業間における知的財産ノウハウの共有と、知的財産教育などによる企業の知的財産人材能力を強化する目的で、韓国知的財産協会 (KINPA)<sup>29</sup>が設立され活動している。

2016年度には、KINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争など7つの分科委員会<sup>30</sup>を計50回開催し、企業特許担当者の知的財産ノウハウの共有及び事例を計103回発表した。また、会員企業の特許実務者で構成される企画調停委員会を隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決めて議論する役割を遂行している。

同時に全体ワークショップ、コンファレンスなどの対外行事を主管し、特許庁と協力して主要IP5会合及びIP5Industry会合に韓国代表団体として参加した。また、新規会員企業の加入を決め、分科委員会の活性化方案などのようなKINPAの充実化を図る多様な活動を展開した。

そして、最近の知的財産 이슈に関する国内外の知的財産専門家の主題発表などで構成されるKINPA Annualコンファレンスを開催した。2016年は350名余りの企業関係者が参加し、「韓国と中国における進歩性の判断構造」、「中国のIP品質向上のための戦略」、「中国のIP Licensing/Funding」、「韓国企業が考慮すべきインドの特許訴訟/出願」、「中国商標 이슈に対する実務的な考察」、「企業観点からの最近のPBP請求項判例分析」などの知的財産戦略及び実務者の専門性を高めるための主

<sup>29</sup> 韓国知識財産教会 (KINPA, Korea Intellectual Property Association) : 2008年6月4日にサムスン電子、LG電子、現代自動車、POSCO等の国内主要企業67社が集まって、知的財産に対するノウハウの共有及び拡散、大・中小企業の知的財産共存協力などを目的に設立された。

<sup>30</sup> 特許分科、商標デザイン分科、国際分科、中小企業分科、ライセンス紛争分科、特許情報分科、IP経営分科



題を取り扱った。なお、企業の知的財産経営に貢献し、知的財産ノウハウの共有及び拡大に寄与した企業及び知的財産担当者に対し、今年度の知的財産経営企業／特許エンジニア賞を授賞した。

<図V-1-3>KINPA Annualコンファレンス開催の様様



また、2016年度も企業内で知的財産を総括しているCIP0(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、特許係争における審判制度の活用方策と改善点、クアルコム of 知的財産と成長戦略、知的財産権に係る裁判のグローバルトレンドなどを紹介した。

<表V-1-20>2016年度CIP0朝食会セミナーの開催状況

日時	発表主題	発表者
2016. 4. 7	特許紛争における審判制度の活用方策と改善点	LG電子 ミン・キョンファ常務
2016. 7. 7	戦略特許マップの分析を通じた自律走行技術の予測事例	現代自動車 シン・オンユル理事
2016. 9. 8	クアルコム of 知的財産と成長戦略	クアルコム パク・ムンソ顧問
2016. 12. 21	知的財産権裁判のグローバルトレンド	司法政策研究院 キム・ヒョンド首席研究委員

同協会の運営を通じ、これまで「秘密と競争」として代表される知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気を作り出し、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などの活動により、企業の知的財産能力を高める契機となった。

#### ハ. 評価及び発展方向

本事業は中小企業知的財産の人材を対象に知的財産の理論と現場で適用可能な実務中心の教育課程を併行して行い、中小企業担当者の知的財産業務の能力を高めること

に寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などKINPAにおける活動は、企業人材の知的財産能力の強化及び企業間の知的財産協力インフラ構築など、知的財産専門担当者を養成する基盤を構築することに貢献した。

今後の本事業に関する運営方向は、知的財産基盤が脆弱な中小企業の実務人材の他、CEO、役員などの経営陣に対する教育も行い、海外出願及び訴訟中心の海外知的財産教育に係争・交渉分野を強化し、中小企業関連機関と連携した教育課程を拡大する計画である。

一方、職務教育課程を新たに改編してR&D研究課題など、企業が直面している知的財産関連課題について専門家の診断を受けた後、オーダーメイド型の教育を実施する問題解決型の教育へと転換するとともに、知的財産の係争・交渉関連分野に対する教育も強化する予定である。

また、社団法人KINPAが独立性と自律性を確固たるものにし、名実共に知的財産分野の企業協議体として発展できるよう支援する計画である。

## 5. 知的財産単位バンク制度

国際知識財産研修院 教育企画課 書記官 キム・キョンオク

### イ. 推進背景及び概要

近年、技術が高度化し、競争が熾烈化するにつれ、知的財産の重要性がますます増大し、これに伴い知的財産が一般大衆にも必ず必要な知識として注目されている。これを受け、知的財産専門人材の養成及び知的財産大衆化の実現に向け、知的財産分野の生涯教育制度の導入が必要となった。

また、既存の知的財産教育が単発的、散発的に運営されていることから、知的財産人材の体系的な養成が難しく、研究所、企業などの関連業務の従事者を中心に教育が

行われていたため、一般大衆が体系的に知識を習得することに限界があった。従って、現在の趨勢に合わせてパラダイムを国民向けの教育に展開させるとともに、知的財産の管理・保護・創出・教育の体系的な知的財産専門家養成の教育プログラムが必要となった。

一方、特許庁で2013年1月に発表した「第2次知的財産人材養成の総合計画」によると、特許庁が2013年から2017年までの5年間で93万名余りの知的財産教育の需要が発生し、その中で知的財産管理及びサービスなどの専門分野に8万名の人材が必要になると推定している。それにもかかわらず、現在の国内知的財産関連の教育課程は、学士課程と大学院課程を含め、光雲大学、京畿大学などの17大学のみ運営されている。また、教育カリキュラムも理工学科目と法学科目を融合しているわけではなく、理工学又は法学中心の科目に偏重しており、市場で要求する人材を養成することに限界があった。

そこで国際知識財産研修院では、国家生涯教育制度である単位バンク制度の標準教育課程に「知的財産学」専攻の34科目を新設し、知的財産分野に関心のある国民であれば誰でも「知的財産学の学士学位」を取得できるようにした。

#### ロ. 推進内容と成果

単位バンク制度は、大学と同様に1科目(30時間)終了時に3単位が認められ、計140単位を履修すると単位取得の所要研修と関係なく「知的財産学の学士学位」を取得することができる。その他専攻学士及び専門学士所持者は、専攻の48単位を取得すれば同学位の取得が可能であり、弁護士・弁理士資格証の所持者は資格を単位として認められ、簡単に学位を受けることができる。

2012年に「知的財産教育の生涯教育制度としての導入方策」を設け、2014年5月に標準教育課程に専攻必須課程の10科目、専攻選択21科目の計31科目で構成された「知的財産学」専攻を新設した。知的財産学の学位者向けに実務能力の向上のために「特許情報調査と分析」などの実務科目2科目と、「文化産業法」の1科目を2016年5月に

新設した。

＜表V-1-21＞知的財産単位バンク制度の知的財産一般科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体 必須	知的財産概論	－産業財産権及び著作権の基本概念	法学史
全体 選択	発明の理解	－発明のための理解及び創意的発想技法	
	デザイン論	－デザイン理論の概念、傾向、歴史など	産業デザインなど10科目
	インターネット 知的財産権法	－インターネットと商標・著作権・特許・パブリシティ権	
	特許明細書の作成 実務	－特許明細書作成実務の教育	
	特許情報調査と分 析	－先行技術調査及び特許分析	
	知的財産の出願実 務	－産業財産権出願実務の教育	
	知的財産の審判訴 訟実務	－知的財産権審判制度の実務	
	国際出願実務	－主要先進国の出願実務	
	国際知的財産権	－主要先進国の制度及び国際条約	
	文化産業法	－映画、講演、音楽、ゲームなどにおける知的財産権	
	デザイン経営とブ ランド戦略	－ブランドとデザインを通して経営戦 略	産業デザインな ど3科目

＜表V-1-22＞知的財産単位バンク制度の法学科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
全体 必須	特許法	－特許制度の基本的理解	－
	商標法	－商標制度の基本的理解	－
	デザイン保護法	－デザイン保護制度の基本的理解	－
	著作権法	－著作権制度の基本的理解	
	法学概論	－法学に対する基本的理解	法学史
全体 選択	民法総則	－民法に対する基本的理解	法学史
	知的財産と競争法	－独占と独占禁止の相互関係	
	不正競争防止及び 営業秘密保護法	－法の基本的理解	－

＜表V-1-23＞知的財産単位バンク制度の理工学基礎科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体 必須	自然科学概論	－現代科学に対する基礎的理解	－
全体 選択	物理学概論	－大学物理	物理治療学など3科目
	化学概論	－大学化学	化学工学など7科目
	生物学概論	－大学生物学	臨床病理学など5科目
	地球科学概論	－大学地球科学	教養科目
	工業設計	－大学機械構造設計一般	機械設計工学
	材料科学	－大学材料科学概論	金属工学など3科目
	生物資源保護論	－新品種保護制度、生物資源保護・活用	－
	遺伝子と遺伝工学	－大学遺伝工学概論	教養科目
	電機電子工学概論	－大学電気電子工学概論	機械工学4科目

＜表V-1-24＞知的財産単位バンク制度の研究開発・経営関連科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体 必須	技術経営論	－工学と経営学の統合、技術開発及び管理	
	研究開発と知的財産	－研究者が知って置くべき知的財産権	
	知的財産権管理論	－知的財産管理戦略	
全体 選択	技術移転とライセンスの理解	－技術の事業化戦略、交渉手続き・戦略	

上記の知的財産単位バンク制度の施行によって、「知的財産概論」科目が国際知識財産研修院の教育場において2014年8月に開設され、公務員、CEO、学生など18名が受講した。

2015年には、初めて遠隔基盤の知的財産学単位バンク制度により運営された「知的財産概論」科目は、1学期に270名、2学期に483名が受講した。2016年には運営科目に4科目を追加して1学期2,672名、2学期2,066名が受講した。また、知的財産単位バンクの拡大のために忠南大学、東明大学、仁済大学、韓国産業技術大学、啓明大学、全北大学、漢城大学、慶一大学と単位交流のための業務協約を締結し、開設を希望する大学との協議を通じて協力大学を増加させるために努力を傾けている。

#### ハ. 評価及び発展方向

知的財産に関心のある国民であればだれでも容易に教育が受けられ、知的財産と関連した理工学、法学科目及びこれらを融合した総合科目など、知的財産の国際的能力を強化できる課程まで取り入れて設計されており、体系的に優秀な知的財産人材を養成することができるものと期待される。

2017年には遠隔基盤単位バンク制度を運営し、専攻必須10科目（「知的財産概論」、「法学概論」、「特許法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「著作権法」、「自然科学概論」、「研究開発と知的財産」、「知的財産権管理論」、「技術経営論」）及び専攻選択1科目（「インターネットと知的財産権法」）を開設し、知的財産単位バンク制度をさらに拡大する計画である。

また、2017年には知的財産学の学士学位者実務能力の強化のために「特許明細書作成」、「特許情報調査と分析」など、実務中心の専攻3科目を開発する計画である。

さらに、学位単位の交流大学を拡大し、IP教育発展協議会の会員機関、全国市道の生涯教育振興院、大学の生涯教育院などの国内の教育専門機関が「知的財産学」科目の開設をするよう支援し、一般大衆が「知的財産学」学位取得を容易にできるようにする予定である。

## 6. 弁理士法改正の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ソ・テグアン

### イ. 推進背景及び概要

知的財産は国の競争力の尺度であり、将来の国家資産としてその位置は確固たるものとなっている。また、創出された知的財産を効果的に保護するため、弁理士の専門性強化に対する要求が高まっている。しかしながら、弁護士は弁理士の登録手続きだけで弁理士業務が遂行でき、そのため専門性が担保されない弁理士が活動するという

問題点について継続的な提起がなされてきた。

また、重い懲戒を受けた公務員に対する弁理士活動を一定部分制限する必要性と、特許法人の構成員要件が過度だという問題点も提起されてきた。

そこで、2016年1月27日に改正し2016年7月28日に施行となった改正弁理士法（法律第13843号）では、弁理士の資格要件及び欠格事由を強化し、特許法人の設立要件を緩和した。

また、2016年に弁理士法施行令及び弁理士法施行規則を改正し、弁理士資格取得のための実務修習の規定を制定して弁理士資格付与のための具体的な事項を設けた。

ロ. 主要内容及び成果

1) 弁理士資格要件の強化

弁理サービスは一層細分化・高度化・専門化となっており、2009年から法学専門大学院制度が導入され、年間1,500名程度の弁護士が排出されている。このような時代の変化に応じて、弁護士も弁理士業務を行うためには知的財産権に関する知識を備える必要がある。従って、従来の弁理士試験合格者の弁理士登録要件であった実務修習を弁理士資格要件として変更したことから、弁護士も弁理士資格を取得するためには実務修習を受けなければならないと内容に弁理士法が改正された。

<図V-1-4> 弁理士資格要件の強化



実務修習の具体的な内容は弁理士法施行令、弁理士法施行規則、弁理士資格取得のための実務修習規定を通じて確定した。

実務修習は集合教育の250時間と現場研修6ヵ月で構成される。

集合教育は国際知識財産研修院もしくは特許庁長が指定して告示する法人、機関又は団体において実施することができ、集合教育の内容は産業財産権に関する出願実務120時間、産業財産権に関する法実務50時間、素養教育10時間、審判・訴訟実務70時間、科学技術の理解70時間で構成した。ここでの審判・訴訟実務と科学技術の理解は、集合教育生によって個別に定めることができる事項であり、弁理士試験合格者は審判・訴訟実務を必須で履修し、理工学部出身でない弁護士は科学技術の理解を必須で履修するようにした。

現場研修は特許法人などの産業財産権に関する業務を遂行する事務所又は、その他の特許庁長が指定し告示する法人、機関又は団体において実施することができ、現場研修の内容は特許・実用新案、商標、デザイン各々について出願、審判、審決取消訴訟業務を実習するもので構成した。

## 2) 弁理士資格の欠格事由を強化

改正の弁理士法には国民の財産権を扱う弁理士の欠格事由について強化した。具体的には、弁理士になれない者として、「弾劾又は懲戒処分によって免職又は解任となった後2年を経過していない者」を、「弾劾又は懲戒処分によって免職又は解任となった者」にその基準を強化し、「降格又は停職処分を受けた後2年を経過していない者」を弁理士になれない者の目録に追加した。

## 3) 特許法人の設立要件を緩和



改正の弁理士法には特許法人の構成員要件を「5名」から「3名」に緩和した。これは、弁護士、公認会計士、税務士など他の資格士の事例と比べ多少規制が厳しい側面があり、現実的に構成員5名の要件が満たされず法人登録が取り消された場合などが発生しているからである。

#### ハ. 評価及び発展方向

今回の弁理士法改正を通じて弁理士の資格要件を強化したことは、より質の高い弁理サービスの提供ができ、延いては、知的財産の効果的な保護ができるという点で大きな意義があるといえる。

一点残念なことは、産業財産権侵害訴訟において弁護士と弁理士の共同代理を許容する改正案が国会で通過されなかったことである。2016年現在、共同代理に関する改正案が国会において係留中であり、訴訟当事者の効果的な権利救済のためには、共同代理の許容法案も早急に処理されるよう努めなければならない。

また、弁理士法違反行為により発生した犯罪収益の没収・徴収規定と、特許法人・特許法人(有限)の設立認可及び定款変更認可に対する認可見做し制度の規定も2016年現在、国会に係留中であるため迅速な処理が必要である。

## 第2節 創意的な発明人材の発掘・育成

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ドンフン

近年、教育の政策方向が多くのことを習得する教育から楽しく学ぶ幸せな教育へと教育のパラダイムが変わった。特定分野への知識偏重現象を減らし、社会現象に対する統合的な理解ができるよう、各分野と細部な技術知識がまたがる統合と融合教育が大きな軸となっている。

特許庁において80年代からスタートした発明教育は、科学的な思考方式と知識を基盤とする人文学的な素養を養うとともに、発明の活用価値を計るための経営学的な判断力などを備える複合的な融合教育である。特定教科目の間の境界に縛られず、科学・数学・工学・芸術分野の融合を通じて、拡散的な思考訓練が可能な創意性及び共同精神を養う教育である。

米国、日本、イギリスなどの先進国においても、これと類似な教育などが実施されているが、創意的な人材養成に向けて多様な国の政策を策定し実践を行っており、小中等教育課程においても発明教育などの融合的な教育が強く求められている。

米国は、米国特許商標庁のプロジェクトを基盤に、小中等生徒達のために標準教材を開発して普及しており、融合教育を全国的に実施する中で、プロジェクトと実習中心のアイデア創出、発明教育などを実施している。日本は、発明協会と各自治体が連携して発明サークルを支援しており、農業高等学校、商業高等学校などの専門系高等学校を協力学校として指定し発明教育を実施している。イギリスは、デザインと技術という正規科目があり、発明教育と類似な技術と芸術の融合、アイデアの実体化などの教育を行っており、ロシアでは、TRIZ発想法について小学校から教育を行っている。

韓国ギャラップで2012年に実施した「発明教育に関する国民の認識調査」によると、

発明教育の必要性について一般国民の87.3%が必要だと答えている。2011年に企業などを対象にした調査においては、「発明・特許教育を履修した学生を優遇・採用する意向がある」と答えた企業が73.6%に達した。発明教育は「体験と実習を通じて夢と才能を育てる」ということが現在の教育方向と教育理念によく符合していることから、その教育的な効果が期待され、今後需要が増加するものと予想される。

## 2. 発明教育の基盤構築及び制度化

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ドンフン

### イ. 推進背景及び概要

特許庁は第四次産業革命を先導する将来の発明家に対する潜在力を見つけ出し、韓国の将来を担う優秀発明人材の発掘及び養成のための発明教育の基盤を構築するため、発明教育を正規教科への反映に取組み、発明教育センター運営などを行っている。

### ロ. 推進内容及び成果

#### 1) 発明教育の制度化

これまでの発明教育は正規の教育ではなく特別活動の形で運営されていたため、父兄及び生徒からの関心不足、発明教師の指導に対する意気込みの低調などにより発明教育の拡大に限界があったが、関連学界、教育機関及び教員の努力によって教育部の「2007年改訂教育課程」及び「2009年改訂教育課程」において初・中・高等学校の正規教育課程として反映され、発明教育の量・質的転換のための契機が設けられた。

また、「2015年文理学部統合型の教育課程」において、「知的財産一般」が高等学校で独立教科目として新設され、また、知的財産保護に関する内容も小学校の課程に含まれた。2018年に改訂の教育課程が施行されれば、小中高校において発明アイデアの導出技法から知的財産紛争、事業化までレベル別の体系的な教育が行われるもの

と期待される。

<表V-1-25>教育課程への反映状況

<2009年改訂教育課程「発明単元」の反映状況>

- 小学校の実生活課程(必須)5～6学年課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)
- 中学校技術・家庭(必須)1～3学年課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)
- 高等学校技術・家庭(選択)1～3学年科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)
- 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的問題解決(中単元)(2012年適用)

<2015改訂教育課程の新規反映現況>

- 高等学校知的財産一般(選択)1～3学年課程の中から選択(2018年以降適用)

2) 発明教員の専門性向上及び教育機会の拡大

発明教育の品質を担う教員の役割は、発明教育において非常に重要である。よって、特許庁は、発明教育の活性化において何より重要な発明指導教員の専門能力及び政策満足度の向上に向けて多様な政策に取り組んでいる。発明教員のオン・オフライン職務研修、発明教員の研究能力を高めるために研究大会及び研究会支援、発明教員ワークショップの実施などについて支援を行っている。2009年には発明教員の職務研修を大幅に拡大し、発明教育の正規教科への反映に備えて発明教育の質的レベルを高めた。

3) 発明教員教育センターの運営

これまで発明教育指導教員は、発明教育に関心のある小・中・高の現職教員が特許庁の職務研究課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学における発明教育の職務研修を通じて発明教育指導教員となった。

2013年からは予備教員から現職教員に至るまで、より体系的で専門的な発明教育の指導教員の養成に向けて、発明英才教育研究院(首都圏)と忠南大(忠清圏)、全州教育大(湖南圏)、釜山教育大(東南圏)の計4ヵ所で発明教員教育センターを運営している。

今後、教育課程の改訂、自由学期制度などの体験教育の強化などで発明教育の需要に備え、教員に対する教育体系の総括的な管理機能の強化に向け、2015年12月に教育部の民間総合教育研修院を指定(発明振興会)し、教員に対する研修をさらに拡大する計画である。

#### イ) 予備教員向け発明講座の開設

予備教員向けの学部課程は、発明教育の理論及び実習を各々2単位で正規講座を運営し、現職教員向けに休み期間中に発明教員の基礎課程、上級課程などを開設している。

#### ロ) 現職教員向け職務研修課程の運営

各4大圏域別の地域における現地教員を対象に、休み期間中に発明教員の基礎課程(30時間)と発明教員の上級課程(30時間)を教員の職務研修課程として運営した。

#### ハ) 発明教育文化拡大に向けて独自プログラムを運営

地域の発明教育文化活性化に向け、地域の教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭など)を対象に、発明教育の優秀事例の発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内の発明サークル運営及び発明教育の才能寄付などを運営した。

#### ニ) 発明教員認証制度の施行

また、教員の専門性を高める動機付与のために研修課程と連携し、教員の専門性と経歴を保障する制度を施行することになった。教育・研修や大会の指導など一定の基準を満たした教員に対し、発明教員認証制度により資格を検証する認証制度が施行され、2014年1月に認証を受けた教員が初めて輩出された。

認証制度は発明教育の実績によって2級⇒1級⇒マスターの3段階で運営され、専門家レベルのマスターは、発明教育の経歴が7年以上、大会入賞指導、研究など多様な条件を満たすことにより付与される最高等級であり、2016年まで10名のマスターが輩出された。

＜表V-1-26＞発明教員認証制度の運営要件

区分	必須科目		選択項目			
	単位/研修	教育履修	講義	大会指導入賞	研究・特許	追加条件
発明教員 2級	4単位/60時間	-		-	-	2級評価通過
発明教員 1級	120時間	3年	20時間	5件	150%	経歴3年、1級評価
専門家 (マスター)	180時間-	7年	40時間	10件	300%	経歴7年、深層面接

#### ハ. 評価及び発展方向

2009年に改訂した教育課程（2011年8月確定）により、これまで放課後の教育として行ってきた発明教育を、2015年からは小・中・高校の正規教科目の中で発明教育を行うことができるようになったことは、発明教育において大きな転換点といえる。

今後、正規の教科目に反映された発明教育の内実化と発明教育の活性化に向け、発明教育の専門性を備えた教員の養成ができるよう、体系的な教員養成システムを持続的に開発して運営する計画である。

### 3. 学生レベル別・学校レベル別の発明教育の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ドンフン

#### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1995年から教育庁と共同で設置した全国199の発明教室センター(旧発

明教室)を運営し、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、個別に発明教育センターで自主的に取組んでいた発明英才教育について、本格的に実施できるよう政府省庁との協力を強化した。教育部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」と、「第3次英才教育振興総合計画(2013～2017)」に積極的に参画し、発明教育センターを活用した発明英才教育の拡大に取り組むなど、発明英才の養成のために教育根拠及び基盤を構築し、その一環として2008年から発明英才の選抜ツール及び発明英才の教授学習資料を毎年開発し普及している。

一方、政府レベルで取組んでいる「政府省庁による特性化専門系列高校の育成」事業の一環として、2008年に発明特許の特性化高校4校を選定し、本格的な支援に突入した。2016年現在、全体で6校を対象に支援を行っている。同事業を通じて高校段階における体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じ、創意的な問題解決力が優れた学生達を養成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1) 発明教育センター(旧発明教室)の運営支援

発明教育センターは1995年にソウル・奉天中学(現、仁峴中学)において試験的に設置された以降、全国市・郡・区の教育庁別に1ヵ所ずつの設置を目標に、各市・道教育庁と連携して毎年平均16のセンターを設置した。また、2006年には24ヵ所にセンターを設置し、全体で182の発明教育センターの設置事業を一次的に完了した。

2007年以降は、市・道・教育庁の主官で17の発明教育センターを追加で設置し、現在全国において199の発明教育センターが設置されている。

<表V-1-27>年度別発明教育センターの設置状況

年度	1995～2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	計
設置数 (センター)	189	1	3	1	2	-	3	199

特許庁は、2006年まで発明教育センターの設置事業を完了し、その以降からは発明教育センターの充実した運営のために発明教室運営費の支援を持続的に行っている。

このような発明教育センター設置などのインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営に努めている。発明教育センターの設置初期には、1回2～3時間の教育を通じて発明に対する認識転換を中心に教育課程を運営したが、最近は基礎、中級、上級の3段階の教育課程に分けて10～30時間程度で運営し教育の品質を一層高めた。また、生徒だけではなく父兄などの一般人向けの教育までに拡大し、地域の発明教育と知的財産権に対する認識向上にも寄与している。

<表V-1-28>発明教育センターの利用者状況

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
学生	151,896	191,661	230,284	216,143	338,492
父兄・一般	6,715	21,344	16,804	17,720	17,349
教員	12,334	16,569	12,410	9,780	8,729
利用者合計	170,945	229,574	259,498	243,643	364,570

\*調査期間(前年12月～該当年度11月末基準)

また、発明教育センターに、より多くの生徒が関心を持って参加できるよう、2012年に発明教育センターの履修実績を学校の生活記録簿に記載できる根拠規定を発明振興法施行令に盛り込み、これを受け教育科学技術部では「学生生活記録簿の記載要領(初等用、中等用)に、上記の内容を反映して全国の各学校に伝えた。

2014年9月には特許庁と17の市・道教育庁の間でMOU締結を結び、発明教育の拡大に



向けて更なる基盤を強化した。

発明教育センターは単純な理論教育だけではなく、体験と実習中心の教育方式を行い、変化する教育傾向を反映するため、これまで、教育施設及び機資材などの改善が要求されてきた。

よって、2006年～2009年まで1次発明教育センターの現代化が、特許庁と教育部、並びに市・道教育庁の協力で行われ、また、2014年には現代化事業が再開され、2016年まで23カ所(2014年5カ所、2015年7カ所、2016年11カ所)の発明教育センターの現代化が行われた。

## 2) 発明英才教育

特許庁は、2007年に政府レベルで取組んでいる「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」の策定に積極的に参画し、発明英才養成のための基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は、2007年12月に国家人的資源委員会で確定されたものである。同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、女性部、企画予算処、特許庁などの6省庁が参画した。特許庁は、同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの取組、特許庁指定の発明英才教育院の設置など、発明英才を体系的に発掘・養成できる制度的な装置を構築した。

また、2013年10月には英才教育の機会を拡大し教育の質を高めるとともに、教育の効果を高めるために教育部、未来創造科学部、文化体育観光部、特許庁などが参加して「第3次英才教育振興総合計画(2013-2017)」を構築した。

### イ) 市・道教育庁における発明英才教育の支援

2008年から発明英才の選抜ツールを開発して市・道教育庁に配布するなど、発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授・学習プログラムも開発し

て普及した。

2010年にソウル、大邱、慶南において発明英才クラスを運営し、世宗市を除く16市・道において発明英才クラスを運営している。これにより2016年の発明英才学生数は、前年度の4,548名に続き小幅減少した4,410名と把握された。

＜表V-1-29＞発明英才教育の状況

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
発明英才クラス数	192	242	237	230	243	240	243
発明英才学生数	3,765	4,650	4,568	4,361	4,474	4,548	4,410

発明英才学生の教育プログラムとして2008年には小・中学の初級レベルプログラム各々1種類(計2種類)を開発・普及し、その後も毎年小、中、高校対象に発明英才教育プログラムを開発して普及した。2013年には発明教育の6学会(技術教育学会、実科教育学会、職業教育学会、英才学会、英才教育学会、相談学会)と連携し、体験中心の発明教育プログラムを開発して普及した。また、2014年以降からはソウル、京畿教育庁と共に進路教育プログラムと連携させ、2016年には、2015年に開発された「将来の発明CEO探索(I)」の連続シリーズとして「将来の発明CEO探索(II)」を開発し、このプログラムを学校に適用させるために教員研修(計191名参加)も並行して実施した。

発明英才の選抜を支援するため、2008年～2009年に発明英才選抜ツール4種類(適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して配布した。2010年～2011年には発明英才選抜ツールの他に、英才選抜方法が多様化している傾向を反映し、観察・推薦制度の選抜マニュアルを開発して配布した。2012年には発明英才選抜ツール8種類(小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種類)と、2010年～2011年に開発した観察・推薦制度の選抜マニュアルを補完及び改善して配布した。2013年には深層面接を行う市・道の増加につれ、深層面接の選抜問題3セットを追加で開発し、2015年には正規教育課程内の遂行評価と連携した観察遂行チェックリストを追加で開発した。2016年には2種類のアイデア口述型の深層面接ツール(筆記試験連携型、討論観察型)を

開発するなど、発明英才選抜ツールを毎年新たに開発して普及している。その開発の過程において、市・道教育庁の英才担当奨学士並び開発者の間で会議を年3～4回開催し、検討・補完している。

<表V-1-30>発明英才教育プログラムの主要事例

年度	内容	対象	遂行機関
2008	発明とSTEM	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類	忠南大学
2009	多重知能理論に基づいた発明英才教育プログラム	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類、高校(初級) 1種類	忠南大学
2010	発明・設計プロセス基盤	小、中、高校各1種類	光州教育大学
	チームプロジェクト中心の創意的問題解決の教育科目	中級3種類(発明、人文社会、数理科学、問題解決)	崇実大学
2011	発明教育標準教材	小、中、高校各1種類	国庫/忠南大学
	発明英才教育内容標準指導ガイド	初、中、高級各1種類	光州教育大学
2012	発明英才内容の標準教育プログラムの後続開発	初、中、高5大領域1種類	光州教育大学
2013	発明教育関連学会との連携を通じた体験中心の発明教育プログラム	初2種、中3種、高1種	6の学会
2014	発明教育の進路教育プログラム	小、中	6の学会 教育庁
	TRIZ記法を利用したとんとん博士の楽しい発明話	小、中、高	イートルズなど
2015	科学教科連携の発明教育プログラム	中3種類	京畿教育庁など
	自由学期制度連携の発明教育プログラム	中4種類	発明振興会、舎堂中など
	将来の発明CEO探索プログラム	小、中、高	KAIST, POSTECHなど
2016	将来の発明CEO探索(Ⅱ)プログラム	小、中、高	発明振興会 KAIST, POSTECHなど
	科学教科連携の発明教育プログラム	小、中	京畿教育庁など

\*6つの学会：韓国技術教育学会、韓国実科教育学会、韓国職業教育学会、韓国英才学会、韓国英才教育学会、韓国相談学会

ロ) 知的財産基盤の次世代英才起業家の育成

特許庁は創意性が優れた小数精鋭の中・高校生の発明英才に対し、今後新成長産業

を創出できる知的財産基盤の英才起業家として育成するため、KAISTと POSTECを次世代英才起業家教育院に指定し運営している。

その運営のために、科学技術翰林院と共同で2009年3月から諮問団と企画団を構成し運営した。諮問団は、KAIST、POSTECHの大学総長、(株)メディソン創業者のイ・ミンファKAIST招へい教授、(株)アン・チョルス研究所創業者のアン・チョルスKAIST客員教授など最高の碩学で構成され、企画団は、発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業など関連分野の専門家で構成された。数回にわたる企画団の会議を経て人材像から選抜・育成体系に至るまでの方向を策定し、導出された計画を2009年9月の諮問会議において報告することによって、政策方向の諮問結果を含んだ選抜・育成計画を完成した。

2009年2月に韓国内における理工学部大学の先頭に立つKAIST・POSTECHと業務協約を締結し、共同で知的財産基盤の次世代英才起業家を選抜・育成するための基盤を造成した。その後、随時に推進団会議を開催し教育院の運営方策の論議を行い、2009年9月に両大学に次世代英才起業家教育院を指定し設置した。

このような過程を経てKAIST・POSTECHに設置された次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生の教育対象者として2009年に181名を第1期の教育生を選抜し、2010年から2年の基本課程の教育を運営しはじめた。2016年12月に第8期の教育生164名を選抜して運営中である。

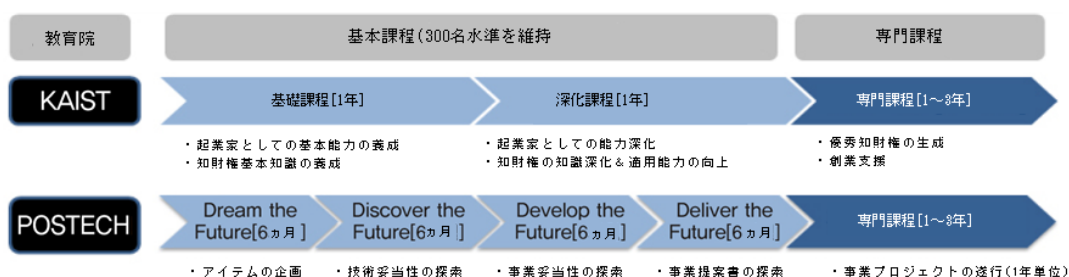
両教育院を通じて中核能力である創意的な問題解決力・未来技術・起業家精神・知的財産専門性などを兼ね備えるために多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生達が将来の社会において要求される融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術など多様な分野に接する教育機会を提供している。

<表V-1-31>次世代英才起業家に対する教育院の教育内容

	KAIST教育院	POSTECH教育院
--	----------	------------

教育目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価値あるIPを創り出し、時代的流れを先導する創造的起業家養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の市場を創り出す破壊的技術革新を主導する起業家養成</li> </ul>
方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週単位)</li> <li>※未来通信環境に馴染むようツイッター、グーグルBuzz、グーグル Docs などを通じた討論及びフィードバックを同時に運営</li> <li>・ オフラインキャンプの運営(週末に年6-8回、学期休み中1週間ずつ年2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎週日誌など課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位)</li> <li>※学習メンターが個人別に学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付与を通じ円滑な自己主導的な学習支援</li> <li>・ オンオフラインキャンプの運営(学期休中2週間ずつ年2回)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ KAIST・POSTECH 連合教育(年1回)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 両教育院教育対象者間の相互交流機会構築</li> <li>- 年間教育課程の結果物に対する競争、共有の場構築</li> </ul> </li> </ul>	
教育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未来の技術変化に対するビジョンを育てる未来技術教育</li> <li>・ 企業発達史などの人文学教育</li> <li>・ 知的財産を創出できる能力を培養するための知的財産教育</li> <li>・ 企業を設立・運営するリーダーシップを培養する企業家精神の教育など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Dream the Future : 未来技術の先見及びアイテム企画</li> <li>・ Discover the Future : アイテム実現のための技術検索・開発</li> <li>・ Develop the Future : ビジネスポートフォリオの作成、マーケティング、事業化</li> <li>・ Deliver the Future : アイテムを選定して実際に設計・事業化プロジェクト</li> </ul>

<図 V-1-5> KAIST・POSTECHの次世代英才起業家に対する教育院の教育体系



2010年9月には韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野などの修士・博士レベルの専門担当者5名で構成された「次世代英才起業家センター」を開所した。センターでは、次世代英才起業家教育生の認知的な領域の発達をはじめ、情緒的な領域に至るまで安定的に成長できるよう、教育生個人別の心理、能力分析及び進路などに対する個別相談サービスを提供した。

2012年12月には、次世代英才起業家教育生及び発明英才を総合的に支援するため、

「次世代英才起業家センター」を「発明英才教育研究院」に拡大し改編した。発明教育研究院は、次世代英才起業教育生の支援の他にも発明教育の政策研究及び教育プログラム開発の役割を果たしている。

### 3) 知的財産創出能力を備えた産業技術実務人材の育成

特許庁は高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じ、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として養成するため、2007年に4つの専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。これは、教育人的資源部などの7部(省)2庁が参画し、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校の育成事業」の一環として取組んだ事業である。

事業計画書の評価、現場の実態調査、発表審査などを通じて2007年6月に特性化高校に選ばれた学校は、サムイル工業高校(京畿水原、私立)、テドク電子機械高校(大田、公立)、デクァン工業高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)など4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営方案に対する研究を行った。これを通じて教育目標、教科開発、教育課程の運営など、学校別の事業取組計画を具体化にし、韓国特許庁、教育人的資源部と4つの教育庁の間で特性化高校への支援のために業務協約(MOU)を締結し、支援主体間における役割を明確にした。

これを基盤に2008年には本格的に発明・特許特性化高校の運営支援をスタートさせ、初年度には、特性化高校の成功的な運営基盤を整えるするための基本枠の構築に重点を置き、学校別の専門家コンサルティングなどにより運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで継続され、第1回目の支援が完了した。

一方、2012年には第2回目の支援(2013~2017)を行うため、発明、特許特性化高校を選定した。全部で6校が選定され、このうち支援を受けたことのある学校のサムイル工業高校(水原、私立)、デクァン発明高校(釜山、私立)の他に、未来産業科学高校

(ソウル、私立)、ゲサン工業高校(仁川、公立)、光州自然科学高校(光州、私立)、西帰浦産業科学高校(済州、公立)など計4校が新規に選定された。また、高校の専門教科課程に発明・知的財産関連の独立された教科目を新設するために教育科学技術部とMOUを締結し、特性化高校における発明教育の基盤をより一層整えることができた。

第2次支援の初年度である2013年には、発明・特許教育を通じた「創意的な職務発明産業人材」という新たな人材像の実現に向け、管理運営指針の改訂などの事業管理体系を強化し、学生達の知的財産創出能力と就業競争力を強化するために、学校別に協力企業と連携した「企業とともにする職務発明プログラム」を導入し運営した。

同プログラムを通じて学生たちがチームを組んで企業の懸案課題を解決し、該当アイデアを知的財産権として出願することで、知的財産創出能力と職務発明能力を備えた創意的な技術人材として成長でき、これを通じて協力企業に2016年に237人の発明・特許特性化高の学生たちが就職した。

<表V-1-32>2016年企業連携職務発明プログラムの参加状況

学校	参加学生数	参加企業数	知的財産権出願
サムイル工業高校	166名	42社	16件
デグァン発明科学高校	111名	14社	25件
ゲサン工業高校	43名	21社	10件
未来産業科学高校	64名	16社	5件
光州自然科学高校	93名	28社	14件
西帰浦産業科学高校	70名	15社	10件

また、2014年には特許庁、兵務庁、中小企業庁、農林畜産食品部など関連部署(省庁)との協議を行い、これまで特性化高校・マイスター高校の卒業生を中心に運営されてきた産業機能要員制度を発明・特許特性化高校の卒業生にも適用し、昨年度は78名が50社、今年度は86名が54社において産業機能要員として選抜され、兵役サービスの恵沢を受けられるようになった。

## ハ．評価及び発展方向

発明教室を通じた発明教育の拡大が発明教育の正規教科目への反映に寄与し、「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校の育成」などにより、発明教育の底辺が英才教育と特性化高校にまで拡大した。

今後も発明教室の教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育がより一層拡大できるよう、各分野別にこれまでの成果を評価し意見を取りまとめて、学生のレベル別・学校のレベル別に体系的な中長期推進計画を構築する計画である。また、地域の教育政策を管轄する17の市・道教育庁とMOUも締結しているので、関連部署(省庁)との業務協力を強化していく予定である。

## 4. 発明活動優秀学生及び教員の発掘・拡大

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・フンコン

### イ．推進背景及び概要

特許庁では創造力に優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高めるとともに、望ましい発明人材像を正立するため、さまざまな発明・創意性大会を運営し、優秀な発明活動の学生と教員を選抜して支援している。

<表V-1-33> 優秀発明学生及び教員の発掘・拡大活動

発明・創意性大会	優秀発明活動学生及び教員選抜・支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明フェスティバル *</li> <li>・大韓民国学生発明展示会</li> <li>・大韓民国学生創造力チャンピオン大会</li> <li>・青少年発明家プログラム(YIP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明奨学生</li> <li>・大韓民国発明教育大賞</li> </ul>



\* 大韓民国学生展示会及び大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会を同時開催

これまで分離・運営されていた「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創意力チャンピオン本選大会」、「青少年発明家プログラム」を2014年から「青少年発明発明フェスティバル」として同時に開催し、発明教育学会などの多様な催しを提供することにより、発明教育の拡大にシナジー効果を生みだせるようにした。

大韓民国学生発明展示会は、創意性のある発明品の考案及び製作を通じて学生達の発明に対する創意性を啓発し、発明を生活化させることによって、知識基盤社会の主役となる将来の発明家を発掘・養成することを目的に1988年から開催している。

大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、「他人と違う自分」と「共に暮らす自分」の調和に基盤おいた協同的な問題解決の過程を通じて、青少年達の幅広い思考力と創造力の養成を目的に、2002年から特許庁とサムスン電子が共同で開催している。この大会の特徴は、5～7名の学生たちがチームを組み、事前に与えられた課題(事前課題)と大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生達の創意性を評価するものである。

青少年発明家プログラム(YIP)は、企業が提示した課題を、中・高校の学生達に創意的なアイデアで解決策を提示するようにし、特許出願まで行えるよう支援することであり、青少年達に創造力、協同精神、起業家精神を育てるプログラムである。

また、発明活動が優秀な学生を選抜する発明奨学生選抜制度があり、2011年度から発明教育の拡大及び発明文化の造成に貢献した教育者を発掘・授賞しているが、これに加え、発明教育者の志気と自負心を鼓吹するために大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

## ロ. 推進内容及び成果

### 1) 青少年発明フェスティバル

これまで分離して開催した大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創意力チャンピオン大会、青少年発明家プログラムを2014年からは同時に開催し、開かれた発明教室、チャンピオン大会模擬体験、想像の宇宙体験、次世代英才起業家フォーラム、学術大会などのさまざまな催しを提供したことにより、観覧客が4万名余りに増加するなど大きな成果を収めた。

#### イ) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は、小・中・高校の学生達の優秀な発明品に対するアイデアを発掘・授賞・展示する大会であり、2016年で29回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校の学生達の発明及び考案品であり、書類審査→先行技術調査→公衆審査→作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選ばれる。

優秀な発明品は国務総理賞、教育部長官賞などを授賞し、上位受賞者には賞状及び賞金の他にも海外研修、特許出願の諮問支援などの機会が与えられる。

2016年に開催された第29回大韓民国学生発明展示会は、8,010件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された169件の出品作は、2016年7月21日から7月24日までソウルCOEXにおいて展示した。そして、国務総理賞及び特別賞を受賞した学生及び指導教員には海外研修の支援を行い、先進発明文化の学習と学生発明の活性化を図り発明指導への意欲を高めた。

<表V-1-34> 大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
受付作品(件)	7,060	9,768	8,485	9,538	8,466	7,884	8,010

#### ロ) 大韓民国学生創意力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創意力オリンピック)

2002年からサムスン電子と共同で主催している大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、青少年に創意的な問題解決の能力涵養と知的基盤社会を先導する人材養成を目標にしている。2009年に16の市・道別予選大会を開催したときは、参加チームの数が大幅に増加したが、今年は多少減って839チームの参加となった。

全体参加チームの中で書面審査を行い、6月に16の市・道予選大会を開催した後、7月21日から23日までソウルCOEXにて本戦大会を開催した。各チーム毎に5～7名の指導教員一人が同伴し表現課題と即席課題を解決する。

＜表V-1-35＞大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
参加チーム	1,036	1,240	1,273	1,256	1,132	898	839

本選大会ではさまざまな発明アイデアの展示並びに発明体験プログラムなどで構成し、学生と父兄、教員が楽しめる発明フェスティバルの場を運営した。

#### ハ) YIP (Young Inventors Program: 青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年には、DUOBACK KOREA及びCOREX自転車(前INFIZABI KE社)などの2社が参加したが、2016年には後援企業10社が参加して70チームを選抜することによって、より多くの青少年達が発明教育の支援を受けられるようにした。

YIP参加を希望する学生チームの数は飛躍的に増加し、2009年に134チームが参加申し込みをしたのに比べ、2016年は947チームが発明アイデアを提出し、大きな成長を成し遂げた。申請チームの中から選定されたアイデアは、教育を通じアイデアの改善課程を経て、すべて特許出願を完了した。

＜表V-1-36＞YIP(青少年発明家プログラム)状況

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

後援企業数	2社	6社	8社	8社	9社	11社	11社	10社
申込 チーム数	134	386	586	822	1,087	1,123	928	947
参加 チーム数	10 チーム	30 チーム	40 チーム	50 チーム	80 チーム	66 チーム	70 チーム	70 チーム

\*2016年YIP 後援企業：クムホ電気、デユウィニア、モーニンググローリー、サムスン電子、AMOREPACIFIC、LG化学、KGC人参公社、TEAMEXE、POSCO、韓国航空宇宙研究院

## 2) 大韓民国の発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国の発明教育大賞は、教育現場で発明教育に献身した優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを広く共有して励ますために行われた。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と公開検証、面接審査を経て選ばれるが、2016年には8名の受賞者が選ばれた。選抜基準は教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育的熱意及び持続性などであり、過去3年間の功績を対象に評価した。

### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は発明・創意性大会の運営を行い、国民の発明認識の拡大と発明文化の活性化に向け多様な努力を傾けている。

大韓民国の学生発明展示会は朝鮮日報、大韓民国の学生創意力チャンピオン大会はサムスン電子と各々共同で主催しており、YIPはLG化学、韓国航空宇宙研究院、POSCOなど10社の後援を受けて運営している。また、企業及び報道機関などと連携して大会開催の効果を高めることに努め、毎年、大会の制度改善と褒賞の拡大を行うことで大会の参加動機を高めることに努めた結果、各大会の申請・参加者数が大きく増加している。

今後発明教育に対する教育界と社会の関心に応じ、増加する大会の参加ニーズに歩

調をそろえ、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的な面においても充実度を向上させ、公正かつ透明な大会を運営するために多様な努力を傾ける計画である。

## 5. 知的財産スマート教育<sup>31</sup>を活用した国民全体に対する知的財産常時学習の推進

国際知識財産研修院 教育企画課 書記官 キム・キョンオク

### イ. 推進背景及び概要

韓国政府は知的財産基本法の制定以降、第2次国家知的財産人材養成総合計画(2013～2017年)を策定し、具体的な教育実行計画に取り組んでいる。これと歩調を合わせ、知的財産に関する教育の一軸を担当している国際知識財産研修院では、多くの国民が知的財産教育を受けられるよう知的財産スマート教育(e-ラーニング)を運営しており、知的財産社会を先導する優秀な知的財産の人材養成に力を入れている。

国際知識財産研修院では、知的財産スマート教育を通じて需要者オーダーメイド型コンテンツを開発して実務中心の知的財産教育を拡大し、小・中・高校などの創意的な知的財産の未来の主役を養成するなど、知的財産分野における中核人材を養成している。知的財産スマート教育事業は、e-ラーニング教育を通して急激に増加する教育需要に効率的に対応しつつ、多様な階層に知的財産の学習機会を提供し、企業で必要とする知的財産専門人材を養成している。

### ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は、知的財産教育が必要な7分野について支援を行っている。  
①創意力中心の青少年、②実務人材中心の企業役職員、③知的財産権が必要な理工学部の大学生、④発明教育を指導する教員、⑤発明の拡大に取り組む特許関連機関、⑥審査、審判の専門性が必要な特許庁公務員、⑦中央、地方自治団体公務員などを対象

---

<sup>31</sup> 最上のICT環境を基盤に人間中心のソーシャルランニング、オーダーメイド型学習を取り入れた学習形態

に生涯周期別の生涯教育を実施している。2016年には企業の研究員、大学生、青少年、教員など約34万9千名に対し教育を行い、累積受講者数は379万名に達している。

また、インターネット基盤のフラッシュアニメーション及び動画像で製作した242の学習コンテンツを提供し、さらに、効果を高めるために必要時には集合教育などを併行してFLIPPED-LEARNING教育を実施している。

このような教育は国家知識財産教育ポータル([www. IP-Academy. net](http://www.IP-Academy.net))で行われ、知的財産教育の情報統合システム、教授要員の登録システムだけでなく、400件を超える関連資料を保有している。また、それに「知的財産教育情報資料室」を運営して名実共に国内知的財産教育の総合ポータルの役割を果たし、教育の信頼性と知的財産教育の民間活用度を高めた。

また、ポータル内に「知的財産ストーリーセンター」を構築し、国民なら誰でも容易に知的財産関連の主要 이슈や時宜に適したコンテンツに接することができる情報と、感性が融合した知的財産ストーリーコンテンツ75個のサービスを行った。2016年には、国内最大規模のポータルサイトであるNAVERのTVキャストに開設された「知的財産ストーリーセンター」のチャンネルを通じ、「第四次産業革命と知財権」などの時宜適切な内容で国民全体向けに普及した。

大学では知的財産スマート教育のサービスを通じて251講座を開設し、14,304名に対し良質の知的財産教育を提供した。

また、小学生から高校生まで発明に関心のある青少年のために発明記者団を運営し、計6,801名が発明記者団として活動した。発明体験活動とこれに関する作文などを通じて発明の原理と理論的な思考を養成でき、このような発明記者団の活動はオンラインで実施され、多くの人数を効果的に教育することができ、父兄と青少年に好評を受けている。

一方、発明教員の職務教育は3,123名が研修を受けた。この課程は発明教育の必須

的な履修課程として認識され、発明教員の人気を集めている。全体で15時間と30時間の課程である「遠隔職務研修」は、発明教員に必要な単位を無理なく取得できるよう支援している。

知的財産スマート教育の効率的な管理と支援のため、進捗率の確認、受講認証などの職務教育が必要な企業などを対象に教育管理システム(LMS)とオーダーメイド型コンテンツを提供し、これまで812機関を対象に団体教育(B2B)を実施している。オンライン教育システムを備えた企業にはコンテンツを貸し出し知的財産教育を拡大している。

#### ハ. 評価及び発展方向

多様な階層が参加できる知的財産スマート教育の常時学習体系は、中央・地方公務員と弁理士義務教育などの関連機関に知的財産教育を提供するなど、知識基盤社会に対応できる社会的な能力を高めることに一翼を担っている。

教育環境が相対的に劣悪な中小企業に対する教育支援を行うため、オーダーメイド型の知的財産スマート教育を提供し、特許に強い中小企業研究員を養成している。

青少年発明教育分野においては、オンライン先行学習後に、オフラインで創意的思考力を育てる学習法のFLIPPED-LEARNING技法を初めて活用した発明教育コンテンツを「知的財産e-ランニング先導学校」4校と共に開発し、その開発されたコンテンツと学習資料をオンラインを通じて全国の学校へ普及することにより、オン・オフラインで連結された学校の現場発明教育の地平を開いた。また、青少年発明記者団が発行するPDFファイル形式の「青少年発明新聞」をPC、スマート機器など、多様なブラウザでも接することができる反応型ウェブマガジンに改編した。

発明教員の遠隔職務研修は、効率性を改善して88.2%の高い終了率を達成することができ、特に、遠隔教育研修は、韓国教育学術情報院において主管する運営評価において特性化部門の運営評価の結果、優秀機関として選定された。

2017年には発明-FLIPPED-LEARNING教育方法を動画像コンテンツに開発し、NAVERのTVキャスト、YouTubeなどを通じて拡大させ、一般教員たちが容易に教育資料として接することができる媒体に拡大する計画である。また、中小企業などの企業研究員向けにオン・オフラインが混合するIPリーダーFLIPPED-LEARNING課程を2回運営することで教育効果を図る計画である。

また、特許明細書の作成法、特許情報調査及び分析に対するコンテンツと第四次産業革命時代に備えた知的財産に関するストーリー映像コンテンツの開発及び普及を行い、大韓民国の知的財産強化に寄与するものと期待される。

<表V-1-37>知的財産スマート教育対象別の運営状況

(単位：名)

教育対象	教育形態		教育運営の状況		
			教育課程の形態	運営方式	受講人数 (2016年基準)
1. 企業体	B2C	一般人	開かれた教育	知的財産認識向上	19,406名
		中小企業	IPリーダープラス	基礎、混合課程	114名
	B2B	大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	3,685名 (39企業)
		中小企業	団体教育	基礎、企業職務教育	47,126名 (171企業)
		公的機関	団体教育	基礎、企業職務教育	30,677名 (27機関)
その他	団体教育	基礎、企業職務教育	16,041名 (74機関)		
2. 関連機関	B2B	関連機関職員	団体教育	知的財産教育教育	8,170名 (6機関)
3. 弁理士	B2B	弁理士及び職員	団体教育	(修習) 弁理士職務教育と連携	2,523名
4. 大学生	B2B	理工系	団体教育	単位課程と連携	12,793名 (229講座)
		デザイン	団体教育		398名 (4講座)
		教育大/師範大	団体教育		287名 (6講座)
		人文大/法大/経商大/レンタルなど	団体教育/コンテンツレンタル		826名 (12講座)
5. 青少年	B2C	青少年	開かれた教育	自律受講	13,961名



	B2B	小	団体教育	正規授業、放課後の活動、裁量活動、学生生活指導などと連携	88,233名 (72の学校)
		中	団体教育		13,728名 (44の学校)
		高	団体教育		23,114名 (55の学校)
		地域教育庁	団体教育		67,085名 (79の教育機関)
6. 青少 発明記者	B2C/ B2B	小/中/高	個別教育	自律受講	6,801名
7. 発明教員	B2B	小	教育庁団体教育	年6期数、職務教育	1,871名
		中			1,152名
		特殊幼稚園/その他			100名
8. 公務員	B2B	特許庁	個別教育	年中常時、特別課程	8,737名
	B2B	中央/地方	個別教育	職務教育	
計		コンテンツ 242個			349,220名 (オンライン教育受講者)

### 第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大

#### 1. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ハン・ソンジェ

##### イ. 推進背景及び概要

高価な弁理サービスが受けられない国民基礎生活の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業などの社会的弱者と、弁理サービスから疎外された地域住民らに対し、権利確保から係争対応に至る全過程を支援することにより知的財産権分野における社会的公平性を高め、彼らの産業財産権を創出・保護するため、2005年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所し運営している。

公益弁理士の特許相談センターは、計12名(2016年末基準)の公益弁理士が相談、明細書など、出願、審査、審判関連書類の作成支援、産業財産権に関する説明会、審判・審決取消訴訟の直接代理及び係争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の知的財産権保護のために審判、訴訟代理費用を支援する特許法律救助事業を2001年から施行していたが、2011年からは「社会的弱者のための知的財産権保護支援事業」に改編し、「公益弁理士の特許相談センター」と統合して運営している。

##### ロ. 推進内容及び成果

社会的弱者に対する産業財産権保護支援の強化に向けて、従前の代理人費用について支援していた特許法律救助事業方式を改編し、2011年からは審判・審決取消訴訟の場合については公益弁理士が直接事件を代理している。2016年には審判・審決取消訴訟の直接代理に集中したことで、前年対比205%増加した支援実績(109件)を達成した。直接代理の支援事件の具体的な支援実績は、2014年32件、2015年53件、2016年109件

と持続的に上昇している。また、勝訴率も2014年71%から2015年76.1%、2016年93.3%に上昇している。訴訟費用についての支援も2014年28件、2015年29件、2016年34件と支援件数も増加している。

<表V-1-38>2016年度の審判・訴訟支援の実績(支援類型別)

(単位：件)

審判代理	審決取消 訴訟代理	審決取消 訴訟上告代理	民事侵害訴訟 費用の支援	合計
96	10	4	34	143

<表V-1-39>2016年度の審判・訴訟支援の実績(支援対象別)

(単位：件)

中小企業	零細個人 発明家	障害者	基礎生活 受給者	国家 有功者	学生	合計
77	33	13	6	14	-	143

公益弁理士特許相談センターの相談実績は、特許庁顧客相談センター(1544-8080番)及び政府統合コールセンター(110番)との業務協力により、これまでの重複業務について調整することができ、2014年18,828件、2015年16,041件、2016年11,783件に減少し、2015年からは複合係争対応及び非権利者に対する保護などのため、特許係争経営コンサルティングを新設して2015年37件、2016年80件を追加で支援した。

書類作成についての支援は、係争予防に関する防御及び回避設計の出願や今後訴訟発生時に法的活用の可能性が高い案件を優先的に支援を行い、2015年(895件)、2016年(491件)で、前年度に比べ支援実績が減少した。

<表V-1-40>2016年度の相談及び書類作成支援の実績(支援類型別)

(単位：件)

知財権関連相談				コンサル ティング	書類作成 支援	知的 財産権 説明会	合計
電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談				
9,354	824	1,298	307	80	491	11	12,365

＜表V-1-41＞2016年度の相談及び書類作成支援実績（支援対象別）

（単位：件）

小企業	学生	障害者	基礎生活受給者	次上位階層	国家有功者	満19才未満	軍服務遂行者	その他	合計
2,756	928	793	400	81	608	90	32	6,586	12,274

そして、2016年には社会的弱者に対するサービス支援の活性化に向けて多様な広報活動を実施しているが、その中でも、関連機関に対し公益弁理士特許相談センターについて広報を行い、相互協力策についての協議を行った。また、知的財産権制度のガイドブック、相談センターの広報パンフレットなどの広報物を発刊・配布を行い、CF及び紙面広告、バナー広告などを通じて無料弁理サービス支援の拡大に向けて努力した。

#### ハ．評価及び発展方向

2016年には法律救助支援体系の改善に向け、知財権係争コンサルティングを通じた結果に従って審判・訴訟の支援を行い、審判・審決取消訴訟の直接代理に集中することによって支援の実績と勝訴率が大きく増加した。

今後は、審判・訴訟についての支援の場合、外部の専門家も一緒に支援についての可否決定を行い、民事訴訟の費用についての支援時には、被申請人の要件を強化することで、公益弁理士の特許相談センター運営を充実化させ、また、制度改善を通じて非権利者に対する消極的な権利範囲確認審判及び審決取消訴訟の直接代理、特許取消申請・実用新案登録取消申請対応に関する書類作成について支援を行い、社会的弱者に対する支援を強化していく計画である。

## 2. 知識財産才能シェアリング事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事 パク・ダヒョン

## イ. 推進背景及び概要

### 1) 推進背景

知的財産が企業の重要な資産として浮上し始め、これを受けて企業は知的財産権の確保のために活発に動いている。特許庁は、地域の中小企業に対する支援のため、多様な知的財産経営に関する支援政策に取り組んでいるが、限定された予算と高い競争率で小企業、予備創業者など多くの零細企業が支援を受けられない状況にある。特に、零細企業は、特許出願、ブランド、デザイン開発による費用負担により知的財産経営への参加に苦勞している。

そこで、特許庁は零細企業の知的財産の活動を支援するため、自分が持っている才能を、助けが必要な人にシェアリングする「才能シェアリング」を知的財産分野に取り入れ「知的財産才能シェアリング」を2012年から取り組んでいる。

<図V-1-6> 知的財産才能シェアリングのCI



### 2) 概要

「知的財産才能シェアリング」は、弁理士、デザイナー、教授などの知的財産に関する才能及び専門知識を持つ個人又は団体が、知的財産活動において困っている小企業、社会的企業、予備創業者などを助ける活動である。知的財産シェアリングを通じて支援が受けられる知的財産分野は、△知的財産相談、△ 先行技術調査、△知的財

産教育、△ブランド、デザイン開発などである。

才能シェアリング又は才能の受惠を希望する者は、地域知識財産センターに直接相談するか、又は知的財産才能シェアリングホームページに申し込むと、地域知的財産センターにおいて才能シェアリング・才能受惠の適合について判断を行い、担当コンサルタントが分野毎に適合する寄付者と受恵者のマッチングを行う。マッチングされた寄付者と受恵者は才能シェアリング分野と細部進行事項などについて協議を行い、才能シェアリングを通じて知的財産活動を支援することになる。

<図V-1-7>知的財産才能シェアリングの構造図



ロ. 推進内容及び成果

2012年から開始した「知的財産才能シェアリング」は徐々に拡大され、現在まで698件の才能シェアリングが行われた。

2016年の細部支援についての状況を見ると、デザイン開発支援45件、知的財産相談83件、ブランド開発の支援33件、先行技術調査20件、知的財産教育19件、その他16件で計216件の知的財産才能シェアリングが行われた。

<表V-1-42>2016年度の知的財産才能シェアリング分野別の状況

知的財産 相談	先行技術 調査	IP教育	ブランド 開発	デザイン 開発	その他	合計

83	20	19	33	45	16	216
----	----	----	----	----	----	-----

参加事例として、新しい包装デザインの開発において苦勞していた地域の中小企業は、産学連携の知的財産才能シェアリングの支援を通じて新しいアイデアの包装デザイン開発の助けを受け、それに加え、弁理士の才能シェアリングを通じて該当成果物に対するデザイン出願の進行とともに、専門デザイナーの才能シェアリングにより実質的な製品の大量生産についてのコンサルティングも受け、該当市場の拡大及び売上高の上昇に肯定的な評価を受けた。その後、該当企業は、奨学金の寄付及び地域の社会福祉共同募金会に寄付することで再還元まで行い、地域におけるシェアリング文化の拡大にまで影響を及ぼした。

2013年からは大韓弁理士会、サムスン電子、金&張法律事務所、第一特許法人などと業務協約を締結し、大企業の才能シェアリング(知的財産経営コンサルティング、教育、出願相談など)の参加を督励している。また、2014年からは地域大学のデザイン学科の教授と学生が参加してブランド・デザイン開発の支援を行い、大学内の寄付文化の拡大及び学生の実務能力の向上に貢献している。さらに、「知的財産才能シェアリング」終了後、寄付を受けた受惠企業において、才能の寄付を通じて得た収益又は製品を地域の脆弱階層に寄付するなど、シェアリングの循環へと繋げて地域のシェアリング文化の拡大に肯定的な役割を果たしている。

#### ハ. 評価及び発展方向

知的財産才能シェアリングは、知的財産活動において困っている零細企業を支援し、地域における企業の知的財産競争力を高めることに大きな役割を果たしている。専門家の才能シェアリングと共に、大企業と大学など団体の参加を積極的に督励し、知的財産分野の全般に渡って社会貢献文化が拡大できるよう運営を行うべきである。

## 第4節 発明振興イベントの開催

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・ギョンサン  
ジュ・ビョンウク

「発明の日」の記念式は、優秀発明家及び発明有功者を表彰することによって、発明家と科学技術者の士気を奨励し、国民全般にわたる発明の雰囲気づくりを拡大するために開催するイベントである。2016年には「発明による職場づくり、特許により幸せを倍にする」をテーマに、国家知識財産委員会の委員長が臨席した中で、COEXのグラントボルルームで行われた。

2016年の「発明の日」の記念式では、金塔勲章を含む政府の表彰など、計80の授賞が行われ、この中で、今年の発明王の授賞作に対し賞金の支給、トロフィーの授与、「発明家の殿堂」の献納及び海外優秀発明展示会の参観経費などの支援が副賞として授賞された。

韓国国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して表彰する特許技術賞は、2016年には12件の発明と2件のデザインが選定され、韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。全体の応募が272件で19：1の競争率を見せ、全体授賞作14件の中で個人及び中小企業が12件を占めた。

2011年度から統合し実施している大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会は、国内の優秀特許と商標及びデザインだけでなく、世界各国の発明品を展示する国内最大規模の知的財産権展示会として開催している。2016年には78,347名以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内93社(名)から93件、海外31ヵ国から643件を出品及び展示され、国内外の発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の機会を提供した。



## 2. 第51回「発明の日」の記念式を開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・ギョンサン

### イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産の好循環構造確立の有無は、国家と企業の競争力において主な基盤となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産創出を促すためには、社会における各界各層へと知的財産創出の底辺を拡大する法的・制度的・文化的なインフラが構築されなければならない。そのためには、発明家に対する尊重とともに、発明と知的財産の重要性に対する共通認識を拡大させ、国民全般において発明の雰囲気を作成しなければならない。

政府は知的財産に対する認識の重要性を向上させ、発明の生活化を定着させるため、1957年に世宗大王が世界最初に測雨器発明を公布した日(1441.5.19)を記念し、5月19日を「発明の日」と定めて法定記念日に指定した。発明の日の記念式典では、発明家の士気を高めるために有功者に対する表彰、発明パフォーマンス、優秀発明品の展示など多様なイベントを行っている。

### ロ. 推進内容及び成果

2016年の第51回「発明の日」の記念式典では、「発明による職場づくり、特許により幸せを倍にする」をテーマに、第51回を迎えた記念式に国家知識財産委員会の委員長をはじめ、主要人事及び発明有功者、優秀発明業者、発明学生及び指導教員など約1,000人余りが参加した中で、5月19日にCOEX オートトリウムで開催された。

国家知識財産委員会の委員長が発明の日を祝い、知的財産育成に向けて政府の支援に対する意思を表明した。

記念式典では、発明及び特許分野に貢献した有功者に対し金塔産業勲章などの政府の表彰を特許庁長官が伝授し、大韓民国を代表する発明家 1 名を今年の発明王に選定して大統領の表彰とトロフィーを授けた。

特に、第 51 回の発明の日を記念してメディアパフォーマンス、ミュージカル公演、SNS 公募展など多様なプログラムを運営した。

<図 V-1-8> 特許庁の表彰



<図 V-1-9> 記念映像の上映



<図 V-1-10> 2016年今年の発明王表彰



<図 V-1-11> メディアパフォーマンス



#### ハ. 評価及び発展方向

第 51 回目の発明の日の記念式典では、発明家を祝い尊重する雰囲気を作成するために多様な付帯イベントを行った。メディアパフォーマンス、ミュージカル公演で発明家の士気を高め「突拍子もない想像力の分け合い」という SNS イベントを通じて発明の雰囲気を高めた。金塔産業勲章など受勲者と今年の発明王受賞者のインタビューを実施し受賞者が参加できる記念式として開催した。また、体験可能な優秀発明品の

展示ゾーンと発明ゲームの体験ゾーンを構成して参加者たちが楽しめる発明の日の記念式を行った。

### 3. 特許技術賞の授賞

特許審査企画局 特許審査制度課 工業主事補 ホン・ジェキョン

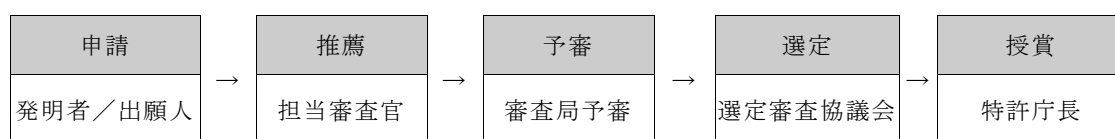
#### イ. 推進背景及び概要

特許庁と中央日報は1992年から発明者と創作者の士気を高め、国民全般における発明の雰囲気を広く拡大させ、国民経済の発展に貢献するため、毎年上・下半期2回に渡って特許庁に登録された発明・考案又はデザインの中から、優秀な発明などを発掘して特許技術賞を表彰している(発明振興法第6条第6号に根拠)。

特に、2014年には予算不足、事業化に対する専門性不足などで可視的な事業成果を収めることができなかった。それで、各種発明関連の表彰において頭角を現すことができない個人や小規模の企業の優秀な特許技術が死蔵されることを防ぎ、事業の活性化を誘導するために「洪大容賞」を新設して施行中である(「機械式渾天儀」などを発明し、地球磁気伝説を主張した朝鮮時代の発明家であり実学者である洪大容の名を取った)。

特許技術賞は世宗大王部門の世宗大王賞(1件)、忠武功賞(1件)、池錫永賞(2件)、丁若鏞賞(デザイン、1件)、洪大容部門の洪大容賞(2件)で構成されている。特許技術賞受賞者には賞金とともに体系的な創業支援プログラムへの参加の機会と特許技術賞受賞マークも提供され、受賞発明の事業化マーケティングの支援を行っている。

<表V-1-43>特許技術賞の施行日程





## ロ. 推進内容及び成果

2016年の特許技術賞は受賞作の品質向上を図るため、洪大容部門の申請範囲を拡大(審査局の推薦日から2年以内→5年以内)し、世宗大王賞の賞金を復元(700万ウォン→1,000万ウォン)して運営された。

2016年の上半期には(株)ENFテクノロジーのシン・ヒョソップ部長他3名が共同で発明した半導体などの製造に使用されるエッチング液晶(半導体製造過程においてシリコン酸化膜の不純物を除去する際に使用する化学物質)造成物が、世宗大王賞に選定された。この技術は、次世代ディスプレイ、半導体装置などの回路配線に使用されるエッチング液晶造成物に関する発明であり、エッチング工程の不良を最小化させてエッチング処理量を増加させた技術である。(株)ENFテクノロジーは多様な特許ポートフォリオを構築して市場成長の潜在力が高い中国や台湾にも進出する見通しである。

2016年の下半期には(株)Dongjin Semichemのユン・ヒョクミン部長他10名が共同で発明したディスプレイパネル製作に使用される有機絶縁膜造成物が、世宗大王賞に選定された。この技術はLCD、OLEDなどのディスプレイパネル製作に使用される有機絶縁膜造成物に関する発明であり、感度と透過度が優れ、工程時間の短縮により生産性を大きく向上させた技術である。この技術を成功的に商業化した(株)Dongjin Semichemは、全世界の市場において約90%、国内市場の約98%の占有率を確保しており、これまで約2,500億ウォンの売上げを記録した。

この他に2015年の下半期に洪大容賞受賞作である連続回分式膜分離を結合した下排水処理のリサイクル装置及び方法を発明した(株)ENEソリューションは、中小企業庁の創業オーダーメイド型支援事業(特許庁 - 中小企業庁の省庁連携支援)対象者に選定され、専担メンターの指定と事業支援金の支給などの創業支援を受けた。

<図V-1-12>2016年上半期受賞  
作デモンストレーション



<図V-1-14>2016年下半期受  
賞作デモンストレーション



<図V-1-13>2016年上半期  
授賞式の授与



<図V-1-15>2016年下半期授  
賞式の授与



#### ウ. 評価及び発展方向

特許庁は、特許技術賞制度を通じて 1992 年から 2016 年の下半期まで計 345 件の優秀発明・デザインについて表彰しており、優秀な特許技術が事業的な成果を収められるよう持続的な支援を提供している。

2017 年からは出願における弱者を配慮するために洪大容賞の申請資格要件を拡大\*し、優秀特許の発掘のための外部申請の資格を拡大\*\*して特許技術賞を運営する計画である。また、IP 金融との連携支援など特許技術賞受賞者に対する支援を強化し、多少更埑された表彰式の雰囲気を変え、受賞者らと共に楽しめる表彰式に雰囲気を変えて進行する予定である。

\*洪大容部門の申請資格を個人及び小規模の企業から個人、中小企業、産学協力団及び地方自治団体へと拡大

\*\*2016年からは韓国発明振興会長のみ推薦が可能であったものを、特許技術賞施行要領の改訂により韓国知識財産戦略院長、韓国知識財産保護院長などを追加

#### 4. 2016年度の大韓民国知的財産大典の開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ジュ・ビョンウク

##### イ. 推進背景及び概要

大韓民国発明特許大典、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展示会を「2016大韓民国知的財産大典」という名前に統合して開催した。創造経済博覧会と同時に開幕することで知的財産の重要性を広く伝える契機となった。大韓民国知的財産大典は、知的財産権に関する国民の認識を向上させて発明の雰囲気を広め、国内外の発明家の交流を拡大させて国際的なネットワークを構築することに目的がある。さらに、今回の展示を通じて優秀発明品を一般の国民に広く知らせ、販路を切り開いて流通を活性化させ、技術先進国への跳躍に向けて今年1年間の発明と特許を決算して表彰することで新技術の発掘ができ、その価値がますます重要となっている商標とデザインの発展を図る効果もあった。

これまで大韓民国発明特許大典は1982年から毎年開催され今年で第35回目を迎えた。商標・デザイン権展は2006年から毎年開催されて第11回目を迎え、ソウル国際発明展示会は2002年から2008年まで隔年開催であったが、2009年からは毎年の開催となって12回目を迎えた。

##### ロ. 推進内容及び成果

2011年からは大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会を同時に開催し、韓国内の優秀な特許と商標及びデザインのみならず、世界各国の発明品を共に展示することにより、名実共に韓国内における最大規模の知的財産権展

示会となった。韓国内外の発明特許イベントのレベルを高め、国際的イメージの向上にも大きく寄与した。

大韓民国発明特許大典は受賞作93社の93件の製品展示と共に、多様な見どころを提供することで一般国民の関心を集め、展示会のレベルを高めようと試みた。また、受賞作中心のメイン展示館以外にも、外国人発明創業大典、軍発明展示館、ハイテク展示館、特許技術の事業化支援館、クラウドファンディング館、購買投資相談会場、知的財産説明会場、職務発明制度広報館など多様な付帯展示館を運営し、参加者に製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供するとともに、職務発明制度の相談もできるようにした。

商標・デザイン権展は、優秀商標権公募展とデザイン公募展の受賞作品をはじめ、商標・デザイン権トレンド館、商標・デザイン権係争事例館などで構成され、多様な年齢層の観客のために様々な工夫を行った。併行イベントとしてSNSを活用した展示広報のイベントとポトカードイベントを実施し、多様な年齢層の観覧客が直接体験できる展示空間を造成した。

ソウル国際発明展示会は9年連続で30ヵ国以上が参加し、ここ3年間で650品目を超える出品作を紹介したことで、世界的な発明展示会として位置づけられた。2016年には78,000名以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内176品目、海外30ヵ国467品目が出品及び展示され、世界的な発明展示会として国内外の発明家らの交流拡大及び国際ネットワークの構築の場となった。また、購買投資相談館を運営して発明家とバイヤーの相談の場を提供することにより、参加者に対する発明品の広報のみならず事業化への実績向上にも貢献した。



<図V-1-16> 展示場全景



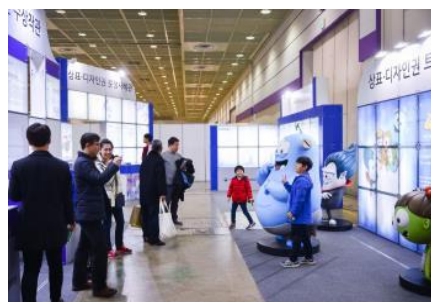
<図V-1-17> ハイテク展示館全景



<図V-1-18> 授賞式の授与場面



<図V-1-19> 商標デザイン権展  
示全景



<図V-1-20> 説明会場運営全景



<図V-1-21> ソウル展授賞式全景



## ハ. 評価及び発展方向

展示会の他に併行イベントとして知的財産説明会場、職務発明制度広報館、特許技術事業化支援館などを運営し、展示会の参加主体である中小企業に対し実質的に役立つようにした。従前の広報方式に加え、海外広報も積極的に実施したことにより計579回の国内外における報道(海外322件)が行われた。



海外大型オープンマーケットのe-BAYバイヤー、現代百貨店、教保HOTTRACKS、NCMG（流通専門企業）などの国内バイヤー、WADIZクラウドファンディング相談企業などを招聘し、従前のB2Cバイヤー中心の購買相談会ではなく、B2B分野の相談ができるように運営を変え、大量製品のない受賞企業向けにINTELLECTUAL DISCOVERY、Tech BIを招聘して技術移転の相談会も同時に開催した。

## 第5節 女性発明振興活動の展開

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 施設主事補 ユ・ヨンチョル

女性発明振興事業の結果、ここ3年間の女性特許出願件数は毎年増加している。

\* 女性の特許出願件数：

(2014) 5,483件→(2015) 6,094件→(2016) 6,415件

\* 男性の特許出願件数：

(2014) 32,559件→(2015) 34,820件→(2016) 33,519件

しかし、未だ男性に比べて微弱であり、韓国の女性経済活動の参加率も2015年基準で57.9%であり、OECD加盟国平均の63%と比べ依然として最下位圏である。高い教育レベルと優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは、国家的に大きな浪費である。また、韓国は急速な高齢化及び出生率の低下により労働力がますます不足している状況に置かれている中で、女性の経済活動の参加を高めるための多様な女性発明振興事業に取り組むべき必要性が台頭している。

特許庁は韓国女性発明協会の支援事業を通じて、女性の知的財産に関する認識を高めるため、全国において女性向け知的財産権教育を実施している。女性の発明アイデアが死蔵されず産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明発掘支援、女性発明品博覧会などの多様な支援政策に取り組んでいる。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しい原動力であり、女性特有の創意性とアイデアが特許で具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例がより沢山生まれるよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

## 2. 女性発明家の底辺拡大及び知的財産の認識向上

産業財産政策局 産業財産政策課 施設主事補 ユ・ヨンチョル

## イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性の経済活動の参加人口が着実に増加している。しかし、そのレベルはOECD主要国34カ国の中で30位であり、出産と育児の時期である30代に発生する経歴断絶現象も未だに持続しており、女性の経済活動の促進のために多様な女性発明振興事業に取り組む必要性が台頭している。

＜表V-1-44＞OECD主要国における女性の経済活動参加率の比較

区分	2012年	2013年	2014年	2015年
韓国	55.20%	55.60%	57.0%	57.9%
日本	63.40%	65.00%	66.0%	66.7%
米国	67.60%	67.20%	67.1%	66.9%
OECD平均	62.30%	62.60%	62.8%	63.0%

\*出所：OECD Employment Outlook 2016

そこで、政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性向けに体系的な知的財産権教育及び情報提供と生活発明発掘の支援などを行い、女性発明の底辺拡大と発明人材を育成している。

## ロ. 推進内容及び成果

## 1) 女性向けの知的財産権教育

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上させ、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して発明に関心の

高い主婦、発明教室の参加学生、父兄、女子大生などを対象に、女性向け知的財産権教育として「女性発明創意教室」を運営している。

弁理士、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家などを講師に招いて運営している女性発明創意教室は、知的財産権に対する概要及び事例、女性の創意性及び潜在力開発の価値、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容に講義を実施している。これにより知的財産権に対する認識を向上させて底辺拡大に大きく寄与し、2008年から2016年まで計473回の32,548名が参加した。

## 2)生活発明コリアの運営

2014年から女性に対する創造経済支援プロジェクトとして「生活発明コリア([www.womanidea.net](http://www.womanidea.net))」システムを新たに構築し、女性の生活発明発掘支援事業に取り組んでいる。2016年には、1月26日から4月7日まで女性の生活の中のアイデア公募を行い計1,759件のアイデアが受け付けられた。受け付けられたアイデアについては、オンラインの書類審査、先行技術調査、アイデアの発表及び面接などの3段階にわたる審査を通じて最終支援大賞作として37件を選定した。

未出願アイデアに該当する<参加部門1>の選定作は、オーダーメイド型メンタリングを通じて知的財産権の出願、技術及びデザイン開発などを体系的に支援した後、試作品を製作して11月25日にオンライン上で公開し、11月21日まで消費者の評価を実施するとともに、11月23日にCOEXにおいて生活発明コリアの最終審査及び表彰式を開催した。公開オーディションの形態で進行された最終審査においては、関連分野の専門家で審査委員会を構成し、24名の提案者が自分で開発した製品について説明と紹介をした後、現場の審査委員会の点数に事前に実施した消費者の評価を加算して最終順位を決め、最高の大統領賞の受賞者に対しは発明奨励金として1千万ウォンを授与した。出願発明に該当する<参加部門2>の選定作は、試作品製作の支援後に、創業及び事業化に関するオーダーメイド型コンサルティングを提供した。2015年度選定作の中で21件については展示博覧会の参加支援を行い、2件については個別オーダーメイド型コンサルティングを行って、女性発明起業家へと成長できるよう支援した。

### 3) 女性発明情報誌の発刊

女性発明イベント及び支援情報、発明界の各種ニュース情報、政府の知的財産権創出促進事業の紹介を行うため、月刊誌「発明する人々」を発刊して月6,000部を配布した。知的財産権の認識向上、発明家の自負心奨励及び権益擁護、国民全般に対する発明生活化運動の展開、発明家と企業との間の連携取組み、発明企業の広報などのナマ情報と多様なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明サークル、女性出願者及び登録者などに提供した。

### 4) 弁理諮問サービス

発明に関心のある一般女性や企業において活動中の女性発明家を対象に、知的財産権の創出及び保護に関する諮問サービスを通年運営している。韓国女性発明協会とMOUを締結した特許法人において、出願を行う際に弁理費用の割引も提供する。2016年には計338件の相談、36件の出願が行われ、知的財産経営と関連した多様な教育も8回実施し約200名が参加した。

## ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業はより多くの女性が知的財産権を有し、経済活動に参加することによって、韓国の産業発展を促進することを目標に繰り広げられた。また、創意的な女性発明家の育成と活用により、優秀な女性発明の出願及び事業化への支援を行うため、体系的な女性発明教育と多様な振興事業に取り組んできた。特に、2016年には女性発明創意教室の他に、新規課程として「ママと一緒に発明創意教室」を運営し、父兄の立場から女性が子供と一緒に発明を体験する機会を提供することで発明活動に対する積極的な参加動機を付与した。また、2015年に選定された生活発明コリアの選定作に対する後続的な支援を行うことで、女性発明支援インフラを構築し、国家発展に女性発明家が参加できるよう努力を傾けた。

### 3. 女性発明の事業化支援

産業財産政策局 産業財産政策課 施設主事補 ユ・ヨン Chol

#### イ. 推進背景及び概要

21世紀は土地と資本などの有形資産が競争力の基盤となる産業社会から、情報と知識が基盤となる技術力・ブランド・デザインなどの無形資産中心の知識基盤社会へと転換する、知識を活用した新しい産業が成長動力として台頭する時点である。特に、このような状況下において、低出産-高齢化社会に入った韓国の場合は、女性の経済活動は新しい活動の主体として重要性がますます高くなっている。

そこで、女性発明の事業化を通じた国家競争力の向上のため、製品化の支援、販路開拓及びビジネスマッチングの機会を提供する世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会などへの支援が求められるようになった。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1) 女性発明品博覧会及び世界女性発明大会の開催

女性発明品の販路開拓及びブランドの認知度向上を通じて女性の企業活動の活性化に寄与するため、女性発明品博覧会と世界女性発明大会を開催してきた。

女性発明品博覧会は2016年は第16回のイベントとして6.16～6.19にKINTEXで開催し、国内の女性発明・企業102社が118ブース規模で参加した。展示場内で事業化支援館を運営し、参加企業を対象に4日の間で232回の技術取引・評価及び流通戦略の相談サービスを提供した。

博覧会において同時に開催された世界女性発明大会は2008年から世界知的所有権機関(WIPO)の後援で開催され、韓国が知的財産強国として国際的なリーダーの役割を果

たすことに大きく寄与した。また、国内女性発明家に国際大会の表彰及び幅広い海外ビジネスマッチングの機会を提供しシナジー効果を創出した。2016年には海外24カ国で137品目、国内で159品目が出品され、グランプリを始め本賞249品目について受賞した。

<図V-1-22>大韓民国女性発明品  
博覧会



<図V-1-23>大韓民国世界女性発  
明フォーラム



## 2) 世界女性発明フォーラム、アカデミー開催

世界女性発明大会と連携して2008年から世界女性発明フォーラムと、2009年からグローバル女性IPリーダーシップアカデミーを開催している。女性発明起業家の国際交流の拡大及びビジネスマッチングを通じてグローバルIP女性企業を育成することに寄与してきた。

2016年にはWIPOの支援により世界知的所有権機関の男女平等局長、中小企業局の調整官、国際発明家連盟、シンガポールRHTグループの主席副社長などを講演者として招聘し、「心を開くアイデアが世の中を変える」を主題にフォーラムを開催した。アカデミーは6.20～6.22に韓国知識財産センターの国際会議場で開催し、国内外の女性発明起業家及び理工学部の大学生など約100名が参加した。WIPOが支援する海外専門講演者を招聘し、新生企業及び中小企業における知的財産権の活用と戦略的管理を主題に理論講義及と討論、体験学習などを提供した。

## ハ. 評価及び発展方向

世界知的所有権機関(WIPO)との緊密な協力により、世界的に唯一な規模の女性発明大会を韓国において開催することで、特許強国としての大韓民国のレベルを高めることに寄与し、国内外の女性発明品を国際的に広報することができ、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

女性の潜在力と創意力の開発は、国家産業発展の新しい原動力であるだけあって、女性特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、このような特許が商品化へと連結させることができ、女性発明、企業家の成功事例がもっと多く発生するよう、多様な女性発明振興に向けて積極的な努力を傾ける計画である。



## 第2章 知的財産行政サービスの改善

### 第1節 特許行政情報システムの開発・運営

#### 1. 概観

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

1999年に特許ネットシステムが開通されたことにより電子出願の時代が到来し、多様でハイレベルな特許顧客のニーズと、IT技術の急激な変化などの環境変化に積極的に対応するため、特許ネットシステムの持続的なアップグレードに取り組み、国際的には、特許ネットシステムを海外に拡大してWIPO(世界知的所有権機関)などとの協力事業に取り組み、特許情報化システムの国際標準をリードするための努力を持続的に展開した。

まず、2013年に第3世代特許ネットシステムの構築事業を完了することによって、出願人に簡単な電子出願環境の提供及び審査・審判官に便利な審査環境の提供ができ、サーバー基盤コンピュータ環境の導入により特許文書の保安を一層強化した。また、国民に対し、国内外の産業財産権情報を簡単かつ便利に利用できるよう特許情報検索サービス(KIPRIS)の品質を高めた。

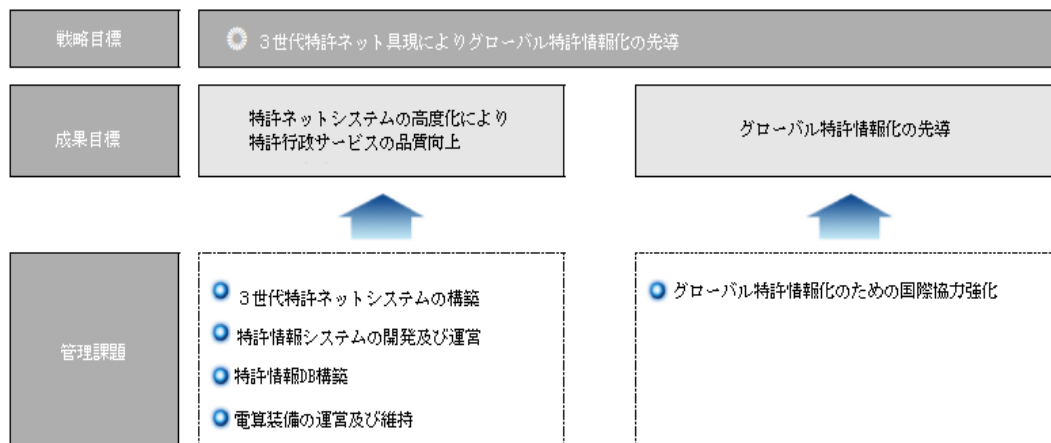
2014年には電子出願システムを改善し、審査支援事業の拡大及び効率化のために審査協力型の先行技術調査の拡大に向けて情報化基盤を構築した。

さらに、グローバル特許情報化を先導するため、米国、ヨーロッパなどの先進5カ国(IP5)特許庁とグローバル特許審査情報システムの拡大への取組、UAEなどの主要戦略国に対する韓国型の特許行政情報システムの拡大、国際デザイン制度の施行によるシステムの構築、WIPO及びAPECとの情報化共同協力などに取組んだ。

2015年からは審査の効率性向上及び品質向上のための情報システムの高度化が進行

された。

<図 V-2-1> 戦略目標の体系図



## 2. 第3世代特許ネットシステムの開発・運営

### (1) 第3世代特許ネットシステムの構築及び高度化

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年1月2日に特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化にしたインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通によって特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業の業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式に変わり、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中枢的な役割を果たし始めた。

2002年にはサービス利用時間の拡大など、多様化・高級化された特許顧客の情報化に関するニーズが積極的に提起され、これを受けて、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けて情報化戦略計画(ISP)が策定された。2003年から2005年ま

での3年間で構築された特許ネットⅡは、いつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」を目指し取組まれた。

特許ネットⅡでは、24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスの支援を行い、世界初のオンライン在宅審査制度を導入し、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど、特許ネットシステムをアップグレードさせ、グローバル競争力に備えた最先端の特許情報システムを構築することができた。しかし、特許ネットⅡの開通以降、数年が経過する間に特許行政環境が急変したことから、全く新しい特許ネットシステムの開発が求められるようになった。

特許法条約(PLT)、ハーグ協定などのように、米国、ヨーロッパ、日本などの主要先進国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせ、国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正されたことで、特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初の特許ネット開通以降、法制度の変更などのやむを得ない状況によって持続的なシステムの改善が継続して行われ、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加し、システムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。それと同時に、業務処理に必要な状態情報の管理において、特許の価値分析・基盤技術の把握などに活用される審査・検索履歴情報の提供が可能な新しいシステムが求められるようになった。

#### ロ. 推進経過

このようなあらゆる環境の変化に応じて、従前の特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月に「第3世代特許ネット構築の戦略計画」が策定され、それによって第3世代特許ネット構築の事前分析事業が同年9月から12月にわたって行われ、第3世代特許ネット事業において取組むべき細部取組課題が発掘された。

2010年には第3世代特許ネット構築に向けて専担組織が構成され、第3世代特許ネッ

トのメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録などの事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を行った。2011年には、2010年の設計結果物を基に具現・テストが段階的に進められ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の動きに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正及び韓・米FTA発効に合わせ2012年1月に第3世代特許ネットを1次開通した。2012年6月からは国際特許、国際商標及び審判システムについて分析・設計・構築を進めると同時に、電子出願ポータルである特許路の全面改編も行った。

#### ハ. 主要推進内容及び成果

2012年1月に1次開通した第3世代特許ネットでは、出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを鑑み電子出願ソフトウェア(SW)の案内機能を強化した。また、出願プロセスについて簡単に把握できるプロセスマップ及びEasy-Web出願システムを構築した。そして、出願段階で出願技術と類似する先行特許を自動検索する機能を構築したことで、強い知財権を創出するための電子出願環境を整えた。

審査能率を高めるために24時間ノンストップの審査を可能にし、特許ネットにアクセスすれば何所でも連続して業務が行える、仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境の構築を完了した。また、審査対象案件の技術内容と類似する先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明細書上の該当名称と図面符号を連携する図面解釈機能など審査に便利な機能の構築も完了した。

システムの側面では業務システム共通機能のモジュール化、開発言語の単一化及び電子政府フレームワークの適用を通じてシステムのメンテナンスが簡単になり、データ品質改善とシステム性能アップのために、従来のUS7ASC II形態で管理されてきたデータをUTF-8形態のデータに転換した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境を導入し、これにより特許文書のコピー搬出が統制されることでセキュリティ体系も強化された。

特許ネットの対国民の窓口の役割をする特許路改善作業も着実に行われた。2013年1月に全面改編された特許路は、新規出願人の手軽な出願を支援するためにヘルプ機能を強化し、頻繁に使用するメニューを簡単に速くアクセスできるようユーザー利便性を中心にインターフェースが変更された。また、ユーザー認証には、公認認証書のみ使用できるように認証システムを統合し、諸証明発行プロセスを改善して単純な証明書類はオンラインで申請することで即時発行が可能になった。その他にも、政府機関としては初めて手数料の外貨納付を導入し、国際特許(PCT)出願手数料をスイスフラン(CHF)で納付できるよう変更するとともに、手数料の自動納付が可能な金融機関を従前の企業銀行から農協銀行まで拡大・適用した。また、2014年には電子出願ソフトウェアを前面的に再構築し、明細別・権利別に存在した多数の明細書作成機及び書式作成機を統合明細書作成機及び総合書式作成機に単純化する一方、使用者に慣れたツール箱形態で使用者インターフェースを改善したことで出願の便宜性を向上させた。

国際市場におけるデザイン権の重要性がますます大きくなるにつれ、2014年に特許庁は、一回のデザイン出願によって各国又は政府間機構に出願したことと同じ効力を持つハーグ協定に加入した。これを反映してデザイン出願から登録、審判に至るまで全体的なデザインシステムを再構築して国際デザインシステムを開通した。これにより特許庁は、知的財産権先進5カ国の中で初めて特許、商標、デザインに渡る知的財産3権に対するグローバル情報システムを完成した。

特許庁の審査品質向上の一環として、スマート審査システムを構築した。まず、2015年に特許出願書と通知書の誤謬分析機能を実現し、2016年には商標審査点検表作成システムを改善して審査点検項目の標準化及び入力自動化、誤謬点検機能を実現した。

## 二. 評価及び発展方向

第3世代特許ネットシステムは、インターネット基盤の電子出願と24時間の365日のユーザーサービスを提供した特許ネットⅠ、Ⅱシステムに続き、世界最高レベルの特許行政情報システムの地位を維持するため、スマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業であった。また、急変する知的財産権の環境に対応し持続的に高度化した。

今後は、ユーザーからの多様なニーズに応じオーダーメイド型サービスの提供を行い顧客を満足させ、知的財産権分野の国際的な統一化の流れに適時対応し、国家競争力を高めていく計画である。

## (2) 特許ネットシステムの運営

情報顧客支援局 情報システム課 行政事務官 コン・ジョンイ

### イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間の情報技術企業に委託した目的は、民間専門企業の情報技術のノウハウを活用して特許ネット運営の効率を図り、最新の情報技術を適時にシステムへ反映させ、庁内外ユーザーのニーズに迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることである。特許ネットシステムの民間委託運営は1998年3月当時、企画予算処における情報システムの運営に関する民間への委託方針に基づき、公共機関としては初めて、特許庁が1999年1月に特許ネットの開通と同時にスタートした。しかし、特許ネットシステムの公共性、保安性の側面において安定的な維持管理ができるよう、特許ネットシステムの中の基盤システム部門は2012年に、応用システム部門は2016年に公共機関である特許情報院に各々移管されて委託・運営している。

特許ネット応用システム部門は、出願・登録・審査・審判など特許行政の20システムで構成され、一般行政システム部門は、知識管理・成果管理・ホームページなど13システムで構成されている。

### ロ. 推進内容及び成果

#### 1) 特許行政の応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は、特許行政分野における20の応用システムを

安定的かつ効率的に運営するとともに、知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更に伴う機能改善を特許ネットシステムに適時反映することで、特許ネットが世界最高レベルの特許行政情報システムとして評価を受ける上で、重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて、特許ネットシステム委託運営事業において特許ネット運営サービスのレベルを定量的に測定・評価を行い、運営事業者の責任を明確にするためにサービスレベル協約(Service Level Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新たに発掘・補完し、指標レベルを着実に引上げ、特許ネット運営サービスの品質を上げると同時に、委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業に関する事業遂行の連続性を確保し、競争体制を誘導するため、2年の長期継続契約の方式に切り替えた。また、システム機能の改善部門については、業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費制度を新たに導入し、委託運営事業者にシステム改善のモチベーションを与え、計量的な成果管理を可能にしたことで、特許ネット委託運営事業予算の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが参照事例として紹介されるなど、特許行政情報システムの運営サービス向上に相当な成果を上げていると評価されている。

2011年からは特許ネット応用システム運営部門を大・中小企業コンソーシアム事業の特許行政システム運営事業と中小企業事業の一般行政システム運営事業に分けて発注することで、政府の大・中小企業の同伴成長施策に込めている。

2012年には従来の特許ネットを全面改編した第3世代特許ネットの開通(2012年1月)を支援することでシステム運営の混乱を早期に安定させ、運営サービスレベルの協約、

機能改善の手続き、マニュアル管理など新しいシステムに最適化された運営プロセスを見直した結果、カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所(SEI)からソフトウェア国際認証である「特許ネットシステムCMMIレベル4」を獲得(2012年11月)した。

2013年には第3世代特許ネットの完全開通(2013年5月)を支援することでシステムを早期に安定させ、特許ネット機能テストの実施を通じたエラー及び機能不備に対するフィードバックを行うことで第3世代特許ネットシステムの完成度を高めた。

2014年にはオープン特許路及び国際デザイン出願システムの新規開発事業の取組を支援し、システム開発完了後の特許ネット機能テストの実施を通じたリハーサル、エラー及び機能不備などを把握することで、先制・常時の障害予防活動を誠実に遂行した。

2015年にはスマート審査システム構築の事業を成功的に完了させるために実環境テストを支援し、特許ネットシステムの実使用部署と運営チームとの緊密な協業体系を備えて第3世代特許ネットシステムの品質を高めた。

2016年には商標法の全面改正に伴うシステムの改善(2016年7月施行)と、商標審査品質向上に向けて審査点検表の標準化を通じウェブ基盤の商標審査点検表の構築など、商標審査システムの高度化に取り組んだ。また、特許取消申請制度の導入のために特許法の改正(2017年3月施行)及び韓米特許共同審査支援のためのCSPシステムの構築など、特許行政サービスの向上に向けて法制度の変更事項を反映した特許ネットシステムの改善を充実に取り組んだ。

## 2) 一般行政システム部門

一般行政システム運営部門は13個の一般行政システムを効率的に運営・維持保守し、法制度の改正及び業務プロセスの変化に伴う改善事項をシステムに適時に反映して、行政業務の効果的な遂行と職員同士の意思疎通の改善に重要な役割を担っている。



主要業務はオンナラ電子文書システム、知識管理システム、メッセージャー、成果管理システムなどの内部行政業務用システムの運営と、代表ホームページ、ユーザーサービス窓口、特許顧客相談センターなど、外部へのサービス用システム運営に分けることができる。

1999年から2011年までは特許ネット応用部門の運営委託事業に含めて契約締結して運営していたものを、2012年からは中小企業の事業への参加拡大のため、一般行政システム部門を分離して調達庁に公開競争の形態で発注を行い、2年長期契約を締結して運営している。

2012年にIP法令総合情報システムを導入し、特許庁所管の法律とマニュアルを迅速かつ正確に検索、活用できるようサービスを提供している。

2015年には特許行政関連の各種通知及び案内書をe-mail又はSMSで発送する顧客管理システム(CRM)をアップグレードし、特許行政顧客対象にサービスを提供している。

2016年には国民の利便性を増進させるために庁及び傘下機関の類似重複ウェブサイトである8サイトを統廃合し、情報脆弱階層の情報アクセシビリティを向上させるためにホームページの整備を行い、ウェブアクセシビリティの認証マークを獲得して顧客サービスの満足度を高めることに大きく寄与した。

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱皮し、一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく委託運営事業で遂行した。また、特許庁内部の情報化人材による運営管理体系を強化し、特許ネット委託運営事業の効率性を一層改善していく計画である。

さらに、高品質の特許ネット運営サービスの提供のため、従来のサービスレベル指標を大幅に改正して新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の特許ネット運営サー

ビスの提供を通じてサービスレベルを持続的に高める計画であり、基盤システム運営チームと緊密な協業を行い、特許ネットシステムの安全性と性能の向上にも主力する計画である。

### (3)特許ネット基盤システムの運営及びインフラの高度化

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 キム・ムンソン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は韓国知的財産分野インフラの中核である特許ネットについて、安定的な運営及び利用環境改善に向けて特許ネットシステムインフラの高度化を持続的に取り組んできた。最近の主要インフラ構築及びインフラ高度化の事例を見ると、2011年～2012年には特許ネット事務処理システムの最適化を通じて特許ネットの稼働時間を週末及び休日まで拡大し、保安性の強化及び業務効率性の向上などのためにサーバー基盤のコンピューティング(SBC)環境に転換・構築した。また、2013～2014年にはサービス品質及び性能を高めるための管制体系を強化し、審査協力型の先行技術調査事業を拡大するため、外部調査員用のサーバー基盤のコンピューティング環境を提供するとともに、検索システム電算資源の増設を実施した。また、2015～2016年には新規開発システム支援のために特実検索と法制度の改善に伴う特許ネットシステム高度化の開発環境、スマート審査システムの開発及び運営環境を構築して提供した。

このように特許庁は特許ネットシステムが開通されて以来、サービスの拡大及びユーザーの多様な要求事項を満足させるため、電算インフラの拡充及び再配置、二重化構成による安全性の強化、システムチューニングによる性能改善などを持続的に取り組んできた。

物理的な構成観点から見た特許ネットインフラは、次のとおりである。現在、電子出願、審査、登録、審判、検索など大半の特許行政情報システムは、光州統合電算センターで稼働している。災害復旧センターは大田統合電算センターに構築され、災

難・災害に備えてリアルタイムでデータのバックアップが行われており、災害が発生した場合は3時間以内に自動的に転換できる復旧体系を構築している。また、特許庁電算センターは、政府統合電算センターで運営している特許ネットサービスを支援するために必要な統合サービスの管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなどの運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムを備えている。

＜表V-2-1＞特許ネットシステムの稼働時間

区分	平日	土曜日	日曜日	ウィークデーの休日
従来 of 運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在(2011.2以後)	07:00～24:00	07:00～18:00	14:00～20:00	07:00～24:00

\* 休日の特許ネットサービス利用者は平均141名であり、平日対比12.2%利用中

#### ロ. 推進内容及び成果

審査・審判業務の生産性を最大に引き上げるため、2011年にはバックアップ・配置作業・メンテナンスなど特許ネット事務処理システムの点検時間を最適化にし、特許ネットの稼働時間を大幅延長した。

2012年には第3世代特許ネットのユーザーの業務環境をサーバー基盤のコンピューティング(SBC)環境に構築し、特許ネットシステムの保安を強化するとともに、ユーザーの特許ネット業務の環境を改善した。

2013年には審査・審判業務に直接影響を及ぼす検索及び翻訳システムの性能を改善するために資源の増設と電算資源を再配置することで、審査・審判業務の環境を改善した。また、特許ネット異常兆候に対し早期に対応できる24×365サービス管制体系を構築した。

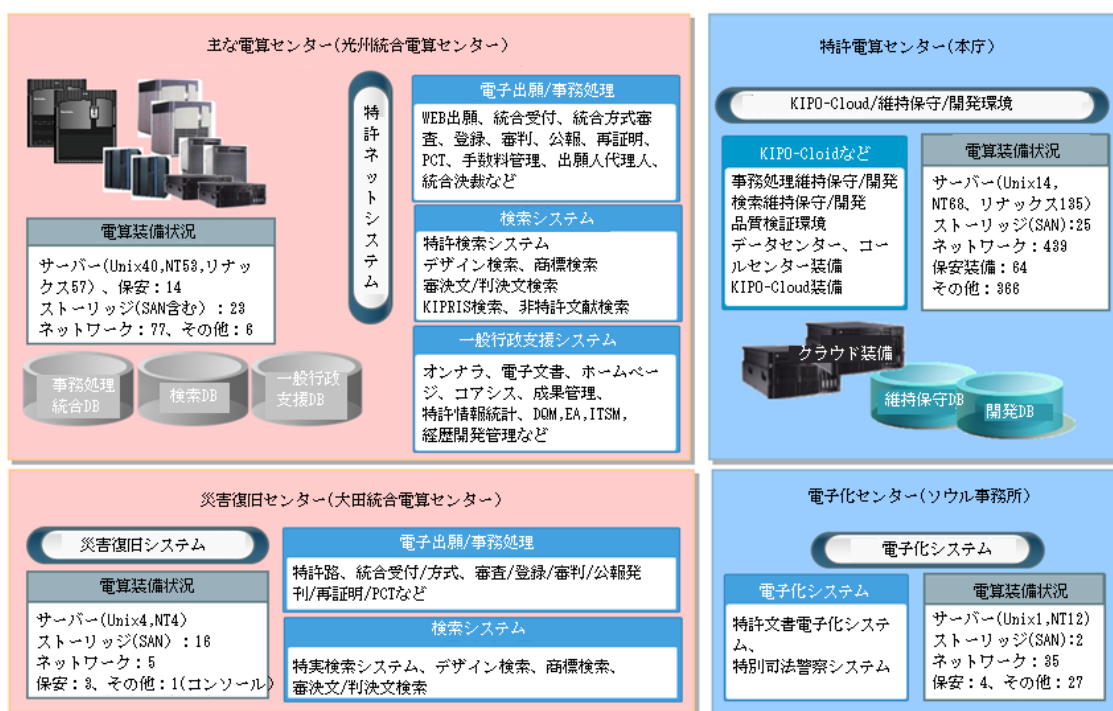
2014年には審査協力型の先行技術調査事業の拡大による先行技術調査員の人員増加に備えてサーバー基盤のコンピューティング(SBC)環境を増設し、先行技術調査機関に対する検索システムの開放のために新規電算資源の導入と従来 of 電算資源の再配置

に取り組んだ。

2015年～2016年には中小企業が参加する開発事業を支援するため、スマート審査システムの開発サーバーと運営サーバーを構築して提供し、検索システム、法制度の改善に伴う特許ネットシステムの高度化事業に開発サーバーを構築した。

また、2016年に応用・基盤性能改善を行い、電子出願の受付処理速度及び特許ネットの応答速度を向上させ、光州政府統合電算センターにある多数・低性能の特許庁ストレージを新規・高性能センター統合ストレージに転換し、特許庁のデータの安定的な運営基盤を備えた。

<図V-2-2>特許情報システムインフラの構成図



<表V-2-2>電算設備の運用状況

(2016年12月末基準)

区分	主要施設及び設備
*サーバー388台、ディスク66台、ネットワーク設備558台、バックアップ設備5台、	

ユーザーパソコン 2,879 台など	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー (UNIX:14 台、NT: 68 台、Linux: 135 台)</li> <li>◦ストレージ 25 台 (DISK 21 台、SAN 4 台)</li> <li>◦ネットワーク装備 439 台、バックアップ装備 1 台、その他 365 台 ( コールセンター7 台、一般設備 79 台、管理用 264 台、クラウド用管理ツール 15 台)</li> </ul>
統合保安管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦侵入遮断システム 24 台、侵入探知システム 3 台、侵入防止システム 7 台</li> <li>◦その他保安装備 (VPN、CONTENTSFILTER など) 30 台</li> </ul>
光州政府統合電算センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー (UNIX:40 台、NT:53 台、Linux:57 台)</li> <li>◦ストレージ 23 台 (DISK: 14 台、SAN: 9 台)</li> <li>◦ネットワーク装備 77 台</li> <li>◦その他 20 台 (バックアップ装備:3 台、JUKEBOX:1 台、UNIX コンソール:2 台、保安装備:4 台 )</li> </ul>
災害復旧センター (大田政府 統合電算センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー (UNIX:4 台、NT:4 台) ◦ストレージ 16 台 (DISK:10 台、SAN4: 6 台)</li> <li>◦ネットワーク装備 5 台、その他 5 台 (スーパードームコンソール: 1 台、保安装備: 3 台)</li> </ul>
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー (UNIX:1 台、NT:12 台)</li> <li>◦ストレージ 2 台 (DISK:1 台、SAN:1 台)</li> <li>◦ネットワーク装備 35 台、その他 31 (バックアップ装備:1 台、コールセンター交換機:1 台、保安装備:4 台、一般設備:25 台)</li> </ul>
特許行政用ユーザー パソコン及びプリン ター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦パソコン 2,897 台、モニター4,187 台、ノートパソコン 130 台</li> <li>◦プリンター471 台、スキャナー134 台、バーコードリーダー/プリンター77 台</li> </ul>

#### ハ. 評価及び発展方向

2016年まで特許庁は情報システムの運営環境の安定化及び快適な特許行政サービスの提供に向け、電算環境の最適化、電算資源の増設、審査協力型の先行技術調査の環境構築など多様なインフラの改善活動に取り組んできた。これにより特許ネットサービスの提供時間の拡大、審査協力型の先行技術調査事業の活性化、電算出願及び事務処理システムの性能向上など、庁内外の利用者の利用満足度を高めることに貢献した。

2017年には特許ネットシステムの統合DBをアップグレードし、持続的な技術支援を行いシステム運営の安定性を高め、また、審査官の特実検索システムの性能を重点的に点検・改善を行い審査の効率性を高めることに尽力する計画である。今後、特許庁情報システムの安定性及び利便性向上の方向性を維持しつつ、持続的にインフラの改善活動に取り組み、特に、第3世代特許ネットシステム開通時期に構築された耐用年

数が到来する HW・商用SWを段階的に老朽交代及びアップグレードし、OPD・三極網、手数料などの単一サーバーで運営しているシステムを二重化にするなど、国民・審査官が安定的に利用できる特許ネットを作るために努力する計画である。

#### (4) ユーザー支援顧客満足度の向上

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 キム・ムンソン

##### イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは個人用電算装備(パソコン、モニター、パソコン用ソフトウェア、プリンターなど)の障害要因を事前に点検して障害を予防し、障害が発生した時は迅速かつ正確なサービス支援を行い、ユーザーの不便を最小化にする役割を担っている。

<表V-2-3>年度別のユーザー支援の状況

サービス支援事項	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
障害受付及び処理	32,654件	47,396件	34,451件	21,805件	19,757件	16,479件
訪問型サービス	2,914件	2,516件	3,077件	2,563件	921件	-
在宅勤務支援	1,648件	957件	1,008件	481件	408件	4269件
集中支援サービス	389人/ 1,117回 訪問	480人/ 1,255回 訪問	631人/ 1,247回 訪問	605人/ 1,156回 訪問	600人/ 1,740回 訪問	600人/ 2,400回 訪問

\*2015年4月から訪問型サービスの代わりに使用者満足度が高い集中支援サービスを強化

##### ロ. 推進内容及び成果

ユーザーの電算環境の性能・機能改善、障害予防など、ユーザーに最適な電算事務環境を提供するため、ユーザー支援チームは現場で顧客からのニーズを記録・検討し、より良いサービスを提供するための資料として活用している。

2008年からは頻繁に助けを求めるユーザーを集中的に支援するサービスを開始し、

ユーザーの意見収集及び事前に障害予防の活動を展開している。また、局別に訪問型サービス (Before Service) を定期的を実施し、運営者の立場ではなくユーザーの立場からみた不便な所を把握して改善に向けて取り組んできた。

一方、2012年第3世代特許ネットシステム及びサーバー基盤のコンピューティング (SBC、Server Based Computing) システムを開通した初めの頃は、ユーザー向けの緊急支援チームを組織・運営して新規システム開通によるユーザーの不便を最小化した。2013年には在宅勤務者のKIP0-Cloud転換、網間資料伝送システムの安定的な定着と支援に力を入れ、下半期に行った庁の職制改編による電算装備の移転設置及び障害処理支援を通じ早期に業務の安定化に寄与した。2014年には迅速なユーザー支援サービスの提供を最優先課題として選定し、障害解決の要請に対する迅速な処理に集中してサービスを提供した。それと同時に、ユーザーの利便性を高めるために夜間トナー需給支援サービスを行い、また、電算資源別に使用手続き、自己措置、最適化方策を案内する事務用電算資源ユーザーガイドを制作・配布した。2015年には従来の訪問型サービス支援体系を改編することで集中ケアサービスを強化し、数年間蓄積されたユーザー支援のノウハウを反映した支援に関する事例マニュアルを製作及び活用してユーザー支援サービスの品質を改善した。

また、第3世代特許ネットシステム環境及びWindow7、ワイドモニターの一般化などIT技術のトレンドを鑑み、ユーザーに最適な電算環境を提供するために持続的に関心を傾けている。また、事務用電算装備及びソフトウェアを購入する際に、実使用者である庁職員を評価委員として委嘱するなど、積極的な方法でユーザーの意見を反映している。

#### ハ．評価及び発展方向

ユーザー支援サービスは常にユーザーに最高のサービスを提供するため、さまざまな努力を傾けているにもかかわらず、ユーザーの目線と期待値は高くなる一方であり、顧客を満足させるのは極めて難しい。特に、個人の性格や業務特性が異なるため、ユーザーの多様なニーズに全て応えることは不可能に近い。

それにもかかわらずユーザーからの要求事項を常に収斂し、頻繁にサービスを要請するユーザーに対し集中支援サービス及び訪問型サービス(Before Service)などの積極的な支援活動を行い、ユーザーに最適な電算環境を提供するために絶えず努力した結果、ユーザーの満足度をかなりのレベルまで引上げることができた。

2016年にはサービスの提供を受けたすべてのユーザーから、サービスの品質に対するフィードバックとサービスのマインドを高めるための苦情対応教育を実施し、ユーザー支援サービスへの能力を強化した。また、技術者が直接電話対応を行い、有線上又は直接訪問することにより迅速にサービスを提供できるようにしてサービスを受けるユーザーの満足度を高めることに力を入れ、2016年はサービスの満足度がかなり高いレベルである93.2点に上昇した。

### 3. 審査官用検索システム(KOMAPASS)の構築・運営

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

#### イ. 推進背景及び概要

審査官用検索システム(KOMAPASS)は、国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判決文及び非特許文献などを迅速・正確・便利に検索できるよう構築された情報検索システムであり、特許庁の審査官及び審判官、外部の先行技術調査機関が利用している。

正確な審査・審判を支援するために、KOMPASSを通じて検索可能な文献を持続的に拡充している。現在、国内の特許公報だけではなく12カ国の特許公報及び国内外の商標・デザイン文献を提供している。

これまで特許庁は品質の高い審査・審判を支援するためにKOMPASSを持続的に改善してきた。審査官の情報アクセスにおける言語の壁を解消するため、英・日・中→



韓の機械翻訳サービスの提供及び持続的な翻訳品質の改善を進めており、審査対象の後出願件の検索除外、既閲覧図面の一括照会など、オーダーメイド型の情報を提供することで品質の高い審査・審判の基盤を整えた。

<表V-2-4>2008年～2016年の検索システム高度化推進の経過

年度	内容
2008年	<ul style="list-style-type: none"> <li>未来型検索システム構築事業の推進(1年目)</li> <li>- 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化</li> <li>- 特許及び非特許文献が一括検索できるワンクリック検索サービスを実現</li> <li>- 国内及び海外検索データの標準化及び再構築</li> </ul>
2009年	<ul style="list-style-type: none"> <li>未来型検索システム構築事業の取組(2年目)</li> <li>- 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化</li> <li>- 公開・未公開 DB の分離など DB セキュリティ強化及び国民に対する検索セキュリティ強化</li> </ul>
2010年	<ul style="list-style-type: none"> <li>検索システムの高度化</li> <li>- 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化</li> <li>- THOMSON INNOVATION など有料 DB の構築範囲の拡大</li> </ul>
2011年	<ul style="list-style-type: none"> <li>検索システムの高度化</li> <li>- 標準文書(3GPP) DB 一部を構築</li> </ul>
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>検索システムの高度化</li> <li>- 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善</li> <li>- 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>検索システムの高度化</li> <li>- 中→韓機械翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化</li> <li>- 標準技術文書(3GPP、IETF)DB の拡大構築(731,000件)、非特許文献統合検索システムの構築</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>検索システムの高度化</li> <li>- 最新検索技術が反映された次世代検索エンジンの交替</li> <li>- スーパー引用文献検索、IPCシソーラス検索の提供</li> <li>- 先行技術調査機関用の検索システムの構築</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>検索システムの高度化</li> <li>- 審査対象後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供</li> <li>- 米国、日本の過去の特実文献に対するOCRデータの提供</li> <li>- 次世代UIプラットフォーム導入を通じてオーダーメイド型利用者検索環境の提供</li> </ul>
2016年	<ul style="list-style-type: none"> <li>検索システムの高度化</li> <li>- 次世代検索エンジンを活用した検索の正確度向上及び検索機能の強化</li> </ul>

## ロ. 推進内容及び成果

### 1) 検索性能・利便性の改善

審査官の検索業務における正確性及び効率性を高めるため、審査対象の後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供及び米国、日本のイメージ公報のキーワード検索の拡大などを提供した。また、検索業務の効率化を図るため、次世代UIプラットフォームを導入した。

2014年には新しい検索技術を反映した次世代検索エンジンを導入し、これを基に検索の正確度及び利便性が改善され、新しい検索機能を備えた次世代審査官用の検索システムを2015～2016年にかけて構築した。

## 2) KOMPASSの先行技術調査機関への開放

先行技術調査報告書の品質向上のため、KOMPASSと同じDB、検索エンジンで構成されている先行技術調査機関用の検索システムを構築し、先行技術調査機関に全面開放した。

## 3) 資源利用の最適化

商標・デザイン・審判決文の検索DBであるKOMPASS及びKIPRIS(国民向け特許検索システム)の共同活用体系を構築することで、データの重複解消、整合性の確保、データ搭載プロセスの簡素化などを実現し、電算資源の再配置を通じた資源利用の最適化を取り戻った。

## ハ. 評価及び発展方向

特許庁は先行技術調査の迅速性・正確性を向上させるために持続的に機能の高度化を図っている。品質の高い審査を支援するために検索項目の加重値の適用、予約検索、検索式の共有など、検索サービスを持続的に高度化にし利便性を強化してきた。その結果、2016年のKOMPASSの利用件数は457万件余りで2015年に比べ15%の増加となった。これからも品質の高い審査・審判のための先行技術調査の重要性が増加するはずであ

る。そのために審査・審判官が簡単に速く希望する検索ができるようなシステムを持続的に改善していく計画である。

#### 4. 情報保護体系の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 イ・サンユン

##### イ. 推進背景及び概要

特許庁はサイバー攻撃への対応レベルを強化するために多角的な保護管理業務を行っている。2005年に特許部門保護管制センターを構築して以来、24時間365日でサイバー攻撃をリアルタイムで監視しており、2006年に情報保護国際認証であるIS027001を獲得している。2013年から傘下機関に対する情報保護の管理実態についての評価を実施し、2014年からその対象を先行技術調査機関にまで拡大して国家知的財産である特許情報をより体系的に保護するための基盤を造成した。このような持続的な努力の結果により「情報保護有功」の大統領の機関表彰を2009年、2010年、2016年に受賞し、特許庁の情報保護能力に対するレベルを高めている。

特許庁は現在も、行政機関の中で最高の情報保護レベルを維持するため、情報保護政策、組織及び技術などの各分野において情報保護業務が有機的に連携できるよう多角的な努力を続けている。

##### ロ. 推進内容及び成果

第一に、ハッキングなどサイバー攻撃から業務資料の流出を防止するため、ネットワークを一般行政網、特許業務網、インターネット網に分離して一般行政網と特許業務網の安定性を確保した。2008年には国家情報院が主管する中央行政機関の網分離事業の対象機関として選ばれ、一般行政網・業務統合網の網分離事業を展開した。更に、2012年にはクラウドシステムを導入して業務統合網を特許業務網とインターネット網に分離することで業務網に対する保護を更に強化した。それによって、特許文書は全

で中央で管理するサーバーに保存され、特許情報の外部流出を根本的にシャットアウトした。

第二に、サイバー攻撃による侵害事故を予防し、リアルタイムで探知・対応するため、2005年から特許部門保護管制センターを運営し、2010年には侵害事故対応専任チーム(KIPO-CERT)を設立して運営している。2012年にはサイバー攻撃の動きを正確に探知し迅速に対応するため、国家情報院との二重保護管制体系を確立し、ネットワーク・サーバー・パソコンに対する多様な情報保護システムを持続的に拡大・構築した結果、現在20段階の情報保護防御体系を確立した。

第三に、庁職員の情報保護に対する認識を高めると同時にサイバー攻撃に対する対応手続きを熟知させるため、政府レベルのサイバー攻撃対応訓練とは別に、ハッキングメールの対応訓練、侵害事故の対応訓練、個人情報流出事故の対応訓練など、独自の模擬訓練を毎年行っている。また、国家情報保護政策の共有及び最新のサイバー攻撃の動向に対応するユーザーの注意事項を「情報保護及び個人情報保護政策説明会」を開催して伝えている。

最後に、改正された「個人情報保護法」義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護努力に積極的に参画している。特許ネットサーバーに保存されている出願人の住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限及びアクセスを技術的に統制できる体系を構築することで個人情報保護体系を強化した。特に、特許庁は、最近急増している個人情報流出事故を予防するため、本庁のみならず傘下機関の個人情報保護改善にも努めている。傘下機関を対象に個人情報の管理実態について一斉点検及び現場実査を行い、個人情報保護責任官会議を開催して個人情報に対する責任意識を高めた。また、個人情報を取り扱う者のために特許庁で個人情報保護ガイドラインを別途作成して個人情報保護・管理強化に万全を期している。

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は最高の情報保護レベルを維持するために多角的な努力を傾けた結果、中央

行政機関の情報保護管理体系を総合的に評価する尺度である国家情報院主管の「情報保護の管理実態評価」において8年連続で優秀等級を獲得し、また、行政自治部主管の「国民に対するサービス情報保護レベル診断」及び「個人情報保護の管理レベル診断」においても毎年優秀等級を獲得するなど、中央行政機関の情報保護業務評価において優秀な成績を達成している。しかし、最近のサイバー攻撃がますます智能化・多角化しているだけに、現在の成果に満足せず、情報保安管理体系を持続的に強化して特許情報が安全に保存・処理できるよう最善を尽くす予定である。

## 第2節 ユーザー中心のサービスシステム体制の構築

情報顧客支援局 情報顧客政策課 技術書記官 ハン・マンヨル

### 1. 概観

#### イ. 推進概要及び概要

特許庁は企業型の責任運営機関としてユーザーのニーズに応じた特許行政サービス体系の構築、ユーザーの不満及び隘路事項の解消に向けた制度改善、品質の高い相談サービスの拡大、出願・登録サービスの改善、ユーザーの負担緩和及び納付利便性の向上に向けた手数料システムの改善などに取り組んできた。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許庁は毎年ユーザーサービス総合推進計画の策定・施行を通じて国民の不満事項を体系的に改善・是正し、出願人住所の自動変更制度の導入、手数料減免制度の持続的な拡大、権利一部抹消申請時の印鑑証明書提出の廃止、手数料納付制度の便宜向上などに取り組んだ。

また、特許庁はユーザーサービスの向上のために特許顧客満足度調査を毎年実施しており、職員の電話対応態度をモニタリングする電話親切度調査も併行している。また、弁理士会、韓国知識財産保護協会などの外部の専門家が参加して特許行政の全般にわたって点検を行う特許行政モニター団を運営している。

特許庁はいつでもどこでも簡単に特許行政サービスの利用ができるよう、24時間電子ユーザーサービスの「特許路」システムを提供している。24時間提供するサービスは、書類の受付、特許庁発送の通知書閲覧、登録原簿などの各種証明書の申込み及び発行、審査進行情報の閲覧、出願番号及び提出書類処理過程の通知などであり、大半が電子ユーザーサービスに該当し、当日に受け付けて処理している。

## ハ．評価及び発展方向

特許庁はユーザーの利用満足度及び利便性の拡大、効率的な特許行政サービスを提供するため、今後も申込書類の簡素化など各種サービス制度を改善し、合理的な手数料システムの構築とシステム整備を持続的に行っていく計画である。

## 2. ユーザー指向的な手数料体系の改編

情報顧客支援局 情報顧客政策課 技術書記官 ハン・マンヨル

### イ．推進概要及び概要

特許庁は手数料の政策が知的財産基盤の創造経済の実現に向けて寄与できるよう、ユーザーの立場に立って手数料に関する改善事項を常に発掘し、適期に制度と慣行を改善するための努力を続けている。

### ロ．推進内容及び成果

#### 1) 7～9年次の減免制度の導入(2016. 7)

経済力不足の個人及び中小企業向け年次登録料の30%の減免期間について、従前の4～6年次から7～9年次にまで期間を拡大した。これにより個人及び中小・中堅企業、公的研究機関及び専担組織の手数料の負担が、年平均94億ウォン程度に減少するものと予想される。

#### 2) デザイン変更補正時に減免適用(2016. 7.)

デザインの一部審査登録出願を審査登録出願に変更する補正書の提出時に、追加で納付すべき出願料の差額に対し減免を適用できるように規定を改訂した。

3) 同一権利に対する重複訂正請求時の訂正請求料の値下げ(2016. 7.)

一つの特許権(実用新案権)に対し無効審判が複数で請求され、権利者が各々無効審判毎に同一な内容の訂正請求を重複で行う場合、二回目の訂正請求からは訂正請求料の免除が受けられるように改善した。

4) 知的財産経営認証制度の活性化(2016. 7.)

知的財産の経営認証制度の導入(発明振興法の改正、2016. 4. 28.)されることにより認証企業に対し4~6年次の登録料の20%を追加で減免する制度を新設した(2008年2月28日まで一時的に適用)。

5) 年次登録料納付案内書の改善(2016. 7.)

最初の設定登録料納付時に証拠書類を提出し、中小・中堅企業の減免対象として認めてもらった場合、その後の4~9年次の年次登録料納付告知書にも減免された金額を告知して減免証拠書類の提出負担を緩和した。ただし、大企業に編入されたか、権利者が変動した場合は減免前の正常の納付金額を告知するようにし、証拠書類の提出以降から持続的に減免が受けられるように改善した。

6) 住所自動変更システムの改善(2016. 6.)

特許顧客が自分の住所の情報を簡単に変更し、持続的に現行化された状態を維持できるよう、行政自治部の行政情報共同利用システムと連携させた「住所自動変更」制度を導入したが、広報不足などにより活用率が低い状況であった。そこで、特許顧客番号を新規で申し込む際に、住所自動変更システムの申請可否について必須的に選択するように改善し、住所情報の変更の際にも自動変更について案内を行い、自動変更制度に対する活用率を大幅に高めたことにより、郵便発送通知書の返送件数も減少させた。



## ハ. 評価及び発展方向

特許庁は需要者の立場から費用負担なしでより便利に特許行政サービスの利用ができるようサービスの基盤を持続的に改善した。手数料の減免制度を拡大して経済的弱者の負担を緩和させ、各種証拠書類の提出負担を緩和することによって、権利者の行政的負担も減らした。今後、特許庁は顧客の立場から権利維持の負担を緩和し、手数料制度と慣行を改善する努力を続けていく計画である。

### 3. 出願・登録分野における特許行政制度の改善

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	キム・ジョンフン
	登録課	行政事務官	チェ・ジョンフン
	国際出願課	行政事務官	ジ・サンフン

## イ. 出願分野の制度改善

### 1) 出願人の手続的な権利保障に向けて各種通知書及びシステムを整備

特許庁は品質の高い適時性のある審査を提供するために商標の細分化された権利を一つに統合し、「出願人コード」を再整備して「特許顧客番号」という名称に変更した。また、これと関連した具体的な事項を告示で制定して出願人の誤認、混同を防止し、各種書式及び発送案内通知書の文句を分かりやすく現行化し、顧客中心の効率的な特許行政サービスを提供した。

### 2) 「多件併合書類の一部返還の件について釈明機会を付与」する制度を改善

出願人が住所及び名称変更や出願人変更(特許権の移転)に関する申告書などを提出する際には、出願と登録の段階を区分して各々提出した。このような不便を解消するために特許庁では、システムが互いに連動できるように改善を行い、出願人が必要な

場合に出願及び登録関連の申告書を一つの書面で一括提出できるよう「多件併合申請制度」を導入した。この制度は出願人が一度に申請できる便利な点があるが、一部の件においては、間違えた場合には一度に返還される厄介なことも起こる。そこで特許庁では、これを改善するために「多件併合書類の一部返還の件について釈明機会を付与」する制度を新設した。すなわち、特許ネットシステムの改善を通じて一部間違った部分のみを探しだし、一部について返還の理由通知書の発送ができるようにしたものであり、出願人が必要な場合は釈明書類を提出して修正できるように機会を付与するものである。

### 3) 「誤答ノート」及び(減免のためのハンドブック)等の模範書式紙(見本)を提供

特許庁では顧客指向的な特許行政サービスを提供するために、既に提出された各種の書類などを類型別に分析して最も多い誤謬が発生している部分を探し出し、「誤答ノート」というリーフレットを製作した。これは、出願人が各種書類を作成する際に必須項目を漏らさず作成できるように助けてあげるだけでなく、最も多く間違える部分をチェックし模範の書式紙として活用できるようにしたものである。また、特許庁では最も多く出願の割合を占めている中小企業が、中小企業基本法の変更などにより手数料の減免を受けるための証明書類の提出において混同があるはずだと見做し、「中小企業の手数料減免案内ハンドブック」を製作し、各種団体や専門会社を対象に説明会を開催して主要事例別の案内とともに資料を提供している。

## ロ. 登録分野の制度改善

### 1) 登録原簿である書類に単独申請の承諾意志を記載する場合に単独の申請が可能

これまで特許権を移転する者(譲渡人)の承諾書が添付された場合にのみ、特許権の移転を受けた者(譲受人)が単独で登録申請ができたが、今後は登録原簿の書類(譲渡証)に特許権を移転する者の登録を承諾するという意思表示が書いてある場合にも、特許権の移転を受けた者が単独で登録申請をすることができるようにした。

## 2) 権利一部抹消申請時の印鑑証明書などの提出を廃止

特許権などを抹消する場合、本人の意思確認のために印鑑証明書を提出していたが、権利のうちの一部の請求項若しくは一部の指定商品を抹消するなどの内容で権利を一部抹消する場合には、印鑑証明書を提出しないようにした。

## 3) 質権が設定された特許権などの移転手続きを簡素化

銀行などの金融機関を対象に、特許権を担保に貸出を受けた特許権者が一定期間の間に貸出金を返せなかった場合には、該当権利を銀行などの金融機関が単独で処分できるようにするために質権が設定された特許権などの権利移転手続きを簡素化した。

従前は特許権などの質権実行による権利移転時、特許権者の印鑑証明書(受付日から6ヵ月以内に発給したもの)などの譲渡書類を添付して申請していたため、銀行と特許権者たちが困っていたが、今後は「貸出金を返済できない場合には特許権を譲渡する」というなどの特約事項が設定され、それに処分の承諾書を添付すると、今後権利移転時には債務履行事実証明書だけ提出することで登録申請ができるようになった。

## 4) 数件に対する登録申請書類の補正時に一つの補正書で補正が可能な一括補正制度の導入

登録申請人が受付番号が異なる数件の同一な内容の補正案内書を受けた場合、受付ごとに登録補正書を別途提出しなければならない不便を解消するために、一つの登録補正書で補正ができる一括補正制度を導入した。

ただし、申請に関する事項と補正事由が異なる場合には、一括申請による誤謬が発生する恐れがあるので、同一の申請人及び同一の補正事由に限り登録補正の対象項目を複数で記載できるようにした。

## ハ. 国際出願分野の制度改善

#### 1) PCT出願の発明者変更のための事由書提出義務を廃止

PCT国際出願書を提出した後、発明者の変更を要請する際に、別途の事由書を提出しなくてもできるように申請要件を緩和した。従前はPCT国際出願書の発明者に対する記載事項を変更するには、変更に必要な事由を必ず提出するようにしたが、国内特許手続きにおける発明者の変更は事由書の要求がなく、国内出願とPCT出願の間で差があった。よって、PCT出願において発明者を変更するための申請要件の基準を国内手続きと同じように一致させて国内特許出願との調和を図った。

#### 2) マドリード国際商標海外出願人の特許顧客番号記載義務を廃止

海外出願人のマドリード国際商標指定国への出願時に特許顧客番号がなくても出願ができるようにした。従前はマドリード国際出願指定国官庁の書類(意見書、補正書など)提出時に特許顧客番号を記載しなければならなかったため、海外出願人は特許顧客番号を新たに発給を受け、WIPOの国際登録簿に記載された出願人の情報と相異なる場合は、特許顧客番号の情報変更のための公証書類を提出しなければならなかった。そこで、指定官庁の書式に特許顧客番号を義務記載する対象から削除することによって、海外出願人の公証書類準備などの負担を減らし、円滑な出願手続きが取れるようになった。

#### 3) マドリード国際出願の書類補正手続きを一元化

マドリード出願時に提出する国内書式(国際出願書など提出書類)と国際書式(国際出願書、事後指定申請書など)に対する補正手続きを一元化した。これまで国内書式と国際書式に対する方式審査が別途で進められ、各々の書式に対する補正事項がある場合には個別に通知を行ってきたが、国内書式と国際書式の審査一元化により出願人は補正事項について一度だけ対応できるように出願人の利便性を増大した。

#### 4. 顧客の意見を反映したサービス・制度の改善

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 パク・ミキョン

## イ. 顧客サービス総合推進計画の策定

特許庁は国民の幸せにつながるオーダーメイド型サービスの強化に向けて毎年顧客サービス総合推進計画を策定して施行した。2016年には需要調査、懇談会などを通じて政策または制度改善需要者の意見収斂を行い、審査・審判強化、出願・登録手続きの改善、手数料の整備、知財権の保護・活用、情報化ば機能改善の5大分野22の細部課題を策定して取り組んだ。顧客サービス向上推進計画の成果は、外部リサーチ専門機関に委託した顧客満足度調査を通じて点検を行い、顧客の満足度が落ちたか、又は低調した分野については、顧客類型別の懇談会及び特許行政モニター団のモニタリング活動を通じて集中点検を行うなど、需要者中心の顧客へのサービス提供のレベルを持続的に高めている。

## ロ. 顧客の意見を反映したサービス制度の改善

### 1) 推進背景及び概要

特許庁は特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を誘導し、制度改善の課題を発掘するため、2016年6月に特許顧客を対象に制度改善についての提案公募を実施した。

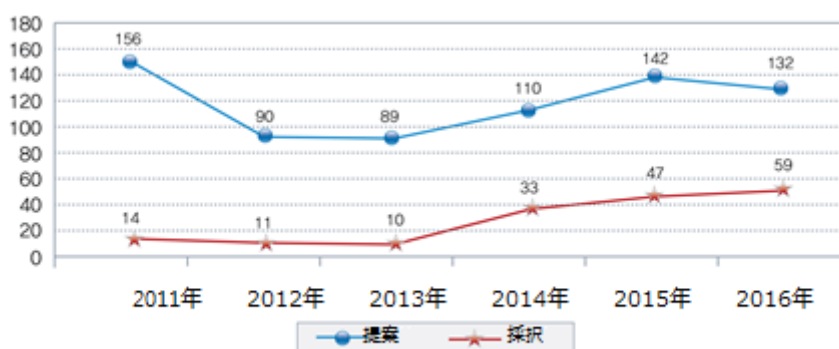
### 2) 推進内容及び成果

国民提案公募を通じて計132件の提案を受け付け、この中で59件の制度改善の課題を採択した。2008年から実施している提案公募は、毎年提案件数と採択率が上昇している。採択された課題は所管部署の検討を経て即時施行可能な提案なのかどうか、中・長期的な検討が必要な案件なのかどうかを判断して提案実施の時期を決め、提案実施が完了すれば国民シムンゴ(苦情申立窓口)などを通じて実施結果を提案者に通知した。

## 3) 評価及び発展方向

制度改善の提案公募を通じて出願・登録・手数料など多様な部門において制度改善事項が発掘され、一般国民の特許行政アクセシビリティ向上と利便性の向上に寄与した。今後も特許庁は顧客からの提案をより多く取り入れるため、公募提案及び特許行政モニター団の運営を更に活性化する計画であり、顧客からの提案が単純な採択や不採択の案件としてではなく、一回提案された顧客からの声が大切に管理されるよう、多様な管理方策を講じる予定である。

<図V-2-3> 過去6年間の提案公募件数及び採択率の推移



## ハ. 特許行政モニター団の運営

特許行政モニター団は需要者中心の特許行政サービスの実現に向け、専門性と参加度の高い外部の顧客をモニター団として選定し、特許行政全般にわたるモニタリングなどを行い、顧客からの現場の声を反映するコミュニケーションの窓口役割を果たしている。

2016年には企業、特許事務所、学生、公的機関、傘下機関、一般人など25名の一般顧客参加型のモニター団で構成された第3期特許行政モニター団が活発なモニタリング活動を行った。

第3期の特許行政モニター団は与えられた課題を特定期間の間にモニタリングする課題付与方式と自由課題に対する常時モニタリング方式を併行した。また、庁内部署別のモニタリング課題についての需要調査を通じて充実した政策モニタリングのために努力した結果、計278件の提案を受け付けて所管部署で検討を行い、207件を採択し措置を取る成果を収めた。

## 二. 顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリングの結果をフィードバック

### 1) 顧客満足度調査

＜表V-2-5＞過去5年間の特許満足度の推移

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
満足度	74.40	75.98	76.18	79.16	78.46

特許庁は分野別の特許行政サービスのレベルを正確に診断し、顧客の意見を取りまとめて制度改善に反映するため、毎年2回の特許顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判など特許行政全分野において、出願人、代理人、請願人など1,200人余りを対象に特許行政全般にわたる満足度調査を実施している。評価の公正性を確保するため、外部のリサーチ専門機関に評価を委託して施行しており、評価結果は顧客サービスを改善するための基礎資料として活用している。特許顧客満足度は毎年上昇を見せ、2016年度も78.46点を記録した。

### 2) 電話親切度調査

＜表V-2-6＞過去5年間の電話親切度の推移

(単位：点)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
満足度	90.99	91.02	92.75	91.02	87.57

特許庁は職員の電話対応時の態度をモニタリングして局別・課別の点数を公開する

ことで、電話対応時の態度の向上に努めている。2012年からは特許行政サービス提供機関の全体的な電話親切度の向上に向けて、特許庁のみ実施していた調査を傘下機関にまで拡大して実施している。最初の受信状態、応対態度、アクセス状態、まとめの部分に区分してモニタリングを行っている。2016年の総合点数は87.57点を記録し、2015年の総合点数(91.02点)に比べて多少下落したが、全般的に「極めて良好」なレベルを維持している。2016年の傘下機関における電話親切度の総合点数は87.01点を記録して全般的に「極めて良好」なレベルである。

### 3) 国民に対する行政サービスの評価

行政自治部と国民権益委員会では、2016年に43の中央行政機関を対象に国民に対する行政サービスの評価及び国民シンムンゴ(苦情申立窓口)の運営評価を共同で実施した。国民に対する行政体系分野は、行政サービスの戦略及び遂行体系と制度運営の状況を評価し、国民シンムンゴ(苦情申立窓口)の運営評価は、サービス満足度の向上、苦情受付の迅速程度、処理期間の遵守などの指標を評価した。国民に対するサービスの総合評価は、全体中央行政機関について国民に対するサービスの品質を測定することであり、競争的かつ国民指向的な行政サービスの実現を通じて国民に対する行政サービスの質的向上を図るためのものである。特許庁は顧客満足サービス推進計画の策定、毎月国民に対するサービス状況の分析・報告など、顧客満足のための多様な独自の点検システムを運営している。今後も特許庁は需要者中心の特許行政サービスの実現に向けて多様な顧客満足度の向上方策を講じて施行する計画である。

## 5. 24時間電子ユーザーサービスの提供

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 キム・キホ

### イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年から世界初のインターネット基盤の電子出願サービスを提供し始めたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内に限られていることから、ユーザーから



のサービス時間に対する拡大要請が多く寄せられた。

そこで、特許庁はユーザの要望に応じて24時間365日のいつでもどこでも電子ユーザーサービスの利用ができる特許ネットシステムを改善することに決め、まず24時間365日のNon-stop電子出願サービスを提供するマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランに基づいて2003年から特許ネットシステムをリアルタイムのサービスシステムに切り替える作業に着手すると同時に関連法制度を改善し、2005年11月から24時間の電子ユーザーサービスを提供することになった。

また、オンライン出願支援システムである「特許路」は、ユーザーのコンピューティング環境の変化に敏感であることから、運営体制(OS)のアップグレード、ウェブブラウザ(IE、Chrome、Safariなど)の多様化など、国内外ユーザーのコンピューティング環境の変化に伴う特許路システムへのアクセシビリティの改善が必要であった。

#### ロ. 推進内容及び成果

2003年度にはマスタープランに基づいて、まず一括処理(Batch Processing)形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理(Real-Time Processing)体系に切り替えられるよう、特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業に取り組んだ。また、ユーザーが電子出願サービスをより簡単に利用できるよう、出願人コード付与の申込、電子文書利用届出など事前登録手続きを簡素化にし、インターネット「Giro」納付、過剰に支払った手数料のオンライン払い戻しなど、手数料の管理体系を改善した。

<表V-2-7>2003年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願 サービス 改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願人コード付与申請、電子文書利用届出などオンライン事前登録手続きの簡素化</li> <li>・ 過誤手数料のオンライン払い戻しなどの手数料管理体系の改善</li> <li>・ メールによる通知書受信などユーザーの利便性を中心に電子出願ソフトウェア</li> </ul>

	アの改善
特許ネット基盤の構造改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にするアーキテクチャの再設計</li> <li>・電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワーク統合設計</li> <li>・24時間データベース起動のためのノンストップ・リアルタイムバックアップ体系の構築</li> <li>・不必要なデータの移管・複製作業除去のためのDBの統合設計</li> <li>・特許ネットシステムの最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用</li> </ul>

2004年には一括処理形態の特許ネット構造をリアルタイムの業務処理体系に改編する作業を実施するとともに、電子出願システムの障害発生時の救済策及び週5日勤務制度の施行に伴う書類提出期限の調整など、関連法制度の改編作業も併行した。これは電子出願システムに障害が発生した場合、書類提出の期限が自動的に延長できるなどの取組みを行い、制度変更によって請願人に不利益が発生しないよう制度的な装置を取ったものである。すなわち、書類提出期限の末日が土曜日の場合は、提出期限の末日を次の勤務日まで延長できるように改善した。

<表V-2-8>2004年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子出願システムの障害によって提出期限のある書類が提出できない場合の処理策を構築</li> <li>・週5日勤務制度の施行に伴う請願人の便宜を図るため、提出期限末日が土曜日の場合は次の勤務日まで延長</li> </ul>
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌日一括処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善</li> <li>・リアルタイム侵入探知及びセキュリティモニタリングのために統合セキュリティ管理システム(ESM:Enterprise Security Management)を適用</li> <li>・ノンストップサービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システム</li> </ul>

	の構築 ・オンライン・リアルタイム受付及び通知機能の実現
電子出願ソフトウェアの改善	・提出書類のエラー検証機能の実現 ・多様な添付書類の受付及び通知機能の実現 ・書類提出に伴う後続手続き連携機能の実現 ・電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現 ・書類提出期限の末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現

2005年2月の特許ネットⅡシステムの開通により、書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行されることとなり、特許顧客の電子ユーザーサービス利用における便宜を図りサービス時間を拡大した。また、2005年11月からは夜間及び休日も電子出願など電子ユーザーサービスの利用ができるようになった。24時間体制で提供するサービスは、出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発行、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類の処理過程リアルタイム通知など、ほとんどの電子ユーザーサービスを含んでいる。また、書類作成及び特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び予期せぬ不利益を未然に防止するために、ユーザーが納付すべき特許手数料及び提出する書類のエラーを書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

<表V-2-9>2005年に24時間電子ユーザーサービスを拡大

対象サービス	推進内容
オンライン出願	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間帯に支援→24時間支援(方式審査は現行維持)</li> <li>・書類の欠陥を提出前に検証/校正するサービスを24時間提供</li> </ul>
オンライン通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願処理過程の通知に対し、</li> <li>- 翌日一括処理→リアルタイム処理</li> <li>- 勤務時間帯支援→24時間支援</li> </ul>
諸証明 申込/発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間帯支援→24時間支援</li> <li>※申込サービスは24時間支援するが、発行サービスは手数料が納付された場合に限り24時間支援</li> </ul>

審査進行 情報など検索	・非リアルタイム・サービス→リアルタイム・サービス
----------------	---------------------------

＜表V-2-10＞24時間電子ユーザーサービスの段階別の開通時期

区分	夜間サービス(1段階)	休日サービス(2段階)	24時間サービス(3段階)
時期	2005. 2 ～2005. 6	2005. 7～2005. 10	2005. 11～
サービス 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日：08～24時</li> <li>・ 土曜日：08～24時</li> <li>・ 公休日：なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日：06～24時</li> <li>・ 土曜日：06～24時</li> <li>・ 公休日：09～21時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日：00～24時</li> <li>・ 土曜日：00～24時</li> <li>・ 公休日：09～21時</li> </ul>

2006年には24時間電子ユーザーサービスの提供によって翌日に処理されていた業務が当日のリアルタイムでNon-stop処理されることとなり、処理時間の短縮に伴う費用の節減及び行政効率の向上など画期的な改善をもたらした。特に、単なるサービス時間の延長だけではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が構築されたことで、書類作成及び特許業務処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間に縛られず外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となり、特許庁の対内外におけるプレゼンスを高めた。

一方、ユーザーサービス書式の簡素化作業に取り組んだ結果、334種のサービス書類を149種に減らすことができ、手数料の過誤納による請願人の不便を解消するため、手数料の納付事項をオンラインで照会・訂正・リサイクルできるシステムを構築するなど、手数料払い戻し及び納付手続きを簡素化したことでサービスの処理時間を大幅に減縮した。

＜表V-2-11＞2006年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の 統廃合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類似請願書式の統廃合(334種→149種)</li> <li>・ 記載項目の簡素化(6,881個→1,336個)</li> </ul>

手数料納付事項 オンライン訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料払い戻しに関する情報のオンライン照会機能</li> <li>・手数料納付事項のオンライン訂正機能</li> </ul>
国有特許 活用度の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有特許の閲覧・管理機能</li> <li>・通常実施権のインターネット申請及び契約機能</li> </ul>
寄託微生物 管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・微生物寄託機関との連携</li> <li>・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能</li> <li>・微生物の分譲申請及び発行手続きのオンライン化</li> </ul>

これまで持続的な電子ユーザーサービスの拡大によっていつでもどこでもNon-stopで処理が可能となったが、受動的なサービス提供によるユーザーの不便までは解消されなかった。そこで、オーダーメイド型電子ユーザーサービスを開発し、ユーザーが該当サイトを訪問せず、処理しなければならない情報を一箇所に集めて提供するサービスを2007年11月から施行している。

また、これまで電子出願を行うためには、特許庁が提供する専用ソフトウェアをダウンロードして設置する必要があったが、ウェブ基盤の電子出願システムを構築することで、専用ソフトウェアを設置せず、誰でも特許庁ホームページにアクセスさえすれば簡単に電子出願できるように改善した。更にクレジットカード、携帯電話、リアルタイム「Giro」による銀行振り込みなど手数料の納付手段も多様化にし、特許顧客の手数料納付における利便性を大幅に強化した。

<表 V-2-12> 2007年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の統廃合 及び簡素化に伴う 電子出願システム の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書式統廃合(347種→149種、57%縮小)</li> <li>・ユーザー便宜機能の提供により書式作成時間の短縮 (件当たり10分、年間236,237時間短縮予想)</li> <li>・Window Vistaなど多様なPC環境支援</li> </ul>

電子出願SW 機能改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明細書記載不備による意見提出通知率の減縮 (43.62%→4.36%、90%減縮)</li> <li>・請願書類の再作成・提出による請願費用の節減</li> <li>・記載不備による審査処理遅延の予防</li> </ul>
オーダーメイド型 電子請願サービス 提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願サービスのアクセス段階の縮小(5段階→3段階)</li> <li>・請願処理結果などリアルタイム・オーダーメイド型お知らせ情報の提供により処理期限満了による請願被害の予防</li> </ul>
Web基盤電子出願 サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標から全権利へと拡大</li> <li>・個人出願人の利用増加(商標の場合、前年比5.6%増加)</li> </ul>
手数料納付手段の 多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料納付手段の拡大(2種→7種) (クレジットカード、携帯電話、口座振替、プリペイドカード、ARS、Giro銀行振り込み、訪問)</li> <li>・手数料納付時間の短縮(既存訪問、Giro銀行振り込みによる納付)</li> <li>・納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上</li> </ul>

2008年にはこれまで需要者中心の電子ユーザーサービスの拡大を通じて主なサービスの書式を直ぐに作成・提出することができたが、支援対象の書式が出願書中心に限られていたため、サービスの利用に限界があった。そこでウェブ出願サービス支援対象の書式を登録書式、審判書式など書式全体へと拡大し、各種便宜機能を拡充した上、2008年11月からサービスを提供している。それと同時に、出願人が作成した書式の作成エラーを最小化するため、コールセンターの相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のための公共I-PINの適用、障害者・高齢者など情報疎外階層の利便性、多様なPC運営環境を支援するウェブ標準・ウェブアクセシビリティの適用を通じて特許顧客のホームページ利用における利便性を高めた。

また、これまで出願・登録・審判に関する基本情報を中心に特許情報ウェブサービスを提供していたため、サービスの利用及び特許情報の活用において限界があったが、諸証明書の発行情報、手数料の納付情報及び期間到来の情報などに提供対象範囲を拡大することで、特許情報の管理及び活用の活性化に貢献した。このように、電子ユー

ザーサービスの持続的な拡大により、個人出願人などのウェブ出願サービスの利用が前年比76.7%増加し、電子出願率も93.1%から94.1%に増加した。

<表 V-2-13> 2008年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
Web出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Web出願支援対象書式の拡大</li> <li>- 出願書式→登録・審判書式</li> <li>- Web出願人の利用増加(前年比76.7%増加)</li> </ul>
特許情報ウェブサービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許情報Webサービスにおける提供情報の拡大</li> <li>- 特許(出願、登録、審判)基本情報→諸証明・手数料・期間到来情報</li> <li>・ 特許情報Webサービス拡大策の策定</li> <li>- 特許検索及び統計情報に拡大</li> <li>- 特許情報Webサービスインフラの拡大</li> </ul>
請願サービス改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築</li> <li>・ 書類ファイルの履歴照会を通した諸証明発行システム改善</li> <li>・ 電子出願専用サイト(特許路)の拡大</li> <li>・ オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系及び初期画面改編</li> </ul>
ホームページWeb標準・Webアクセシビリティの適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ Web標準・ Webアクセシビリティの強化</li> <li>・ 個人情報保護のための公共I-PIN適用</li> </ul>

2009年にはこれまで電子出願サービスを中心に運営されていた「特許路」を特許情報総合管理ポータルサイト(www.patent.go.kr)として改編した。顧客は特許路ウェブサイトを通じて出願進行情報、登録、審判情報など、ユーザー別にすべての特許情報をひと目で確認でき、より簡単かつ便利に特許手続きを行うことができるようになった。また、知識シェアリング、ブログサービスの構築を通じてユーザー参加活動を拡

大するなど、ユーザーコミュニケーション活動を強化した。

また、顧客オーダーメイド型サービスを強化するため、未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報などに対するウェブサービスを拡大した。ウェブサービスの拡大に伴い安定的なサービスの提供に向けて、主要サーバー、ミドルウェアを交替するなど、インフラ拡充にも努力を傾けた。その結果、顧客は拡大されたウェブサービスを通じてより多くの特許情報を顧客が使う内部システムと関係させ、活動及び加工できるようになった。

電子文書作成機分野では、安全性、互換性及び編集機能が優れた商用ワード基盤の特許文書作成機を開発して、ユーザーが特許文書をより便利に作成することができるようになった。そして、共通出願書式の適用によって国内出願書式でPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成に対する負担が大きく減少した。

一方、手数料の管理では顧客の手数料納付の利便性を高めるため、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料自動納付サービスは顧客が別途の納付行為をしなくても、顧客本人の口座から特許などの手数料が自動振り替え方式で引き出される方法である。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来すると顧客が直接納付をしなければならない不便さがあったが、自動納付サービスの構築によりそのような不便さが解消された。7月から施行された手数料自動納付サービスによって12月まで14,048件、30億ウォン程度の手数料が納付された。

<表 V-2-14> 2009年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
オーダーメイド型特許管理ポータル構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ My特許保管箱を通じて特許関連業務の全社管理を実現</li> <li>・ 知識シェアリング、ブログなどユーザー参加型の空間構築</li> </ul>
特許情報Webサービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2008年49種から2009年181種へとコンテンツを拡大</li> <li>— 未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報など</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー及びミドルウェア交替を通じたインフラの拡充</li> </ul>
商用ワード基盤の 電子文書作成機開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願書及び補正書作成における利便性の向上</li> <li>・共通出願書式(CAF)の適用による国内/外出願作業の簡素化</li> </ul>
特許手数料自動納付 システム構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系構築</li> <li>・自動納付お知らせサービスを通じた請願人利便性の向上</li> </ul>

2010年にはこれまでソウルを中心に取り組んでいた電子ユーザーサービスの懇談会を全国にまで拡大し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接に意見聴取(特許法律事務所及び地域別の懇談会を17回開催)した結果を、電子出願関連システムと制度改善に反映した。特に、地域知識センターの地域の実情に合うオーダーメイド型の教育と面談を実施し、2009年に開発したグローバル特許文書作成機を利用した電子出願方法の教育及びマニュアルの提供で注目を集めた。

<表V-2-15> 2010年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通出願書式の適用を通じて一度提出した出願文書を翻訳さえすれば主要国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本など)の特許庁に提出できるように電子出願ソフトウェア機能を改善</li> <li>・塩基配列目録作成機の便宜機能の改善</li> </ul>
諸証明サービス 分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸証明発行サービスにおいてマドリッド国際商標の事後指定件に対する「謄・抄本交付申込」の発行機能追加</li> <li>・諸証明発行サービスにおいて1件単位で発行可能であった「最初出願人確認書」を複数件併合して申し込めるように改善</li> </ul>
手数料分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人及び中・小企業顧客の手数料納付負担軽減のために特許庁に納付した特許料の一定比率をポイントとして換算して現金のように使えるように手数料マイレージシステムを反映</li> <li>・個人にだけサービスするクレジットカードによる納付を中小企業ま</li> </ul>

	で拡大
特許路 ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許路の出願人情報変更履歴事項の照会機能改善</li> <li>・特許路の出願人コード付与申込の「本人証明書類」欄を新設し、案内文を追加</li> </ul>

2011年にも電子ユーザーサービスの懇談会を持続的に開催し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取した上、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、大学との協議の下で、特許に関心のある大学生を対象に電子出願に関する教育を行い、大きな反響を呼んだ。

<表V-2-16>2011年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	・グローバル特許文書作成機の性能改善及びエラー検証強化など、懇談会で出た使用者の意見を基に使用者の利便性を向上
諸証明 サービス分野	・登録原簿写本申込を出願人コード発行及び認証書発行/登録など事前登録の手続き要らずに基本個人情報(署名、住民番号など)の入力だけでオンライン発行できるように改善
手数料分野	・一部の特許手数料(年次登録料)に対してオンラインだけでなくATMで納付できるように仮想口座サービスを構築
特許路 ホームページ	・出願件に対して審査進捗状況をひと目で確認できるように、審査処理進行事項確認機能を改善

2012年には顧客フレンドリーな特許ネット構築のために特許ネット顧客諮問団を発足して運営するとともに、要求事項を持続的に収集し、特許路 UI (User Interface) の改善、諸証明発行速度の改善などに反映した。また、3Dデザイン出願制度の利便性を高めるため、3Dデザイン最多出願顧客の政策懇談会を実施し、3Dデザイン出願可能なファイルの拡大などの要望事項を反映した。

&lt;表 V-2-17&gt; 2012年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録原簿など諸証明発行速度の改善</li> <li>・出願件に対し審査進捗状況を一目で確認できるよう審査処理進捗事項確認機能を改善</li> <li>・特許顧客の電子出願に係わる作成ガイドを動画で提供する電子出願登録案内動画サービスの構築</li> <li>・特許権者の権利を本人が便利に照会及び管理できる年次(更新)登録管理サービス構築</li> <li>・微生物情報及び特許出願の連携状況を照会できる寄託微生物照会登録サービス改善</li> <li>・特許保管箱において登録公報情報を一括して照会できるよう、特許情報院に連携する登録原簿照会サービスの構築</li> </ul>
電子出願分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人出願人の明細書作成の品質向上及び審査官の審査業務効率を高めるための模範明細書作成方法の内容を補完</li> </ul>

2013年にもオープン特許路開発事業を通じて、IEでのみ動作する非標準技術であるアクティブXの代替技術を開発して、Chrome、SafariなどIE以外のブラウザでもユーザーが「特許路」を利用できるようにウェブ互換性を改善した。また、視覚障害者、聴覚障害者などシステムにアクセスし難いユーザーのアクセシビリティを高めるため、イメージ代替テキストの提供、色と関係のないコンテンツ認識、キーボードアクセシビリティの向上を通じてウェブアクセシビリティを改善した。

&lt;表 V-2-18&gt; 2013年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

特許路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブ互換性の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>- ウェブ標準技術及びアクティブXの代替技術適用を通じてIE以外のChrome、Firefoxなどのウェブブラウザでも特許路へのアクセスが可能</li> </ul> </li> <li>・ウェブアクセシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>- イメージ代替テキストの適用などを通じて障害者などのシステムアクセスが難しいユーザーを支援</li> </ul> </li> </ul> <p>*イメージ代替テキスト：イメージで表現されたコンテンツの内容を理解しやすくするためにテキストで提供する方法</p>
-----	---

2014年にもオープン特許路開発事業を持続的に取組み、電子出願ソフトウェア(明細書作成ソフトウェア、通知書閲覧機、統合書式作成機など)を全面的に再構築し、出願人がより便利に知的財産権関連出願を行えるように改善した。また、諸証明申込機能の改善を通じ書類履歴を照会して必要な書類だけ発行できるようにした。

<表V-2-19> 2014年完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明細書作成SWの統合及び再構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 既存3種の明細書作成SWを1つに統合し、他ワードプロセッサとの互換性を改善</li> </ul> </li> <li>・PDF基盤の統合書式作成機の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 書式作成機ポップアップの最小化と直感的なユーザーインターフェースの提供を通じて書式作成の利便性を提供</li> <li>- 1回の統合書式作成機設置で国内書式、国際デザイン書式、国際商標書式を全て作成できるように支援</li> </ul> </li> <li>・通知書閲覧機の再構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特許庁からダウンロードした通知書の検索、整列、一括出力など管理機能の提供</li> </ul> </li> </ul>

特許路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸証明申込機能の高度化</li> <li>- 既存の同一書類名に対して一括発行されていた書類を履歴を確認して必要な書類だけ発行できるように改善</li> </ul>
-----	---

2015年にも電子出願ソフトウェア(明細書作成ソフトウェア、通知書閲覧機、統合書式作成機など)の安定化及び持続的な改善を行い、出願人がより便利に特許出願及び関連業務に取り組めるよう改善した。また、制度及び手続改善を通じて出願人の満足度の向上を成し遂げ、特許路サイトの改編を通じて初めて特許出願を行う利用者に対し簡単で便利に接近できるようマニュアル体系の改編とユーザーの便宜性を向上させた。

<表V-2-20>2015年完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願システムのオンライン包括委任制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 出願人権益向上及び代理人便宜向上のための委任制度改善策として携帯電話SMS認証方式導入</li> </ul> </li> <li>・ 審査官指定SMSアラームサービスの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 出願人及び代理人に審査着手以前の出願件を対象に関連出願人に指定された審査官を携帯SMSを通じてアラーム文句の発送</li> </ul> </li> <li>・ 出願人の便宜改善のための特許路サイトの改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特許路ホームページメニュー体系の改編、使用者オーダーメイド電子出願SWダウンロードページ構成、案内文句明確化及び利用手続き段階化など利用者便宜の改善</li> </ul> </li> </ul>

2016年にも電子出願サービスの安定化及び利便性向上のために、電算資源の再配置を通じた電子出願の受付速度の向上など、電子出願サービスの性能を改善した。また、視覚障害者の便宜を図るために諸証明発給書類の音声変換サービスを提供し、電子出願ソフトウェアを使用した明細書の作成ができない個人出願人に対し、特許・実用新案の出願時に商用ワードで作成した明細書を提出できるようにし、より簡単に特許出

願及び関連業務を進行できるようにした。また、特許路サイトのUI改編を通じて初めて特許出願を行うユーザーに、より簡単で便利に接近できるようマニュアルの体系改編と使用者の便宜性を向上させた。

<表V-2-21>2016年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明細書XML標準公開及びテキストモジュールの提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特許路に提供して明細書作成機SWの自己誤謬検証を強化</li> </ul> </li> <li>・電子出願SWの性能改善及び誤謬検証の強化など、ユーザーの意見を収集して利便性を向上</li> </ul>
特許路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸証明の発給書類に音声変換サービスを提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 視覚障害者の便宜を図るために証明原簿及び登録原簿に音声変換サービスを提供</li> </ul> </li> <li>・個人出願人を対象に商用ワードで作成された明細書Web出願サービスを提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個人出願人が特許・実用新案の明細書を電子出願SWでない一般商用ワードで作成及び提出するようWeb出願方式を提供</li> </ul> </li> <li>・出願人の便宜改善のための特許路サイトを改編               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特許路ホームページのマニュアル体系の改編、道路名の住所自動変更申請機能の実現、案内文句の明確化及び利用手続きの段階化など、ユーザーの便宜を改善</li> </ul> </li> </ul>

#### ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心に電子ユーザーサービスの高度化に取り組んだことで、特許顧客の電子出願満足度及び電子出願率が持続的に向上した。今後は、顧客オーダーメイド型の電子ユーザーサービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用を最大化するため、特許情報普及インフラの拡大及び情報提供の範囲を持続的に拡大していく計画である。

### 第3節 特許情報DBの構築

#### 1. 概観

特許庁は国民と特許庁の審査官が簡単に必要な知的財産情報の活用ができるようさまざまな特許情報DBを構築して提供している。民間からは公的機関が保有している情報の開放及び共有を持続的に要求しており、特許庁はこれに応じて知的財産情報の民間開放・共有拡大を行い、国内外の知的財産情報の活用促進に向けて持続的な努力を傾けている。

特許庁は国際協力の強化を通じて米国、日本などのIP5国の特許情報だけでなく、ロシア、香港などの新興国の特許情報の入手及びDB構築に取り組んでおり、海外特許情報のDB構築と共に、国内特許情報の国内外への活用強化に向けてインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向けに検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供している。また、海外においても韓国の特許を迅速かつ正確に活用できるよう韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

また、書面で受け付けられる全ての書類を電子文書に転換し、特許行政の全体的な過程を紙のない(PAPERLESS)行政へと取り組んでいる。このような特許行政過程において発生する全てのデータは品質管理過程を経てデータの誤謬を整備しており、品質管理課程を通じて国民が信頼して使用できる特許データの構築のために努力している。

特許庁は多様な特許顧客の要求事項について分析・収集を行い、今後より有用で品質の高い特許情報の提供のために持続的に取り組み、開放された特許情報の民間活用促進に向けて着実に努力していく計画である。

#### 2. 知的財産権データの拡充及び管理・活用

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 キム・ジュヨン

## イ. 検索DBの持続的な拡充

## 1) 推進背景及び概要

特許庁は国民と審査官が先行技術の検索に活用できるよう、1999年から国内及び海外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許商標庁などIP5国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)を含め、海外57カ国から知的財産権データを入手しており、その中で、米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載して検索に活用している。2016年12月末基準で検索DBに搭載された国内及び海外知的財産権データは33,118万件に達しているが、これは、前年比2,832万件が増加したものであり、毎年2,800万件以上の増加傾向にある。現在、審査官の利用率を基準で見ると、日本、米国、ヨーロッパ特許庁データの利用率が高い。

2008年には世界各国の特許庁が国際特許審査過程において調査が義務付けられているPCT最小限文献に韓国特許文献が含まれ、韓国検索DBの品質が重要な事項として台頭した。これを受けて韓国特許庁は、2009年に精製用DBを構築し、国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前にデータエラーなどを体系的に整備・加工するシステムを整えた。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、エラーデータの発生を未然に防ぎ、既存データのエラーを自動的に探知して整備できる体系も整えた。2012年にはデータフローを統制し、システム間の連携を通じてエラーの発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データフローを管理する情報システム」を構築した。

## 2) 検索DBの構築状況

<表V-2-22> 特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2016年12月末基準、単位：件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内 特許	書誌	1983～2001	Text	8,459	7,374,818
		1983～1998	Image	413,252	
	公開公報	1983～2005	SGML	1,090,050	
		2005～	XML	1,620,209	
	公告公報	1948～1998	Image	144,474	
		1979～2005	SGML	459,901	



		2005～	XML	1, 199, 971	
	英文抄録 (KPA)	1979～	SGML/XML	2, 438, 502	
国内 実用	書誌	1950～2001	Text	194, 196	1, 485, 428
	公開公報	1983～1998	Image	373, 169	
		1983～2005	SGML	214, 683	
		2005～	XML	78, 833	
	公告公報	1948～1998	Image	142, 879	
		1979～2005	SGML	376, 632	
2005～		XML	105, 036		
日本	書誌	1975～1998	Text	8, 236, 207	66, 336, 285
	公開請求項/明細書 OCR	1971～1995	Text/SGML	4, 116, 551	
	登録請求項/明細書 OCR	1971～1995	Text/SGML	557, 879	
	公開請求項/明細書	1986～1992	SGML	1, 093, 270	
	登録請求項/明細書	1986～1993	SGML	961, 490	
	特・実公開登録(実 用)公報	1971～1996	Image	16, 688, 658	
		1993～2004	SGML	44, 16, 275	
		2004～	XML	4, 855, 362	
	特・実公告	1950～1979	Image	5, 881, 516	
		1994～2004	SGML	1, 532, 233	
2004～		XML	2, 506, 314		
特許抄録イメージ	1975～1996	Image	5, 159, 435		
特許英文抄録 (PAJ)	1976～	SGML	10, 331, 095		
ヨー ロッ パ	DOCDB2.0	1974～	Text	111, 167, 895	118, 305, 82 9
	ヨーロッパ公開 (Espace-A)	1978～1999	Image	914, 615	
		1975～2004	SGML	1, 477, 507	
		2004～	XML	1, 669, 673	
	ヨーロッパ公告 (Espace-B)	1980～1999	Image	356, 173	
		1980～2004	SGML	742, 807	
		2004～	XML	727, 268	
	国際公開パンフレッ ト (Espace-world)	1978～1999	Text	444, 973	
2000～2002		SGML	346, 683		
1978～1999		Image	458, 235		
WIPO	国際公開パンフレッ ト (Impact Rule87)	2002～	XML	2, 950, 021	2, 950, 021
米 国	特許公告	1790～	Image	12, 606, 944	30, 373, 456
		1920～1975	OCR Text	2, 496, 453	
		1976～2004	SGML	3, 045, 730	
		2005～	XML	2, 703, 390	
	特許公開	2001～	Image	4, 756, 893	
		2001～2004	SGML	760, 938	
		2005～	XML	4, 003, 108	
台湾	特許公開書誌/抄録	2000～	XML	879, 064	879, 064
イ ギ リ ス	特許公開	1991～2007	SGML	184, 640	284, 343
		2007～	XML	99, 703	
中 国	特許公開/公告 (英文抄録)	1985～	Text	8, 329, 889	35, 485, 758
		1985～	Image	14, 056, 134	
	特許公告	1996～	XML	13, 099, 735	
カ ナ ダ	特許公開/公告	1999～2007	SGML	410, 104	2, 098, 516
		2007～	XML	1, 688, 412	

オーストラリア	特許公開/公告	1994～	SGML	1,980,353	1,980,353
ドイツ	特実公報	1991～	Image	6,705,261	6,705,261
フランス	特許公報	1992～	Image	1,177,454	1,177,454
ロシア	特実公報	2001～	Image	690,127	690,127
計				276,126,713	276,126,713

＜表V-2-23＞デザイン検索DBの構築状況

(2016年12月末基準、単位：件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	先出願	1960～	Image (JPG, TIFF)	5,485,179	28,977,313
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image (TIFF)	169,017	
	国内公報	1966～	Text	993,978	
			Image (JPG, TIFF)	6,392,489	
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image (TIFF)	244,616	
	拒絶包袋全文イメージ	1992～1998	Image (TIFF)	36,073	
	登録書類綴り全文イメージ	1966～1999	Image (TIFF)	236,700	
	登録原簿全文イメージ	1948～1991	Image (TIFF)	132,542	
	カタログ(全文イメージ含む)	1980～	Text	4,536,584	
			Image (JPG)	7,006,895	
	画像デザイン	2003～	Text	178,946	
			Image (JPG)	178,946	
	フォント (typeface)	2004～	Text	32,922	
			Image (JPG)	71,215	
実用新案デザイン	1970～	Text	486,204		
		Image (JPG, TIFF)	2,539,499		
平面デザイン	1976～	Text	127,754		
		Image (JPG)	127,754		
日本	1965～1999	Text	898,234	7,664,272	
	1997～	SGML	509,440		
	1965～	Image (TIFF)	6,256,598		
ドイツ	1988～	Text	664,197	1,743,504	
		Image (JPG)	1,079,307		
WIPO	1999～	Text	194,444	757,965	
		Image (JPG)	563,521		
OHIM	2003～	Text	908,441	4,386,395	
		Image (JPG)	3,477,954		

過去の海外デザイン (米国、ベネルックスなど)	1975～2004	Text	798,076	1,867,684
		Image (JPG)	1,069,608	
米国デザイン	1997～	Text	323,331	646,661
		Image (JPG)	323,330	
中国デザイン	2010～	Text	197,346	1,273,214
		Image (JPG)	1,075,868	
国外平面デザイン	1960～	Text	89,739	179,478
		Image (JPG)	89,739	
計			47,496,486	47,496,486

＜表V-2-24＞商標検索DBの構築状況

(2016年12月末基準、単位：件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	書誌	1950～	Text	3,466,792	7,562,023
	見本イメージ	1950～	Image (JPG)	3,285,436	
	拒絶包袋全文イメージ	1989～1998	Image (TIFF)	151,147	
	登録書類綴り全文イメージ	1974～1999	Image	452,273	
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	206,375	
計				7,562,023	7,562,023

### 3) 評価及び発展方向

世界最高レベルの特許情報サービス体系の実現に向けて、海外データの多様化と情報サービスの高級化、データ管理体系の効率化を中長期計画に沿って体系的に取り組むため、2013年に特許情報分野の情報化戦略計画(ISP)を策定した。

現在国内外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、質の高いデータを生産し対外に提供するため、2009年に精製用DB及び「データ品質管理システム」の構築を完了し、検索DB品質管理の基盤を構築した。その後もデータ品質管理体系を持続的に運営及び高度化にしてエラーデータを整備することで、検索DBの品質が持続的に向上した。

今後も特許庁は国民と審査官がより膨大かつ品質の高い知的財産権データを活用で

きるように検索DBに搭載する海外のデータを拡充しつつ、「エラーデータ自動検証のための特許データ検証式(Business Rule)」を拡充するなど、データ品質管理体系を持続的に高度化にしていく計画である。一方、外国の特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する際に不都合が発生しないよう、データの普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

## ロ. 特許文書電子化センターの運営

### 1) 推進背景及び概要

特許庁は紙のない(Paperless)特許行政に向けて、全ての産業財産権に関する書面書類を電子化にしている。そのため、特許法に基づき、1997年10月に韓国特許情報院を特許文書電子化機関に指定し、2001年1月に特許情報院に特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を設立して電子化事業を委託し事業を展開している。電子化センターでは、特許庁に提出される全ての産業財産権に関する書面書類(出願書、補正書、登録申込書、審判請求書など)を特許ネットで活用できるよう迅速・正確に電子化にしており、特許情報の疎外階層を対象に無料特許情報検索及び電子出願教育を実施することで、特許情報の活用及び電子出願の利用拡大に貢献している。

<図V-2-4>電子化処理工程フロー



2) 推進内容及び成果

これまで16年間、特許文書電子化事業に取組み、紙文書の保管及び公報制作費などにかかった消費費用を約420億ウォンの節減ができた経済効果を達成し、紙の無い特許行政処理で約128トンの炭素排出量が減少した環境改善の効果をもたらした。

特に、2014年に特許文書電子化システム高度化事業の取組により導入された新規電子化システムで、未公開書面書類に対する情報セキュリティを強化し、OCR認識率の向上により電子化の業務効率を高めた。

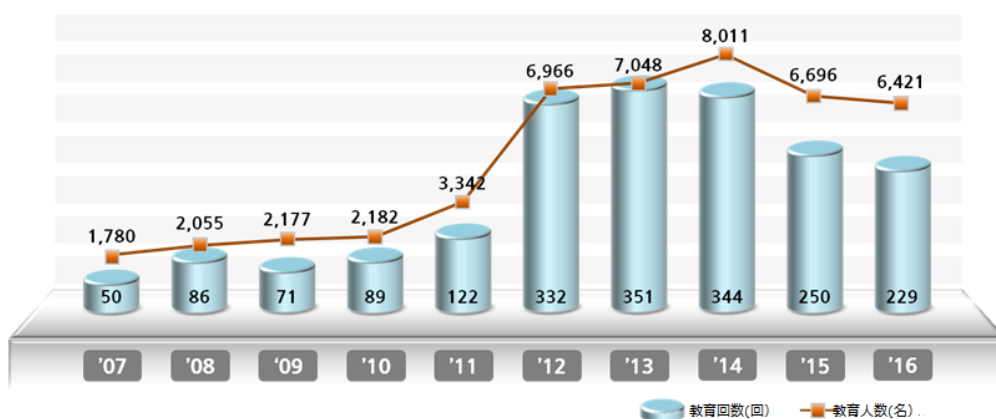
これを基に2016年は1,100種類に至る電子化対象の書類314,047件を電子化にし、品質の高い審査・審判業務の基盤を整えるために電子化処理期間及びエラー率を中核成果指標(KPI)として管理することで、処理期間1.86日、エラー率7.84ppm<sup>32</sup>を達成した。

<図V-2-5>年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況



また、個人を始め大学、中小企業、創業インキュベーションセンターなどの機関のIP需要者を対象に訪問型の出願支援教育を実施している。2016年には229回の教育(6,421名が受講)を行い、教育需要者中心のオーダーメイド型教育サービスを実施した。

<図V-2-6>年度別の訪問型特許情報検索及び教育回数と教育人数



<sup>32</sup> PPM(PPM、Parts Per Million):百万分率、電子化データ100万ライン(line)当たり発生したエラーラインの割合

### 3) 評価及び発展方向

1999年にインターネット基盤の電子出願システムである特許ネットを開通して以来電子出願率が持続的に上昇し、2016年には97.0%を達成したが、高齢層及び情報化疎外階層が存在する限り書面による出願が一定レベルで維持されるものと見込まれ、書面出願に関する電子化作業は今後も続くものと見られる。2014年のウェブ基盤の電子化システムの高度化を基にシステムユーザー環境の最適化を持続的に取組み、今後も電子化処理期間の安定的な維持と無欠点の電子化データの確保に向けて持続的に努力する計画である。

また、知的財産権大衆化に向けて地域知識財産センターなどを通じた地域別の拠点教育体系を構築し、創造経済革新センターなどの外部機関との協業を通じたオーダーメイド型の出願支援教育のサービスを拡大していく予定である。

#### ハ. データ管理専門担当組織の運営

##### 1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格稼動となった特許ネットシステムの安定化によって、特許情報データの一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工するとともに、データエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在、特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のため、同専門担当組織を産業財産権情報化専門機関である韓国特許情報院に委託運営している。専門担当組織は特許情報DBの構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データの整備、データの品質管理業務を遂行している。

##### 2) 推進内容及び成果

専門担当組織を運営した初年度の2002年には、デザインのカatalog、書面包袋など6万2千件の過去の書面書類を電子化のにし、特許庁検索及び特許ネットDBのエラー・漏れのデータ8万5千件を整備した。

2003年には文字商標の円滑な検索のため、データ生成の工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去の文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に取組んだ。2006年には特許データ検証式(BR)、データ整備マスタープランの策定などデータ品質管理基盤を整え、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など高付加価値データの加工に注力した。

2008年には政府機関初のデータ品質管理自動化システムを構築した。その結果、特許庁は政府機関初のデータ品質管理大賞(文化体育観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一のデータ品質認証(韓国データベース振興院主管)レベルⅡを獲得した。

2009年にはデータ品質管理だけを専門に担当する別途の組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理自動化システムを高度化にし、データ品質管理の指針と手続きを整備した。特に、データ品質管理の義務化レベルを強化するために、政府機関初の「特許庁データ品質管理規定(訓令第805号)」を制定することで、特許庁内のデータ品質管理活動をより体系化した。

データ品質管理規定の主な内容は、以下のとおり。

1. データ品質管理組織及び任務の定義(第2章)
2. データ管理手続きの策定(第3章)
3. データベース及びデータアーキテクチャ管理の体系化(第4章)
4. データ品質管理協議会の規定策定(第5章)

2010年には「特許庁データベース標準遵守指針」を制定して情報システム開発時にデータ標準の遵守を義務付け、体系的なデータ品質管理のためにデータ品質管理指針と手続きを改訂して配布するとともに、データ品質重視文化の定着に向けて定期的なデータ品質管理教育を実施した。



2011年には特許データ品質管理の先進化に向けてEPOなどの先進特許庁と国内官庁及び民間銀行の情報化インフラをベンチマーキングし、2012年特許ネットⅢの開通に伴いそれに最適化したデータ構造の運営のため、データ構造管理計画を策定して運営した。また、特許データ検証式(BR)の導出及びエラーデータの整備を通じてデータ品質指数を高めた。

2012年には「特許データ品質管理の先進化事業」を通じて3極特許庁レベルの先進データ管理体系構築の戦略計画を策定し、特許データフロー管理情報システムを構築してデータエラーの発生原因に対する追跡・分析機能を通じてより迅速かつ正確なエラー整備が可能となった。

2013年には「データ品質中心文化の定着」に向け、現業部署のデータ担当官の懇談会を通じて品質改善活動の活性化方策を策定し、特許庁のデータ品質管理の先進事例を他政府機関及び公共機関に伝播し、公共データ品質管理の拡大にも寄与した。

2014年にはこのような品質の高い知的財産データが政府3.0戦略によって民間に開放され、円滑に活用できるよう出願人代表名、特許分類・ファミリー情報など知的財産オーダーメイド型の普及DBを開発して民間に普及した。

2015年にはイメージ、電子文書などの非定型形式のデータの品質を確保するために「非定型データ品質管理方法」を策定し、予防型のデータ検証式(BR)を導出して事前予防型のデータ品質管理体系の構築に着手した。

2016年には知的財産データの外部への開放拡大により品質の高い特許データを国民に提供するため、外部開放DBを中心にエラーの分析及び改善を行い、国民に対するサービスデータの品質を向上させた。

このような努力により、2006年の397件であった特許データ検証式が2016年基準で6,875件に特許ネットエラーデータ監視範囲を拡大し、データ品質の正確度は毎年増加

して2016年現在のデータ品質の正確度は99.80%に達した。

<表V-2-25>2016年度の教育及び広報状況

教育 対象	開発企業		運営企業		現業部署		傘下機関		データ担当官 懇談会	外部機関ベンチ マーキング
	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間		
実績	2	4	1	2	2	4	2	4	3回	1回

<表V-2-26>年度別データ品質の正確度

年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
データ品質 正確度(%)	97.80	99.27	99.35	99.46	99.56	99.63	99.70	99.75	99.80

<表V-2-27>2016年度のデータ管理業務処理の状況

(単位：千件)

区分	データ品質管理			特許情報DB構築		システム運営管理			特許情報 共同活用
	検証 式	エラーデー タの分析	エラーデー タの整備	国内	国外	公報 発刊	優先権 交換	顧客要 請処理	
実績	340	31	11,247	2,296	32,638	480	64	18	61,184

### 3) 評価及び発展方向

品質の高い特許データは特許審査品質の向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化システムの安定的な運営とデータ標準及び構造管理などの活動を展開しており、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時に監視している。また、データにオーナーシップ(OWNERSHIP)を付与し、現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで、特許庁全体のデータ品質重視文化を造成しており、優秀データ担当官及び品質改善活動優秀者に対する多様な支援策を講じてデータ品質管理を活性化していく予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及などの管理体制を改善し、特許庁全体のデータ品質統制管理が持続できるようデータ品質管理システムを高度化にし、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化していくことで、世界最高水準の特許行政サービス実現に向けた基盤を提供する計画である。

### 3. 韓国特許英文抄録の構築

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 イ・イルボ

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外で国内の知的財産を保護し、特許最多出願国としてのプレゼンスを高めるため、国内で出願された特許技術の内容を英文で記載した韓国特許英文抄録(KP A)を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は、海外における韓国の特許技術保護のための先行特許技術調査及び技術動向の把握のための資料として、海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

韓国特許文献が2005年10月のWIPO総会でPCT最小限文献に含まれたことで、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小限文献として提供している。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容を海外の審査官及びユーザーが迅速かつ正確に理解できるよう英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

<図V-2-7> 韓国特許英文抄録の構成項目

The diagram illustrates the components of a Korean patent abstract in English. It shows a sample patent document with the following fields:

- (11) Registration number: 101432042 B1
- (45) Issue date: 20.09.2014
- (24) Registration date: 13.08.2014
- (21) Application number: 1020127023663
- (73) Proprietor: AKIRA NISHIHATA(JP), LEE, CHANG HEE (KR)
- (22) Application date: 11.03.2011
- (72) Inventor: AKIRA NISHIHATA(JP), TANABE HIROSHI(JP)
- (30) Priority: 11.03.2010 JP 2010 2010055184
- (56) Prior Art: JP2007110387A, JP2004336444A
- (85) Translation Submission Date: 10.09.2012
- (86) Int. Application Number: PCT/JP2011/055044
- (87) Int. Publication Number: WO/2011/111042
- (88) Int. Publication Date: 15.09.2011
- (51) Int. Cl. H04L 12/70 (2013.01), H04L 9/32 (2006.01), H04L 12/02 (2006.01)
- (54) PACKET PROCESSING METHOD IN DATA LINK LAYER FOR SHIP AD HOC NETWORK (SANET)
- (57) Abstract: A packet processing method in a data link layer for a ship ad hoc network (SANET), according to the present invention, is configured to comprise the steps of receiving a physical layer message from the physical layer; extracting a MAC packet from the physical layer message; referring a route table determined by a network layer and verifying an address header of a network packet included in the MAC packet; and processing the MAC packet based on the route table and the address header.
- (715) Route table reference/address header check
- (721) Expiration?
- (722) One-hop ACK regarded as MAC timer off
- (724) SR, SR, DIR change
- (727) NOSF, NOTS determination referring to time slot condition table
- (729) Time stamp header change
- (730) MAC packet composition
- (731) Route determination packet?
- (732) MAC timer on
- (733) Physical layer message composition
- (734) Network packet extraction
- (A4) Physical layer
- (E6) MAC algorithm

Callout boxes on the right explain the components:

- 書誌情報 (Bibliographic Information):**
  - 番号・日付: 特許公報の認容
  - 国際特許分類(IPC): WIPO ST.8遵守
  - 人名情報: 英文人名情報の活用
  - 優先権主張: INPADOC形式遵守
  - 先行技術調査文献: 非特許文献の場合は英文翻訳
- 要約書 (Summary):**
  - 発明の名称: 特許公報発明の名称の英文翻訳
  - 要約書: 特許公報の要約の英文翻訳
- 代表図面 (Representative Drawing):**
  - 代表図面の標準化: 特許公報の代表図面イメージをMIMOSA SW規格で標準化
  - 代表図面の英文情報: 代表図面に記載された韓国語表記を英文に翻訳

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊し、1997年からは特許3極(米国・ヨーロッパ・日本)が共同で開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年からは国内出願技術の海外保護機能を強化するために発刊対象を公開特許まで拡大し、2010年にはデータ形式標準をSGMLから国際的なデータ形式標準であるXMLに変更した。これまで登録特許の先行技術調査文献情報(2011年)、代表図面に存在する韓国語に対する英文翻訳(2013年)、PCT国際出願書誌情報及び出願人国籍情報(2014年)、新規CPC書誌情報の追加提供(2016年)など、韓国特許英文抄録の活用度を高めるため、ユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大した。特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計637億ウォンを投入し、2016年に発刊した176,271件を含め、計2,446,599件の英文抄録を発刊した。

＜表V-2-28＞韓国特許英文抄録DBの構築状況(2016年12月末基準)

(単位：件)

区分	1979～ 1999年	2000～ 2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	合計
登録特許	82,086	228,679	12,503	16,470	20,258	28,936	35,471	33,391	40,367	498,161
公開特許	-	1,133,901	126,324	111,762	109,340	127,653	100,737	102,817	135,904	1,948,438
小計	82,086	1,362,580	138,827	128,232	129,598	156,589	136,208	136,208	176,271	2,446,599

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作し、60の海外特許庁と国際調査機関、国際調査機関及び国立中央図書館など、国内11機関に無料で普及している。迅速な普及のためにオンライン(FTP)普及先を2012年から中国(1カ国)、2016年には米国、ヨーロッパ、日本、台湾、ロシアなど39カ国に拡大した。

＜表V-2-29＞韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況

(2016年12月末基準)

区分		内容
海外 (60カ所)	特許庁 (53カ所)	グリース(FTP)、南アジア共和国、台湾(FTP)、デンマーク(FTP)、ドイツ(FTP)、ロシア(FTP)、ルーマニア、マレーシア、メキシコ、米国(FTP)、ミャンマー(FTP)、バングラデシュ(FTP)、ベネズエラ、ベトナム、ベラルーシ(FTP)、ブラジル(FTP)、セルビア、スリランカ、スウェーデン(FTP)、スペイン(FTP)、スロバキア(FTP)、シンガポール、アルヘンチーナ(FTP)、アゼルバイジャン(FTP)、アンゴラ、エチオピア、サルバドル、イギリス、イエメン、オーストリア、ヨルダン、ウルグアイ(FTP)、イスラエル、エジプト、イタリア、インド、日本(FTP)、中国(FTP)、チェコ、チリ、カンボジア(FTP)、ケニア、コロンビア(FTP)、クロアチア(FTP)、キルギスタン、タイ、トルコ、パナマ、ペルー、ポーランド、フランス、フィリピン(FTP)、ハンガリー(FTP)
	関連機関	APCTT, CIPTC, INPIT(FTP), WIPO(FTP), ARIPO(FTP), EAPO(FTP), EPO(FTP)

	(7カ所)	
国内(11カ所)	国家情報院、国立中央図書館、国会図書館 など11カ所	

また、外国審査官と外国人が韓国特許英文抄録を無料で利用できるよう、特許情報検索サービス(KIPRIS)とK-PION(韓国特許情報照会サービス)において検索サービスを提供している。2014年からは製作工程の簡素化及び出願人の意図を反映するために出願人が提出した要約書を翻訳・製作しており、書誌情報の提供周期の短縮及びオンライン(FTP)普及先の拡大を通じて迅速に海外へ英文抄録を普及している。このような努力や韓国特許英文抄録に対する需要の増加によって、国内・外国人はKIPRISを通じて過去3年間で平均約290万回を検索しており、外国審査官はK-PIONを通じて過去3年間で平均約16万回を検索するなど、持続的に韓国特許英文抄録を活用している。

<表V-2-30> 過去5年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2016年12月末基準)

(単位：回)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
KIPRIS	7,032,213	2,506,529	1,887,137	5,108,439	1,575,660
K-PION	136,899	175,490	189,167	161,200	127,046

#### ハ. 評価及び発展方向

国家競争力の中核要素として知的財産の重要性が増しており、グローバル特許係争が激化していることから、米国、日本などの主要先進国は、知的財産政策を国の最優先課題として取組んでいる。知的財産政策の一環として日本、中国、台湾、ロシアなど非英語圏の国家は、自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊して海外普及に努めている。

これまで韓国も外国審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるよう、韓国特許公報に対する英文抄録を適期に発刊して迅速に普及し、海外における韓国特許技術の保護に貢献した。

今後も外国審査官が特許審査の時に韓国特許英文抄録を積極的に活用し、韓国の特許技術を先行技術として引用できるよう、顧客が求めるコンテンツを持続的に拡大し、迅速な普及に向けてオンライン(FTP)普及先を拡大するなど、多様な取組みを持続的に展開する計画である。

<表V-2-31>各国における韓国特許英文抄録の活用状況

(2016年12月末基準)

区分		対象国家
自国検索敵機システム活用	審査官用	(15カ国)米国、日本、ヨーロッパ、中国、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ、ドイツ、フォーランド、ハンガリー、キルギス共和国、スウェーデン、フィンランド、Bangladesh (1機関)ユーラシアン特許機構(EAPO)
	一般国民用	(6カ国)日本(IPDL)、中国(CNIPR)、ヨーロッパ(Esdac enet)、ドイツ(DEPATISnet)、ロシア、ハンガリー (1機関)WIPO(Patentscope)
海外検索システム*活用		スロバキア、スイス、スペイン、カナダ、ブラジル、ハンガリー、クロアチア、カザフスタン、ポルトガル、カタール、セルビア、キルギス共和国、ルーマニア、イギリス、ポーランド、チリ、モロッコ、ニュージーランド、フィンランドなど
特許庁検索システム活用	KIPRIS	米国、ヨーロッパ、日本、中国、台湾など90カ国余り
	K-PION	米国、ヨーロッパ、日本、中国など40カ国余り

\*海外検索システム：Patentscope、espacenet、EPOQUE、EAPATISなど

#### 4. 知的財産権公報の発刊

情報顧客支援局 情報管理課 施設事務官 キム・ジュヨン

## イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明の技術内容を公衆に公開することで発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するため、1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMとして発刊し、2001年7月からは世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページwww.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧できる。プログラムを別途設置する必要もなく、インターネット環境で閲覧できるようにPDF文書形式で発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載され、毎月2回DVD及びFTPで17国及び機関(国内3機関、海外14機関)に配布している。そして、検索DBにも搭載し国民用の特許情報検索サービス(www.Kipris.or.kr)を通じて民間と海外に提供している。

## ロ. 推進内容及び成果

&lt;表V-2-32&gt;2016年度の公報発刊件数

(2016年12月末基準、単位：件)

公開特許	登録特許	公開実用	登録実用	公開デザイン	登録デザイン	出願公告商標	登録公告商標	その他広告	計
150,601	108,305	4,543	2,845	1,864	56,184	139,771	37,722	6,578	508,413

&lt;表V-2-33&gt;インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール配信件数

(2016年12月末基準、単位：名/件)

区分	2002～2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
加入者	10,367	10,868	11,099	11,240	11,425	11,548	11,748	11,819	11,906
配信件数	3,373,541	4,380,697	5,280,945	6,083,659	6,827,983	7,597,503	7,965,950	8,051,153	8,129,960



## ハ．評価及び発展方向

現在特許庁は発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野において、最新特許技術情報が必要なユーザーのために、新たに発刊した公報と関心分野についての情報リストを電子郵便で配信する「関心分野のメールサービス」を実施している。出願人には自分の産業財産権公報に関する発刊予定日をメールで事前に通知される「公報発刊予告サービス」を導入してサービスを行い、また、国民が公報サービスを理解し活用し易いように公報書式を改訂するなど、ユーザーの便宜を図るために持続的に努めてきた。2013年からは個人情報保護に関する苦情を解消するため、公報の特許法施行令などの改正を完了し、2014年度7月から情報主体が希望する場合は、全体住所の代わりに部分住所のみ公開できるように公報の住所公開方式を改善した。また、2015年度9月から商標法改正に伴い登録公告商標公報を新たに発刊した。

韓国特許庁は今後も特許技術情報の流通幅の拡大、ユーザー利便性の向上及び権益保護、国家競争力の向上に向け、国民に国際標準とIT新技術が反映された世界最高レベルの公報サービスを提供していく計画である。

## 第4節 知的財産情報サービスのレベル向上

### 1. 概観

情報顧客支援局 情報管理課 施設事務官 キム・ジュヨン

特許庁は知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じ、国内知的財産情報の国内外における活用の活性化を図るために持続的に力を入れている。特に、知的財産情報の開放、共有、拡大に向けて「特許情報DBの構築」と「知的財産情報のサービスレベル向上」を重点的に取り組んでいる。

特許庁は全世界特許出願件数の約80%を占めるIP5の一員として、出願量だけでなく特許審査の品質向上にも努力を重ねている。それに向けて、「審査支援の再創造」を宣言し、特許審査官に品質の高い多様な特許・非特許情報を提供するために努めてきており、R&D研究人材、個人発明家などの出願前の先行技術調査及びIP戦略の策定支援などのために国民向けの検索サービスも持続的に拡大してきた。

国際協力の強化を通じて米国、日本などIP5国の特許情報だけでなく、ロシア、ポーランドなど新興国の特許情報の入手及びDBの構築に取り組む、論文、標準技術文書、アイデア公募展の受賞作など、多様な非特許文献のDBも持続的に拡充している。また、非特許文献の特許審査活用のため、2013年に審査官向けに非特許統合検索システム(N-PIS)を構築して2014年にサービスを開始し、審査品質の向上に寄与している。2013年に新規で構築した標準技術文書DBは、特許情報ネットKIPRISを通じて民間にも開放している。

海外特許情報のDB構築だけでなく、国内特許情報の国内外での活用強化のためにインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向けの検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供した。また、海外で韓国特許を迅速かつ正確に活用できるよう、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

DB構築とともに一般国民のためにモバイル検索サービス及び海外特許検索サービスの拡大、知的財産統合検索の支援などを通じ、特許情報オンライン検索サービス活用の活性化にも力を傾けている。

特許庁は品質の高い審査・審判支援に向けて海外引用文献の言語障壁を最小化にし、海外特許に対する国民のアクセシビリティ向上及び国内企業の国際競争力強化のために翻訳サービスを提供しており、翻訳の品質向上に向けて持続的に努力を傾けている。

特許庁は多様な特許ユーザーからのニーズに対する分析と受入れを通じて、今後、より品質が高く便利な特許情報サービスを提供し続ける計画であり、韓国特許情報の海外における保護強化のためにも努める計画である。

## 2. 顧客指向型の特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営

情報顧客支援局 情報管理課 施設事務官 キム・ジュヨン

### イ. 推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することで、産業発展に貢献する制度である。そこで米国、日本、ヨーロッパなどの先進特許庁は、自国の技術保護及び技術活用の増大に向けて特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は、2000年1月1日から特許情報検索サービス(KIPRIS : Korea Intellectual Property Rights Information Service)を通じて、国内外の特許情報を一般国民に無料でサービスしている。また、多様な連携情報及びユーザーオーダーメイド型サービスを提供することで、国民の知的財産情報の活用強化に努めている。

### ロ. 推進内容及び成果

#### 1) 特許情報普及の促進

特許庁は特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策に取り組んでいる。2006年から中小企業、研究機関などのホームページに、KIPRISの検索窓を生成する「訪問型の特許検索サービス」を実施し、2016年末には特許事務所、中小企業、研究所、学校など計539機関で活用している。また、2012年には初心者を含む多様な階層が特許情報に便利にアクセスできるよう、KIPRISホームページ及び機能を全面改編し、2013年1月からは国内特許、実用新案、デザイン、商標、審判情報をモバイル機器を通じていつでもどこでも特許情報が検索できるよう、KIPRISモバイルウェブを構築しサービスを行っている。

## 2) 検索及び照会情報の拡大

特許情報検索サービス(KIPRIS)は初期は国内特許だけに限られていたが、2002年商標、デザイン資料を追加で提供し、米国、日本、ヨーロッパなどの海外特許の英文抄録(2003年)を始め、2006年から海外特許全文(full text)サービスを実施している。海外特許に対する持続的なサービス提供の努力により、2008年中国、2009年イギリス、ドイツ、フランスに続き、2011年にはオーストラリア、カナダ、ロシア、台湾の特許情報検索が可能になった。2016年にはイスラエル、スイスなど13カ国の特許を追加で提供した。特許庁ホームページでのみ提供していたインターネット技術公知検索サービスを2011年から提供し始め、2012年からは公報上の技術移転希望情報を検索詳細情報から見られるように提供している。また、審査官用の検索システムから提供しているファミリー情報を活用してKIPRISの海外特許ファミリー情報を改善した。2013年にはKIPRISを検索する際に、非特許文献情報、知的財産係争及び判例情報が同時に検索できるよう、統合検索にNDSL、IP-NAVIを連携した。2014年には特許・実用新案の中間書類綴りの原本サービスを提供し、海外特許CPCコード情報検索サービスの提供、海外特許検索における日本特許情報及び引用文献情報を拡大した。2015には国内特・実CPCコード情報検索サービスの提供及び初心者が簡単に文書で検索できるよう文書検索サービスを提供している。また、IP5特許庁の審査行政文書の照会ができるよう国民のOPDサービスと連携した。2016年には商標中間書類綴りの原本サービス及び国家R&D事業の情報検索サービスを提供した。

### 3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータの規模拡大とともにユーザーの利便性を考慮した政策及びコンテンツ開発を持続的に取組んだ。2006年には会員加入及びログインなしで自由に検索できるようにし、2007年には言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供した。また、発行された公報をKIPRISで提供するためにかかる期間も着実に短縮し、2005年の3日から2日に、2008年7月からは当日提供が可能となった。2009年にはKIPRISの特許検索用データベースを特許庁審査官が検索するデータベースと統合させ、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民にも同様に提供し、2010年には利用者の検索利便性を高めるため、関心のある特許情報を自動で検索を行い、その結果を提供するオーダーメイド型の特許サービスを実施した。2012年には従前の項目別検索機能を改善した「スマート検索」を構築して提供し、ユーザーが多様な統計情報を一目で見られるように「TODAY KIPRIS」を構築した。2013年には政府省庁・自治体・関連機関と協力して国民に対する広報活動を強化し、KIPRISを初めて使用する初心者が知的財産情報を効果的に検索できるよう、特許情報ネットKIPRIS「即席講座」を製作してオン・オフラインを通じて配布した。2014年にはスーパー引用文献、標準技術文献などIP情報の開放とMY関心特許メーリングサービスを通じたワンストップサービスを提供した。2015年には消滅特許、国有特許、物質特許の検索サービスを提供し、2016年には特許ファミリー図式化情報サービスを新規に提供し、ユーザーのレベルに合わせたKIPRIS利用案内ハンドブック6種類及び多様なIP情報を盛り込んだウェブマガジンを製作するなど、多様な広報チャンネルを通じて配布を行い、国民向けにIP情報の活用を強化した。

### 4) これまでの成果

このような特許情報の活用拡大の政策によって、特許情報ネットKIPRISの利用量も毎年大幅に増加した。KIPRISの利用指標である年間検索回数を調べて見ると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初の年間検索回数1,000万回を超え、さらに、2016年には5,117万回に達した。また、全世

界172カ国でKIPRISを活用するくらい、KIPRISは知的財産権情報検索分野における韓国の代表商品である。特許情報の普及が国と産業界が進むべき産業発展の方向を提示する指針を提供し、研究開発の重複を未然に防げるツールとしての比重と重要度が日増しに増加することによって、KIPRIS利用者は今後も持続的に増加するものと期待される。

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速かつ正確、より便利に利用できるよう、常に顧客の声に耳を傾けてきた。2012年には国民向け特許情報検索サービスであるKIPRISを初心者など多様な階層がより便利に利用できるように大幅な改善を行い、その結果として、2012年にインターネットエコアワードサービス革新大賞を受賞した。また、情報脆弱階層(障害者、老人)向けにウェブへのアクセシビリティ及び個人情報を保護するために毎年再認証を行っている。今後も特許庁は、より多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう最善を尽くし、持続的なサービス改善を通じて国民が知的財産権情報を円滑に活用できるように最善を尽くしていく予定である。

<表V-2-34>KIPRISの状況

(2016年12月現在)

区分	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
KIPRIS 検索回数 (千回)	879	2,033	5,514	6,858	9,242	13,049	16,107	18,699	23,785	27,675	27,361	33,085	40,805	49,053	50,170	51,173
機関別 (増加率)	-	131%	171%	24%	35%	41%	23%	16%	27%	16%	-1%	21%	23%	20%	2%	2%
ホームペ ージ訪問 回数 (千回)	3,279	3,765	4,104	4,220	4,429	7,808	11,214	15,914	13,863	15,594	16,914	17,972	18,596	20,427	28,205	28,247
機関別 (増加率)	105%	15%	9%	3%	5%	76%	44%	42%	-13%	13%	9%	6%	4%	52%	0%	0%

<表V-2-35>モバイル検索サービスの利用状況

(2016年12月現在)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年
モバイルKIPRIS	1,828,642	2,801,810	4,037,124	5,685,052

検索件数				
------	--	--	--	--

<図 V-2-8> モバイルKIPRISの画面



### 3. 特許文献翻訳サービスの拡大

情報顧客政策局 情報管理課 施設事務官 キム・ジュヨン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は高品質の審査・審判支援に向けて海外引用文献の言語障壁を最小化にし、海外特許に対する国民のアクセシビリティの向上及び国内企業の国際競争力強化のために翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のため、海外特許文献翻訳サービスの翻訳品質の高度化事業に取組み、KIPRISの国民向けサービスの海外技術文献翻訳サービスについて審査官と同品質の翻訳サービスを提供するための基盤を構築した。

主要5ヵ国特許庁であるIP5特許庁間における審査情報の共有拡大及び審査品質向上

を目指して、海外特許文献の機械翻訳の活用が広がりつつある。韓国特許に対する世界的関心の増加及び国内特許の保護強化のためには特許公報の言語的アクセシビリティの向上及び翻訳品質の管理が非常に重要である。

＜表V-2-36＞翻訳サービスの提供状況

区分	審査官用	国民用	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
韓→英機械翻訳	2006～	2007～2014(有料)、 2014～(無料)	K-PION、KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
中→韓機械翻訳	2013～	2015	KOMPASS、KIPRIS

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は新規技術用語など特許文献内において頻繁に登場する単語に対する翻訳辞典を持続的に構築して翻訳の品質を高めている。2015年は国内特許技術の海外保護強化のために審査官用の検索システムで提供されていた中韓機械翻訳を国民向けの検索システムで提供した。

＜表V-2-37＞翻訳辞典の構築状況

(単位：万件)

区分	基本辞典 <sup>33</sup>	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	合計
英韓辞典	300	30	35	20(1)	9(5)	-	-	-	-	394
日韓辞典	123	30	30	10(1)	6(2)	-	-	-	-	371
中韓辞典	30	-	-	-	-	30(1.5)	26	21	2	201
韓英辞典	310	30	-	-(1)	20	5	3	3	21	128
計	763	90	65	30	35	35	29	24	22	1,094

<sup>33</sup> 基本辞典は機械翻訳エンジンが内部に搭載された基本辞典のうち技術用語辞典の数である。



2009年から持続的な英韓・日韓機械翻訳品質改善事業によって、過去5年間(2012～2016)の英韓・日韓特許文書の引用活用件数は年平均それぞれ5.7%、9%増加している。取り分け、2016年には中国特許文献の活用件数が、2013年中韓機械翻訳導入前の過去5年(2008～2012年)間の平均活用件数(50件)より53倍増加した2,666件である。

<表V-2-38>海外特許文献の引用文献活用推移

(単位：件)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
英語圏	27,476	33,146	31,767	35,709	43,165
日本語圏	78,194	88,264	88,580	104,425	120,185
中国語圏	86	197	436	1,213	2,666

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は今後国民向け中韓翻訳サービスの拡大のために中・韓機械翻訳辞典DB32万個を追加で構築し、中国特許文献の活用性を強化する予定であり、英韓及び日韓翻訳辞典も持続的に整備することにより、全体的な翻訳品質管理を続けていく計画である。

#### 4. 知的財産情報の統合検索支援

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 キム・ムンソン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は知的財産情報が国家経済成長と技術革新のエンジンとして認識されることにより、国民が手軽にアクセスして活用できるように多様な分野の知的財産関連サイトを構築して提供している。ユーザーは知的財産サイトにアクセスして良質の特化された情報を簡単に手に入れることができる。しかし、多数のサイトを個別的にアクセスして情報を得なければならない不便があって、情報間の相互連携性確保及び融合情報への活用が困難であった。

そこで、特許庁では国民に役立つ有用な知的財産情報をより手軽に総合的にアクセスできるよう、知的財産分野のポータルサイトである知的財産情報統合サービス (IPIS、www.ipis.or.kr) を構築した。現在、ユーザーが求める知的財産情報とともに利用度の高い非特許文献を持続的に発掘して追加で連携し、検索機能を高度化したオーダーメイド型サービスを提供している。

## ロ．推進内容及び成果

### 1) 知的財産情報統合・連携サービスの拡大

多様な知的財産情報をワンストップで提供するため、従来(2013年)提供していたIP情報サービス(特許分析報告書、知的財産政策情報、伝統知的情報など、24種)に公共データポータルサイト(data.go.kr)を通じて活用度の高い非特許文献である著作権登録情報サービスを追加で連携し、計25種のIP情報の統合検索ができるようにサービスしている。

### 2) 検索品質向上に向けた改善

従来のサービスにデータを連携する方法と検索エンジンを再整備することで、検索結果の正確性と検索速度をより高め、連携されたデータの定期的な最適化を通じてユーザーが一回のアクセスで複雑で難しい情報に簡単にアクセスできるように改善した。

<表V-2-39> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携状況

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
連携IP情報個数	12個	24個	25個	25個	25個
連携データ件数	7,508,963件	143,984,269件	156,959,303件	168,031,648件	175,739,192件

<図V-2-9> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携拡大



## ハ. 評価及び発展方向

各種知的財産情報サイトで個別に提供されていた知的財産情報を統合・再構成し、関連情報を総合的に照会できる窓口を構築した。それにより、ユーザーが知的財産情報統合サービス (IPIS) を通じてより手軽に欲しい情報を手に入れることができる実質的な支援を行っている。今後もユーザーが希望する品質の高い知的財産情報を持続的に発掘してサービスの連携を拡大し、需要階層別のオーダーメイド型コンテンツの分析を通じて融合情報の提供など、ユーザーからのニーズを積極的に反映して知的財産関連の代表ポータルサイトとして発展させていく計画である。



第6編 知的財産分野における非正常の正常化、規制改革及び政府3.0

## 第1章 規制改革

### 第1節 概観

企画調整官 規制改革法務担当官 事務官 イ・ヨンシン

#### 1. 推進背景

特許庁は現政府に入ってから規制改革による国民の幸せと雇用創出のため、経済革新を国政運営における最優先課題に挙げることに伴い、2016年度も知的財産分野において国民が感じる不合理な規制の改善に向けて努力を傾けた。第9回貿易投資振興会議(2016. 2. 17)において、大統領は「すべてを水に落とし、必ず生かさなければならない規制だけを生かすように全面再検討すべきだ」とし、また、国政課題セミナー(2016. 2. 23)においては、「規制や政策を策定するとき、雇用創出に役に立たないとか、投資の妨げになれば諦めるべきだ」と強調した。これを受けて、国務調整室においても質的規制改革の定着に向けて従来の規制や日没規制を整備し、規制費用管理制度を導入するとともに、新産業投資委員会を構成して第四次産業改革に備える先制的な規制改革に取り組んだ。特許庁でも政府の規制改革の政策に積極的に参画し、知的財産を基盤とする創造経済の実現に寄与するために発明家たちと「開かれた知的財産規制改革」に取り組んだ。

#### 2. 推進内容及び成果

特許庁は規制改革の発掘段階において現場の生な意見を収斂し、国民と企業が共感できる規制改革のため、国民全体を対象に知的財産分野における「規制改善に向けた提案についての国民公募」(2016. 2)を実施(10件受付)するとともに、規制改革推進課題の総合的・体系的な管理のため、企画課題3件、独自改善20件、後続課題8件を含む「2016年の特許庁規制改革総合推進計画」を策定して施行した(2016. 4)。そして、2回にわたる「規制改革の国民陪審員団会議」を開催し、今年で期限が到来する日没設定の規定27件を国民の目線で原点から見直し6件の規制廃止と緩和を決め(2016. 4)、

特許庁が取組んだ35の規制改善の課題を評価して「知的財産(IP)金融活性化に向け銀行の担保IP処分手続きの簡素化」などの5課題を優秀課題に選定した(2016. 11)。

特許庁の規制改革は大きく3つの側面で成り立つ。まず、一つ目が、知的財産権をより簡単かつ迅速に登録できるよう世界最高水準の審査・審判制度を構築した。二つ目が、知的財産が創業及び事業化、雇用創出に繋がられるよう知的財産の創出・活用・保護体系を新たに確立した。三つ目が、国民の負担を減少及び不便を解消するために知的財産行政サービスの改善に取り組んだ。今年の企画課題及び独自改善課題などの取組み内容及び成果を上述した3分野別について調べてみると次のとおりである。

**【2016年の企画課題取り組みについての成果】**

- ① (知的財産(IP)金融活性化に向け銀行の担保IP処分手続きを簡素化) IP担保貸出しに関する債務不履行時に、銀行の権利移転手続きの簡素化のために債務者の印鑑証明書の提出義務を廃止
- ② (知的財産価値評価機関に民間の参加を拡大) 公共機関中心の知的財産価値評価機関を特許法人、知的財産サービス企業などに拡大(2016年に民間機関1ヵ所を追加指定)
- ③ (先行技術調査専門機関の拡大のために参入要件を緩和) 専門性のある小規模の企業も参加できるよう、参入障壁を下げるための先行技術調査専門機関の指定要件を緩和
- ④ (中小企業に対する特許権維持費用の軽減のために年次登録料の減免を拡大) 個人、中小企業などが保有する特許権など、7～9年次登録料について30%減免を行い、年間約90億ウォンの権利維持費用を軽減
- ⑤ (出願人の便宜増進のためにデザイン制度を改善) 出願前に公知された本人の創作デザインに対する新規性喪失例外主張期間を拡大(6月→1年)及び条約に伴う優先権主張書類の電子的交換を許容
- ⑥ (同一標章、同一商品に重複出願するときに手数料を返還) 出願人の明白なミス、誤謬により重複出願された場合、意見提出通知又は出願公告発送前に一部・全部の取り下げ時に出願手数料の返還を許容

⑦ (先端医療複合団地内の入居業者に対する特許出願優先審査の申請料を減免) 規制フリーゾーンとして指定された先端医療複合団地の入居企業の特許出願に対する優先審査申請料(20万ウォン)を減免

まず、世界最高レベルの審査・審判サービスの提供に向け、出願前に公知された本人の創作デザインに対する新規性喪失例外主張期間を既存の6ヵ月から1年に拡大し、条約に伴う優先権主張の書類を書面で提出する代わりに電子的にも交換できるように許容するデザイン制度の改善に取り組んだ。また、商標審査時の指定商品の補正許容範囲を拡大するとともに、出願人の意見書提出期間の延長回数を現行の2回(2ヵ月)から4回(4ヵ月)に拡大し、地理的表示団体標章の登録を受けるための要件も従前の「周知商標」から「特定人の商品を表示するもの」にし、識別できるようになった程度に緩和した。審判事件の書類送達については、現行は請求人／被請求人別に送達住所を変更できるようになっているが、今後は審判事件別に送達住所を変更することが許容される。在外者若しくは事件書類の代理人へ直接送達を希望する権利者の便宜が図られる。また、知的財産の創出・活用・保護基盤の構築のために専門性のある小規模の企業も参加できるよう、参入障壁を下げるために先行技術調査専門機関の指定要件を緩和し、公共機関中心の知的財産の価値評価機関を特許法人、知的財産サービス企業などに拡大(2016年に民間機関1ヵ所追加指定)し、IP担保貸出しに関する債務不履行時の銀行の権利移転手続きの簡素化に向け、債務者の印鑑証明書の提出義務を廃止して知的財産金融活性化の基盤を整えた。この他にも個人・中小企業などの特許権維持に伴う費用負担の軽減のために、年次登録料の減免期間を従前の6年次までであったのを7～9年次までに拡大し、規制フリーゾーン内の先端医療複合団地入居企業に対し、優先審査申請料(20万ウォン)の減免制度を導入した。最後に、特許行政サービスを利用する国民の負担を減少及び不便を解消するため、電子出願時の書式作成ソフトウェア(SW)のダウンロードなしでハングル、MS wordを利用して作成された明細書をインターネットで直接提出できるように電子出願システムを改善し、視覚障害者のための諸証明書類の自動音声変換システムを導入した。

※独自の改善課題取組みの主な成果



連番	規制課題	改善内容	関連法令	取組み状況
1	商標審査時に指定商品の補正許容範囲を拡大	指定商品の包括名称はそのままにし、その包括名称に属する個別商品を追加する場合にも補正認定	商標審査基準	完了 (2016. 2. 1. 施行)
2	出願人の意見書提出期間延長回数を拡大	意見書提出の指定期間延長を4回(4ヵ月)まで認定	商標デザイン審査事務取り扱い規定	完了(2016. 1. 1. 施行)
3	地理的表示団体標章の名声要件を緩和	商標法第6条第2項の特定人の商品を表示するものであって、識別できなくなった程度に緩和	商標審査基準	完了(2016. 2. 1. 施行)
4	審判事例別の書類送達場所の変更を許容	審判事件別に送達住所の変更を許容	審判事務取り扱い規定	完了(2016. 9. 1. 施行)
5	電子出願SWの設置なしでインターネットによるウェブ出願を許容	SWなしでハングル、MS-Wordファイルを利用して作成された明細書をインターネットで直接提出するウェブ出願方式を導入	電子出願システムの改善	完了(2016. 7. 29テスト実施)
6	視覚障害者のために諸証明書類の自動音声変換システムを導入	視覚障害者が特許庁で発給した諸証明書類(12種)を印刷物音声変換出力機又はスマートフォンアプリを利用してテキストを音声で確認できるよう、諸証明書類に音声変換コードを挿入	特許ネットシステムの改善	完了(2016. 12. 1からサービス開始)
7	権利一部抹消申請時に印鑑証明書の提出を廃止	権利一部抹消申請時には印鑑証明書などの書類提出を廃止	特許権などの登録令	完了(2016. 9. 13施行)
8	顧客便宜のため	登録申請時に登録権利者と申請に	特許権な	完了(2016.

に登録補正書の併合申請制度を導入	必要な基本事項が同じである場合、何件かをまとめて一つで申請できるように併合申請制度を導入	どの登録令施行規則	9.22施行)
------------------	--	-----------	---------

※「規制改革の国民陪審員団」が選定した規制改革の優秀事例

区分	課題名	改善内容
最優秀	知的財産金融活性化向け銀行の担保IP処分手続きを簡素化	(従前)権利移転申請時に登録義務者(特許権者)が印鑑証明書などを質権者(銀行など)に交付しないと移転申請が不可能 (改善)担保権(質権)設定登録申請時に銀行と債務者が共同で作成した処分承諾書と印鑑証明書を提出すれば、担保権実行段階においては、印鑑証明書などの追加提出がなくても「債務不履行事実証明書」だけで銀行単独で権利移転申請が可能
優秀	IP価値評価機関に民間の参加を拡大	(従前)技術保証基金、韓国発明振興会などの公共機関中心に発明の価値評価機関に指定 (改善)特許法人、知的財産サービス企業などを発明の評価機関に追加拡大
	先行技術調査専門機関の拡大のための参入要件を緩和	(従前)登録された弁理士は、先行技術調査専門機関の役職員として参加不可。特許庁が指定した少数の専門機関だけ先行技術調査の業務を遂行 (改善)弁理業を並行していない場合には、登録された弁理士でも役職員に参加可能。専門性のある小規模のIPサービス企業及び弁理士事務所の参加により専門機関への参入を拡大
奨励	職務発明補償制度の改善	(従前)職務発明に対する会社の承継時点を従業員から完成事実の通知を受けた後、承継意志を文書で通知したとき(4ヵ月)と規定。大・中堅企業の場合、職務発明を会社に承継するという規定を保有していなければ通常実施権の

		<p>保有制限</p> <p>(改善)会社内の予約承継規定などがある場合、従業員の職務発明完成時に会社が自動で承継(第三者が職務発明の取得不可)すると規定。大・中堅企業の職務発明に対する通常実施権についての制限規定を削除</p>
	<p>電子出願SW設置なしでインターネットでウェブ出願を許容</p>	<p>(従前)電子出願をするには基本的なソフトウェアの設置及び利用が必要</p> <p>(改善)電子出願をするためのソフトウェアの設置なしでハングル、MS-Wordファイルを利用して作成した明細書をインターネットで直接提出するウェブ出願方式を導入</p>

### 3. 評価及び発展方向

規制改革の成果は短期間で現れないこともあるので、受患者である国民と企業が実感できるように持続的に取組むことが何よりも重要である。その点において、特許庁が毎年取組んでいる「手数料制度の合理化」は、経済的弱者である中小企業や個人の経済的負担を軽くする代表的な事例であり、共感も得ている。特許庁は、これからも持続的な規制改革を通じて企業などの特許顧客の優秀な発明が速やかな期間内に強い特許として創出されるよう審査環境を造成し、これに合わせて、特許法及び審査基準などの法・制度を先進国レベルまでに引き上げ、第四次産業革命に備えていく計画である。商標及びデザイン分野においても、不合理な制度を改善して国際的標準に適合した制度を構築することで、韓国企業に対する営業活動の便宜を図る計画である。

## 第2節 日没規制の整備

企画調整官 規制改革法務担当官 事務官 イ・ヨンシン

### 1. 推進背景

日没規制制度とは規制に存続期間又は再検討期限を設定して期限到来時に廃止・改善する制度のことをいう。「行政規制基本法」が制定された当時(1998.2.28)には、規制の存続期限を設定する類型の効力喪失型についてのみ規定していたが、2013.7.16.「行政規制基本法」の改正により、規制の再検討期限を設定する類型の再検討型についての根拠規定が設けられた。よって、2014年と2015年には、従前の規制の中で社会・経済的な与件及び政策環境の変化、規制運営の成果により再検討が必要な規制に対し2年又は3年を周期に再検討型の日没を設定し、2016年には、期限が到来する日没規制に対する整備が初めて行われた。

### 2. 推進内容及び成果

日没規制についての整備は、日没規制の運営成果についての分析、規制の存続及び日没存続有無についての省庁の意見が含まれた「日没規制の検討報告書」を対象に、大統領直属機構である規制改革委員会の規制審査によって行われた。規制改革委員会の規制審査を行うためには、内部の規制改革委員会の審議を経なければならない。特許庁は、国民の立場から日没規制を積極的に検討するために、内部の規制改革委員会に先だって、「規制改革の国民陪審員団会議」を開催(2016.4)し、日没規制を原点から再検討した。特許庁は、国民・現場中心の規制改革に向けて経済団体の役員、中小企業CEO、教授及び弁理士など12名で構成される「規制改革の国民陪審員団」を2014年5月に発足した。陪審員団会議では、今年整備する計27件の日没規制の中で、「研究ノート専門機関の指定基準及び行政処分」など計8件についての規制廃止・緩和の決定を下した。整備の対象は、主に発明振興法施行令及び不正競争防止法施行令であり、国務調整室において一括改正して2016年末に計6件の改正を完了した。

日没規制の整備と関連した内容を見ると、主に特許庁の政策又は事業を遂行する各専門機関の指定基準を緩和し、従来の機関若しくは新規で参入しようとする機関などの負担を減少させて運営の効率性を図った。地域知的財産センターの登録要件の中で「学士学位」の要件を削除し、発明の評価機関指定要件の中で「4名以上の担当組織の保有」要件を削除したことによって参入障壁を大幅に下げた。これにより 2016年には、民間企業1社が発明の評価機関に追加で選定された。産業財産権診断機関の場合はホームページ、サーバー、ネットワークの要件を削除し、産業財産権サービス業専門機関の場合は「電算装備、業務専用の空間」の要件を削除した。このような要件などは、指定基準として要求しなくても円滑な業務遂行のためには機関が自ら具備する必要がある要件などであるため、事実上、死文化となった条項を整備した側面もある。産業財産権保護専門機関及び原本証明機関の場合は専門担当の人材要件を各々2名以上から1名以上に、3名以上から2名以上に緩和し、機関の人材運営の弾力性を高めた。

※特許庁における日没規制の整備状況

連番	規制事務名	関連規定	規制内容
1	地域知的財産センター登録基準	発明振興法施行令第9条（別表5）	専門人材要件の中で「学士学位」削除
2	発明に評価機関の指定基準	発明振興法施行令第12条	「4名以上の担当組織要件」削除（発明振興事業運営要領の改正）
3	産業財産権診断機関の指定	発明振興法施行令第19条	電算装備、業務専用空間の要件削除
4	産業財産権サービス業専門機関の指定基準	発明振興法施行令第19条の4	電算装備、業務専用空間の要件削除
5	産業財産権保護専門機関の指定基準	発明振興法施行令第28条	2名以上の専門担当人材要件を1名に緩和
6	原本証明機関の指定	不正競争防止及び営	3名以上の専門人材要件を2名に緩和

	基準	業秘密保護に関する 法律施行令第3条の2	
--	----	-------------------------	--

### 3. 評価及び発展方向

日没規制の整備は一度新設された規制が政策環境の変化及び社会・経済状況の変化と関係なく継続的に維持され、国民に負担にならないよう防止する。このような側面から、特許庁は積極的な日没規制整備に努力を傾け、整備対象計27件の中で6件の規制を緩和する成果を収めた。ただし、「研究ノート専門機関の指定基準及び行政処分」の場合は規制廃止を検討して発明振興法施行令の改正に取り組んだが、上位法である発明振興法に関する規定を先に削除しなかったという理由から、法制処の審査時に改正案から除外されたことは残念なことであった。また、一定周期ごとに再検討しても規制内容において変更できる余地があまりない行政処分の場合は、日没解除として検討したが、規制委員会の審査の段階で日没延長として承認されたりもした。一方、同一な専門機関に関する指定基準及び要件であっても、法律規定と下位法令規定の日没設定周期が各々3年と2年と異なり、同一な内容であるにもかかわらず事実上、毎年日没規制を検討しなければならない不合理が予想される。このような問題点を解決するために、今後再検討の余地がそれほど多くない日没規制は果敢に日没を解除し、日没を維持する必要がある場合には、法律と下位法令間の日没周期を一致させ、日没検討による不必要な行政力が浪費されないよう合理的な制度改善に取り組むべきである。

### 第3節 規制費用管理制度の導入及び運営

企画調整官 規制改革法務担当官 事務官 イ・ヨンシン

#### 1. 推進背景

規制費用管理制度（旧、規制費用総量制度）は、規制の新設・強化時にこれに相応する他の規制を廃止・緩和することによって、規制費用の総量が増加しないよう管理する制度である。従前の件数中心の量的な規制管理から脱皮し、規制の新設・強化又は廃止・緩和により、国民が負担すべき費用がどのぐらい増加したのかを調べる質的な規制管理のパラダイムへの転換を意味する。国務調整室では、2014年7月から文化体育観光部など8省庁を対象に1次の試験的事業を実施し、2015年4月に特許庁など7省庁を追加して15省庁を対象に2次の試験的事業を実施した。これを基盤に「国民の負担軽減に向けた行政規制の業務処理指針」（国務総理訓令第669号）を2016年7月に制定して規制費用管理制度を全面的に導入した。

#### 2. 推進内容及び成果

規制費用管理制度は訓令施行日である2016年7月19日以降に受け付けられた法人・団体・個人の事業活動に、直接的な費用負担を招く新設・強化規制審査の案件から適用される。国家的危機状況に緊急に対象するための規定、条約やその他の国際協定の履行のための不可避な規制及び国家秩序の維持、国民の生命・安全と直接的な関連がある規制などは適用除外対象である。適用方法は、新設・強化規制の審査時に原則的に該当規制費用に相応する廃止・緩和規制を共に提出しなければならないが、同時に提出することが難しい場合は1年以内の整備計画を提出すればよい。新設・強化規制の費用より廃止・緩和の規制便益がもっと大きい場合は積み立て(banking)もできる。

特許庁は客観的で専門的な規制費用の分析のため、費用分析を行う前に外部の専門家を招聘して実務者の教育を実施し、韓国開発研究院(KDI)規制研究センターの研究員など専門家2名及び内部の法令担当者で構成される「規制費用分析TF」を運営し、

規制費用分析書に対する内部検証に取り組んだ。また、廃止・緩和規制の発生時に随時に規制費用の分析検証を実施し、事前に費用を積み立てることによって新設・強化規制に備えた。「消滅されたデザイン権の回復要件の緩和及び書類提出の廃止」により、権利回復申請手数料が登録料の3倍から2倍に値下げられ、実施中であることを証明する書類提出の義務を廃止することによって、代理人選任費用などが減少して年間約1.66億ウォンの国民負担が軽減した。「発明の評価機関指定基準」の中の4名の専門担当人材の要件を削除し、新規で参入したい機関の負担を約2.5億ウォン程度を下げ、「職務発明承継手続きの改善」を通じて約1.35億ウォン、「特許法人の設立要件」を5名以上から3名以上に緩和することによって、特許法人の構成員に対する人件費の節減及び設立期間の短縮などで約13.3億ウォンの費用節減の効果を収めた。

※特許庁の規制費用管理制度の運営成果(2016.7~2017.1)

連番	規制事務名	関連規定	規制内容	年間純均等費用(単位:百万ウォン)
1	消滅されたデザイン権回復要件の緩和及び書類提出を廃止	デザイン保護法第84条第3項及びデザイン保護法施行規則第64条第2項	権利回復申請手数料の3倍から2倍に値下げ、実施中であることを証明する書類提出義務を廃止	-166
2	発明の評価機関指定基準	発明振興事業運営要領第72条	専門資格者3名、5年以上評価経歴者7名を含む10名以上の人的要件だけ要求し、評価業務を専門担当に管理できる組織に別途の人材の保有要件を廃止	-253
3	職務発明承継手続きを改善	発明振興法第13条第1項	企業内で予約承継規定がある場合、従業員の職務発明完成時に、企業が自動で承継できるよう権利確保の便宜性と安	-135



			定性を向上	
4	特許法人設立要件を緩和	弁理士法第6条の3	特許法人の弁理士最小構成員の数を5名以上から3名以上に緩和	-1,332
合計				-1,886

### 3. 評価及び発展方向

特許庁は、2016年の下半期から全面的に実施した「規制費用管理制度」に積極的に対応し、専門的で客観的な分析を行うために、実務者の教育、マニュアルの配布及びTF構成を通じて内部検証などの取組み体系を備えた。また、今後新設・強化の規制に備え廃止・緩和規制4件について規制費用の分析を実施することで計18.86億ウォンの費用を積み立てすることができた。特許庁は、今後も徹底した規制費用の分析を通じて個人と企業の経済活動に負担を与える規制を継続的に改善して行く計画である。

## 第2章 非正常の正常化

### 第1節 概観

企画調整課 創造行政担当課 行政事務官 パク・ウンヘ

#### 1. 推進背景及び概要

韓国政府は過去から続いてきた間違った慣行と非理、不正腐敗を正すために「非正常の正常化」に取り組んできた。「非正常の正常化」とは、韓国社会のいたるところに根強く定着している不正腐敗、不条理、不法、便法などの「非正常」を正すことにより法と原則が正常化となり、透明で効率的な国家と社会を築きあげ、社会的資本が蓄積された「正常」を実現することによって、「基盤が強固な大韓民国」を築きあげることが現政府の国政運営の方針である。

非正常の正常化を主管する国務調整室においては、「非正常の正常化」について国民が身近で感じることができるよう、4大分野（△公共部門の改革、△法秩序の確立、△透明で公正な社会の実現、△国民安全）において「政府100大非正常の正常化課題」を選定し発表した（2016年3月）。

特許庁も知的財産分野のいたるところに隠れている不条理の慣行、国民に不便を与える古い制度を探して正常化に向けて拍車をかけた。

まず、「政府100大非正常の正常化課題」に、特許庁の「政府R&D特許の個人所有、重複提出などの慣行根絶」と「法曹ブローカー・商標ブローカーなどの専門分野における汚職の根絶」を盛り込んだ。

「政府R&D特許の個人所有、重複提出などの慣行根絶」<sup>34</sup>は、未来創造科学部と共同

---

<sup>34</sup> 各省庁で取組んでいる政策事項の競合大会において、「正常化」の課題を発掘する「正常化優秀事例の競合大会」を通じて庁内部の課題として発掘した（2015年7月）。

で主管したものであり、政府R&D事業を通じて創出された特許成果を所属機関の名義ではない、個人名義で所有する非正常的な慣行を正常化にする政策代案を含む。また、法曹ブローカー・商標ブローカーなど専門分野の汚職の根絶は、2015年の庁における中核課題であった「商標ブローカー、特許虚偽表示などの非正常的な特許・商標慣行の改善」課題の範囲を具体化にし、法務部と共同の主管で国内・外の商標ブローカーの根絶を目標にした。

一方、今年で非正常の正常化取組から3年目を迎え、非正常の正常化課題に対する充実な取組だけでなく、非正常化の正常化に対する効果について、国民全体が身近で感じられるよう多様な努力を傾けた。

省庁全体において初めて施行した「政府3.0の業務方式を適用した非正常の正常化」を有益にするために、課題の選定、取組、管理、拡大などの取組に係る全過程において国民の参加機会を拡大した。また、「非正常の正常化に係る国民広報サポーターズ」を構成して国民オーダーメイド型広報コンテンツを制作してオンライン広報の実施と、街角キャンペーンを行うなど、国民が非正常の正常化について認識できるよう幅広い広報活動を繰り広げた。

さらに、国民にもっと近づくために、特許庁において非正常の正常化キャラクター「バロム」が写っているお年玉袋、カード、鏡などを作って配布するなど、国民が実感できる多様な広報を展開した

## 2. 推進内容及び成果

特許庁では国民の声をより積極的に反映するために「政府3.0業務方式による非正常の正常化」に取り組んだ。「政府3.0業務方式による非正常の正常化」とは、非正常的な慣行の発掘、正常化方案の設定・取組に続き、正常化成果の改善・補完及び対内・外への拡大まで、非正常の正常化取組のすべての過程を政府3.0パラダイムである「解放・共有・疎通・協力」の4つの原則に従って取り組むことである。

<図VI-2-1> 政府3.0方式による非正常の正常化取組概要



具体的に調べると、①多様な課題発掘チャンネルの活用、②協力・疎通型取組み・管理体系の構築、③広報媒体の多様化による「国民にフレンドリーな広報」の実現である。

イ. 多様な課題発掘チャンネルの活用

特許庁は全職員と国民が参加し意見を開陳できるよう課題発掘のチャンネルを多様に活用した。特に、国民が直接出願・登録過程において感じた不便な事項や特許庁の職員が業務中に発見した不公正・不平な慣行を非正常の正常化の課題として選定できる環境を造成した。その結果、「政府100大非正常の正常化」課題を2件、庁内部課題を10件発掘し、計12件の課題を発掘して取組むことができた。

<表VI-2-1> 課題発掘チャンネルの多様化事例

外部	民間専門家	特許庁における非正常の正常化取組協議会（2月）
	▶民間専門家（学界・業界）で構成される協議会の構成・運営を通じて内部課	

	題の発掘・取組	
	一般国民	正常化についての国民提案を公募（5月）
	▶国民に対する「特許行政制度改善の公募展」に「非正常の正常化」部門の公募（5月）を実施し、内部課題の発掘・取組	
	請願人	国民請願システムー国民苦情窓口・規制改革窓口（常時）
	▶（事例）「手数料」関連の苦情を内部課題として発掘・取組	
内部	全体職員 （個人）	「My JobIdea」公募展（2016年11月）
	▶（事例）職員全体を対象に実施する提案公募展により「質権が設定された特許権などの権利移転手続きの簡素化」を内部課題として発掘・取組	
	全体部署	正常化の優秀事例競合大会（7月）
	▶各部署で取り組む政策事項を競合大会を通じて内部課題として発掘・取組	
	全体部署	庁内における業務共有（常時）
▶幹部会議・内部業務報告などを一週間単位でモニタリングし、内部推進課題の発掘・取組		

<表VI-2-2> 2016年度の特許庁における非正常化の正常化取組み事例

区分	番号	課題内容
中核課題	1	(25) 政府R&D特許の個人所有、重複提出などの慣行根絶
中核課題	2	(79) 法曹ブローカー・商標ブローカーなど専門分野の汚職根絶

区分	番号	課題内容
内部課題	3	知的財産権の虚偽表示防止
	4	国民安全を脅かす模倣品の流通根絶
	5	特許無償譲渡に関する税制隘路の解消
	6	質権が設定された特許権などの権利移転手続きの簡素化
	7	正当な権利者の出願救済期間の制限廃止
	8	年次登録料の減免証明書類提出負担の緩和

	9	同一人連関技術出願の統合審査の取組
	10	代理なしの出願人の添付文書簡素化取組
	11	複数の訂正請求に対する手数料免除
	12	特許審判における特許拒絶決定反復時の手数料全額返還

#### ロ. 協力・疎通型取組・管理体系の構築

特許庁は「協力と疎通」を基盤にした非正常化の正常化課題に取り組み管理した。まず、非正常の正常化課題に係る全般的な取組は課題の所管部署で担当するが、他の部署の協力が必要であるか、又は非正常の正常化の取組のために課題との連携が必要な場合がある。このような問題点を解決したく、課題取組の過程において正常化総括部署(創造行政担当官)が参加し、非正常の正常化コンサルティング、四半期毎の実績点検を実施した。また、関連部署(代弁人室、課題担当部署など)との持続的な広報計画についての協議を通じ、非正常の正常化ロゴとキャラクターを積極的に活用して広報効果を高めた。

さらに、外部との持続的な「協力・疎通」体系を構築し、フィードバックが実際に政策改善に繋がる循環システムを設定した。教授、弁理士などの外部の知的財産専門家と取組課題を担当した特許庁内部の委員が共同で参加する「特許庁の非正常の正常化取組協議会」を構成した。取組協議会において、課題の選定から履行点検、対応方策の検討過程で出た意見については、課題所管部署に伝え検討後に反映するようにし、処置事項に対してもモニタリングを行った。また、国民苦情窓口と「政策討論」コーナーを利用して、非正常の正常化の国民オーダーメイド型の広報方策に対する国民の意見を収集し、実際にサポーターズ運営プログラムに反映した(2016年6月)。

<表VI-2-3> 協力・疎通型課題の取組要素及び事例

正常化 コンサル ティング	非正常的な慣行・制度及び正常的な様子を定義し、改善するための計画策定、拡散方案、政府3.0方式の適用など、正常化方策の構築のためのコンサルティング
---------------------	---

定期 点検	中核課題及び内部推進課題など、12件の課題すべてに対し定期的な実績点検（5, 7, 8, 10月）と実務担当者会議を行い、課題計画に備え実績、取組内容などを常時に協議
----------	---

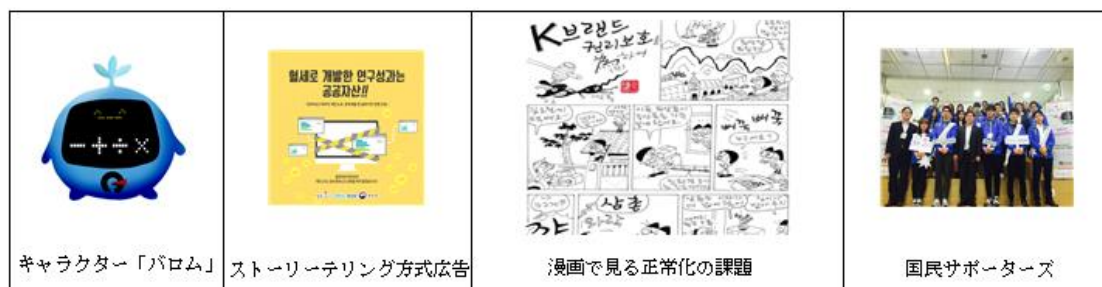
＜表VI-2-4＞非正常の正常化に係る国民の意見及び処置内容

国民の意見	処置内容
職務発明補償制度をより積極的に活用する必要がある（取組協議会、2月）。	政府R&D参加機関の職務発明規定導入の義務化取組について議決（知的財産委員会、6月）
商標ブローカ対応時に国家レベルで調整の役割及び中国当局との対話チャンネルが必要（中国商標ブローカーによる被害企業の懇談会、6月）	海外商標ブローカーの予防のため、韓・中商標長官会談など国家間の公式会談の議題化を通じて解決方策を模索（6月）
サポーターズの活動範囲多様化を要請（国民シンムンゴ、オンライン政策討論、6月）	個人のミッションだけでなく、チームのプロジェクトとして取組み、広報効果を向上（4～11月）

#### ハ．広報媒体の多様化を通じた「国民親和型の広報」を実現

「非正常の正常化」の概念が多少慣れなく、特に、特許庁の課題の場合は知的財産権と関連した専門的な内容が多いことから、従来の広報方法では限界があった。そこで、特許庁は国民にさらに近づくためにウェブマガジン、カードニュースなどの多様な「ストーリーテリング」方式の広報を実施した。また、国民が直接参加し、国民オーダーメイド型の広報を遂行するために「政府3.0及び非正常の正常化国民サポーターズ」を構成し、ブログ、SNSなどのオンライン広報及び街角キャンペーンなどのオフライン広報を多角度から取り組んだ。また、非正常化の正常化ポータルサイトに取組み実績を掲載して国民の提案を誠実に対応するなど、国民が非正常化の正常化をより簡単に理解し、自発的に参加できるように努めた。

＜図VI-2-2＞非正常の正常化に係る国民親和型の広報事例



### 3. 評価及び発展方向

特許庁は2016年に非正常の正常化取組に対する履行点検を行った結果、特許庁の非正常の正常化課題12件(中核2件、内部10件)の中で一部の課題を除いては、全て正常に取り組みを完了した。特に、庁の中核課題については、政府の業務評価に係る正常化課題部門において「優秀」の評価を受けた。

ただし、法令改正後の後続処置が必要な一部の課題は、後続処置が完了するまで別途に管理する計画である。すでに完了して終わった課題についても、定期的なモニタリングを通じて正常化の成果が安定的に定着できるよう持続的に管理していく予定である。

一方、「政府R&Dなど巨視的、長期的な課題は、国民に対し直接的に及ぼす効果が十分でない面もあったため、今後の正常化課題は特許手続き及び制度を中心に選定する必要があると評価された。さらに、「政府3.0方式の非正常化の正常化」について取り組んだが、相対的に新規課題の発掘や広報などの一部においてのみ、国民の参加が集中した傾向を補完する必要があると提起された。よって、今後は、選定課題の「設計、正常化方案の策定、履行及び還流段階」まで、国民が直接意見を開陳できる機会をつくるなど、「政府3.0方式の非正常化の正常化」取組方式を改善・補完する



予定である。

## 第2節 政府R&D特許の個人所有、重複提出などの慣行を根絶

### 1. 推進背景及び概要

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 ペク・ジェホン

政府R&D事業を通じて創出された特許成果の中で、所属機関の名義でない不当な個人名義の特許出願及び登録件数が毎年発生していることから、2015年に、未来部と特許庁が共同で省庁レベルにおける個人名義の特許成果に対する全数調査を開始し、2016年までに不適法な1,114件を摘発して1,047件を回収処置を行った。しかし、不当な個人名義の特許が依然として発生しており、源泉的に解決するために研究者及び管理者を対象に、個人名義特許の違法性及び管理に対する認識向上と持続的なモニタリングを行う努力が必要である。

また、出願及び登録成果の区分によって、出願成果と登録成果を別々に異なる課題成果として提出して認められた二重成果の提出慣行が継続的に指摘されており、毎年研究者及び課題管理専門機関の出願・登録成果について各々入力しなければならない管理負担も発生している。

### 2. 推進内容及び成果

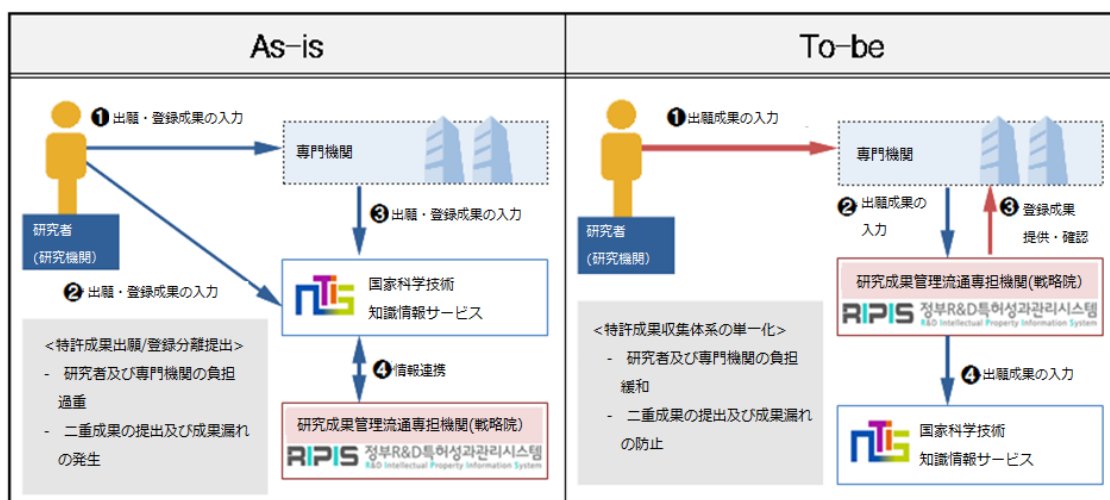
不当な個人名義の発生を根絶するための認識向上に向けて、個人名義による特許成果の適法性についての判別手続き、権利還元の方法、違反事例などを記載したガイドライン及び広報資料を製作して配賦した。個人名義の管理改善のためにR&D部署、専門機関の課題管理担当者が個人名義による特許成果の状況をモニタリングするよう、政府R&D特許成果管理システムを改善した。

そして、不当な個人所有の特許を所属機関名義に還元できる、無権利者所有特許に対する「特許権移転請求制度」を導入(2016.2)し、政府R&D特許成果が職務発明に該当すれば、該当機関に職務発明関連の規定を必ず設け、所有権を事前に承継できるよ

う所属機関と個人との間で権利関係を明確にする制度改善(2017年施行予定)に取り組んだ。

また、不当、重複提出などの再発防止のため、出願／登録成果を区分する政府R&D特許成果の収集体系を、出願成果を中心に全面的に改編し、R&D部署、専門機関は出願成果のみ正確に収集し、登録成果は特許庁(韓国知識財産戦略院)において定期的に収集、提供するように改善した。

<図VI-2-3> 国内特許成果収集体系の改善前後の比較



### 3. 評価及び発展方向

政府R&D個人名義の特許成果モニタリングの強化、認識向上の教育及び広報を通じて個人が特許成果を不当に所有する事例を根絶し、R&D事業管理に対する国民の信頼度を高めた。そして、一つの発明に対する結果物である出願・登録特許を別々の成果で、異なる課題として提出する研究成果についての二重提出の慣行を原則的に遮断し、登録成果の未提出による成果の漏れを防止するとともに、研究者の特許成果の入力負担を緩和及び専門機関の政府R&D特許成果の収集、管理を簡素化するなどにより、R&D成果物の体系的な管理及びデータの整合度も向上された。

また、特許成果収集体系の改善範囲を国内特許から海外特許まで拡大し、特許庁が

確保した海外主要国の特許DBから海外出願成果の登録可否を定期的に確認し提供する計画である。

### 第3節 海外商標ブローカーの被害予防及び対応

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ハン・ソンジェ

#### 1. 推進背景及び概要

中国、ASEAN地域との貿易が活発化となり、韓国ドラマ、K-popなどの韓流によりK-ブランドの認知度が高くなるにつれ、衣類、食品、化粧品などの全産業にわたりK-ブランドの侵害被害がますます増加している。

これまで韓国企業は、海外市場の開拓のためにまず先に輸出を行い、輸出物量が増加する過程において、商標権確保の必要性について認識し始め、商標権確保に努力を傾ける場合が多かった。このような状況を悪用して、海外商標ブローカーが韓国企業の商標を無断で先登録を行い、商標のロイヤルティーを要求したり、海外流通市場の進入を妨害するなどの被害事例が続出している。

特許庁は「海外商標ブローカー行為」という非正常的な慣行を正常化にし、商標ブローカーによる被害を防止するため、商標ブローカーに対する常時モニタリング体系を構築し、商標ブローカーの摘発時に関連情報を迅速に被害企業に提供することで被害の拡大を防止するとともに、異議申し立て・無効審判・回収（交渉）支援のための係争対応コンサルティングを提供するなど、商標侵害対応体系を構築して持続的に海外商標ブローカーによる韓国企業の被害を防止するために努力した。

#### 2. 主要内容及び成果

##### イ. 海外商標ブローカーの状況及び被害状況の点検

韓国特許庁は2014年11月にIP-DESKを通じた相談の中で韓国企業の商標125件について集団出願した疑いのある商標ブローカーを発見し、K-ブランド相談センターの独自調査及び外部の専門機関調査を通じて商標ブローカーの被害状況を把握し、14名の商標

ブローカーを追加で発見して調査結果を被害企業に伝えた。

その後、海外現地におけるK-ブランドの権利確保による係争予防と、体系的な係争対応体系の構築による韓国企業の国際競争力の強化に向けて、2014年12月に国家知識財産委員会において、関連省庁合同で策定した「K-ブランド保護総合対策」を議決・発表し、商標無断先登録の被害事例についてマスコミ報道を行い、商標ブローカに対する心理的な圧迫を並行した。

食品、衣類、化粧品、フランチャイズなどの業種別の団体と協力し、該当団体の会員社を対象に被害事例を伝播するとともに、特許庁の庁長とフランチャイズ企業のCEOの懇談会などを通じて商標ブローカー対応のための意見交換の機会も拡大した。

海外現地IP-DESKと国内K-ブランド相談センターなどを通じ、悪意的な無断先登録の疑いのある商標ブローカーを調査した結果、2016年は31件の新規ブローカーによる221企業の361件の権利先占事実を摘発して被害企業に通報し、「K-ブランドコンサルティング」9件及び共同対応6件を連携して支援した。

#### ロ．海外商標ブローカーモニタリング及び商標権確保の支援を通じて被害予防

中国などの海外商標ブローカー現況を調査し、それによって把握された商標ブローカーについて出願・登録情報などを周期的にモニタリングを行って関連企業に情報を提供した。悪意な商標ブローカーに推定される出願人に対しては、月単位で出願動向を把握して韓国企業に関連情報を提供するなど、被害が拡大されることを防ぐために努力した。

摘発された海外商標ブローカーの先占状況に対しては、外部専門家が中国内の出願内容を確認してから、対応期限、法律的な基礎意見、韓国内の権利状況など、韓国企業の初期対応の方向設定に必要な総合的な調査を進め、その結果を企業に提供することによって、迅速な対応ができるようにした。

また、海外商標ブローカーの摘発経路を、IP-DESKを通じたモニタリングの受付と産業団体を通じた被害事例の受付、企業が参加した各種懇談会を通じてた事例受付などで多様化にし、被害企業には「知的財産権係争対応センター」を通じて類型別・段階別の対応戦略を総合的に支援し、必要な場合には「K-ブランドコンサルティング」と連携して支援した。

海外商標ブローカーが商標を先占した以降には、先出願主義原則によって商標権の無効化又は回収（譲渡交渉）などで対応するほかなく、海外進出前に商標権の確保を通じて被害を予防できるよう、海外進出企業に対する海外知財権出願費用の支援を拡大した。2016年はIP-DESKを通じて2015年に比べ61%増加した1,114件について出願費用を支援した。

#### ハ．海外商標ブローカー被害の類型別・段階別対応戦略の支援

特許庁は海外商標ブローカーによる被害事例の発生時に、被害の類型が類似な業種又は企業間において協議体を構成して段階別に異議申し立て、無効審判などの法的手段が活用できるようにし、被害企業が侵害対応を通じ自社の権利を取り戻せるよう支援した。

これのために、商標ブローカーに対する中国商標法の体系に合う法律的な対応戦略及び改正された中国商標法に関する判例研究などを行い、出願公告中である商標については、無効審判請求、不使用取消審判請求などの方策を検討し、「K-ブランドコンサルティング」を通じて被害企業への支援を行った。

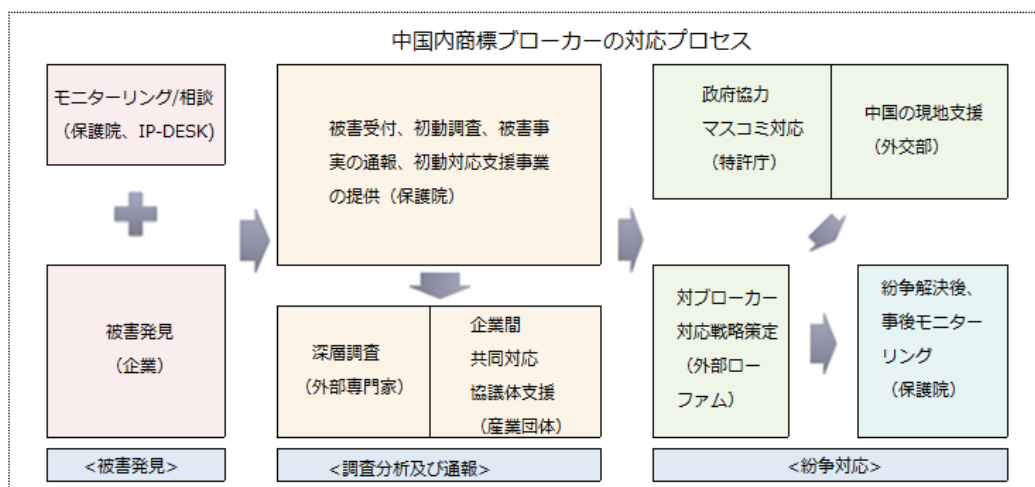
また、韓国企業の中国進出の状況及び権利別の被害状況を根拠に、異議申し立て、無効審判、譲渡交渉などの多角的な対応を通じて企業の交渉力を最大化にし、商標権の回収費用を節減できるように助け、ブランド・ネーミングなどの中長期的な戦略策定を支援した。

#### ニ．海外商標ブローカー被害予防・初期対応のための総合窓口の運営及び国民向け

広報

韓国知識財産保護院内に商標ブローカー被害予防・初期対応のための「知的財産権紛争対応センター」を運営し、海外商標ブローカの被害相談及び対応戦略の提示、中国の商標検索サービスなどのOne-Stopサービスを支援した。

<表VI-2-5> 中国内商標ブローカー対応のプロセス



海外商標ブローカーによる被害が大きい5つの産業別団体と広報及び被害対応体系を共同で構築し、被害予防のための認識向上に向けて放送社と日刊紙、寄稿文などの各種媒体を活用した広報の強化と、産業分野別の特性を考慮した「K-ブランド保護」の説明会・懇談会を開催して参加企業の関心を集中させた。

また、企業の知的財産権担当者に対し適時に必要な情報を提供できるよう、毎月ニュースレター（K-ブランドニュースレター、計12回）を提供し、IP-DESKを通じて海外現地の説明会（35回）を開催するなど、海外商標ブローカーの被害及び対応戦略の共有・伝播を通じて、進出する韓国企業の海外商標権確保の重要性に対する認識を拡大させた。



<図VI-2-4> 商標ブローカー根絶に向けた取組の広報活動



<フランチャイズ企業 CEO の懇談会 (2016. 6) >



<食品企業役員の懇談会 (2016. 9) >



<化粧品企業 CEO の懇談会 (2016. 10) >

### 3. 評価及び発展方向

特許庁は韓国企業の海外進出を妨害する海外商標ブローカーを予防するために常時モニタリングを実施するとともに、コンサルティングを通じて法的対応を行うなど、非正常の正常化に係る課題を積極的に遂行した。

これまでのモニタリングの結果、46件の商標ブローカによる1,232件の韓国商標の先占事実を発見した。2017年には中国商標専門業者による情報調査、中国審査官用の情報提供サイトを構築して追加的な成果導出にも努力する計画である。

国際的な共助体系の構築のため、韓・中の商標庁長会談などを通じて二国間の商標権保護について持続的な協力をしているが、商標ブローカー関連の具体的な議論はまだ不十分な段階である。特許庁は、法令・判例に対する研究を通じて制度の改善事項を導出し、中国政府との交流・協力を通じて商標ブローカーの被害を縮小できるよう国際協力を強化する予定である。

また、特許庁は、中国・ASEAN地域の現地政府との協力により、現地取り締まり公務員を対象にK-ブランド説明会及び韓国内における招へい研修などを積極的に取組み、現地において、韓国ブランドの模倣品の取り締まりが効果的に行われるよう支援する計画であり、企業が海外進出前に現地の商標を確保することにより係争を予防し、ブランドの侵害発生時にも迅速に対応できるよう多角的な努力を続ける予定である。

## 第3章 政府3.0

### 第1節 概観

企画調整官 創造行政担当官 行政事務官 カン・ジスク

#### 1. 推進背景及び概要

韓国はこれまでにない速い経済成長を成し遂げ、2010年には世界7大輸出国として発展した。2012年には2050クラブに参入する国となったが、高齢化による老後の不安、青年の就職難、中央行政機関の地方移転による統合的な行政能力の分散などで重大な国政懸案が山積みとなって、国民が感じる幸福体感指数は速い経済成長ほどには高くない。

政府はこのような問題を解決するため、2012年7月に国政運営の新しいパラダイムとして「国家中心から国民中心に」公共サービスを提供する政府3.0の構想を発表した。民間の意見収斂及び検討を経て2013年6月にビジョンの宣布式を行い、政府3.0の取組みを本格化した。

政府3.0とは、「公共情報を積極的に開放・共有し、政府省庁間の疎通を遮る仕切りを取り払い、互いに疎通と協力を行うことによって国政課題に対する推進動力を確保することである。また、国民に対しオーダーメイド型サービスを提供するとともに、職場づくりと創造経済を支援する新しい政府運営のパラダイム」を意味する。

また、政府3.0が追求する価値は、①公共情報の開放と共有により政府の透明性と信頼性の向上を目指し、政府と国民間の円滑な意思疎通と協力を拡大、②国民の各個人の便宜と幸福に焦点を合わせ、オーダーメイド型サービスを提供、③民間の創意と活力増進に向けて革新の環境づくりを支援、④効率的に働く統合型の政府運営のために省庁間の仕切りを取り払う、⑤民間の能動的な参加を誘導するプラットフォームの政府を構成することである。

＜表VI-3-1＞政府運営パラダイム変化の方向

区分	政府 1.0	政府 2.0	政府 3.0
運営方向	政府中心	国民中心	国民の各個人が中心
革新価値	効率性	民主性	拡張された民主性
参加	官が主導・動員方式	制限された公開・参加	能動的公開・参加、開放・共有・疎通・協力
行政サービス	一方向提供	両方向提供	両方向・オーダーメイド型提供.
手段 (チャンネル)	直接訪問	インターネット	無線インターネット、スマートモバイルなど

2014年7月には政府3.0取組委員会が発足され、民間委員を中心に学界・企業・関連省庁などの意見を収斂し、取組委員会で2014年9月にアップグレードされた政府3.0の発展計画を提示することにより、政府3.0内在化に向けた中・長期の政府3.0の実行計画の構築が必要となった。

このような政府運営パラダイムの変化に伴い、創意的なアイデア・技術革新・知的財産によって持続的な成長を成し遂げる時代が到来した。特許庁は、政策環境の変化及び時代の流れに合わせ、中・長期の特許庁の政府3.0の実行計画を策定して創造経済(CREATIVE ECONOMY)を牽引する「特許庁の政府3.0」を本格的にスタートさせた。

## 2. 推進内容及び成果

特許庁は 国民中心のサービス政府・ 仕事ができる有能な政府、 疎通する透明な政府の実現を取組戦略として定め、仕事のプロセス革新と変化の管理を行い取組管理体系を構築した。

### イ. 国民オーダーメイド型サービスを提供する政府の実現

需要者オーダーメイド型 IP 支援サービスの提供に向けて、地域における有望な中小企業を支援する IP スタート企業の育成事業及び予備創業者向け IP 教育及び政府の支援事業などと連携した IP 創造ゾーン事業に取組み、また、特許分析についての支援と関連して「国家未来戦略特許分析センター」を 2016 年 5 月に開所した。

IP スタート企業の育成事業により、2016 年には IP Start-up 企業向けに先行技術調査 1,945 件、国内権利化 1,871 件、海外権利化 299 件を支援し、また、IP Scale-up 企業向けに国内権利化 1,548 件、海外権利化 864 件、シミュレーション 117 件、オーダーメイド型特許マップ 85 件を支援した。さらに、IP Star 企業を新規で 100 社を選定して 547 企業に対し IP 総合支援を実施した。

IP 創造ゾーンは、2016 年に済州、忠南地域に新規で開所したことから、全国 8 地域(江原、光州、大邱、釜山、仁川、全北、済州、忠南)において、2016 年 1 年間計 980 名が教育を履修し、181 件の権利化について支援した。

また、現場疎通型の審査協力による審査品質を高めるために現場中心の公衆審査基本計画を設け(2016.3)、これを基盤に現場専門家で構成される審査協議体を運営した。その結果、2016 年には特許 179 件について公衆審査を実施し、現場専門家の提供資料 202 件のうち、60.9%である 123 件を審査資料として活用した。

教育コンテンツの開発及び普及に向けて、青少年用の発明学習ゲームである「インベンションシティー」の活用教材及びモバイル基盤の発明上級学習ゲーム「ドクターポール」の開発を完了(2016.12)し、大韓民国の融合技術展(2016.7)、発明教育コンファレンス(2016.11)などの主要イベントに参加してブース広報を行い、コンテンツの普及・拡大に努めた。

ロ. 仕事ができる有能な政府の実現

K(韓国) - ブランドの保護及び IP 金融活性化取組のため、現地進出の企業、外交部、関税庁及び KOTRA との協業により K(韓国) - ブランド保護の体系を構築し、民間評価機関を拡大<sup>35</sup>して IP 金融機関の選択権の拡大に向け評価モデルを多様化<sup>36</sup>にするなど、IP 金融活性化に取り組んだ。

また、審査業務効率性の向上と関連して次世代検索システムの高度化に取り組み、検索の正確度を高め便宜性の向上を図る検索機能を実現<sup>37</sup>した(2016. 12)。

また、首都圏に居住する審判当事者の時間及び費用負担による不便を解消するために顧客指向の遠隔・映像口述審理サービスに取り組み、当事者が便利な時点において口述審理の実施ができるようにしたことにより、利用者の数も順調に増加した。<sup>38</sup>

#### ハ. 疎通により透明な政府実現

政府が保有する情報とデータを国民に解放・共有して職場を増やし、生活の便利を図るために透明な政府の実現に向けて、特許庁は IP 情報を国民が活用できるよう多様な事業に取り組んでいる。中小企業庁との協業により IP 情報分野におけるアイデア課題を公募して創業プログラムの優秀課題として推薦し、商品の開発に必要な IP 情報を年中無償で提供したり、技術保証基金との協業により IP 情報分野における創業企業の成長支援プログラム参加希望企業の募集を支援する事業も取り組んでいる。

また、国民の知る権利を保障するため、特許庁ホームページの「最近の改正法令」コーナーの法令情報に、法令に関するシステム<sup>39</sup>と連携させたメニューを追加し、法令の制定・改正に関する情報公開を 2016 年 6 月から行ってきており、また、過去のデータを全面的に整備し、過去のイメージ公報に対するテキスト文書(SGML)の生成に

<sup>35</sup> 2016年に計13の新規評価機関として追加指定

<sup>36</sup> 評価機関及び費用節減(3週/650万→2週/500万)のための普及型価値評価モデルの開発(2016. 6)

<sup>37</sup> キーワード検索と文章検索のメリットを結合させたハイブリッド検索を提供(従来の検索に比べ8%pの正確度を向上)、認容関係を図式化する認容関係グラフの提供など

<sup>38</sup> 映像口述審理件数(割合) : 2014年4月～12月105件→2015年189件→2016年237件

<sup>39</sup> 議案情報システム、政府立法支援センター、国家法令情報センターシステムと連携

より過去の文書の活用度を高めるとともに、IP データに関する品質管理も強化してきた。

## ニ. 仕事のプロセス革新及び変化管理

### 1) 仕事のプロセス革新

特許庁の政府 3.0 の精神に基づいて仕事のプロセスを革新するため、政府省庁の内部組織についての診断を行い、情報化担当部署間の類似機能を統合して機関内の効率的な業務遂行の体系を構築し、出願、登録などの顧客接点サービス改善のための方式審査の人材補強などにより遊休人材の運営を最適化した。毎週実施していた幹部会議の開催回数を減らし、幹部会議報告のための追加業務の発掘、参考資料の作成などの業務負担を軽減した。

また、従前の単独審査でない 2 人以上が協業・疎通する再審査 3 人協議制を実施することで、重複検証を通じた審査品質向上により不実特許を未然に防止し、先行技術調査員が審査官の審査業務一部を補佐して業務の減縮及び効率化に取り組んだ。

そして、審査局内の各課に分散された類似技術の分類を統合して審査チームを新設<sup>40</sup>し、審査専門性の向上を図ることによって業務を効率化させた。PCT 先行技術調査の結果について、PCT 審査官又は調査員が論議するための頻繁な出張により発生する時間と費用を節減できるよう映像会議も活性化させた。

### 2) 変化管理

特許庁の政府 3.0 の内在化に向けて、政府 3.0 を含む国政課題中心の組織成果指標を設定して部署別の評価に反映し、政府 3.0 の政策広報の実績を局の共通成果指標に設定して成果評価に反映した。

---

<sup>40</sup> 特許審査2局内で分散して審査していた汚染物分離、廃棄物加工等の業務を統合して資源再生審査チームを新設することによって審査の専門性を高めた。

また、政府 3.0 方式の国民親和型の広報を行い政府 3.0 の広報を強化した。すなわち、3.0 のビジョンと目標をより分かり易く説明した。また、国民に親しく近づくために特許庁の政府 3.0 のキャラクターを開発して広報物を製作し、広報やイベントなどに活用した。専門的な IP 政策を一般国民が理解し易いようにカートゥーンを活用したストーリーテリング方式で広報を行った。「特許庁 3.0 サポーターズ」を構成してオンライン広報、街角キャンペーンなどを実施し、国民が直接参加する政府 3.0 方式の広報にも取り組んだ。その中でも IP-R&D 戦略支援事例など、特許庁の業務について国民が直接体験できるコンテンツ<sup>41</sup>を製作して展示し、2016 年には 6 月と 11 月に子供発明体験教室も運営した。

そして、特許庁の政府 3.0 優秀事例を共有して拡大するために、各局・傘下機関の政府 3.0 の取組事例を庁内外の委員などで審査行い、選定された優秀事例はカードニュースを製作してオンライン公報により共有・拡大に取り組み、「政府 3.0 の成果拡大と生活化」に関する特別教育課程を開設するとともに、教育対象も庁職員から傘下機関の職員まで拡大してオン・オフラインの教育を実施した。庁内教育課程に「政府 3.0 の理解」を教科目を編成して新規公務員などを対象に教育を実施したり、サービスデザインの理解を深めるための集合教育も実施した。

### 3. 評価および発展方法

政府 3.0 取組戦略である、サービスを提供する政府・有能な政府・透明な政府の実現と、仕事のプロセス革新及び変化管理を通じて政府 3.0 の内在化と拡大に取り組み、各種知的財産サービスと政策を国民オーダーメイド型サービス体系へと転換する成果を創出した。

2017 年には国家知的財産 (IP) 競争力を強化することで国民の信頼を高め、企業の成長を牽引することを目標に、特許庁の実行計画という大きな枠の中の政府 3.0 の持

---

<sup>41</sup> 安全運転支援システムを含む車など、IP R&D戦略支援を受けた製品を体験可能な形態で展示

続的な取り組みを、政府 3.0 の生活化段階を行ってから政府 3.0 の発展段階への跳躍に向けて努力を傾けていく予定である。

第四次産業革命が到来し、中核技術に対する IP 確保の重要性が台頭され、海外における韓国企業の IP 係争と被侵害が持続的に発生しており、依然として韓国の中小企業と大学、公共研究機関の IP 活用は低調な状況であるため、これを打開していくために、特許庁はオープンプラットフォーム方式の公共データの開放拡大、企業の IP に関する隘路事項の解消、中小企業の海外進出を図るための IP スター企業の集中育成など、ワンストップサービスを大幅に拡大していき、省庁間の協業により社会的な懸案に対する支援及び多数の省庁における分散政策の問題解決など、多様な業務に取り組んでいく計画である。



## 第2節 IP金融の活性化及び事業化の促進

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ヘスク

### 1. 推進背景及び概要

技術開発に成功し優秀IPを基盤に事業化を開始する段階にあるいわゆる技術集約型初期企業は、IPの製品化及び市場拡大などのために膨大な事業化資金を必要とする。

しかし、技術集約型初期企業は事業実績がなく信用等級が低いだけでなく、不動産などの有形固定資産を重要視する金融慣行により、成長のための資金確保が難しいのが実情である。言い替えれば、政策的な資金支援は、企業の初期R&D段階における民間金融圏からの資金誘致は難しく、ある程度事業化が検証された以降である企業の成長、成熟段階に集中され、事業化資金の受給不一致が発生する。

特許庁はこのような問題を解決するために、2013年から本格的にIP金融を支援しており、効果的なIP金融の作動のために政府省庁、金融機関、評価機関の多方面において協力体系を構築してきた。

「IP金融」とは特許のような知的財産(IP)の価値を評価し、金融機関が評価の結果を活用して知的財産を基盤に企業に資金を支援することを意味する。登録された特許のようなIPは、独立的な財産権的性格を有しているため、担保権が認められるなど資金調達的手段として活用できるというのが大きな特徴である。参考として、2010年に制定され2012年から施行された「動産、債権などの担保に関する法律」により知的財産権の担保性が認められ、2011年に制定及び施行された「知的財産基本法」においても知的財産を活用した投・融資の活性化方を策定するよう明示されている。

IP金融はその特性上、優秀IP保有企業に直接的に事業化資金を供給する金融機関との協力体系構築が必須的である。そこで特許庁は、資金調達方式に従って個別の金融機関と協約を締結し、金融機関と相互協力の下で中小、ベンチャー企業にIP価値評価

及びIP金融を支援している。特許庁は金融機関が活用できるようIP価値評価の作成及び費用を支援しており、特許庁と協約を結んだ金融機関はこれを基に優秀IP保有の中小、ベンチャー企業に事業化資金を調達してあげる方式である。

IP金融は資金調達方式によって大きく「IP価値評価保証、IP担保貸出、IP基盤投資」に分けることができる。技術保証基金・信用保証機関と協約を結び、これらの金融機関がIP価値評価の金額以内において保証書を発給することで、中小・ベンチャー企業が保証書付き貸出を受けることができるように支援している。また、産業・企業、国民銀行と協約を結び、これら銀行が中小・ベンチャー企業のIPを担保物として設定し、価値金額以内において貸出を行うよう支援している。この他にもベンチャーキャピタルなどの投資機関はI、P価値評価の結果を検討してIPを有する中小・ベンチャー企業に持分投資の実施やIPに直接的な投資を実施している。

このようにIP価値評価の結果を基盤に金融機関においてIP金融を施行している実情であり、IP価値評価の結果に対する金融圏の信頼を確保することが大変重要である。そこで、特許庁はIP金融のためのIP価値評価専門機関を別途に指定し、評価品質に対するモニタリングを綿密に行い、IP価値評価機関間の協力を通じて評価技法及びノウハウについて相互共有できるよう支援している。

一方、IP金融と類似しているが、より包括的な概念としての技術金融が2014年から金融委員会を中心に本格的に施行されている。IP金融が特許権のような独立的な財産権を基盤としている反面、技術金融は技術力・人的資源などを包括しているという点で多少の違いはあるが、IP金融と技術金融は信用及び物的担保が弱い企業の未来成長の可能性を基に資金を支援する点においては共通点を持っている。特許庁は金融委員会と持続的な協力を行い、IP金融と技術金融間での相互補完を通じて改善事項の発掘に取り組んでいる。

## 2. 推進内容及び成果

上述のとおり、特許庁はIP金融の活性化を通じた中小、ベンチャー企業の事業化促

進に向けてさまざまな協力チャンネルを構築した。

#### イ. 金融機関との協業体系の強化

2016年にIP金融が投資中心に強化できるよう従前の協力体系を構築した産業銀行と新しい内容で新たにMOUを締結した。これにより優秀IP保有企業を発掘して相いに推薦し、IP価値評価と連携したIP投資を活性させることに合意した。また、特許庁のマザーファンド特許勘定から340億ウォンを、産業銀行から100億ウォンを出資して450億ウォン規模のIPプロジェクト専門投資ファンドも造成した。

企業銀行とは去る2014年度に販売した第1次IP担保貸出が消尽されたことによって、2016年度に新規で第2次IP担保貸出商品を販売することに合意し、企業銀行のリスク管理を助けるために、マザーファンド特許勘定を通じてIP担保貸出についての回収支援ファンドの造成を支援したことがある。

この他にもIP担保貸出を施行する銀行らが長い間要求してきた担保IP回収プロセスの単純化に向けて関連制度を改善した。制度を改善する前までは、銀行は不実に発生した企業の担保IPの移転を受けるために債務者であるIP権利者に対し新規で印鑑証明証を徴求しなければならず、この場合にほとんどの債務者が破産・倒産などで連絡がつかず、銀行は担保IPを回収できないリスクに直面していた。よって、特許庁は「特許権などの登録令」の改正を通じて質権実行に伴うIP所有権移転申請の場合、債務者の印鑑証明書提出を省略する内容で制度を改善した。これによりIP担保貸出施行銀行は周期的に債務者から印鑑証明書を要求しなければならない不必要な手続きが省略でき、より安定的な環境においてIP担保貸出を施行できるようになった。

最後に、投資機関の意見収斂を基に、今後のIP投資活性化に向けた事業改善方策を設けた。特許庁は、昨年IP投資に関心のある投資機関と数回にわたり懇談会を開催し、IP投資活性化に向けた特許庁の政策支援についての改善方策に対する意見を収斂した。その結果、IP投資連携の価値評価支援対象の要件を従前より拡大し、投資機関のレベルによってオーダーメイド型の価値評価報告書の支援などを新規で取り組むようにな

った。

このような努力の結果により、過去4年間のIP金融を通じて計7,461億ウォン規模の資金が中小企業に支援され、投入された予算対比約65倍の効果を収めた。

過去4年間の詳細なIP金融実績は、次のとおりである。

<表VI-3-2>過去4年間のIP金融実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	合計
予算	1,664	2,932	3,570	3,270	11,436
連携金額	75,907	165,820	200,904	303,459	746,090

ロ．民間中心に評価機関の拡大及び評価機関間で品質管理協議会の構築

IP金融活性化に向けた先決条件として数えることができるのは、まさにIP価値評価に対する信頼性の向上である。これのために特許庁は、これまで専門IP価値評価機関を指定してきたが、これらの機関が公共機関を中心に運営されているという限界があった。よって、金融圏では、さまざまな需要を充足させることができる民間中心の評価機関の拡大について要求してきた。

そこで、特許庁は指定するIP価値機関に民間機関が積極的に参加できるよう特許庁の告示を改正し、不必要な指定要件を緩和して民間機関を対象にコンサルティングを行った。その結果、2016年には専門性を保有した民間評価機関が追加で指定され、民間の評価機関は従前の2機関から3機関に拡大された。

<表VI-3-3>発明の評価機関指定状況

指 定 機 関	
公共機関	韓国化学融合試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試

	験研究院、韓国機会電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会、農業技術実用化財団
民間機関	特許法人ダレ、(株)WIPS、特許法人ダナ

これだけではなく、評価機関の相互間で評価技法及びノウハウを共有し、評価の品質を高めるための評価機関間の品質管理協議会を構築した。協議会は四半期毎に年間4回開催され、評価モデルの改善や優秀事例を共有するなどさまざまな 이슈について議論を行った。

#### ハ. IP金融と技術金融間の連携強化

技術金融とIP金融間の連携を通じてIP金融がより効果的に施行されるよう、昨年度に金融委員会との協力をより強化させた。

金融委員会は市中銀行の技術金融促進のために技術金融の実績を評価し、それによる出損金の差等賦課などのインセンティブを提供する方式で政策に取り組んでいる。IP金融はその概念上、技術金融に当然含まれるものと見て、金融委員会は市中銀行のIP担保の貸出規模を技術金融の実績として認めたことがある。

ただし、産業部が指定した技術評価機関<sup>42</sup>でない、特許庁が指定したIP価値評価機関を通じてIP担保貸出が連携されている場合、技術金融の実績として認められない制度的な空白があった。

従って、特許庁はIP価値評価機関の品質を高めるために持続的に努力をする一方、IP価値評価機関の実績及び成果を金融委員会と共有してきた。その結果、2016年に金融委員会は、技術金融実績認定範囲をIP価値評価機関にまで拡大する内容で、内部規

<sup>42</sup> 「技術の移転及び事業化促進に関する法律」に基づいて産業部などが指定した評価機関であり、特許庁が「発明振興法」に基づいて指定したIP価値評価機関のうちの一部だけが技術評価機関として認められている。

定(銀行革新性評価マニュアル)を改善した。

一方、技術信用貸出のために市中銀行が活用している技術信用等級評価(TCB)<sup>43</sup>の際に、特許の質的側面が反映されないという点が問題点として指摘された。TCBによる評価は、企業の技術力に対する迅速かつ簡素化された評価システムであるため、特許庁が保有しているオンライン自動特許分析システム(SMART3)との連携が改善策として提起された。

そこで、特許庁はTCB評価機関が評価のために共通的に活用している技術金融DB(TDB)<sup>44</sup>とSMART3システム間の自動連携に取り組んだ。これにより4ヵ所のTCB評価機関とTDB会員社の銀行全体が技術金融の施行のためにTDBにアクセスする場合、自由にSMART3の評価システムを利用できるようになった。

### 3. 評価及び発展方向

優秀IPを保有する中小・ベンチャー企業がIPを基盤に資金を調達できるよう支援するIP金融は、金融機関、評価機関、他省庁などさまざまな主体との緊密な協業体系が先行されてこそ可能な政策である。

そこで、特許庁はIP金融を本格的に施行した2013年以降からさまざまな側面から公共・民間機関と相互協力関係を維持してきており、より効果的にIP金融の取組ができるよう改善策を模索してきた。その結果、過去4年間でIP金融に取り組む金融機関及び評価機関が拡大され、IP金融の規模もまた持続的に増加してきた。

2017年にも特許庁は、IP金融を民間中心に拡大するために民間・公共機関と具体的な協業計画を構築して取り組む計画である。

---

<sup>43</sup> 金融委委員会は技術信用貸出の基盤となる技術信用等級について評価できるよう4ヶ所のTCB評価機関(技術保証基金、韓国企業データ、NICE評価情報、ecredible)を指定して運営中

<sup>44</sup> 金融機関の投・融資審査と技術信用評価などに必要な企業・技術・市場情報をOne-Stopで提供する韓国信用情報院(金融委員会設立許可)のシステム

まず、IP金融を施行する市中銀行をより拡大する計画であり、金融圏が積極的にIP金融に取り組めるよう、金融機関を対象にIP価値評価及びIP金融能力強化を支援する予定である。

また、民間機関及び金融機関を中心にIP価値評価機関を拡大し、他の省庁指定の技術評価機関と特許庁指定のIP価値評価機関間で品質管理協議会を構築して省庁レベルで評価品質管理体系を確保する計画である。

最後に、IP金融を投資中心に拡大するため、特許庁の支援事業を通じて発掘された優秀IP保有企業に対する投資説明会を定期的を開催する計画である。また、中小企業庁・金融委員会と協議を行い、マザーファンドの勘定、成長はしごファンドなどの特許勘定以外のファンドにもIP価値評価による投資を拡大して行く計画である。

### 第3節 オープンプラットフォーム方式の公共データの開放拡大

情報顧客支援局 情報管理課 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

#### 1. 推進背景及び概要

国内外公共データの解放政策によって、活用価値が高い知的財産データに対する民間の開放要求はますます増加しており、産業的に波及効果が高い未来の戦略産業として知的財産情報産業が注目を集めている。

しかし、国内の知的財産情報産業は未だ成長の初期段階に留まっており、企業の特許戦略策定、特許係争の対応などの活用価値が高い特許情報に対する民間への開放需要が持続的に増加している反面、これまでの特許情報の開放努力は、供給者中心の特許情報DBの解放、短編的な民間活用支援などに留まっており民間活用に限界があった。

そこで、特許庁は知的財産情報の生産・普及から活用・流通までの全周期にわたる支援により、知的財産情報の民間による活用強化と市場活性化を促進するために政府3.0の精神に基づき、民間の需要に基づいた特許情報の解放ロードマップを構築(解放インフラの高度化及び意見収斂の体系)し、特許情報の商品開発から創業、マーケティング・広報まで段階別の民間活用の支援政策に取り組んだ。

#### 2. 推進内容及び成果

##### イ. 計画策定及び解放インフラの整備

まず、特許庁は民間需要を基盤に特許情報を開放し、段階別に民間活用を支援する開放計画を策定(2016年3月)し、特許情報の開放・流通ポータル((KIPRIS<sup>Plus</sup>)を利用して出願人の法人情報、台湾の特許公報などの民間の需要が高い行政・加工データを開放した。



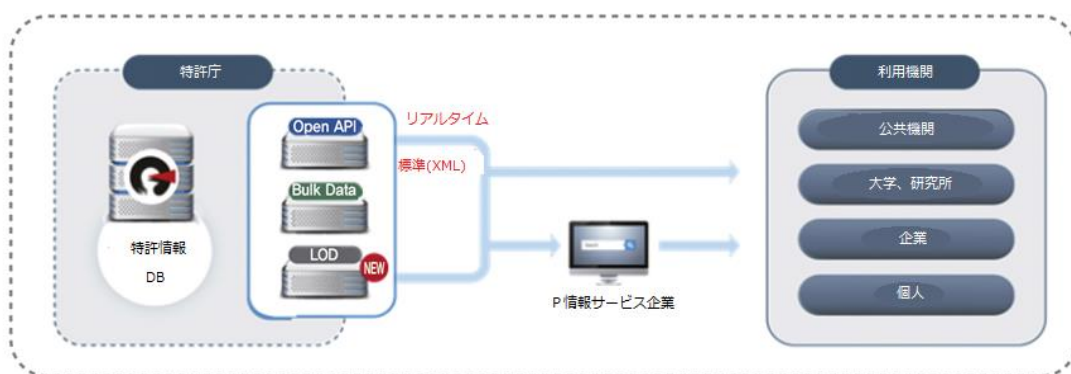
また、産業財産権情報のアクセシビリティ、活用性の増大に向けて電送速度が優秀なRest方式のOpen APIを追加で開発(2016年末の累計169件)し、産業財産権LODデータ2種(出願件別CPC情報、出願人の法人情報)の普及を拡大及びKISTI、韓国観光公社LODとも情報連携を拡大した。また、特許情報以外にも韓国貿易協会などの他機関(16機関)が保有するビジネス情報を統合して「IP-Biz情報統一サービス」を通じて民間に開放した。

<図VI-3-1> KIPRIS<sup>Plus</sup> (plus.kipris.or.kr) の概要

▶(概念)国民に特許情報を効率的に提供するためにOpen API\* Bulk及びLOD\*\*の提供方式を採択した特許情報提供サービス

\* Open API(Application Programming Interface):不特定多数の利用者がアプリケーションを簡単に便利に開発・活用できるように外部に解放されたAPI

\*\* LOD(Linked Open Data):ウェブ上のデータを意味的に連結させて巨大なDBのように活用する技術



▶(提供情報)特許、実用新案、商標、デザイン、中間書類袋、審判情報、海外特許などを提供

\*IP情報の開放商品数:(2014年)39種→(2015年)64種→(2016年)80種

\*\* Open API提供件数(オペレーション件数):(2014年)530→(2015年)547→(2016年)578

ロ. 段階別に民間への活用支援

特許情報活用促進のためにKIPRIS<sup>Plus</sup>を活用した創業支援プログラムを通じ、2015年11チーム、2016年15チームの創業支援者に特許情報データを無償で支援した。中小

企業庁との政策協力により、IP情報を活用したスタート業支援プログラムを2014年8月から施行しており、2016年9月に技術保証基金との協力により、創業初期の資金支援のためのIP情報基盤創業成長支援プログラムを拡大運営して計12チームに対し基金保証及び技術経営コンサルティングを支援した。また、国内外の特許情報イベント、フォーラムなどで民間の特許情報商品の広報機会を提供するなど、特許情報を活用した市場活性化に向けて商品開発からテスト、マーケティング、広報など段階別に支援するために努力している。

＜表VI-3-4＞IPRIS<sup>Plus</sup>を利用した創業支援プログラム

区分	特許情報活用の予備(初期) 創業者の創業支援	特許情報活用の創業企業成長支援
提供対象	特許情報を活用したサービス商品の開発を希望する個人及び法人	特許情報を活用したサービス商品開発を開発した個人及び法人
提供内容	商品開発に必要なIPデータを1年間無料で提供	基金保証の支援、技術経営コンサルティングなどの支援

＜表VI-3-5＞IP情報活用の環境造成のための民・官協力活動

イベント名(主管)	イベント概要	支援内容
IP情報使用者フォーラム	-1,000名余りの企業内特許専門家集団を中心に新規情報の入手及び専門知識の交流の場を設けるために運営(2013年4月に設立、四半期毎に運営)	-特許情報商品に対する専門家の意見を提供
公共データ活用競合大会	-行政自治部主管の公共データを活用した創意的なアイデアと公共データのビジネスモデルの発掘及び創業支援のための優秀アイデアの公募(2016.7.25~2016.12.6)	-IPデータ活用アイデア競合大会で大賞した優勝した作品を本選に推薦
IP情報使用者コンファレンス	-特許庁主催、韓国知識財産サービス協会主管で国内企業の特許情報サービスの	-需要者マッチング及び商品の広報

	広報のためのコンファレンスを開催(2016.6)	
国際特許情報コンファレンス(PATINEX)	-毎年、国内外の最新特許情報を活用して付加価値を創出するために国内外の企業戦略の共有及び展示広報ブースの運営など(2016.9)	-特許情報商品の展示ブースの運営支援

＜表VI-3-6＞IPデータを活用したアイデア競合大会

賞勲賞金	選定数	アイデア名	連携支援
大賞 (300万ウォン)	1チーム	-マシンランニングを活用した商標侵害診断ソリューション	公共データ活用競合大会本選への推薦
優秀賞 (100万ウォン)	2チーム	-該当知的財産権が適用された試作品を見る機能 -ビックデータ基盤の特許情報を活用した企業分析情報の提供サービス	製品開発に必要な特許情報DBを1年無償で支援
奨励賞 (50万ウォン)	4チーム	-IP製品の保護表示サービス事業 -商標総合診断コンサルティングサービス -化学物質データ基盤を含むビックデータを活用した重複特許の迂回検索技術システム -発明把握スピード業の支援システム	
参加賞 (50万ウォン)	1団体	-21チーム参加大学	

#### ハ. 意見収斂体系の構築及び広報の強化

特許庁は「特許情報使用者フォーラム」、「IP情報サービス利用機関の統合懇談会」、「IP情報政策委員会」などを通じてVOC及び政策諮問を求め、現場訪問を通じて民間の活用時の隘路事項についてモニタリングを行うために積極的に努力した。

また、2016年7月にはKIPRIS<sup>Plus</sup>内にオンラインHelp-Deskを構築し、透明で迅速なデータのサービス処理対応体系を設けた。

### 3. 評価及び発展方向

このような知的財産情報の開放・活用についての支援努力により、2016年はKIPRIS<sup>Plus</sup>の利用機関数が2015年52機関から2016年55機関に5.8%増加し、Open API利用件数は2015年369百万件から2016年651百万件に76.4%増加した。また、商品利用件数は2015年450件から2016年631件に40.2%の増加となり、解放ロードマップの策定による体系的な知的財産データの開放拡大により、解放データの商品種類を2015年64種から2016年80種に拡大した。

<図VI-3-2> KIPRIS<sup>Plus</sup>を通じた知的財産情報の活用実績



民間企業ではKIPRIS<sup>Plus</sup>を連動させて特許情報の商品開発する際に、企業別の開発費用(DB構築、人権費)として約9.4億ウォン(37社、合計347億ウォン)の開発費用が節減でき、開発期間も2ヵ月短縮した効果があった。費用節減は売上高に繋がり、KIPRIS<sup>Plus</sup>を開通した利用企業の売上高及び雇用増加の動きを分析した結果によると、KIPRIS<sup>Plus</sup>を利用する6企業は、特許情報商品開発などで前年対比売上高が3%(2016年合計15億)増加し、4名の新規雇用の創出が予想されることが分かった。また、ここ2年間(2015年～2016年)の特許情報サービスを基盤に6社が新規で創業し、49名の新規雇用の創出が行われた。

また、IP-Biz統合サービスの提供により情報検索の費用を節減した。

特許庁ではこれからも政府3.0基調に附合する知的財産情報の開放・流通活性化に向けたさまざまな支援政策に取り組む予定である。

第一に、需要者中心の知的財産情報の開放・共有を持続して拡大する予定である。このために新規で産業財産権に係る情報商品を提供し、民間の新規商品の発掘を支援する計画である。また、国民向けに活用度の高いデータを選定してOpen APIを追加で開発・拡大し、LOD基盤のデータ提供・連携拡大などのIP情報サービスの提供方式を多角化していく計画である。

さらに、スウェーデン、ロシアの特許情報など、商業的な活用が可能で需要者が入手し難い海外の知的財産情報と、出願人の法人名称の変更履歴情報、出願人の法人権利別技術分野の情報など、民間需要が高い知的財産情報の開放を拡大する計画である。

第二に、KIPRIS<sup>Plus</sup>を通じてサービスを行う知的財産情報に対するデータの整合性の検証など、IP情報開放データの品質改善、解放データの意見収斂、Open API技術支援などの国民に対する便宜機能の改善及び品質の高い知的財産データの提供のために努力する計画である。

<図VI-3-3>省庁協力のスタート業支援モデルのプロセス



第三に、IP情報サービス産業の活性化のために予備(初期)創業者に、IPデータ・情報支援を無料で提供する期間を拡大し、優秀なIP情報の商品開発のための創業・事業化支援を強化する計画である。また、技術保証基金の創業成長支援プログラムとの持続的な連携を通じて、商品の開発及び市場参入のための創業初期資金支援と技術評価

及び事業化コンサルティングなどの支援も続けて行っており、民間IP情報サービス企業の海外進出支援のための海外コンファレンスへの参加及び広報を支援するなど、IP情報サービス企業の育成のために持続的に努力していく計画である。

第四に、IP情報活用に対する認識向上への活動を強化していく計画である。IP情報利用底辺の認識向上及び活用支援体系の強化に向けて「IP情報活用アイデア競合大会」を続けて開催し、IP情報活用の増大及びIP情報サービス市場の活性化に向けて「特許情報利用者コンファレンス」を開催する予定である。

また、IPデータ活用コミュニティーを造成してIPデータ利用者間の自律的な意思疎通と情報共有の場を設け、懇談会、満足度の調査などを行い、需要者の意見収斂を通じてIP情報の需要者との疎通を強化し、KIPRIS<sup>Plus</sup>サービス活用拡大の雰囲気を作成していく計画である。

## 第4節 知的財産連携グローバルヒット商品の創出プロジェクトの取組

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・キソク

### 1. 推進背景及び概要

韓国は天然資源が不足しているため、ほとんどの原材料を輸入して加工した後、輸出することにより収益を得ている国である。また、生産能力に比べ内需市場が不足しているため、貿易依存度がGDP対比約96%であるほど極めて大きい。不況による内需不振、原材料価額の持続的な上昇などにより企業経営がますます難しくなっている。既存の市場の飽和及び急変する環境により、新しいビジネスを構築しなければならない経営者らの圧迫感も大きくなっている。このような状況下で、韓国企業は現在受けている困難を乗り越えなければならず、そのためには新しいアイテムを発掘して競合他社との差別化を図らなければならない。

この他にも最近の両国及び多国間の貿易協定（FTA）により、物理的な領土だけでなく経済的領土が重要となる時代が到来した。グローバル市場における競争によって企業と個人が自分の技術を自ら保護し、独占排他権を有するために努力しなければならない。そのために唯一な武器である特許権を確保するための戦争を繰り広げている。

韓国の技術貿易収支の赤字が続く中で、グローバル市場において競争力を持つヒット商品の創出が極めて必要である。

<図VI-3-4>ブランド・デザイン・特許の結合体であるアイフォンの事例



製品は部品の結合体であり国際特許の複合体である。また、製品の形態及び外観、機能を形成するデザインと製品の名称であるブランドで成り立っている。

スマートフォンを例に挙げると、120 余りの部品の結合体であり、7 万余りの国際特許の複合体である。アップルのスマート機器の場合、2,000 余りのデザイン権があり、製品の名称であるブランド(imac, ipod, iphone, ipad など)で構成される。また、最近の特許だけでなくデザイン権・商標権に対する訴訟も多く発生している。

韓国の製品が海外へ輸出されるときに、初めて製品を手にとった海外の消費者が、まず先に対面するのは製品の「中身」の技術（特許）ではなく、「外観」に表れる模様のブランド、デザインである。

企業の通常的な新製品の発売過程を見ると、まず R&D を実施した後、製品に合うデザインを開発し、さらに、その後でマーケティングのためにブランドを作る。このような流れであることから、技術研究所とデザイン研究所、マーケティング関連部署の協業が円滑に行われぬ場合が多い。特に、デザインを製品の「外見かざり」程度に解釈して疎かにし、技術及び特許の重要性だけ強調して製品及び特許のポートフォリオの構築にだけ尽力する。しかし、最終消費者が製品を見る目は製品の開発者とは



まったく違う。トムピーターズ（2005年）によると、消費者が陳列台の製品を見る際には、まず先にブランドから調べる。その時間が0.6秒にすぎないが、その瞬間に消費者の視線を奪わないと製品に適用した技術がいくら優れていても無駄である。消費者がよく知っているブランドはほとんどグローバル企業のCIであるため、一般的に中小中堅企業のブランドは注目を集めるのが難しい。

サムスン経済研究所のアンケート調査によると、中小企業のCEOらは脆弱なブランド力のために、製品の価額をまともな価額の64%しか受け取れないと考えており、中小企業CEOの87%がブランドパワーが弱いために損害を受けた経験があることが示された。

知的財産連携グローバルヒット商品の創出プロジェクトは、従前のIP-R&Dの方式である研究開発後に特許確保を行い、製品販売時期に合わせてブランドとデザインを出願していたパラダイムを転換して、ブランド→デザイン→技術(特許)の順で製品開発を行ってから、製品全般に対するトータルアイデンティティ(Total Identity)を構築する。

顧客に多く露出されることによって有名となったブランド・デザインは製品に対する献身が高く、競合者が市場に参入する時に高い障壁として作用し、非価格競争力において優位の鍵を握る。

<図VI-3-5>従前のIP-R&Dとの違い



アップルはブランドのアイデンティティを先に確立した後に、製品のPIと関連しては、Design first、Technology next戦略をうまく使用した。アイマック、アイポット、 아이폰、アイペットすべて同一な製品の開発方式を活用した。まず、ブラン

ドアイデンティティ(BI)と関連したは、「i」という単語を製品の前につけたが、これはinternet, individual, inform, inspireを意味する「i」という。すなわち **iMac IPOD iPhone IPAD** のようなブランドアイデンティティを使用し、製品開発中に一番先に商標権として登録した。その次に、デザインアイデンティティ(DI)と関連しては、アップルは使用者の経験を基に、消費者の隠れたニーズを把握してデザインに適用し、「think different」というスローガンをすべての製品に適用しようとした。

また、製品と関連して「ミニマリズム(minimalism)」を強調したが、これは複雑で難しい機能などを単純化にしたり、製品の大きさを最小化させる破格的な変化を追及した。

デザインを完成した後は各分野の技術エンジニアはデザインに合う技術(特許)を異種技術の中から探し出し適用するか、新たな研究開発を通じて完成した。この過程は「技術詰め合わせ」とも呼ばれる。

このような開発プロセスを活用することによって、製品の循環周期(PLC)、技術循環周期(TLC)に対応でき、顧客の隠れたニーズを使用者の経験によって短期間で採り出すことができる。韓国の製品が海外へ輸出されたときに、不慣れな製品を手にする海外の消費者が対面する「外観」に表れる模様のブランド・デザインと、製品の「中身」の技術(特許)をすべて備えてこそ、グローバルヒット商品になれるはずである。

<図VI-3-6> iPhoneの融合IP開発プロセス及びIPポートフォリオ戦略の事例



2. 推進内容及び成果

グローバル技術革新のIP戦略開発(グローバルヒット商品の創出)事業は、韓国の中  
 小・中堅企業が海外市場において、製品の競争により優位を確保できるよう総合戦略  
 を提示する。まず、不慣れな製品を手にする海外消費者が初めて対面する価値を高め  
 るために製品の「中身」に該当する特許だけでなく「外観」に表れる模様のブラン  
 ド・デザインの戦略を強化する。すなわち、トータルアイデンティティー(Total Ide  
 ntity) を構築する方法である。また、輸出製品に対する後発業者の「Me-To」戦略に  
 よる特許係争に巻き込まれないよう、IPポートフォリオを構築するトータルソリュー  
 ション(Total Solution)を設ける。

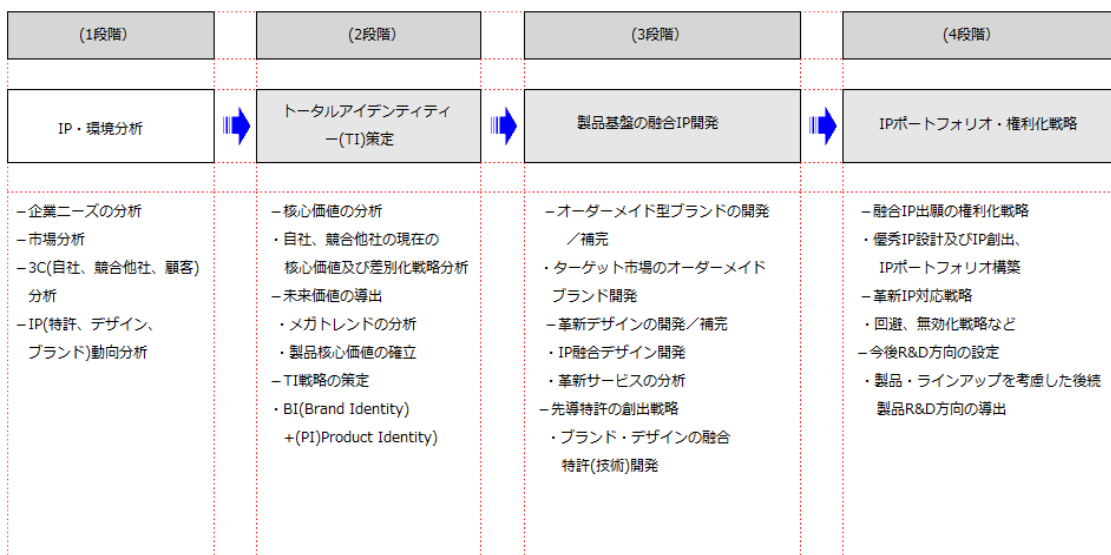
<図VI-3-7> 製品中心に融合されたIP総合戦略の支援



グローバル技術革新のIP戦略開発策定の手続きは、次のとおりである。(1段階)未  
 来市場の要求、消費トレンド、技術開発及びIP(特許、デザイン、ブランド)動向など  
 を調査・分析し、未来市場を主導する製品・サービス・技術を予測する。(2段階)企  
 業の現在の中核価値分析及び競合他社との差別化の戦略分析を通じて企業の未来価値

を導出することによって、ブランドアイデンティティ(BI)及びプロダクトアイデンティティ(PI)が含まれている企業固有のトータルアイデンティティ(TI)を策定する。(3段階) 策定されたTIを基盤に、企業の価値がわかるブランド、デザイン、特許の融合開発の段階であって、海外市場においてもトレンドを率いるオーダーメイド型ブランド及び革新デザインの開発、特許攻勢に影響されない先導特許創出戦略を提示する。(4段階)最後に、「IPポートフォリオ」を構成する優秀IP(特許、デザイン、ブランド)の設計及び創出戦略、製品ラインアップを考慮した後続製品のR&D方向戦略などを提示する。

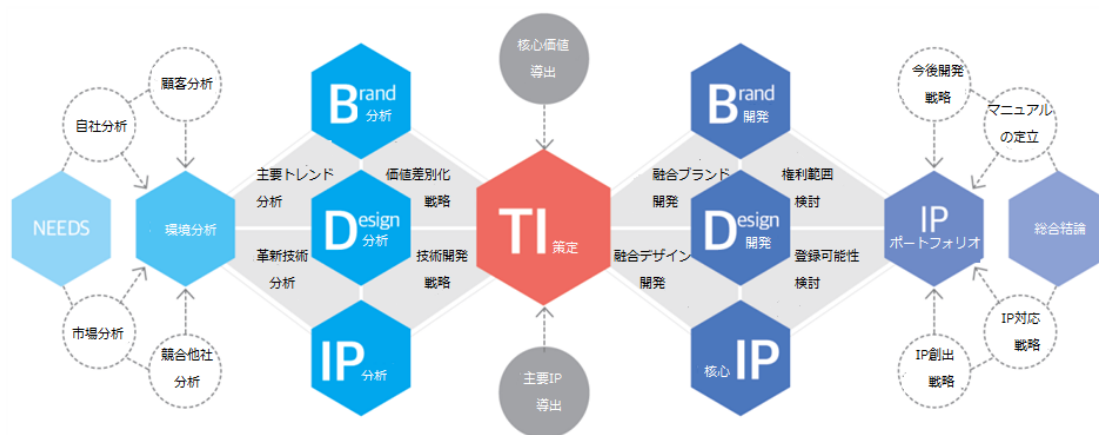
<図VI-3-8> 顧客ニーズオーダーメイド型のトータルアイデンティティ(TI)戦略支援の策定手続き



このような顧客ニーズオーダーメイド型のトータルアイデンティティ(TI)戦略策定の手続きは、ダブルダイヤモンド(Double Diamond)プロセスの形態で行われ、アイデアの分析、開発など一連の過程が発散と収斂を重ねて企業固有のアイデンティティが確立できるようにしている。

企業の状況によって企業ブランドが存在し、新製品の販売を希望する場合、プロダクトアイデンティティ(PI)の策定により、製品の品質と機能を向上できるデザインの開発及び特許融合戦略について総合コンサルティングを行っている。

<図VI-3-9>ダブルダイヤモンド(Double Diamond)プロセス



### 3. 評価及び発展方向

特許庁は2016年に試験的として本事業を開始し、計48の中小・中堅企業に対しトータルアイデンティティ(TI)の構築及びIP総合コンサルティングを支援した。その結果、計941件のIP総合戦略を導出して企業に提供した。

この他にも、最強のIPポートフォリオ構築の戦略策定について分かりやすく説明した「知的財産観点からの技術経営戦略」を産・学・研に普及した。企業で製品開発時に、研究開発、デザイン、マーケティング部署が協業(collaboration)を行い、特許・デザイン・ブランドの融合的な戦略を通じて商品を開発する場合の有用な情報が盛り込まれている。

<表VI-3-7>2016年のグローバル技術革新IP戦略開発事業の実績

一新製品創出型

(単位：件)

区分	IP獲得戦略 (買入、補強、新規)	核心IP 対応戦略	デザイン 開発戦略	ブラン ド開発 戦略	R&D方向提示 戦略(事業化 、生産性、 R&D課題)	ライセ ンス戦 略	IPインフ ラ構築戦 略	合計
19社	114	62	143	74	78	6	30	507

平均	6	3.3	7.5	3.9	4.1	0.3	1.6	26.7
----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

## 一製品高度化型

(単位：件)

区分	IP獲得戦略 (買入、補強、新規)	核心IP対応戦略	R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、R&D課題)	ライセンス戦略	IPインフラ構築戦略	合計
29社	126	137	92	21	58	434
平均	4.3	4.7	3.2	0.7	2	15

特許庁はグローバル市場において韓国企業の製品が競争優位を先占するためには、顧客の観点から製品のブランド、デザイン、特許を融合したIP総合戦略を策定することが何よりも必要だという趣旨の下で、2016年度に本事業を試験的に取組んだ。中小・中堅企業のヒット商品が、グローバル市場において1年365日の間にIP係争なしでよく売れるよう、製品開発の段階から知的財産権で武装できるよう支援することを目的に、優秀な成果を導出することに尽力している。

第四次産業革命の時代を迎え、2017年度にはICTを活用した製品－サービス融合R&D分野(ビジネスモデル(BM)特許、使用者の経験(UX)特許・デザインなどを含む)にIP戦略を試験的に支援を行い、中国進出に関連しては、中国の特化課題を新規で支援するなど支援範囲を拡大する予定である。

また、企業の状況によって製品のブランドと技術開発が必要な場合には、ブランドアイデンティティ(BI)の策定により、製品の品質とブランドの認知度を高めるブランド及び特許戦略を策定するIP総合コンサルティングも新規で取込む計画である。

第四次産業革命において主導権を握ろうとする世界各国の熾烈な争いの中で、韓国の中小・中堅企業が、グローバルな技術革新のIP戦略開発事業を通じてグローバルIP競争力を高めることができるよう持続的に支援していく計画である。

## 第7編 産業財産権の出願・登録及び審査・審判統計状況

## 第1章 国内出願分野の状況

### 第1節 産業財産権の出願全般

#### 1. 産業財産権の出願動向

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2016年度の産業財産権の全体出願件数は463,862件であり、2015年の475,802件に比べ△2.5% (11,940件)の減少となった。

※商標法改正（2010.7.28）により商標登録の更新登録出願が商標登録の更新登録申請に変更

各権利別の出願動向を見ると、特許登録出願は208,830件、実用新案登録出願は7,767件、デザイン登録出願は65,659件、商標登録出願は181,606件で前年度に比べそれぞれ△2.3%、△10.8%、△3.4%、△2.1%の減少となった。

<表Ⅶ-1-1> 過去5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
特許	188,915	204,589	210,292	213,694	208,830
増減率	(5.6)	(8.3)	(2.8)	(1.6)	(△2.3)
実用新案	12,424	10,968	9,184	8,711	7,767
増減率	(4.8)	(△11.7)	(△16.3)	(△5.2)	(△10.8)
デザイン	63,135	66,940	64,413	67,954	65,659
増減率	(10.5)	(6.0)	(△3.8)	(△5.5)	(△3.4)
商標	142,176	159,217	160,663	185,443	181,606
増減率	(5.9)	(12.0)	(0.9)	(15.4)	(△2.1)



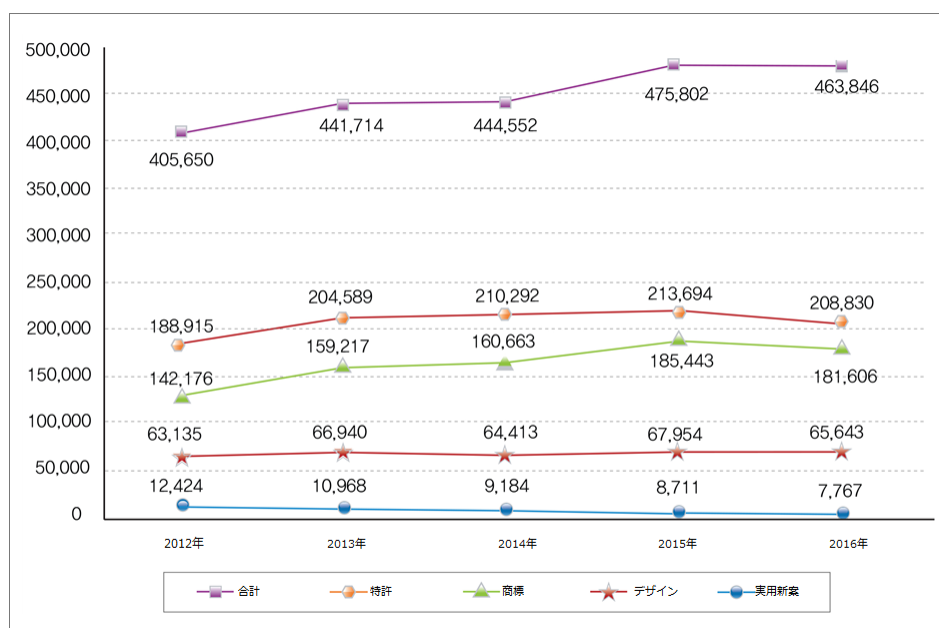
合計	406,650	441,714	444,552	475,802	463,862
増減率	(6.6)	(8.6)	(0.6)	(7.0)	(△2.5)

\*2012年までは受理基準、2013年からは受付基準

\*PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む。

産業財産権の年度別出願推移は、2012年406千件、2013年441千件、2014年444千件、2015年475千件、2016年463千件で持続的に増加していた出願件数が2016年に入ってから多少減少した。これは、2014年下半期から始まった大企業の出願活動の減少が続き、2016年に入ってから個人出願の活動までも減少し始め、出願件数の割合が最も大きい企業と個人の出願件数が減って全体の出願件数が減少へと転じたからである。

<図VII-1-1> 過去5年間の権利別出願推移



## 2. 外国人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2016年度の外国人の全体出願件数は62,173件であり、産業財産権の全体出願件数463,832件に対し13.4%を占め、前年度に比べ△0.6%減となった。

権利別に見ると、前年度に比べ特許登録出願は△2.3%、実用新案登録出願は△10.8%、デザイン登録出願は△3.9%、商標登録出願は△1.3%で前年度に比べ全て減少となった。

<表Ⅶ-1-2>国内・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

区分		2015年		2016年		前年比 増加率
		件数	比率	件数	比率	
特許	韓国人	167,282	78.3	163,427	78.3	△2.3
	外国人	46,412	21.7	45,403	21.7	△2.2
	計	213,694	100.0	208,830	100.0	△2.3
実用新案	韓国人	8,294	95.2	7,394	95.2	△10.9
	外国人	417	4.8	373	4.8	△10.6
	計	8,711	100.0	7,767	100.0	△10.8
デザイン	韓国人	64,077	95.2	61,491	95.1	△4.0
	外国人	3,249	4.8	3,187	4.9	△1.9
	計	67,326	100.0	64,678	100.0	△3.9
商標	韓国人	160,090	92.8	157,137	92.2	△1.8
	外国人	12,422	7.2	13,210	7.8	5.7
	計	172,512	100.0	170,347	100.0	△1.3
合計	韓国人	399,743	86.5	389,449	86.2	△2.6
	外国人	62,500	13.5	62,173	13.8	△0.6
	計	462,243	100.0	451,622	100.0	△2.3

## 3. 法人及び個人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2016年度の法人出願件数は296,403件で前年度に比べ△1.4%となり、個人出願は155,219で前年度に比べ△4.0%の減少となった。

法人及び個人全体の特許登録出願は△2.3%減、実用新案登録出願は△10.8%減、デザイン登録出願は△3.9%減、商標登録出願は△1.3%減と前年度に比べ全て減少となった。

<表Ⅶ-1-3> 法人、個人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2015年	2016年	増減率	2015年	2016年	増減率	2015年	2016年	増減率
特許	171,722 (80.4)	167,773 (80.3)	△2.3	41,972 (19.6)	41,057 (19.7)	△2.2	213,694	208,830	△2.3
実用 新案	3,245 (37.3)	2,852 (36.7)	△12.1	5,466 (62.7)	4,915 (63.3)	△10.1	8,711	7,767	△10.8
デザイ ン	36,429 (54.1)	34,437 (53.2)	△5.5	30,897 (45.9)	30,241 (46.8)	△2.1	67,326	64,678	△3.9
商標	89,171 (51.7)	91,341 (53.6)	2.4	83,341 (48.3)	79,006 (46.4)	△5.2	172,512	170,347	△1.3
計	300,567 (65.0)	296,403 (65.6)	△1.4	161,676 (35.0)	155,219 (34.4)	△4.0	462,243	451,622	△2.3

\* ( )は法人・個人別の構成比である。

## 4. 女性及び学生の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2016年度の女性出願は35,959件で前年度に比べ△3.0%の減少となり、学生出願も3,655件で前年度に比べ△6.0%の減少となった。

女性出願のために特許庁では女性だけを対象に全国において知的財産権教育を実施し、女性の発明アイデアが死蔵されずに産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明コリア、試作品の製作支援、女性発明品博覧会などの多様な支援政策を継続して取り組んでいる。

学生の場合はこれまで行ってきた出願手数料の減免恵沢において変化があった。出願件数50件についてのみ出願手数料について100%の減免を受けていたものが、2009年からは年間10件に対してのみ恵沢を受けることとなり、また、2014年からは学生の減免対象から大学生は除外された。これにより学生たちの出願件数は、毎年増減の幅が大きく変化している。

<表Ⅶ-1-4>女性及び学生の出願状況

(単位：件、%)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
女性	27,291 (4.7)	32,884 (20.5)	32,520 (△1.1)	37,053 (13.9)	35,959 (△3.0)
学生	3,949 (33.0)	3,618 (△8.4)	3,839 (6.1)	3,889 (1.3)	3,655 (△6.0)

\* ( )は前年比の増減率

\*学生出願の場合、商標登録出願は除外

## 5. 代理人有無別の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2016年の代理人全体出願件数は378,815件であり、産業財産権の全体出願件数の451,622件に比べ83.9%を占め、直接出願の全体件数は72,807件で全体出願件数の16.1%を占めるものと示された。代理人出願と直接出願は、2015年の個人出願の増加により多少直接出願が増加したことを除けば、毎年少しずつ増加している傾向にある。

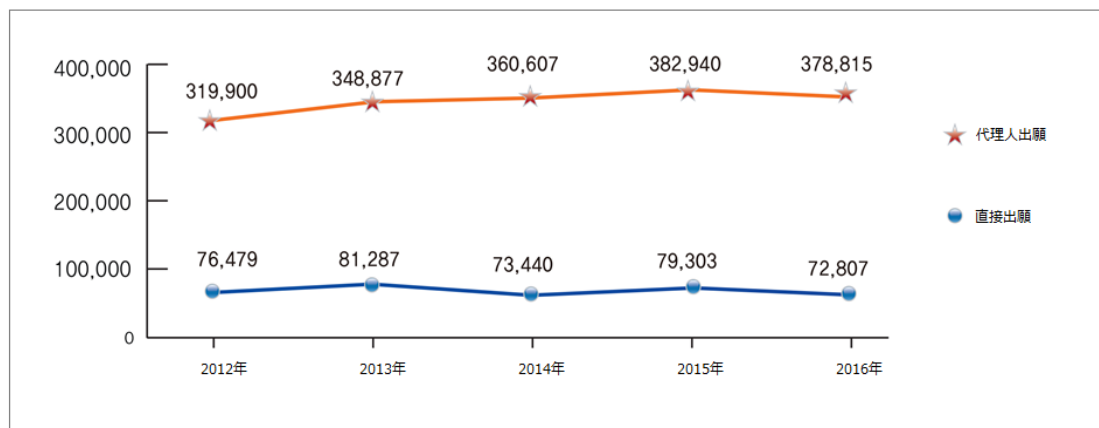
＜表Ⅶ-1-5＞代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
代理人出願	319,900 (80.7)	348,877 (81.1)	360,607 (83.1)	382,940 (82.8)	378,815 (83.9)
直接出願	76,479 (19.3)	81,287 (18.9)	73,440 (16.9)	79,303 (17.2)	72,807 (16.1)
計	396,379 (100)	430,164 (100)	434,047 (100)	462,243 (100)	451,622 (100)

\*( )は代理人有無別の構成比である。

＜図Ⅶ-1-2＞代理人有無別出願推移



## 6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業主事 コン・ソンチョル

産業財産権主要4カ国(米・日・中・ヨーロッパ)の過去5年間の特許出願を見ると、2015年に最も多い特許出願件数を記録した国は中国であり、過去5年間(2011年～2015年)の全体出願件数が4,034,366件であった。その次に多い国は米国、日本、ヨーロッパ(EPO)の順であった。

特に、中国の場合は開放化及び産業化の影響により急激な出願増加率が続いており、過去5年間連続で世界特許出願件数を基準に1位を占めた。2015年には世界初の年間出願件数100万件以上を記録した。

&lt;表VII-1-6&gt; 主要国の過去5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2011	2012	2013	2014	2015
中国	526,412 (34.6)	652,777 (24.0)	825,136 (26.4)	928,177 (12.5)	1,101,864 (18.7)
米国	503,582 (2.7)	542,815 (7.8)	571,612 (5.3)	578,802 (1.3)	589,410 (1.8)
日本	342,610 (△0.6)	342,796 (0.1)	328,436 (△4.2)	325,989 (△0.7)	318,721 (△2.2)
ヨーロッパ (EPO)	142,793 (△5.4)	148,560 (4.0)	147,987 (△0.4)	152,662 (3.1)	160,028 (4.8)

\*WIPO ホームページ参考

\*( )は前年比の増減率

## 7. 韓国の主要国(米国、日本、中国、ヨーロッパ)に対する特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業主事 コン・ソンチョル

＜表Ⅶ-1-7＞過去5年間の韓国の主要国への特許出願状況

(単位：件、%)

区分		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	平均 増加率 <sup>45</sup>
中国	韓国人 出願	7,178 (21.5)	8,985 (25.2)	10,866 (20.9)	11,528 (6.1)	12,907 (12.0)	15.8%
	中国 全体出願	526,412 (34.6)	652,777 (24.0)	825,136 (26.4)	928,177 (12.5)	1,101,864 (18.7)	20.3%
米国	韓国人 出願	27,289 (4.8)	29,481 (8.0)	33,499 (13.6)	36,744 (9.7)	38,205 (4.0)	8.8%
	米国全体 出願	503,582 (2.7)	542,815 (7.8)	571,612 (5.3)	578,802 (1.3)	589,410 (1.8)	4.0%
日本	韓国人 出願	4,872 (1.9)	5,708 (17.2)	6,134 (7.5)	5,682 (△7.4)	5,222 (△8.1)	1.7%
	日本全体 出願	342,610 (△0.6)	342,796 (0.1)	328,436 (△4.2)	325,989 (△0.7)	318,721 (△2.2)	-1.8%
ヨーロ ツパ (EPO)	韓国人 出願	4,715 (12.4)	5,721 (21.3)	6,342 (10.9)	6,162 (△2.8)	6,410 (4.0)	8.0%
	ヨーロッパ (EPO)全体 出願	142,793 (△5.4)	148,560 (4.0)	147,987 (△0.4)	152,662 (3.2)	160,028 (4.8)	2.9%

\*WIPO ホームページ参考、

\*( )は前年比の増減率

<sup>45</sup> 2011～2015年の5年間増減率の平均

## 第2節 権利別・産業部門別の出願

### 1. 特許・実用新案登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

特許出願の産業部門別構成の割合を見ると、韓国人・外国人が共通に半導体(4.3%、8.7%)、通信及び放送装置(5.1%、7.8%)、事務用以外の一般機械(6.9%、6.2%)、特殊機械(4.7%、5.2%)などの産業分野において万遍なく出願されている反面、家具と電気、ガス、蒸気、水道の産業分野においては、外国人(0.1%、0.3%)に比べ相対的に韓国人(3.6%、3.1%)の出願の割合が高く示された。医療用物質及び医薬品とコンピュータプログラミング、情報サービス業の産業分野においては、相対的に外国人(8.7%、4.6%)の出願割合が高いことが分かった。

また、実用新案登録出願の産業部門別の構成割合を見ると、韓国人は家庭用機器(9.5%)、ゴム製品及びプラスチック(7.8%)の分野順に多く出願され、外国人の場合は事務用以外の一般機械(8.6%)、医療用機器(8.3%)、特殊機械(8.1%)の分野順に多く出願されたことが分かった。

<表Ⅶ-1-8> 産業部門別特許、実用新案登録の出願状況

(単位：件、%)

区分(特許)	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	2,251	1.4	199	0.4	2,450	1.2
鉱業	309	0.2	36	0.1	345	0.2
食料品製造業	3,981	2.4	221	0.5	4,202	2.0
飲料製造業	137	0.1	5	0.0	142	0.1
タバコ製造業	89	0.1	160	0.4	249	0.1



繊維製品製造業	477	0.3	95	0.2	572	0.3
衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	547	0.3	45	0.1	592	0.3
皮、ガバン及び履物製造業	812	0.5	86	0.2	898	0.4
木材及び木の製品製造業：家具除外	677	0.4	19	0.0	696	0.3
パルプ、紙及び紙製品製造業	144	0.1	69	0.2	213	0.1
印刷及び記録媒体複製業	256	0.2	51	0.1	307	0.1
コークス、練炭及び石油精製品製造業	219	0.1	126	0.3	345	0.2
基礎化学物質製造業	1,268	0.8	1,000	2.2	2,268	1.1
肥料及び窒素化学物製造業	184	0.1	6	0.0	190	0.1
合成ゴム及びプラスチック物質製造業	2,365	1.4	2,127	4.7	4,492	2.2
殺虫剤及びその他農薬製造業	267	0.2	152	0.3	419	0.2
インク、ペイント、コーティング及び類似製品製造業	652	0.4	302	0.7	954	0.5
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	1,932	1.2	438	1.0	2,370	1.1
その他化学製品製造業	2,055	1.3	1,207	2.7	3,262	1.6
化学繊維製造業	293	0.2	66	0.1	359	0.2
医療用物質及び医薬品製造業	5,841	3.6	3,969	8.7	9,810	4.7
ゴム製品及びプラスチック	4,390	2.7	1,039	2.3	5,429	2.6
非金属鉱物製品製造業	5,049	3.1	1,489	3.3	6,538	3.1
1次鉄鋼製造業	1,192	0.7	547	1.2	1,739	0.8
1次非鉄金属製造業	72	0.0	17	0.0	89	0.0
金属 casting	327	0.2	77	0.2	404	0.2

救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	735	0.4	110	0.2	845	0.4
武器及び銃砲弾製造業	293	0.2	32	0.1	325	0.2
その他金属加工製品製造業	2,350	1.4	693	1.5	3,043	1.5
半導体製造業	7,036	4.3	3,966	8.7	11,002	5.3
電子部品製造業	3,780	2.3	1,309	2.9	5,089	2.4
コンピュータ及び周辺装置製造業	3,419	2.1	1,230	2.7	4,649	2.2
通信及び放送装備製造業	8,355	5.1	3,526	7.8	11,881	5.7
映像及び音響機器製造業	4,254	2.6	1,552	3.4	5,806	2.8
マグネチック及び光学媒体製造業	39	0.0	34	0.1	73	0.0
医療用機器製造業	6,969	4.3	1,884	4.1	8,853	4.2
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	7,669	4.7	1,768	3.9	9,437	4.5
眼鏡、写真装備及びその他光学機器製造業	2,571	1.6	1,548	3.4	4,119	2.0
時計及び時計部品製造業	135	0.1	48	0.1	183	0.1
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	2,353	1.4	589	1.3	2,942	1.4
一次電池及び蓄電池製造業	3,116	1.9	1,120	2.5	4,236	2.0
絶縁線及びケーブル製造業	2,331	1.4	560	1.2	2,891	1.4
電球及び照明装置製造業	1,826	1.1	158	0.3	1,984	1.0
家庭用機器製造業	5,272	3.2	493	1.1	5,765	2.8
その他電気装備製造業	1,747	1.1	296	0.7	2,043	1.0
事務用機械及び装備製造業	379	0.2	173	0.4	552	0.3
事務用以外の一般機械製造業	11,320	6.9	2,817	6.2	14,137	6.8
特殊機械製造業	7,658	4.7	2,360	5.2	10,018	4.8

## 2016年度知的財産白書

自動車製造業	6,051	3.7	1,364	3.0	7,415	3.6
船舶製造業	2,365	1.4	171	0.4	2,268	1.1
鉄道装備製造業	267	0.2	50	0.1	397	0.2
航空機製造業	652	0.4	116	0.3	794	0.4
戦闘用車両製造業	1,932	1.2	1	0.0	8	0.0
モーターサイクル製造業	2,055	1.3	10	0.0	178	0.1
その他分類されない運送装備製造業	293	0.2	40	0.1	403	0.2
家具製造業	5,841	3.6	49	0.1	1,396	0.7
その他製品製造業	4,390	2.7	388	0.9	4,686	2.2
電気、ガス、重機、水道	5,049	3.1	138	0.3	874	0.4
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	1,192	0.7	142	0.3	1,697	0.8
建設業、建築技術サービス	72	0.0	179	0.4	5,307	2.5
コンピュータプログラミング、情報サービス業	327	0.2	2,080	4.6	15,945	7.6
その他	735	0.4	865	1.9	8,255	4.0
合計	293	0.2	45,407	100.0	208,830	100.0

区分(実用新案)	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	343	4.6	3	0.8	346	4.5
鉱業	4	0.1	1	0.3	5	0.1
食料品製造業	40	0.5	8	2.2	48	0.6
飲料製造業	2	0.0		0.0	2	0.0
タバコ製造業	23	0.3		0.0	23	0.3

繊維製品製造業	6	0.1		0.0	6	0.1
衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	206	2.8	5	1.3	211	2.7
皮、ガパン及び履物製造業	240	3.2	11	3.0	251	3.2
木材及び木の製品製造業：家具除外	49	0.7	4	1.1	53	0.7
パルプ、紙及び紙製品製造業	24	0.3		0.0	24	0.3
印刷及び記録媒体複製業	61	0.8		0.0	61	0.8
コークス、練炭及び石油精製品製造業	2	0.0		0.0	2	0.0
基礎化学物質製造業		0.0	1	0.3	1	0.0
肥料及び窒素化学物製造業	2	0.0		0.0	2	0.0
合成ゴム及びプラスチック物質製造業		0.0		0.0	0	0.0
殺虫剤及びその他農薬製造業	2	0.0		0.0	2	0.0
インク、ペイント、コーティング及び類似製品製造業	1	0.0	1	0.3	2	0.0
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	7	0.1	1	0.3	8	0.1
その他化学製品製造業	11	0.1		0.0	11	0.1
化学繊維製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
医療用物質及び医薬品製造業	3	0.0		0.0	3	0.0
ゴム製品及びプラスチック	576	7.8	28	7.5	604	7.8
非金属鉱物製品製造業	284	3.8	12	3.2	296	3.8
1次鉄鋼製造業	16	0.2	2	0.5	18	0.2
1次非鉄金属製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
金属鑄造業	8	0.1	1	0.3	9	0.1

救助用金属製品、タンク、蒸気 発生器製造業	28	0.4	1	0.3	29	0.4
武器及び銃砲弾製造業	10	0.1	1	0.3	11	0.1
その他金属加工製品製造業	173	2.3	11	3.0	184	2.4
半導体製造業	19	0.3	17	4.6	36	0.5
電子部品製造業	37	0.5	10	2.7	47	0.6
コンピュータ及び周辺装置製造 業	69	0.9	6	1.6	75	1.0
通信及び放送装備製造業	94	1.3	7	1.9	101	1.3
映像及び音響機器製造業	59	0.8	4	1.1	63	0.8
マグネチック及び光学媒体製造 業	4	0.1		0.0	4	0.1
医療用機器製造業	367	5.0	31	8.3	398	5.1
測定、試験、航海、制御及びそ の他精密製造業	126	1.7	14	3.8	140	1.8
眼鏡、写真装備及びその他光学 機器製造業	66	0.9	17	4.6	83	1.1
時計及び時計部品製造業	8	0.1		0.0	8	0.1
電動機、発電機及び電気変換、 供給、制御装置製造業	58	0.8	8	2.2	66	0.8
一次電池及び蓄電池製造業	24	0.3	2	0.5	26	0.3
絶縁線及びケーブル製造業	236	3.2	18	4.8	254	3.3
電球及び照明装置製造業	189	2.6	3	0.8	192	2.5
家庭用機器製造業	703	9.5	24	6.5	727	9.4
その他電気装備製造業	27	0.4	2	0.5	29	0.4
事務用機械及び装備製造業	6	0.1		0.0	6	0.1
事務用以外の一般機械製造業	447	6.0	32	8.6	479	6.2

特殊機械製造業	328	4.4	30	8.1	358	4.6
自動車製造業	269	3.6	7	1.9	276	3.6
船舶製造業	171	2.3	2	0.5	173	2.2
鉄道装備製造業	10	0.1		0.0	10	0.1
航空機製造業	19	0.3		0.0	19	0.2
戦闘用車両製造業		0.0		0.0	0	0.0
モーターサイクル製造業	15	0.2	2	0.5	17	0.2
その他分類されない運送装備製造業	47	0.6	1	0.3	48	0.6
家具製造業	349	4.7	5	1.3	354	4.6
その他製品製造業	573	7.7	23	6.2	596	7.7
電気、ガス、重機、水道	12	0.2	1	0.3	13	0.2
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	59	0.8	2	0.5	61	0.8
建設業、建築技術サービス	409	5.5	4	1.1	413	5.3
コンピュータプログラミング、情報サービス業	45	0.6		0.0	45	0.6
その他	427	5.8	9	2.4	436	5.6
合計	7,395	100.0	372	100.0	7,767	100.0

## 2. デザイン登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2016年度のデザイン登録の出願状況を見ると、韓国人は住宅設備用品は13.4%、衣服及び身の回り品は13.0%、事務用品及び販売用品は12.4%で比較的高い出願の割合を示した。外国人は電気・電子・通信機械器具分野の出願割合が22.8%で最も高く示

した。また、韓国人・外国人を含む全体の衣服及び身の回り品が13.1%、住宅設備用品が13.1%、事務用品及び販売用品が12.2%の順で高い出願比率を示した。

<表Ⅶ-1-9> デザイン部門別のデザイン登録出願状況

(単位：件、%)

区分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
加工食品及び嗜好品	316	0.5	6	0.2	322	0.5
衣服及び身の回り品	8,006	13.0	481	15.1	8,487	13.1
生活用品	6,227	10.1	334	10.5	6,561	10.1
住宅設備用品	8,264	13.4	239	7.5	8,503	13.1
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	2,224	3.6	164	5.1	2,388	3.7
事務用品及び販売用品	7,654	12.4	225	7.1	7,879	12.2
運輸及び運搬機械	1,920	3.1	266	8.3	2,186	3.4
電気・電子機械器具及び 通信機械器具	6,035	9.8	728	22.8	6,763	10.5
一般機械器具	2,596	4.2	275	8.6	2,871	4.4
産業用機械器具	3,255	5.3	317	9.9	3,572	5.5
土木、建築用品	5,954	9.7	28	0.9	5,982	9.2
その他基礎製品	6,584	10.7	88	2.8	6,672	10.3
その他物品	161	0.3	4	0.1	165	0.3
その他	2,295	3.7	32	1.0	2,327	3.6
計	61,491	100.0	3,187	100.0	64,678	100.0

### 3. 商標登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

NICE分類による2016年度の商標登録の出願状況を見ると、韓国人はサービス業が39.7%で最も高い出願比率を記録し、化学品・薬剤・化粧品が13.5%、菓子・食品・飲料類12.6%の順で比較的高い出願比率を示した。

外国人の場合もサービス業が25.0%で最も高く、その次に機械・電気機械・輸送機械器具19.3%、化学品・薬剤・化粧品が18.0%の順で比較的高い出願比率を記録した。

<表Ⅶ-1-10>NICE分類別商標登録の出願状況

(単位：件、%)

区分	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	24,813	13.5	3,671	18.0	28,484	14.0
一般金属材、建築材料、手動利 器類、非金属製建築材料	2,698	1.5	412	2.0	3,110	1.5
機械、電気機械、輸送機械器具	23,087	12.6	3,938	19.3	27,025	13.2
繊維、繊維製品、衣類	12,170	6.6	1,680	8.2	13,850	6.8
家具、敷物類、台所用品	8,002	4.4	931	4.6	8,933	4.4
貴金属、時計、皮革、カバン類	6,215	3.4	985	4.8	7,200	3.5
楽器、玩具、運動器具、タバコ	4,464	2.4	923	4.5	5,387	2.6
紙、文房具、印刷物	4,896	2.7	549	2.7	5,445	2.7
菓子、食品、飲み物	23,146	12.6	2,052	10.0	25,198	12.4
ゴム、プラスチック材料	547	0.3	165	0.8	712	0.3
サービス業	72,872	39.7	5,111	25.0	77,983	38.2
その他	685	0.4	1	0.0	686	0.3
計	183,595	100.0	20,418	100.0	204,013	100.0



### 第3節 公共機関及び大学の特許出願

#### 1. 公共機関の特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

公共機関の特許出願は、2016年は10,672件で前年度に比べ4.0%の増加となった。2012年から2016年まで公共機関の中で特許最多出願1位の機関は11,590件を出願した韓国電子通信研究院で公共機関における全体出願件数の21.4%を占め、その次の機関が韓国科学技術研究院、韓国機械研究院、国防科学研究所の順であった。

＜表Ⅶ-1-11＞公共機関の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
公共機関の特許出願	11,260	11,488	10,544	10,265	10,672
前年比の増減率	9.7	2.0	△8.2	△2.6	4.0

\*出願番号基準

＜表Ⅶ-1-12＞公共機関の特許最多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2012～2016年の出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究所	11,590	21.4
2	韓国科学技術研究院	2,679	4.9
3	韓国機械研究院	2,643	4.9
4	国防科学研究所	2,391	4.4
5	韓国生産技術研究院	2,345	4.3
その他	その他	32,581	60.1
合計	-	54,229	100.0

\*共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

\*公共機関：公共機関、研究機関、公企業などを含む。

## 2. 大学の特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンファン

2016年度全体の特許出願件数が前年に比べ2.3%の減少となった反面、大学の特許出願は3.8%の増加となった。これは、企業の特許出願件数がますます減少傾向となっているのに対し、大学の特許出願が増えていると考えられる。

2012年から2016年までの大学における最多出願一位の大学は5,550件を出願した韓国科学技術院であり、大学の全体出願に対し6.3%を占め、ソウル大学、延世大学が各々2位と3位を占めている。

上位5位までの大学が占める割合は22.9%であり、知名度の高い一部の理工系大学の特許出願の割合が比較的に高いことが分かった。

<表Ⅶ-1-13> 大学の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
大学の特許出願	14,368	15,697	17,771	19,692	20,445
前年比増加率	9.3	9.2	13.2	10.8	3.8

\*出願番号基準

<表Ⅶ-1-14> 大学の特許最多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2012年～2016年出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	5,550	6.3
2	ソウル大学産学協力団	4,290	4.9

3	延世大学産学協力団	3,726	4.2
4	高麗大学産学協力団	3,500	4.0
5	漢陽大学産学協力団	3,037	4.0
その他	その他	67,973	77.1
合計	-	87,973	100.0

\*共同出願は各々の出願ごとに1件として処理      \*大学：大学、学校法人などを含む。

## 第4節 内・外国人の地域別・企業別の出願

## 1. 韓国人の出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

## イ. 地域別の出願状況

2016年度の韓国人の全体出願は389,449件であり、このうちのソウル、仁川、京畿などの首都圏が267,171件で全体出願の68.6%を占め、その他の地域は122,278件で31.4%を占めていることが分かった。これは大半の国内企業が首都圏に本社を置き、本社住所地から出願をしているので、首都圏に出願件数が集中していると判断される。

＜表Ⅶ－1－15＞韓国人の地域別出願状況

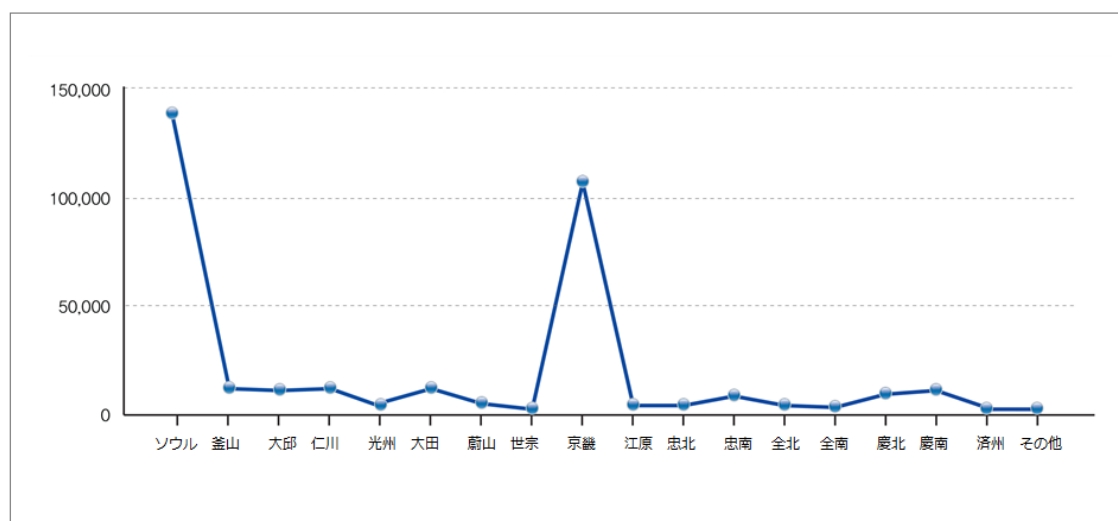
(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
ソウル	49,285	47,264	2,287	1,804	21,472	19,813	72,301	71,799	145,345	140,680	36.4	36.1
釜山	5,786	5,998	428	364	2,491	2,637	5,968	5,477	14,673	14,476	3.7	3.7
大邱	4,831	4,734	356	306	4,374	3,954	4,235	4,197	13,796	13,191	3.5	3.4
仁川	6,661	6,031	509	473	3,830	3,566	5,435	5,599	16,435	15,669	4.1	4.0
光州	3,062	3,338	141	110	1,160	1,292	2,109	2,067	6,472	6,807	1.6	1.7
大田	11,282	10,829	285	233	1,253	1,212	3,412	3,373	16,232	15,647	4.1	4.0
蔚山	2,566	2,521	159	147	436	424	1,038	955	4,199	4,047	1.1	1.0
世宗	438	524	26	25	195	125	382	527	1,041	1,201	0.3	0.3
京畿	51,425	48,519	2,684	2,471	19,627	19,794	42,112	40,038	115,848	110,822	29.0	28.5
江原	2,573	2,419	126	155	879	841	2,367	2,798	5,945	6,213	1.5	1.6
忠北	3,377	3,465	140	152	1,125	1,043	3,079	2,951	7,721	7,611	1.9	2.0

忠南	6,315	6,695	238	186	2,093	1,682	3,772	3,638	12,418	12,201	3.1	3.1
全北	4,011	4,016	128	132	910	922	2,810	2,639	7,859	7,709	2.0	2.0
全南	2,654	2,687	184	188	786	811	2,193	2,163	5,817	5,849	1.5	1.5
慶北	6,816	7,070	254	186	1,414	1,336	3,316	3,248	11,800	11,840	3.0	3.0
慶南	5,547	6,607	330	426	1,767	1,751	3,444	3,576	11,088	12,360	2.8	3.2
済州	629	692	18	35	261	287	2,097	2,072	3,005	3,086	0.8	0.8
その他	24	17	1	1	4	1	20	20	49	40	0.0	0.0
計	167,282	163,426	8,294	7,394	64,077	61,491	160,090	157,137	399,743	389,449	100.0	100.0

＜図Ⅶ－1－3＞2015年韓国人の地域別出願推移

(単位：件)



## ロ．国内最多出願企業別の出願状況

2016年度の国内最多出願企業のうち、上位10位圏内企業の全体出願件数は29,480件であり、企業全体の出願件数の14.6%を占めている。特に、特許出願の場合は10位圏の最多出願企業の出願件数が24,243件で25.7%を占めている。

多出願企業を見ると、サムスン電子、LG電子、現代自動車、LG化学、サムスンディスプレイが変わりなく昨年に続いてそれぞれ1～5位を占めた。

＜表Ⅶ－1－16＞国内10位圏内の最多出願企業の出願状況

(単位：件、%)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	サムスン電子株式会社	5,630	1	753	259	6,643
2	LG電子	3,764	-	990	532	5,286
3	現代自動車株式会社	3,791	-	123	179	4,093
4	LG化学	3,343	2	20	1	3,366
5	LGディスプレイ株式会社	2,007	-	72	15	2,094
6	サムスンディスプレイ株式会社	2,020	-	11	3	2,034
7	LG生活健康	566	77	183	1,109	1,935
8	POSCO	1,589	-	6	16	1,611
9	(株)AMORE PACIFIC	363	1	186	661	1,211
10	LGイノテック株式会社	1,170	-	31	6	1,207
	小計 (企業全体出願中の占有率)	24,243 (25.7)	81 (3.3)	2,375 (7.9)	2,781 (3.7)	29,480 (14.6)
	全体企業の出願合計	94,470	2,427	30,046	75,500	202,443

\*共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

## 2. 外国人の出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

## イ. 出願人の国籍別出願現況

2016年度の最多出願国をみると、2015年度に続いて米国と日本がそれぞれ1位と2位

であり、外国人(法人含む)全体出願の半分以上である53.6%を占め、依然として強みをみせた。主な上位最多出願国の7位までの順位は大きな変動はないが、中国の出願活動が近年急速度に増加し3位に上る変化があった。

権利別では、デザインと商標部分では米国が、特許部分では日本が、実用新案部分では中国が優位をみせている。

<表Ⅶ-1-17>外国(法)人の国籍別出願状況

(単位：件、%)

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計		2015 順位
							件数	占有率	
1	米国	2015年	13,642	60	1,118	6,138	20,958	28.2	1
		2016年	14,657	83	1,212	6,830	22,782	29.9	2
2	日本	2015年	14,774	32	1,037	3,094	18,937	25.4	4
		2016年	15,283	29	931	3,183	19,426	25.5	3
3	ドイツ	2015年	2,836	98	355	4,536	7,825	10.5	5
		2016年	1,951	91	219	3,491	5,752	7.6	6
4	中国	2015年	4,093	13	276	1,779	6,161	8.3	7
		2016年	4,088	14	251	1,872	6,225	8.2	1
5	フランス	2015年	1,767	2	211	1,168	3,148	4.2	2
		2016年	1,981	1	150	1,346	3,478	4.6	4
6	スイス	2015年	1,425	2	263	927	2,617	3.5	3
		2016年	1,363	2	296	1,057	2,718	3.6	5
7	イギリス	2015年	902	4	125	1,064	2,095	2.8	6
		2016年	922	3	126	1,260	2,311	3.0	
小計		2015年	39,439	1	3,385	18,706	61,741	83.0	
		2016年	40,245	223	3,185	19,039	62,692	82.3	

その他の国	2015年	5,965	162	783	5,763	12,673	17.0	
	2016年	6,176	194	691	6,386	13,447	17.7	
計	2015年	45,404	373	4,168	24,469	74,414	100.0	
	2016年	46,421	417	3,876	25,425	76,139	100.0	

ロ. 多出願企業別の出願状況

外国人の10大多出願企業は米国企業が5社、日本4社、中国1社が含まれている。

多出願順位を見ると、米国のクアルコムが1位、米国のインテルが2位、中国のHuawei Technology Co., Ltdが3位、日本のトヨタが4位、米国のマイクロソフトテクノロジーが5位を占めた。

<表Ⅶ-1-18>外国人の10位圏内最多出願企業別の出願状況

(単位：件)

順位	出願人	国名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	クアルコムイン コーポレイテッド	米国	1,631			16	1,647
2	インテル コーポレーション	米国	771			5	776
3	Huawei Technology Co., Ltd	中国	511		12	47	570
4	トヨタ自動車(株)	日本	465		14	12	491
5	マイクロソフトテクノロジー ジ	米国	414				414
6	キャノン株式会社	日本	403		8	2	413
7	アップルインク	米国	297	8	71	35	411



8	3Mカンパニー	米国	353	4	28	18	403
9	東京エレクトロン株式会社	日本	394		6		400
10	SONY株式会社	日本	357			3	360

\*共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

## 第2章 PCT及びマドリッド国際出願分野

### 第1節 PCT国際出願

#### 1. 全世界のPCT国際出願状況

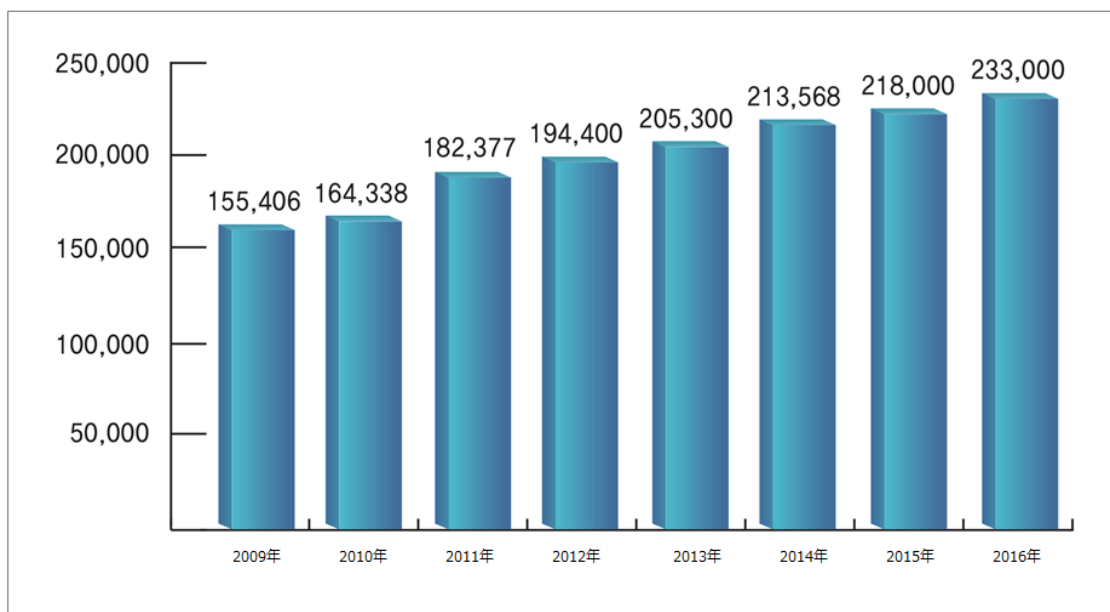
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ジ・サンフン

WIPOが発表した統計資料(暫定)によると、2016年度のPCTシステムを利用した国際特許出願は、2015年の218,000件に比べ7.3%増加した233,000件を記録した。よって、PCT国際出願は2009年以降から7年連続増加率を維持しており、発明の海外特許出願のためのツールとして毎年重要性が増している。

近年のPCT国際出願推移及び増加率でわかるように、興味深い現状としてアジア諸国における、全体出願において占める割合が持続的に増加していることが分かる。2016年度には、特に中国のPCT出願の増加率が目覚ましく増加し、全体PCT出願件数の増加を牽引する役割を果たした。中国は2015年に比べ44.7%も増加した43,168件のPCT国際出願の実績を見せ、日本の45,239件の出願に近接する実績を見せた。日本のPCT出願は2015年44,235件に比べ2.7%増加し、韓国は15,560件の出願実績を記録したが2015年の11.1%の増加には及ばなかったものの、全体の国際出願増加率に接近した6.8%の増加率を見せた。一方、米国やヨーロッパ諸国は昨年引き続きPCT出願の増加が停滞又は小幅減少した傾向を見せた。米国は2015年に比べ0.9%減少した56,595件の出願件数を記録し前年に続き2年連続で出願減少傾向を見せ、ドイツは1.7%増、フランスは2.5%減となるなど、アジア諸国の増加率に及ばない傾向を見せた。中国の出願増加が持続すれば、日本を始め米国のPCT出願量を数年内に追い越すものと予想される。このような出願増加率の大陸間の差により2016年度全体のPCT出願においてアジア諸国が占める割合は47.4%で、2015年の43.5%より一層拡大された。反面、ヨーロッパは25.6%。北米は25.3%の割合を占め、2015年の各々27.0%、27.6%の割合より小幅減少した。このようなアジア諸国のPCT出願割合増加の傾向は中国における目覚ましい増加率とともに一定期間継続して続くものと見込まれる。

<図VII-2-1>全世界のPCT国際出願状況

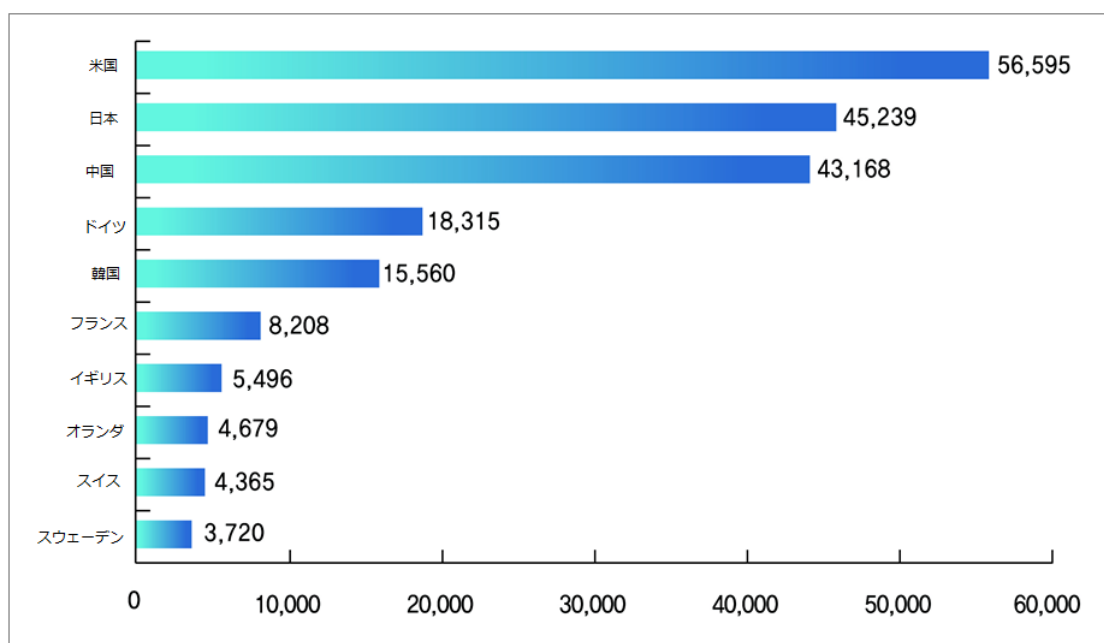
(単位:件)



\*資料出所：WIPO（WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある。）

<図VII-2-2>2016年の全世界PCT最多出願国の順位

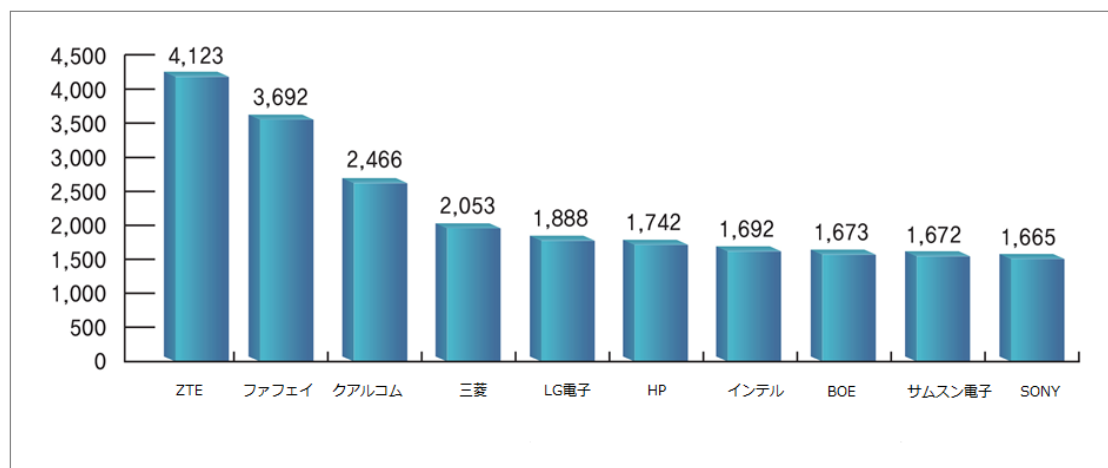
(単位:件)



\*資料出所：WIPO（WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある。）

ある)

<図Ⅶ-2-3>2016年全世界PCT最多出願企業の順位



\*出所：2017. 3. 15WIPO発表(暫定)資料

## 2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ジ・サンフン

### イ. 韓国人のPCTによる海外出願(受理官庁)

2016年度に韓国特許庁が受理官庁<sup>46</sup>として受理したPCT国際出願は15,595<sup>47</sup>件であり、2015年の14,594件に比べ1,001件が増えた6.9%の増加率を記録した。これは前年度の増加率11.1%には及ばない数値であるが、2016年度の全体PCT出願増加率である7.3%に近接した数値であるため、年度別に見ると着実に増加傾向を維持している。

韓国が増加傾向を保っているのは、海外への特許出願の方法としてPCT制度が持つメリットに対する理解と世界経済の不況の中でも海外において特許権を確保して競争力を高めるために最善を尽くす韓国企業と研究所、大学などで持続的な努力の結果で

<sup>46</sup> 国際出願を受理する国内(又は地域)官庁であり、韓国出願人の場合は通常韓国特許庁、国際事務局も受理官庁として役割を果たす。

<sup>47</sup> 韓国特許庁受付日基準の統計でありWIPO統計(国際事務局の受付日基準)との差が生じる可能性がある。

あるといえる。ただし、近年の韓国の特許出願及び特許権の確保傾向を見ると、必須的な特許だけを選別して出願を行い確保する傾向があり、不況が持続することによって国内の産業財産権の出願が減少に転じているため、PCT国際出願もある程度の影響を受けるものと予想される。よって、特許庁は、今後もこのような増加傾向を維持できるように、国際調査及び国際予備審査機関としての水準の高い役割を果たすとともに、PCT国際出願制度を簡単かつ便利に利用できるようサービスとシステムを持続的に整備・改善する一方、PCT国際出願の説明会及び企業訪問コンサルティングのような政策的努力を傾けるべきである。

＜表Ⅶ－２－１＞韓国のPCT国際出願件数

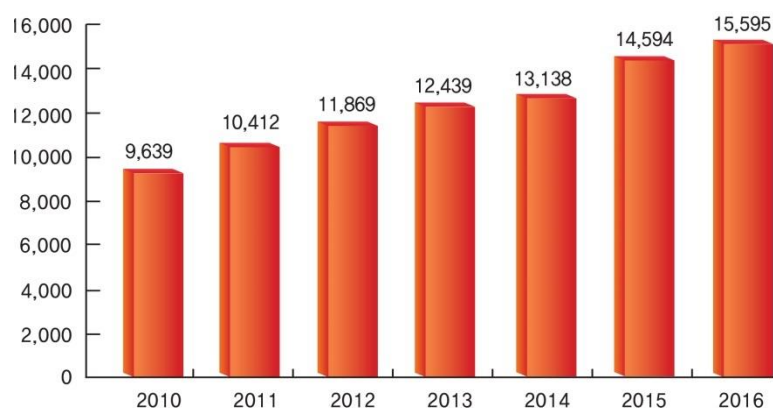
(単位：件、%)

年度 区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
出願件数	8,026	9,639	10,412	11,869	12,439	13,138	14,594	15,595
増加率	1.4	20.1	8.0	14.0	4.8	5.6	11.1	6.9

\*韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

\*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

＜図Ⅶ－２－４＞韓国のPCT国際出願状況



\*韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と若干の差が発生

する可能性がある。

\*資料出所：KIPPO特許情報統計システム

#### ロ．韓国国内10位圏内のPCT最多出願法人(企業)の状況

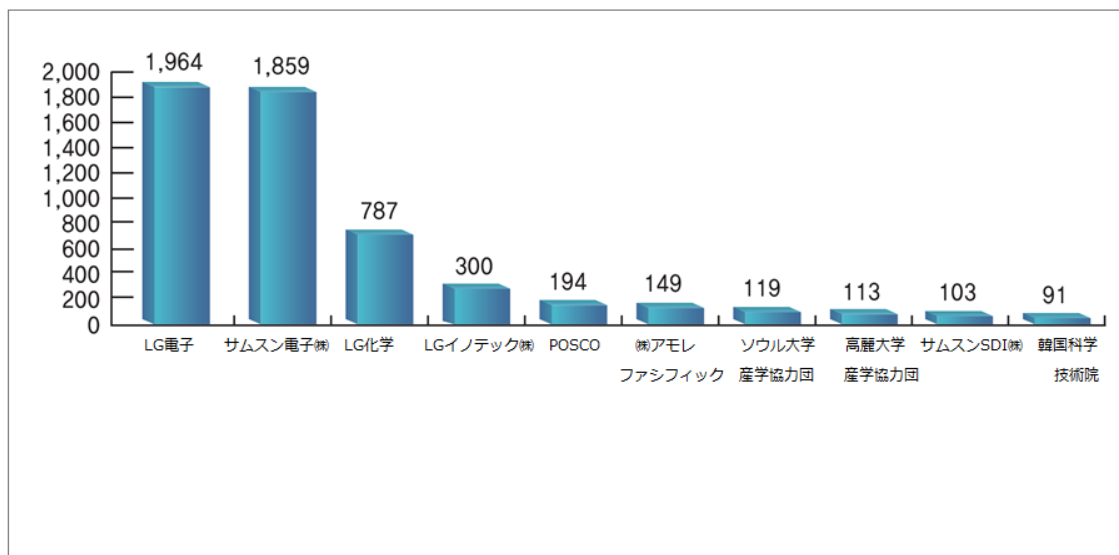
2016年度の韓国内PCT最多出願法人(企業)別の状況を見ると、LG電子が1位(1,964件)を占め、サムスン電子(1,859件)が2位でその後に続いた。LG電子は昨年の1,819件より8.0%が増え、昨年の1位であったサムスンを抑え1位に上った後、2年連続で国内PCT国際出願最多企業を維持した。(株)アモレファシフィックは2015年68件を出願し順位に入れなかったが、2016年に119%増加した149件を出願し6位にランクインした。中堅・中小企業の出願としては、2015年にDONGWOO FINE CHEMが10位圏内にランクインしたが、2016年度は10位圏内の企業に入れず、10位圏内最多出願企業の中に中堅・中小企業は名を挙げることはできなかった。

大学及び研究所分野においては、ソウル大学産学協力団が119件で7位となり、高麗大学産学協力団(113件)と韓国科学技術院(91件)で各々8位と10位にランクインした。ソウル大学産学協力団及び韓国科学技術院は2015年に比べ大きな変動はなかったが高麗大学産学協力団は前年度に比べ79.4%増加した113件を出願し10位圏内にランクインする成績を収めた。大学・研究機関としては、韓国科学技術院が1994年に国内大学では初めてPCT出願が行れ、その後着実に最多出願の順位に名を入れている。

10大多出願企業の出願件数は5,679件であり、全体出願件数の36.4%の割合を占め、前年度の33.8%に比べ小幅増加しており、LG電子、サムスン電子などの大企業などがPCT出願のほとんどの部分を占める現象が続いている。

＜図Ⅶ－2－5＞2016年国際最多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況

(単位：件)



\*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

## ハ．個人対法人のPCT国際出願状況

2016年度のPCT国際出願件数は15,594件で、そのうち個人のPCT国際出願件数は2,186件を占め、2015年の2,234件に比べ小幅ながら減少したが、全体出願において占める割合も15.3%から14.0%に減少した。しかし、依然と法人出願がPCT出願の多数を占めており、これは言語、手続き、費用の面において個人がPCT制度を利用することにおいて不便な状況だということに変わりがないということが分かる。

しかし、韓国語がPCT国際公開語として適用されて以降、PCT国際出願書類の作成などを韓国語で行えることができ、言語に対する負担が軽くなった。特許庁で提供するPCT出願説明会などの広報及び教育と地域知識財産センター支援事業の政策が持続的に拡大され、個人も創意的なアイデアや技術さえあれば、PCT出願制度を利用して幾らでも外国において特許権を確保することができる道が開かれている。

＜表Ⅶ－2－2＞個人対法人のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
個人 (比率)	1,831 (22.8)	2,046 (21.2)	2,041 (19.6)	2,102 (17.7)	1,986 (16.0)	1,982 (15.1)	2,234 (15.3)	2,186 (14.0)
法人 (比率)	6,195 (77.2)	7,593 (78.8)	8,371 (80.4)	9,767 (82.3)	10,453 (84.0)	11,156 (84.9)	12,360 (84.7)	13,409 (86.0)
計 (比率)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)

\*資料出所:KIPO特許情報統計システム

## 二. 出願方式別のPCT国際出願状況

2016年度のPCT出願の中で書面による出願の割合は3.8%であり、2015年の6.4%に比べかなり減少した。これは2015年7月から PCT-EASYモード(出願書：要約書を電子的媒体に保存して提出する過渡期的な電子出願方式)を利用した出願方法が終了されることにより、書面出願の割合に影響を及ぼしたものと判断される。

＜表Ⅶ－2－3＞媒体別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
On-Line (割合)	7,383 (92.0)	9,015 (93.5)	9,616 (92.4)	10,936 (92.1)	11,228 (90.3)	11,979 (91.2)	13,660 (93.6)	15,003 (96.2)
FD(PCT-EASY) (割合)	489 (6.1)	440 (4.6)	611 (5.9)	757 (6.4)	998 (8.0)	977 (7.4)	478 (3.3)	-
その他(書面など) (割合)	154 (1.9)	184 (1.9)	185 (1.8)	176 (1.5)	213 (1.7)	182 (1.4)	456 (3.1)	592 (3.8)



計 (割合)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)
-----------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

\*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

\*2005年2月からオンライン出願施行

PCT国際出願を電子出願方式で出願する場合には、国際出願手数料のうちの300スイスフラン(約340,000ウォン)の減免が受けれるので手数料の節減効果が期待できる。

\*2017.4.10. スイスフラン売買基準率1,133ウォン基準

#### ホ. 言語別のPCT国際出願状況

2016年度のPCT国際出願の中で、韓国語による出願は13,760件で全体の88.2%を占め、英語による出願は1,832件で全体の11.8%を占めた。日本語による出願は3件で極めて少ない件数が出願された。韓国語による出願の割合は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に70%を超え、2011年からは80%を維持している。これは2009年から韓国語がPCT国際公開語に適用されることとなり、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能となったからと判断される。韓国語の国際公開言語の採択によって韓国語出願後の優先日から14ヵ月以内に英語翻訳文を提出していた手続きがなくなったことによって、国内の出願人の負担が大きく緩和された。

<表VII-2-4> 言語別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
韓国語 (割合)	5,800 (72.3)	7,336 (76.1)	8,394 (80.6)	9,628 (81.1)	10,227 (82.2)	10,890 (82.9)	12,522 (85.8)	13,760 (88.2)
英語 (割合)	2,226 (27.7)	2,303 (23.9)	2,018 (19.4)	2,241 (18.9)	2,209 (17.8)	2,243 (17.1)	2,070 (14.1)	1,832 (11.8)

日本語 (割合)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (-)	5 (-)	2 (-)	3 (-)
計 (割合)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)

\*資料出所:韓国特許庁特許情報統計システム

### 3. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 チョウ・キユン

#### イ. 韓国特許庁に対するPCT国際調査及び国際予備審査の請求状況

韓国特許庁は、1997年のPCT総会で国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行してきた。2015年末基準で米国をはじめとする14カ国の特許庁と業務協定を締結し、これらの国の出願人のPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行している。

※業務協定締結国(14カ国):フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インドネシア(2004)、モンゴル(2005)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2014)

2016年に韓国特許庁で受付けた国際調査は全体で27,904件であり、2015年の28,468件に比べ2.0%の減少となった。その中で韓国出願人が申請した件数は15,016件で2015年に比べ10.6%の増加となったが、米国をはじめとする外国の出願人が申請した件数は12,888件で2015年に比べ13.4%の減少となった。

また、米国出願人が申請した件数は12,491件となり、韓国特許庁で受付けた全体国際調査の44.8%で、外国出願人が申請した国際調査物量の96.9%を占め、米国出願人

の割合が圧倒的である。

特に、インテル、ヒューレット・パッカード、グーグルなど多数の米国グローバル企業が、PCT国際出願件の大半を韓国特許庁に国際調査を依頼している。これは韓国特許庁の国際調査報告書の品質に満足していることを示している。

<表Ⅶ-2-5>PCT国際調査使用写本の受付状況

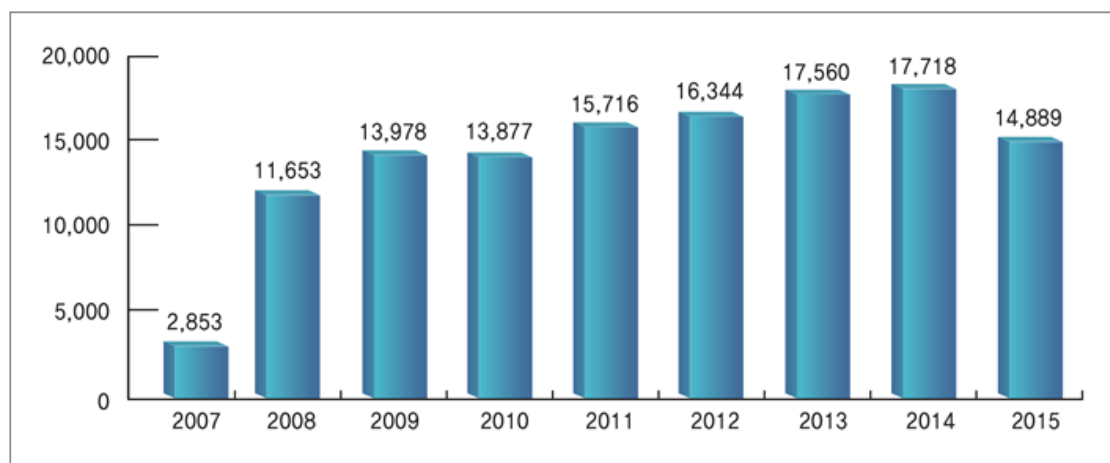
(単位：件、%)

年度 区分	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
韓国 (割合)	7,165 (38.1)	7,090 (33.6)	8,830 (38.9)	9,950 (38.8)	10,736 (39.6)	11,971 (40.5)	12,442 (41.3)	13,579 (47.7)	15,016 (53.8)
米国 (割合)	11,371 (60.4)	13,356 (63.4)	13,319 (58.7)	15,167 (59.1)	15,778 (58.3)	16,968 (57.5)	17,162 (56.9)	14,480 (50.9)	12,491 (44.8)
その他の国 (割合)	282 (1.5)	622 (3.0)	558 (2.4)	549 (2.1)	566 (2.1)	592 (2.0)	556 (1.8)	409 (1.4)	397 (1.4)
計 (割合)	18,818 (100.0)	21,068 (100.0)	22,707 (100.0)	25,666 (100.0)	27,080 (100.0)	29,531 (100.0)	30,160 (100.0)	28,468 (100.0)	27,904 (100.0)

\*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

韓国は2008年まで23万ウォン程度であった国際調査費用を、2009年に韓国語による国際調査費用は45万ウォン、英語による国際調査費用は90万ウォンに一度値上げした後、さらに2010年から英語による国際調査費用を130万ウォンに値上げた。2015年は海外出願人のPCT国際調査依頼が多少減少したけれど、毎年海外からのPCT国際調査依頼が持続的に増加しているのを見ると、海外顧客らが韓国特許庁の国際調査品質に満足しているものと見られる。

＜図Ⅶ－2－6＞海外出願人のPCT国際調査依頼状況



\*資料出所:韓国特許庁特許情報統計システム

2016年度に韓国特許庁で受付けた国際予備審査は179件で、2015年の208件に比べ13.9%の減少となった。減少の要因は国際調査の段階において先行技術に対する調査とともに特許性に対する検討資料が提供されるため、必須的な手続きではない国際予備審査を出願人が行う必要がなくなったからであると見られる。

＜表Ⅶ－2－6＞PCT国際予備審査の請求状況

(単位：件、%)

区分 \ 年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
国際予備審査 請求書受付	359	341	270	226	302	253	236	208	179
増減率	△29.7	△5.0	△20.8	△16.3	33.6	△16.2	△6.7	△11.9	△13.9

\*資料出所:韓国特許庁特許情報統計システム

## ロ. 韓国における出願人の国際調査機関指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁 (ISA/KR) 以外に、オーストリア特許庁 (ISA/AT)、オーストラリア特許庁 (ISA/AU)、日本特許庁 (ISA/JP) を国際調査機関 (ISA) に指定して国際調査を受けることができる。

2016年度に韓国特許庁を受理官庁とするPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関に指定した件数は15,548件で、全体件数に比べ99.7%に達しているのに対し、外国特許庁を国際調査機関に指定した件数は46件(0.3%)に過ぎず、2015年度と似た割合であった。これはオーストリアやオーストラリアより手数料が安く、国際調査報告書の品質に対する満足度が高いからであると見られる。

＜表Ⅶ-2-7＞PCT国際調査機関の指定状況

(単位：件、%)

年度 区分	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
大韓民国 (KR) (割合)	7,590 (95.9)	7,442 (92.7)	9,422 (97.8)	10,334 (99.2)	11,828 (99.6)	12,386 (99.6)	13,069 (99.5)	14,539 (99.6)	15,548 (99.7)
その他の国 (割合)	323 (4.1)	584 (7.3)	217 (2.2)	78 (0.8)	41 (0.4)	53 (0.4)	69 (0.5)	55 (0.4)	46 (0.3)
計 (割合)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,594 (100.0)

\*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

## 4. PCT国際出願の韓国内段階への移行状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ジ・サンフン

## イ. 2016年度のPCT韓国内段階(指定官庁)への移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて大韓民国で特許権(実用新案権)を獲得するために、韓国国内段階へ移行するPCT国際出願件数は2016年37,158件で、2015年の34,080件に比べ9.0%の増加となった。

＜表Ⅶ-2-8＞PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

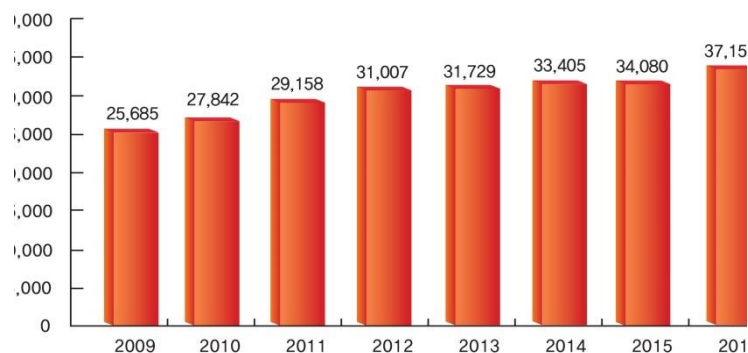
(単位：件、%)

年度 分析	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
出願件数	25,685	27,842	29,158	31,007	31,729	33,405	34,080	37,158
増減率(%)	△14.5	8.4	4.7	6.3	2.3	5.3	2.0	9.0

\*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

＜図Ⅶ-2-7＞PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況

(単位：件)



\*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

## ロ. 韓国内段階(指定官庁)への移行動向

2009年度は韓国へ移行されたPCT国際出願がグローバル景気低迷の影響により25,685件となり、2008年に比べ△14.5%と急減したが、その後は着実な回復を見せて国内

への移行件数が持続的に増加している。このような増加傾向が引き続き維持されるものと仮定した場合、2012年で30,000件の移行件数となり、5年後の2017年には40,000件を超える特許出願が、PCT国際出願を通じて国内に移行される初年度になるものと見込まれる。

## 第2節 マドリッド国際商標出願

### 1. 世界の国際商標出願状況

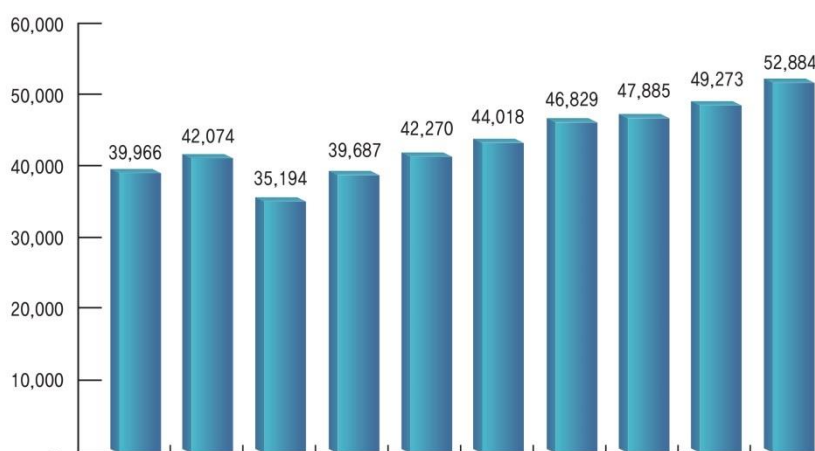
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ベ・ジャンチョル

#### イ. 世界マドリッド国際商標出願の状況

WIPOで発表した資料(暫定)によると、2016年の世界マドリッド国際商標出願件数は52,884件であり、2015年の49,273件に比べ7.3%の増加となっており、2009年以降からは持続的な増加傾向にある。

<図VII-2-8> 年度別の世界国際商標出願状況

(単位：件)



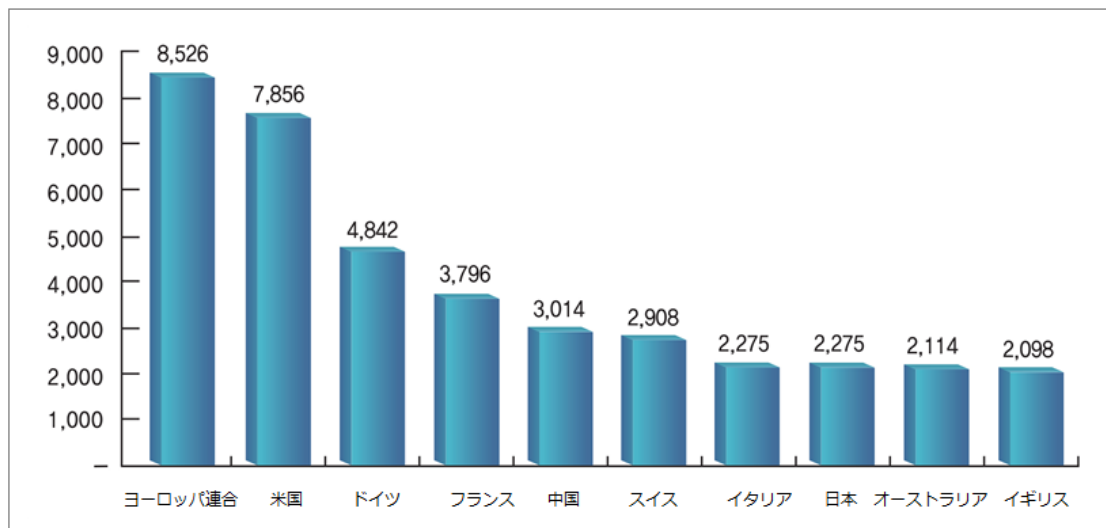
\*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

2016年度のマドリッド国際出願において、最も大きな割合を占めている本国官庁は欧米連合の16.1%(8,526件)であり、その後が続いて、米国の14.9%(7,856件)、ドイツの9.2%(4,842件)である。韓国は1,012件で2015年(835件、14位)に比べ177件(21.2%)の増加となり、順位は2015年に引き続き14位を維持した。



＜図Ⅶ－２－９＞2016年度世界マドリッド国際商標10位圏内最多出願国の状況

(単位：件)



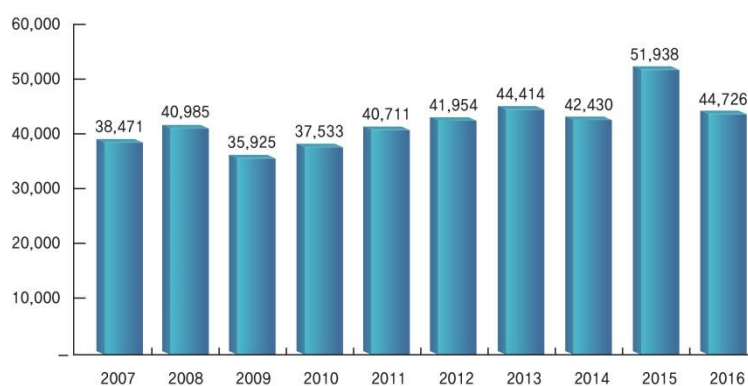
\*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

ロ. 世界の国際商標登録状況

2016年度のマドリッド国際登録商標の総件数は44,726件であり、この中で、韓国を本国官庁とするマドリッド国際出願は、811件が国際登録された。

＜図Ⅶ－２－１０＞年度別の世界国際商標登録状況

(単位：件)



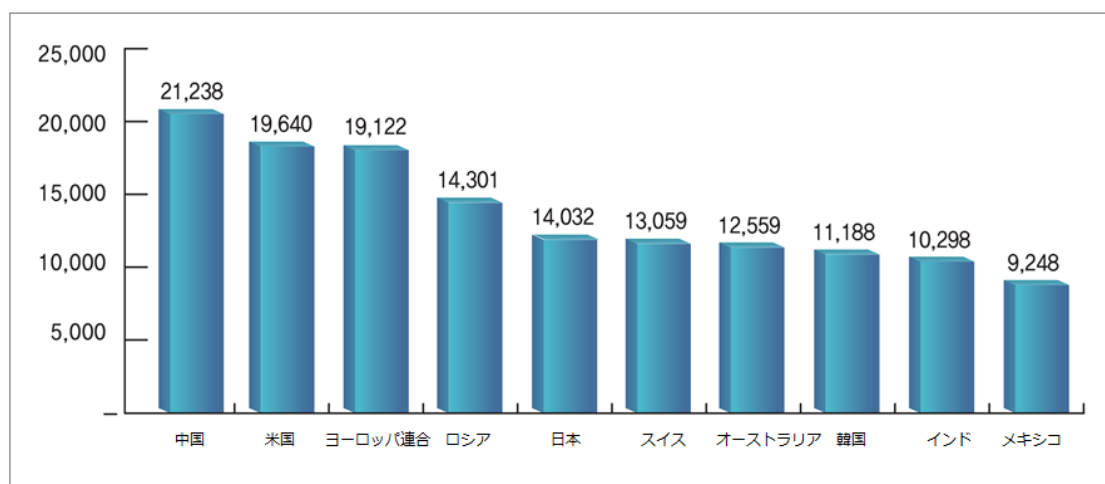
\*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

## ハ．世界10位圏内の指定国状況

2016年度のマドリッド国際商標出願を通じて指定した国の順位は中国が21,238件で1位を占め、米国(19,640件)、ヨーロッパ連合(19,122件)、ロシア(14,301件)などがその後に続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は11,188件(国際登録9,737件、事後指定1,451件)で世界8位を記録した。

<図Ⅶ-2-11> 2016年度の世界10位圏内の指定国状況

(単位：件)



\*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

## 2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況

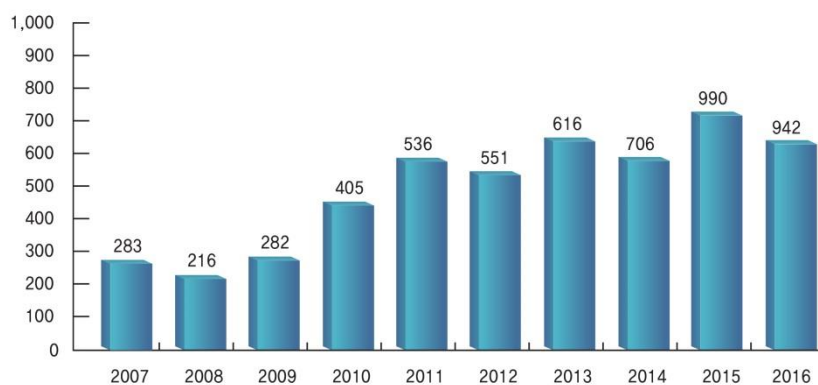
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ベ・ジャン Chol

## イ．韓国における出願人の国際商標出願状況

2016年度の韓国特許庁を本国官庁として受付けたマドリッド国際商標出願は942件であり、2015年の990件に比べて4.8%の減少となった。

＜図Ⅶ－２－１２＞年度別の韓国における国際商標出願状況

(単位：件)



\*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

\*WIPO統計はWIPO受付基準で、KIPO統計はKIPO受付基準のため、統計数値が一致しない場合がある。

## ロ．韓国における出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月にマドリッドシステム制度の施行時から実施されたオンライン電子出願は、施行初期の利用率が30%台に過ぎなかったが、マドリッド国際出願書の書式作成機であるMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果、2009年以降からは着実に90%を維持し、2016年には98.7%が電子出願を利用した。

＜表Ⅶ－２－９＞年度別の韓国における国際商標電子出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
電子出願 (占有率)	196 (69.3)	180 (83.3)	258 (91.5)	384 (94.8)	510 (95.1)	544 (98.7)	583 (94.6)	688 (97.5)	959 (96.7)	930 (98.7)
書面出願 (占有率)	87 (30.7)	36 (16.7)	24 (8.5)	21 (5.2)	26 (4.9)	7 (1.3)	33 (5.4)	18 (2.5)	31 (3.3)	12 (1.3)
計	283	216	282	405	536	551	616	706	990	942

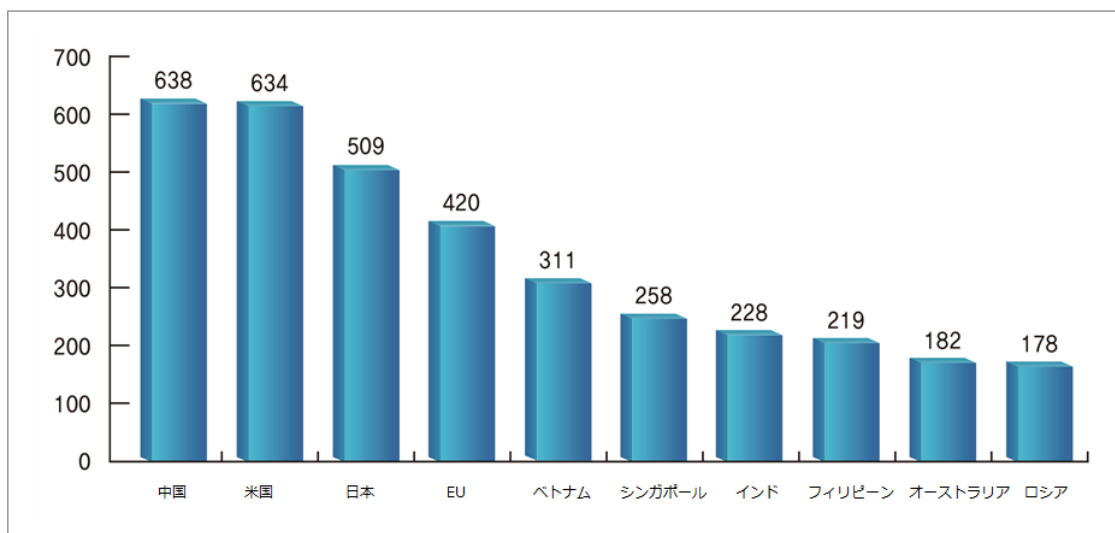
\*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

ハ．韓国における出願人の国際商標出願10位圏内の指定国状況

2016年にマドリッド国際商標出願による韓国における出願人の外国指定件数は6,661件で、2015年度の8,152件に比べ1,491件(△18.3%)減少した中で、中国(638件)、米国(634件)、日本(509件)、ヨーロッパ連合(420件)などを多く指定した。

<図Ⅶ-2-13> 2016年度の韓国における出願人10位圏内の指定国状況

(単位：件)



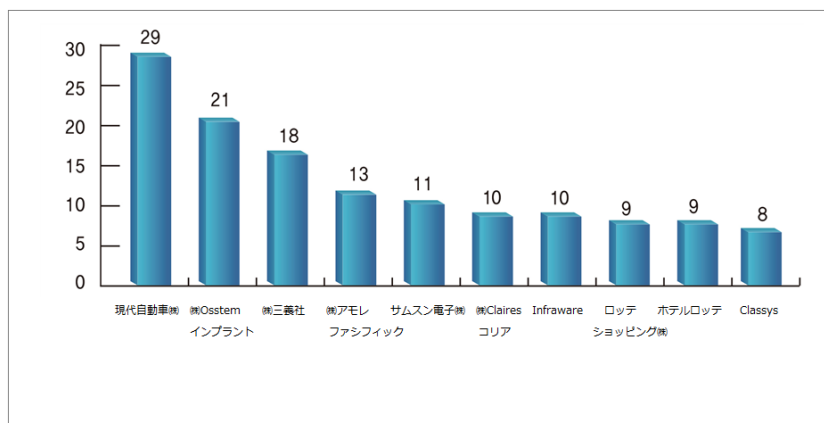
\*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

二．韓国における10大国際商標多出願企業の状況

2016年度の韓国マドリッド国際商標最多出願企業は、現代自動車株式会社、(株)Osstemインプラント、株式会社三養社の順であった。

<図Ⅶ-2-14> 2016年度の韓国における10位圏内の国際商標最多出願企業状況

(単位：件)



\*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

### 3. 韓国を指定国の官庁にした出願状況

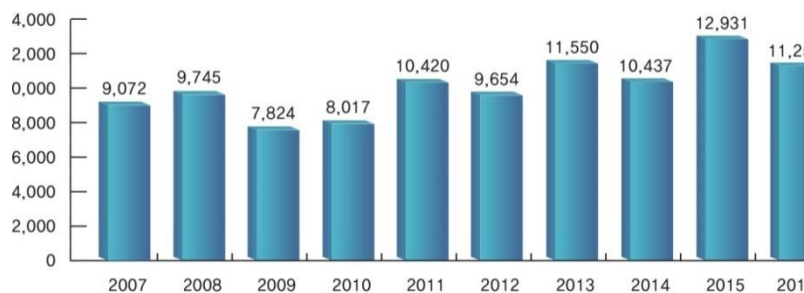
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ベ・ジャン Chol

#### イ. 外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況

2016年度の外国人が韓国を指定したマドリッド国際商標登録出願は111,259件で、2015年の12,931件に比べ13%の減少となった。

<図Ⅶ-2-15> 年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況

(単位：件)



\*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

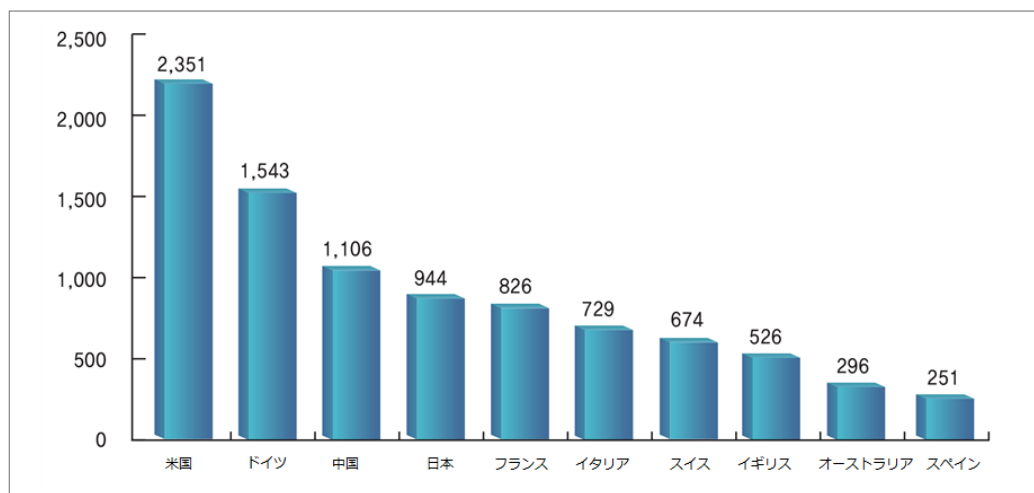
\*WIPO統計はWIPO受付日基準であり、特許庁特許統計システムの統計は特許庁受付日が基準であるため、統計数値が一致しない場合がある。

ロ. 韓国を指定した10位圏内国の状況

2016年度のマドリッド国際商標登録出願を通じて韓国を指定した10位圏内の国は米国(2,351件)、ドイツ(1,543件)、中国(1,106件)、日本(944件)の順であった。

<図VII-2-16> 2016年度の韓国を指定した10位圏内締約国の状況

(単位：件)



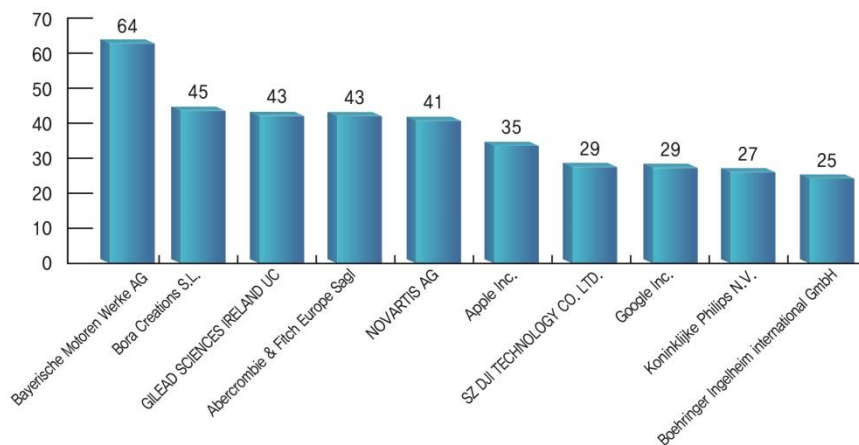
\*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

ハ. 韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

2016年度のマドリッド国際商標登録出願を通じて海外で韓国を指定した外国企業の出願状況は、Bayerische Motoren Werke AGが64件、Bora Creations S.L.が45件、GI LEAD SCIENCES IRELAND UCとAbercrombie & Fitch Europe Saglが43件の順で多く出願した。

<図Ⅶ-2-17> 2016年度の韓国を指定した10位圏内外国最多出願企業の状況

(単位：件)



\*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

### 第3節 ハーグ国際デザイン出願

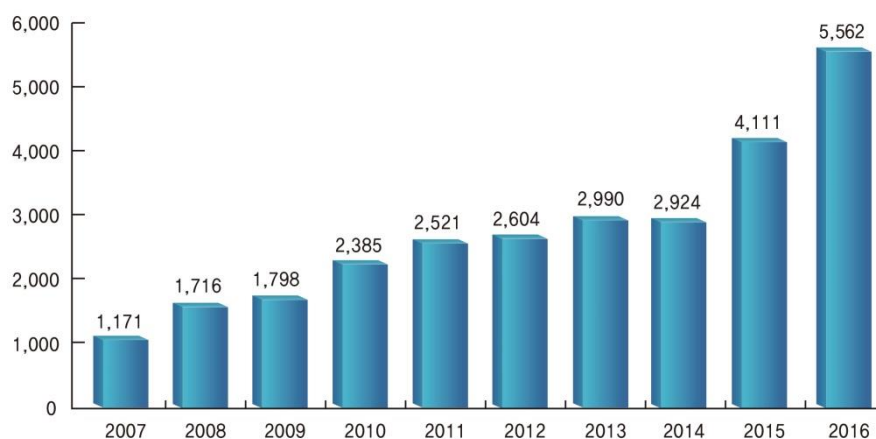
#### 1. 世界の国際デザイン出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ベ・ジャン Chol

WIPOが発表した資料(暫定)によると、ハーグ国際デザイン出願は着実に増加しており、2016年度(5,562件)は、2015年(4,114件)に比べ大幅(35.3%)の増加となった。これは、米国と日本が2015年5月にハーグ協定に加入した効果が現れたものと見える。一方、2016年度のハーグ国際デザイン協定を通じて出願されたデザイン数は計18,716件であり、1出願あたりの平均デザイン件数は約3.4件である。

<図Ⅶ-2-18>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況

(単位:件)

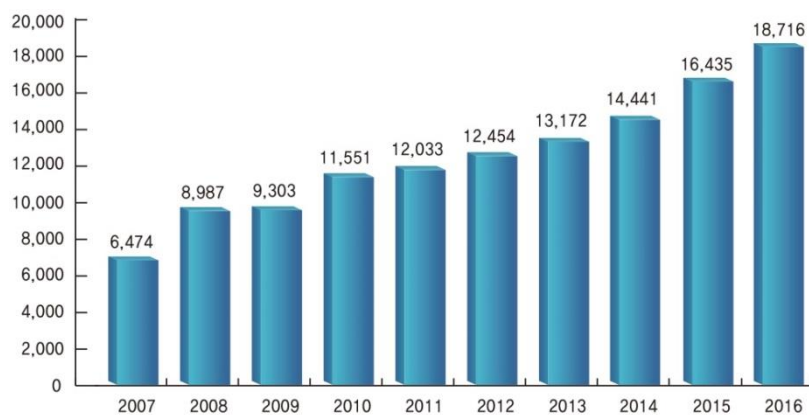


\*資料出所：WIPO統計システム(暫定)



<図Ⅶ-2-19>年度別の世界ハーグ国際出願デザイン件数の状況

(単位:件)

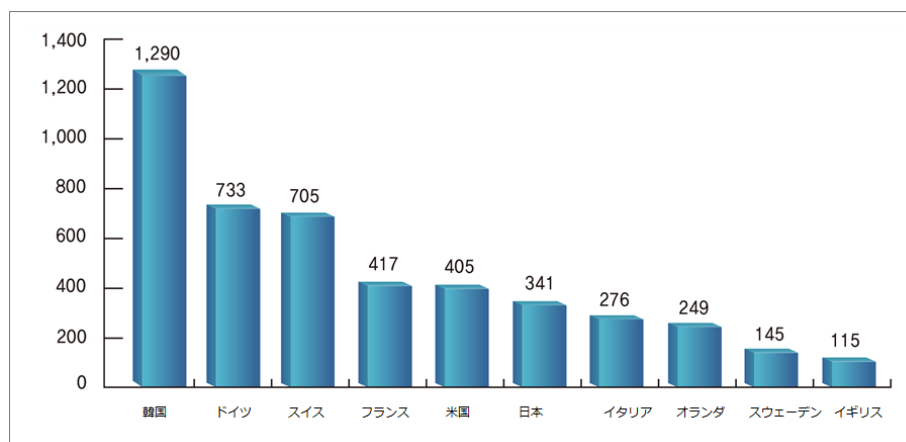


\*資料出所：WIPO統計システム(暫定)

2016年度のハーグ国際出願における最多出願国の順位は、国際出願件数を基準に韓国が1位を占め、ドイツ、スイスがその後に続き、デザイン件数の基準ではドイツ、スイス、韓国の順であった。特に、韓国は2014年7月にハーグ協定が施行された後、3年ぶりに国際出願件数を基準に1位となり、デザイン件数を基準に3位を占めたという点において注目すべきことである。

<図Ⅶ-2-20>2016年度の世界ハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(国際出願件数基準)

(単位:件)

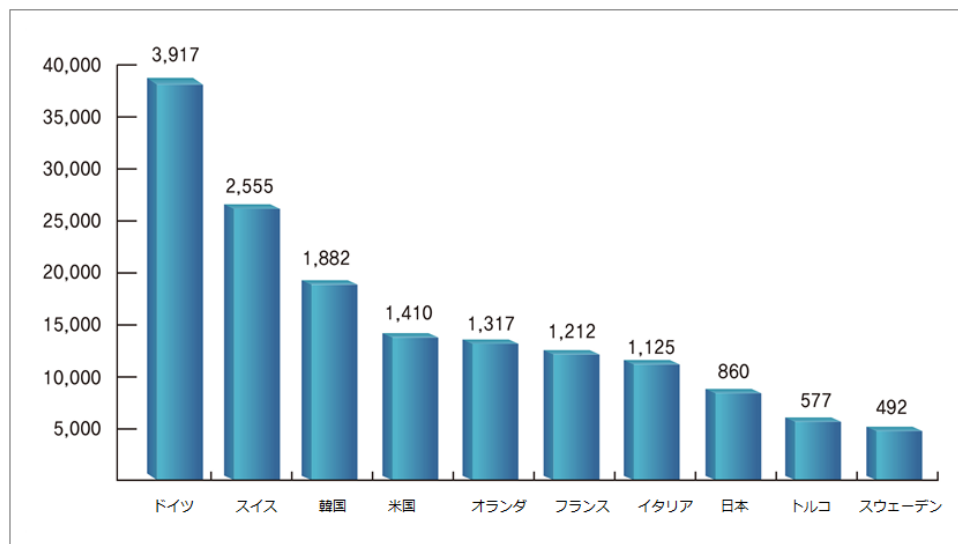


\*資料出所：WIPO統計システム(暫定)

\* 国は出願人の住所基準

<図Ⅶ-2-21> 2016年度のハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(デザイン件数基準)

(単位:件)



\* 出処: WIPO統計システム(暫定)

\* 国は出願人の住所基準

## 2. 韓国を指定官庁にした出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ベ・ジャン Chol

### イ. 韓国を指定官庁にした出願状況

2016年度に外国人が韓国特許庁を受理官庁として指定したハーグデザイン国際出願件数は2,589件で、2015年の1,991件に比べ30%の増加であった。国別にはスイス(755件)、ドイツ(400件)、フランス(343件)の順で韓国を多く指定した。

<表Ⅶ-2-10> 年度別の韓国を指定した国際デザイン登録出願状況(デザイン件数基準)

(単位:件)

年度	2014年	2015年	2016年
件数	294	1,991	2,589

\*出処：KIPO特許情報統計システム

<表Ⅶ-2-11>海外国別の韓国指定状況(デザイン件数基準)

(単位：件)

スイス	ドイツ	フランス	米国	日本	その他	合計
755	400	343	306	184	601	2,589

\*出処：KIPO特許情報統計システム

## 第3章 登録分野

### 第1節 産業財産権全般について

#### 1. 産業財産権登録動向の概要

産業財産権の登録推移は、2012年は14%、2013年は15.1%、2014年は2.8%の順調な増加率を見せたが、2015年には4.9%に下落したが、2016年には4.4%の増加に転じた。

#### 2. 2016年度の登録細部状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

##### イ. 過去5年間の設定登録状況

2016年度の新規設定登録は286,589件で、前年比4.4%の増加となった。それぞれ、権利別に見ると、特許、デザイン、商標は前年比それぞれ6.9%、1.9%、3.9%増加したのに対し、実用新案は12.3%の減少となった。

<表Ⅶ-3-1>過去5年間の登録状況

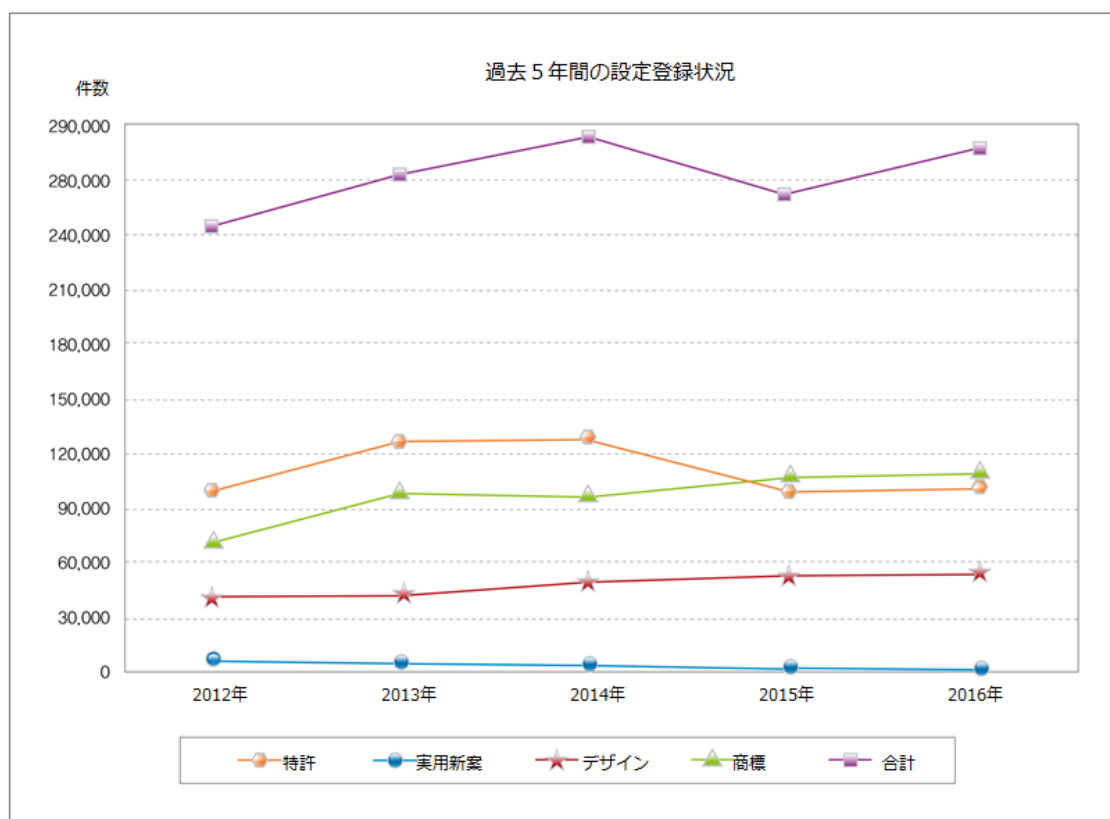
(単位：件、%)

年度別 権利別	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
特許	113,467 (19.8)	127,330 (12.2)	129,786 (1.9)	101,873 (△21.5)	108,876 (6.9)
実用新案	6,353 (8.5)	5,959 (△6.2)	4,955 (△16.8)	3,253 (△34.3)	2,854 (△12.3)
デザイン	46,146 (9.4)	47,308 (2.5)	54,010 (14.2)	54,551 (1.0)	55,603

					(1.9)
商標	77,903 (9.3)	100,094 (28.5)	99,791 (△0.3)	114,747 (15.0)	119,256 (3.9)
合計	243,869 (14.0)	280,691 (15.1)	288,542 (2.8)	274,424 (△4.9)	286,589 (4.4)

\* ( )は前年比の増減率

<図Ⅶ-3-1> 過去5年間の設定登録状況



ロ. 権利別の設定登録状況

1) 産業部門別の特許・実用新案設定登録状況

2016年度の特許・実用新案の新規設定登録件数は111,729件である。産業部門別の特許・実用新案の設定登録状況を見ると、2015年と同様に電気通信分野(41.1%)、機

械分野(17.5%)で占有率が他産業分野に比べて高い割合を占めている。その次に化学11.8%、飲料衛生9.7%、土木建設5.8%などの順で高い割合を占めた。

＜表Ⅶ-3-2＞2016年度の産業部門別特許・実用新案設定登録状況

(単位：件、%)

区分		機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採鉱 金属	飲料 衛生	事務用品 印刷	農林 水産	雑貨	その他	合計
2016	件数	19,608	13,196	1,629	45,935	6,434	4,628	10,858	394	1,711	4,093	3,243	111,729
	占有率	17.5	11.8	1.5	41.1	5.8	4.1	9.7	0.4	1.5	3.7	2.9	97.1
2015	件数	19,174	12,512	1,763	42,132	5,892	4,818	9,536	476	1,642	4,307	2,874	105,126
	占有率	18.2	11.9	1.7	40.1	5.6	4.6	9.1	0.5	1.6	4.1	2.7	100.0
前年比の増減率		2.3	5.5	△7.6	9.0	9.2	△3.9	13.9	△17.2	4.2	△5.0	12.8	6.3

## 2) 物品群別のデザイン登録状況

2016年度のデザイン新規設定登録の総件数は55,602件である。物品群別の登録占有率を見ると、事務用品及び販売用品12.9%、電機電子機械器具及び通信機械器具12.7%、住宅設備用品12.6%、衣服身の回り品12.6%などであった。前年比の増減率を見ると、事務用品及び販売用品が33.3%で最も高いものと分析された。

＜表Ⅶ-3-3＞2016年の物品群別デザイン登録状況

(単位：件、%)

区分		加工 嗜好 食品	衣服 ・ 身辺 品	生活 用品	住宅 設備 用品	趣味娯 楽及び 運動競 技用品	事務用 品及び 販売用 品	運輸 又は 運搬 機械	電機電 子機械 器具及 び通信 機械器 具	一般 機械 機具	産業 用機 械機 具	土木 及び 建築 用品	その 他	計
2016	件数	227	6,871	5,457	6,882	1,820	7,080	2,216	6,989	2,805	3,288	4,990	6,977	55,602
	占有率	0.4	12.6	9.8	12.6	3.3	12.9	4.0	12.7	5.0	5.0	9.0	12.7	100.0
2015	件数	195	7,024	5,493	7,742	1,992	5,313	1,967	6,164	2,605	3,320	5,561	7,175	54,551

	占有率	0.4	12.9	10.1	14.2	3.7	9.7	3.6	11.3	4.8	6.1	10.2	13.2	100.0
前年比 増減率		16.4	△2.2	△0.7	△11.1	△8.6	33.3	12.7	13.4	7.7	△1.0	△10.3	△2.8	1.9

## 3) 部門別の商標登録状況 (NICE分類)

2016年度の商標新規設定登録件数は119,225件であり、部門別の登録占有率を見ると、サービス業22.2%、化学品・薬剤17.7%、機械・電気機械15.9%、菓子・食品・飲料12.0%などの順である。部門別の前年比登録増減率を見ると、サービス業が17.9%で最も高いものと分析された。

＜表Ⅶ－3－4＞2016年度の部門別商標登録状況

(単位：件、%)

区分		化学品・薬剤	一般金属材料、建築材料	機械、電気機械	繊維、衣類	家具、厨房用品	貴金属、時計、ガパン類	楽器、玩具、たばこ	紙、文具	菓子、食品、飲料	ゴム、プラスチック材料	サービス業	その他	計
2016	件数	21,144	2,366	18,957	7,774	4,508	4,401	2,922	3,125	14,289	503	26,455	12,811	119,255
	占有率	17.7	2.0	15.9	6.5	3.8	3.7	2.5	2.6	12.0	0.4	22.2	10.7	100.0
2015	件数	21,040	2,201	18,213	8,134	4,412	4,723	2,992	3,197	14,269	545	22,445	12,575	114,746
	占有率	18.3	1.9	15.9	7.1	3.8	4.1	2.6	2.8	12.4	0.5	19.6	11.0	100.0
前年比 増減率		0.5	7.5	4.1	△4.4	2.2	△6.8	△2.3	△2.3	0.1	△7.7	17.9	1.9	3.9

## ハ. 個人・法人別の登録状況

2016年度の設定登録件数を個人・法人で区分すると、個人32.2%、法人67.8%の比

率であった。

権利別に区分すると、特許の場合は個人13.2%、法人86.8%であり、法人登録の割合が相当高いことが分かった。これは、産業の高度化と構造的な変化・調整により資本力と体系的な研究基盤が整った大企業の研究所などが産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も同様に、開発能力を整えた法人登録の割合が目立つが、個人の産業財産権に対する認識の変化と、個人出願人に対する出願登録料の各種手数料に対する減免拡大などにより、個人登録も一定比率を維持している。

ただし、実用新案の場合は、個人登録(51.5%)が法人登録(48.5%)より多いのは、特許に比べ相対的にハイレベルでない発明の登録により相対的に容易であるためである。

<表Ⅶ-3-5>2016年度の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	14,352	13.2	94,523	86.8	108,875	100
実用新案	1,470	51.5	1,384	48.5	2,854	100
特・実小計	15,822	14.2	95,907	85.8	111,729	100
デザイン	23,138	41.6	32,464	58.4	55,602	100
商標	53,233	44.6	66,022	55.4	119,255	100
計	92,193	32.2	194,393	67.8	286,586	100

過去5年間の個人・法人別の登録推移は、2011年以降から毎年増加しており(2015年は減少)、2016年には法人、個人すべてにおいて各々4.7%、8.9%の増加となった。



＜表Ⅶ－3－6＞過去5年間の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	前年比 増減率
個人	62,834 (25.8)	76,005 (27.1)	81,565 (28.3)	88,847 (32.4)	92,193 (32.2)	3.8
法人	181,035 (74.2)	204,686 (72.9)	206,977 (71.7)	185,599 (67.6)	194,393 (67.8)	4.7

## 二. 代理人有無別の登録状況

登録手続きを誰が行ったのかを見ると、代理人85.1%、権利者が直接登録手続きを行った比率が14.9%であった。権利別に見ると、特許が97.8%で他の権利に比べて代理人を選任した登録比率が高く、デザインが76.0%で最も低いことが分かった。

＜表Ⅶ－3－7＞2016年度の代理人有無別登録状況

(単位：件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録
2016	件数	106,534	2,341	2,657	197	42,235	13,367	92,440	26,815	243,866	42,720
	構成 比	97.8	2.2	93.1	6.9	76.0	24.0	77.5	22.5	85.1	14.9
2015	件数	99,288	2,585	3,015	238	40,868	13,683	89,355	25,392	232,526	41,898
	構成 比	97.5	2.5	92.7	7.3	74.9	25.1	77.9	22.1	84.7	15.3
2014	件数	126,556	3,230	4,523	432	42,363	11,647	81,180	18,611	254,622	33,920
	構成 比	97.5	2.5	91.3	8.7	78.4	21.6	81.4	18.6	88.2	11.8
2013	件数	123,635	3,695	5,332	627	35,951	11,357	81,919	18,175	246,837	33,854
	構成 比	97.1	2.9	89.5	10.5	76.0	24.0	81.8	18.2	87.9	12.1
2012	件数	110,010	3,457	5,647	706	34,483	11,663	62,976	14,927	213,116	30,753
	構成 比	97.0	3.0	88.9	11.1	74.7	25.3	80.8	19.2	87.4	12.6

比										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

#### ホ. 韓国人・外国人別の登録状況

2016年度の設定登録状況について韓国人と外国人別に区分してみると、韓国人は235,270件(82.1%)で前年度より4.7%増加し、外国人は51,316件(17.9%)で前年度より3.4%増加した。

<表Ⅶ-3-8> 過去5年間の韓国人・外国人登録状況

(単位：件、%)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	前年比増減率
韓国人	193,918 (79.5)	225,623 (80.4)	232,477 (80.6)	224,814 (81.9)	235,270 (82.1)	4.7
外国人	49,951 (20.5)	55,068 (19.6)	56,065 (19.4)	49,632 (18.1)	51,316 (17.9)	3.4
合計	243,869 (100.0)	280,691 (100.0)	288,542 (100.0)	274,446 (100.0)	286,586 (100.0)	4.4

\* ( )は占有率

#### ヘ. 韓国人による地域別登録動状況

2016年度の韓国人登録状況を市・道別住民登録上の住居地基準で見ると、ソウル37.9%、京畿28.0%でソウル・京畿地域の居住者が65.9%で最も高く、ソウル・京畿以外の地方自治体の中では仁川市4.0%、大田市3.6%、釜山市と大邱市がそれぞれ3.5%の順で高かった。

<表Ⅶ-3-9> 2016年の市・道別登録状況

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原
件数	89,112	8,209	8,235	9,406	3,531	8,431	2,032	65,840	3,500

構成比	37.9	3.5	3.5	4.0	1.5	3.6	0.9	28.0	1.5
区分	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	その他
件数	4,569	6,953	3,883	3,195	7,761	7,270	2,055	641	647
構成比	1.9	3.0	1.7	1.4	3.3	3.1	0.9	0.3	0.3

## ト. 外国人による国別設定登録状況

2016年度の新規設定登録件数において、外国人による登録を国別に見ると、計51,316件のうち米国が14,176件(27.6%)、日本が13,807件(26.9%)を占め、これら2カ国の登録件数が54.5%を占めている。

<表VII-3-10> 2016年の外国人による国別登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	日本	中国	ドイツ	フランス	スイス	イギリス	その他	合計
特許	7,495	9,962	1,102	2,332	1,018	642	383	3,541	26,475
実用新案	13	14	46	1	5	2	0	79	160
特・実小計	7,508	9,976	1,148	2,333	1,023	644	383	3,620	26,635
デザイン	1,415	1,225	243	454	240	569	194	1,020	5,360
商標	5,253	2,606	2,870	1,314	930	831	928	4,589	19,321
合計	14,176	13,807	4,261	4,101	2,193	2,044	1,505	9,229	51,316
構成比	27.6	26.9	8.3	8.0	4.3	4.0	2.9	18.0	100

\*商標は国際商標(マドリッド)含む、デザインは国際デザイン(ハーグ)を含む。

## チ. 最多登録法人の状況

2016年度の韓国人最多登録法人は、サムスン電子(株)、LG電子(株)などの順であった。最多登録順位20位圏内の電子・自動車分野の法人は主に特許権の割合が高く、生活密着形用品分野の法人は主にデザイン・商標権に相対的に登録の割合が高かった。これは、法人が注力する製品分野と密接な関連があると分析される。

＜表Ⅶ－3－11＞2016年の韓国内多登録法人の状況

(単位：件)

順位	法人名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	サムスン電子(株)	34,149	108	9,655	3,511	47,423
2	LG電子(株)	32,599	3	4,779	6,033	43,414
3	現代自動車(株)	18,716	0	2,680	1,204	22,600
4	AMORE PACIFIC	1,194	780	2,817	12,708	17,499
5	株式会社ポスコ	16,294	0	27	1,074	17,395
6	LGディスプレイ(株)	13,830	10	142	37	14,019
7	LG生活健康	962	14	1,583	10,437	12,996
8	サムスンディスプレイ(株)	10,952	5	93	44	11,094
9	(株)KT	5,038	10	407	3,776	9,231
10	LG化学	8,460	6	117	68	8,651
11	クアルコムインコーポレイテッド	8,029	0	0	149	8,178
12	KIA自動車(株)	4,732	0	2,081	1,028	7,841
13	CJ	569	51	3,060	3,695	7,375
14	サムスン重工業(株)	5,948	280	202	269	6,699
15	SKテレコム(株)	4,026	5	155	2,112	6,298
16	韓国科学技術院	5,444	3	18	167	5,632

## 2016年度知的財産白書

17	韓国電子通信研究院	4,953	0	57	78	5,088
18	LGイノテック	4,157	33	622	28	4,840
19	サムスン電機株	4,479	1	86	99	4,665
20	オリオン	14	6	725	3,919	4,664

\*韓国法人を対象、共同権利者基準

## 第2節 年次登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

産業財産権は新規設定登録の後も、権利存続期間の間は所定の年次登録料を納付することにより権利が存続できる。権利者の産業財産権保有・活用意志を示す指標の年次登録件数は、2016年は713,361件で前年比8.6%の増加となり、権利別には、特許、デザインがそれぞれ9.9%、7.0%増加したのに対し、実用新案は12.0%の減少となった。

＜表Ⅶ－3－12＞過去5年間の権利別年次登録状況

(単位：件、%)

権利別 \ 年度別	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
特許	404,077(0.9)	429,059(6.2)	457,909(6.7)	500,471(9.3)	549,893(9.9)
実用新案	36,830(△21.5)	29,017(△21.2)	24,090(△17.0)	21,065(△12.6)	18,536(△12.0)
デザイン	109,193(2.1)	114,799(5.1)	125,040(8.9)	135,439(8.3)	144,932(7.0)
合計	550,100(△0.8)	572,875(4.1)	607,039(6.0)	656,975(8.2)	713,361(8.6)

\* ( )は前年比の増減率

## 第3節 存続権利の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

韓国の産業財産権登録は1948年の11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)であったのが、2016年末現在は全体で4,600,594件が登録され、このうち存続期間満了、登録料の未納、権利放棄、無効審決などで消滅した権利は2,196,104件であり、存続権利件数は2,404,490件である。

韓国人と外国人を区別すると、韓国人は総件数3,650,602件のうちの1,882,207件であり、外国人は総件数949,992件のうち522,283件を維持している。

＜表Ⅶ-3-13＞2016年現在の存続権利状況

(単位：件、%)

区 分		韓国人		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	1,168,871	100.0	480,240	100.0	1,649,111	100.0
	消滅	462,067	39.5	242,401	50.5	704,468	42.7
	存続	706,804	60.5	237,839	49.5	944,643	57.3
実用新案	登録	438,703	100.0	15,268	100.0	453,971	100.0
	消滅	407,522	92.9	14,177	92.9	421,699	92.9
	存続	31,181	7.1	1,091	7.1	32,272	7.1
デザイン	登録	795,884	100.0	69,107	100.0	864,991	100.0
	消滅	490,792	61.7	39,072	56.5	529,864	61.3
	存続	305,092	38.3	30,035	43.5	335,127	38.7
商標	登録	1,247,144	100.0	385,377	100.0	1,632,521	100.0
	消滅	408,014	32.7	132,059	34.3	540,073	33.1
	存続	839,130	67.3	253,318	65.7	1,092,448	66.9

2016年度知的財産白書

合計	登録	3,650,602	100.0	949,992	100.0	4,600,594	100.0
	消滅	1,768,395	48.4	427,709	45.0	2,196,104	47.7
	存続	1,882,207	51.6	522,283	55.0	2,404,490	52.3



## 第4節 国際商標(マドリッド)の登録状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

韓国は2003年4月10日にマドリッド議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて国際商標が登録され、2016年末現在の全体の登録件数は81,924件である。国別の国際商標最多登録国は米国、ドイツ、日本、フランス、スイスなどの順であった。

2004年には新規設定登録業務だけ行ったが、2005年以降からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄などの諸般登録業務も併行している。

<表VII-3-14>2016年の国別国際商標(マドリッド)登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	ドイツ	日本	フランス	スイス	中国	イタリア	イギリス	スペイン	その他	合計
登録	1,938	1,105	934	654	640	587	535	488	211	1,731	8,823
構成比	22.0	12.5	10.6	7.4	7.3	6.7	6.1	5.5	2.4	19.5	100.0

## 第5節 国際デザイン(ハーグ)登録状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

2014年度に韓国はハーグ協定に加入してから、2014年7月1日から2016年末まで登録された国際デザイン出願件数は、全体で1,900件であった。

<表Ⅶ-3-15>2016年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況

(単位：件、%)

区分	スイス	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	イギリス	その他	合計
登録	464	250	169	132	107	81	157	1,360
構成費	34.1	18.4	12.4	9.7	7.9	6.0	11.5	100.0

## 第4章 審査分野

### 第1節 総括

特許審査企画局 特許審査企画課 放送通信事務官 イム・デシク

2016年の産業財産権1次審査処理の総件数は44万件余りであり、2015年に比べ小幅増加となった。権利別に見ると、特許17万4,792件、実用新案7,321件、商標19万2,422件、デザイン6万6,706件の審査処理を行った。前年度に比べ商標、デザイン審査処理件数が3.4%の減少となったが、一方の特許、実用新案の場合は5.7%の増加となった。

PCT国際調査申請件数は前年度に比べ2.0%の減少となったが、PCT国際調査報告書の作成件数は28,107件で、前年度の27,958件より0.5%の増加となった。

一方、審査処理期間については、特許・実用新案10.6ヵ月、商標4.8ヵ月、デザイン4.7ヵ月を達成し、前年度の水準を維持した。

<表Ⅶ-4-1>権利別の審査処理状況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2003年	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004年	98,404	53,389	151,793	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	308,544 (350,020)
2005年	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006年	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)

## 2016年度知的財産白書

2007年	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008年	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)
2009年	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)
2010年	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (320,930)
2011年	174,283	17,953	192,236	55,081 (60,550)	123,773 (153,322)	371,090 (406,108)
2012年	163,246	13,615	176,861	62,834 (65,039)	113,136 (137,674)	352,831 (379,574)
2013年	181,871	12,063	193,934	64,421 (67,021)	145,072 (172,607)	403,427 (433,562)
2014年	166,915	9,341	176,256	68,847 (71,851)	147,602 (178,240)	392,705 (426,347)
2015年	164,773	7,569	172,342	65,284 (69,399)	164,583 (198,981)	402,209 (440,722)
2016年	174,792	7,321	182,113	62,938 (66,706)	160,035 (192,422)	405,086 (441,241)

\*1次審査処理基準である。

\*デザイン・商標の場合、( )は複数デザイン・多類商標の基準である。

\*特・実は、その他処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効など)含み、デザイン・商標は、取下げ、放棄、無効は含まない。

## 第2節 特許及び実用新案の審査

## 1. 特許出願の審査状況

特許審査企画局 特許審査企画課 放送通信事務官 イム・デシク

2016年度の特許出願1次審査処理件数は17万4,792件で、2015年に比べ6.1%の増加となった。その中で4.5%に該当する7,872件が1次審査と同時に登録決定され、93.5%に該当する16万3,347件に対し意見提出通知書が通知された。審査請求した日から1次審査まで必要とされた特許審査処理期間は主要国レベルである10.6ヵ月を維持した。

＜表Ⅶ-4-2＞特許の1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録決定	意見提出の通知	その他の通知	取下げ・放棄	審査処理期間
2009年	94,300 (100.0%)	7,682 (8.1%)	83,280 (88.3%)	491 (0.6%)	2,847 (3.0%)	15.4ヵ月
2010年	125,633 (100.0%)	11,276 (9.0%)	110,822 (88.2%)	573 (0.4%)	2,962 (2.4%)	18.5ヵ月
2011年	174,283 (100%)	17,280 (9.9%)	153,326 (88.0%)	676 (0.4%)	3,001 (1.7%)	16.8ヵ月
2012年	163,246 (100%)	17,115 (10.5%)	141,890 (86.9%)	477 (0.3%)	3,764 (2.3%)	14.8ヵ月
2013年	181,871 (100%)	18,713 (10.3%)	158,828 (87.3%)	431 (0.2%)	3,899 (2.1%)	13.2ヵ月
2014年	166,915 (100%)	15,798 (9.5%)	146,913 (88.0%)	879 (0.5%)	3,325 (2.0%)	11.0ヵ月

2015年	164,773 (100%)	10,433 (6.3%)	149,484 (90.7%)	947 (0.6%)	3,909 (2.4%)	10.0ヵ月
2016年	174,792 (100%)	7,872 (4.5%)	163,347 (93.5%)	991 (0.6%)	2,582 (1.5%)	10.6ヵ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録決定される比率は、2005年以降は約20%台を維持していたが、2010年9.0%、2011年9.9%、2012年10.5%、2013年10.3%、2014年9.5%、2015年6.3%、2016年4.5%の減少となった。これは、2008年6月に世界的な審査品質重視の基調に応じ審査品質を中心とする特許審査政策のパラダイムへと転じた後、さまざまな審査品質向上に向けた政策を施行した結果と分析される。

2016年の特許出願の審査終結処理の総件数は17万2,053件であり、2015年に比べ15.0%の増加となった。このうちの59.1%に該当する10万1,678件が登録決定となり、38.4%に該当する6万6,055件が拒絶査定となった。これは、前年に比べ登録決定の比率が9.6%の増加、拒絶査定の割合が24.7%の増加となったからである。出願の取下げ・放棄・無効は4,320件で、全審査終結処理の総件数の2.5%に該当し、2015年に比べ10.5%の増加となった。

<表Ⅶ-4-3>特許審査の終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄・無効
2009年	89,266 (100%)	52,729 (59.1%)	33,697 (37.7%)	2,840 (3.2%)
2010年	110,356 (100%)	69,162 (62.7%)	38,232 (34.6%)	2,962 (2.7%)
2011年	151,184 (100%)	98,979 (65.5%)	49,204 (32.5%)	3,001 (2.0%)
2012年	163,912 (100%)	108,236 (66.0%)	51,912 (31.7%)	3,764 (2.3%)
2013年	179,794 (100%)	121,866 (67.8%)	54,029 (30.1%)	3,899 (2.1%)

2014年	177,289 (100%)	120,353 (67.9%)	53,611 (30.2%)	3,325 (1.9%)
2015年	149,620 (100%)	92,748 (62.0%)	52,963 (35.4%)	3,909 (2.6%)
2016年	172,053 (100%)	101,678 (59.1%)	66,055 (38.4%)	4,320 (2.5%)

## 2. 実用新案登録出願の審査状況

実用新案登録出願の1次審査処理件数は、1999年7月に実用新案先登録制度の施行前に出願された出願量の審査請求が減少したことで、2005年17件、2006年10件と審査処理件数が減少したが、2006年10月に実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査主義に転換したことで、実用新案の審査請求件数が増加し、2015年には7,560件、2016年は7,319件が審査処理された。

<表Ⅶ-4-4> 実用新案の1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下・放棄
2009年	10,732 (100%)	958 (8.9%)	9,222 (85.9%)	47 (0.5%)	505 (4.7%)
2010年	12,043 (100%)	1,286 (10.7%)	10,189 (84.6%)	52 (0.4%)	516 (4.3%)
2011年	17,796 (100%)	2,220 (12.5%)	14,968 (84.1%)	72 (0.4%)	536 (3.0%)
2012年	13,549 (100%)	1,714 (12.7%)	11,352 (83.8%)	51 (0.4%)	432 (3.2%)
2013年	12,018 (100%)	1,451 (12.1%)	10,085 (83.9%)	41 (0.3%)	441 (3.7%)
2014年	9,329 (100%)	874 (9.4%)	8,015 (86.0%)	45 (0.5%)	395 (4.2%)
2015年	7,560 (100%)	425 (5.6%)	6,854 (90.7%)	32 (0.4%)	249 (3.3%)
2016年	7,319 (100%)	317 (4.3%)	6,848 (93.6%)	23 (0.3%)	131 (1.8%)

実用新案の審査最終処理件数も2005年158件、2006年7件と減少が続いたが、2016年

には7,417件を記録した。実用新案の登録査定率は2005年53.2%、2006年42.9%に減少したが、2007年の74.7%を除外すると、2010年43.3%、2011年45.1%、2012年47.0%、2013年47.8%、2014年48.7%、2015年44.3%、2016年39.6%で40%台を維持している。

＜表Ⅶ－4－5＞実用新案の審査終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄
2008年	12,266 (100.0%)	5,267 (42.9%)	6,313 (51.5%)	686 (5.6%)
2009年	10,791 (100%)	4,202 (38.9%)	6,084 (56.4%)	505 (4.7%)
2010年	11,216 (100%)	4,862 (43.3%)	5,838 (52.1%)	516 (4.6%)
2011年	15,559 (100%)	7,013 (45.1%)	8,010 (51.5%)	536 (3.4%)
2012年	14,894 (100%)	7,003 (47.0%)	7,459 (50.1%)	432 (2.9%)
2013年	12,719 (100%)	6,086 (47.8%)	6,192 (48.7%)	441 (3.5%)
2014年	10,398 (100%)	5,067 (48.7%)	4,936 (47.5%)	395 (3.8%)
2015年	7,228 (100%)	3,204 (44.3%)	3,775 (52.2%)	249 (3.5%)
2016年	7,417 (100%)	2,935 (39.6%)	4,214 (56.8%)	268 (3.6%)

1999年7月から施行された旧実用新案の先登録制度による実用新案の審査処理件数は、2006年10月に先登録制度の廃止により、2016年の1次審査処理件数が2件で大幅に減少した。

＜表Ⅶ－4－6＞旧実用新案(先登録制度)の審査状況

(単位：件)

区分	1次審査処理	審査終結処理



	設定登録 登録維持	意見提出 補正命令	その 他通 知	取下 げ・ 放棄	計	設定登録 登録維持	取消し 決定	取下げ・ 放棄無 効・却下	計
2008年	233	871	12	-	1,116	900	742	-	1,642
2009年	96	375	5	-	476	306	308	-	614
2010年	52	211	1	-	264	152	180	-	332
2011年	46	111	-	-	157	113	65	-	178
2012年	-	21	45	-	66	1	2	-	3
2013年	5	6	34	-	45	5	-	-	5
2014年	-	3	9	-	12	-	-	-	-
2015年	-	2	7	-	9	-	-	-	-
2016年	-	-	2	-	2	-	-	-	-

### 3. PCT国際調査及び予備審査状況

2016年度のPCT国際特許出願の国際調査報告書は、2015年に比べ0.5%増加した28,107件を作成し、PCT予備審査報告書は、2015年に比べ9.9%減少した209件を作成した。

<表Ⅶ-4-7> PCT国際調査及び予備審査状況

(単位：件)

区分	PCT国際調査		PCT予備審査
	国際調査報告書	不作成宣言書	予備審査報告書
2008年	12,936	84	474
2009年	16,926	124	362
2010年	20,810	165	324
2011年	22,986	180	224
2012年	29,704	215	253
2013年	34,234	197	263
2014年	30,128	95	250

2016年度知的財産白書

2015年	27,958	89	232
2016年	28,107	69	209

### 第3節 商標及びデザイン

#### 1. 商標登録の出願審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 キム・キョンテ

##### イ. 韓国における商標登録の出願審査

2016年度の商標登録出願1次審査処理件数は192,422件であり、この中で55.9%に該当する107,586件は出願公告決定、44.1%に該当する84,836件は意見提出通知を行った。1次審査の処理期間は2016年は4.9ヵ月で、2015年の4.6ヵ月より0.3ヵ月増加した。

<表Ⅶ-4-8> 商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	その他	審査処理期間
2010年	133,212 (100)	75,423 (56.6)	57,789 (43.4)	-	10.6ヵ月
2011年	153,322 (100)	72,732 (47.4)	80,590 (52.6)	-	10.3ヵ月
2012年	137,674 (100)	63,777 (46.3)	73,897 (53.7)	-	9.1ヵ月
2013年	172,607 (100)	81,674 (47.3)	90,933 (52.7)	-	7.9ヵ月
2014年	178,240 (100)	94,136 (52.8)	84,104 (47.2)	-	6.5ヵ月
2015年	198,981 (100)	108,511 (54.5)	90,470 (45.5)	-	4.6ヵ月
2016年	192,422 (100)	107,586 (55.9)	84,836 (44.1)	-	4.9ヵ月

\*多類商標基準、審査処理期間は12月末基準

\* ( )は構成比

最終的な審査処理件数は191,980件で、この中で81.1%である155,726件が登録査定、18.8%である36,254件が拒絶となり、前年度に比べ登録査定率が小幅上昇した。

＜表Ⅶ－４－９＞商標登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2010年	125,161 (100)	99,127 (79.2)	26,034 (20.8)
2011年	127,733 (100)	94,913 (74.3)	32,820 (25.7)
2012年	136,371 (100)	103,660 (76.0)	32,711 (24.0)
2013年	168,759 (100)	130,158 (77.1)	38,601 (22.9)
2014年	168,837 (100)	134,745 (79.8)	34,092 (20.2)
2015年	193,023 (100)	154,615 (80.1)	38,408 (19.9)
2016年	191,980 (100)	155,726 (81.1)	36,254 (18.9)

\*多類商標基準、( )は構成比

## ロ. 国際商標登録の出願審査

国際商標登録出願の1次審査処理件数は26,431件で、この中で18.7%に該当する4,935件は出願公告決定、81.3%に該当する21,496件は意見提出通知をした。1次審査処理期間は2016年4.7ヵ月で、2015年5.5ヵ月より0.8ヵ月短縮した。

＜表Ⅶ－４－１０＞国際商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	その他	審査処理期間
2010年	15,932 (100)	3,713 (23.3)	12,219 (76.7)	-	9.9ヵ月
2011年	24,564 (100)	6,891 (28.1)	17,673 (71.9)	-	7.2ヵ月
2012年	19,807 (100)	5,510 (27.8)	14,297 (72.2)	-	6.0ヵ月
2013年	20,692 (100)	5,838 (28.2)	14,854 (71.8)	-	5.4ヵ月

2014年	24,447 (100)	6,450 (26.4)	17,997 (73.6)	-	5.8ヵ月
2015年	22,621 (100)	4,858 (21.5)	17,763 (78.5)	-	5.5ヵ月
2016年	26,431 (100)	4,935 (18.7)	21,496 (81.3)	-	4.7ヵ月

\*多類商標基準、審査処理期間は12月末基準

\* ( )は構成比

2016年の最終的な審査処理件数は22,857件で、この中で75.7%である17,298件が登録査定され、24.3%である5,559件が拒絶された。

<表Ⅶ-4-11> 国際商標登録出願の審査終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2010年	15,293 (100)	11,712 (76.6)	3,581 (23.4)
2011年	20,954 (100)	16,028 (76.5)	4,926 (23.5)
2012年	20,274 (100)	15,594 (76.9)	4,680 (23.1)
2013年	21,143 (100)	15,878 (75.1)	5,265 (24.9)
2014年	21,667 (100)	16,650 (76.8)	5,017 (23.2)
2015年	21,078 (100)	15,866 (75.3)	5,212 (24.7)
2019年	22,857 (100)	17,298 (75.7)	5,559 (24.3)

\*多類商標基準、( )は構成比

## 2. デザイン登録出願の審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 キム・キョンテ

2016年度のデザイン登録出願1次審査処理件数は66,706件で、この中で49.1%に該

当する32,755件は登録査定、50.9%に該当する33,951件は意見提出通知をした。

1次審査処理期間は2016年4.7ヵ月で、2015年の4.4ヵ月より0.3ヵ月増加した。

<表Ⅶ-4-12>デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	意見提出	その他	審査処理期間
2010年	49,778 (100)	26,985 (54.2)	22,793 (45.8)	-	10.0ヵ月
2011年	60,550 (100)	30,274 (50.0)	30,276 (50.0)	-	10.0ヵ月
2012年	65,039 (100)	31,168 (47.9)	33,871 (52.1)	-	8.8ヵ月
2013年	67,021 (100)	30,757 (45.9)	36,264 (54.1)	-	7.3ヵ月
2014年	71,851 (100)	34,149 (47.5)	37,702 (52.5)	-	6.5ヵ月
2015年	69,399 (100)	29,000 (41.8)	40,399 (58.2)	-	4.4ヵ月
2016年	66,706 (100)	32,755 (49.1)	33,951 (50.9)	-	4.7ヵ月

\*複数デザイン基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

\* ( )は構成比

2016年度の最終的な審査処理件数は67,800件で、この中で86.0%に該当する58,304件は登録査定、14.0%に該当する9,496件は拒絶査定された。

<表Ⅶ-4-13>デザイン登録出願の審査最終処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2010年	48,237 (100)	40,387 (83.7)	7,850 (16.3)
2011年	58,222 (100)	49,330 (84.7)	8,892 (15.3)
2012年	63,037 (100)	52,560 (83.4)	10,477 (16.6)
2013年	64,919 (100)	53,538 (82.5)	11,381 (17.5)

2014年	73,036 (100)	61,323 (84.0)	11,713 (16.0)
2015年	69,139 (100)	59,067 (85.4)	10,072 (14.6)
2016年	67,800 (100)	58,304 (86.0)	9,496 (14.0)

\*複数デザイン基準、( )は構成比

### 3. 異議審査の状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 キム・キョンテ

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録出願に対する異議申立件数及び異議申立率、異議認容率などは、以下の表のとおりである。商標登録出願を基準として見ると、2016年の商標登録異議申立件数は1,918件で出願公告件数の2.0%に該当し、異議決定件数のうち異議申立に理由があると認容された比率は42.8%であった。

<表Ⅶ-4-14> 異議申立件数、異議申立率及び異議認容率

(単位：件、%、ヵ月)

区分	2014年			2015年			2016年		
	商標	国際 商標	デザ イン	商標	国際 商標	デザ イン	商標	国際 商標	デザ イン
公告/登録件(A)	83,475	4,686	18,680	96,005	3,700	11,687	95,180	3,741	11,171
異議申立件(B)	1,891	54	117	2,190	38	45	1,918	46	42
異議申立率(B/A)	2.3	1.2	0.6	2.3	1.0	0.4	2.0	1.2	0.4
異議決定件(C)	2,467	42	131	1,704	51	87	1,985	39	44
異議認容件(D)	1,292	11	94	739	9	49	849	9	20
異議認容率(D/C)	52.4	26.2	71.8	43.4	17.7	56.3	42.8	23.1	45.5

## 第5章 審判分野

### 第1節 審判請求及び処理状況

#### 1. 権利別の審判請求及び処理件数状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルジョン

審判請求件数は2016年11,960件であり、前年に比べ14.5%の減少となった。権利別に見ると、実用新案21.4%、デザイン7.3%、商標4.8%の増加となったが、特許は25.4%の減少となった。これは、2015年に急増した医薬品許可-特許連携と関連する審判が1,900件余りから300件余りに減少したためである。

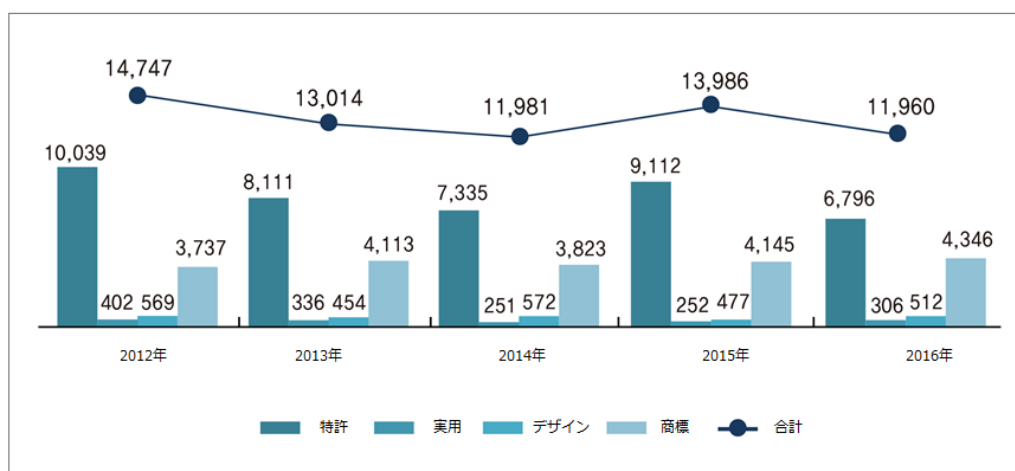
<表Ⅶ-5-1> 権利別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2012	2013	2014	2015	2016
請求 (増加率)	特許	10,039 (3.9)	8,111 (△19.2)	7,335 (△9.6)	9,112 (24.2)	6,796 (△25.4)
	実用	402 (△15.0)	336 (△16.4)	251 (△25.3)	252 (0.4)	306 (21.4)
	デザイン	569 (29.9)	454 (△20.2)	572 (26.0)	477 (△16.6)	512 (7.3)
	商標	3,737 (△3.1)	4,113 (10.1)	3,823 (△7.1)	4,145 (8.4)	4,346 (4.8)
	計	14,747 (2.2)	13,014 (△11.8)	11,981 (△7.9)	13,986 (16.7)	11,960 (△14.5)



＜図Ⅶ－５－１＞権利別の審判請求状況



審判処理件数は2016年8,993件で、前年度に比べ5.8%の減少となった。権利別には特許7.5%、実用新案9.5%、デザイン11.5%、商標2.3%の減少となった。

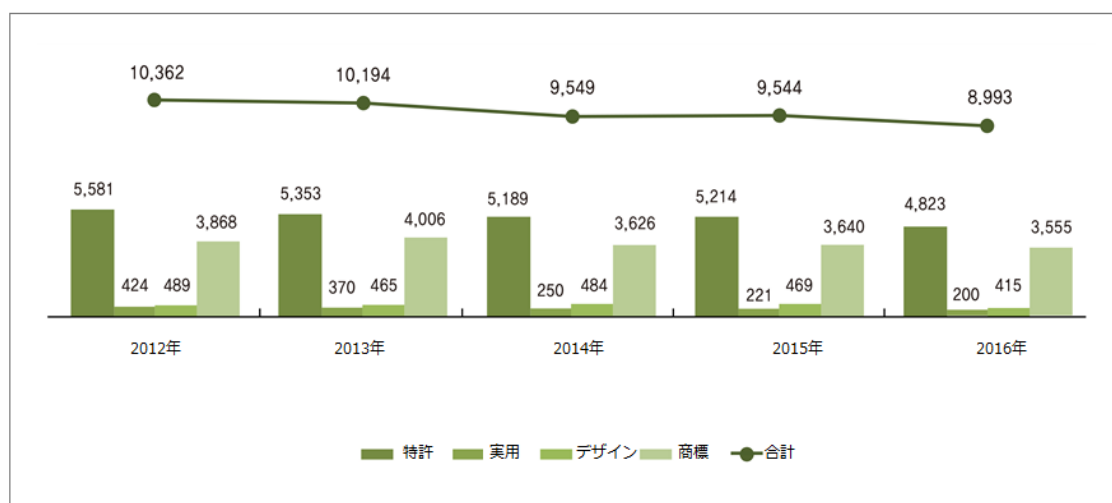
＜表Ⅶ－５－２＞権利別の審判処理及び前置登録状況

(単位：件、%)

年度		2012	2013	2014	2015	2016
処理 (増加率)	特許	5,581 (2.0)	5,353 (△4.1)	5,189 (△3.1)	5,214 (0.5)	4,823 (△7.5)
	実用	424 (△21.9)	370 (△12.7)	250 (△32.4)	221 (△11.6)	200 (△9.5)
	デザイン	489 (△21.0)	465 (△4.9)	484 (4.1)	469 (△3.1)	415 (△11.5)
	商標	3,868 (△1.8)	4,006 (3.6)	3,626 (△9.5)	3,640 (0.4)	3,555 (△2.3)
	計	10,362 (△2.0)	10,194 (△1.6)	9,549 (△6.3)	9,544 (△0.1)	8,993 (△5.8)
審査 前置登録 (増加率)	特許	4,341 (7.9)	3,519 (△18.9)	2,476 (△29.6)	1,786 (△27.9)	1,122 (△37.2)
	実用	39 (△40.9)	20 (△48.7)	1 (△95.0)	0 (△100.0)	0 (-)
	デザイン	- (△100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	商標	-	-	-	-	-
	計	4,380 (7.0)	3,539 (△19.2)	2,477 (△30.0)	1,786 (△27.9)	1,122 (△37.2)

\*処理は無効処分及び前置登録件数は除外

&lt;図VII-5-2&gt;年度別の審判処理状況



## 2. 審判請求人別の審判請求状況

請求人別審判請求件数の比率は、韓国企業39.4%、外国企業38.4%であり、韓国人・外国人を合わせた個人が19.3%を占めた。

&lt;表VII-5-3&gt;審判請求別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
韓国個人	特許	1,025	811	731	805	832
	実用	210	179	129	147	192
	デザイン	280	196	198	194	224
	商標	867	996	924	933	974
	計	2,382 (16.2)	2,182 (16.8)	1,982 (16.5)	2,079 (14.9)	2,222 (18.6)
外国個人	特許	77	61	48	50	41
	実用	-	-	1	1	1
	デザイン	1	1	6	1	-
	商標	47	100	54	50	50
	計	125 (0.8)	162 (1.2)	109 (0.9)	102 (0.7)	92 (0.8)
韓国企業	特許	3,390	3,023	2,819	4,706	2,754
	実用	183	149	114	93	108
	デザイン	226	210	313	234	235

	商標	1,218	1,471	1,486	1,615	1,619
	計	5,017(34.0)	4,853(37.3)	4,732(39.5)	6,648(47.5)	4,716(39.4)
外国企業	特許	3,770	5,116	3,952	3,253	2,864
	実用	4	6	7	11	4
	デザイン	60	61	45	45	53
	商標	1,297	1,567	1,511	1,523	1,676
	計	5,131(35.6)	6,750(45.8)	5,515(42.4)	4,832(34.5)	4,597(38.4)
公共研究機関	特許	256	134	113	145	111
	実用	-	-	-	-	-
	デザイン	-	-	-	1	-
	商標	-	19	12	3	10
	計	256(1.8)	153(1.0)	125(1.0)	149(1.1)	121(1.0)
大学	特許	405	277	129	147	180
	実用	1	1	1	-	1
	デザイン	-	1	2	2	-
	商標	14	13	12	14	6
	計	420(2.9)	292(2.0)	144(1.1)	163(1.2)	187(1.6)
その他	特許	40	20	22	6	14
	実用	1	2	-	-	-
	デザイン	-	-	-	-	-
	商標	8	6	11	7	11
	計	49(0.3)	28(0.2)	33(0.3)	13(0.1)	25(0.2)

\*その他:国、自治団体など

\* ( ) は構成比(%)

### 3. 韓国人・外国人間の当事者系の審判請求状況

2016年度の当事者系審判は総件数で4,388件が請求され、この中で韓国人と韓国人間での審判請求は2,675件(61.0%)、韓国人と外国人間での審判請求は1,527件(34.8%)、外国人と外国人間での審判請求は186件(4.2%)であった。

<表Ⅶ-5-4> 韓国人・外国人間での当事者系審判請求状況

(単位:件)

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
----	-------	-------	-------	-------	-------

韓国人 と 韓国人	特許	872	783	765	889	795
	実用	192	179	124	127	97
	デザイン	388	298	382	320	370
	商標	1,047	1,152	1,157	1,474	1,413
	計	2,499	2,412	2,428	2,810	2,675
韓国人 と 外国人	特許	122	130	270	1,970	359
	実用	-	-	3	2	
	デザイン	3	4	3	8	6
	商標	109	244	146	194	184
	計	234	378	422	2,174	549
外国人 と 韓国人	特許	14	29	20	15	19
	実用	2	2	1	2	
	デザイン	23	14	18	19	20
	商標	609	652	585	750	939
	計	648	697	624	786	978
外国人 と 外国人	特許	10	6	17	11	7
	実用	-	-	-	2	
	デザイン	-	-	-	-	
	商標	117	154	118	162	179
	計	127	160	135	175	186
合計	特許	1,018	948	1,072	2,885	1,180
	実用	194	181	128	133	97
	デザイン	414	316	403	347	396
	商標	1,882	2,202	2,006	2,580	2,715
	計	3,508	3,647	3,609	5,945	4,388

\*韓国人と韓国人:請求人が韓国人・被請求人が韓国人

\*韓国人と外国人:請求人が韓国人・被請求人が外国人

\*外国人と韓国人:請求人が外国人・被請求人が韓国人

\*外国人と外国人:請求人が外国人・被請求人が外国人

#### 4. 韓国企業・外国企業間での審判請求状況

2016年度の韓国企業と外国企業間での審判請求総件数は1,087件であり、前年度に比べ56.7倍の減少となった。外国企業の審判請求は624件(57.4%)で、韓国企業の審判請求の463件(42.6)より高く、外国企業が審判請求した624件の中には、商標事件が600件(96.2%)で多数を占め、韓国企業が請求した463件の中には、特許事件が341件(73.6%)で多数を占めている。

＜表Ⅶ－5－5＞韓国企業・外国企業間での審判請求状況

(単位：件)

区分			2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
請求人	被請求人	権利別					
韓国企業	外国企業	特許	97	107	251	1,939	341
		実用	-	-	3	-	
		デザイン	3	4	1	8	4
		商標	83	172	104	119	118
		計	183	283	359	2,066	463
外国企業	韓国企業	特許	12	27	18	15	17
		実用	2	1	-	-	
		デザイン	7	7	7	6	7
		商標	362	380	317	425	600
		計	383	415	342	446	624
合計		特許	109	134	269	1,954	358
		実用	2	1	3	-	0
		デザイン	10	11	8	14	11
		商標	445	552	421	544	718
		計	566	698	701	2,512	1,087

#### 5. 中小企業・大企業間での審判請求状況

中小企業と大企業間での審判請求件数は、2016年は総件数が125件となり、前年度

に比べ19.0%の増加となった。産業財産権の中で商標が90件で72.0%を占め、中小企業と大企業間で最も紛争が多く発生している。

＜表Ⅶ－5－6＞中小企業・大企業間での審判請求状況

(単位：件)

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
特許	62	71	77	26	31
実用	13	11	4	-	2
デザイン	13	9	5	-	2
商標	138	138	111	79	90
計	226	229	197	105	125

\*中小企業：中小企業基本法に基づく企業(2015年以降からは大企業において中堅企業を除外)

## 6. 審判処理期間の状況

審判処理期間は、2016年は9.5ヵ月で前年比2.6ヵ月が増え、特許と実用新案は平均10.0ヵ月、商標デザインは8.9ヵ月がかかることが分かった。これは、2015年に急増した当事者系審判事件を2016年に優先処理しているため、全体的な審判事件の処理が遅れているためである。

＜表Ⅶ－5－7＞年度別の審判処理期間状況

(単位：ヵ月)

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
特許・実用	10.2	9.7	9.4	7.2	10.0
商標・デザイン	7.4	6.8	7.3	6.4	8.9
計	9.0	8.5	7.9	6.9	9.5

## 第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

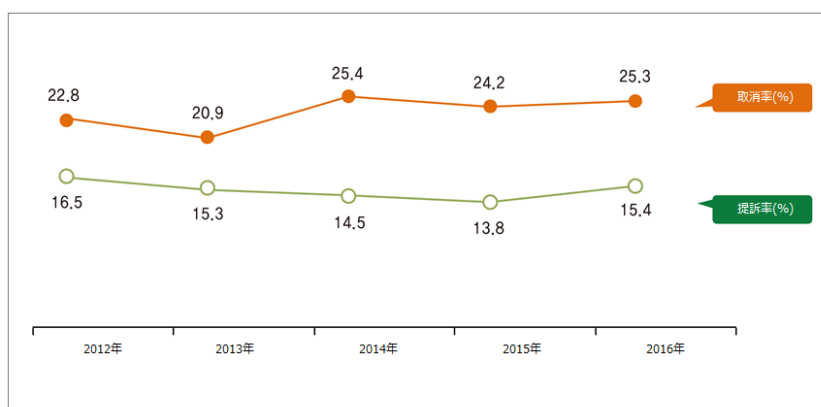
特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルジョン

1998年に特許裁判所が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許裁判所に訴を提起した割合は15%台を維持してきたが、2016年は15.4%で、2015年に比べ1.6%pの増加となった。また、特許裁判所の判決の中で特許審判院の審決を取消した割合は2016年25.3%で、前年度に比べ1.1pの増加となった。2016年に提訴率が増加した理由は、2015年に急増した存続期間延長登録無効審判の棄却審決に対する不服が増えたためである。

＜表Ⅶ－5－8＞特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

(単位：件、%)

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
訴訟提起可能審決	6,930	6,816	6,567	6,347	6,417
訴訟提起	1,145	1,044	954	873	987
提訴率(%)	16.5	15.3	14.5	13.8	15.4
判決件数	1,183	1,025	971	817	889
取消判決	270	214	247	198	225
取消率(%)	22.8	20.9	25.4	24.2	25.3



## 第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルジョン

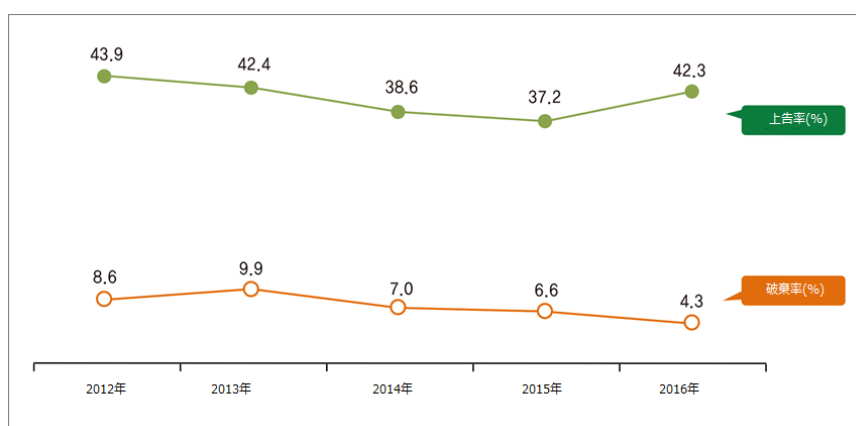
特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した割合は、2016年は前年度に比べ5.1%p減少した42.3%であり、上告審で特許裁判所の判決を破棄した割合は2016年4.3%で、前年度に比べ2.3%pの減少となった。

＜表Ⅶ-5-9＞最高裁判所への上告提起及び宣告状況

(単位：件、%)

年度		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
特許裁判所判決		972	811	736	646	755
上告	件数	427	344	284	240	319
	上告率(%)	43.9	42.4	38.6	37.2	42.3
高裁判所宣告		419	372	315	257	278
破棄	件数	36	37	22	17	12
	上告率(%)	8.6	9.9	7.0	6.6	4.3

\*特許裁判所の判決件数：全体判決件数のうち、認容、棄却、却下を意味する。





## 付録

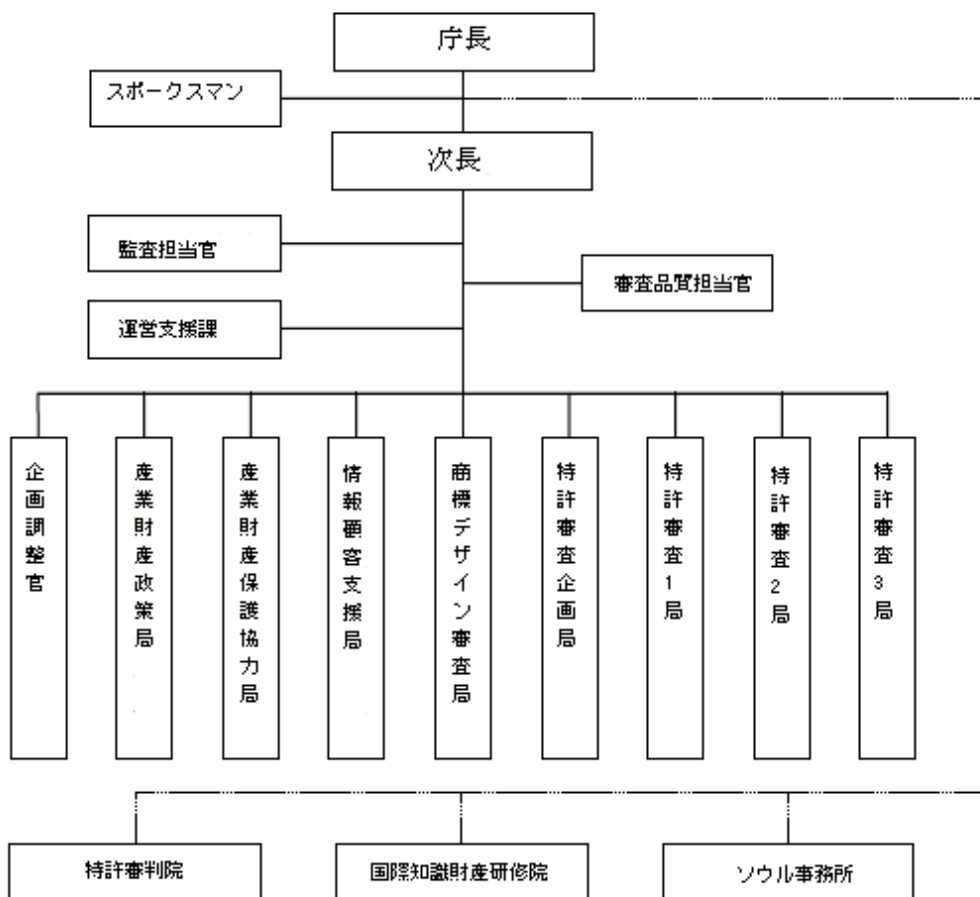
## 1. 歴代庁長

歴代	氏名(漢字)	任期期間	任命前の直前経歴
初代	裴相穢	1977. 3. 12～1977. 12. 23	工業団地管理庁長
2代	安永哲	1977. 12. 23～1978. 12. 30	特許庁次長
3代	李相燮	1978. 12. 30～1982. 12. 18	商工部次官補
4代	洪性佐	1982. 12. 28～1985. 10. 19	商工部第1次官補
5代	車秀明	1985. 10. 19～1988. 3. 4	商工部第1次官補
6代	朴弘植	1988. 3. 5～1990. 3. 19	特許庁次長
7代	金喆寿	1990. 3. 20～1991. 9. 18	商工部第1次官補
8代	金泰俊	1991. 9. 20～1993. 3. 3	商工部第2次官補
9代	安光吞	1993. 3. 4～1995. 12. 25	商工部第2次官補
10代	鄭海滸	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通産部次官補
11代	韓惠洙	1996. 12. 24～1997. 3. 6	通産部通商貿易室長
12代	崔弘建	1997. 3. 7～1998. 3. 8	通産部企画管理室長
13代	金守東	1998. 3. 9～1999. 5. 26	特許庁次長
14代	吳剛鉉	1999. 5. 26～2000. 8. 11	産業資源部次官補
15代	林来圭	2000. 8. 11～2002. 2. 4	特許庁次長
16代	金光琳	2002. 2. 5～2003. 3. 3	予算決算委首席専門委員

17代	河東万	2003. 3. 3～2004. 9. 3	国務調整室経済調整官
18代	金鍾甲	2004. 9. 3～2006. 1. 31	産業資源部次官補
19代	全湘雨	2006. 2. 1～2008. 4. 30	特許庁次長
20代	高廷植	2008. 5. 1～2010. 4. 30	産業資源部 エネルギー 資源政策本部長
21代	李秀元	2010. 5. 1～2012. 4. 30	大統領室非常経済状況室長
22代	金昊源	2012. 5. 1～2013. 3. 17	国務総理室国政運営2室長
23代	金榮敏	2013. 3. 18～2015. 3. 17	特許庁次長
24代	崔東圭	2015. 5. 12～現在	駐ガーナ韓国大使館特命全権大使

2. 機構・定員・予算状況

イ. 機構：1官8局52課15チーム、3所属機関



ロ. 定員：1,592名(本庁1,392名、所属機関200名)

(2016.12.31.基準、単位：名)

区分	政務職	高位公務員団	3・4～4級	4・5～5級	6級以下	管理運営	計
計	1	23	98	1,072	354	44	1,592
本庁	1	10	53	985	307	36	1,392
特許審判院	-	12	41	75	16	-	144
研修院	-	1	3	9	16	4	33
ソウル事務所	-	-	1	3	15	4	23

ハ. 予算：2016年度歳入・歳出予算は5,937億ウォン(2015年度対比12.9%増加)

(百万ウォン、%)

区分		2015年 予算(A)	2016年 予算(B)	増減(B-A)	増加率
合計		525,628	593,659	68,031	12.9
歳入	☐手数料収入	441,953	458,720	16,767	3.8
	☐その他収入	83,675	134,939	51,264	61.3
歳出	☐主要事業費	273,954	263,331	△10,623	△3.9
	■審査・審判サービスの提供	76,479	80,620	4,141	5.4
	■知的財産創出基盤の強化	94,735	95,965	1,230	1.3
	■知的財産権保護及び活用促進	63,953	47,036	△16,917	△26.5
	■知的財産行政の情報化	34,417	35,284	867	2.5
	■知的財産行政の総合支援	4,370	4,426	56	1.3
	☐公共資金管理基金預託金	100,837	28,464	△72,373	△71.8
	☐機関運営経費	136,186	143,243	7,057	5.2
	☐公務員年金など	14,651	158,621	143,970	982.7

### 3. 特許庁所管の法令状況

法律(9)	大統領令(12)	付属令(9)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査制度課
	特許権などの登録令	特許権などの登録令施行規則	登録課
	特許権の受容実施などに関する規定		産業財産政策課
		特許料などの徴収規則	情報顧客政策課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査制度課
デザイン保護法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	デザイン審査政策課

商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
	公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定	公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定施行規則	産業財産政策課
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令		産業財産保護政策課
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	産業財産創出戦略チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課
発明教育の活性化及び支援に関する法律	発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令		産業財産人材課

## 4. 2016年庁長のマスコミ広報活動

報道日付	報道内容	報道媒体	備考
1. 6	「今年、我が国における知的財産の次の半世紀を切り開く転換の年である」	大田today	寄稿
1. 28	「中小・中堅企業を育てる特許成長板をつくる」	東亜日報	インタビュー
2. 1	スマートフォン発グローバル企業の特許係争、モノのインターネット、スマートカーに拡大	韓国経済	インタビュー
2. 11	ニュースキャスターが会った人 - 崔東圭特許庁長	MBC	放送出演
2. 19	現場疎通力を主張する崔東圭特許庁長	アジア経済	インタビュー
2. 24	正確な審査により特許品質を高める。	ファイナンシャルニュース	インタビュー
3. 15	特許不毛の地、中東-アジア市場の先占に期待	東亜日報	インタビュー
3. 23	商標も特許と同じなのか。	電子新聞	寄稿

4.1	中小企業向けの知的財産経営環境をつくる。	月刊信用社会	インタビュー
4.6	キャラクターに係る著作権とデザイン権	電子新聞	寄稿
4.25	「特許と亀甲船」	ファイナンシャルニュース	寄稿
4.27	治療、診断方法も特許になるのか。	電子新聞	寄稿
4.29	簡単に無効にならない強い特許づくり	ソウル経済	寄稿
5.4	「特許は生きている財産」、審査・審判の品質を画期的に高める。	デジタルタイムズ	インタビュー
5.11	誰かが私と同じSWを販売するならば	電子新聞	寄稿
5.12	就任1周年を迎えた崔東圭特許庁庁長	ファイナンシャルニュース	インタビュー
5.25	商標登録がされてなければ、お店の名前を無断で使っても防げない。	電子新聞	寄稿
5.27	「合理的な特許争訴制度で企業の負担を減らすべき」	アジア経済	インタビュー
5.31	海外商標出願を行ってから韓流恵沢を受ける。	韓国経済	寄稿
6.8	「特許vs営業秘密」の料理秘法は、どのように保護受けるのか。	電子新聞	寄稿
6.14	傷だけの勝訴、特許係争の長期化を防ぐ	東亜日報	インタビュー
6.23	IP Joint Statement	Korea Herald	インタビュー
6.29	特許請求範囲は長いほど有利？	電子新聞	寄稿
7.13	私が先に発明をしたのに、特許は別の人が受けたのであれば	電子新聞	寄稿
7.20	特許庁において一番重要な人	ソウル新聞	寄稿
8.17	商標不正使用の序列(上)	電子新聞	寄稿
8.24	商標不正使用の序列(下)	電子新聞	寄稿
9.7	食堂シェフの秘法特許はだれのもの？	電子新聞	寄稿
9.28	デザインと発明はどう違うのか	電子新聞	寄稿
10.19	保護期間が短い実用新案、流行に敏感な技術に適合	電子新聞	寄稿
10.21	AIとビックデータがグローバル知的財産権に及ぼす影響	Korea Herald	インタビュー
11.3	特許は□と□□だ。	毎日経済	寄稿
11.11	過去とメモ	毎日経済	寄稿
11.19	特許と韓国シリーズ	毎日経済	寄稿
11.28	萬流歸宗	毎日経済	寄稿
11.30	有害な発明は特許を受けられない？	電子新聞	寄稿
12.6	マトリョーシカ (Matryoshka)	毎日経済	寄稿
12.14	不公正取引と不正競争	毎日経済	寄稿

12.16	IP5「特許ドリームチーム」にかける期待	イーディリー	寄稿
12.22	剽窃・偽造・模倣品	毎日経済	寄稿
12.26	第四次産業革命時代における特許の役割	ファイナンシャルニュース	寄稿
12.28	一度拒絶された商標、再度登録は受けられないのか?	電子新聞	寄稿
12.30	ジャングルの法則	毎日経済	寄稿

## 5. 2016年庁長の現場における疎通活動

日付	場所	内容	報道媒体
1.11	スペイン アリカンテ	韓-OHIM(ヨーロッパ共同体商標デザイン庁)バイ会談	アジア経済
1.14	ドイツ ミュンヘン	韓-ヨーロッパ特許庁バイ会談の参加	アジア経済
1.15	韓国知識財産センター	発明特許人の新年挨拶会	イニュースTODAY
2.4	中小企業会館	中小企業人との懇談会	連合ニュース
2.15	大韓弁理士協会	デザイン権に関する判例動向及び分析と講演	アジア経済
2.18	全北大学	特許庁-全北大学の業務協約	全北毎日新聞
2.25	特許庁ソウル事務所	特許庁-UAE経済部の特許情報システム輸出に関する業務協約	東亜日報
2.26	JWマリオットホテル	特許庁-群山大、大真大、東亜大との業務協約	ニューシス
2.29	COEX	韓-トルコ特許庁長の懇談会と業務協約	連合ニュース
3.7	韓国知識財産センター	YOUME科学財団の特別講演	イニュースTODAY
3.24	尖端医療産業振興財団	民間合同による輸出投資対策に関数会議に参加	連合ニュース
4.7	ザープラザ-ホテル	知的財産最高責任者のセミナー	ニューシス
4.14	済州テクノパーク	済州IP創造ゾーンの開所式と説明会	連合ニュース
4.21	イムペリアルパレスホテル	知的財産創造企業との協議会	ニュース1
4.22	リゾームフォレスト	KINPA懇談会	ニューシス
5.18	KTチェンバーホール	青少年発明記者団のフェスティバル及び講演	イニュースTODAY
5.19	COEX	第51回発明の日記念式の参加及び講演	連合ニュース
5.23	韓国知識財産センター	韓-UAEの政策会談	ニューシス
5.25	リツカルトンホテル	国際知的財産コンファレンス	マネーTODAY
5.27	韓国知識財産センター	韓国知識財産学会の春季学術大会	ニューシス
6.9	ザープラザ-ホテル	国際知的財産権及び産業保安コンファレンス	ファイナンシャルニュース



6.16	一山KINPEX	大韓民国世界女性発明大会及び女性発明品博覧会に参加	ニューシス
6.30	韓国科学技術研究院	R&D特許戦略支援事業の参加機関の現場訪問	イニュースTODAY
7.7	ザープラザ-ホテル	知的財産最高責任者のセミナー参加	アジア経済
7.27	国会議員会館	発明教育の活性化トークコンサートの参加及び講演	アジア経済
8.16	特許裁判所	特許訴訟弁論大会	イニュースTODAY
8.24	COEX	IPシェアリングコリア	イニュースTODAY
8.24	COEX	特許戦争2016コンファレンス	電子新聞
8.27	ナムジョンヒョンセンター	大韓民国グラミー青少年発明大会	YTN
8.31	国会議員会館	特許無効審判制度の公聴会	イニュースTODAY
9.5	国会議員会館	大韓民国の世界特許ハープ国家推進委員会	ニュース1
9.8	春川ベアーズホテル	科学技術大祝典イベントの講演	中道日報
9.9	済州大学	地域産業発展フォーラムの講演	アジア経済
9.12	西帰浦産業科学高等学校	済州特性化高の訪問、教育現場の点検	ニュース1
9.13	ソウル科学技術大学	ソウル科学技術大で講演	イニュースTODAY
10.4	スイスジュネーブ	世界知的所有権機構(WIPO)総会に参加	ソウル経済
10.11	ジュウリー市場	伝統市場の訪問と激励	ニューシス
11.4	ロッテホテル	韓国知識財産学会50周年記念式及び学術大会に参加	ニューシス
11.23	COEX	生活発明コリア	中道日報
11.24	新羅ホテル	キャンパス特許戦略ユニバーシアード	イニュースTODAY
12.1	COEX	大韓民国知的財産大典	連合ニュース
12.15	KBS	特許庁-KBSの業務協約	KBS
12.15	中小企業中央会	中小企業の忘年会に参加、優秀中小企業支援機関	アジア経済
12.21	ノホテル	第42回知的財産最高責任者セミナー	アジア経済

## 2016年度知的財産白書

---

発行日：2017年5月

発行人：崔東圭(チェ・ドンギユ)

発行処：特許庁 〒35208

大田広域市西区庁舎路189(政府大田庁舎4棟)

定 価：15,000ウォン

---

- ◆本冊子は政府刊行物販売センター([www.gpcbook.co.kr](http://www.gpcbook.co.kr))で販売しております。
- ◆本冊子は著作権法により保護される著作物であり、無断転載や複製は禁じております。
- ◆本冊子に関する問い合わせなどがありましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。
  - － 特許庁企画財政担当官室、電話：042-481-8616